條常陸國の部を見よ、

イシオキヒキ 石置引 江戸時代、地租を免除する法の一種、高所の川澤の水溢れて、大石を低地の田畠に流入し、人力にて除き難き所、又は石砂入の田畠を耕作する爲めに石砂を棄る所等の地租を除くなり（地方凡例錄）

イシガキヤマ 石垣山 所在 相模國足柄下郡早川村の西方 沿革 明應中北條早雲、小田原城攻入の時、牛角に松炬を結付け此山へ攻め登りしと云ふ、天正十八年豐臣秀吉小田原征伐の時、北條の老臣松田憲秀秀吉に內通し、此山に陣取せば攻城の上策なるを告ぐ、秀吉依て竊に山上に城壘を築き、小田原城內を眼下に望み攻め、城遂に陷る、當時の記錄に、笠排山陣營とある者是なり、又秀吉が德川家康に、關東八州を與ふることを約せしも、この陣所なりと云ふ、今猶舊跡ありて、本丸と唱ふる所、廻り二百四十間、西方に天主臺の跡あり、二丸と唱ふる所、廻り四百九十間餘、廓內に馬冷場、井戸曲輪と呼べる所あり（新編相模國風土紀稿）

イシカハウチ 石川氏（伊勢龜山） 姓は清和源氏、鎭守府將軍義家より出づ、義家の五男下總權守義基の嫡子河內守義兼、河內石川郡を領す、依て子孫石川氏と稱す、初め石河と書し、後ち今の名に改む、義兼七代朝成、外祖下野權守小山高時の養子となり、小山と號す、曾孫政康三河國に至り、小川城に住し、又石川と稱す、其子親康、德川親忠の恩顧を蒙り、諸代の宿老となる、三代家成家康に仕へ、小牧關ヶ原の戰に大功あり、慶長六年二月美濃國大垣城に五萬石に封ぜらる、家成の孫忠總、慶長十九年實父大久保忠隣の罪に座す、後ち大阪陣の功により、寛永十年十二月下總佐倉城に六萬石に封ぜらる、十二年近江膳所城に七萬石に移封、慶安三年嫡昌勝、孫康勝（五萬石）二弟總長（一萬石）三弟貞當（七千石）四弟總（三千石）に分配す、翌年伊勢龜山城に移り、寛文九年山城淀城六萬石に移封、正德元年總慶備中松山に移り、延享元年春伊勢龜山城に移る、爾來世襲し明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○義兼—頼房—忠教—忠頼—義忠—時通
- 朝成—氏房—泰信—政康（石川中將）—親康
- 忠輔—清兼—家成—泰通—忠總—康勝
- 憲之—義孝—總慶—總堯—總純—總博
- 總師—總佐—總安—總紀—總祿—總脩
- 成之—成德

イシカハウチ 石川氏（常陸下館） 石川忠總の二男總長、慶安三年十一月一萬石を受けて分封す、承應四年九月伊勢國に移封、神戸城に治す、萬治三年大阪定番に補せられ一萬石を河內國石川郡に加賜、合せて二萬二千石を領す、享保十七年封を常陸國に移し下館城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○總長—總良—總茂—總陽—總侯—總彈
- 總般—總親—總承—總貫—總管—重之

イシカハカヅマサ 石川數正 名義 初字與七郎、內記又伯耆守と稱す、後ち出雲守と改む 系譜 姓は源氏、三河の人、清兼の孫、父を康正（或は康昌に作る）といふ 事蹟 德川氏の世臣功より家康に近侍し、常に軍に從ふ、曾て今川氏に質たりし清洲夫人及び世子信康を得て駿府に歸る、味方原、姉川、長篠の各役毎に先鋒となり功あり、家康秀吉と隙を構ふるや、數正秀吉の勢日に盛なるを見て、心動き、天正十三年十月大阪に奔る、然れども秀吉其不義を惡みて禮せず、數正慚悔して病と稱し家居す、後ち和泉國に封ぜられ軍事を監す、秀吉家康と和するや、數正の爲めに懇請し、再び家康に謁見せしむ、天正十八年信濃の深志城に封ぜられ、邑十萬石を食み終る所を詳かにせず（野史）

イシカハチヤウザン 石川丈山 名義 本名重之（或は凹に作る）通稱三彌、又は喜右衛門、又は左近、字は孫助、丈山、六々山人、四明山人、凹凸窩、至樂窩、大拙、烏鱗、默啓、東溪、三足、遷齋、蓍春翁、詩仙堂、頑仙、蔵里等の號あり、又華月翁、嘯月樓梅關、半仙子、蜂要、小有、蓮軸、吟狂叟等の號ありといへり 系譜 姓は清和源氏、高祖父信貞德川長親に仕へ、曾祖父信治德川清康に、祖父正信成烈公に仕ふ、父は信定といふ 事蹟 幼にして岐嶷、四歲にして健步里餘を步行す、穎敏人に過ぐ、童にして清見寺僧說心に從學し、駿府に仕ふる後、宿直終て後ち常に來往して勤學す、十六歲の時、德川家康に仕ふ、左右に陪侍して恩遇常に異なり、祿五百石を賜ふ、元和元年大阪の役特功を樹てんと欲し、竊に先登して敵首を獲、然れど軍令に背き、旨に悖ふを以て黜けらる、茲に於て京師に屏居し藤原惺窩の門に遊ぶ、時に年三十三、母老いて家貧、適〻淺野長晟

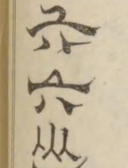
（丈山花押）

招くに祿千石を以てす、丈山爲めに聘せられ、居ること數年、寛永十三年母の死後致仕し京師に歸り、叡山の西麓一乘寺村に詩仙堂を築き、漢晉唐宋作者三十六人詩を攬び、狩野探幽をして像を畫かしめ梁上に揭げ、吾邦の歌仙に擬す、後水尾天皇その雅致を聞かれ召せど固辭す、寛文十二年五月二十三日歿す、年九十、丈山終世婦女を近寄せず、剛直にして廉潔、門を杜し自ら養ふ、詩に長じ又書と畫とに巧なり、曾て後光明天皇に隸書を奉り、愛重せられて酒肴を賜はる、又傍ら茶道に通ず 著書 詩仙詩、匏餘筆語集、本朝仙註、正續覆醬集等（先哲叢談、先哲像傳、墓銘、近代著述目錄、野史、扶桑名畫傳）

石川主一氏所藏（史料編纂掛編纂掛寫集）

イシカハノコホリ 石川郡 所在 河內國 地形概略 仁德天皇十四年大溝を感玖に穿ち、石川の水を引きて灌漑に便ならしむ、姓氏錄に、紺口縣主あり、本郡紺口郷に居る、感玖亦同地にて、本郡の域內に屬す、和名抄に、佐備（サビ）紺口（コンク）雜居（サハイ）大國（オホクニ）の四郷あり、永正九年の足利氏內書案に、東條郡と見ゆるもの、亦本郡の稱なれども、寛文以來舊稱を用ふ、明治二十九年三月志貴、丹南、八上、安宿部、古市、石川、錦部の七郡を合して、南河內郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イシカハノコホリ 石川郡 所在 加賀國 地形概略 嵯峨天皇弘仁十四年六月、加賀郡の八郷を割て之を建つ 沿革 和名抄に、中村（ナカムラ）富樫（トムカシ）椋部（クラベ）三馬（ミマ）拜師（ハヤシ）井手（キテ）笠間（カサマ）味知（ミチ）大桑（オホクワ）大野（オホノ）芹田（セリタ）井家（キノイヘ）の郷あり、爾來變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イシカハノシヤウジヤ 石川精舍 所在 大和國高市郡白橿村石川に舊址在 起原沿革 敏達天皇十三年、蘇我馬子石川の宅に精舍を修治し佛像を奉祀す、是れ本邦佛寺の始めにて、佛法の盛に起るこれよりす、十四年塔を大野丘の北に築き、司馬達爲す所の舍利を納む、時に惡疫流行す、物部守屋、中臣勝海奏請して佛法を禁斷し、塔を倒して之を燒く、然れども守屋遂に馬子の爲めに殺され、佛法益々盛なり、精舍の存立詳かならず、今其敬址に、浮土宗本明寺あり（大和志、三十三所圖會）

イシカハマサモチ 石川雅望 名義 字は子相、狂名を宿屋飯盛といふ、家號を五郎賣、又巡旅主人、稱を五郎兵衛と呼ぶ、又六樹園とも呼ぶ、法號六樹園靈譽五老居士 系譜 父を糟屋七兵衛と呼び、小傳馬町に旅館を業とす 著書 狂歌戲文に名あり、壯年の時放逸、父の歿後改悛し學を好む、狂歌を小島溫之に學び、後ち太田蜀山人に就き、又古屋昔陽を師とし學を受く、最も源氏物語を好み俗事を記すにも雅言を以てす、故に狂歌戲文を以て世に鳴りしも、其本意にはあらざりしと云ふ、後ち京都より法眼に叙し、宗匠の號を賜ふ、文政十三年三月二十四日江戸靈岸島東湊町にて歿す、年七十八、淺草正覺寺塔中智相院に葬る 著書 雅言集覽、源註餘滴、北里十二時、嬉覺のすさび、清石問答等あり、其他戲作小說多し（古學小傳、俳家奇人談）

イシカリノクニ 石狩國 沿革 北天鹽に境して一角を伸べ、東は北見十勝及び日高に接し、南は膽振に界し、西は南後志に界し、北は半海を受く、形ち四指を握りて將指を張るが如し、東西凡四十三里餘南北凡二十六里、北海道に屬す 沿革 昔時德川幕吏の來るや、嗟賞して建都の所と爲す、松前氏の時、石狩領を設け家臣の采邑と爲す、文化四年箱館奉行に緣し、文政四年松前藩に復し、安政二年再箱館奉行に緣す、明治二年八月、石狩、厚田、釜濱の三領を合せて石狩國を置き、分て九郡となす、同十一月河南札幌の地に開拓使の假官廳を開き、北海道及び樺太の事を司る、四年九月本使の管轄となる（北海道志稿）

井シキ 逢式 王朝時代に於ける罪名、式に逢ふものを云ふ、又別式とも云ふ、雜律に、逢令者笞五十、別式減二一等」とあり（金玉掌中抄、法曹至要抄）

井シキカイ井デウレイ 逢式註逢條例 名義 法則をたがひ、或は誤り逢ふ者を罰する規則、

說文に、式は法也、註は誤也と見えたり 起原沿革 明治五年十一月十三日、東京に於て始めて施行し、六年七月十九日各地方に於て布告す、年々增加及び改正の布告あり、十三年七月刑法施行の際に消滅す、條例は初め五十四條より成る、違式の罪を犯す者は、七十五錢以上壹圓五拾錢以下の贖金を徵し、資力なき者は笞罪十以上二十以下に處し、註違の犯罪者は、六錢貳厘五毛以上拾貳錢五厘以下の贖金を徵し、資力なき者は拘留一日以上二日以下に處す、違式罪目には、無道、腐敗の飲食物及び病死の獸肉を販賣し、或は、風俗壞亂の物品販賣、醜體露出、道路通行の防害等とし、註違罪目は、狹隘の道路に馬車を疾驅し、車を道傍に置き、居宅前の掃除を怠り、往來に大小便を爲し、喧嘩口論及び人の自由を妨げ且つ驚愕すべき噪鬧を爲すこと等とす(法令全書)

イシグラ

イシコヅメ　石倉　倉(クラ)を見よ、

石子詰　越後國上杉氏の刑法、天文二十二年上杉氏の下知文に、强奸盜賊樣多と交りし男女双方共、以上石子詰とあり、往來繁き道傍に穴を掘り、罪人を其中に立たしめ、杭に縛りつけ、肩より上を出させ、其餘は石にて埋め、朝夕の食事は番人をして賜はしむ、凡三晝夜位にて免さる、然れども生涯不具者たるを免れずといふ(越後風俗考)

イシゴリドメノミコト　石凝姥命 系統 天兒屋根命の孫にて、天樣戸神の子 事績 鏡作連の祖、紀伊國名草郡日前國懸宮は卽ち此命を祭れる所なり、其作る處の鏡にして、今日に傳はれるものは、一は同上國懸宮の神體、一は伊勢神宮に奉安せる神鏡、卽ち三種の神器の一たるもの二となす、後ち天孫に從ひて此土に降る(古事記、古語拾遺)

井シシキ　井司職　水田の用水となるべき溜井、灌河等のことを司る、名主山守の類なり、長曾我部元親百箇條に井奉行と書せり、眞上氏の文書に左の如く見えたり(武家名目抄)

攝津國眞上村眞上虎才九殿御知行分之事
眞上地頭職散在田畠等
一同村長者職 井神主職 決罰之
一同村惣檢斷職
一同村井司職 井付有之 井斷稻 內段刈三分先 外段刈六分先
文和元年二月十日

イシダキ　石抱 名義 江戸時代に行ひし拷問の一種、犯罪者笞打の拷問にても尙ほ白狀せざる時、之を行ふ 方法 眞木又十露盤板と稱する三角形の臺を、庭受柱の前に據へ、囚人を其上に座せしめ(尻をまくりて)縛りたるまゝ體は柱にくゝり付け、膝の上に石を五枚のせ、尙ほ白狀せざれば、十枚にも至る、其石五枚にて囚人のあごの邊まで屆く、見る間に囚人段々口より泡を吐き、鼻水を出す故、藁を石の上に載せ、首を受けしむ、石は落ちざる爲め、太繩にて縛り、柱にくゝり置き、下男附添ひ注意す、斯く石を積みて時を經れば、總身は悉く蒼色に變じ、口鼻より泡を吐き、又血を吐くに至る、尙ほ白狀せざれば、下男左右より力を極めて石を動かす故に、麗の肉眞木にくひ込み、骨も碎くる許りなり、凡三四時間程かく行ひ、四人の絕命せざるを度合となす、斯くて最早是までと見込ときは、打役に命じて石を卸さしむ、下男及び非人惣掛にて、速に取片付を爲し、囚人は釣臺に載せ仰向に臥させ、醫師は氣付と冷水とを與へて室內にかき送るなり、拷問中白狀せざれば、牢送を聞き、白狀書を作りて拷印せしむ、尙ほ白狀せざれば、更に海老責(「エビセメ」參看)に行ふ、拷問(ガウモン)參看○十露盤板は、木を三角の角を少し取りたるものにて、五本排へ三寸貫ぬ打付るなり、石は伊豆石にて、目方十三貫づゝ、長さ三尺幅一尺厚三寸のものとす(刑罪祕錄、拷問實記)

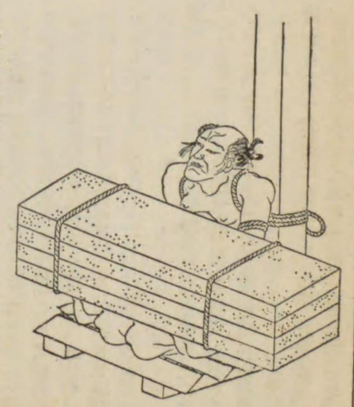

イシタタミ　石疊(甃)　石を敷き並べたる所、或は石を疊み上げたる所をいふ、凡屋根ある門に、石疊石階あり、玄關出來し以後は、門より玄關の道、また玄關の道に石疊を用ふる事となれり、石疊の起原詳ならず、菅原道眞の歌に、千代の松原石疊とあるを見れば古きことなるべし、續古今集に、三熊野の神倉やまの石たゝみ、金葉集に、土にゐたりけるを見てたゝみをしかばやと女の申しければ、石たゝみしかれてはべめりと申をきゝて、皇后宮大貳、石たゝみありける物をきみに又ものなしと思ひけるかな、との歌あり(家屋雜考)

イシタノコホリ　石田郡 所在 豐岐國 起原沿革 淸和天皇の貞觀五年九月始めて見ゆ、爾來變なし、和名抄に、石田(イシダ)物部(モノベ)

篤原、沼津(ヌマヅ)等の郷あり、明治二十九年三月郡區編制の際、豐岐郡に合す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イシダフウチ　石塔氏　姓は淸和源氏、足利泰氏より出づ、泰氏の子頼茂始めて石塔と稱す、其子義房、足利尊氏に從ひ、陸奥の鎭將となり、北畠顯信と屢々戰ふ、後ち罷めて歸る、正平中足利直義に從ひ、尊氏と兵を構ふ、直義の死後新田義興に蔭し、義興の敗死後、駿河に逃匿し、終る處を知らず(尊卑分脈、足利系圖)

○頼茂——義房——義基——直房——頼忠
　　└頼房　└頼世　└延家

イシダミツナリ　石田三成 名稱 三成一にカツシゲと讀む、本名宗成、小字佐吉、治部少輔と稱す 系統 姓は藤原(或は平氏)近江の人、父を爲成といふ 事績 十三の時豐臣秀吉に擢用せらる、初め秀吉鷹を郊野に放ち觀音寺にて渴を醫ぜんとす、三成初め巨盞六七分の溫茶を進め、次に少煖半盞、次に薄茶を小碗に盛りて之を進む、仍て秀吉の知る所となる、氣才あり深く寵遇を受けて身を起す、天正十三年七月從五位下治部少輔に叙任し、名を三成と改む、事大小となく委任せられ、威權を振ふに至る、尋で佐和山城主となり、十八萬六千石を食む、其後歷々軍に從ふ、慶長三年秀吉薨ず、三成異謀あり、上杉景勝の臣直江泉續と共に謀り天下を攝らんとし、遂に五年兵を起し德川家康と關原に戰ふ(セキガハラノタタカヒ參看)終に敗る所となり僅に身を逃れ、膽吹山中に匿ること七十日餘、夫より高野山に到り潛匿す、尙ほ再舉を謀らんとし、微行して淺井郡を過ぐ、途田中吉政の手に捕はる、慶長五年十月京師に徇へて小西行長僧惠瓊等と共に四條に於て斬首、三條磧に梟す(野史)

(三成花押)

イシヅキ　石突(鐏、鐓)　鞘の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名、尖れるもの、平なるものあり(武家名目抄)

イシツクリノミサザキ　石作陵　淳和天皇の妃高志內親王の陵、山城國乙訓郡石作村に在り、醍醐天皇延喜の制、守戶五烟を置き、遠陵たり、兆域東西三町、南三町、北六町(延喜式、平安通志)

イシツツイ　伊志都々伊　上代の石鉞を云ふ、伊志は石、都々伊は威伊(ツヲイ)にて、伊は助辭、威は靈威の意なり、多くは腰間に帶す、具塚(カヒヅカ)挿繪參看(古代刀梓圖說)

イシツノコホリ　石津郡 所在 美濃國 起原 文德天皇齊衡二年四月に多藝武藝兩郡を割きて、石津、群上の二郡を建つ、蓋し石津は多藝の分地なり 沿革 和名抄に、櫻樹(サクラギ)山崎(ヤマザキ)大庭(オホムバ)建部(タケムベ)の四鄕あり、明治初年郡區編制の際、上下石津郡と稱し、二郡に分つ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イシツボ　石壺　內外宮の神官の拜所にて、內院の版位を云ふ、又石疊とも云ふ、太神宮儀式解に、石壺とも云ふ、今の世第四御門の內、東方石壺四箇あり、使王、使中臣、使忌部及び卜部の版なり、同西方に石壺十一箇あり、正員禰宜十人宇治內人の版なり、次に小き石壺一箇あり、權玉串內人の版なりとあり、

イシデタテハキ　石出帶刀　江戸幕府の時、囚獄の事を掌る、世襲にて、俗に牢屋奉行と云ふ、町奉行の支配に屬し高三百俵、十人扶持なり、慶長以來より之を勤む、同心五十八人之に屬す(吏徵、明良帶錄)

イシナゴ　擲石　兒女子の遊戲の一種、和名抄に、擲石とあり、倭訓栞に、石投の義なりといへり、江戸にては之を手玉といひ、東國にて「石ナンゴ」又「ナツコ」ともいふ、信濃輕井澤邊にて「ハンネイハナ」と云ひ、出羽にて「ゲマ」越前にて「ナナツゴ」伊勢にて「チノセ」、中國及び薩摩にて石ナゴといふ 由○擲石は、兒女基石十有餘を取りて之を撒き、一を空に擲げ未だ墜ざる中に、撒きし石二三箇と共に同じく之を攫合ひ、其餘を斯の如くにて拾ひ盡すを勝となす、王朝時代より行はる、榮花物語に、石などりをせさせて御覽じ云々、赤染衛門家集に、女院の姫きみときこえさせし頃いしなとりの石をめすを參らすとて歌あり(和漢三才圖會、嬉遊笑覽)

イシノウヂ　石野氏　姓は藤原、中御門家の分流、持明院基時の二男基顯より出づ、新家の一、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○基顯——基幸——基棟——基綱——基憲——基標(エダ)
　└基安——基佑——基將——基祐——基道

イシノオビ　石帶 名稱義 束帶の時に用ふる帶を云ふ、寶玉白石等を以て飾る故に玉帶とも石帶とも云ふ、又革にて作れる故に革帶、腰に帶ぶる故に腰帶とも云ふ 起源 有文巡方は、節會、行幸、行啓、列見等其外の諸公事に用ふ、天皇帛の御衣着御の時、

有文巡方を用ふ、有文は又隧文と云ふ、有文丸鞆は、有文巡方と通じ用ふ、瑪瑙は、臨時祭の舞人等之を用ふる故に、所役殿上人等用ひず、是故實なり、瑠璃は天皇用ひ給ふ、白玉帶は、三位以上四位參議之を用ひ、代瑁、瑪瑙、斑犀角、象牙、沙魚皮、紫檀は、五位以上之を用ふ、白石は大外記用ひ、烏犀は地下六位以下之を用ふ、無文は普通の公事の時用ふ、別に金銀を以て裝ひし腰帶あり、衛府督佐之を用ふ、又後世には、巡方丸鞆共通の爲めに、內部の方に丸鞆を飾り、兩端に巡方を置く 語源 玉石の角なるを巡方、圓なるを丸鞆と云ふ、之を有文巡方、無文巡方、有文丸鞆、無文丸鞆の四となす、文は唐草、唐花、獅子形、鬼形等一定せず、飾に瑪瑙帶、金青玉、瑠璃玉、白玉、犀角、代瑁、白石、烏犀等あり 沿革 古代は、只一條の無文巡方の者にして、一端に鉸具を付し、一端に數箇の孔ありて、人の肥痩に應じて伸縮し、鉸具の刺金を孔に通して留め、其餘りを後腰に挾みたりしが（第一圖）後世衣紋の事出來し後、漸く樣式を變じて背に當る所のみ古のまゝにて、前は袍に隱るゝ故、略して組にて結ぶ事となり、一端の孔なる方に、上手を別に造り添へて、背に挾む樣になり、形狀一變せしこと第二圖以下の如し、上手は一條の物餘りを背に挾みたりし遺風なり（延喜式、西宮記、桃花薬葉、物具裝束抄、裝束圖式）

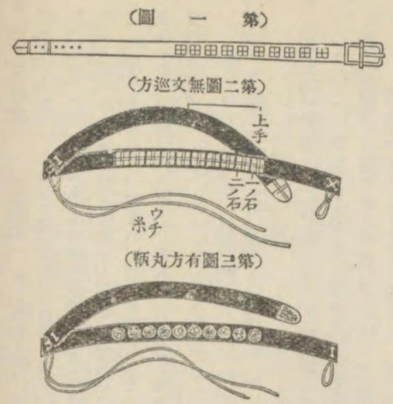

イシノモン 石紋 紋所の名、石の方形を三ツ疊みたるもの、斜方形を四つ重ねたるもの等あり、今用ひし諸族及び圖を示せば左の如し、

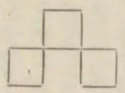

○上圖三ツ石は、常陸土浦の土屋氏（又丸の內石疊をも用ふ）○丸に角立四ツ目石は、松前氏、丸なき四ツ目石は、葉室、粟田口○丸に四ツ石は、細川勝元被官紀氏安富又三郎元家、橘氏矢野、平氏梶原○丸の內三石疊は鵜殿氏等用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

イシバシウヂ 石橋氏 姓は清和源氏、足利泰氏の子斯波家氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と稱す（尊卑分脈、足利系圖）

○義利——義博——和義——義幸（一作宮義）——棟義——滿博——治義——祐義——房義

イシハジキ 旃 石を發射する武器、大木を建て其上に石を置きて、機を發して敵に發するなり、推古天皇二十六年高麗より隋の分捕品を貢獻せし武器の內に、拋石ありてイシユミと讀めり、蓋し同種類ならんか詳かならず、軍防令に、拋石ありと、義解に、作二機械一擲二石擊一敵者是也」とあり、

イシバシヤマノタタカヒ 石橋山戰 語源 相模國足柄下郡石橋村石橋山 沿革 治承四年八月二十三日源頼朝、以仁王の令旨を奉じて義兵を擧げ北條時政父子と共に伊豆相模の住人大庭三郎景親等三千餘騎にて谷を隔て陣し、伊藤祐親、頼朝の後山にありて頼朝を襲はんとす 経過 黄昏に至り、景親諸將と相議し、明日を期せず三浦の大勢馳せ加り、之を破ること容易にあらずとなし、直に頼朝の陣を襲撃す、頼朝の兵奮戰衆寡敵せず、佐那田余一、武藤三郎等之に死す、景親勝に乘じて頼朝を追ふ、時に飯田家義志を頼朝に寄す、故に景親の陣中に在て、景親と戰ひ頼朝を逃さしむ、頼朝遂に椙山に入る 経過 翌日頼朝椙山堀口邊にあり、景親三千餘の兵を以て追窮す、堀、加藤、佐々木一族、天野遠景等奮戰し、加藤景員以下多く死す、頼朝土肥實平の謀により臥木の內に隱れ、士卒分散す、景親頼朝を求む、梶原景時頼朝の所在を知ると雖も、人跡なしと稱して、峯を降る、頼朝遂に逃れて安房國に奔る（吾妻鏡、源平盛衰記）

イシバヒノダン 石灰壇 大內裡淸涼殿の內、身舍の東南、東廂の南に在り、廣さ二間に一間、土を築き上げ、板敷と等しく石灰にて塗り固めたる所なり、天皇每日沐浴御衣を改め、此にて大神宮と內侍所との御拜あり、兩段再拜の重禮にて尤も嚴肅なり、第一間の母屋の下に、南に向きて三尺の四季の屏風あり、又二ツの間の中程に穴あり、塵など掃き入る、故に塵壺と云ふ（禁祕御抄、日中行事、大內裡圖考證）

イシバヒノマ 石灰間 石灰壇のある所を云ふ、「イシバヒノダン」を見よ、

イシビヤ 石火矢 大砲の一種、鑄鐵製、砲石

とも書す、「ヒイハウ」を見よ、

イシブミ 石碑 語源 石文の義にて、石に文字を刻み後世に事を傳ふる爲めに之を用ふ 起源 雄略天皇小子部栖軽の爲めに墓を作り、碑を墓上に立て功を錄す（此碑は木柱なり）本邦に於て墓上に碑を立つること書に見えたる始めなり、推古天皇四年聖德太子、伊豫道後の溫泉に浴せし時、賞讃の言を石に彫らしめて立つ（道後の碑といふ）本邦石上に文字を彫らしむる此に始まる、 沿革 大化二年僧道登山城宇治川に橋を作り、功を石上に錄す、是を宇治橋の碑（「カヂバシノヒ」參看）といふ、天智天皇八年藤原鎌足の墓上に碑を立つ、持統天皇三年人あり、碑を河內國石川郡形浦山に建つ、其後屢〻石碑の建設を見る、其著名なるものは文武天皇庚子の年建てし奈須國造の碑（「ナスコクヅクノヒ」參看）元明天皇和銅四年の頃建てし多胡郡の碑（「タコノヒ」參看）聖武天皇神龜三年建設の上野國緑野郡金井澤の碑、養老五年大和國添上郡元明天皇御陵に立てし碑、淳仁天皇天平寶字六年に建てし多賀城の碑（「タガジヤウノヒ」參看、但黑板勝美氏の說によれば、僞物なりといへり）等は千年を經しを以て名あり、其他淳和天皇の建てし益田の碑（「マスダノヒ」參看）は巨大なるを以て名あり、また弘安五年風元和倘の建てたりと傳說する蒙古の碑（「モウコノヒ」參看）も名あり（隨意錄、韜軒小錄、年山打開、工藝志料）

イジミノコホリ 夷澁郡 沿革 上總國古（奈良朝）古（伊甚國と稱す、古事記、伊自牟に作る、安閑天皇元年四月伊甚屯倉を定め、伊甚國を廢し郡となし、上總に隸す、和名抄に、兩宮、廬道、荒田（アラタ）長狹（ナガサ）白羽（シラハ）餘戸の六鄕あり、吾妻鏡治承四年、伊南伊北の二郡あり、正保圖夷隅とし、寛文中夷澁に復し、元祿國夷隅に改む、後ち之に從ふ、地誌提要「イスミ」、「イシミ」兩樣に訓めり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イジミノミナト 伊寺水門 田道の敗死せし地、仁德天皇五十五年紀に、蝦夷叛之、遣二田道一令擊、則爲二蝦夷所一敗、以死二于伊寺水門一」とある是なり、其所在に就ては、書紀通證に、上總夷澁町と注ぜしより、河村氏の書紀集解、鶴峯戊申の上總國圖、安川氏の上總國誌皆之に隨ふ、內山眞龍氏の地名記、及び日本紀類聚解、共に常陸國茨城夷針鄕となす、伊能穎則の陸奥日記（天保十年）には、陸前國石卷となす、村岡良弼氏之に隨ひ、寺はジミの訓なく、淸みてシと訓し、石と同音なるべし、桃生郡石神社（牡鹿郡に屬す）は、則ち地名より起りし稱にて、卽ち石卷港なり、石卷は、伊寺牧、湊は海門村なるべし、奥羽觀迹聞老志に、牧山大悲閣在二海門村一（湊）石旋河（北上川）東大山有二寺云々」とあるは、其遺跡なるべしと斷定せり、或は又常陸國那珂郡石濱港となして一定せず、享和元年石卷の北八九町蛇田村より、土人鏡に田道公墳と云へる碑石を土中より發掘す、蓋し後人の僞作にして取るに足らず（如闇社話）

井シン 維新 起源 萬事新に改まることをいふ、明治元年の大政變特に著明なるを以て、普通に維新といへば、明治の大改革を稱す 用例 詩大雅に文王在上」、於昭二于天、周雖二舊邦一其命維新」とあるに因る、

イシン井ンクワンバタ 巳心院關白 藤原師宣（フヂハラノモロノリ）を云ふ、

井シン井ンサキノウダイジン 唯心院 前右大臣 三條公宮（サンデウキントミ）を見よ、

井シン井ンサキノクワンバク 唯心院

イシン井ンサキノサタイジン 巳心院 前左大臣 三條實秀（サンデウサネヒデ）を見よ、

イシン井ンサキノセツシヤウ 巳心院 前攝政 九條師教（クデウモロノリ）を見よ、

イシン井ンドノ 巳心院殿 九條道教（クデウミチノリ）を見よ、

井シンクワン 維新館 舊平戸藩の藩校 沿革 肥前國南高來郡平戸城北に在り、後ち天明三年八月龜岡城內に移す 起源 安永八年十一月二十日藩主松浦淸世城北の客館を學館と爲し、維新館と稱す、天明三年八月、地を城內に卜し學校を建設す、瀧川眞嘉を總裁となす、明治三年六月更に城西樹光寺に藩學察を創め、又神學察、兵學察を置く、明治四年廢藩に會して止む（日本教育史資料）

イシムラケンゲウ 石村撿校 文祿頃の琵琶法師、三味線を善くす、曾て琉球に遊び胡弓を見て三絃を發明せり（聲曲類纂）

井シンリウ 唯心流 河合八郎兵衛重元の創めたる炮術の一派○重元は江戸時代の初め、元和寛永頃の人にして、棒火矢に達し、最精妙を究め、遂に一派を開く（武術流祖錄）

イシヤナテン 伊舍那天 大自在天（ダイツザイテン）を見よ、

イシヤマウヂ 石山氏 姓は藤原、中御門家分流の一、壬生基起の二男師香（元基信、又基眞）始めて石山と稱す、新家の一にて筆堂奥祕の家、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系圖、華族譜）

○師香——直宗——利香——基名——基陳——篤照

「基逸——基文——基正（ナホ）」

イシヤマジヤウ　石山城　所在 近江國滋賀郡石山村南方山上　起源 天正元年足利義昭織田信長の兵を拒がんが爲めに之を築き、軍兵を置きて守る、織田氏一擧にして之を破る（近江輿地誌略）

イシヤマジヤウ　石山城　岡山城の一名

イシヤマデラ　石山寺　所在 近江國滋賀郡石山村大字石山○石山は勢多川の西に在る山にて、怪岩奇石多きを以て名づく、寺は山中に在り、西國巡禮十三番の札所なり　宗旨 眞言宗、仁和寺末、本尊如意輪觀音　起源 聖武天皇東大寺盧遮那銅佛鑄造の時金を集めんが爲めに、僧良辨に命じ、金峰山の黃金を得んことを祈らしむ、時に靈夢により、石山に廬を結び如意輪の像を安す、幾許もなく、陸奥國黃金を獻ず、仍て丈六大悲の像を刻して先の像を中に藏め此寺を創建して勅願所となす、宇多天皇本寺を崇敬し、屢々行幸し給ふ、承暦二年二月火災にかゝる、後ち源頼朝修造して舊觀に復す、寶治元年境域を定め、寺邊の地子を免ず、建武中一萬千石餘を二分し、八千石を井上重尙に、三千石を須佐美秀次に管掌せしめ、東西の奉行とす、天正中多くの領地を失ふ、後ち淀君修造し、庄園を復す、今の堂宇是なり、慶長十八年七月德川氏五百七十九石餘を寺領となす○源氏間は本堂の傍の一室を云ふ、東に向て、一曲の窓を開く、紫式部の源氏物語を書きし所なり○式部の墓は、本堂の東南多寶塔の下にあり、多寶塔は特別保護に與る○寶物は越中國官倉納稅交替記、延曆交替式、兆殿司筆の佛涅槃圖、隆光筆の石山寺緣起等あり（近江輿地誌略、近江國名跡案内記、東海道名所圖會、國寶目錄）

イシヤマホングワンジ　石山本願寺　所在 攝津國大阪、今の大阪城本丸に其舊址なりと云ふ○石山御堂、大阪御坊とも云ふ　宗旨 一向宗、本尊銅像阿彌陀　起源沿革 明應五年山城國山科の本願寺蓮如始めて此地を相し、道場を建て別院とす、孫證如の時、天文元年八月山科の本願寺、近江の佐々木及び日蓮宗連合兵の爲め、焚毀せられしを以て、本尊を石山に移し、別院を改めて本山とし、伽藍を修め城構となす、翌年細川晴元、木澤長政及び京都二十一ヶ寺の日蓮宗徒大擧し來り攻めしが、陷いる能はず、却て和を媾ず、五年七月木澤三好等再び攻めしが、證如防戰して敢て破れず、永祿七年十二月火災あり、伽藍悉く灰燼となる、證如の子顯如繼ぎ、大伽藍を起し、宗門益々榮え、武備充實して勢盛なり、元龜元年織田信長、三好政好等の野田福島城を攻むるや、顯如之を助けて信長と戰ふ、後ち一旦和せしが、天正二年再び信長に抗す、信長之を攻圍すること數年、顯如勢稍〻屈し、正親町天皇亦退去すべき命ありしを以て、城を信長に致して紀州雑賀鷺森に退く、時に天正八年四月なり、後ち中島に移り、終に京都六條に再興す、卽ち本願寺是なり、本願寺（ホングワンジ）參看（細川兩家記、信長記、攝津志、大阪城誌、地名辭書）

イシユミ　石弓　石を發射する武器、推古天皇二十六年高麗國より隋の俘虜二人鼓吹、弩、拋石（ハウシキ）等を獻ぜり、拋石は卽ち「イシユミ」にて、國史に見えし始めなり、天智天皇白雉十四年勅して大小の角、鼓吹、幡旗、及び弩、拋石等を私家に蓄ふることを禁す、令制に、衞士閑暇の日、石を拋つことを習はむ、奥羽十二年の戰亂に石弓を以て敵を妨さしこと あり、後ち暫く絶えしか、承久の時に、蒲後國市降浄土、又靈歷中駿河富士山等の合戰に、石弓を使用したる事見ゆれど、爾來廢絶して傳はらず（本朝軍器考）

井シヨウ　稱唯　官人應答するをいふ、卽ち御請のことなり、ショウヰと訓まずして、逆に訓むを故實となす、これ案るに、定考を上皇と音近き爲め逆に訓むと同じく、讓位と音近き故にこれを避けんため逆に訓むにあらざるか、訓は、ヲ、トマウスとあれど、常には音にていへり、宣胤卿記に、入道內府兼秀公の說を載せて、稱唯、セウヰと書てさかさまによむも也唯は仰を領解の詞也」とあり、世俗淺深祕抄に、稱唯は、起さまに稱なりといへり、玉葉に、中原隆職の いへる語を載せて曰く、伊道公爲二大臣一之時、隆職爲二六位史一候奏云々、大臣稱唯之聲事外高聲、初終均してふつきれなり、後朝特參奏報之時大臣被相準被示云、稱唯如何、大臣之稱唯は、しりかしら同聲にて、ふつきれなるべし、ふるくらなるは不似二上官之稱唯一異樣事也云々」と見え、江次第二孟旬儀の下に、天皇目之、大臣稱唯高長とあるなどを思ふに、尊者に應ふるには、於々の聲を引長むるが禮にて、下輩には、所謂シリカシラ同聲にて、フツキレに應ふると自然に差別ありしなり、眞親儀式に、大臣喚二召使一二聲、召使稱唯進二立舍前一」江次第に、少納言稱唯、左廻出召之」など見えたり（應聲考）

井シヨウ井ンサキノサダイジン　唯稱院前左大臣　日野勝光（ヒノカチミツ）を云ふ

イシヨウニホンデン　異稱日本傳　起源沿革 上中下三卷に分つ、上卷を又更に三卷、中卷を八卷、下卷を四卷に分ち、十五册とす、改定史籍集覽二十册に收む　內容 外國の書に、本邦の事實を記したる者を纂輯す、傳聞の誤りある者は、每章國史を引きて虛實を考訂せり、上卷には、漢魏書宋書

梁隋五季宋元、中卷には明、下卷には斯盧の書を載せたり、引用書の數は百二十七部（群書一覽に、百二十六部、日本外志に百二十五部と記せり、皆誤なり）この書に次で尾崎雅嘉の續異稱日本傳、增島澄水の異稱日本事實（百卷）岡部蘭涯の異稱日本外史拾遺（百六十四卷）小宮山昌秀の補遺異稱日本傳（十册）あり　著者 松下見林、三十有餘年の日月を經て成就せしと云ふ、元祿元年戊辰の自序あり、六年大阪にて板刻す（異稱日本傳、異稱日本傳考）

イシヨウニホンデンホイ　異稱日本傳補遺　群書一覽異稱日本傳の下に云、按るに本下元高の好菁館漫筆に曰、童子問に中華の書の日本を稱するを記す凡百二十餘部なり、皆異稱日本傳の外なり、補遺をあらはさんと欲して、亦別に百五十餘部を記す、これ皆西峰氏の外なり、未だ成書せず、他日を俟つとあれども、現今傳本ありや詳かならず、又水戸彰考館藏本の者一册あり、編者の名明ならず、引用書は、曹大理集等十九部なり（異稱日本傳考）

井シヨガキ　位署書　名義 官位ある人、官と位と姓と名乘とまで書き連ぬる書式を云ふ、署は「ナヅルシ」とよみて、名書をする事なり（ナガキ）　語源 官と位と相當なれば、官を上に書き、位を下に書く、大納言正三位の類、不相當なれば位を上に書きて官を下に書く、不相當の內、位高く官卑ければ行の字を加ふ、正二位行大納言の類、官高く位卑きは、守の字を加ふ、從四位上守治部卿の如し、官位相當にて兼官卑き時は、行の字を用ふ、左近衞大將從三位兼行民部卿の類、高官には、上に守の字、下官には上に行字を置く、從三位守（行）大納言兼行春宮大夫の類、數多の兼官あらば、相當の官を上に書き、餘官は、皆高官と雖も兼官となす、左近衞大將從三位兼守大納言行民部卿の類、若し共に不相當なれば、官の次第に書く、式部卿にて民部卿を兼れば、式部を先に、民部を後にする類、相當官殘しく、不相當官貴ければ、相當の殘官を上に書き、相當の官ありて、兼官なければ、行字の字を書かず、同位官は、文官を先にす、權中納言從三位兼行中宮大夫右衞門督の類、地方官は相當に依らず、諸官の下に書く、從五位下行中宮大進兼近江守の類、又後世は相當を問はず、京官を上に、京官の中文官を先に武官を次、地方官を下となす事あり、散位の場合は、四位五位無官の人散位と書す、散位從五位上の類、受領を歷る人は、數官を經て之を去るも、位署には、猶本の國守を書く、前越中守從五位下の類、蓋し是は未公文の場合にて、勘公文の者は前司散位の字を用ふ、六位にて散位の字を用ふるは、諸國の介掾のみ一任の後之を用ふ、後世一二位と雖も、散位の字を用ふ、堀河院和歌宴に、前關白師實散位從一位と署せるが如し、又必ず位の上に官を署するは、攝政、關白、參議、別當、藏人頭、五位藏人、修理宮城使（判官次官同じ）造寺長官（同上）鎭守府將軍、施藥院使、內舍人、外國前司（未公文受領）等なり、例へば、攝政太政大臣從一位、又は參議民部卿正四位下兼行春宮大夫等の類なり（職原抄後附、貞丈雜記、倭訓栞）

イスズカハ　五十鈴川　所在 伊勢國度會郡宇治鄕○此川二流ありて、一流は志摩國磯部村の邊の谷より發し、一流は宇治山々の谷、又は志摩國より流る、末流は桶部鹿海村を過ぎて二見の海に至る　名稱 御裳濯川、宇治川ともいふ、倭姫命世紀類に、昔、天より此河邊に五十の鈴降りける故、五十鈴川と號すとの古傳あれども、文字に付きて妄作したる說にして、信ずるに足らず、伊勢國は、神武天皇の御宇、伊勢津彥の住居せし國なり、天皇勅して天日別命を使して征伐せしめんとし給ひければ、長れて國を避けて天皇に獻りて去れり、伊勢津彥の名取りて伊勢の國と名付けるよし、伊勢國風土記に見えたり、イスヾ川と云ふは、伊勢津の轉語ならん、五十鈴の訓を借りて文字を付けたるなり○垂仁天皇二十五年此河上に天照大神を奉祀す、伊勢神宮是なり（伊勢名所圖會、安齋隨筆）

イスズノミヤ　五十鈴宮　伊勢大神宮をいふ、五十鈴川上に在るを以てなり、古事記に此二柱神（天照大神、思兼神）者拜二祭佐久斯侶伊須受能宮一」と見えたり、

イスパニヤ　伊斯把爾亞　歐洲の國名、我國にて伊斯把爾亞、是班牙、以西把尼亞とも書ぜり、古呼びて把爾亞といふ、今の西班牙なり、「スペイン」を見よ、

井セイシトクテンシンリウ　爲勢自得天眞流　藤田憲眞の創めたる柔術の流派○憲眞初め長助と號し、久保眞治に眞移心當流を學び、後ち海賀藤藏に就きて揚心流を研め、遂に一派を爲す、黑田氏の家臣、天保十年大阪にて死す（武術流祖錄）

イセウヂ　伊勢氏　姓は平氏、其先は高望王の玄孫正慶の三男秀衡より出づ、秀衡の二男盛光、源頼朝に仕ふ、四代後纖後伏見天皇の世伊勢守となる、始めて伊勢氏と稱し、小烏丸を相傳す、其裔眞親あり、足利將軍義政に仕へ、右筆となりて內外の諸事を與り聽く尤も武家の故實に精通す、其傳統を伊勢流と稱す、其子孫に眞丈あり、尤も著名なり、イセサダタケ」參看（平氏系圖、系圖纂要）

○秀衡——盛光——盛行——盛長——頼宗——頼俊
　　└盛國

俊經——俊繼——盛繼——真繼——真信——真行
真國——真親——真宗——真隆——真忠——真孝
真長——真爲——真輝——真守——真永——真益
真丈——真敦——真春

イセウノソウ 遣詔奏 上皇法皇崩御の時、御遺言により裏司、國忌、山陵、擧哀を停止せらるゝを奏上するを云ふ、中右記に大治四年七月十五日、右近衛中將成遠朝臣、卷纒帶劔參陣外一曰、去七月太上法皇崩給遺詔曰、任裏司、國忌山陵素服擧哀可停止、云々」嘉元三年龜山院崩御の記に、九月十六日庚申秉燭之間、權中納言參伏座、左近中將忠氏朝臣參陣外、奏太上法皇遺詔、其詞云、龜山院去十五日崩給、國忌、山陵、素服、擧哀、任喪司停止者、大外記清原頁枝相對詔書、□□伏座上奏、[illegible]、上卿以官人示宣房、宣房卽參着膝突、上卿以件詞奏聞、宣房奏聞之後還着膝突、仰云聞食痛、任喪司、山陵衙前、國忌、素服、擧哀、可停止、廢朝固關、警固五ヶ日云々」とあり、

イセオンドオドリ 伊勢音頭踊 伊勢國古市に於て行はるゝ一種の歌舞、早に伊勢踊ともいふ、初め詳かならず、或は云ふ古への歌垣の遺風といひ、或は川崎音頭の變遷といふ、今日の如き仕組の踊となりしは、寛延の頃備前屋の主人往古伊勢國小俵郷より年六十餘の老夫婦等外宮に參詣し鶴の舞を奏せし古例を思ひ出だし、一はその絕えたるを繼ぎ、都の花の名勝を音頭にあげて、抱への女子等に踊らせ、伊勢詣の人々に見せしめたるに始まる、爾後屢新作をものし、舞臺なも作り終に現今に至れり（神都名勝誌、參宮名所圖會、續遊笑覽）

イセカムミソノマツリ 伊勢神衣祭（カムハトリ） 伊勢大神宮祭禮の一、神服部等潔齋して三河國進獻の赤引の糸を以て、和妙の御衣を織り、麻績連（オミ）等麻を績みて、荒妙の御衣を織り、皇大神宮、荒祭宮に奉る祭をいふ、四月九月の十四日に之を行ふ 【儀式】神衣は、祭月の一日より織り始め、十四日に至り宮司、禰宜、玉串行事織子人面等本宮に參進し、玉串を捧げ了て、宮司祝詞を奏して東寶殿に納む○機殿に神服麻績の雨殿あり、和妙荒妙の御衣を織る所なり 【起原沿革】天照大神、神服部等の祖天御梓命、人面等の祖八千千姫をして、御衣を織り供進せしめ給ひしに起因す、大寶令に其制を載せ、春秋二季と定む、寶德中まで行はれしが、應仁大亂以後、所年月次諸祭と共に此祭も廢絕す、元祿二年に至り再興す、猶詳しきことは、延喜式皇大神宮年中行事等に就て見るべし（神名祕書、公事根源、神御衣祭沙汰文）

イセゴヨミ 伊勢暦 【參考】暦の一種、祭主藤波家より奏進して、土御門家の暦本を請受け、伊勢にて刊行する暦を云ふ、假名字を多く用ひて何人にも知り易き用に便よく、平假名字からしも、暦師は、宇治の佐藤伊織と云ふ商人にて、紙屋荒兵衛と通稱す、もと藤波家の家從なりしと云ふ、其餘暦屋十二戸あれど、只暦を製して暦師の求めに應ずるのみ、御師等祓に副へて全國に之を配布す 【起原沿革】伊勢神宮神職の、諸國へ大麻と共に暦を配布せるは、土御門天皇の時より始まる、此時月の大小閏月、中節、日食月食、中旋、七曜二十八宿等は官暦と同じ、一般人民に便利にせしは、當時同國丹生の住人北畠國司の暦博士賀茂杉太夫と、神宮の神職と商量して創始せしと云ふ、今の暦の如く成りたるは、元祿中よりの事なりと云ふ、明治維新の際、土御門家より建白して諸國より暦衛家を京師に召して暦法を講し、伊勢より諸國への配布を停め、官より頒暦すること〻なり、十六年以來、再び伊勢神宮司廳より頒暦すること〻なれり、暦（コヨミ）參看（玉櫻、五鈴遺響、文藝類聚、暦書沿革）

イセサイグウレウ 伊勢齋宮寮 齋宮祭（サイグウレウ）を見よ、

イセザキ 伊勢崎 【所在】上野國佐位郡伊勢崎町 【起原沿革】舊赤石郷にて、建保中三浦義澄の采地となる、大永以後赤石左衞門尉父子三代此地に居城す、元龜元年伊勢崎と改む、永祿十一年上杉謙信之を攻取り、萩田氏を城主となす、後ち小田原北條氏の有となり、天正十八年小田原城陷落と共に陷る、慶長六年德川家康、稻垣長茂を此地に封ず、元和元年越後に移り、天和元年二月酒井忠世の次子忠寬二萬石に封ぜられ、之に陣屋を置きて治す、世々相繼ぎて明治維新に至り廢絕す（上野國志、德川加除封錄、明治政覽）

イセザキジヤウ 伊勢崎城 上田城（ウヘダジヤウ）を見よ、

イセザダタケ 伊勢貞丈 【名號】平藏と稱す、號は安齋 【系統】姓は平氏、父を貞益といふ、幕府の士、母は大久保氏 【事蹟】有職故實に達す、博覽宏通中世以降の記錄につきて研究し、制度、典章、服飾等考證精確にして襲謬少し、殊に武家故實に至りて前古未曾有なり、後人稗益する所頗る多し、初め兄貞陣夭死す、母封地を官に收む、幕府殊に相模舊領の內三百石を貞丈に與へ、寄合の列となす、延享二年御小姓組に入り天明四年致仕す、尋て同年六月五日（或は五月二十八日に作）死す、年七十、江都芝區西久保天榮寺に葬る 【關係】塩野安通等最某學を敎郷

す 【參考】數百卷あり、其內著名のもの武器考證、軍器考首書、軍用記、四季草、神道獨語、安齋叢書、安齋隨筆、貞丈雜記、安齋小說等とす（鑒定便覽、近代著述目錄、古學小傳）

（安齋隨筆所載）

イセジマブシ 伊勢島節 淨瑠璃節の一種、伊勢島宮內の創めたるを以て此名あり、また節齋節ともいふ、剃髮して節齋と號するが故なり○宮內は江戸の人、承應の頃虎屋源太郎の門に入り、淨瑠璃を學び遂に一家をなす（聲曲類纂）

イセダイジングウ 伊勢大神宮 皇大神宮（クワウダイジングウ）を見よ、

イセダイサン 伊勢代參 江戸幕府の時、正月七日伊勢大神宮へ將軍年始の代りに、人を遣はすをいふ、前夜より掃除淸めあり、將軍居所に著座し、伊勢大神宮及び日光宮へ年始の代參を奉らること、高家の人に命ず、此日早朝執參各自出仕して其事を沙汰するといふ（幕朝年中行事歌合）

イセテイチヤウ 「イセサダタケ」と訓む、同條を見よ、

イセナガウチ 伊勢長氏 北條長氏（ホウテウナガウヂ）を見よ、

イセノオシ 伊勢御師 伊勢神宮神職の名、御師（オシ）を見よ、

イセノオホマス 伊勢大桝 伊勢外宮千貫館使用桝の一種、大桝、小桝の二つあり、古今要覽稿に、御饌米をはかる料の桝なり、その大さ長一尺三分、廣八寸九分、深さ四寸九分、その積五百六十六寸九分三、今の量法六四五々を以て除き、八升七合八勺二撮八有奇をうる、是を十合とすれば、此一合今の六合九勺五撮八六八三にあたる」といへり、小桝は一合桝にて、內長二寸四分半、廣八寸九分、深一寸四分とす、

イセノケグウ 伊勢外宮 豐受大神宮（トユケノダイジングウ）を見よ、

イセノクニ 伊勢國 【沿革】東及び南は濱、西は近江伊賀大和、東南は志摩、西南は紀伊、北は美濃尾張、東西拾貳里、狹處四里、南北凡貳拾七里餘、東海道に屬す 【關係】山嶽西南に連亘し、東南大洋に面す 【沿革】上代は、伊賀志摩を合して總て十九郡、垂仁天皇の時、大神宮を五十鈴川の上に建て、雄略天皇の時豐受大神宮を丹波より山田に遷す、武烈天皇の時、國の東南隅二郡（答志、英虞）を割て志摩國を分置し、天武天皇の時西境四郡（阿拜、山田、伊賀、名張）を分割して伊賀國を置き、其餘十三郡を本國となす、三宅連を國司に任じ、國府を鈴鹿郡に置く、元正天皇養老三年五月國司門部王を以て志摩を兼知せしむ、後世平氏此國に封ぜらる、鎌倉時代平賀朝雅、大內惟信相繼で守護たり、建武中興北畠顯能國守に任じ、志摩を兼知し、一志郡多藝に居り、子孫相襲ぐ、足利尊氏の反するや、仁木義長を守護とし、北畠氏を攻めしむ、義長吉野に歸順するに及び、足利義詮土岐頼康を之に代ふ、時に州族長野藤房長野城に據り安濃奄藝二郡を領す、關、神戸、峯鹿、伏兎、國府の五族、鈴鹿河曲二郡に據り、皆之に應じ、共に北畠氏を拒む、元中九年南北媾和の後、顯能の子顯泰一志多氣飯野飯高度會の五郡を領し、故の如く國司となる、土岐氏亦守護を襲ぐ三世、永享中土岐持頼誅せられて後、土豪四十八族北勢に相爭ふ數十年、顯泰の曾孫政具、長野神戸諸氏を降し全國に號令す、政具の曾孫具敎に至り、織田信長北境を侵し、弟信包をして長野氏を繼がしめ、第三子信孝を神戸氏の後とし、皆其地を陰奪し、又瀧川一益を、桑名員辯朝明三重鈴鹿五郡に封じ、長島に居しむ、永祿十二年具敎信長と和す、天正四年信長北畠氏を滅し、悉く本國を併す、信長弑に遇ふ後、信雄尾張清洲に徙る、尋で豐臣秀吉一益の封を奪ひて信雄に納れ、南五郡に蒲生氏郷を封じ松坂に治す、信雄又關一政に龜山を與ふ（一政後に白河に轉封す）天正十八年秀吉信雄の封を奪ひ、那須に放ち、北五郡を義子秀次に賜ふ、氏郷徙封の後、服部一忠古田重勝相繼で松坂に治す、文祿の初信包の地を收め、分部光嘉を上野に遷萬石、富田知信を安濃津に五萬石に封す、四年秀次自殺國除し、氏家行廣を桑名貳萬貳千石に封す、德川氏に至て菅沼定仍を長島に（後ち增山正弼）一柳直盛を神戸に（後ち本多忠統）松平忠明を龜山に（後ち石川總慶）土方雄久を鷹野に封じ、古田重勝を濱田に徙し、松坂を德川頼宣に加賜し（近傍拾八萬石を領す）分部富田二氏を他國に移し、藤堂高虎を封じて安濃津に

鎮ぜしむ、其支封を久居(藤堂高次二男高通)とす、關原役後、行廣の地を沒し、本多忠勝を桑名十二萬石に封す、元和中嗣忠政姫路に轉ぜしむ、後ち松平定勝松平定綱松平忠雅相繼で封ぜられ、忠雅の後七世に忍に移り、定綱十世の孫定永復封ぜらる、凡七藩皆世襲し、更に山田奉行を置き、神宮の事を司らしむ、明治維新廢會府を山田に置き、既にして改めて縣と稱す、又諸藩を廢して安濃津度會二縣となし、安濃津を四日市に徙し、三重縣と改稱す、尋で再び治を安濃津に復す、後また三重縣と改む 沿革 古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

| | | |

有陀、採藥師施德潛豐豐、固德丁有陀を貢進す、二十三年八月、大伴狹手彦兵を率ゐて、高麗を伐て大に之を破る、凱陣の時樂武帝の後裔智聰、狹手彦に從ひて歸化し、儒釋方書明堂圖等凡て一百六十四卷、及び樂器を獻ず、これ支那の醫書也に博士等の我邦に傳來せし權輿なり、茲に至て三韓醫方益〻盛に行はれ、皇國固有の醫術廢絶するに至る、敏達天皇六年、百濟呪禁師を貢し、療病のことを掌ちしむ、茲に於て本邦禁厭の外に又此呪禁出づるに至る、十四年六月蘇我馬子疾に罹り奏して曰く、臣が疾病長く愈えず、願くは三寶に祈禱して救治せんと、詔して曰く、汝獨り之を行へ、他人を惑はすこと勿れと、馬子遂に之を行ふ、これ疾病を佛に祈る始めにして、浮屠の徒咒符祈禱を以て疾病を療し、僧にして醫を兼るの始めなり、留來天皇の不豫及び大臣疾病ある毎に、僧を度し寺院を建立し、祈禱を以て病を療す、孝謙天皇の朝に至りては、看病の禪師一百二十六人あるに至ると云ふ、後ち世々我醫道に巨害を釀し、上は朝廷より、下は民間に至るまで、醫僧混淆辨すべからざるに至れり、推古天皇十年十月百濟僧觀勒、來て遁甲方術の書を貢す、固て書生數人をして學習せしむ、これ我醫學專門家の始めなり、十五年小野妹子を隋に遣はす、明年四海類聚方三百卷を得て歸る、同年再び妹子を大使として隋に遣はすや、醫生福因、惠日等を遣はして留學せしむ、三十一年七月學成り新羅の大使奈末智洗爾と俱に歸る、これ外國に留學し、醫術を修業せし始めなり、十九年天皇親ら百官を率ゐて兎田野に採藥す、之を藥獵と云ふ、舒明天皇二年八月大仁犬上御田鍬を唐に遣はす因て復醫惠日をして隨行し、再び醫術を研究せしむ、茲に至りて唐朝の醫術益〻盛に行れ、著名の外醫出づるに至る、

（醫學專門家ノ始）

（眞眞）

（王朝時代）【王朝時代】孝德天皇の時、歸化人知聰の子善那使主始めて牛酪を製して獻ず、天皇之を嘉みし賞を和藥使主と賜ひ、名を福常と改む、子孫世々雖波に居り、醫を以て朝に仕ふ、天武天皇の世に、侍醫億仁、持統天皇の世に、醫博士德自珍、兒禁博士木素丁武沙宅萬首等あり、皆百濟人なり、天武天皇の世には既に外藥寮の設あれば、內藥の官もありしこと知るべし、文武天皇大寶元年律令を定め、醫生及び藥生、針生等を置き、各その研究すべき學科を定め、又中務省に內藥司、宮內省典藥寮を置き、醫藥學の事を掌らしめ、各科に博士、師、藥園師を置き、各科專門の教授法と、學生試科の規則とを定む、蓋し此制度は各その師傳の由る所を問ひ、曾て研討せる書を試みて後ち官に補す、當時醫師の書を攷る、各其隨意に依る、然れども大概太素明堂脈經甲乙經等を講ずるを定則とす、又其採擇の式は、大概一定の規定を設け、試科の法は、體療は七年、耳目口科は各四年、其他瘡瘍科少小科等專門に依て就學の年限一定せず、然れども試科の法皆一なり、每月一回博士之を試み、每年一回典藥頭之を試み、大終には宮內卿の試問を經るを規とす、醫生は世業を重じ、蜂田藥師、奈良藥師等の藥師姓のもの、及び三世醫を業としたる名家より取り、次に庶人に及ぶ、並に十三歲以上十六歲以下に限る、元正天皇養老六年始めて女醫博士を置く、當時御立矣明、秦朝元、物部韓國廣足等皆醫を以て著はる、聖武天皇天平二年四月光明皇后始めて施藥院を立つ、七年痘瘡大に流行す、服藥食禁七ヶ條を諸國に布告す、孝謙天皇天平勝寶六年唐の僧鑑眞、我留學生秦叡普照等と共に歸化す、鑑眞醫術に精しく、又藥石の鑑別に妙なり、勅して諸生を教授せしむ、後世其書一卷を傳へ鑑上人說方と云ふ、天平寶字元年十一月、勅して曰く、聞が如きは、頃年諸國の博士醫師多く其才に非ず、託請還を得る唯た政を損するのみにあらず、亦民に益なし、自今以後更に然るを得ざれ、醫生者太素甲乙經脈經、本草針生者素問針經明堂脈訣云々、國家の眞政茲より要なるほなし、宜しく所司に告げ、早く施行せしむべしと、我邦醫生の講讀すべき課程の確定せしは、文武孝謙兩朝を以て始めとす、茲に至りて、唐朝の醫術海內を風靡し、名醫羽栗翼、和氣廣世の如きもの續出するに至る、茲に於て我邦固有の醫方及び三韓の醫術地に墜るに至れり、平城天皇大同三年五月、大同類聚方成る、蓋し本書は我邦固有の醫藥方術等の、圖造、餘主、稻置、別、首、又は諸國大小神社、又は民間の名族古家等へ廣く宣告し、各其傳來する所の藥方を獻ぜしめ、其方を類聚し遂に一百卷と成せる者なり、天皇即位の初め、畿內七道の諸國比年疾疫流行し百姓の橫夭を深く憫み、大同三年五月詔して、頃者天下の諸國疾疫相續き、多く夭折を致すは、朕の不德の致す所なりと、又我邦固有醫方の、稍々亡滅に歸せんことを憂ひ、終に大同類聚方を選するの舉ありしなり、又大同醫式を發布し、專ら我邦の醫方を本とし、漢土の方を以て之を補翼せしめ、且つ凡醫たる者をして遵奉矜式する所あらしむ、茲に於て、皇國固有の醫方、再び世に用ひらるゝに至れり、嵯峨天皇弘仁十一年十二月、勅して針生五人を置き、新修本草經、明堂經、劉涓子、鬼遺方各一部を讀ましむ、兼て小品方、集驗方、千金方、廣濟方中の治療方を講ぜしむ、時に月料を給し、其業を成さしむ、天皇夙に唐風を好み、禮樂文物悉く皆彼制に倣ふ、故に醫術の如きも、治療藥劑等の方法、凡て唐制を採用し、再び漢醫方を振興す、當來の醫師たる者、亦皆唐の醫術を研究し、

（士博醫女）

其方法を摸倣し、更に我古醫方を修る者無に至れり、後世漢方醫術の盛に行はるゝ權輿なり、淳和天皇の代、物部廣泉醫術方書に通じ、本艸に精し、攝養要訣二十卷を選す、又出雲廣貞の子岑繼、父の業を繼ぎ、眞醫と稱せらる、醫學得業生より典藥頭となる、勅を奉じ、諸醫と共に、內外醫方を折衷し、邦人に適する藥方を蒐集し、金闕方玉十卷を選す、小野諸野の孫識根亦太素經集注三十卷を選す、仁明天皇の代、大村福吉療瘡を以て著はる、姓宿禰を賜ひ、近衛侍醫となす、天皇其口訣によりて治瘡紀を選し給ふ、承和五年菅原梶成を唐に遣はし、留學せしむ、業成り歸朝して、針博士侍醫となり、其名著はる、醍醐天皇延喜式を選して醫律を制定す、村上天皇天曆元年醫道學生を課試せしむ、當時歸化僧長秀鎭四にあり、醫術を善くす、鐵して梵釋寺に居らしむ、長秀方書を選び獻ず、世亦其方を傳ふ、圓融天皇天元五年、餘博士丹波宿禰康賴に勅して、廣く隋唐の方書を蒐集折衷し、醫心方三十卷を選ぜしむ、永觀二年十一月書成て奏上す、茲に至て隋の巢元方等選する所の、病源候論の說大に行はれ、素問難經等を修むる者稀なり、康賴醫心方を撰する後、神遺方若干卷を撰す、當時清原滋秀、時原興宗俱に醫術に精きを以て著はる、康賴の子孫世々祖業を繼ぎ、和氣氏と共に醫藥の權を主とる、康賴の子重雅亦醫を能くす、一條天皇嘗て曰く、醫方は丹波重雅、和氣正成と、稱譽せらる、此の如し、孫忠明長德中亦著はれ、名聲海內を動かす、其子雅忠特に傑出す、白河天皇承曆中、高麗王の妃篤疾に罹り、書を贈り良醫を求む、時人皆雅忠を以て撰に擬す、朝廷其書辭禮を失ふを以て、之を却く、其反牒に、双魚猶難達鳳池之月、扁鵲何得入鷄林之雲云々と、是より雅忠を日本扁鵲と云ふ、永保中晉唐書中より救急の方法を抄錄し、醫略抄一卷を著はす、當時又惟宗俊通あり頗る醫術に通ず、侍醫醫博士となる、高麗の醫を乞ふや、雅忠後進を推す、事中止するを以て果さず、然れども、當時已に我醫學の進步海外に超越せしこと知るべし、此時に當て和氣丹波二氏の外醫を以て朝廷に仕へ、世業とするもの、清原、中原、小槻、菅原、安倍、紀等の諸家あり、後白河天皇保元以後大に衰へたり【鎌倉時代】和氣丹波兩氏の外に、僧侶等の入宋して宋の醫術を傳へ得て歸る、是より先後光殿天皇の代竹田昌慶明に航し、名醫金翁に從ひ大に得る所あり、明大祖の后の難產を治し、安國公に封ぜらる、永和中醫祕書を得て歸る、子孫業を繼ぎ典藥となる、後土御門天皇明應中坂淨運明に留學し醫方を研究して歸る、遇仙方新持方等を著はし、益々醫學を擴張し、子孫亦著書を爲し、世を益す、又吉田氏あり、世々足利氏の醫官たり、宗桂に至て最も善く藥性を辨ず、世人日華子と云ふ、天文中僧策彥と共に明に遊び、世宗の病を治す、歸朝に臨み、顏輝扁鵲圖聖濟總錄及び藥笥を以てす、子孫業を繼ぎ典藥となる、天文中金持重弘鍼灸術を以て名を明に顯はし、永正大永中阿佐井宗瑞女科を以て名を得、宇喜多氏の臣岡家重啞科を以て京都に著はる、宗瑞大永八年醫書大全を刊す、是れ我國醫書刊行の始めなり、細川勝元博學醫術を嗜む、政務の餘暇醫關集を著はす、室町の末戰國時代には戰鬪止むなきを以て、金瘡を治するを本務とするもの多し、故にこれらを金瘡醫と稱す、【江戸時代】後陽成天皇の朝に至り、曲直瀨正慶出で、金の李東垣の方法、及び元の朱丹溪の方法を表準遵奉し、其名聲朝野に振ひ、技術一世を風靡す、海內泰じて以て師表とす、茲に至て和氣丹波以下五典藥諸家の生張する所の和劑局方大成等の說、遂に衰廢

（醫書刊行ノ始）

（金瘡醫）（江戸時代）

（室町時代）

（鎌倉時代）

（日本扁鵲）

と號す、世々醫を能くす、上池院の號を賜はり、子孫相繼ぎ、上池院と號す、後小松天皇の代、僧悲阿彌天皇の御瘡を治す、功を以て法印に叙す、蓋し後世醫師の髮を削り法眼法印に叙せらるゝものこゝに起原せるなり、又僧壽阿彌、允能共に名醫を以て足利氏に仕ふ、後土御門天皇藥師寺の僧高定に天皇に服藥等をすゝめ、僧良心は島山義統の命にて、朝鮮に赴き、和丹兩氏の用ふる所の雜疵八穴灸法、及び神應經を傳へ得て歸る、是より先後光殿天皇の代竹田昌慶明に航し、名醫金翁に從ひ大に得る所あり、明大祖の后の難產を治し、安國公に封ぜらる、永和中醫祕書を得て歸る、子孫業を繼ぎ典藥となる、後土御門天皇明應中坂淨運明に留學し醫方を研究して歸る、遇仙方新持方等を著はし、益々醫學を擴張し、子孫亦著書を爲し、世を益す、又吉田氏あり、世々足利氏の醫官たり、宗桂に至て最も善く藥性を辨ず、世人日華子と云ふ、天文中僧策彥と共に明に遊び、世宗の病を治す、歸朝に臨み、顏輝扁鵲圖聖濟總錄及び藥笥を以てす、子孫業を繼ぎ典藥となる、天文中金持重弘鍼灸術を以て名を明に顯はし、永正大永中阿佐井宗瑞女科を以て名を得、宇喜多氏の臣岡家重啞科を以て京都に著はる、宗瑞大永八年醫書大全を刊す、是れ我國醫書刊行の始めなり、細川勝元博學醫術を嗜む、政務の餘暇醫關集を著はす、室町の末戰國時代には戰鬪止むなきを以て、金瘡を治するを本務とするもの多し、故にこれらを金瘡醫と稱す、【江戸時代】後陽成天皇の朝に至り、曲直瀨正慶出で、金の李東垣の方法、及び元の朱丹溪の方法を表準遵奉し、其名聲朝野に振ひ、技術一世を風靡す、海內泰じて以て師表とす、茲に至て和氣丹波以下五典藥諸家の生張する所の和劑局方大成等の說、遂に衰廢

し、金元の醫學盛に行はるゝ、後西院天皇明暦萬治の間に至り、林市之進、饗庭東庵等出で、金の劉完素唱ふる所の、五運六氣の說を奉じ、又本朝古制の醫式に基き、素問靈樞難經府經絡配當等を以て病を論ずるに至る、是より先き、一溪始めて李朱の學を唱へ、溫補を以て事とせしより、其弊遂に五行運氣藏等を講明す、東庵の門人小澤岡三伯師說を奉じ、盛に世に行はる、三伯の門人井原道閑、淺井周伯、小川朔庵、岡本一抱、益々劉氏の學を主張す、玆に於て運氣五行の說、藏府經絡配當の論起る、靈元天皇延寶天和の間、名護屋玄醫出で、李朱の醫術妄に補血益氣の說を唱ふるの弊害あるを覺り、始めて明の喩嘉言の傷寒尙論篇醫門法律等に依り、自ら一流を立て、後に古に泝り、張仲景の方法を主張し、以て後進を誘導す、又同時に後藤艮山あり、運氣藏府經絡の說を破り、專ら張仲景を以て法則と爲す、其門人香川太仲山脇道作あり、能く師說を紹述し、其名一世に振ふ、又元祿中亜川天民經絡運氣及び引經報使の說を看破し、傷寒論を主張す、其門人松原閑齋亦時に行はる、以上諸氏皆當時の醫風弊害あるを覺り、傷寒金匱を以て法則とし、以て當時の治術を一變す、抑々仲景方の世に盛に行はるゝは、實に此時を始めとす、桃園天皇寶暦年間に至り、吉益東洞出で、自ら一家を立て、從來の醫弊を攻め、後生を誘導す、當時古方家を以て自任する者多しと雖も、猶宋元以來の醫弊を受け、動もすれば其惑す所となり、運氣五行の說其跡を絕せず、因循姑息の術多きを慨き、斷然其弊を一掃せんと欲し、法則を扁鵲に取り、治方を中景に求め、萬病一毒、藥亦毒、毒を以て毒を攻む、毒去て體佳なりと、遂に醫事或問、醫斷藥徵等を著はし、以て其亂を遮ぶ、四方富翁を荷ふ者、及び有志の士爭て其門に群集し、門外市を爲すに至る、海内此學を奉ずる者往所として有らざるなきに至る、其高足に中西深齋(在京都)岑少翁(在江戸)村井椿壽(在肥後)鶴元逸(在肥前)田中愚仲(在播磨)山邊文伯(在中津)桃井桃庵(在東奥)あり、皆能く師說を紹述す、是を世に一毒家又東洞家と稱す、其子南涯、後桃園天皇安永中に至り、父東洞の萬病一毒の說、形狀據るべき無きを以て、又一家の說を爲し、人身の營養する所以は、氣血水の循環已まざるを以ての故なり、故に毒一にして、毒の因る所三つなりと、仲景の證候に基き、諸症を分類し、三の者に配し、病候を推し、以て主客を辨じ、病位を審にし、其順逆虛實を辨じ、凡百の病氣血水の三に歸せざるものなきを明にす、此學を奉ずる者、上國に中川修亭、長州に賀屋恭庵、江戸に小川雄齋あり、是を世に氣血水又南涯家と稱す、玆に至て、從來劉張李朱の學を修め、因循姑息の術を奉ずる者、皆翻然として一毒、或は氣血水の流に入り、海内の醫風一變す、孝格天皇寬政中、多紀元簡出で、また當時の醫風を一變す、元簡夙に一毒氣血水の蠱梗武斷なる、途に醫術衞生上に巨害を釀し、後生を誤り、古經の要妙を能く講究する者無きを慨して、勤めて之を匡正せんと欲し、素問靈樞より、漢唐以下明清に至る迄の醫經を折衷し、衆說を條陳し、精義を斟酌し、其錯辭衍義は、參伍傍照し、通ずべきは通じ、疑しきは闕如し、五行運氣の論、及び經絡五藏配當の說を捨て、專ら實行確說を採用し、一に偏執の說を爲さず、故に我邦古來醫經經方玆に至りて、始めて其歸趣率由する所を知るを得たり、其子茝庭亦父祖の學を繼ぎ、此道を擴張す、生徒日に其門に群集し、海内其學を奉ずる者なし、是より先、元簡の父元德の時、幕府醫學館を神田に立つ、元德之が教諭となる、元簡晤庭相尋で其職を繼ぎ、益々海内の醫生を薰陶す、古より我邦漢醫方の集成實行せしは、此時を以て其盛大を極むと云ふ、多紀元簡と時を同うして、豐前中津に前野良澤あり、初め吉益氏の學を奉じ、本藩に仕へ、江戸に居る、一旦感發する所ありて、西洋外科術を講究せんと欲す、然れども其學を講ずるにあらざれば、其術を極むる能はず、時に青木昆陽能く和蘭語に通ずるを聞き、往て之に從ひ、日夕研究怠らず、暑々其梗概を得たり、又長崎に至り、譯士某に就き、益々其要領を尋ぬ、幾干もなくして業大に進む、既に歸て思を艱し精を研き、內外醫方より、天文輿地算數に至るまで、其蘊底を極めざるなし、中津侯之を嘉し、稱して闢化と云ふ、玆に於て世呼て闢化先生と云ふ、尋で洋學を唱ふる者、桂川國瑞、杉田翼、中川鱗、大槻茂質、宇田川晉、石川世通等一時の俊彥勃興し、皆良澤を以て牛耳とし、日に洋學を講究す、頗て小石元俊洋醫を以て上國に行はる、此より以後此學を主張する者彬々輩出し、遂に漢洋醫術並び世に行はる、孝明天皇安政五年七月三日、幕府洋醫戸塚靜海、伊藤玄朴を拔擢し、內班醫師とす、此月七日伊藤貫齋竹內玄同を擧て、奥詰醫師とす、尋で奥醫師と爲り、遂に進で執匙となる、玆に於て嘉永二年三月洋醫の內科を禁ぜし令を廢し、更に令して、當時萬國の所置を探訪するの間、醫術も亦西洋を兼學すべしと、玆に於て洋醫始めて幕府に採用せられ、遂に漢醫と相頡頏するに至る、明治九年一月醫師試驗の令出てしより、六科の課目を修業することゝはなりぬ、玆に至て千有餘年來の漢醫方竟に地に墜ちぬ、歐州諸國の醫術海內に行はるゝに至れり(醫道沿革考、日本教育史)

(生徒化醫)

イタウヅウチ　到津氏　姓は宇佐、高皇産靈神の苗裔孫天三降命後宇佐津彦命神武天皇に奉仕し、菟狹國造となる、十九世諸石、欽明天皇二十九年八幡大神を豐前國宇佐郡菱形山麓に鎭座するゝ時、供奉す、五世孫綱宜年魚麻呂の時、養老五年六月詔して沙門法蓮心願定に住し、又醫術に精し、依て之を賞して三等以上の親に宇佐君の姓を賜ふ、年魚麻呂依て姓を改む、五世浩守仁明天皇の時、宇佐大宮司に補ぜらる、後宇多天皇の世、公連豐前國規矩郡到津等の地頭職となる、子孫依て到津氏と稱す、子孫世々相繼ぎて明治に至り華族に列し男爵を授けらる(系圖纂製、家譜、華族譜)

○公世—公連—公利—公規—公貞—公增
　公兼—公弘—公世—公正—公治—公澄
　公憲—公吉—公兼—公村—公峯—公著
　公薗—公古—公說—公章—公毅—公誼
　公熙

イタカネ

イタクラウチ　板金　「バンキン」を見よ、

イタクラウチ　板倉氏(備中高梁)　姓は清和源氏、足利泰氏の裔、淀川義堯より出づ、義堯三男賴重三河國額田郡小美村に住し、始めて板倉氏と稱す、世々松平氏に仕ふ、孫勝重德川家康に仕へ、江戸町奉行京都所司代となり、慶長十四年山城の田一萬六千石を賜ふ、重宗明暦二年關宿城に移封、前封合せて五萬四千石、重常寬文九年二月伊勢龜山城に移封、寶永七年重治志摩に移り、鳥羽城に治す、享保二年また龜山城に移さる、勝澄延享元年備中松山城に遷る、爾來子孫相襲ぎて明治に至り備中高梁に移り、後ち華族に列し子爵を授けらる(系譜、德川加除封錄、華族譜)

○義顯—義春—貞賴—義季—直賴—義行
　滿賴—義堯—賴重—好重—定重—勝重
　重宗—重郷—重常—重冬—重治—勝澄
　勝武—勝從—勝政—勝晙—勝職—勝靜
　勝弼—勝貞

イタクラウチ　重の二男重昌、寬永元年父の遺領を分封せられ三河國額田郡深溝(一萬千八百石)に居住す、重矩寬文十二年下野國烏山城に治し封五萬石を食む、天和三年重宣上總高瀨(二萬石)に治し、元祿十二年重高備中庭瀨に移封す、爾來世襲して明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重昌—重矩—重良—重宣—重高—昌信
　勝興—勝志—勝喜—勝氏—勝資—勝貞
　勝成—勝全—勝弘

イタクラウチ　板倉氏(上野安中)　板倉重宗の二男重形、天和元年五月上野國一萬五千石に封ぜられ、安中城に治す、元祿十五年七月重同陸奥國泉に移封、延享三年九月勝清遠江國相良に移封、寬延元年十一月五千石加賜、城主格を賜はる、同二年復上野に移封、安中城に治す、明和四年七月老中に補し一萬石加賜、前封併せて三萬石、子孫世襲して明治に至り華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重形—重同(シゲアツ)—勝清—勝晓(カツトキ)—勝意(カツチカ)—勝尙
　勝明—勝殷(カツマサ)—勝親(カツチカ)

イタクラウチ　板倉氏(三河重原)　板倉重矩の二男重種、天和元年六萬石に岩槻城を賜ふ、翌年信濃坂本五萬石に移封し、其子重寬元祿十五年十二月福島城に移封せらる、爾來世襲して明治に至り、三河重原に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○重昌—重矩—重種—重寬—重泰—勝里
　勝承—勝任—勝行—勝矩—勝長—勝俊
　勝顯—勝巳—勝逸

イタクラカツシゲ　板倉勝重、名乘鶴、字は甚平、四郎左衞門と稱し、後ち伊賀守と稱す、法名長英院保山宗英、八右衞門好重の二子、幼にして僧となり、玉庵和尙の門に入り宗智と號し、三河國中島村永安寺に住す、會々永祿四年、父好重の長子忠重は、既に好景の家人となりしを以て、勝重の弟定重父の家を嗣きしと雖も、天正九年高天神の役にまた戰死せしかば、德川家康、その家の絕えんことを憐み、勝重をして還俗家を嗣がしめ家人となす、十四年駿府町奉行となり、十八年家康江戸城に移るに及び、采邑千石を賜ひ、江戸の町奉行として、また小田原の地をも奉行し、關東の代官を兼れたり、慶長六年京都所司代に補せられ、六千六百餘石の地を加へらる、八年從五位下伊賀守に叙任し、與力三十騎、同心百人を預けられ、十四年また九千八百六十石を加へ、凡て一萬六千六百餘石を領す、大阪の役起るに及び、勝重の謀策する所、悉く機會を得、大に家康の台慮に叶へりといへり、元和六年閏十二月職を子重宗に譲りて致仕し、

(勝花重押)

堀河の邊に閑居す、九年十二月從四位下侍從に昇進し、寛永元年四月二十九日卒す、歳八十（德川實紀、野史）

イタクラシゲノリ　板倉重矩　家康に・秀忠に・字は長命、又右衛門と改む、後ち内膳正と稱す。父は重昌の長子。寛永十一年叙爵して主水佑と稱し、十四年父に從て島原城を征し、翌年正月重昌戰死するに及び、父の爲めに帛合戰して城中に攻め入り、奮戰頗る功あり、十六年六月家督をつぎて一萬石を領し、明暦二年内膳正と改む、萬治三年また一萬石を加へ、大阪定番となる、寛文五年十二月老中に補し、從四位下に昇り、六年更に二萬石を加へ、合せて四萬石を領す、八年京都所司代牧野親成免職の後、假に所司代の事を攝すべしと命ぜられ、上洛して政務を執る、同年十二月侍從に任ず、十年永井尙庸所司代となるに及び、江戸に歸り、執政舊の如し、十一年一萬石を加へ、延寶元年五月二十九日卒す、歳五十七（德川實紀、野史）

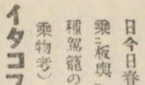
（押花矩重）

イタクラシゲマサ　板倉重昌　家康に・秀忠に・字は宇右衛門、後ち内膳正と稱す、法名撃月院劍峰源光。慶長八年・勝重の三子、重宗の弟。慶長八年歳十六にして、伏見に召され、德川家康の左右に侍し、十年叙爵して内膳正と稱す、世人、字して膳腦内膳といふ、蓋し重昌の兄重宗周防の守たりしかば、周防を藤芳に通ほして、兄より增りたる才覺を稱美したるなり、十四年乘邑千石を賜ひ、松平信綱・秋元泰朝と共に、近習出頭人となる、十九年千二百石加恩あり、大阪の陣東四相和するや、重昌猶ぼれて軍使となり、城中に入り豐臣秀頼の血誓を受理して歸る、元和二年また三千石の加恩ありて五千二百石を領し、

（重昌花押）

石を領す、寛永十四年島原の亂起るや、重昌追討使として、四國の諸軍勢を率ゐて力戰したれども、城兵固守して軍屢々利あらず、家光並に於て更に松平信綱戸田氏鐵の二將を遣はし、總軍の將として指揮せしむ、重昌これを聞き、軍功の擧ざるを恥ぢ、二人未だ來着せざるに先だち、十五年正月元日諸軍を督して總攻擊を試み、遂に銃丸に當つて斃る、此日出陣に臨み、詠じて曰く「新玉のとしのはしめに散る花の名のみあらはさきかけとしれ」人皆其志を憐む、時に歳五十一（德川實紀、野史）

イタクラシゲムネ　板倉重宗　家康に・秀忠に・初名重統、字は十三郎後ち五郎八、周防守と稱す、法名松雲院秀峯源俊。辯重の長子。德川秀忠の近習より立身して、慶長十年四月叙爵して周防守と稱し、小性頭番頭となり、小十人步行頭番頭をかれ、大阪冬夏の陣に供奉し、元和六年京都所司代に補し、職にある事三十餘年、人敬すること神明の如く、愛すること父母の如く、父子相次ぎて名臣の譽あり、九年十一月從四位下、十二月侍從に叙任し、正保二年五月左少將に進み、六月從四位上に上る、承應元年七月老を以て職を辭し、明暦二年八月下總國關宿の城を賜ひ、五萬石を領す、十二月朔日卒す、歳七十一、重宗の京職にあるや、毎朝必ず愛宕の山を拜す、人其故を問ひしに、吾訴を聽くに當り偏に私なからんことを期すれども若し誤りて一點の私を挾むことあらば、神明立所に吾命を奪ひ給へと祈願するなりと答へたりといふ、又毎日聽訴の廳に臨めば、必ず明障子を立て、茶磨にて茶をひきなどし萬事の疑獄を決す、これも人の顔色を見れば、見る所に就きて心偏することなきにあらず、なに茶を挽くは、常に平心にして訴を決斷せんの用意なりといへり、これ小事に過ぎざれども、その人となりを想見すべきなり（德川實紀、野史）

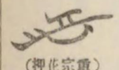
（押花宗重）

イタクラシゲヤス　板倉重宗　家康に・秀忠に・初名重統、字は十三郎後ち五郎八、周防守と稱す、法名松雲院秀峯源俊。辯重の長子。德川秀忠の近習より立身して、慶長十年四月叙爵して周防守と稱し、小性頭番頭となり、小十人步行頭番頭をかれ、大阪冬夏の陣に供奉し、元和六年京都所司代に補し、職にある事三十餘年、人敬すること神明の如く、愛すること父母の如く、父子相次ぎて名臣の譽あり、九年十一月從四位下、十二月侍從に叙任し、正保二年五月左少將に進み、六月從四位上に上る、承應元年七月老を以て職を辭し、明暦二年八月下總國關宿の城を賜ひ、五萬石を領す、十二月朔日卒す、歳七十一、重宗の京職にあるや、毎朝必ず愛宕の山を拜す、人其故を問ひしに、吾訴を聽くに當り偏に私なからんことを期すれども若し誤りて一點の私を挾むことあらば、神明立所に吾命を奪ひ給へと祈願するなりと答へたりといふ、又毎日聽訴の廳に臨めば、必ず明障子を立て、茶磨にて茶をひきなどし萬事の疑獄を決す、これも人の顔色を見れば、見る所に就きて心偏することなきにあらず、なに茶を挽くは、常に平心にして訴を決斷せんの用意なりといへり、これ小事に過ぎざれども、その人となりを想見すべきなり（德川實紀、野史）

イタグルマ　板車　車の一種、其製詳かならず、蓋し恐らくは板輿の如く、三方板を以て製し、前の一方のみ簾をかけしものにめらざるか、上下に通じて之を用ひしも、多くは下賤の盟、及び武士等之を用ひたりき、四宮記に、板車上下通用（近代無之乘用之人こ或及穢々車任意乘之）また蛙抄に、古下賤之輩及武士等用之無當時無之」とあり、

イタケリノジンジヤ　伊太祁曾神社　式内名神大社。紀伊國名草郡伊太祁曾村○現今國幣中社に列す。祭神五十猛命一名大屋彦命といふ。延喜式・初めかうの宮に在り、和銅六年十月今の地に遷座す、平城天皇大同元年神戸五十四戸に十二戸を加へ賜ふ、文德天皇嘉祥三年十月從五位下を授く、陽成天皇元慶七年十二月累進して從四位上となる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗新嘗の三祭に預る、明治十八年國幣中社に列す、祭祀は毎年九月十五日とす（延喜式、伊太祁曾三神考）

イタゴシ　板輿　名義・輿の一種、輿の三方を板にてはり、前の一方に簾をかけたるをいふ。式・遷を取り放ち、一本の轅を上の方（輿の屋形の上）にさし添へて之を昇くべく構へり、山中など行くに、木の枝に障ることあらば、四方の屋形を取り除きて輦のみになすことを得、僧俗一般に之を用ふ、又祭事

にも用ふ、建内記に云ゝ、永享十二年二月十一日春日祭也、予爲二上卿一、依二早旦進發一、内々用二板輿一、近例也、成房爲二參詣一、相伴是又板輿也」、宣胤卿記に云、「永正八年二月二十七日今日春日祭也、上卿事有二存旨一、所二申請一也、著二衣冠一、乘用（板輿）輿丁三人也、内々儀著二直垂一、常儀也」、元長卿記に云、「永正五年二月二十八日今日春日祭也、爲二參行一、自二曉天一、經營、著二束帶一、乘二板輿一」とあり、後世是より變じて乘物と稱する一種駕籠の製出づ、輿（コシ）參看（海人藻芥、輿車圖考、乘物考）

イタコフシ　潮來節　名義・小唄の一種、常陸國行方郡潮來村に行はれし歌曲をいふ。起原沿革・起原詳かならず、その江戸に傳はりて盛となりしは、文化文政の際なりといへり、今に傳はれる原歌は「潮來出島の眞菰の中に菖蒲咲くとはしらしや」といふるもの著名なり（聲曲類纂、潮來節考）

イタサカホクサイオホエガキ　板坂卜齋覺書　卷數・一册、我自刊我本に收む。内容・德川家康の侍醫たる卜齋（後ち紀伊頼宣に仕ふ）が見聞せる所を輯錄せる覺書にして、大略慶長三年豐臣秀吉の寢疾に起り、慶長九年に終る。記事或は天正文祿年間に涉る者あれども、主とする所は關ヶ原の役にあり、家康三成等との軋轢より、關ヶ原の合戰に至るまで概ね年月時日を逐ひ、六年以下は錯雜す、九月十五日の關ヶ原合戰の模樣は缺畧す、假令以後の追記なれば、月日に少差あるは免れずと雖も、當時の形勢家康の言行を錄し、旁ら諸士の事蹟を記載せり（板坂卜齋覺書）

イタシウタ　出歌　五節の時、唱ふ歌をいふ。辯内侍日記に、各立ちてまひ給ふ、云々、右兵衛督（有賀）いだしうたなり、又五節のまれのいだし歌は、猶まさりてこそとて、辯内侍、琴の音の心はひかす柏木の、はる吹風の聲で身にしむ、云々」とあり、

イタシウチキ　出袿　重袿を外より見ゆる樣に出して著たるものをいふ、枕草子に、櫻の直衣にいだしうちきして云々、今昔物語に、殿上人藏人の出袿をし、織物のさしぬきを著し、桃華薬葉に、出袿有二憚之時略之一、但衣單籠著」など見えたり、

イタシキヌ　出衣　名義・直衣狩衣の下に、重ね着する衣のすそを出すをいふ、通例衣の裾は、袴の下に飜めて着すべきを、晴の時には、袴の外に垂れて表衣の襴の下に出すを以て、出し衣と云ふ、風流花美を競ひし結果、表衣の下に、下着の裾美々しく出たしゝを賞せしより、起りしなるべし。用法・先づ指貫の腰を結び、其上に衣を著し、其上に表衣を著するなり、雅亮抄に、衣を出す事は、衣指貫を著たる上に縞入たる衣にても、うち衣にても著て、裏上の襠を指貫のまへより、まへによくひきがへて帶をするなり、後は高く引上げて、前の襠先は指貫の上に、たけに三四寸たらぬ程に上ぐべし、後は直衣にても、うへの衣にても著たらんに、襴の裾よりへりを置きたるやうに見ゆまじきなり」といへり、凡そ衣の表と裏との色のとり合せによりて色々の名あり、扨出衣の製作は、車服制度手記にも、裝束抄捷徑にも、圖を出だして示されたり、後世のものとは思はれど、玆に示す（桃華

（袿出衣）

薬葉、裝束集成）

イタシキヌ　出衣　中古女の乘車せし時に、車中より衣を出せる裝をいふ、雅亮裝束抄に、御車（御輦所姫君など貴人の車）の後より衣を出す事常の如し、但し下簾れをかみにおしかふ事を爲さず（下簾常の如く垂たるをいふ）襠と袖との間に置くべし（下簾を襠と袖との間より押垂るを云）裳のこしさげて、地摺の襠を少し輿の上に引出すべし、衣の出づることは、車の鋒立（車の左右にある手かたあるもの）の上二三寸計より始て引出して打衣、單上衣麗しく重れて引き出して、とみの尾の上（鳥尾也）四寸ばかり襠先を透して衣の前を（衣の襠の幅の次の幅をいふ）前板によく置きて、車の袖におしかけて出だして、袖の縫目を下に置き（袖の縫目下に横さまに擴げて、平に押して簾の下より出すなり）裾は押付て袖口を見せて置くべし、袖の下より裳の腰引出すべし、長さ二尺ばかり、大かたは衣の背縫の縫目に糸を長くつけて、竹を削りて車の内にさして、其たけに出して後能き程をかけよさがらでよきなり出る程は、衣の廣さ前の方を出すに、背縫の方たてにかくゝる程なるがよきなり、絲の、簾より出てぬ程なるがよきなり、せはまへ出でんには、其糸を少し奥に入れてつけよ、女房の車の衣も此定なり、裳のこしは、一輛に四すぢ宛つらなり、前の左右に二筋、後の左右に二筋なり、長さ二尺餘程出すべし、二人乘は口ばかり出すべきなり、童の裝束を出すことは、先づ童向ひて二人乘りたれば、端の方の片袴を、有限り下に引き出して（左の者は左の方、右の者は右の方の片袴を出す）其袴の上にかさみのしりの裾を、童の後より引き出して表を裏に、中なりにして袴の裾に、二寸計などたちさて、ひきさげてそれに又並べてかが

みの前一つを引出して、袴の上に並ぶるなり、うらうへこの定なれば、わな（かざみを二つに折りたる折目を云ふ）を皆同様に出すべし、袴短くば、かざみを長くほり、袴よりは引出すべし、四人乗るとも此定なり」とあり、牛車（ヤツシヤ）の插絵参看、

イダシクルマ　出車　車の簾の下より、女房ども衣の袖口等を押出して乗れるをいふ、飾り車をいふ、儀式の時、飾りてたて並ぶる車なり、源氏物語に云、いでたまふを待ち奉るとて、八省にたてつづけたるいだし車どもの袖口、色あひも目なれぬさまに、心にくきけしきなれば云々」、人車記に、嘉慶元年十月二十日入夜遊王自二大炊御門亭一行二啓卜定所一（中略）出車五輛女房二十人出、白衣袖妻等（蘇芳表著濃袴）」明月記に、建仁二年正月二十日院御幸出車、女房出二鈍色衣一（有レ裏淺黄等類唐衣裳同レ之）」とあり、出衣（イダシキヌ）参看（輿車圖考、倭訓栞）

イダシトミ　板蔀　板にて作りたる蔀をいふ、庭園より家の中の見透かぬ様に立つるものにて、目隠塀類にて白木なり、普通の蔀は、横なるを是は竪なり、故に竪蔀ともいふ、雍州府志に、「其殿家宅庭際座上以二板壁一隔二中間一、是謂二板蔀一」と見え、又甲子随筆に、爽衣物語の飛鳥井の宿りいたじとみ長くしわたして云々の句を引て、是れ立板にて今板屏といふものなり、此圖志貴寺縁起に見えたり、板蔀には格子いれたるもあるべしと」いへり（嬉遊笑覧）

イダシフヅクエ　出文机　附書院の古名「ショホン」参看、

イダタキフクロ　戴袋　名産　山城國葛野郡梅畑、平岡善妙寺邊の婦女子等、薪を頭に戴く時、用ふる白布の袋をいふ、又片袖あるを畑袋といふ　特産品　布は一幅にて、長は鯨二尺三寸なり、二に折て一尺一寸五分は、大尺の一尺四寸餘に當る、縫上て一尺三寸餘となるべし、此袋の中へ藁を入れて頭に戴く用となす　沿革　傳に云、承久の頃、栂尾の明慧上人の許へ、天皇、仙洞、攝政、關白を初め、多く落人となりて隠れ居給ひけるに、男子は上人の許に参集して王宮を守護し、女子は足に任せて諸國へ往來し、供御より下、總て朝暮の儲に充つる物を集めし時、御衣の片袖を解きわけ、旗袋の形に縫て是を戴きしに因るといふ、其後年代を經ると雖も、此袋を戴き行かば、關渡山坂何處にても心の儘に往來し得たりといふ（柳荼雜筆）

イタダキモチノイハヒ　戴餅祝　小兒の頭に餅を戴かせて、其前途を祝する儀式をいふ、主として公卿間に行はれたり、真丈雑記に、これは小兒五歳になる迄、正月吉日を撰びて、餅を小兒の頭の上にいたゞかせて、官位たかかれ、命幸かたかれと、祝詞をいひて餅を以て三度頭に當つる也、規式の次第委しく桃華薬葉に見えたり、紫日記に云、かん日（ニチ）なりければ、わか宮の御いたゞきもちゐの事とまりぬ、六日うまふのぼせ給ふとあり（ワキ付寛弘六年四月一日とあり、かん日は悪日なり、いたゞきは正月する事なれども延引なるべし）新六帖信實朝臣の歌に、おさなごの春のはじめのいたゞきに、つかさくらゐはそなへあげつゝと見え、また權記に、長保四年正月一日、昨夕勅命之旨被二申戴餅事一、女者五歳、男者□歳以前之事也」など見えたり、

イタテノジンジヤ　伊達神社　所在地　陸奥國加美郡田川庄四竈村、昔時は色麻郡に屬す　名産　播磨國飾磨郡射楯神を遷祈る、射楯神は卽ち五十猛命なり　沿革　延暦十一年九月田麻呂利仁將軍の勸請する所と傳ふ、延喜の制名神大社に列す、明治維新の際香取神の内に本社を合祀し、伊達神社と稱す、今村社に列す（神祇志料、仙臺封内風土記）

イタテノジンジヤ　伊達神社　所在地　紀伊國名草郡貴志庄園部村○一宮大明神、又伊達大神ともいふ　名産　五十猛命　沿革　仁明天皇承和十一年十一月正五位下を授け、文德天皇嘉祥三年十月從四位下を加へ、清和天皇貞觀元年正月正四位上に叙され十七年十月從三位を授け奉り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡毎年九月十三日祭を行ふ（神祇志料）

井ダテン　韋駄天　佛經にて諸天王の一、又韋天將軍ともいふ、靈威と譯す、又姓は韋、諱は琨と云ふ、南方天王八將の一臣なり、四王合して卅二神將となり、其第一とす、生知聰慧にして、早く摩欲を離れ、清淨梵行し、天慾を受けず、親しく佛囑を受けて、外には佛法を護し、南東西三州を統護し、物を利し化を弘め大に群生を濟ふと云ふ（佛像圖彙、佛教いろは辭典）

イタノノコホリ　板野郡　所在地　阿波國　起源沿革　稱德天皇神護景雲元年三月始めて見ゆ、和名抄に、松島（マツシマ）津屋（ツノヤ）高野（タカノ）小島（ヲシマ）井原（ヰノクマ）田上（タカミ）山

下（ヤマノシタ）全戸、新屋（ニヒヤ）等の郷あり、中世分て二郡となし板四板東と稱す、正保圖之に仍る、寛文四年併せて板野に復す、爾來變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イタビ　板碑　名産　石塔婆の一種、死者供養の爲めに之を道路の側に建つるもの、稀に墓標とせしもあり、板形の扁平なる石を以て造るが故に此名あり　沿革　何時より起りたるか詳かならず、荏原郡北見村に在るといふ天平の碑、又淺草法源寺内の天長仁壽齊衡の碑、又隅田川牛御前の貞觀の碑などは、後世の僞作なるが、武藏國足立郡楯川在堀ノ内東光寺に在る貞永二年、寛元□年、建長七年等の碑は眞なるものにて、現今中最も古きものと爲す、是に由て考ふれば、鎌倉以前にはなかりしが如く、卒塔婆小町の談、平判官康頼鬼界ヶ島にて造れるもの皆木なりしにても知らる）鎌倉時代に入りて追福の爲めに造り、夫より室町時代に至りて最も盛に行はれしが、弘治元年の碑文以後見る所稀なれば、弘治以後は、戚亂打續きし上に、新樣の塔婆別に起りし爲め、終に廢絶せしならん而して此の碑は關西に少く大概關東にのみ建立せられたるが如し、現存する所の四百有餘の中阿波を除く外、皆關東なるを以て知るべし　構造　上部を三角形に造り、其下表面に二條若くは三條の横線を深く刻す、其下に梵字、又は佛像經文等を刻み、猶下部に花瓶、寶塔、年號、法號等を添刻せるを常とし、石は常總武相等にて、秩父青石の扁平板に類するを用ひ、松前邊にては、花崗石を用ふ、其大小は高さ六七尺を超ゆるを大とし、一尺を少し超ゆるを小とす、又中間のものありて、大なるは幅廣く、小なるは幅狹し、鎌倉時代は四尺より六尺位のものあり、南北朝室町時代の盛時には、一層偉大なるものを作りしが、文龜天文の末に至りては、儀式的に設けしか如く、凡て梵字を上部に置き、年號を左右の面に記せるほ、古式にして、彌陀の像を刻み、瓔珞の類を垂下せる樣を示せしは、其盛時に起れる風に倣たり、猶、板碑年代一覽表考古便覽に見えたれば就て参看すべし（考古便覽）

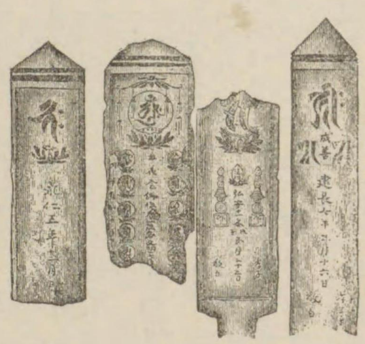

イタヒキ　板引　糊をつけずして、能く乾かし光澤ある絹をいふ、其製法はうるしぬりの板に、絹に糊を付けてはり付け、能くほして引きはがすなり、かくすれば光出で、恰も蝦をぬりたるが如し、また引倍支とも「ヒヘギ」ともいふ、板に張りて引きはがすが故なり、平絹も、綾も板引にするなり、裝束の下に着る單は、春冬は、フクサ張、夏秋は板引を用ふ（貞丈雑記）

イタフキノミヤ　板蓋宮　飛鳥板蓋宮（アスカノイタブキノミヤ）を見よ、

イタフンコ　板文庫　文書を藏むる匣の名、雄子文庫（キヅブンコ）を見よ、

イタミウヂ　伊丹氏　姓は藤原、右大臣魚名より出づ、十一代の孫龍口真正加藤氏と稱す、其末葉加藤景親攝津河邊郡伊丹城に居す、依て伊丹氏と稱す、享祿中雅興の時、城陷り其子雅勝流離駿河に至り今川氏に據る、後ち織田信長武田信玄に仕ふ、其子秀虎武田勝頼に仕へ、武田氏亡びて德川氏に仕ふ、爾來世々德川氏に仕へて御書院番組を勤む（系圖、寛政重修譜）

○雅勝—秀虎—康勝—勝武—勝延—勝清
勝範—勝舜—勝英—勝惠—勝直—親祥
勝復—勝親—勝輝

イタメガハ　板目韋　韋の一種、練り固めて厚くしたる韋、鎧の札又は煉鍔などに用ふ、撓めたる革、痛むる義、革を打ちて固くす、其製法は、膠の水に革を浸し、取出して鐵鎚にて打固め乾して作る（倭訓栞、真丈雑記）

イタリイ　伊太利　歐羅巴洲の一國　位置　北はアルプス山に依りて、墺地利及び瑞西に界し、西は佛蘭西及び地中海に隣り、南は地中海に臨み、東はアドリヤチック海に接す、シ、リー島及びザルヂニア島を併せて、此國の面積十一萬四千四百十方哩、北緯三十六度四十分に起り、四十六度四十分に終り、東經六度四十分より十八度三十分に至る、此國最大の長七百五十哩、最廣の幅三百七十哩○昔時全國を十六州に分ち　現今六十九の行政區に分つ、首府を羅馬といふ　沿革　中世の間、伊太利國は名目上のみにて、羅馬法王と、日耳曼帝との配下に在り、西暦千四百九十四年（後土御門天皇明應三年）佛蘭西

人の侵入ありてより以來、歐洲諸國の戰場となり、千八百年代の初めに於て、「サボイ」公「ピヤドモンド」に領地を收め、其年代の中頃に方り、又「サルジニア」の王となるに至る、千七百九十二年（光格天皇寛政四年）佛國革命の後、拿破崙の爲めに征服せられて佛國の一部となりしが、千八百十五年維也納の條約に依り、數箇國に分裂せり、千八百五十九年より千八百六十一年の間に、「サルヂニア」王「ビクトル、エマニユエル」は墺地利に勝ち、ベネシヤ及び羅馬を除き全伊太利の王となりしが、千八百七十年（今上天皇明治三年）には、此二地方も亦、伊太利王に併せらる〜に至る 大正 天正十年十二月（西暦千五百八十二年）大村氏有馬氏使を羅馬に遣はして、天主教を學ばしむ、十三年豐臣秀吉南蠻寺を廢し、僧徒を誅し天主教を禁ず、慶長十一年（千六百六年）羅馬船長崎に來る、慶長二十年九月、支倉常長伊達政宗の命を奉じ、四班牙を經て羅馬に至り、法王に謁し彼我の贈答を得、八年の日月を過ごして歸國す、夫より將に交通の途開けんとし、邪教嚴禁の令に接して止む、寛永五年八月（千六百二十八年）大隅國屋久島湯泊村に羅馬の傳教師「ヨハン、バツテイスタレロウテ」と稱する者上陸す、因て之を江戸に送り、小日向の切支丹鄙に之を置き、地理風俗等の事を尋問す、慶應二年七月十六日（千八百六十六年）假條約を結び、三年九月六日本條約を結ぶ、明治の代に至り、初年には屢々特派全權公使來りて朝見す、我より亦、公使を派して其國に駐劄せしむ（萬國地理、萬國歷史、外交志稿）

イチ　齋女　神前に神樂をする女を云ふ、イチはイツキの義にて、ツキの反チなり、卽ち齋きまつるミコの意、倭訓栞に、伊勢に齋宮（ヘサイクウ」參看）賀茂に齋院（ヘサイキン」參看）春日に齋女と云ふこと古記に見えたり、宇佐宮に、女禰宜と云へるもの有と云へり、眞觀官符に、禰宜、祝並置、社者以ゝ女爲ニ禰宜一」と見え、また女祝とも見えたり、されば其遺風なるべし」とあり、

イチ井ン　一員　近衛府の將監、將曹、府生、及び諸衛府の尉、志、府生等を云ふ、各共に長官ありて、晴の儀式の時、之を引具す、台記に、「一員隨身四人、將監將曹府生番長」と見えたり（名目抄）

イチ井ン　一院　院號（キンガウ）を見よ、

イチウチ　一打　箇條の、一書の一字を記すをいふ詞（俚言集覽）

イチウリウ　一羽流　諸岡一羽の創めたる劍術の流派○一羽、飯篠家直に就き天眞正傳神道流を學びて其奧義を研め、遂に一派を開く、門人甚だ多く、土手土呂助、岩間小熊、根岸兎角等傑出す（武術流祖錄）

イチウリフイチキン　市賣分一金　江戸時代課稅の一種、市場にて商賣物の賣高に應じ、二十分一、或は三十分一など、其市場よりの慣例を以て取立るをいふ、又賣高に拘はらず數莚の數に應じて取立る處あり（地方凡例錄）

イチエン　一畑　今いふ一戶のことにて、一畑（カド）の義なり、常陸風土記、香取郡豐香島宮の條に、「神戶六十五烟、本八戶、雜波天皇（孝德）世、加ニ奉五十戶一、飛鳥淨見原天朝（天武）加ニ奉九戶一、合六十七戶、庚寅編戶減ニ二戶一、今定ニ六十五戶一云々」と見えたり、

イチエン　一圓　相州鎌倉の人、始は梶原氏、其先は源將軍に仕ふ、幼にして父を喪ひ、常州の親族に依る、十九の時薙髮す、博く顯密の諸教を學び、後ち聖一國師に東福寺に見えて、經論の奧義を問ひ、其資深に服し、弟子の列に就きて、途に禪要を受く、文永の初、尾州木賀崎に長世寺を剏めて、禪教兼れ弘む、藤相國其道行を崇びて、東福寺を重さしめんとし、懇懇に三請すれども、固く拒みて受けず、正和元年十月十日、桑名蓮華寺にて寂す、壽八十七 出典 沙石集十卷、聖財集三卷、雜談集十卷、小鑑一卷（本朝高僧傳）

イチエン　一圓　或區劃內の土地全體をいふ、主として所領の廣域を表はす時に用ふ、某國一圓、某村一圓、某地一圓などと稱す、いづれも其場所全體を意味するなり、建武式目追加に、「雖ニ有ニ本家寺社領之號一、於ニ領家入給之地一者、宜ニ准ニ本所領一歟、早守ニ此旨一云々」「圓之地云々、半濟之地、嚴密可ニ打渡一、雜掌、次自ニ先公御時一本所一圓知行地事、今更稱ニ半濟之法一、不ニ可ニ改動一云々」と見えたり、

イチオン井ンサキノセツシヤウ　一音院前攝政　九條忠家（クデウタダイ）を見よ、

イチカハベイアン　市河米菴　名所 名 名は三亥、字は孔陽、小左衛門と稱す、米菴は其號なり、また小山林堂、金羽山人、百筆齋、樂齋、顧道人等の別號あり 名所 世寧（寛寧）の子 名所 書を能くし殊に楷隸に巧なり、嘗て前田侯に客事す、安政五年七月十八日江戸に死す、年八十、江戸日暮里本行寺に葬る 名所 米家書譜、米菴墨談、皇國州名歌、西遊小草、毛信遊草（日本能書傳）

イチガフマス　一合桝　桝の一種、量一合を容る〜桝の名、江戸時代の定法によれば、徑二寸一分五厘、深一寸四分五厘、實積六千四百八十二立方寸、合ヘガフ」及び桝ヘマス」參看、

イチガヤモン　市ヶ谷門　江戸城外郭門の一、麹町三番町と、土手三番町との間より、市ヶ谷へ出る口なるを以て名とす、今の市ヶ谷見付は其跡なり、門衛に、勤番及び兵器の備等赤坂門に同じ、卽ち鳥石以下三千石以上の者三ヶ年宛勤仕す、番士三人、羽織袴を着用す、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ（御府內備考、殿居藁）

イチギヤウ　一行　推薦狀を云ふ、貞永式目に、「官爵所望輩申ニ請關東御一行一事、右被ニ召成功之時一、被ニ注ニ申所望人一者、既是公平也、仍無ニ沙汰之限一、爲ニ昇進一申ニ擧狀一事、不ニ論ニ貴賤一、一向可ニ停ニ止之一、但申ニ受領撿非違使一之輩於ニ爲ニ理運一者、雖ニ非ニ御擧狀一、只有ニ御免一之由可ニ被ニ仰下一歟、兼又新叙之輩、巡年廻來、浴ニ朝恩一者非ニ制限一」とあり、同起請文中に、「評定衆之中被ニ書ニ與一行一者云々」、明月記に、「正治二年八月十六日黃昏著ニ束帶一、依ニ駒參事一也、退出之後、送ニ一行一、右申ニ辨詐一」とみえたり、

イチギヤウシユイン　一行朱印　朱印の推擧狀を云ふ、加越國諍記に、「長秀一身して國を持つ事難義とや思ひけん、內々信長卿の前に償て、越前の人守護職の一行朱印を取り、舍弟を人質に岐阜へ遣しける由風聞云々」と見えたり、

イチグユカゲ　一具鞦　鞦の一種、水野是齋弓法聞書に、「一具鞦右鞦と云べし、諸鞦片鞦といふ事當流に不ニ用儀一也、革の色は不ニ定、然共無文革錦革は公方樣御鞦に御用ゐあるに依て此二色の革にてはすべからず云々」愚得隨筆に、愚按、昔軍中或は他行の時さしたるは一具鞦也、今は諸鞦爲ニ上鞦一とありいはれざる調なり只一具鞦と云ふべし云々」とあり、

イチコ　都子（意知胡、降巫、覡靈姑）　大和 大和 あづさみこ、又はゲハフ使とも云ふ、又寄人ともこと云ふ、諸曲拾葉抄に、「寄人は寄神とも降童とも云ふとあり、小さき梓弓を鳴らし、神おろしとて神の教を受けて、死たる者の口寄をするものを云ふ 能因歌枕 先づ人の招きに應じ死人の情を問ほんとて水むけを爲し、己が身に死人を就かしめて事を聞くなり、卽ち其死人イチコに就きて其妻子及び、眞人の事を思ひ今に浮ばす、成佛せずなど云ふ類の事を云ふなり、神佛を混同せし妖術なり 起原沿革 上代神前に神樂を奏する女をイチコと云ふ、イチは齋の意（イツキのツキ、約してチと云ふ）にて、都子もこれよりうつりしものなり、和名抄に、覡を乞盜類に收めたり、固より賤しきものなるべし、吾妻鏡に、一古の字見えしも、齋女の義なり、建保職人歌合に、巫女ありて歌に「君と我口をよせてぞねまほしきつゝみもはちも打たゝきつゝ」其畫は、老婆の胸に、守掛けたるが弓をはじき口寄る樣なり、職人盡歌合の繪に見えたるチシヤと云ふもの、江戸時代のイチコと云へど明ならず（倭訓栞、嬉遊笑覽、官中要錄）

イチコツテウ　壹越調　十二調子の一、漢名 黃鐘 に云ふ、雅樂の調子卽ち律呂なり、管絃音義に、夫壹越調者、宮音也、又阿聲也、宮者土音也、以ニ此土音一名ニ壹越一、壹者通ニ四季一而主ニ四季一、故名ニ壹一、亦居ニ中央一、時ニ於四方一、故名ニ越一、又云、此調子音、名ニ六者雖一在ニ五音內一、而猶勝ニ五音一、是故以ニ六名一、顯ニ越一五之義一也、六者於ニ五數一一重、然數故也」とあり（拾芥抄、歌舞品目）

イチコツバラモン　壹越婆羅門　玉樹後庭花（キヨクジユゴテイクワ）を見よ、

イチザカカリ　一座掛　江戸時代に於て、寺社、町、勘定の三奉行及び目付が、評定所に命令して、刑事民事の訴訟を裁判するをいふ、詳しくは評定所一座掛といふべし、「ヒヤウゲヤウショ」參看（德川將軍御直裁列、德川實紀）

イチザノセンジ　一座宣旨　攝政關白たる人は、位の順序に拘はらず、朝廷公式の時、第一の座に着することを許さゝ宣旨を云ふ（職原抄、百寮訓要抄別注）

イチシカキダシ　一字書出　偏諱を他人に與ふる場合に、授くべき名を書したる文書をいふ、今信濃國守矢實頼所藏文書により、其一例を左に示す、

守屋神平
信實
天文十四年己巳
十二月十三日　花押（信玄）

イチシコンリンホフ　一字金輪法　名所 名 眞言宗にて行ふ祈禱法の一、一字眞言に隨て一字持金輪と號す、息災を祈る時に修す、御修法の時に用ふ、此法を修せば、能く世間惡毒及び諸鬼神の害を除く、此時に成就法に處す、秘法にして東寺長者の外之を修せず 名所 名 保延六年崇德天皇御惱の時、相實法印四壇を立て之を修す、此時の御修法二十五

環なり其本尊は右圖の如し（諸法要略記、佛像圖彙）

イチジゴメン　一字御免　君主より偏諱を授けらるゝをいふ、一字拜領に同じ、名の一字を免さるゝを以ていふ、專ら室町時代に行はる、一字拜領（イチジハイリヤウ）參看、

イチジサンライ　一字三禮　王朝時代以來佛教の經文を寫す時、文字一つを書く毎に三度佛に拜禮するを云ふ、增鏡に、放女院はおほしましけるに、嵯峨の今林殿にて御佛事など日々に怠らずせさせ給ふ、此の今林は、北山の准后のおはせし跡なり、遊義門院の御ぐしにて、梵字ぬはせ給へり、かの御手のうちに、法華經一字三禮に書かせ給ひて云々」とあり、

イチジツエントン　一實圓頓　天台宗の教法を云ふ、天台宗は法華經を歸依となす、一實は一乘の實教と云ふ略稱、一乘は三乘教に對して、法華の勝れたるを表す、實教とは、權教に對して、法華の眞實教なるを表す、無量義經に、四十餘年未顯眞實と說き、法華以前の教は、悉く權教にして劣等なりとなす、是天台の釋義なり、圓頓は、圓滿頓速の義、漸教に對して云ふ、卽ち圓滿卽身成佛する事を云ふ、圓頓（エントン）參看（佛教各宗綱要）

イチジノゴホリ　一志郡　所在　伊勢國

起源沿革　續紀聖武天皇天平十二年十一月の條に始めて見ゆ、蓋し古へ伊勢壹師君の居りし所なり、仁明天皇の承和三年本郡の空閒地一百三十町を橘岑繼に賜ふ、和名抄に、八多（ハタ）日置（ヒオキ）島拔（シマヌキ）民太（ミノダ）神戸（カムベ）須可（スガ）小川（チガハ）吳部（クレベ）宮野（タキノ）餘戸の十郷あり、元祿圖一志に作り、後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イチジハイリヤウ　一字拜領　名義　君主より偏諱を授けらるゝをいふ、下の一字を授けらるゝことは普通なれども、又稀には上の一字を授けらるゝことあり、又將軍一代の間に、父に下の一字を授くれば、其子には上の一字を授くるなどのことあり　沿革　室町幕府の時は、字を折紙に書し、太刀紙を添へて盃酒の時、將軍自ら賜ひ、偏名を左手にし退出す、鎌倉管領にては偏名は元服の時に、折紙に名乘のみ書せしを賜ひ、之を受けて懷に入れ後ち盃酒を與ふ、江戸幕府の時は、三家、三卿、家門、國主、大名皆將軍の偏名を賜ひ、御前元服の時、一字の折紙を硯蓋に載せ、月番老中これを渡す、畢て官位叙任あり、奏者番を以て、獻品の目錄を呈して御禮を申上ぐれば、酒肴出でゝ將軍先飲て盃を賜ひ、又小刀を賜ふ、三獻畢て盃を以て退出す、一字の折紙は時代と家の格とにより、料紙認方一定せず、大概室町時代は杉原、江戸時代は、越前奉書を竪に折りてそれを三ツに折り、中央に一字卽ち偏名を認め、左方に年號月日名判某殿と書す（別圖參看）禮物又同じからず、室町時代は、大略太刀一腰、馬一疋、江戸時代は、官位の禮物を兼て作り太刀、黃金一枚、卷物、馬一疋、大御所、若君なれば丼に禮物を呈し、御奎、簾中へも同樣なり　起源沿革　治承四年十月源頼朝、小山七郎宗朝（十四歳）に自ら着服を加へて朝の一字を給ひしは、武將偏名を賜ふ始めにして、後醍醐天皇の時、天皇足利高氏に尊の一字を賜ひしは、天皇が一字を賜へる濫觴なり（尊氏に偏諱を賜ふこと正史に所見なくも恐くは事實なるべし）義滿以後將軍加冠命名の時には、天皇親しく宸筆を染めて之を賜ふ、德川氏、亦其例を迹ひ自筆を賜ふ、通例元服の時に賜ひしも、室町時代中世以後は、通授するもの多し、又中年以後の人にても、其請により或は驅心を買はんが爲めに、一字を授くることあり（鑑尻、柳營祕鑑、一字拜領考）

忠

慶長十九年
五月十五日
松平武藏守殿　御名御判

イチジバン　一字版　活字版のことをいふ、文祿五年版の蒙求の奥書に、一字版云々とみえたり、「クワツジバン」參看、

イチジン　一人　天皇を申す、職員令に、師三範一人、儀三形四海、禮記玉藻に、凡自稱二天子一曰二予一人一と云ひ、注に一者無二對之稱一とあり（令義解、官職雜義）

イチジヤウ　伊治城　所在　栗原郡奪地考に、陸前國栗原郡城生野村なりと云へり、一の迫川と二の迫川と合流する所に據りてあり、其奪址は方六七町にて、地形略圓形を成せる岡野にて、西南高く、北を前面とし、東南一帶の地は、古は大沼にてイヂ沼といひし由なりと云ふ　起源　蝦夷を防拒せんが爲めに、稱德天皇神護景雲元年十月始めて作る　沿革　三年二月坂東八國に令して、部下の百姓の此地に移住することを奬勵す、六月浮宕百姓二千五百餘人を伊治村に移す、光仁天皇寶龜十一年三月伊治城に移し、宮城郡に、城柵使を置き鎮撫使を伊治城に移す、延暦

曾麻呂を討じて城を復す、桓武天皇延暦十五年十一月相、武、上總、常、陸野、出羽、越後等の民九千人を移して伊治城に置かしむ、爾來史籍に見えず、廢絕の時明ならず（栗原郡舊地考、伊治城考）

イチジヨウ井ン　一乘院　所在　大和國添上郡奈良興福寺寺內（今の登大路町奈良裁判所は卽ち其舊址なり）起源沿革　興福寺寺務門跡にして、定昭大僧正の創建なり、定昭は小一條左大臣師尹の子、安和二年東寺四長者の始めとなり、永觀元年に寂す、門跡傳に、南都一乘院本願法務、又興福寺、又金剛峯寺別當東寺長者、顯密兼學とあり、九代信圓大僧正の時大乘院を兼帶せしが、門弟良圓に一乘院を讓與せしより以來、大乘院と交々興福寺別當となり、法務相承して支圓（後醍醐皇子）尊覺（後陽成皇子）眞敬（後水尾皇子）尊昭（靈元皇子）尊映尊誠尊應等の法親王入嗣あり、明治に至り華族に列し男爵を授けられ、水谷川と稱す、寺は廢絕す、いまその歷代を左に揭ぐ、「モンセキ」參看（門跡傳、大和志、華族名鑑）

○定昭—定好—眞範—賴信—賴尊—聲信
玄覺—覺英—覺總—信圓—良圓—實信
實詳—信昭—隆信—覺惠—覺昭—良信
良覺—信助—覺實—玄圓—實玄—良玄
良昭—玄昭—良榮—昭圓—敎玄—信玄
良譽—覺譽—覺慶—尊勢—尊覺—眞敬
尊昭（初名尊映）—尊映—龜代宮——尊誠—尊常
尊應—忠起—（廢亡）

イチジヨウシクワン井ン　一乘止觀院

イチダ　一駄　馬一疋に負はする荷物の分量、主稅式によれば、凡一駄の荷率れ絹七十疋、絲三百絇、綿三百屯、調布三十端、庸布五十段、商布五十段、銅一百斤、鐵三十廷、鉛七十口となす、また雜式によれば、凡そ公私の運米五斗を俵となし、三俵を駄となす、其他の物は此に准ずと見ゆ、江戸時代に至り本馬一疋の一駄は三十六貫目、輕尻一駄は十八貫目と爲せり（延喜式、倭言集覽）

延暦寺の根本中堂を云、止觀を爲す堂なる故に名づく、一乘とは法華經の一乘法を云ふ、成佛の道唯一なる故に名づく、止觀とは四種の三昧、卽ち常行三昧、常坐三昧、半行半坐三昧、非行非坐三昧を止と云ひ、一心三觀を修するを觀と云ふ、天台宗にて禪定（止）智惠（觀）を一乘止觀と云ふなり（法華經講義）

イチジヨウガダニジヤウ　一乘谷城　所在　越前國足羽郡一乘谷村一乘山の中腹に城趾あり　起源沿革　文明三年五月朝倉敏景、坂井郡黑丸より此に移り城を築きて本國を治む、是其始めなり、四代義景の時、織田氏と屢々戰ひ、遂に天正二年織田氏の爲めに亡さる、織田氏柴田長秀を置て守らしむ、同年魚住景固等の爲めに亡さる、城塞に廢す（古今類聚越前國誌）

イチジリヤウヤウ　一事兩樣　一の事を二樣に申述ぶるを云ふ、鎌倉時代の用語、沙汰未練書に、事與詞違目也」とあり、

イチゾク　一族　同じ血すぢの者、又は同じ氏の者、又は一家眷族の者をいふ、奥州後三年記に、爰にみちのくに、奥六郎を領せし鎭守府將軍淸原武則が孫、荒河太郎武眞子眞衡が富有の奢、過分の行跡より起りて、一族ながら郎從となられし秀武、深き怨を含みて合戰を致す云々」とあり、

イチダ　一駄　馬一疋に負はする荷物の分量、主稅式によれば、凡一駄の荷率れ絹七十疋、絲三百絇、綿三百屯、調布三十端、庸布五十段、商布五十段、銅一百斤、鐵三十廷、鉛七十口となす、また雜式によれば、凡そ公私の運米五斗を俵となし、三俵を駄となす、其他の物は此に准ずと見ゆ、江戸時代に至り本馬一疋の一駄は三十六貫目、輕尻一駄は十八貫目と爲せり（延喜式、倭言集覽）

イチダイイチガウ　一代一號　天皇在位一代の間、年號を一に定め置きて改めざるをいふ、桓武天皇以後數代、この制なりしに、其後吉凶の象兆に從ひ屢々改號す、慶應四年九月八日、明治天皇卽位大禮夾、年號を明治と改め、自今一代一號たるべきことを定め、左の詔書を布告す（法令全書）

詔體ニ太乙ニ而登レ位、體ニ乾象ニ以改レ元、淘聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖ニ否德ニ、幸賴ニ祖宗之靈ニ、祗承ニ鴻緒ニ、躬親ニ萬機之政ニ、乃改レ元欲レ與ニ海內億兆ニ更始一新ニ、其改ニ慶應四年ニ、爲ニ明治元年ニ、自今以後革ニ易舊制ニ、一世一元、以爲ニ永式ニ、主者施行、

明治元年九月八日

イチダイイチドノニワウヱ　一代一度仁王會　沿革　天皇御卽位の始め、京中大極殿紫宸殿武德殿以下三十一堂（或は三十四、三十六堂の時あり）及び五畿七道六十六ヶ國にて仁王護國般若經を講修するを云ふ、天皇御一代に、一度修する仁王會なる故に名づく　沿革　大臣勅を奉じて日時を勘申し、行事九人、堂莊嚴の人六人、裝束僧房の人を定め、三十一堂の僧名を定め、上卿文章博士をして咒願を奏聞し、官符を以て其咒願を諸國に下す、當日は大極殿に行はれ、堂莊嚴、堂童子、行道以下儀式御齋會に准じて行ふ　起源沿革　聖武天皇神龜六年六月、宮中並に五畿七道に修せしめしは、一代一度仁王會の濫觴なるべし（西宮記、江次第、公事根源）長和二年八月（後一條）寬仁元年九月（後三條）承保二年十月（白河）大治元年正月（崇德）康治二年十月（近衞）仁安二年十一月（六條）文治四年五月（後鳥羽）嘉祿元年十月（後堀河）建長四年六月（後深草）等に行はれし事、小右記、水左記、永昌記、台記、兵範記、玉葉、明月記、百錬抄等に見えたり、

イチダイイチドノホウヘイ　一代一度奉幣　名義　天皇即位の年、使を諸社に遣はし神寶を奉り、天下の政を知る事を告ぐるをいふ、大神寶使、又は一代一度大神寶使ともいふ　儀式　此日天皇沐浴して石灰壇に御し、先伊勢神宮を拜し終て諸社の幣帛、神寶を發遣す、伊勢は使王、宮中京中の社は殿上人、畿内は諸大夫、七道は藏人所の雜色を使とす　起原沿革　清和天皇貞觀元年正月、醍醐天皇昌泰元年並に天下の諸社に神寶を奉る事見えたれども、一代一度大神寶の名は、朱雀天皇承平二年始めて見ゆ、後一條天皇寛仁元年神寶を四十八所に奉る、鳥羽天皇天永以後、奉幣の禮典元の如くならず、用途不足し、二年三年若しくは五六年を後るゝ事あり、後嵯峨天皇寛元三年の時は、諸國を責め催して、僅に其用を足せりといふ、後花園天皇永享三年廢せられし以後遂に廢絶す（平安通志）

イチダイエウキ　一代要記　書名　十册　本又は三十册本ありて一定せず改定史籍集覽一册に收む　内容　天皇一代毎に在位中の大事件、皇后、妃嬪、皇子、皇女の事を記し攝關、太政大臣以下公卿の補任年月を明に記載す、流布本は、卷首及び武烈繼體安閑敏達用明五帝紀は闕けて傳はらず、第二十代允恭天皇の記（水戸本以下の諸本同）より始まりて、第九十四代花園天皇に至るまでを記す、又歷朝要紀の凡例に、一代要記不知作者、上自三神武天皇一下至二花園天皇一止、とあり、改定史籍集覽には、景行成務仲哀仁德履仲反正の殘闕逸文を補へり　考證　初の名詳かならず、水戸光圀一代要記と名づけし說あり、季連宿禰記に、一代要記者、自三金澤寶藏一所出也、此記典璫斯絕、仍外題不知之處、水戸中納言光圀卿令レ寫給、後卿薨ノ者二代要記一之由、藏人所ノ部也、不レ知、其實否、と見えたり　考證　詳かならず、或說に一條兼良の撰なりと云へど、年立抄と混ぜしなり（一代要記、己亥雜說）

イチダイクワンジンノウ　一代勸進能　「クワンジンノウ」を見よ、

イチダイシリク　一代士族　明治初年其身一代限り、士の資格となるをいふ、各藩に於て制度異なれり、後に終身士族の制を設けてより廢せらる、九年內務省の伺出し、一の字義に就き太政官の指令に、一代は其者家督中をいふとい（へり（法令全書）

イチデウアキヨシ　一條昭良　名義　初め兼遐、後ち昭良と改む、制髮して惠觀といふ、法名智德院　考證　後陽成天皇の第九子、母は中和院と稱す、關白一條内基嗣なきを以て入て嗣となる　事蹟　慶長十年四月誕生、十四年正月一條家の嗣となる、十二月正五位に叙し元服す、後ち右近衛少將大納言內大臣等を經歷して、寛永六年八月關白となる、內覽牛車兵仗等を聽さる、同年十一月攝政に改め補せらる、正保四年氏長者隨身兵仗等を聽さる、慶安四年九月辭す、翌年八月剃髮す、寛文十二年二月十二日薨す、年六十八、東福寺に葬る（公卿補任、野史）

イチデウイヘツネ　一條家經　名義　關白實經の第三子　考證　文永四年二月內大臣と爲り、五年十二月右大臣に轉じ、六年四月左大臣に進む、十一年六月攝政に任ず、建治元年十月攝政を罷む、永仁元年十二月十一日薨す、年四十六（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

イチデウイヘツネ　一條院　名義　京都一條の南、大宮の東二町に在り、舊跡は一條大宮下る東側飛鳥殿町に當れり○思內裏の一　考證　藤原伊尹の始めて築き居りし第宅にて、法性寺大臣爲光もまた此に住す、榮花物語に、一條のおほきおとゞ爲光の家は、女院（東三條院）うつらせ給て、いみしうつくらせ給て、みかどの後院と覺しめすなるべし」とあり、一條天皇長保三年十一月內裏火災の後一日、この院に遷御あり、寛弘六年十月四日火災に罹る、七年二月再造、十一月十一日成りて遷幸あり、八年五月此院に於て位を三條天皇に讓り、其六月二十二日崩御す、後世廢頹す（山城名勝志、平安通志）

イチデウウヂ　一條氏　姓は藤原、九條道家より出づ、道家の三男實經京都一條に居せしを以て氏となす、又桃花と號す、一條坊門を桃花坊と稱するを以てなり、實經寛元四年攝政、文永二年關白となり、道家の所領宣仁門院以下の田園を受けて、九條、二條、一條三家の嫡家となる、爾來世々攝政關白となり、五攝家の一なり、明治維新に至り華族に列し公爵を授けらる（尊卑分脈、知譜拙記、系譜）

○實經——家經——內實——內經——經通——房經
　經嗣——兼良——教房——冬良——房通——兼冬
　內基——昭良——教輔——兼輝——兼香——道香
　輝良——忠良——實通——忠香——實良——忠良
　實輝

イチデウウチザネ　一條內實　名義　樓心院と號す　考證　攝政家經の長子、母は二位中將良嗣の女　事蹟　參議中納言を經正應五年十一月大納言、永仁元年正月正二位に叙せらる、六年九月右大將を兼ね、十月右馬寮御監となる、正安二年正月左大將に轉ず、乾元元年十一月內大臣と爲り、嘉元二年十二月十七日薨ず年二十九（公卿補任、尊卑分脈、

大臣補任）

イチデウウチツネ　一條內經　名義　芬陀利花院と號す　考證　內大臣內實の長子　事蹟　參議大中納言を經て正二位に叙せらる、文保元年八月左大將を兼ぬ、二年八月內大臣と爲り同年十二月關白に補し氏長者となる、元亨三年三月關白を解く、正中二年十月朔日薨す、年三十五（公卿補任、尊卑分脈、大臣補任）

イチデウウチフサ　一條內房　名義　初め冬經、後ち兼輝と改む、法名圓成寺と號す　考證　教輔の男　事蹟　慶安五年四月十三日生る、萬治三年三月二十三日元服、正五位下に叙す、禁色昇殿を聽す、其後左近少將より權中納言權大納言を經て、寛文十二年閏六月內大臣と爲り、尋で右大臣に轉ず、天和二年二月關白と爲り、氏長者、內覽牛車隨身兵仗を賜ふ、貞享四年三月攝政と爲る、元祿三年之を辭す、寶永二年九月薨す、年五十四（公卿補任）

イチデウウチモト　一條內基　名義　自淨心院と號す　考證　關白房通の子、母は家女房、兄兼冬の後を嗣ぐ　事蹟　天正三年十一月累進して內大臣に至り、四年十一月右大臣に轉じ、五年十一月左大臣と爲る、九年四月關白に補せらる、十年六月從一位に叙せらる、十二年十二月職を辭す、十六年七月二日薨す、年六十四（公卿補任、知譜拙記、大臣補任）

イチデウカネカ　一條兼香　名義　後圓成寺殿と號す　考證　關白兼輝の男、實は房輔の末子　事蹟　元祿五年十二月十六日生る、右少將より權中納言權大納言を經て、享保七年內大臣に任じ、十一年右大臣となる、十三年東宮の傅を兼ね、十七年十二月從一位に叙せらる、元文二年八月關白となり、氏長者牛車兵仗を聽さる、延享三年二月太政大臣に任ず、四年五月攝政となる、寶暦元年七月太政大臣隨身兵仗を辭し同日淳三宮關白兵仗を賜はる、同八月二日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

イチデウカネテル　一條兼輝　一條內房　（イチデウウチフサ）を見よ、

イチデウカネフユ　一條兼冬　關白房通の子　考證　圓明寺關白と號す　事蹟　從一位關白經嗣の五年七月累進內大臣となる、十六年二月右大臣に任ず、二十年五月從一位に叙せらる、二十三年二月朔日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

イチデウカネヨシ　一條兼良　名義　桃華老人、樵夢野人、また三圓老人ともいふ、法名覺惠、後成恩寺と號す、世に一條禮閣と號す、而して兼良俗にカネラと訓す、誤なり　事蹟　從一位關白經嗣の二子、兄經輔病む、兼良代て父の後を繼ぐ　考證　應永二十八年七月內大臣と爲り、三十一年右大臣、永享元年左大臣と爲り、從一位に叙せられ、四年八月攝政に任ず、尋で辭す、文安三年正月太政大臣を拜し、政に任ず、尋で辭す、文安三年正月太政大臣を拜し、

（兼良　押花瓦）

四年六月關白再補、文明二年辭す、十三年德二年職を辭す、文安三年正月太政大臣を拜し、准じ、食邑三千戶隨身兵仗及び年官年爵を賜ふ、長祿二年之を辭す、應仁元年五月關白再補、文明二年辭す、十三年四月二日薨す、年八十、兼良博學多聞尤も朝典に熟し、神道に通じ、佛典を明にす、當時推して才學絕倫となす、性和歌を好み、曾て聯歌新玉集二十卷を纂輯す、勅撰に擬せんと欲す、細川山名の亂に紛失す、兼良替て謂ふ、我れ嘗相丞に勝れる、家、曰く太政大臣、曰く延喜以後の事を請ずと　考證　新玉集、筆占、公事根源、文明一統記、樵談治要、東索隨筆、桃夢藻葉、除官雜例、花鳥餘情、代始和抄、年立漢語抄、歌林良材、連珠合璧、雲井春、小夜寢覺、二列問答等あり（公卿補任、大臣補任、野史）

イチデウクワンバク　一條關白　一條實經（イチデウサネツネ）一條忠良（イチデウただよし）を見よ、

イチデウサキノダイジャウダイジン　一條前太政大臣　一條實家（イチデウサネイへ）を見よ、

イチデウサダイジン　一條左大臣　巡雅　官（ミナモトノマサノブ）を見よ、

イチデウサネイへ　一條實家　名義　一條殿と號す　考證　家經の弟　事蹟　嘉元三年閏十二月內大臣に歷任し、德治元年六月辭す、同年十二月太政大臣となり、延慶二年十月罷む、正和三年正月十七日薨す、年六十六（公卿補任、大臣補任）

イチデウサネツネ　一條實經　名義　圓明寺關白と號す、また一條と稱す、法名行祚　考證　姓は藤原氏、攝政道家の三子、一條氏の祖　事蹟　仁治元年十月累進して右大臣と爲り、寛元二年六月左大臣に轉じ、四年正月關白に補し、氏長者、內覽隨身兵仗等の宣下を賜ふ、同年二月後深草天皇の踐祚に依り、關白を改めて攝政と爲り、從一位に叙せらる、寶治元年正月攝政を罷む、文永二年閏四月關白に補す、四年十二月關白を辭す、弘安七年五月出家、同年七月十八日薨す、年六十二（公卿補任、大臣補任）

イチデウセツシャウ　一條攝政　藤原伊尹（フヂハラノコレまダ）を見よ、

イチデウゼンカフ　一條禪閤　一條兼良（イチデウカネヨシ）を云ふ

イチデウダイジャウダイジン　一條太

政大臣　藤原公經（フヂハラノキンツネ）を云ふ、

イチデウタダヨシ　一條忠良　名右大臣　一條關白ともいふ、法名大勝寺殿と號す　父祖　經良の男　母　安永三年三月二十二日生る、權大納言を經て寛政四年二月内大臣に任じ、左近衛大將を兼ね、左馬寮御監と爲る、寛政八年十二月右大臣に任ず、大將元の如し、九年三月關白兵仗を賜ふ、文化六年三月東宮傅を兼ね、文化十一年四月左大臣に轉ず、同九月關白と爲り、氏長者、兵仗牛車を聽す、尋で東宮傅を辭す、文政六年三月職を辭す、十一年九月、三宮に准じ年官年爵、食邑三千戸を賜ひ隨身兵仗をゆるす、天保八年六月三日薨ず、年六十四（公卿補任）

イチデウツネツグ　一條經嗣　父　成恩寺と號す　父　關白良基の末子、權大納言房經薨じて嗣なし、依て其後を繼ぐ　父　應安元年八月從三位となり累進して權大納言となり、永德四年左近衛大將を兼ね、嘉慶二年五月、内大臣、明德二年從一位に叙ず、應永元年六月左大臣に轉じ、同年十一月關白に補す、五年辭し、六年四月再補、十五年又關白を拜す、十七年十二月復還補す、二十五年十一月十七日薨ず、年六十一、和漢の學に通じ頗る世の尊崇を受く（公卿補任、大臣補任、野史）

イチデウツネミチ　一條經通　父　後芬陀利花院と號す　父　關白内經の子　母　建武二年十二月内大臣に任じ、四年七月左大臣に轉じ、曆應元年五月關白氏長者となる、二年十二月左大臣を辭し康永元年正月從一位に叙ず、尋で關白を辭す、貞治四年三月十日薨ず、年四十九（公卿補任、大臣補任）

イチデウテンワウ　一條天皇　父　御名　懐仁、法諱　後圓融天皇の第一皇子、母は東三條院藤原詮子、第六十六代の天皇　父　天元三年六月降誕、永觀二年八月華山天皇の皇太子となる、寛和二年六月華山天皇神器を捨てゝ宮外に出で給ひしかば、外祖父兼家參内して急に讓位の儀を行ひ、七月即位し給へり、在位二十五年にして、寛弘八年六月位を三條天皇に讓る、次で太上天皇の尊號あり、幾干もなくして一條院に崩ず、壽三十六、圓城寺に葬る（神皇正統記、皇年代略記）

イチデウテルヨシ　一條輝良　父　後得成院前關白と號す　父　道香の男　母　寶暦五年十一月七日生る、權中納言、權大納言を經て明和八年四月内大臣に任ぜられ、安永四年隨身兵仗を賜ふ、天明七年五月左大臣に轉じ、寛政三年八月關白と爲り、氏長者、隨身兵仗を賜ひ、牛車を聽さる、七年十月十四日薨ず、年四十（公卿補任、大臣補任）

イチデウドノ　一條殿　父　一條實經（イチデウカサネツネ）或は四園寺公經（サイオンジキンツネ）を見よ、

イチデウニシドノ　一條西殿　名　山城國京都土御門西洞院　名　關白家實の邸宅、承元四年正月造營成りて移徙す、貞應二年後高倉天皇行幸ありて五月十四日御殿にて崩御す（山城名勝志）

イチデウノリスケ　一條敦輔　父　後唯心院と號す元と伊實と云ふ、後ち敦良と改め、又敦輔と云ふ　父　關白昭良の子　母　後慶安三年十二月内大臣に任じ、承應四年正月右大臣に轉じ、萬治二年十二月薨む、寛文四年正月六日薨ず、年七十五（公卿補任、大臣補任）

イチデウノリフサ　一條教房　父　妙華寺と號す　父　太政大臣兼良の長子　母　永享十一年三月參議從三位となり、黑進して左近衛大將内大臣となり、康正元年八月右大臣、長祿元年六月左大臣に進む、二年十二月關白となり、尋で從一位に叙す、三年左大臣を辭し、寛正四年關白を辭す、應仁二年亂を避けて土佐に赴く、或は云ふ兵庫に住すと、文明十二年十月五日薨ず、年五十八（公卿補任、尊卑分脈、野史）

イチデウフサミチ　一條房通　父　唯心院と號す　父　房家の子、冬良の後を嗣ぐ　母　天文八年八月内大臣に任じ、十年正月右大臣に、翌年閏三月左大臣に轉ず、十四年六月關白に補す、十七年十二月關白を辭す、弘治二年十月三十日薨ず、年四十八（公卿補任、尊卑分脈）

イチデウフシミドノ　一條伏見殿　父　山城國京都上京區御所の北境に當る○仙洞御所の一　父　もと三條公光の亭なりしが、嘉吉元年冬より康正年間に至る十餘年間、後花園天皇の皇居と爲り、降りて天正慶長の頃仙洞御所となる（山城名勝志）

イチデウフユヨシ　一條冬良　父　後妙華寺と號す　父　太政大臣兼良の第二子　母　父の後を繼ぎ、文明六年從三位翌年三月權中納言に任ず、十一年權大納言從二位となる、十二年左大將を兼ね、十八年十二月内大臣、長享二年八月關白氏長者となる、延德四年正月從一位に叙す、明應二年正月太政大臣となり、三月關白を辭す、六年十月關白に再補、文龜元年六月罷む、永正十一年三月二十七日薨ず、年五十一　著　新蒐玖波集、世諺問答等（公卿補任、大臣補任、野史）

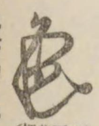
（押花裏冬）

イチデウミチカ　一條道香　名　得成院前關白と號す　父　右大臣兼香の男、世に家の女房　父　享保七年十月十日生る、右少將權中納言權大納言を經て元文三年内大臣となり尋で右大臣となる、四年正月一上と爲る、延享二年左大臣に、翌年關白氏長者と爲る、寶曆七年三月職を辭す、明和六年九月三宮に准じて年官年爵食邑三千戸を賜ふ、同月九日薨ず、年四十八（公卿補任、大臣補任）

イチデウリウ　一條流　淨土宗の一派、京都一條淨華院の僧然空の創めたる故に名づく○然空字は禮阿俗姓は岡部氏、十二歳の時延曆寺に入りて永存に師事し、後ち記主禪師良忠の講席に參し、遂に淨土教の宗義を面受す、後ち一義を立てゝ西谷（西後谷）に居住す、故に西谷流といひ、尋で一條の淨華院に住せるを以て、また一條流と稱す、永仁五年六月十一日寂す（佛家人名辭書）

○良忠――然空――證賢――玄心――證法――敬法

定玄――等照
良如――隆堯――隆阿

イチデン　一殿　王朝時代に於ける刑名、官人にこれを課す、私罪には贖銅十斤、公罪には贖銅二十斤を出す事をいふ、十斤は卽ち杖罪一百、二十斤は徒一年の類なり、上中の考より以下は一殿に準じて一等を降し、若し當年勞劇常よりも異なることあらば一殿を減ず、

イチデンリウ　一傳流　丸目主水正の創めたる居合術の流派○主水正、何國の人を詳かにせず、壯より刀法を好み、拔刀居合に達し、其妙旨を究む、臨機應變其右に出づるものなし、自ら一傳流と稱す、門人甚だ多し（武藝小傳、武術流祖錄）

○丸目主水正――國家彌左衛門――
　　淺山内藏助（淺山一傳流祖）――海野尙久――

イチドノ　一殿　巫を云ふ、カムナギを見よ、

イチニミツボシ　一二三星　紋所の名、毛利永井の兩氏之を用ふ、毛利氏は大江廣元より出づ、大江廣元は、平城天皇の皇子一品阿保親王より出でしを以て、鎌倉に下向の後、一品親王の末孫と云ふの緣を以て、一品と書して旗章とす、後ち一品を憚りて第二に三ツ星とゝなせしが、實は一品の意なりしと云ふ、永井氏同じく廣元より出でしを以て之を用ふ（諸家紋起抄）

イチニン　一任　名義　地方官執職の一定の任期を云ふ　起原沿革　大寶元年に定めて六年とす、慶雲二年二月一般に四年に改む、天平寶字二年十月國司を六年とし、史生は四年とす、寶龜十一年八月太宰府管内の國司は五年とす、大同二年十月一般に六年とす、弘仁六年七月四年に改め、太宰府管内を五年とす、天長元年八月諸國司介以上を六年とす、承和二年七月國司の年限を四年となす、是より以來は諸國四年、太宰府鎭守府は五年と定まりて變更なし（令義解、續日本紀）

イチニンヤク　一人役　室町時代に行はれし武士の課役、長曾我部元親式目に、諸侍の役の事、銀役に定む、但物成米五十石に付て一人役なり、一人に付き銀二分五厘宛、正月十六日より六月限迄附拂之儀者、米にても、銀にても、勝手次第たるべき事」とあり、

イチニラフ　一二萬　六位藏人の定員四人の中、第一を極萬と云ひ、第二を差次、第三を氏藏人、第四を新藏人と云ふ、此の内の極萬及び差次を一二萬と云ふ、詳しくは各條を見よ（職原抄）

イチネイ　一寧　名義　一山と號す、寂後國師の號を贈らる　系統　宋國台州胡氏の子　事蹟　初め律天台を學びしが、去て禪を慧東叟照寂怒嬾頑極三師に學ぶ、元の宋を滅すに及び、法を祖印寺に闡く、居ること十歳補陀山に移る、我文永十一年弘安四年元の兵我邊境を侵す、神威力を合せて元軍悉く破る、元主野心止まず奇謀百出す、我邦人俘虜を貴ぶと聞き、一寧を問牒として來らしむ、時に正安元年なり、執權北條貞時怒りて伊豆に配す、既にして巨福寺の主となす、後ち圓覺淨智の二寺に移る、後宇多上皇一寧の德望を聞きて召す、寧召に應ず、圓規庵龍山に入る、上皇肯遇頗る厚し、文保元年十月病む、上皇時々問候す、二十五日表を上て辭を告げ偈を書して衆に別る、年七十一、上皇幸臨して嗟嘆す（元亨釋書、本朝高僧傳）

（押花裏一寧）

イチネンギ　一念義　淨土宗の一派、成覺幸西を流祖とす、成覺上人は法然上人の高弟なり、其主唱する處は、彌陀の本願を指して一念といひ、凡夫の信心、彼の佛智の一念と相應じ、契合すれば、能信所信相一致し、能度所度一體となる、凡夫の淨土に往生すべき業事の決定するは、實に此一念の時にありとす、一念の時既に往生の業事成就すれば、多念の稱名敢て要する處にあらず、凡そ聖道の諸行は聖頓にして、淨土の念佛は凡頓なり、故に聖道諸宗の一念成佛に等しく、淨土宗の正意も、一念往生にあり、凡夫の信心は佛智の一念と相應じ、能所不二の一念相續して眞實報土に往生すと立てゝ、法然の師釋を顧みざるが故に、他流之を評して、一念義の邪義異執となす、晩年下總に赴き其義を弘め、又其說一時越後に盛んなりき、法本行空、亦法然の弟子

にして、幸西と同じく一念義を主張せり、淨土宗(ジヤウドシユウ)參看(日本佛教史綱)

イチノアジヤリ 一阿闍梨 東寺の阿闍梨中、尤も高位なるものを云ふ、

イチノイヘ 一家 執柄家、卽ち攝政關白たる人の家をいふ、攝關は必ず一座の宣旨を蒙る故に、一ノ人と稱し、又一ノ所と云ふ(職原抄)

イチノカミ 一上 左大臣を云ふ、官中の事は悉く左大臣之を統領す、故に一上と名付く、而して左大臣たる人、關白を兼ぬる場合には、右大臣を一ノ上といふ、これ左大臣に代りて、一切の事を統轄するを以てなり(職原抄)

イチノカミノキヨ 一上之擧 左大臣(若くは右大臣)が、官の史に任ずる人を一ノ上より擧出するなり(羽倉考)

イチノカミノセンジ 一上宣旨 一ノ上となす宣旨をいふ、左大臣(若くは右大臣)之を蒙る、「イチノカミ」參看、

イチノゴケミ 一五檢見 江戸時代、上野國高崎近村の檢見法、田別檢見とも云ふ、田毎に一々標準を立て、上中下に分ち、根取を用ひ計算して增減を爲すなり、其一の五とは五割の取米ゆゑに名づく(地方凡例錄)

イチノジニワリキキヤウ 一之字割桔梗 紋所の名、植村新六、德川淸康に仕へて四將の一人となる、時に安部彌七郎不意に岡崎城にて淸康を殺す、新六直に彌七郎を組み伏せて之を殺す、年僅に十八、家康其功を感じ、植村は天一の忠臣との御ありて、盃及び家の一字を賜ひ出羽守となす、元來植村氏は桔梗の紋なりしが、是より一字に割桔梗を用ひしと云ふ、

イチノジゼニ 一字錢 錢貨の一種、元文寬保の間に出づ、或はいふ、紀州一ノ瀨の鑄造する所と(新寬永錢譜)

イチノジヤウケイ 一上卿 官廳にて首座に着くべき公卿を云ふ、卽ち左大臣をいふ、一上(イチノカミ)、左大臣(サダイジン)參看、

イチノシヤウニン 市上人 空也上人をいふ、天慶元年の時、空也京都市店に於て彌陀を唱へ、衆人を勸化せしより、人呼びて市上人といふ、クウヤ)參看(元亨釋書)

イチノセキ 一關 所在 陸中國磐井郡 沿革 萬治三年八月田村宗良兄伊達綱宗より、叔父宗勝と共に槻田三萬石を分封せられ、陣屋を置きて此地に治す、寬文十一年四月宗勝封を除かる、元祿七年八月田村建顯廢米七百苞を弟顯寬に分封す、爾後子孫相繼て明治維新に至る(德川加除封錄、明治政覽)

イチノタイ 一對 上臈の名、女房官品に、御つま、これも上ろふのかうする名也」とあり、女房の部屋を對の屋と稱して、一、二、三等の對屋あるを以て是れより轉稱せしならん(眞丈雜記)

イチノダイジン 一大臣 左大臣(サダイジン)を見よ、

イチノタイヤ 一對屋 對屋(タイヤ)を見よ、

イチノタニ 一谷 名兜の名、美濃國菩提城主竹中半兵衛重治の用ひしもの(武陸叢話)

イチノタニノタタカヒ 一ノ谷戰 沿革 一ノ谷は、攝津國矢田部郡須磨村の五六町西に在り、一、二、三の谷あり、各谷の長さ三四町に過ぎず、一ノ谷上に息居の路あり 慶應元年 嘉永二年七月平氏の一族等源義仲の兵に破られ、終に安德天皇を奉じて西國に赴き、九月讃岐に着し行宮を屋島に營む、山陽南海の地又平氏の有に歸す、三年正月屋島より攝津に移り、一ノ谷に築きて兵を集む、此時に當り源範頼、源義經等源頼朝の命を以て京師に進入し、終に木曾義仲を殺し、正月二十九日兩將平氏追討の爲めに西國に赴き二月五日攝津に着す、範頼五萬六千餘騎にて大手に、義經二萬餘騎にて搦手に向ひ三草山の東に陣す、平軍資盛有盛七千餘騎にて三草山の西に陣す 經過 七日源氏の軍は熊谷直實平山季重を先陣として戰ふ、飛驒守景綱平惡七兵衛景淸等之を拒ぐ、次で範頼の大軍襲來す、然れども平軍能く拒ぎ、容易に破り難し、時に義經前日より諸將と議し、夜襲して平有盛平資盛を擊破し、一ノ谷の後山鵯越に着し、三浦義連已下の勇士と鵯越の險阻を越えて攻擊す、平軍不意に驚き周章終に敗走す 結果 平重衡、但馬前司等を生虜し、平通盛平忠度平經俊以下七人を討殺す、其他殺生算なし、平氏遂に船に乘じて四國に奔走す(吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語)

イチノツカサ 市司 職掌 京都市内の事を掌る、卽ち市店の財貨、交易、器物の眞僞、度量の輕重、賣買の估價、非違を禁察する事を掌る、京職の下に屬す、唐名市署、東西の二市に分たる 所在 東は七條坊門の南、七條の北、堀川の西、大宮の東、西は左女牛の南、鹽小路の北、柳筥の西、油小路の東 職員 正、各一人長官にて諸道の五位六位又は院の主典代(院の御所の右等)藏人所の出納(藏人所の下司)等之に任ず、佑判官にて各一人、從七位下に相當す、正の下に錄す、令史主典にて各一人、其外價長五人、物部二十人、使部十人、直丁一人各附屬す 沿革 大寶令制定の時之を置き、爾後變ずることなしと雖

も、政權武門に歸してより、只空名を存するのみなりき(令義解、職原抄、百寮訓要抄、有職袖中鈔)

イチノトコロ 一ノ所 執柄家を云ふ、一家(イチノイヘ)を見よ、

イチノナイジ 一內侍 勾當の內侍を云ふ、「コウタウノナイジ」を見よ、

イチノヒト 一人 攝政關白をいふ、攝關たる人の必ず一座の宣旨を蒙るが故なり、また一ノ所とも云ふ(職原抄)

イチノミヤ 一の宮 名義 其國に於ける第一の神社、各國に一つ宛あり 起原沿革 起原詳かならず(一)四季物語には、光孝天皇の仁和年間諸國に一宮をおくといひ(二)神學類篇には、崇神天皇の時定められし天社國社を一宮といひ、垂仁天皇の時置かれし國社を二の宮といふ、又一說に、天社を一宮、國社を二宮といふ云々といひ(三)神社考には、醍醐天皇の時、延喜神名式制定ありしより以來、神祇官又は國司等より布告すべきことある場合に、豫て各國に一社を定めおき、其社人に告知して、更に國內の社人に傳達せしめ、又諸社より上申することをも司らしめしに起因し、後に其を一の宮と稱せるなるべしといへり、以上三說皆後世の臆測に過ぎざれども、いま一宮記を按するに、諸國の一宮は必ずしも大社或は神階の高きものといふにあらざれば、第三說比較的信を措くに足るべきが如し、今左に諸國にある一の宮と祭神を示す、尙ほ詳しくは各條に就きて見るべし(大日本國一宮記、古事類苑神祇部)

所在	社名	祭神
【畿內】		
國		
郡		
山城	愛宕	鴨大明神(社下)
山城	賀茂	賀茂大明神(社上)
大和	城上	三輪大明神
河內	河內	平岡大明神
和泉	大鳥	大鳥神社
攝津	住吉	住吉神社
【東海】		
伊賀	阿拜	敢國神社
伊勢	河曲	都波岐神社
志摩	答摩	伊射波神社
尾張	中島	眞墨田神社
三河	實飯	砥鹿大明神
遠江	佐野	已等乃麻知神社
駿河	富士	淺間大明神
伊豆	賀茂	三島大明神
甲斐	八代	淺間神社
相模	高座	寒川神社
武藏	足立	氷川神社
安房	安房	安房神社
上總	埴生	玉前神社
下總	香取	香取神社
常陸	鹿島	鹿島神社
【東山】		
近江	栗太	建部神社
美濃	不破	南宮神社
飛驒	大野	水無神社
信濃	諏訪	南方刀美神社
上野	甘樂	拔峰大明神
下野	河內	二荒神社
陸奧	白河	都々古和氣社
出羽	飽海	大物忌神社
大己貴命、玉依姬		
賀茂別雷命		
大物主神		
日本武尊		
底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后		
金山姬命		
猿田彥神		
玉柱屋命		
大己貴命		
大己貴命		
猿田彥命		
木花開耶比咩		
大山祇命		
木花開耶比咩		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命、玉依姬		
賀茂別雷命		
大物主神		
日本武尊		
底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后		
金山姬命		
猿田彥神		
玉柱屋命		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
木花開耶比咩		
大山祇命		
木花開耶比咩		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
武甕槌神		
【北陸】		
若狹	遠敷	遠敷大明神
越前	敦賀	氣比神社
加賀	石川	白山比咩神社
能登	羽咋	氣多神社
越中	礪波	氣多神社
越後	蒲原	伊夜日古社
佐渡	羽茂	渡津神社
【山陰】		
丹波	桑田	出雲社
丹後	與謝	籠神社
但馬	朝來	粟鹿神社
因幡	法美	宇倍神社
伯耆	河村	倭文神社
出雲	出雲	杵築宮
石見	安濃	物部神社
隱岐	智夫	由良比咩社
【山陽】		
播磨	宍粟	伊和神社
美作	苫東	中山神社
備中	賀夜	吉備神宮
備中	吉備	吉備武彥命
安藝	佐伯	伊都岐島神社
周防	佐波	玉祖神社
長門	豐浦	住吉神社
【西海】		
紀伊	名草	日前國懸宮
淡路	津名	伊弉諾神社
阿波	板野	大麻比古神社
讚岐	香川	田村社
伊豫	越智	大山祇神社
土佐	土佐	土佐神社
大己貴命、玉依姬		
賀茂別雷命		
大物主神		
日本武尊		
底筒男、中筒男、表筒男、神功皇后		
金山姬命		
猿田彥神		
玉柱屋命		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
大己貴命		
武甕槌神		
大己貴命		
玉依姬(社下)		
仲哀天皇(社下)		
伊弉冊命(社下)菊理媛(社上)		
大己貴命		
大己貴命		
彥火々出見命(社上)		
三穗津姬		
底筒男、中筒男、表彥火々出見尊(社上)		
籠神(社中)玉依姬(社下)		
武內宿禰		
下照媛		
大己貴命、素盞嗚命		
宇麻志麻手命		
須勢利媛		
大己貴命御魂		
大己貴命御魂		
吉備武彥命		
市杵島姬		
玉屋命		
底筒男、中筒男、表筒男		
石凝姥		
伊弉諾命		
猿田彥神		
猿田彥神		
大山祇命		
味鋤高彥根		

筑前	那珂	筥崎宮	應神天皇、神功皇后、竈門
筑後	三井	高良玉垂神	武内宿禰
豐後	大分	宇佐宮	應神天皇、比賣神、大帶姫
肥前	佐嘉	與止日女神社	神功皇后妹
肥後	阿蘇	建磐龍神社	阿曾部彦
日向	兒湯	都農神社	大己貴命
大隅	桑原	鹿兒島神社	神功皇后
薩摩	頴娃	和多都美神社	鰮土老翁、猿田彦神
壹岐	石田	天手長男神社	天思兼神一男
對馬	上縣	和多都美社	應神天皇

イチノミヤ　一宮　所在 上總國長柄郡一宮町　沿革 永祿天正の間、内藤久長及び正木大炊介等この地に割據す、江戸時代には、元和三年脇阪安治に此地を加賜し、信濃飯田城を治めしむ、寛政八年九月加納久周一萬三千石に封ぜられ、此地に陣屋を置きて治す、子孫相繼きて明治維新に至り廢絶す（上總國誌、德川加除封錄、明治政覽）

イチノミヤジヤウ　一宮城　所在 阿波國名東郡一宮山上　起原沿革 永祿中源成助此に據る、天正四年長曾我部元親、東川、埜中、西寺の三氏をして之を攻らしめ、兵二百を置き、十年成助を殺して之を奪ひ、江村親俊北城を守り、備後守谷善兵衛南城を攻る（一說に、天正十年春池田肥前守、野中三郎左衛門をして兵二百を以て、成助を執へて遂に之を殺し、弟親康、池村親載等兵數百を以て之を守る）後ち蜂須賀家政富國に守たるに及び、自から北城に入り、浪速監察を南城におく、天正十四年家政德島に移り、益田長行に命じて本城を守らしむ、本國九城の一なり、寛永十五年命あり之を壞つ、其規模宏大にして高二十丈あり、分れて十餘城ありと云ふ（阿波志）

イチノミヤリウ　一宮流　一宮左大夫照信の創めたる居合術の一派○照信は武田氏の麾下土屋惣藏の臣にて初め長野無樂齋に就きて之を學び、其奥旨を極めて遂に一派を開く、天正八年武田勝頼に從ひ上州膳城に戰ひ功あり（武藝小傳、武術流祖錄）

イチノモノ　一者（一物）　樂所の勾當を云ふ、吉野吉水院樂書に、左右一者二人をかうとうと云ふ、右の一の物は、左の舞人を催ふし、左の一の物は、右を催ふす、總して右が大體にてツラノ者と云ふ」とあり、樂所補任保延二年の條に、左近將監李貞三月二十三日勝光明院供養之日任、秦王一物賞」と見えたり、

イチノヤダウチヤウ　市屋道場　所在 山城國京都市下京區鹽釜町、初め、北小路の南、七條の北、堀川の西、市町の北後○時宗市屋派の本山　沿革 承平七年、空也上人七條堀川に一の道場を建て、市屋道場金光寺と號し、諸人を勸化す、弘安九年僧俊曉中興して時宗と爲し、天正中今の地に移さる（山城名勝志）

イチバシウチ　市橋氏（近江西大路）　姓は清和源氏、攝津守源滿仲の三男頼親より出づ、頼親大和石川に住し遂に氏となす、其裔石川冠者有光の曾孫次郎光治承久の勳功により、美濃國池田郡市橋庄地頭職となる、子孫依て市橋氏と稱す、世々土岐氏に屬す、十四世下總守長利美濃青柳城に居り織田信長に仕ふ、男長勝豐臣秀吉に仕へ、天正十七年福塚城より美濃今尾城に移る慶長以後德川家康に仕へ、勳功あり、關ヶ原戰後一萬石を加賜す、十三年伯耆國矢橋城に轉す、大阪役秀忠に從て功あり、元和三年越後國三條城に移封四萬千三百石を領す、六年三月除封、更に甥伊豆守長政に二萬石を河内近江兩國に賜ひ、近江國仁聖寺（後ち西大路と改む）に治す、養子三四郎長當に三千石を賜ほる、慶安二年六月下總守政信二千石を弟傳左衛門政直に分封す、子孫相繼きて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家譜、系圖纂要、德川加除封錄、華族譜）

○長利――長勝――長政――政信――信直――直方
直擧――長璉――長昭――長發――長富――長義
長齋――虎雄

イチバン　一番　紋所の名、武藏住人久下氏の家紋、先祖久下二郎重光、源頼朝土肥の杉山にて兵を擧げし時、第一番に馳せ來りて味方になりしを以て頼朝大に喜び、若し我天下を得ば、一番に恩賞を行ふべしと仰られて、自一番と云ふ文字を書て、給ひたるを其家の紋とせしと云ふ（太平記）

イチバンクビ　一番首　戰爭の時、最初に討取りたる首級をいふ、義殘後覺に、投新右衛門は、吉彌が敵に落合突伏首取せけり、古志殿馬上にて是を能見給て、去とては三室新衛門一番首を上る」、增補筒井家記に、天正五年十月四日和州片岡城陷り、細川與市郎十五歳、頓五郎十四歳の初陣に一番首を得たり、信長公感之兩人に感書を玉ふ」、と見え、昔時は、一番首を獲るを以て、武士の名譽と爲したり、

イチバンリナヘ　一番備　戰爭の時、一番に備立たる戰隊をいふ、江濃記に、今度もまづ一戰仕り、其上の儀たるべしとて、先一番備は卷村野村二千騎、二番道永平左衛門云々」と見えたり、

イチバンテ　一番手　戰爭の時、最初に出づる隊をいふ、其順序により二番手、三番手等の稱あり、小松軍記に、遂間もなく攻付らる、一番手の中よ

り也も心がけしものどもは、ぬけ〳〵にかけつけて云々」とあり、

イチバンヤリ　一番槍　戰爭の時最初に敵と槍を合はすをいふ、太閤記に、竭ヶ粉骨合二於一番鑓」、突二退群雄」、柴田退治記に、今度柳ヶ瀬表秀吉所二切崩」之一番鑓者、悉近習之輩也」、と見ゆ、昔時尤武士の名譽としたる所なり、

イチハラノコホリ　市原郡　所在 上總國　起原沿革 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、海部（アマ）市原（イチハラ）江田（エタ）濕津（ウルヒツ）山田（ヤマタ）菓麻（クワマ）等の六郷あり、鎌倉八幡宮所藏の延慶四年八月の文書に、市東郡とあれば、此頃東西二郡に分たれしなるべし、江戸時代の初、舊に復す、寛文の頃以來海上郡を廢して、其地を本郡に屬す、爾來之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イチヒハバキ　藁脛巾　藁といふ草の皮を、ほぐとりてあみ作りたる脛巾をいふ、又「イチミハバキ」とも云ふ、藁はからむしといふ草にて、麻の類なり、衛府の官人、及び舞人等着用す、形は左圖の如く古畫に見ゆ、其脛巾の褶の方長くして、足の甲にかゝりて猶あまり、垂れて地に曳くなり、競馬の時、近衛司の隨身之を著けて馬に乘れば、彼の脛巾の褶垂れ下りて、鐙にかゝると云ふ、宴曲集に、鐙にかゝる藁までもゆゝしくぞ覺ゆると云へるも故ありげに見ゆるといふ事なり（猪隈關白記、次將裝束抄、安齋隨筆、貞丈雜記）

イチヒメノジンジヤ　市比賣神社　所在 京都下寺町東入本鹽竈町、往古東市堀川通北小路上る所にありしが天正十九年豐臣秀吉の命にて現今の地に遷せり　合二祭 市杵島姫命、濕津島姫命　摂脈 桓武天皇延暦十四年五月、閑院冬嗣左右兩京の市場に各々一祠を營み、守護の神とせりと云ふ、境内に天の眞名井あり、舊社地にも同名の井水ありしと云ふ、此井は、清和天皇より後鳥羽天皇の時まで皇子御降誕の時は、此水を産湯に用ひ給ひ、又足利將軍義持の生れし時も、又産湯とせし故祠宇を修造せしと云ふ（平安通志）

イチブ　一分　一分官（イチブノクワン）を見よ、

イチブ　一分　江戸時代一分銀のことを單にいふ、「イチブギン」を見よ、

イチブキン　一分金　名稱 江戸時代金貨の一種、世に丹尺一歩ともいふ、俗に小粒といふ、上方にては豆板銀を小粒といひ、是を分判とのみいへり、又小持（コモチ）一分とて、外廓の小星の廻りたるものあり、又額（カク）一分とて、一種重廓のものあり、只其形に依りて名づけらる　沿革 鑄造の形狀は長方形にて、鑄造の時代に因て大小輕重あれど、大體縱五分五厘前後、横三分五厘前後、重量一匁二分前後とす　種類 鑄造の時代及び種類等左の如し、尚ほ詳しくは各條參看すべし、

種類	鑄造時代
大阪一分金	慶長四年
雛丸桐一分金	
圓一分金	慶長六年
慶長一分金	元禄八年
元禄一分金	寶永七年四月
乾字一分金	正德四年
武藏一分金	
佐字一分金	

イチブギン　一分銀　江戸時代銀貨の一種、一兩の四分一、金百疋に相當す、單に一分ともいふ、銀を以て之を作る、其形長方形、天保八年及び安政六年の兩度に鑄る、天保一分銀（テンホウイチブギン）安政一分銀（アンセイイチブギン）の二種あり各條を見よ、

イチブダイ　一分代　年給にて、一分（史生）の代に、内官の内舍人助允屬の中を申任するを云ふ、天喜五年中宮章子内親王一分代として藤原重季を内舍人に申任せしを初見とす（年給考）

イチブノクワン　一分官　史生（シシヤウ）を云ふ、公廨配當に一分を得る故にかく名づく、卽ち諸國に守、介、掾、目、史生の役ありて、其配當は、大國六、四、三、二、一の差等を以てす、史生は卽ちその一分を受くる役なるを以て然か云ふ、天平寶字元年十月十九日始めて此配分の勅令あり、これ其起原なり、詳しきことは公廨を見よ（續紀、延喜式、職原抄標注）

イチブメシ　一分召（サクワン）　諸國の史生を、式部省にて任する除目を云ふ、目以上は縣召除目の時任ぜらるゝも、史生は相當位なく令外の官なるを以て此省にて任ぜらるゝなり、職原抄に、每年於二本省一行二諸國一分召」也、一分召者任二諸國史生」之名也、史生謂二之一分」、内給院給大臣已下參議以上皆有二年給」、式部卿行之也、近代其禮久絶畢、件日者、式部卿乘二庇差絲毛車」、殿上丞二人乘二結二唐尾」馬」前驅云々」と

享保一分金　元文一分金　文政一分金　天保一分金　安政一分金　新一分金

享保元年　元文元年五月　文政二年九月　天保八年七月　安政六年五月　萬延元年

あり、猶詳しき事は西宮記を見よ、

イチホイチゲン 一蔀一元　一蔀とは、一元を二十一合ぜるものをいひ、一元とは、六甲周六十年をいふ、卽ち壬戌に始まりて辛酉に終るは一元にて、辛酉に始まりて庚申に終るは一蔀なり、神武天皇元年辛酉より、齊明天皇庚申まで千三百二十年之を一蔀とす、又神武天皇二年壬戌より推古天皇九年辛酉まで、千二百六十年を二十一元となす、其年數同じからざるは蔀首辛酉の年より一元六十年を除きて算すればなり（革命勘文、辛酉隨筆）

イチマイ 一枚　金銀貨を呼ぶに用ひたる詞、金にては七兩二分、銀にては四十三匁をいふ、

イチマイエ 一枚繪　錦繪（ニシキエ）を見よ、

イチマイマゼノオホアラメ 一枚交大荒目　大荒目鑑（オホアラメノヨロヒ）を見よ、

イチマン 一幡　源頼家及び曾我祐成の幼名、「ミナモトノヨリイヘ」「ソガスケナリ」を見よ、

イチミドウシン 一味同心　武家時代武士の用語、一つ味方となりて、己と心を同うしたる仲間をいふ、江濃記に、中頃應仁の亂の時六角方は山名一味、京極方細川一味にて兩家不圖に敵味方となり云々」とあり

イチミレンバン 一味連判　武家時代武士の用語、一つ味方となりたる者の連名して、判を捺すことにて、盟約の時に用ふ（武家名目抄）

イチムリウ 一夢流　稻富一夢の創めたる砲術の一派、詳しくは稻富流（イナトミリウ）を見よ、

イチメ 市女　市に物をあきなふ女をいふ、夫木集に「しかまなる市女がもてる蘭布の色ふかくのみ人をこひつゝ」と見えたり、

イチメガサ 市女笠　笠の一種、婦人の用ふる凸なる塗り笠をいふ、市女の冠る笠なるより此名起る、王朝時代より見ゆ、散木集に、市にいちめがさおほかるを見て、市みればいちめ笠こそつきもせれ、又枕草子に、「えせものゝ所うるをりのこと云々雨ふる日のいちめがさ」など見えたり、近代に至るまで之を用ふ（貞丈雜記、骨董集）

イチモツ 逸物　總べて物の勝れて拔け出てたるものをいふ、源平盛衰記に、馬のふとくたくましきが（中略）逸物なり」「うつぼ物語に、世中に名高きいちもちのものども」と見えたり、

イチモン 一門　一家族、又は同姓の一族をいふ、平治物語に、頼政、みつやす、みつもと、すゑさね等をよびよせたのむべきよしの給へば、一門の中の大將とたのみて候云々」、塵芥略記に、身を守り壽を保てば一門繁茂の門を並べ墨染枝を連ねんとこそすなるに云々」とあり、

イチモンイツタフ 一問一答　鎌倉時代の訟訴狀、訟訴の時第一回に訴ふる書を一問狀と云ひ、一問狀を辯論するを一答狀と云ふ、

イチモンジノリムネ 一文字則宗　**名所** 則宗は備前長船の劍工定則の子 **系譜** 後鳥羽天皇番鍛冶の一人にて、後ち鎬岡鍛冶の元祖、一の字を刀の中心に彫付けしより、人呼びて鎬岡の一文字といふ、また菊花を刀の中心に彫付けたるものあり、菊一文字と稱し、殊に珍重せらる、建保二年歿、年六十三、子助則、助宗亦名工を以て著はる（工藝志）

○則宗—安則—末則
　　—助宗—助則
　　—盛宗
　　—成宗—久宗—重久

イチモンジヤウ 一問狀　本解狀（ホンゲジヤウ）を見よ、

イチヤケンゲウ 一夜撿挍　江戸時代に公て譽者千兩を納むれば、直に撿挍となることを得、之を稱して一夜撿挍といふ、後ち轉じて俄に富む者をいふ詞となれり、武野燭談に、座當の司撿挍に成る事千金だに出し候へば、卽日撿挍に成るゆゑ、俗是を一夜撿挍といふ云々」、鹿筑波集に、「夏さてや一夜撿挍ころもかへ」とあり、

井チヨク 違勅　官吏詔勅に違へる罪をいふ、法曹至要抄に、其罪を論じていはく、詔書を奉ずる人、故意に其旨に違ふ者徒二年に處し禁獄すべし、但失錯の時は杖八十の罪を得と、位陞ある人は減贖せらる、明治維新律綱領制定の時、凡詔書を奉じ施行するに官吏故さらに違ふ者は、徒二年、失錯する者は杖八十、誤寫する者は笞四十、未だ施行せざる者は一等を減す、若し官の文書を施行するに、故さらに違ふる者は杖八十、失錯する者は笞五十、誤寫して事に害ある者は、笞三十、云々と見えたり、其後改定律及び刑法等には此條なし（金玉掌中抄、法曹至要抄、新律綱領）

イチラクオリ 一樂織　織物の一種、土屋一樂の發明したる故に名づく、組み織りたる器物の細工に似たる織物、絹糸を浮織にせる精好なるもの、○一樂は和泉堺の人、望餘軒と號す（工藝志料）

イチラフ 一蔀　年萬を經たる第一のものを云ふ、六位藏人の上首、及び舞樂の時、舞の前列に

立つ第一の上首を云ふ、さラフ參看、

イチリウラク 一隆樂　承和樂（ジヨウワラク）を見よ、

イチリヅカ 一里塚　**名義** 街道の一里毎に、其標として路傍に築きたる埃塚を云 **起原** 詳かならざれども、箕輪軍記に長野業政が、箕輪城にて病死することを述べて、我死せば一里塚同じにつきこめ、塔婆をも立つべからず云々」とあり、これ永祿四年のことなれば（此書は永祿六年の撰なり）其以前既に一里塚の制ありしことを知るべし、成形圖說には信長記を引きて、天文九年四十里を一里とし、里埃の上に松と櫸を植ゑたりとあれど、信長記を檢するに、さる記事なければ、信を揩きがたきに似たり、江戸時代に及び、慶長九年二月（當代記、創業記考異には八月とし、家忠日記以下の諸書には多く二月とし、大日本史料には共に之を疑ひて、月日不詳とするの可なるを說きたり、今暫く德川實紀の說に從ふ）將軍、德川家康命じて東海、東山、中山等の諸街道を修理し、且つ一里塚を築かしむ、東海中山の兩道は、永井白元、本多光重、東山道は山本重成、米津正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門等、これに屬してその事を務め、大久保長安之を總督し、其外公領は代官、私領は領主に沙汰し、五月に至りて成功す、而して塚に榎を植ゑたるに就きては（一）大久保長安が塚には何の木を植うべきやと將軍に問ひたるに、よい木を植ゑよとありしを榎と聞き誤しなりとも（二）又長安が松を植ゑては如何と問ひしに、他の木を植ゑよとありしを榎と聞き誤りしなりとも稱すれども、恐らくは附會に近し、駿國雜誌に、右の第二說を引きて、此說うけがたし榎は其根深く廣がりて、塚崩れず、故に此木を植ゑしならん」といへるもの、蓋し穩當の說なるべし、次頁に一里塚の繪を示す就て見よ、

イチリン井ンサキノウダイジン 一林院前右大臣　今出川公規（イマデガハキンノリ）を見よ、

イチリンシヤ 一輪車　車の一種、東大寺の僧俊乘坊重源の製する所、元亨釋書重源の傳に、治承四年東大寺罹二寇火一、朝廷令二源頼一幹事一（中略）源有二巧思一乃作二一輪車一（大可レ容レ身、車之左貼二詔書右幹疏一、巡二行州縣一勸二勵萬民一）と見えたり、蓋し通俗編に、鎭江以東有二獨輪小車一、謂二之羊頭車一、とあれば、重源入宋留學の時、彼地にて目擊し、歸朝の後製造せしものなるべし、

イチロクビノキウカ 一六日休暇　毎月一と六との付く日に、諸官吏業を休むことをいふ、卽ち一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日を休暇日となすなり、明治元年正月二十一日始めて之を制定す、九年四月より日曜日を休暇日と定め一六日の休暇を罷む（法令全書）

イチワリイリ 一割入　江戸時代銀位の上等なるものをいふ、銀位並銀吹方手續書に、此壹割入と唱候を上銀と定候ほ、慶長年中灰吹銀を銀座え買上候節、上灰吹銀壹貫目に付代り銀として、慶長銀を壹割增之積、壹貫百目に而買上來り候故を以、いつとなく上銀之位を壹割入と唱申候」、といへり、

イツ 揖　「イフ」と訓む、同條を見よ、

イツカイソウシヤウ 一階僧正　次第をへずして、加階したる僧正をいふ、一說には僧位の第一階なる法印大和尚位のことなりともいへり、平家物語頼豪の事の條に、頼豪阿闍梨を內裏へ召して、さて汝が所望は如何にと仰せければ、三井寺に戒壇建立のよしを奏問す、一階僧正などの事なも、申さんするかとことこそ思しめしつるに云々」とあり、

イツカウシユウ 一向宗　眞宗（シンシユウ）を見よ、

イツカウシユウノイツキ 一向宗一揆　**起原** 後土御門天皇文明五年本願寺蓮如上人、叡山の僧の爲めに寺院を毀たれ、逐はれて越前に赴く、時の守護代朝倉孝景、及び加賀の守護富樫介之を迎へ、深く信依し、爲めに道場を吉崎に建つ、蓮如能く法を說き、且つ世の亂に乘じ兵を蓄へ、客を招き大に勢力を扶植す、爾來宗徒國中に滿ち、勢頗る盛なり、長享二年八月、高田派其專橫を守護富樫政親に訴ふ、富樫氏高田派に藥す、本願寺派大に怒り、守護は我法敵なりとて、加越能の門徒を集め富樫氏を攻めて之を殺す、是北陸に於ける一向宗一揆の濫觴なり **經過** 本願寺の一揆、一度富樫氏を亡しより勢に乘じ、高田派を逐ひ越中を侵し、能登を掠めて守護畠山義統等を走らせ、三州を併す、永正三年七月甲斐氏の遺臣と連合して越前を圖る、朝倉敎景卽ち本願寺派と九龍川に戰て之を敗り、吉崎道場以下和田本覺寺等の、國中に於ける道場を破壞し、僧徒を逐ふ、十三年に至り加賀一向宗の亂平ぐ、既にして享祿年間に至り本願寺の門徒京畿東海北陸に蔓衍す、本願寺光敎別院を大阪に建て、門徒を聚集す、玆に於て京畿の一向一揆盛なり、享祿二年光敎の家司下間頼秀等加賀に赴き、光敎を奉して天子となし、自ら將軍たらんことを謀る、國人應ぜず、頼秀等怒りて我命に逆ふ者は法敵なりとて、大一揆と稱し、四近を焚掠す、諸寺黨を集めて防戰し、小一揆と稱す、朝倉畠山等小一揆を援て勝たず、天文元年六月細川晴元一向一揆の兵を借りて畠山三好を破る、後

（一里塚之圖）

東京府瀧野川村大字西ヶ原俗に二本榎と稱す

（岐蘇路安見繪圖所載）

靜岡縣沼津町日枝神社々側

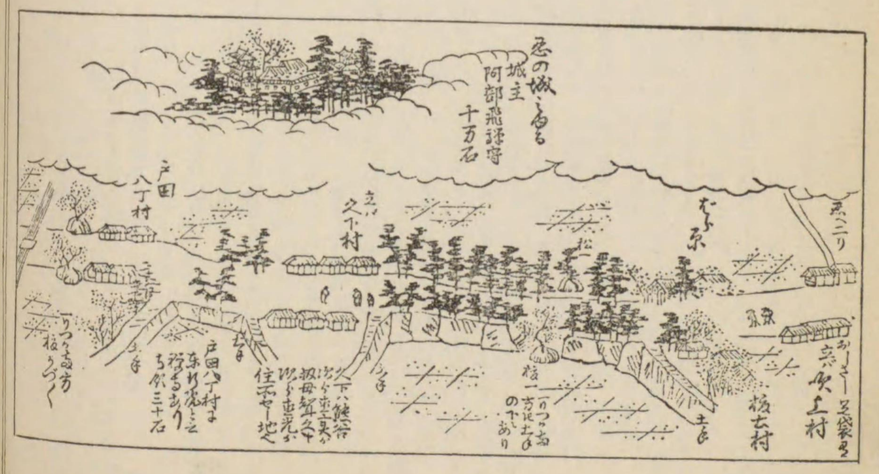

ち細川と隙あり、八月堺にて細川を攻め破り、尋で攝津池田城を陷いれ、勢益々猖獗なり、天文二年二月光教堺を奪ひ、細川淡路に走る、六月和睦す、五年三月宗徒椋橋城將三好伊賀守、次屋城將伊丹親興を攻めて城を奪ふ、永祿六年九月三河に宗徒起り、德川家康を惱ましむ、翌年終に降る（舞本）十年十一月加賀の宗徒朝倉義景と和す、元龜元年十月小木江城將織田信興長島一揆の爲めに殺さる、信長翌二年五月長島を征す、天正二年九月遂に陷る、三年十月本願寺和を請ふ、四年四月信長大阪本願寺石山城を討ちて之を破る、七月加賀の宗徒信長に當らんと計る、九月信長柴田勝家、佐久間盛政に命じ討つて平ぐ、茲に於て加賀の一揆鎭定す、後ち豐臣秀吉に順事し本願寺を京師に建つ、其宗復熾なり、然れど一揆の事其後見えず（加能越闘爭記、信長記、改正三河後風土記）

イツカウ・シユウモンゼキ 一向宗門跡 本願寺をいふ、「ホングワンジ」參看、

イツカウハ 一向派 時宗の一派、宗祖の弟子一向、近江番場蓮華寺に住して法幢を建つるものを云ふ、時宗（ジシユウ）參看（日本佛教史綱、佛教各宗綱要）

イツカケ 沃懸 「イカケザ」を見よ、

井ツカヒ 猪使 上代の職名、猪を飼ふ人を掌る（新撰姓氏錄考證）

イツキ 一揆 名義 兵器を取りて蜂起せる徒黨をいふ 起原沿革 太平記に、坂東藤橋伴の者共五百騎づゝ、一揆を結びて云々」と見え、また、赤旗一揆、鈴付一揆二千餘騎云々」など見えたれど、もとは武士の團隊なりしこと、恰も紀黨、松浦黨、武藏七黨などいへる黨に同じ類なりしなるべし而して後には意味を廣くしたること、重編應仁記に、古は花一揆、或は結樓一揆なんど云て、旗の紋を一同にし、侍の組々一手一手を分け定て、其品々を一列す、何の比よりか此作法絶果て、土民の徒黨して軍を起す者を名付て土一揆と云ひならはす、民の字を略せる者ならん、然るに近年は土民の徒黨毎度蜂起し皆人土の字を畧せしめて、其を只一揆とのみ云ひならはす、然れば今度の一揆をば、皆一向一揆とぞいひならはしける」と見えたるが如し、その史籍に散見する處、右に擧げたる外土一揆、花一揆、平一揆、法華一揆、德政一揆、長島一揆、馬借一揆等、其稱呼頗る多し、これ或は黨の性質により、或は黨人の種族により、或は旗幟の模樣等によりて名づけたるものとす、

イツキウ 一休 宗純（ソウジユン）を見よ、

イツキナイ・シンワウ 齋內親王 齋宮（サイグウ）、齋院（サイキン）を見よ、

イツギヌ 五衣 衣服の五品をすべいふ名、「いつゝぎぬ」とは異なれり、卽ち、表衣（ウヘノキヌ）下襲（シタガサネ）半臂（ハンピ）單（ヒトヘ）引倍支（ヒツベキ）の五衣をいふ（三光院抄）

イツキノ井ンノツカサ 齋院司 「サイキンシ」を見よ、

イツキノヒメミコ 齋王 齋宮（サイグウ）齋院（サイキン）を見よ、

イツキノミヤ 齋宮 「サイグウ」を見よ、

イツキノミヤ 齋院 「サイキン」を見よ、

イツキノミヤノツカサ 齋宮寮 「サイグウレウ」を見よ、

イツキフ 一級 位階の一段を云ふ、級は階級の意にて、上下の次第をいふ、又上階とも、加階とも云ふ、一位より三位迄、正從四位より初位迄、正從上下あり（名目抄注釋）

イツキフ 一給 江戸幕府の時、一處の知行所を云ふ、禁令考文化十四年の令に、島城清右衛門知行外壹給武州賀美郡八町河原村云々」とみえたり、

イツキンゾメ 一斤染 「イツコンゾメ」を見よ、

イツキメ 齋女 神に仕ふる女、倭訓栞に云、丹後國熊野郡市場村の社に齋女あり、產るゝ家には必ず屋上に射るが如く箭のたつことあり、此を驗として四五歲より社に奉仕す、山中に獨居して禽獸を友として憂るゝことなし、天癸至り情竇開くるに及び大蛇現はれて目を瞋らす、此に於て官を致してかへるといへり」

イツキワラハ 齋童 神に仕ふる童子をいふ、また住吉の總ての神事にあづかる者をいふ名（倭訓栞）

イツク 一九 十返舍一九（ジツペンシヤイツク）を見よ、

イツクシマノジンジヤ 嚴島神社 所在 安藝國佐伯郡嚴島○嚴島大明神とも號す、本國の一宮、今は官幣中社 祭神 市杵島姫命（主神）田心姫命、湍津姫命已上三座、相殿に天照皇大神、國常立尊、素盞嗚尊を祀る 起原 推古天皇三十二年十二月神託に因り、佐伯鞍職恩賀島に於て社殿を造營す 沿革 嵯峨天皇弘仁二年七月、名神例祭四時幣に預る、清和天皇貞觀元年正五位下嚴島神に從四位下を授く、後世遂に正一位に進む、醍醐天皇延喜の制に名神大社に列し、後ち本國の一宮と稱す、平清盛、近衛天皇久安二年同國の守たりし時、大に本社を崇敬し奏して修理を加へ、廻廊百二十間を造り營成る、時に仁平二年とす、當時平家の一門を初め公卿の參詣す

る者多し、加之後白河法皇高倉上皇の御幸あり、高倉天皇の時菅原在經國司として當社を修補す、源頼朝の時特に崇敬ありて神領神物又修造等の料を奉る、順德天皇承久二年源實朝當國佐伯郡一萬六千貫を寄附し、親實を神主職に補して佐伯姓を給ひ、修理等を掌る、後堀河天皇貞應中火災に罹る、安貞元年平經隆國司に任じ造營の事を掌る、嘉禎元年成る、後ち五年を經て、仁治二年七月大宮客人の宮末社總て一百二十五座の社等遷宮す、亀山天皇文永七年正月燒失す、其後大内義隆の造營あり、元亀三年、社殿の燬れあるを以て、足利義昭將軍毛利元就をして新營せしむ、拜殿廻廊客人宮、其外末社等古のまゝにて存せり、明治四年十月官幣中社に列す、祭日三月及び九月十五日とす○神官佐伯氏世襲す○本社及び大鳥居、攝社客神社々殿、大國神社本殿、天神社本殿、末社門客神社左殿、同右殿等は特別保護建造物となる、寶物は甚だ多く、平家納經及願文紙本着色卷物特に名あり、其他銅製雲龍置物、平家納經函、舞樂面、彩色檜扇、金銅佛具、釋迦及諸尊箱佛、平家納經蒔繪唐櫃、梅唐草蒔繪文臺硯箱、紺紙金泥法華經入蓮花蒔繪經函、小櫻威甲冑、紺糸威甲冑、螺鈿筋太刀等ありて、孰も國寶となれり(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目錄)

イツクシマノタタカヒ　嚴島戰　戰場

嚴島は、安藝國四南海中に在り、佐伯郡に屬す、南北二里半、東西三十餘町　起源　天文二十年九月一日陶晴賢、其主大内義隆を弑す、安藝の國毛利元就仇を復するを名とし晴賢を討ず、時に晴賢の兵數萬に及ぶ、元就少兵を以て當り難きを察し、敵を險隘の地に誘ひ、一擧勝敗を決せんとし、嚴島有の浦宮尾に築城し、已要豐後守等をして守らしめ、反間を放ちて之を誘ふ　戰鬪　晴賢反間を信じて、元就の衛中に陷り、弘治元年九月二十一日兵士二萬餘、船艦五百餘艘を率ゐ、周防岩國を發して渡島し、嚴島の左方塔ヶ岡に陣す、元就は九月二日山口を發し、晦日夜陰に乘じ、兵士數千風濤を侵し、小船を以て嚴島の西南岸を迂廻し、博奕尾の鼓浦に着し、山頂を攀ぢ、陶本陣の後に出で、十月一日黎明餘波を擧げて、晴賢の陣を擊撃す、晴賢の軍周章狼狽軍規亂れ、三浦越中守弘中三河守等決死奮鬪せしも遂に大敗す、晴賢四走、船に乘して逃れんとす、果さず、終に大江に於て自殺す、部將皆捕縛せられ、或は殺害せられ、尋で晴賢の首を得て、毛利軍の大勝に歸す　勝敗　元就は隆元元春隆景を伴ひ、宮尾城に入り、已斐等の功を賞し、翌二日嚴島神社を濟淨にし、父子靈前に加護を拜謝し、舞樂を奉納し、兵を率ゐて對岸の地二十日市の櫻尾城に歸り、首實檢を行ひ、莊重の凱旋式を行ひ、功臣に賞を與へ、洞雲寺に晴賢の首を葬り、直に岩國に向て發足す(瀬川氏「嚴島合戰」)

イツクワン　一觀　支那の瓦工、天正四年織田信長近江の安土城を築きし時、召して明樣(ヤウ)の瓦を造らしむ、是れ本邦明樣の瓦を用ふる始めにして、爾來工人舊制の布目瓦を廢して、明樣の瓦を製す(工藝志料)

イツクワリウ　一火流　泊一火の創めたる砲術の流派をいふ○一火は筑前の人、兵部少輔と稱す、砲術を好み、天正中種子島に赴き在島七年其間妙旨を研め遂に一流を爲す(武術流祖錄)

イツケ　一家　同じ家系のものをいふ、松の落葉に今の世に親族の置互に一家といふは古き世よりのいひならはしにぞありける、こはいと〳〵近きうからの人どもといふべきことぞかし、北山抄に、左大臣跪二長押上一、右大臣跪二長押下一、兄弟之間其儀不レ同、一家之說何異乎」、と見え、榮花物語に此大納言殿入道殿は一家にてまつゝましき御事ぞかしとあり」、と見え、保元物語に、大音揚て清和天皇九代胤下野守源義朝朝臣大將軍の勅命を蒙て罷向ふ、若一家の氏族たちば速に陣を開て退散すべしと宣宣ける」、吾妻鏡に、互爲二一家數輩棟梁一、尤全身可レ禦二不慮凶事一之處」とあり、

イツケノコマト　射付之小的　射藝の一種、「ツケラ」に小的かけて、後の方に的革を張りて射るを云ふ、「ツケラ」は「アヅチ」の代なり(貞丈雜記)本朝軍器考に云、射付の小的と云ひしは稻の藁を猫かぎと云ふ物の如くに組たる、其を卷て三所にて束れ結ひ、長さ三尺許、口の徑り二尺、其前の方に小的をかけて後の方に的皮を張る云々」、

イツケノフシ　射付節　矢の名所、矢のスナドコロケ節を云ふ、的矢に限りて云ふ、矢(ナ)參看(小笠原入道宗賢記、武田弓箭故實)

イツケンジヤウ　一見狀　軍忠狀、又は着到狀の前或は後に、奉行又は大將たる人の承認し、「一見了」と署したる文書を云ふ、軍忠狀、着到狀の外に、別に文書あるにあらず、假令ば後醍醐天皇元亨四年和田助家の着到狀に左の如くあるが如し、

依二土岐伯耆十郎多知見四郎二郎等事一、和泉國御家人和田修理亮助家去月二十二日馳參候、只一此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言

元亨四年十月三日　修理亮助家(花押)(花押ハ書如ニアリ)

進上　御奉行所樣

一見了(花押)(註疏題)

(嚴島合戰之圖)

周防村上兼助氏所藏(史料編纂掛模寫)

(イ)此小川ノ奥ニテ陶尾張守自害ノ由侍七人但下ニ記ス

(ロ)三浦越中守勢ト隆景公合戰所

(ハ)大元此上ニテ隆景槍被成候

(ニ)此アリノ浦ノ城小早川隆景公御目立御築被成候新城也櫻尾落城ノ後已斐新里御味方ニ可罷成由人質ヲ出シ相理ニ付被助置此城二ノ曲輪ニ被籠置候

(ホ)此所エ鹿一ツ飛來ル偏ニ明神ノ御迎ト元就公ヲ始御悦喜諸勢勇不大形候

(ヘ)隆元公隆景公元春公御同前ニ御渡海被成候此濱エ上リ所ノ名御尋候此浦ハ鼓ノ浦山ノ上ハパクチチト申上ル元就公軍ニ勝タリト被仰御三人モ如御意ト御挨拶諸人不心得後考候エハ鼓モハクチモウツト申吉凶ヲ以テ被仰タル儀カトモ毛利家ノ諸沙汰仕候

(一)弘治元年十月陶尾張守豐筑防長之人數ヲ引率毛利家爲退治渡海ス此上ノ岳陣取渡海之舟數都合五百餘艘也警固之大將大濱ト云者右兵船之都合ヲ奉テ海上之行列ヲ定ル也

霜月朔日卯ノ刻トウノチカニナイテ遂防戰不相叶尾張守大本ノ谷エ敗軍是ヨリ舟ニテ可退覺悟タリトイヘトモ陶方ノ舟大將大濱ヲ始一艘モ不殘矢代島マデ乘逃ニ付テ不及力タタラ崎小川ノ邊マテ落行

(二)伊加賀民部山崎勘解由柿並渡殘ル四人ハ隆房手廻リ小性トモニ候故名シレズ但陶小者乙防ト云者此汀ニ罷居兒玉内藏丞舟手ノ大將奉リ島廻リノ警固仕ニ付テ右之量ヲ見付舟チヨセ相究ルニヨリ告知也

(三)宮島御渡海被成一艘モ不殘是エ乘戻候上ト被仰付候

(四)能島來島毛利家御味方ニ參此沖ニ舟ヲ懸御馳走可仕ト使者ヲ以テ申上候

但船數大船三百艘

付右御感ニ御弓箭御勝利ノ上防州矢代島可被遣通被仰渡候

イツコ　壹皷　古樂の皷を云ふ、和名抄大皷の註に、細腰皷有二一二三之名一皆以二節次第一取名也」とあれば、元の名は細腰にて、大小によりて名を異にするなり○大鼓の時には、左右共に壹皷をかけ、御賀樂所始は左のみ懸け、古樂は一二三四皷は俱に雙びて之を打なり、教訓抄に、胡國樂器也、或書に、胡國天子、詣二神社一之時、伶人奏二此曲一打二壹皷一、詠二天下之和平一、仍被二吉事一之日、參二音聲一之時、用二此皷一云々」とあり、「クレノツヅミ」參看（歌舞品目）

イツコン　一獻　酒盃一巡して着核の之に伴ふを云ふ、詳しき事は獻（コン）を見よ、

イヅゴンゲン　伊豆權現　所在 伊豆國賀茂郡伊豆山、熱海の北十八町、小田原街道の側○走湯權現、又は上の宮とも稱す、古來關東の總鎮守と傳ふ 祭神 天忍穗耳尊及び栲幡千々姫命（又は瓊々杵尊或は王長爾を祀るともいふ） 起原沿革 承和三年四月甲斐の人竹生賢安之を創建すといひ、別當般若院（元と走湯山東明寺と稱す）は欽明天皇の勅願所なりと傳ふ、源頼朝伊豆流竄の時深く信仰し、幕府を開きし後も、厚く祈願す、尋で鎌倉將軍及び執權等は皆之を尊信せり、室町時代に至り、尊氏社殿を再建す、永祿元龜の頃蹇兵火に罹る、小田原北條氏亦尊信厚し、德川家康の時、堂宇を建立す、然れど又火災に罹る、明治維新に至り伊豆山神社と改稱、尋で祿を失ひて衰頽し、上下の二宮も下の宮は趾を失ひ、三千の支坊亦田畑と變す（和漢三才圖會、增訂豆州志稿）

イツコンゾメ　一斤染　紅染の色薄きをいふ、紅花大一斤にて一匹の絹を染めたる故に名づく、保元物語に、安藝判官は、一斤染絹に白青の狩衣」と見え、山槐記治承三年三月三日の條に、右衛門權佐光長茶染一斤染、立烏帽子」とあり（貞丈雜記）

イツコンハジメ　一獻始　室町幕府年始の儀式の一、毎年正月十四日未刻より殿中にて行ふ、將軍及び日野家管領家幷に其供衆伺公し獻盃のことありて、其時捻挍敬置參候して平家琵琶を彈ずる等の儀あり、獻（コン）參看（長祿二年以來申次記、蜷川親元記）

イツサ　一茶　小林一茶（コバヤシイツサ）を見よ、

イツサイキャウヱ　一切經會　新に一切經を書寫して、供養する法會を云ふ、一切經とは、佛教に關する一切の經典、及び其注釋に至るまで悉く網羅したるもの、又大藏經とも云ふ、唐の太宗開元十年沙門智昇開元釋教目錄二十卷を著し、經論章疏を詮次して五千四十八卷を出す、是れ大藏經定數の初めなり、紙圖一切經會は、三月十五日、宇治平等院、石清水一切經會共に三月に行ふ、

イツサクビキ　一作引　江戸時代、租稅免除法の一種、又當引ともいふ、作物に一年の稅を免ずるをいふ、卽ち一時の免稅なり、風水旱蟲等の害にて耕作物損毛ある時見分を出願（カケンブン）し若し見分の上皆無ならば其年の年貢を免ずるなり、また堤防其他修繕等の爲め普請小屋を、田畝の内に建て其年の作物爲し難き時も一作引に爲し、又荒地の現狀極めて輕く、其年限減稅し、翌年同復する田畑をも一作引となす（地方凡例錄、蒼慕縣治要略）

イツサツ　一札　書簡、證書、手形等の汎稱、手迹の義、戰國時代以降用ひらる、由良家傳記、永正九年七月七日長尾但馬守の狀に連々御戰功之上猶以て此度の御働は無二比類一候、因レ茲成田下總守一跡幷親類同心跡之事御知行不レ可レ有二相違一之由被レ遣二一札一候」と見え、又梁昭明太子詩集に、幷有二一札書一、行止風雲起云々」、後漢書長房傳に、付二其一札一、以勅二葛陵君一云々」、同循吏傳に一札十行細書成レ文云々」とあり、

イツサンノジンジャ　伊豆山神社　伊豆權現（イヅゴンゲン）を見よ

イツシ　逸史　巻数 十三卷 内容 德川家康一代の事蹟を編年に詳記し、間々に著者の論贊を附す、然れど天文十一年德川家康の生れし時より、永祿二年に至る間は、叙事體にして先祖の事をも考へ略記せり、永祿三年より元和二年薨去の時に至るまでは、編年體にして事蹟を詳記せり、明和七年の自序、寛政十一年五月の自序及び進獻の文あり、此書既に明和七年に成りしが、其後稿を易ふること五たび、天明年間に至りて完成せり、寛政十一年に至り始めて獻本し、後ち尋で上梓す 著者 中井積善、號竹山（逸史）

イツシキベツナフ　一色別納　名主職（ナヤウシキシヨク）の得分として取立つべき年貢と、本役として取り立つべき年貢とを一つに、名主が取立つべき田地、別納とは、地頭の手を離れて、名主が、年貢を取り立つるをいふ、又略して別納とも、一色ともいふ、今左に例を示す（貞永式目抄、畑田文書）

（頼朝華押）

下　上總國佐是郡内矢田池和田村

可下早以二權介娘一爲中一色別納一、有レ限所當者、令レ辨二加々美小次郎一事、

右件兩村爲レ令レ免二公事一、爲二一色別納一、所レ仰付椿介之娘、也、雖レ然於二有レ限之所當一者、可レ令レ辨二加々美小次郎一之狀如件、

文治二年正月廿一日

イツシキウヂ　一色氏　姓は清和源氏、足利泰氏より出づ、泰氏の七男公深、三河國幡豆郡吉良庄一色に居住す、一色宮内卿律師と稱す、子孫一色を以て氏となす、長子頼行、建武武者所となる、二子範氏統を繼ぐ、三代範光丹後守護となり、四代詮範若狭を領し、五代滿範丹後を領す、その第二子義貫若狭國主となる（尊卑分脈、系圖纂）

○公深——頼行
　範氏——直氏（氏兼）——直明——直清
　　範光（二三條深）——詮範——滿範
　　持範——政熙——政具——晴具——藤長——範勝
　　義貫——義直——義春
　　持信——敦親——義孝——義道——義定
　　範次——範供——範永

イツシサウデン　一子相傳　藝術の祕傳を吾子にのみ傳へて、他人には之を祕するをいふ、武家時代以後、家學といふもの生じたる餘弊なるべし、

イヅシジャウ　出石城　所在 但馬國出石郡出石町の東北 起原 天正二年山名氏政始めて此地に城を築き、高城と稱して此地を治む 沿革 天正八年豐臣秀吉之を討し、弟秀長に與ふ、後ち前野長康更り移る、文祿四年小出吉政の封に歸し、元祿九年十月松平忠德四萬八千石に封ぜられ、寶永三年二月仙石政明五萬八千石（天保八年二萬八千石を削らる）に封ぜられて此城に移りて治し、明治維新に至り遂に廢絶す（但馬考、德川加除封錄、明治政覽、主圖合結記）

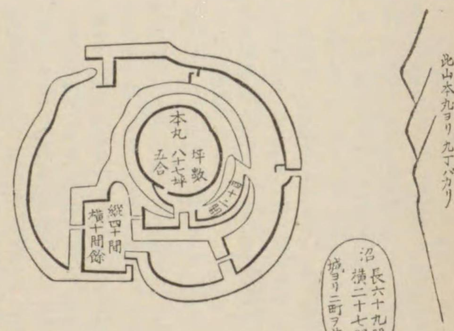

イヅシノコホリ　出石郡　所在 但馬國 起原沿革 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、小坂（チサカ）安美（アミ）出石（イヅシ）高橋（タカハシ）資母（シモ）等の郷あり、爾後變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イヅシノジンジャ　出石神社　所在 但馬國出石郡神美村宮内○本國の一宮、今は國幣中社 祭神 新羅王子天日矛、靈形は八種の玉津寶なり、初め天日矛其國より持ち渡りたる珠二貫、又振浪比禮（ナヂフルヒレ）、切浪比禮（カセフルヒレ）、振風比禮（ヒカゼフルヒレ）、切風比禮（カセフルヒレ）、奥津鏡（オキツカガミ）、邊津鏡（ヘツカガミ）、並せて八種あり、故に之を伊豆志之八前大神（イヅシノヤマヘノオホカミ）といふ 沿革 創建の年月詳かならず 聖武天皇天平九年神戸租調稻凡千六百八十餘束を充て奉り、平城天皇大同元年神封十三戸を充て、仁明天皇承和十二年七月無位出石神に從五位下を授け、清和天皇貞觀十六年三月從五位上に叙し、醍醐天皇延喜の制八座並に名神大社に列る、後宇多天皇弘安八年其神田凡百四十一町ありき、降りて後柏原天皇永正元年の夏に至り兵亂大に起り堂社殘らず火災に罹る、大永四年の秋、衆民の助により再び造立す、天正八年豐臣秀吉此地を略定し社領を沒收す、是より宮殿頽壞して終に修理するものなし、小出吉英元和五年此地に封ぜられて後ち社を再造す、其後仙石氏移封してより安永三年、大に造營する所ありて現今に至る、祭日は九月十一日、十一月上卯日（陰暦）末社に比賣神社、稻荷神社、市梓島神社、菅原神社等あり（但馬考、神祇志料、古事類苑神祇部、官國幣社一覽）

イヅシノシンバウ　出石神寶　天日矛が韓國より渡來の節持ち來れる珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奥津鏡、邊津鏡を云ふ（書紀には、羽太玉、足高玉、鵜鹿赤石玉、日鏡、熊神離一具、小刀一口、出石桙一枝七種となす）此八種の寶物を但馬國出石郡出石に藏しゝを以ていふ、今は出石の八座と稱して人々尊信す（古事記、但馬考）

イヅシノヤマヘノオホカミ　伊豆志八前大神　出石神社（イヅシノジンジャ）を見よ、

イツシンアジヤリ　一身阿闍梨　貴種名門の人を、特に其人一身を崇敬して阿闍梨の位に置くをいふ、釋家官班記に、「貴種之人、別而限二其身一、某可レ授二傳法灌頂職位一之由、被下二官符一、以レ之稱二一身阿闍梨一」となり、圓融天皇天祿四年三月九條師輔の息、慈恐和尚を一身阿闍梨に補せしを始めとす（僧官薩例集、佛事志）

イツシン井ンクワンバク　一心院關白　鷹司冬通（タカツカサフユミチ）を云ふ、

イツシン井ンサキノウダイジン 一眞院前右大臣 西園寺實益（サイヱンジサネマス）を見よ、

イツシンサンクワン 一心三觀 一念に於て能く三諦を圓觀するを云ふ、一心とは、一念の心にて、心性周徧、虛徹靈通、散〻之則應二萬事一、斂〻之而成二一念一、と佛經にいへり、三觀とは、假空中の三諦を悟ることにて、以二空觀一斷二見思一則一切智現一前、以二假觀一斷二塵沙一則道種智現一前、以二中觀一斷二無明一則一切種智現一前とあるが如し、

イツシンデン 一身田 其人一代を限りて、朝廷より賜はる田地をいふ、古（への三世一身（サンセイイッシン）の遺制か、三代實錄に、元慶三年六月丙寅、勅以二三河國幡豆郡荒廢田一百町一、賜二孟子內親王一、爲二一身田一、又政事要略に、采女田一身之後爲二無主田一、などみえたるもの是れなり○伊勢國奄藝郡に一身田なる地名後世まで殘り、高田山專修寺の本寺在り（輶軒小錄、伊勢名所圖會）

イツシンリウ 一心流 神道一心流（シンダウイッシンリウ）を見よ、

イツシャウゾク 一裝束 甲冑五品を總べいふ名、卽ち「コテ」「ハイダテ」「カブト」「ハチマキ」「スネアテ」五品の總稱（今川大雙紙）

イツシャクサンズン 一尺三寸 腰刀を云ふ、寸によりて名づく、法曹至要抄に、天延三年三月一日宣符爾、應禁中宮中非職之輩、帶二弓箭一、著二短兵一、事（中略）人心習而成〻狂致〻暴、或偷二隱短兵一、挿二其懷一、世諺謂之一尺三寸一、と見えたり、

イツシュウカマヘ 一宗構 江戸時代に於ける僧侶の閉刑、所屬の宗門より除籍するをいふ、假令ば日蓮宗の僧侶を犯さば、其宗籍を除かれて同宗の孰の派へも入ること能はざるなり、一派構より重し、道院（ツヰキン）退院（タイキン）一派構（イツバカマヘ）參看（御定書百箇條）

イツシュキン 一朱金 江戸時代金貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なれり、文政十二年及び安政元年の兩度に鑄造す、文政一朱銀、安政一朱銀の二種あり、「アンセイイッシュキン」「アンセイイッシュギン」を見よ、

イツシュギン 一朱銀 江戸時代銀貨の一種、其形長方形、鑄造の時代によりて異なれり、文政十二年及び安政元年の兩度に鑄造す、文政一朱銀、安政一朱銀の二種あり、「アンセイイッシュギン」「アンセイイッシュキン」を見よ、

イツシュダイ 一種代 江戸幕府の時陸奥伊達郡內に行はれし石代の一種、石代とは租稅を金にて納むるをいふ、もと米にて納むべきを、これに代へたるより、石の代りの義にて石代と稱す、凡そ伊達信夫宇多郡地方にては、半石半永とて、田畑の租稅を、半は米納とし、半は金壹兩に米七石代の金納とす る定めなり、然るに此七石替の安直にて總金納するを一種代とし、其村を一種代村と云ふ、又半石半永納の村を子細ありて一種代になりたるを、一種直場と云ふ（地方凡例錄）

イツシュモノ 一種物 名義 公卿等が殿上また院中に於て、各一種の酒肴を携へ相會して催す酒宴をいふ、或は其酒肴をいふ 儀式 興宴の有樣は、續古事談に、大入道殿（藤原兼家）攝政にておはしける時、法住寺のおとゞより始めて、多くの上達部一種ものを具して參り集り給ひけり、閑院大納言（公季）は銀の鯉の腹の中に、こなます折櫃にいれられたり、小一條の大將（濟時）は、銀の鍋貼の桶にあゆを折櫃に入て、人々の祿隨身のことしまで給ひけり、右大臣自ら馬のつなとりて出給ひけり云々、又殿上の一種物は、常の事なれども久しく絕えたるを繼ぎ、廢れたるを興して、神無月の頃殿上の一種物ありけるに、さるべき受領も無かりけるにや、藏司に仰て殿上に物をすゑさせて、小庭に打板を敷て火を生ず、人々酒肴を具して參り殿上に着く、又頭中將の一種物は、はまぐりを籠に入て薄樣をたゝみて、紅葉を結てかざしたり、蛤の中には、藥物を入たり、瀧口は是を取て殿上の口まで進み、主殿司取て大盤に置く、頭中將取て人々に賦られけり、異人には多く雉子を出せり、主殿司取て立蔀に寄たり、信濃守親隆大鯉を出せり、云々」とあるにて、大方は知らる 起原沿革 其始詳かならず、小右記に、圓融天皇永觀三年三月四日、同二十日行ひしこと見えたるが是初見とす、爾來盛に行はれて、堀河天皇の頃一旦中絕す、崇德天皇の末年、頭中將藤原公能之を再興したりしが、程なく保元平治の亂相次きて公卿等の行ひしことは、諸記錄に散見せず、吾妻鏡建久二年九月二十一日、同三年八月二十四日に、一種一瓶のこと見えたるは、此餘風なるべし（一種物考）

イツシヨウマス 一升桝 桝の一種、量一升を容るゝ桝の名、古へより其量及び深厚一定せず、江戸時代に至り、享保年間定めて木厚三分五厘、內方四寸九分、深二寸七分一厘、斷弦の積を引て實積六萬四千八百二十七と爲す○又水桝あり、木厚四分、內方四寸九分、深二寸七分斷弦なし、積は前に同じ、桝（マス）參看（本朝度量權衡攷、古今要覽稿）

イツシヨケンメイノチ 一所懸命地 一所の領地にて生命をつなぐ大切なる地の意○古事談に云、六條顯季、與二刑部義光一相論所領地一、白川法皇召二顯季一、曰、雖二無二件庄一、汝不可二事闕一、答曰、處懸

命之由聞召し、此事十訓抄にも見えたり、庭訓往來に、於二諸代之分領一所懸命之地一者不〻可〻有二子細一者哉、宗長手記に、なほ〳〵の奪侍一所懸命の地行にもあたはず、義殘後覺に、此木食は生國江州北郡の住人なりしが一所懸命の地にはなれしかば云々、おほぢは二所懸命の地をもちて云々、など見えたり（武家名目抄、梅園日記、本朝俚諺）

イツシリウ 一旨流 松本利左衛門利直が創めたる槍術の一派○利直は陸奥の人にして、始め最上義俊に、後ち鳥居忠政に、晩年また松平直政に仕ふ、槍術を建孝流の牧久兵衛に學びて、其奧旨を究め、慶安年間遂に一派を開く、其子恕久業を繼ぐ門人に土岐山城守頼行あり（武術流祖錄）

イツセイイチゲン 一世一元 天皇在位御一代の間、年號を一に定め置きて改めざるをいふ、一代一號（イチダイイチガウ）を見よ、

イツセゲンジ 一世源氏 名義 源姓を賜ひて臣籍に列したる皇子をいふ、第一世たるにより然か名づく 起原 類聚國史に、嵯峨天皇弘仁五年五月八日、賜二皇子皇女未一爲二親王一者、信、弘、常、明、貞姬姓源朝臣云賜二右京一、とあるを始めとす、また彈正式に、凡一世源氏有〻犯遣〻疏就彈〻之、源氏滯雲の卷に、一世の源氏又大納言大臣になりて、後にさらにみこになり、位にもつき給へるもあまたの例なり」と見えたり、

イツセノミコト 五瀨命 系統 彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の長子、母は玉依姬、神武天皇の皇兄 事蹟 神武天皇と共に高千穗に在り、相議して東征し、海路浪速を經て河內國草香に至り、長髓彥の兵と戰ひ、流矢に當りて傷く、因て道を轉じて紀伊國に向ひ雄水門に至り、創甚しく終に竈山にて薨ず、其地に葬る（古事記、書紀）

イツセンギリ 一錢切 名義 戰國時代に行はれたる刑名、按ずるに此事に關して古來諸說あり（一）伊勢貞丈は「一錢切と云ふは犯人に過料錢を出さしむることならむ、切の字は限りなるべし、犯人の貯持たる錢のあり限り取上る、譬へば僅に一錢持たりとも、其一錢限り不〻殘取上るを云へるなるべし云々」といひ（二）新井白石は「此人（豐太閤）軍法により て、一錢切と云ふ事を始めらる、譬へば一錢を盜めるにも死刑にあつ云々」と云へり、北靜廬また其著梅園日記に於て支那の例等を引き第二說に隨へり（三）阿部歷氏は「蓋し當時の俗語にて、繕錢の小口を一文切り放ちたる形狀の、恰も斬罪に處せられたる者に彷彿たるを以て、時俗の惡口に、斬罪を指して一錢切と言へりしを、兵士の耳に入り易き爲めにとりて、文中に記入したるなるべし」といへり、卽ち第二說と第三說とは、意義の解釋を異にすれども、歸する處は斬首の刑とするにあり、俄に是非を判じ得ずと雖も、第一なる貞丈の說は信じ難し、蓋し其意義の如何は別とし、要するに斬首の刑とすること、至當なるものゝごとし 起原沿革 起原詳かならず、信長記に、信長卿は清水寺にましましけるが、洛中洛外に於て、上下みだりがましきことあらば、一錢切に御定めあり云々」とみえ、天正十七年に豐臣秀吉の發したる禁制には「軍勢味方の地に於て、亂妨狼藉の輩、一錢ざりたるべき事」とあり、また同十八年上總國望陀郡眞里谷眞如寺の禁制にも「對二寺僧門前之輩一、非分之儀申懸族有〻之者、可〻爲二一錢切一事」とあり、蓋し戰國時代中、或時期の間に行はれし刑名なるべし（玉石雜誌、世事百談、安齋隨筆、戰國時代極刑の一斑）

イツセンショク 一錢職 名義 江戸時代江戸の髮結職をいふ 起原沿革 傳に云ふ、龜山天皇文永年中北小路采女佑なるもの、父左兵衛尉を參にんが爲め髮結職となる、其子孫藤七郎、元龜中德川家康の髮を結ひ、當座の賞として金錢一錢を受け、爾後髮ゆひ職分は一錢職と唱ふべきものなりとの仰を蒙りたるより此名始まる、慶長八年德川氏江戸入府の節、藤七郎召されて更に賞を受け、遂に府內に此職を開き、一錢職を渡世とせりと、髮結（カミユヒ）參看（髮結職由緖書）

イツソクヒトマキ 一束一卷 一束一本（イツソクイッポン）を見よ、

イツソクイッポン 一束一本 杉原紙一束（十帖）と扇一本とを云ふ、武家時代に於ける禮物（十結一本）又十帖一本とも云ふ、常昭墨草に「杉原を視言の時は、だんしと申候由申方在〻之、あるまじき事云々、一束一本と申は、扇杉原を申なり、但公儀にては十帖一本と申事可〻然候」また紙譜に「杉原類、此紙は上々樣へ獻上紙也、十帖一本と云て、右の紙を一帖づゝ二折にやりちがへ、十帖重ねて中を水引にて結び、上に緞子一本、末廣一本を添て獻上するを云ふ也、多は末廣ばかりにて、十帖一本と云也、又一束一卷（一束一卷）（イッソクヒトマキ）といふも右のごとく水引にて結びたる上に、紗綾或は縮緬を一卷、末廣を添て獻上するをいふなり」とみえたり、尙ほ、貞興返答書、貞丈雜記、故實閑書にもみえたり、

イツソクヒキメ 一束引目 引目（ヒキメ）の矢又は二十腰に、笠懸の引目一ツと小笠懸の引目二ツとを副へたるものをいふ（了俊大草紙）○蟇

目の矢を一腰といふは、四つの事なり、

イツタウサンライ　一刀三禮　佛像彫刻の時、一刀を下す毎に三度禮佛するを云ふ、大佛師系圖に、定朝康尙男、佛師元祖也（中略）正暦二年辛卯三月二十四日壬生地藏作之、江州堅田千體、惠心御衣木加持、而命二定朝弟子七人一作之、僧都各加二一刀三禮一而開眼供養」と見えたり、

イツタウリウ　一刀流　伊藤一刀齋景久の創めたる劍術の一派○一刀齋は伊豆の人、鐘卷流の鐘卷自齋に就きて劍法を學び、其妙に達して一流を開き、神子上忠明之を繼承して後世に傳ふ、其末流に忠也派、小野派、梶流等出づ（武術流祖錄）

○中條流——富田流——鐘卷流——一刀流
　忠也派——甲源一刀流
　小野派——梶派

イツタクシユハン　一樏手半　尺數、物の長短を定むる稱呼、一樏手は二尺四寸にして、一樏手半は即ち三尺六寸也、古來佛像を尺ろに用ふ、一搭手、一張手に同じ樏の字また樏、稷、樏等に作る、一說に一尺三寸を一樏手半といひ、或は一尺二寸なりといひ、八寸なりといひ、肘節より腕節に至るの長なりと云ひ、又一張手は八寸にして、半は即ち四寸なりと云ひ、又中指と大指とを張りて、一柝とすと云ひ、又佛の一樏は人の一肘に同じと云ひ、一肘は一尺四寸なり、又一尺三寸なり、一尺なり、又肘の本端より中指の末に至るまでの長を一肘と稱し、即ち一尺八寸に當るといへり、尙ほ多義あるも具にしがたし、舉寛支那歷朝にて定めたる尺度に多變あるを以て、錢經の上において、この差異を生じたるなるべし、錢譯名義集に、樏、周尺、人一尺、佛二尺、唐乃至於三周一尺上增二二寸一、蓋周尺八寸也」とみえ、釋氏要覽に、佛一經手裏二尺四寸とみえ、續和漢名數に、經與稷同、蓋一經手者、謂張二一手之長一也、一經手半者三尺六寸也」と云へり、或は一肘を二分して一經手といふとも見えたり、吾邦古來佛像を作るには、一經手半を法とす（安齋隨筆、佛敎いろは字典）

イツタフシヤウ　一答狀　鎌倉時代における訴訟文書の一種、一問狀に對する初答狀をいふ、即ち初陳狀なり、「ショタフジヤウ」を見よ、

イツタントウ　一段頭　一段の十分の一、即ち三十六歩の地を云ふ、中古以來の稱呼にして、後世の三十歩、即ち一畝と云ふに同じ、拾芥抄に、凡田以二方六尺一爲二一歩一（四面各六尺也）三十六歩爲二一段頭一、十段爲二一町積一」とあり、

イツチ井ンサキノサダイジン　一致院前左大臣　鷹司敎平（タカツカサノリヒラ）を見よ、

イツチハ　一致派　日蓮宗の一派、山州名跡志に、法華經中二十八品を迹とし、後十四品を本とす、其本迹異始め十四品を迹とし、本門迹門といふ事あり、なりと雖も理はただ一にして、實相圓融の妙と談ず る故に、本迹一致と稱す、一致派の唱道する所こゝに在るが故にかく名づけたり」と見えたり、明治九年單に日蓮宗と改む、「ニチレンシュ」參看、

イツチヤウ　一張　弓の弦七筋を云ふ、其外琴、幕、袈裟等の數をいふにも用ふ（諸禮筆記、貞丈雜記）

イツチヤウシヤク　一町積　十段即ち一町歩を云ふ、中古以來の稱呼たり、一段頭（イツタントウ）參看（拾芥抄）

イツチヤウトウ　一町頭　一町の十分の一、即ち一段三百六十歩の地を云ふ、中古以來の稱呼たり、一段頭（イツタントウ）參看（公拾芥抄）

イツチヤウユミ　一張弓　弓の一種、貞丈雜記に、一張弓と云ふ物あり、常の弓の形にあらず、兩頭の蛇の形にかたどるなどと云ひ、外國の弓に似たる形を作り、にぎりより上三十六所藤を卷きて不動明王の三十六童子、又三十六禽にかたどり、にぎり下二十八所藤を卷きて、二十八宿にかたどり、又は法華經の二十八品にかたどるとも云ふ說あり、いぶかしき物にて用ひがたし、其の外丸張弓十張弓などとて、さまゝの名を付けたる物あり、何れも古書には見えざる弓の名どもにて、甚いぶかし、後人の作意にて作り出したる物ども也」といへり、

イツチユウハ　一中派　東梅龍軒一中の創めたる槍術の流派をいふ○一中は信濃の人、久留島家甲田正英に仕ふ、梅田治忠に從ひ本心鏡智流の槍術を學び、其妙藝に達し、更に穴澤流の長刀、一元流の反槍輪鍵等を研め、遂に一派を爲す、時に元祿の頃とす、其の子丹治祇通家業を繼ぐ（武術流祖錄）

イツチユウブシ　一中節　名義　淨瑠璃の一派　起源　元祿貳永の頃都一中といふ者山本土佐掾、松本治太夫等の諸流を和らげて遂に一派を爲す　沿革　元祿貳永年間京都に於て流行し、寶永年間江戸に入り、一時世に行はれしが享保の頃よりやゝ衰へ、寶曆の初年傳統遂に斷絶す、寛政四年手葉嘉六五代一中となりて、再びこれを興し、文政の頃より復盛にして、明治の今日に傳ふ（竹豐故事、整曲類纂、一中節系圖）

○都太夫一中（初代）
　宮古路豐後掾
　都若太夫一中
　都若太夫三中（四代）
　都若太夫一中（五代）
　宇治太夫
　都若太夫一中（六代）
　都若太夫一中（七代）
　都若太夫一中（八代）
　都若太夫一中（九代）
　都若太夫一中（十代）
　都若太夫一中（十一代）
　都若太夫一中（十二代）
　都若太夫一中（十三代）
　都若太夫一中（十四代）
　都若太夫一中（十五代）
　都若太夫一中（十六代）
　都若太夫一中（十七代）
　都若太夫一中（十八代）
　都若太夫一中（十九代）
　都若太夫一中（二十代）
　都若太夫一中（二十一代）
　都若太夫一中（二十二代）
　都若太夫一中（二十三代）
　都若太夫一中（二十四代）
　都若太夫一中（二十五代）
　都若太夫一中（二十六代）
　都若太夫一中（二十七代）
　都若太夫一中（二十八代）
　都若太夫一中（二十九代）
　都若太夫一中（三十代）
　都若太夫一中（三十一代）
　都若太夫一中（三十二代）
　都若太夫一中（三十三代）
　都若太夫一中（三十四代）
　都若太夫一中（三十五代）
　都若太夫一中（三十六代）
　都若太夫一中（三十七代）
　都若太夫一中（三十八代）
　都若太夫一中（三十九代）
　都若太夫一中（四十代）
　都若太夫一中（四十一代）
　都若太夫一中（四十二代）
　都若太夫一中（四十三代）
　都若太夫一中（四十四代）
　都若太夫一中（四十五代）
　都若太夫一中（四十六代）
　都若太夫一中（四十七代）
　都若太夫一中（四十八代）
　都若太夫一中（四十九代）
　都若太夫一中（五十代）
　都若太夫一中（五十一代）
　都若太夫一中（五十二代）
　都若太夫一中（五十三代）
　都若太夫一中（五十四代）
　都若太夫一中（五十五代）
　都若太夫一中（五十六代）
　都若太夫一中（五十七代）
　都若太夫一中（五十八代）
　都若太夫一中（五十九代）
　都若太夫一中（六十代）
　都若太夫一中（六十一代）
　都若太夫一中（六十二代）
　都若太夫一中（六十三代）
　都若太夫一中（六十四代）
　都若太夫一中（六十五代）
　都若太夫一中（六十六代）
　都若太夫一中（六十七代）
　都若太夫一中（六十八代）
　都若太夫一中（六十九代）
　都若太夫一中（七十代）
　都若太夫一中（七十一代）
　都若太夫一中（七十二代）
　都若太夫一中（七十三代）
　都若太夫一中（七十四代）
　都若太夫一中（七十五代）
　都若太夫一中（七十六代）
　都若太夫一中（七十七代）
　都若太夫一中（七十八代）
　都若太夫一中（七十九代）
　都若太夫一中（八十代）
　都若太夫一中（八十一代）
　都若太夫一中（八十二代）
　都若太夫一中（八十三代）
　都若太夫一中（八十四代）
　都若太夫一中（八十五代）
　都若太夫一中（八十六代）
　都若太夫一中（八十七代）
　都若太夫一中（八十八代）
　都若太夫一中（八十九代）
　都若太夫一中（九十代）
　都若太夫一中（九十一代）
　都若太夫一中（九十二代）
　都若太夫一中（九十三代）
　都若太夫一中（九十四代）
　都若太夫一中（九十五代）
　都若太夫一中（九十六代）
　都若太夫一中（九十七代）
　都若太夫一中（九十八代）
　都若太夫一中（九十九代）
　都若太夫一中（百代）

イツツアコメ　五袒　あこめを五つ重ねて着るを云ふ、雅亮裝束抄に、うへざうじは、いつゝあこめに、うちきぬ、ひとへ、ほりはかま、ひすまし、三あこめにうちきぬ、ひとへも袴を着るなり」と見えたり、袖（アコメ）參看、

イツツカサネ　五重　五衣に同じ、「イツツキヌ」を見よ、

イツツキヌ　五衣　重袿を云ふ、王朝時代以後女官及び貴婦人の裝束、衣の五つ重ねたる如くに仕立たるものなり、又五重ならずとも、十枚十二枚も重ねたる時にも、單にいふことあり、五衣は、表何色にても同じ色なる五ツ重ねて、裏に各紅の平絹を附く、又色がはりとて五つながら別色なるものあり、其重ね樣にて、櫻がさね、梅がさね、藤がさね、卯花がさね、紅葉がさね等の名あり、大抵春及び秋冬の時季によりて、色を替へ用ふるを常とす、貞丈雜記に、古將軍家の女房衆きぬをめし、裳をめし、袴をめしなど云ふ事、醍醐舊記年中恒例記などにあり、きぬとは五ツぎぬの事、裳はうしろよりかくる物なり、袴は緋の袴なり、先白小袖を着て、其の上に單に五ツきぬ、うはぎを重ねうちかけに着て、其の上にからぎぬを着て扱裳をかくる也、單五ツ衣上着ともに重ねたる時、下の袖の少しづゝ出る樣に段々上に重ぬる衣をばゆきを少しづゝ短くする也、五つ衣は五つ共に同じ色、同じ文がら也、うはぎは別の色なり、五つ衣地は練貫也、からぎぬはすあふの形のごとし、但ゆきみじかく前は長く、うしろは短き物なり」といへり、また後世唐衣裳を打かけたるをさして十二單ともいひたるゝとあり、されど正しき意味に於ての十二單とは別なり、「ジフニヒトヘ」及び、女房裝束（ニヨウバウショカソグ）參看（裝束要領抄、裝束集成、甲冑裝束圖解）

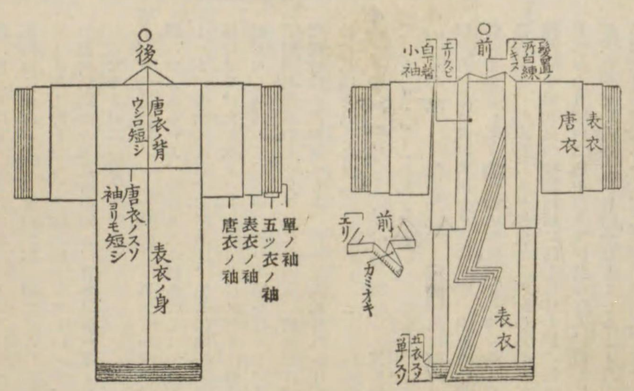

イツツジウチ　五辻氏　姓は宇多源氏、源雅信より出づ、雅信は宇多天皇の皇子敦實親王の子にして、源姓を賜ひて臣籍に列す、其子時方大原を稱し、時方七代の孫仲兼以來始めて五辻を稱す、子孫相繼て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、（尊卑分脈、知諸拙記、系圖纂要、家譜）

○雅信——時方——仲舒——仲頼——仲棟——仲親
　光遠——仲兼——遠兼——仲眞——時仲——基仲
　資仲——朝仲——敎仲——重仲——泰仲——富仲
　諸仲——爲仲——之仲——泰仲——濟仲——俊仲
　英仲——仲賢——廣仲——盛仲——順仲——豐仲
　高仲——安仲

イツツノモン　井筒紋　紋所の名、姓名より出でたる家紋、井伊氏、井上氏、酒井氏、福井氏之を用ふ、又土屋氏の用ふるは、永日記に、武田信虎後に京に至て公方の伽の者になる時、菊桐の紋を賜ふ、菊亭を聖に取る、土屋一人後まで付從ふ、其志を感じ桐に離れぬものは井なりとて、土屋に井字を賜ふ、今の土屋忠兵衛其の末なり云々」とあり（武鑑、諸家系圖）

イツツモノ　五物　流鏑馬、笠懸、犬追物、步射をいふ、五物とは稱すれども實は四種なり、伊勢貞丈は是を辯じて、五ツ物と云へども、其品四ツなり、步射と云ふは大的小的を云ふか、又は笠懸、小笠懸、流鏑馬、犬追物、步射を云ふか」と云へり（武功雜記、貞丈雜記）

イツテウセン　一吊錢　一貫文の錢をいふ、一貫文を一さしにさせるよりかく名づく（俚言集覽）

イツテフハ　一蝶派　英一蝶の創めたる繪畫の一派、其系圖は左の如し、尙ほ「ハナブサイッテ」參看、

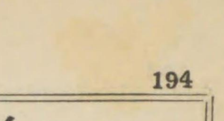

イツテンノシユウ 一天之主 天皇を申す詞、源平盛衰記に、昔は一天の主(安德天皇)として、殿をば長生と祝ひ、門をば不老と名けしかども云々」、太平記先帝遷幸の條に、正しき一天の主を下として流し奉る事の淺猿さよ云々」など見えたり、

イツトウシン 一等親 第一等に當れる親族をいふ、五等親(ゴトウシン)參看、

イツトマス 一斗桝 桝の一種、量一斗を容る、桝の名卽ち十升なり、「トマス」ともいふ、古へより、其量及び深厚一定せず、江戸幕府享保年度に至り一定せしめ、木厚六分、內方一尺零五分、深五寸九分一厘、斷弦の積を引て實積六十四萬八千二百九十六と爲す、桝(マス)參看(本朝度量權衡攷、古今要覽稿、古事類苑稱量部)

イツトモノヲ 五伴緒 部屬の長たる者五人をいふ、伴の部(ムレ)の意、緒は長の意なり、卽ち神代に於て、天孫瓊々杵尊に從ひて天降りし、天兒屋命(中臣連等の祖)布刀玉命(忌部首等の祖)天宇受賣命(猿女君等の祖)伊斯許理度賣命(鏡作連等の祖)玉祖命(玉祖連等の祖)の五人を稱す(古事紀傳)

イツトモノミヤツコ 五部造 二田造、大庭造、舍人造、勇蘇造、坂戸造等五部の造をいふ、豊に天物部(卽ち二十五物部)を率ゐて物部連に屬す

イツナゴンゲン 飯縄權現 想像の神の名、信州戸隱山、越前國日永山、武藏國高尾山等に於て之を祭る、稻荷の社に、飯縄といふものを、瑞籬に供ふるにより起りたる名なりとも、陸奥國仙臺飯縄山に祭れるより、飯縄三郎と呼びたるに原因せりとも稱し詳かならず、陀吉尼天なりといへり、また遠州秋葉山の三尺坊の祠も、百年以前戸隱より祀れるなりといふ(鹽尻、倭訓栞)

イツナヅカヒ 飯縄使 狐などを使ひ、魔術を行ふ人をいふ、陀吉尼天の邪法にて二十法ありといふ、倭訓栞に云、著聞集に、知足院殿御望深き事侍りて、大權現といふ效驗の僧に、だきにの法を祈らせられけるに、夢中に狐の生尾を得らる、又妙吉侍者外法成就など太平記にいへり、康富記に、室町殿醫師高天榮獄せらる、父子三人此者狐を仕ふの沙汰風聞と見えたり」、

イツノヲハバリ 稜威尾羽張 天尾羽張(アメノヲハバリ)を見よ、

イツノクニ 伊豆國 **沿革** 北は駿河及相模、東西七里壹拾貳町、南北壹拾四里 **形勢** 山脈相模より南に走りて半島を爲し、餘脈海に入り起伏して百餘の島嶼を爲す **沿革** 孝德天皇の時駿河國に屬したりしが、天武天皇九年七月駿河二郡を割きて伊豆を置く、而して應神天皇伊豆の人をして大船を造らしむること見えたるは蓋し追記ならへし、中古國府を田方郡に置く、今の君澤三島驛なり、保元の亂、源爲朝大島に流さる、爲朝諸島を併せ自ら之を領す、後ち去て琉球に入る、平治の亂、平氏源頼朝を蛭小島に流す、後ち二十年を經て以仁王の令旨を奉じて兵を起し、日代山木館を襲ひ殺す、後倉の初山名義範國守守護を兼ね、文治中後白河法皇特旨を以て、頼朝に賜ひ子孫に傳へしむ、足利基氏鎌倉管領たるに及び、其執事上杉憲顯を守護とす、正平中憲顯歸順し、畠山義深之に代る、義深西歸憲顯再足利氏に降り、本國復其所管となる、享德の初、足利成氏兩上杉氏と相攻め關東大に亂る、長祿元年山內房顯扇谷定正將軍義政の弟政知を北條郷堀越の館に奉じて主帥とし、關東に號令す、延德中政知卒し內亂作る、韮山城主北條長氏襲ひ擊て堀越を陷いれ、政知の子茶々丸を殺し遂に全國を併す、天正十八年豐臣秀吉東征し、北條氏亡び地德川氏に歸し、內藤信成を韮山に、戶田忠次を下田に封じ、其餘郡邑州の豪族江川英長を代官として民政を知しむ、慶長中內藤戶田二氏封を轉じ、江川氏代官を世襲す、後ち大島八丈諸島を兼管す、明治維新改めて韮山縣を置く、既にして廢して足柄縣より兼治す、明治九年足柄縣廢せられ、靜岡縣に屬す **沿革** 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

延喜式傳名鈔	抄	古圖郡名考(コ)(ク)明治沿革	元祿帳(ゲ)寛知集(タ)	天保郷帳(デ)地誌提要郡區編制	新郡區編制
田方	拾芥	田方(タグ)	同	同	田方
	同	君津(クンタク)君澤(キーサワ)	同	同	
那賀	同	同	同	同	
賀茂	同	賀茂(コ)	賀茂(ク)	賀茂(デ)	賀茂
		加賀茂(グ)	加賀茂(ク)		

イツハウリウ 一放流 富田一放の創めたる劍術の一派○一放は富田越後守重政(世々諸侯の朝倉氏に仕へ、後ち前田利家に仕ふ)の門に入りて富田流の劍術を學び、其奥旨を極めて遂に一派を開く、門人に入江一無あり(武術流祖錄)

○中條長秀(中條流)——大檜勘解由左衞門——富田長家(富田家祖)——同景家——同景政——富田越後守重政——重家(ヂヤ)——富田一放

イツパカマヘ 一派構 江戸時代に於ける僧侶の罰刑、所屬の宗派より除籍するをいふ、一宗構よりも輕く、同宗の他派へ轉ずれば、構ひなきなり、退院(タイキン)追院(ツキキン)一宗構(イツシユウカマヘ)參看(御定書百箇條)

イツピツギリ 一筆限 「ヒトフデカギリ」を見よ、

イツプ 一負 王朝時代の刑名、官人に之を課す、私罪にては贖銅一斤、公罪にては贖銅二斤を出す事をいふ、其十負を一殿(イチデン)といふ(令義解、令抄)

イツプクイツセン 一服一錢 室町時代道心者の生活として人の寄り集まれる處に出でゝ茶を賣しものをいふ、一服は一碗、一錢は一文の事にて、一文を投じて一碗の茶を飲むことをいふ意より出づ○七十一番職人歌合に、一服一錢と煎物賣と番ひて出だし、其絵、法師の托子に茶盞をすゑて茶筅にて茶をたつる處なり、其詞に、こはの御茶をめし候へ」と有り(是れ水茶屋の始めなるべし)色音論册子に、辻の茶賣云々と見えたるは、是寛永の頃の水茶屋の體にて一服一錢のことなり、されど前と異なりて、晩茶を煎て茶筅にてたつるなり、寒夜筆談に云ふ、七十一番職人歌合、一ぷく一せんの戀の歌に、たつる茶のあはれ消ゆとも逢ふ、ことの一せにかふる命ならばや、判詞に云、たつる茶のあはれと續けて一錢をひとせにと准へたるはいとやさしと聞ゆ、又陵澤守といふ狂言にも、一服一錢といへる茶屋の事あり、此事異國へも聞えけん、清光侗が外國傳に、日本喜吸茶、道傍有三茶店、如三浯人入三酒館一也、と見えたり又楊州畫舫錄に喬姥於長堤賣茶、置三大茶具、以鍋爲之、小頭修腹、旁列三茶盒、矮竹几机歇十、每茶一盞二錢、稱爲三喬姥茶卓子一、とあり(嬉遊笑覽、梅園日記)

イツベ 嚴瓮 祭事に用ふる土器の名、釋日本紀に「雜方按之、嚴重之義、瓮者土瓶也、今世神今食神官祭供神物、陶器土器此因緣也、凡嚴瓮者祭神之土器總名也」と見ゆ、祝部(イハヒベ)參看、

イツベン 一遍 **名號** 幼名松壽丸、長じて通秀と云ふ、出家して隨緣、後ち智眞と改む、世に遊行上人と稱す **系統** 姓は河野氏、其先は孝靈天皇より出づ、天皇第三子を伊興の皇子と稱す、第二世小千皇子に至り姓を賜ふ、二十世通廣は卽ち父、母は北條氏、河野諸系圖或は二子、三子、四子となして一定せず **事蹟** 四條天皇延應元年生る、七歲にして緣教律師に學び、十歲母を喪ふ、十五歲祝髮名を隨緣と稱す、後ち智眞と改む、更に師命により叡山惣眼僧正に師事する十二年、教觀顯密の奧義を究む、後ち太宰府四山派聖達に淨教を學ぶ、十一年其蘊奧を極む、建治元年十二月紀州牟婁郡熊野本宮に百日參籠し、誓て曰く、我一切衆生を度せんと欲し融通念佛を勸進す、此教佛意に遙はず、神慮に背かずば示現を賜へと、神、要偈を授て六字名號「一遍法十界依正一遍體萬行離念一遍證人中上上妙好華」と、茲に於て名を一遍と改め、神勅に任せ本願念佛の金札を荷ひ、請行を遊行し、貴賤道俗を勸化す、故を以て世人これを遊行上人と呼ぶ、正應二年八月鎌倉兵庫觀音堂に移し、一日繩床に座して最後の法門を談じ、自著の書冊を灰中に投す、二十三日晨朝彌陀經を讀み畢て寂す、化導十六年得益の道俗億を以て算すと云ふ(一遍上人繪詞、一遍上人年譜、河野系圖、佛教各宗綱要)

イツホンタイフジン 一品大夫人 愛方(アイノカタ)を見よ、

イツホンタウグ 一本道具 江戸時代、諸侯行列に用ふる槍及び箱の數一なるをいふ、井伊氏之を用ふ○井伊氏の之を用ふるは、其居城將軍家上洛の時、旅館となりしに、不注意のことありて嫌疑ふ蒙りたれど、非常の節なればとて從者道具等も減じ、潛行して入京せし時の例に因るといふ○黑田氏も亦初め之を用ひたり、栗山大膳の獄起りしとき、右衞門佐忠之謹慎を表する爲めに、出行する每に大に從者を減じ、道具をも片箱一本槍となしたるが例となりしも、幕末に至りて對の箱二本槍に改められたりと云ふ(柳營祕鑑、武家儀式)

イツホンノゴショドコロ 一本御書所 **所在** 太政官廳の釜殿の西の南十五丈(侍從所の南) **名稱** 普通行はるゝ書一本を別に寫して、天皇に進め奉つる書を、納め置く所なるを以て名づく、**職員** 公卿、辨、別當、預、書手等あり **沿革** 日本紀略に、康保元年十月十三日乙卯、年來一本御書所清書二百廿二卷、遷納大藏省野御倉、とあり、鳥羽天皇久壽二年之に行幸す、平治の亂、藤原信頼、後白河法皇を此所に幽したりき(西宮記、平治物語、大內裡圖考證)

イツマキノヒ 五卷日 法會の中日をいふ、薤露錄に云、是は法會にある事にて諸記に出申候中日の事に候宣胤卿永正十四年記に五卷日とは中日の事なり此日法華經の五卷目を講候故稱五卷日云々」、

イヅミカン 和泉監 「イヅミノゲン」を見よ。

イヅミコヨミ 和泉暦 暦の一種、和泉國和泉郡信太郷舞村より出たし、暦をいふ、又舞村より岸和田町に出して暦を賣るを以て、岸和田暦ともいふ、暦(コヨミ)參看(和泉志)

イヅミシキフ 和泉式部 系統 大江雅致の女、和泉守橘道貞に嫁して、小式部内侍を生む 事績 道貞歿して後、上東門院藤原詮子に仕ふ、和歌を以て著はる、曾て個性空といふものあり、播磨書寫山に居る、舉世これを崇信す、式部和歌を贈りて曰く、くらきより くらきみちにぞ入りぬべきはるかに照らす山のはの月」後ち藤原保昌に再嫁す(大日本史)

イヅミジヤウ 泉城 所在 磐城國菊多郡 泉沿革 寛永十一年十月内藤忠興、弟政晴に泉の堅田二萬石を分封して之に治せしむ、元禄十五年七月板倉重同一萬四千石に封ぜられて居す、延享三年九月松平忠恕一萬五千石(寛政二年五千石加賜)を以て此に來り治す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る(武鑑、德川加除封錄、明治政覽)

イヅミジヤウ 和泉城(泉城) 所在 陸中國磐井郡中尊寺の西戸河内村 沿革 往時安倍貞任の兄成道が居館にして毫徳柵といふ、藤原秀衡の第二子泉三郎忠衡此館を改めて和泉城と稱しこれに據る、文治五年六月源義經に與せるを以て、兄泰衡の爲めに殺さる(吾妻鏡、平泉誌)

イヅミドノ 泉殿 名稱 王朝時代諸家に於て納涼觀月などの爲め、水邊に設けたる家をいふ、吾妻鏡に泉屋とあるも同じ 時代 釣殿と相對して東西に建つるもあり、家によりて構造異なるものあれど、大體は水邊に作り、四方壁なく簀子に勾欄あり ○春濤浪話に、鎌倉殿の中の指圖に能舞臺井橋かゝりを圖して是を泉殿と書たり、是によりて思へば、昔の泉殿の有しを直に猿樂能をする所に用ひしより、舞臺とのみいひて、泉殿といふ名は、廢れたる成るべし、しかあれば、昔の泉殿といふものは、今の能舞臺なりと思ひはかりて、大樣たがふまじ、只板なはるべきやう異なるにや」と云へり、古くは義經の堀川御所などにも見え、また室町御所、小川御所などに孰も泉殿と稱せし所あり(嬉遊笑覽、家屋雜考)

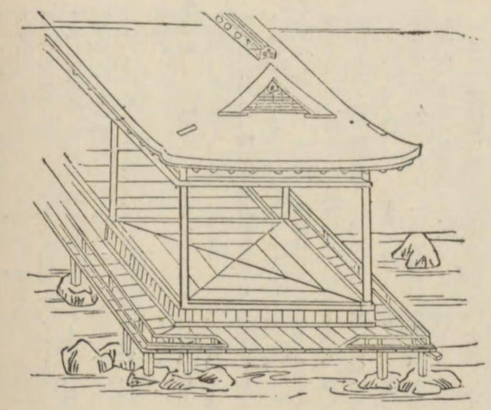

イヅミドノダイ 泉殿代 大内裡常御殿の御庭の内にあり、文政十三年京都大地震の時、避難の爲めに營造ありし所、禁池の橋を渡り之に赴く、園内の一小亭なり(安政遺營誌、平安通志)

イヅミノクニ 和泉國 領域 東は河内紀伊、南は紀伊、北は攝津、西は海に至る、東西凡四里壹拾四町、南北凡六里、五畿内に屬す 形勢 東南山により、西北海を負ひ、土地陋小と雖も甚だ膏腴なり 沿革 上代茅渟と稱し、河内國に隷す、元正天皇靈龜二年四月河内三郡を割て和泉監を置く、天平寶字元年五月改めて國となし、府を和泉郡に置く(府址今府中にあり)降て建久年間鎌倉幕府佐原義連を守護とす、建武中興楠木氏守護となり、和田正遠をして岸和田に鎮ぜしむ、南北嬬和以後、將軍義滿山名氏清を守護とし、堺津に城き泉府と稱す、明德の初氏清誅ぜられ、大内義弘之に代る、應永中義弘亦誅に伏し、細川滿元之に代り、四傳して政元に至る、其義子高國澄元嬬を爭ひ、大永中澄元の子晴元堺に據て遂に本國を取り、家臣三好長基を守護とす、天文の末、長基が子長慶晴元に畔き本國を攝奪し、姪十河存保を堺に居らしむ、永禄の初織田信長三好氏を降し、國廳を堺南ノ莊に置き、松井友閑をして國務を裁せしむ、當時之を政所と云、天正中豐臣氏廳を北ノ莊に移し、小四行長をして之を掌らしめ、一國を豐臣秀長に賜ふ、秀長嗣絶え大阪に直隷す、江戸時代堺に奉行を置く、封を受る者岸和田(岡部勝宣)伯太(渡邊吉綱)凡て二藩、明治維新近江三上の遠藤氏來りて吉見に徙り三藩となる、尋で悉く之を廢し堺縣を置く、明治十四年二月堺縣廢せられ、大阪府の管轄に隷す 沿革略 古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書)

	泉		
六國史	延喜式		
倭名鈔(ワ)(エ)	拾芥抄	古圖	
大島	和泉(エ)泉南(ワ)	元禄帳(ゲ)(コ)寛知集(ヲ)	郡名考
同	同	同	天保郷帳
同	同	同	同
同	同	同	明治沿革略 地誌提要 郡區編制(フ)(キ)(ル)
同	同(ノ)泉南(チ)泉南(ク)	和泉(ク)	新郡區編制
日根	泉南	泉北	

イヅミノゲン 和泉監 上代の職名、元正天皇靈龜二年四月、河内の大島和泉日根三郡を割て始めて和泉監を置く、六月丁卯始めて史生三人を置く、聖武天皇天平十二年八月和泉監を河内に并す、孝謙天皇天平寶字元年五月、また分置す、蓋し立て國となすなり(續日本紀)

イヅミノコホリ 和泉郡(泉) 所在 和泉國 起原沿革 書紀欽明天皇十四年五月の條に泉郡あり、もと河内國に隷せしが、天平寶字元年和泉を建つるに及び、本郡和泉に屬す、和名抄に、信太(シノダ)上泉(カミツイヅミ)下泉(シモツイヅミ)輕部(カルベ)坂本(サカモト)池田(イケダ)山直(ヤマタ(ヘ))八木(ヤギ)掃宇(カニモリ)赤島(キノシマ)の十郷あり、中世分ちて泉南郡を置く、正保圖元禄圖等泉及び南郡に作り、郡名考に二郡に分つ、明治沿革帳和泉とす、地誌提要に、和泉、泉南の二郡とし、郡區編制に、泉、南の二郡に作る、明治二十九年三月泉と大島郡とを合して泉北郡を建て、南郡と日根郡とを合せて泉南郡を設けて本郡を廢す(郡名異同一覽、郡郡沿革考、法令全書)

イヅミノコホリ 出水郡(泉、和泉) 所在 攝津國 起原沿革 古へ泉に作る、應神天皇紀に泉長姫あり、後ち出水に改む、光孝天皇寶龜九年十一月始めて郡名見ゆ、和名抄に、山内(ヤマウチ)勢度(セト)倍家、大家(オホヤケ)國形等の郷あり、延久國田帳和泉に作る、元禄圖以後皆出水に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イヅミノミナミノコホリ 泉南郡 所在 和泉國 起原沿革 王朝時代和泉郡を分ちて本郡を立つ、正保圖元禄圖等南郡と稱す、地誌提要郡區編制の際、南郡に改む、明治二泉南郡と稱し、郡區編制の際(サイナン)、南郡と改稱す(和名抄、十九年三月日根郡を合し、泉南郡と改稱す(和名抄、郡名異同一覽、法令全書)

イヅモカナ 出雲假名 平假名(ヒラカナ)を見よ、

イヅモチハ 出雲路派 眞宗の一派、亳攝寺を本山とするもの、亳攝寺は摂前國今立郡味眞野付清水頭にあり、天福元年宗祖京都出雲路に一寺を創設して、其子善鸞に附す、寺運衰微の後、乘專再興の代、光明天皇勅願寺の宣旨を賜ふ、曆應三年寺基を當國山元に移し、又慶長元年十二世善照寺を今の地に傳す、是出雲路派の由來なり、ンンシュウ」參看(佛教各宗綱要)

イヅモノ井ノヘノジンジャ 出雲井於神社 所在 山城國愛宕郡今出雲郷下鴨社の樓門内西傍檜木社是なり○檜木社、又地主明神或は氏神社ともいふ 祭神 素盞嗚尊 沿革 倩和天皇貞觀元年正月從五位上を授く、醍醐天皇延喜の制大社に列り、月次相嘗祈年案上の幣に預る、鳥羽天皇元永二年十一月御祖神體を地主大明神に移し置奉る、即ち是なり、順德天皇建保四年四月上皇賀茂行幸の時此社に詣給ひ、見本社神官綱宜あり、みな鴨縣主を以て之を補さる、凡延喜四月十一月上申日、賀茂神官等此社に來て幣を奉り氏神祭を行ふ(神祇志料)

イヅモノオクニ 出雲阿國 名稱 巫子國女と云ふ、老後出家して智月と號す 系統 出雲大莊宮鍛冶職中村三右衛門の女 事績 歌舞妓芝居の祖、永禄の頃大社修覆勸進の爲め、諸國を巡廻せしに、容貌美に神樂に妙を得、人皆之を稱す、後ち京都にて磐戸の俳優を爲す、足利義輝之を愛し、屢々召して舞はしむ、後ち神樂を變じて歌舞と爲す、茲に於て於國の歌舞世に名高く、織田信長、豐臣秀吉の前に出て舞ひ、文禄中伏見城に召されて、德川秀康の前に歌舞す、秀康水晶の珠數を襟にかくるを見て、老後出雲國杵築に歸り尼となり、連歌を好み、又法華經を轉讀す、庵は於國の實家鍛冶原の北三町にて、連歌庵又おくに寺とも云へり、八十七歳まで長命せしと云ふ、墓所は中村門五郎墓地太鼓原にあり(出雲阿國傳、雍州府志、懷橘談)

イヅモノオホヤシロ 出雲大社 所在 島根縣出雲國筬川郡杵築町杵築東○杵築大社とも云 祭神 大國主神 起原沿革 神代大國主神、國土を天孫に獻じて去り給ふや、天照大神之を嘉みし給ひ、出雲國多藝志の小濱に宮を築き、天穗日命をして留まり仕へしむ、是其始なり、其宮造り甚だ高く大きなるを以て、杵築大社と云ふ、垂仁天皇の御宇、本社を宮殿の如く改造す、之を十六丈の宮制と云ふ、齊明天皇五年出雲國造に命じて、嚴神の宮を修めしむ、正殿式あり、歴朝之を因襲す、又假殿式あり(社の高さ七丈以上を正殿造、以下を假殿造といふ)天平神護元年神封六十一戸を充つ、仁壽元年九月從三位を授け、後ち勳八

等を給ひ、貞觀元年五月從二位、尋で正二位に叙す、延喜の制名神大社に預る、凡使を本社に遣はすには使一人、伊伎氏一人、神祇史生二人を以て例とす、長元四年閏十月神殿故なく顚倒せるの故を以て本社并に其社十八社に宣命及び幣帛を奉て之を祈らしむ、天仁三年七月稻佐浦(今の杵築浦)漂着の材木にて社殿を新築し、永久三年十月二十六日遷宮あり、是を世に寄木の造營といふ、爾來六十一年目毎に修繕を加ふる制を立つ、建久元年正殿御造立、後堀河天皇嘉祿三年(安貞元年)假殿を造營す、時に御柱に蠹あり、其文曰、居大煩ゝ物、朕非二素意一、若人歸德栖二高木一足と其示現の趣を右衞門尉昌綱、佐々木泰清武家に訴へければ、後深草天皇寶治二年正殿營作は庄園の課役を止められ、關東より米穀一萬石、黃金千兩下し給ひて土木の功を遂ぐ、此時三十二丈減じて八丈となり、出雲大社と稱す、其後朝廷式微して修理意の如くならず、永正年間尼子經久、當國を領したるに及び造營する所ありしも、神佛兩部の習合を信じ、遂に大永天文年間に於て堂塔伽藍の新築を見るに至る、毛利元就此地を領するに當り、僅に廢れたる祭典を再興したりしが、豐臣秀吉の時、更に社領若干を減じ、社殿漸く衰頽す、其後松平直政國主となるや、寛文二年五月幕府に以聞して、大に社殿を造營し、正殿式の造營を爲し、曾て尼子氏の建てし堂塔輪蹄を毀ちて城外に移す、寛文七年三月遷宮あり、其後修築する所ありしが現今存するものは明治七年千家北島二氏の協力によりて造營せしものにて本殿は特別保護建造物たり○神領は、出雲風土記に據れば、神立、千家、北島、井上、別名、鳥屋村の六箇所の如し、又大社志に據れば、遙堤、高濱、稻岡、鳥屋、武志、出西、求院、北島、富村、阿吾、千家、石塚の十二村と、杵築、黑田、冤結、驚、宇峠、井呑、宇龍の七浦とは歷代の社領なるが如し、然るに足利義政の時に至り、國守の采地混入し、豐臣秀吉の時七村五浦を沒入して五村二浦のみを神領とせり、江戸幕府の時代に至り、社領五千石、同二千石末社配分となる○國寶として、秋野蒔繪鏑箭筒箙あり○祭祀は年中の祭祀極めて多く其數殆んど七十有餘、正月二日飛馬神事、七月四日身逃神事、十月十七日神在祭、十一月中卯日新嘗祭の如きは最も著はる、祭禮は三月一日、八月一日孰れも七日間之れを行ふといふ○神官は出雲國造千家北島の二氏なり(懷橘談、鷲峯文集、神祇志料、古事類苑神祇部、國寶目錄)

イヅモノクニ　出雲國　**領域**　東は伯耆、西は石見、南は備後、北は海、東西凡十七里餘、南北凡十五里、山陰道に屬す　**形勢**　山嶺疊層南方に亘り、山陽と背を分ち、西石見に連る、北方地勢狹長横に出で、東伯耆に對して海を抱き、西方湖を挾み松江湖海の中間に在り勝地たり　**沿革**　上代素盞嗚尊此國に來り八雲立の歌を作る、國名此に起るといふ、後ち天穗日命の裔世々國造となる、中世國府を意宇郡に置く(下出雲郷町)建久中源頼朝佐々木義清を守護とし、子孫職を襲ぐ、世々神門郡鹽冶郷に居る、其孫頼泰始めて鹽冶氏と稱す、建武中興頼泰の孫高貞守護を襲ぐ、後叛して足利尊氏に屬す、延元三年譴に彌て自殺し、鹽冶氏亡ぶ(義清より五世)尊氏佐々木高氏をして守護を兼ねしむ、正平中山名時氏高氏を憾むことあり、終に其地を掠奪して吉野に歸順し、復時て足利義詮に降り、因て守護を領す、元中の末年孫滿幸罪ありて守護を奪はれ禪で誅せらる、將軍義滿再び高氏の孫高詮をして之を兼領せしむ、孫持清に至り從父尼子持久を守護代となし、富田(能義郡

		神戸(紀)	神門	同	同	同	同	同	簸川
		出雲	出雲	出雲	同	同	出雲	同	簸川
		大原	同	同	同	同	出雲	同	同
		仁多	同	仁多	仁多	同	仁多	同	同
		飯石	同	同	同	同	仁田	同	同
能義	同	能義	能義	能義	能義	同	能義	同	同
能義	能義	能義	能義	能義	能義	同	能義	同	同

イヅモノクニノミヤツコノカンヨゴト　出雲國造神賀詞　**名義**　神賀事、神吉事、神賀辭、神壽詞とも書く、出雲國造が新任せる時、朝廷にて奏聞する天皇の大御世を祝する壽詞　**略史**　國造の任命終て貢幸物を賜はり、國に還り潔齋する一年にして、國造及び諸祝部并子弟等を、國司引率して入朝し、玉六十八枚、金銀裝横刀一口、鏡一面、倭文二端、白眼鶴毛馬一疋、白鵠二翼、御贄五十臠等の獻物を、京外の便處に修飾し、神祇官長監視し、豫め吉日を卜し神祇官に申し神壽詞を奏し、所司に宣示す、又後齋一年にして再入朝し、神壽詞を奏す、其神賀詞延喜式に見ゆ(續紀、延喜式、祝詞講義)

イヅモノコホリ　出雲郡　**所在**　出雲國　**沿革**　王朝時代以後分て出東出西二郡となす、後ち出西の宇賀伊農二郷の地楯縫郡に入り、杵築出雲二郷の地神門郡に入り、出西の名自ら廢し、獨出東の地を遺す、按るに、出雲風土記に八郷あり、和名抄亦同じ、後ち其建部(タケムヘ武部村あり)漆治(シツヂ直江村の地)河内(カフチ阿宮村の地)美談(ミダニ村存す)四郷を出東郡となし、出(出西村あり)伊農(イヌ村木村の地)宇賀(ウガ村存す)杵築(村存す)四郷を出西郡となす、出西郡の廢したるは時を詳かにせず、郡界變遷して伊農宇賀二郷、及び美談牛郷は楯縫郡に入り、杵築郷は神門郡に入り、自から其名廢せしならん、正保國出東郡に作り、寛文郡名復舊の時、出雲に改め、其稱呼は舊に仍り出東(シツトカ)と云ふ、明治二十九年三月楯縫、神門の二郡と共に廢合せられて簸川郡を置かる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イヅモノ・ジン・ジヤ　出雲神社　**所在**　丹波國南桑田郡千歳村大字千歳○當國の一宮、今は國幣中社　**祭神**　大國主命、三穗津姫命　**起原沿革**　元明天皇和銅二年始めて建立す、嵯峨天皇弘仁九年十二月名神に預り、仁明天皇承和十二年七月無位出雲神に從五位下を授け、陽成天皇元慶四年六月に正四位下に叙す、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十年八月正四位上を給ひ、後一條天皇萬壽二年七月留守所に勅して炎旱を本社に祈らしむるに、遂雨あり後鳥羽天皇元暦元年九月源頼朝命を地頭玉井資重に下して社領の濫行を停む、院宣に依てなり、伏見天皇正應五年十二月正一位を授く貞和元年三月足利尊氏、本社並に上御前三十二所末社神宮寺以下を修造す、降りて應仁文明の頃より年々衰微し來りしが、永正の頃に至り、細川政元の家士香西又六孫六等此地に逃げ來りて狼藉甚しく、末社以下兵燹にかゝれり、天正中に及び、明智光秀當國を押領せしや神宮寺以下悉く廢亡せり、祭日は、十月末子午日、三月十八日(陰暦)(社記、神祇志料、古事類苑神祇部)

イヅモハ　出雲派　吉田出雲守重高の創めたる弓術の一派、吉田家弓術の嫡流たり○重高は一鵠入道重政の嫡子、初め助左衞門と號し後ち露適と稱す、子孫其業を傳ふ(武術流祖錄)

イヅモヤキ　出雲燒　**名義**　出雲にて製出する陶器、樂山燒、富士名燒の二種あり　**起原沿革**　樂山燒は、慶安年間出雲國島根郡松江の樂山に於て始めて之を製出す、長門萩の工人權兵衞といふ者此に移住して萩より土及び釉を齎し來りて之を造る、其質萩燒に似て一層の奇を帶ぶ、多くは點茶の茶碗、水壺、盞盒の類なり、名を樂山燒又は權兵衞燒と稱す、一代にて廢絶す、近世國人再窯を開く、萬治年間樂山の弟子牛六富士名燒を製す、寛政年間工人善四郎陶製に妙なり、國主松平不昧、亦鑑識に達し善四郎に命じて茶器を造らしむ、既にして同地工人黃釉を施し、其上に五彩釉を以て畫ける所の皿花瓶等の諸器を製す、慶安年間より此地に於て製造する者皆稱して出雲燒といふ、工人業を傳へて今日に至る、燒物(ヤキモノ)參看(古今陶藝攷、工藝志料)

イツル　弋射　矢に繼あるを云ふ、書言字考節用集に繼射と書す、鳥を射る具、射鈎或は射曇の

廣瀨の南に城跡あり)に鎭ぜしむ、其孫經久に至り職を罷め、鹽谷掃部之に代る、文明十七年經久兵を擧げ鹽谷を逐て富田に據り、自立して守護と稱し、終に伯耆隱岐を併せ、石見備中備後安藝を蠶食す、孫晴久毛利元就と石見を爭ふ、永祿三年元就大擧して富田を攻む、五年晴久卒して子義久嗣ぎ、僅に富田一城を保つ、九年義久出て降り尼子氏亡び(三世凡八十二年)其地皆毛利氏に歸す、天正十九年豐臣氏元就の孫輝元に命じて半國を割き、吉川廣家に與へ富田城に居る、關原役擧り德川氏本國を削奪し(廣家徙て周防岩國に居る)堀尾吉晴を封じ松江に治す(島根郡末次意宇郡白潟を改稱す)寛永十一年孫忠晴卒し子なくして國除し、明年京極忠高代りて封ぜられ、十四年又嗣なくして封絶え、十五年松平直政を封じ、世襲、其支封を廣瀨(直政第二子近榮)母里(直政第三子隆政)となす、凡三藩、明治維新改めて縣となし、尋で合併し更に島根縣を置く、明治二十九年三月新郡區編制の時、島根、秋鹿、意宇の三郡を廢して簸川郡を置く　**沿革**　古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書)

		六國史 萬葉集	延喜式 倭名抄	拾芥抄	古圖 元祿帳 寛知集	郡名考 天保郷帳	明治沿革帳 地誌提要 郡區編制	新區郡編制	
	島根	同	同	同	同	同	同	八束	
於宇(紀) 飫宇(日)	意宇	同	同	同	同(イウ)	同(オウ)			
秋鹿	同	同	同	同	同	同			
楯縫	同	同	同	同	同	同			

○吉田重高——同重綱——豐隆——豐綱　(嬉卷源八郎(印西派))

イヅモフドキ　出雲風土記　**巻数**　二册　**内容**　續紀に、元明天皇和銅六年五月畿内七道諸國に制して、郡郷の名好字をつけ、其郡内に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸魚蟲等の物具に色目を錄し、及び土地の沃瘠山川原野の名號の由る所、又古老相傳ふる舊聞異事史籍に載せて言上せしめよとあるによりて撰進せしものなれば、性質自ら右の文にて明なり○注釋に風土記考(荷田春滿)出雲風土記解(內山龍眞)出雲風土記鈔(岸崎時照)標注古風土記(栗田寛)等あり　**著述**　卷末に天平五年二月三十日勘造秋鹿郡人神宅金太理國造帶、意宇郡大領外正六位上勳藥出雲臣廣島とあり、

義なりと云ふ（和名抄）

イデ井 出居 「デキ」を見よ、

イデ井ジンジウ 出居侍從 「デキノジジュウ」とよむ、同條を見よ、

イテグリク 射手具足 射藝の時の裝束を初め、弓矢、箙、笠、鞭等に至るまでの調度の全體を云各射術により品目に增減あるは勿論也（真丈雜記）

イテスアウ 射手素襖 犬追物笠掛等の時、射手の著する素襖をいふ、名高き射手などは、人の目に立つ樣に風流に染めて著用すと云ふ、犬追物の時著るを、犬射すあう、笠掛の時は笠掛すあうとも云ふ、されど總て射手すあうと稱す（真丈雜記）

井デノサダイジン 井手左大臣 橘諸兄（タチバナノモロエ）を見よ、

イテノリウ 射手奏 朝廷にて行ふ五月五日の騎射の射手の姓名を、天皇に奏聞するを云ふ、公事根源に、其の後騎射の事あり、大將射手の奏をとる、左右近衞馬に乘りて弓を射る」とあり「キシヤ」參看、

イテノタタウガミ 射手疊紙 的の一種、紙を串に挿み地上に立てたるをいふ、真丈雜記に、「はなかみのかどを串にはさみ、地に立置きて的にして射を云ふなり、疊み樣常のはなかみとは違ふなり、武雜記に、射手のたゝう紙とて必ず一ツあり、杉原をたてさまに四ツに折りて又横樣に一ツに折り、四方に切れば大略はさみ物の寸法になる、自然主君御弓被遊時、立させられ候事有り之、其時は切めを前の下へなして立て候、地より上くしのたけ六寸計なり云々（はさみ物の寸法とは、挾物の薄板なり、四寸四方に切りて串に挾み立るなり）と見えたり、

イデハノクニ 出羽國 **所在** 奥に磐城、陸前陸中、南は岩代、越後、北は陸奥、西は海、東西五十七里南北八十里東山道に屬す **形勢** 山脈東南に綿亘して岩代の界をなし、越後に連る最上川の左右頗る平曠肥磽相半す **沿革** 出羽は今の羽前羽後の二國たり和銅中陸奥越後を分て出羽を置き、國府を出羽郡井口に建つ（府址今田川郡廣野新田村）天平寶字中秋田城を築き（秋田郡秋田村故址久保田飯島の間）國の守介を以て之を兼ね、秋田城介と云、康平中國人清原武則、陸奥守源頼義に從ひて、安倍貞任を平らげ、鎮守府將軍に任ず、寛治中其子武衡、從子家衡と共に仙北郡金澤に據て亂を作す、陸奥守源義家擊て之を平らげ、藤原清衡を陸奥出羽の押領使となし、其子孫終に本國を併有す、源頼朝東征し、葛西清重を奥羽の奉行とす、源實朝の時、安達景盛城介となり孫泰盛に至り北條貞時に滅さる、建武中興參議葉室光顯を以て國司に任ず、足利尊氏の叛する時國人多く之に應じ、光顯殁す、尊氏族弟家兼の子業頼をして、最上郡山形に鎮せしめ（今村山郡に屬す）子孫最上氏と稱す、元中の初伊達氏、長井廣房を滅して置賜郡を取（天文中伊達晴宗徒て同郡米澤に居、八年將軍義滿廂東管領足利氏滿に隸せしむ、應永中安東庶季（安倍貞任の裔）陸奥より入り秋田城を取て之に據る、是を秋田氏となす、永享の末菅領亡び、最上（村山最上二郡）秋田（秋田山本二郡）莊内の武藤氏（田川飽海二郡）仙北の小野寺氏等（仙北雄勝平鹿三郡）彊壤を爭ふ者數十年、天文永禄の際、小野寺氏漸く盛にして、由利の十二黨（大井大江諸氏）及び六郷戸澤諸氏（六郷仙北郡六郷の地頭戸澤同郡角館に居る）を脅制して一時に雄たり、天正中最上義光小野寺氏の地を略し武藤氏を滅し、莊内三郡を略す、十九年豐臣氏東征伊達氏の置賜郡を割り、之を蒲生氏郷に賜ふ、後蒲生氏を宇都宮に徙し、上杉景勝に賜ふ、關原の役後德川氏景勝の封を削り、僅に米澤を賜ひ、小野寺義道の地を收め、秋田六郷戸澤等の封を徙し、莊内三郡及び仙北を以て義光に加賜し、佐竹義宣を秋田（又久保田と稱す）に徙封し、六郡を領せしむ、元和中最上氏の地を削て近江に徙し、山形を以て鳥居忠政に賜ひ（後ち鳥封數氏、最後に水野忠精を封す）酒井忠勝を鶴岡、六郷政乘を本莊、戸澤政盛を新莊、岩城吉隆を亀田に封す、其後上山（初松平重忠、後ち松平信通）高島（織田信浮、後ち天童に徙る）長瀞（米津通政武藏久喜より徙る）上杉、佐竹、酒井支封各一、米澤新田（上杉綱憲の第三子勝周）秋田新田（佐竹義隆の第二子義長、後ち岩崎と稱す）松山（酒井忠勝の第二子忠恒）等相尋で封ぜらる、明治元年米澤（上杉齊憲）鶴岡（酒井忠篤）上山（松平信庸）等、皆若松藩の黨援たるを以て削封差あり、全國を分て羽前羽後二國とす、羽前八藩（米澤、鶴岡、山形、新莊、上ノ山、天童、長瀞、米澤新田）鶴岡藩を若松に徙し、尋で復封して大泉と稱す、長瀞藩を上總の大綱に徙し（尋で常陸の龍崎に徙る）山形藩亦近江に徙り、山形縣を置く、既にして皆廢して縣と爲し、更に合併して山形置賜二縣を置く、後ち山形縣のみとす、

○羽後五藩（秋田、松山、本莊、岩崎、亀田）矢島の生駒親敬新に藩屏に列し、松山を改めて松嶺と稱し、凡て六藩、既にして皆廢して縣と爲し、又合併して秋田酒田二縣を置く、後に秋田縣と爲す **官職** 古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各條を見るべし（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考）

六國史	延喜式	古語拾遺	元禄帳	天保郷帳	郡名考	明治沿革地誌提要	郡區編制新郡區制
傳名抄	抄	答	寛知集				

							西置賜
							東置賜
							南置賜
							置賜（オキタマ）
							置賜（オイタマ）（エ）
							置賜（オイタマ）（ワ）
							同
							同
							同（オイタマ）
							同（オイタミ）
							東田川
							西田川
							南村山
							東村山
							西村山
							北村山
							村山
							山
							同
							同
							同

田は鎌倉院に移して其地子を收めしむ、堀河天皇寛治八年五月位田收給の事朝野群載に見ゆれば、當時尚ほ行はれしが如し、其後に至りては所見なし○僧尼にも位階に准じて位田を賜ひしことあり、聖武天皇天平元年八月唐僧道榮に從五位下を階に擬して賜はり、淳仁天皇天平寶字二年八月外從五位下僧延慶位祿位田勅ありて收めず、稱德天皇神護景雲二年十月、大尼法戒從三位に准じ封戶を賜ひ、大尼法均從四位下に准ずる等見ゆ（令義解、續紀、類聚國史、延喜式、田制篇、大日本租稅志）

イデンケセン イ傳ケ箋 詩經の註、王朝時代博士家にて毛萇が傳、鄭玄が箋を云ふ、イは傳の字の偏、ケは箋の字の冠なり（倭訓栞、真丈雜記）

イトイガハジヤウ 絲魚川城 所在 越後國西頸城郡絲魚川町の南部 建置の年詳かならず、慶長十五年二月松平忠輝越後に封ぜらるゝや、長澤信勝從て來り此の城に居す、元和二年忠輝除封の時亦除かる、此際城郭を破壞すと云ふ、爾後治者なき時は高田より兼治す、元和五年三月稻葉正勝此地に封ぜられ再び之に築く、寛永九年十一月小田原に移る、元祿四年十月有馬清純來りて此城に居す、八年五月越前丸岡に移る、元祿十二年二月本多芳樹封ぜられて治す、享保二年信濃飯山に移り、松平直之一萬石に封ぜられ代り來る、子孫相繼て明治維新に至る（越後名寄、越後風俗志、德川加除封錄）

イトイン 絲印 明より輸入せる生糸に附したる銅印を云ふ、室町時代戰亂相次ぎ、養蠶の道衰へしを以て、明德應永頃以後明より、生糸を輸入して織物の原料に用ひしが、此糸には毎斤錫印一個を添へて合同の證と爲したり、因て其銅印を糸印と稱す、形狀字體風樣に富めるが故に、これを文具に供せしも亦少なからざりき、卽ち豐太閤及び近衛三藐院の如き好んで之を用ひたりと云ふ、其印文は孰れも詳にし難し、然れど横井時冬氏は、或は一種の商標の如きものならんかと說かれたり（絲印考）

原形九分六厘
八分七厘

原形九分六厘

原形壹寸壹分
七分

イトウウヂ 伊藤氏 姓は藤原、尾藤知基の二男基景より出づ、基景伊勢に住するを以て伊東又は伊藤と稱す、世々平氏に仕ふ、玄孫景清會て平氏の爲めに警を報いんとし、源頼朝を刺さんとして、却て殺さる（伊藤系圖、系圖墓要）

○公澄——知基——知昌——基景（祖）——基信——景綱
- 忠清
  - 忠清
  - 忠光
- 景清
- 景家——景高——兼高——實重——實綱——景義
- 諸綱——國綱——元綱——顯智——重元——定殿
- 元信

イトウウヂ 伊東氏（日向飫肥） 姓は藤原、其先は左大臣武智麻呂の四男乙麿より出づ、乙麿より七代爲憲、伊豆駿河守護となり工藤と稱す、爲憲の六代維次狩野と稱す、維次の孫家次の次男祐繼、伊豆國賀茂郡伊東に居するを以て、始めて族を伊東と稱す、其孫祐時、建久九年六月日向國地頭職となる、建武二年貞祐日向地三百町を受け、四年始めて日向國に下向す、其孫氏祐足利尊氏に從ひ、功により肥前國杵島を領す、玄孫祐奚の時、寛正三年三月、島津澁谷兩家を除き、日薩隅三國の職は伊東の家人たるべきの命を傳ふといふ、義祐の時勢大に振ふ、天文十五年十二月從三位に叙し、剃髮して三位入道と號す、男豐後守祐丘の時島津義弘の爲めに敗られ、京師に奔りて豐臣秀吉に仕へ、民部大輔と爲り、翌年河内國五百石を賜ふ、十五年六月日向國宮崎會非城を守護す、五月飫肥城に移住し五萬石を領す、慶長四年從五位下豐後守となる、爾後子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（伊東系圖、系圖墓要、德川加除封錄、華族譜）

○祐繼——祐經——祐時——祐朝——祐藤
- 祐光——祐宗——真祐
- 祐茂——祐政——祐時——祐孝
- 助信——孝忠——定行——勝行
- 祐持——祐重——祐安——祐立——祐武——祐堯
- 祐國——尹祐——祐充——義祐——祐丘——祐慶
- 祐久——祐由——祐實——祐永——祐之——祐隆
- 祐豐——祐春——祐陳——祐房——祐武
- 祐壽——祐承——祐博——祐睿
- 祐綱——祐鑑——祐民——祐丕——祐相——祐歸
- 祐弘

イトウウヂ 伊東氏（備中岡田） 姓は藤原、伊東祐親より出づ、祐親の男祐濟始め狩野介茂光に預られ、壽永元年二月鎌倉殿中に召て、汝父入道重科ありと雖も、宥免あるの所、早く自害せしめたり、汝に封地を宛行ふ、尤忠勤を抽ずべしと命ず、祐濟拜謝して曰く、亡父已に死を以て恩を平氏に報ゆ、吾亦父の志を嗣ぐべし、速に死を賜へと、源頼朝深く其義に感ず、二年平維盛に從て篠原に戰死す、其男四郎祐光狩野宗茂に養育せらる、建久五年二月鎌倉に召され伊豆河津庄を賜ふ、曾孫朝高弘長元年五月日蓮を預かる、文永九年二月鎌倉に討死す、其孫薩摩守祐熙足利尊氏に仕へ、軍功を以て、伊東河津久須見庄を安堵す、子孫依て伊東氏と稱す、五世七郎兵衛長時尾張岩倉に移り、孫七藏長久織田氏に屬す、其子長實天正四年始めて豐臣秀吉に仕ふ後屢々軍功あり、十一年越前の地六百石を賜ふ、十八年小田原役に山中城攻の時一番乘の高名あり、秀吉薨後、石田三成の謀を德川家康に告ぐ家康之を賞す、關ヶ原平定の後豐臣秀頼に仕ふ、慶長十九年大阪籠城七番組頭たり、役後高野山に至り自殺せんとす、本多正純之を家康に告げ、關ヶ原の忠功により、赦して備中國下道郡美濃國池田郡攝津豐島郡河内高安等の地凡て一萬三百四十餘石を賜ふ、備中國下道郡岡田に治す、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（伊東系圖、系圖墓要、家譜、華族諸家傳）

○祐元——長久——長實——長昌——長治——長貞
- 長救——長丘——長詮——長寛——長裕——長綽（トシ）
- 久實

イトウコバン 伊藤小判 名義 江戸時代肥前國長崎に於て鑄造したる金貨の一種、長崎伊藤の極印あり、因て名づく 特徴 縱二寸一分五厘强、横一寸一分强、重四匁一分○長崎記に、筑前の富商伊藤小左衛門長崎五島町に住す、豪富無比、寛文七年私販に坐して罪に處せらる云々、所謂伊藤とは小左衛門のことにして自ら一の小判を鑄造せし者か（金銀圖錄、大日本貨幣史）

イトウジンサイ 伊藤仁齋 名義 名は維禎、字は原佐、初名維貞、字は原七、又源吉と改む、仁齋は號、古義堂、棠隱の別號あり、古學と私謚す 本姓 本姓長澤氏、長勝の長子 事蹟 幼より沈深競はず、十一歲の時大學の治國平天下の章を讀み嘆じて曰く、今世亦之を知る者有るかと、儒を以て一世に擅さんと志す、家素と賈を業とす、父醫術を學ばしむ仁齋從はず、年十九父と琵琶湖に遊び詩を賦す、衆人その出凡に驚く、時に李延平問答を購讀し紙爲めに敗爛す、是より思を性理の學に用ふ、一朝疾に罹り門を出でざること十年、家產爲めに傾く、幾ばくもなくして、家を弟に讓り、居を松下巷に卜し讀書す、是より先宋儒の學は孔孟の意に乖けるを疑ひ、考索多年略緒に就くを得て、始めて門戶を開きて教授す、來る者輻輳す、仁齋許氏月旦評に倣ひ人物を品評し生徒を勵ます、延寶元年書堂火災に逢ふ、仁齋唯古義一部を携へて京極大恩寺に逃る、是より先母里村氏病む事三年に及ぶ、仁齋奉養一日も懈らず、時に細川綱利の招聘ありたれども侍養人なきを以て辭して應ぜず、その生徒に教授するや主意を明にして末義を研めず、聽者啓發する所多し、名望日に隆なり、京を過ぐる者必ず來り訪ふ、其數凡三千餘人と云ふ、貞享中中津の僧道香文を仁齋に請ふ、仁齋贈るに序を以てす、其文世に流布し、元祿の季、天聽に達し、途に詔してその文を徵す、世以て榮と爲す、仁齋平生未だ曾て京師の外に出でず、性資寬厚緩和、城府を設けず、邊幅を修めず、少長となく誠を以て接す、大義の關する所如何に誘ふも動かず、常に書字

（先哲像傳所載）

を好み亂酒して樂む、まゝ和歌を賦することあり、寶永二年三月十二日死す年七十九門人亞川永樂、亞川亮、陰山元貞、荒川秀、中江一貫、中島義方、小河成章、小河成材、林義端、伊東儀、北村可昌、瀬尾維賢、松岡玄達等名あり著書心學原論、大極論、性善論、論孟古義、中庸發揮、大學定本、童子問、語孟字義、乾坤古義、春秋經傳、讀近思錄鈔等（野史、先哲像傳、先哲叢談、近代著述目錄）

イトウスケチカ　伊東祐親　名稱一に祐近に作る、河津庄を領するを以て河津二郎と稱す　系統姓は藤原、工藤家次の孫、祐家の子　事項祐家早世の後、家次は庶子祐次を嗣とし、伊東庄を與へ、また祐親に河津庄を與へて、祐次に兄事せしむ、祐親依て怨恚す、家次死後之を聽に訴ふ勝たず、會々祐次疾む、祐親往て之を問ひ、僞り悲泣す、祐次信じて子祐經を屬して冥す、祐經長じて伊東庄を食む、祐親其女及び祐經と共に京師に往て平重盛に謁し、祐經を留めて宿衛せしめ、身伊豆に歸りて、其采邑を奪ふ、祐經之を官に訴ふ、裁決各其半を領せしむ、尋で祐親、祐經の妻を奪うて、土肥實平に嫁す、祐經益々憤り、源頼朝の富士野に獵する時、家僮をして謀らしめ、遂に其子祐泰を殺せしも祐親に及ぶ能はず、初め源頼朝伊豆に謫居するや、祐親の女に通じて一兒を生む、祐親平氏を恐れ其兒を殺し合せて頼朝を圖る、頼朝因りて北條に移る、治承中頼朝兵を擧げて石橋山に敗るゝや、祐親之を追うて及ばず、後ち頼朝の兵威日に振ひ關東將士多く降附す、祐親勢窮し將に逃れて平氏に屬せんとす、途天野遠平に擒せらる、頼朝之を其女婿三浦義澄に預く、壽永中義澄の請により其罪を許す、義澄喜び祐親をして謝狀せしめんとす、祐親頑て曰く、我何顏ありてかまた頼朝を見んやと、遂に自殺す（尊卑分脈、大日本史）

イトウトウガイ　伊藤東涯　名稱名は長胤、字は源藏、東涯はその號、又愆々齋と號し、私謚して紹述先生といふ　系統仁齋の長子　事項三四歳の時、能く字を知る、長じて博學強記能く文を作る、經術に達し、行誼方正古君子の風あり、沈靜寡默恭儉謹慎、口に人の短を言はず、時に徂徠東に在り、常に東涯を排すれども東涯敢て評隲せず、修身仕へず、學を家に講じ、寒暑手から卷を釋くことなし、元文元年七月死す、年六十七、內大臣藤原常雅墓碑銘を撰び、櫛中納言藤原俊將藁額、右中將藤原英朝之を書す、世以て榮とす　門人青木敦書、穗積以貫、香川修德、垣內文徵、奧田士亨、谷鶴、原瑜、澤村維顯、安東守經、松崎堯臣、原田直、木村之漸、陶山冕、倉成冕等名あり　著書周易經翼通解、文集、詩集、復性辨、古學指要、經史博論、辨疑錄、古今學變、天命或問、聖語述、經史論苑、讀易私記、讀易圖例、周易義例、卦變考、論孟古義標註、中庸發揮標釋、大學定本釋義、語孟字義標註等（野史、先哲叢談、近代著述目錄）

イトクエン　壹德隱　名義樂の名、沙陀調十五曲中の一、古樂にて小曲、一說に新樂にて中曲とも稱す　起源沿革三島武藏の作る所、常樂會には之を奏す、舞なし（續樂志）

イトクテンワウ　懿德天皇　名稱大日本彥耜友殿　系統安寧天皇の第二皇子御母は渟名底仲媛、第四代の天皇　事項四位の後、都を大和高市郡經地に遷し曲城宮に坐す、在位三十四年にして崩ず、壽七十七、畝傷山に葬る（書紀、大日本史）

イトクウ　壹閻嬌　～　壹閻樂（イトラク）を見よ、

イトゲノクルマ　絲毛車　名義車の一種、絲にて蓋を葺きたる車をいふ、毛とは葺くことをいへり、延喜式に、絲葺車と見えたり、淺深抄に、ビロード（檳榔毛）と毛同じ物なり、檳榔を細くわりたれば、絲のやうに白くうつくしく見ゆるなり、名物の青糸毛も、このわりたる細き檳榔を、青く藍にそめたるなりといひ、絲毛と檳榔と同じもの〻如く說きたれど是れ恐らく別物なるべし　使用院、后宮、東宮、內親王、齋院、攝政關白等之を用ふ、又式部卿一分召によりて省に向ふ時、庇差の絲毛車に乘るといふ、延喜式に、凡內親王三位已上、內命婦及更衣已上、亞聽乘二絲葺、有レ庇之車、亞者二緋牛鞦一と見え、蛙抄に、后宮、中宮春宮准后は青糸毛に乘り、更衣典侍尙侍は、紫糸毛車に乘ると見えたり　構造真信公の青糸毛車に擬れば、輿、轅輪の寸法檳榔の車と同じく金銅の金物あり、前後庇に青き總あり、上葺は青き糸綢付絹糸毛の上に金銅の窠文を付け其間に唐草の文を付く、簾は西青し淺青の糸を以て竹に卷きて是を綉む練絲なり、孔雀の丸の文を綉ふ、絲は淺青の和錦棟綾の平組掴物の金物あり、裏青平絹金物あり、下簾青末濃有文の沙綉あり、孔雀唐草文所々に蝶あり、長さ七尺二寸五分、疊縁綱端京筵引立筵なし、茵東京錦、道繩、唐綾棟綾丸緒總あり、長さ一丈五尺、鞦、革皮是を帖む、其上朱塗り、杏葉十六、臥蝶十八革崎六、胸掛、同前杏葉五臥蝶五、革崎、面懸、同前、杏葉五、革崎六、榻鳩足金物總角組四の角に是を掛くる總あり、面青地錦緣四方に伏せ組あり、又永治元年齋院の用ひられし紫糸毛車に準れば、前差紫絲毛車金窠文紫糸の卷

簾（總あり）同色の頭總あり、纏鞦の中疊東京錦の茵、赤革の鞦（杏葉）棟綾組總あり　構造沿革其絲の色により、青絲毛車、紫糸毛車、赤糸毛車の名あり、牛車（ギッシャ）挿繪參看（有職抄、飾抄、奧車圖考）

イトゲノヨロヒ　絲毛鎧　名義鎧の一種、糸にてをどしたる鎧をいふ、革をどしの鎧に對していふ、毛とは毛引とて、糸をすき間もなくして毛などのならびたる如くならべてをどす故に名づく　構造沿革糸の色によりて其名を異にす、紅梅威、黃糸威、白糸威、黑糸威、赤糸威、崩黃糸威、紫糸威、紺糸威、黃櫨威、褐糸威、糸緋威、卯花威、澤瀉威、紫裳威、耳裳威、黃櫨勾、肩勾、妻勾、肩白、腰取威等極めて多し、各條に逐べたり就て見るべし（貞丈雜記、軍用記）

井ドコクワウノイン　委奴國王印　天明四年二月二十三日、筑前國那珂郡滋賀島の百姓甚兵衛、村渠を浚て一巨石の下より金印を獲たり、印方七分八厘、厚三分、蛇紐高四分重二十九錢、文に漢委奴國王とあり、是れ後漢書倭傳に、光武中元二年倭奴國奉獻朝賀、使ニ人自稱ニ大夫、倭國南極界也、光武賜以ニ印綬一とある者なり、學者是によりて說を爲すもの多し、委奴國の所在に三說あり（一）筑前國怡土郡となすもの、藤井貞幹の好古日錄に、右に擧げたる後漢書を引きて、此印筑前國怡土の郡なり、日本紀に、筑前國伊都縣主祖五十迹手あり、此印疑くは、伊都縣主使譯を通じて授る所の印にして、後漢書倭傳に、所謂使譯通ニ漢者三十許國皆稱ニ王と云者也、委奴倭奴伊覩怡土皆通音なり云々」、と見え、伴信友の中外經緯傳、菅政友氏の漢籍倭人考等皆これと同じ（二）筑前國宗像郡怡土鄉となすもの、星野恒氏は、日本國號考に於て、怡土郡（卽伊覩縣）は、筑前の西偏に面し、志賀島は中部の海中に在りて、糟屋郡の洲嘴と連接し、其方位隣隔離せり、且和名抄郡名の怡土は以止と注し、又宗像郡に怡土鄉ありて伊豆と注す、これ郡鄉同字なるも、音に清濁の別あり、彼委奴は固より濁音なれば、宗像の怡土にして、怡土郡の濁音なるものと同じからず」と云へり（三）筑前國儺縣（今の那珂郡）と爲すもの、三宅米吉氏は、漢委奴國王印考に於て、漢委奴國王の五字は、宜しく漢の委の奴の國の王と讀むべし、委は倭なり、奴の國は古への儺縣、今の那珂郡なり、後漢書なる倭奴國も、倭の奴國なり、奴國は魏志に擧げたる帶方郡より耶馬臺に至る道中にありて、古へ九州北部の大國なりしと見ゆ云々、委奴國よろしく倭のなの國と讀むべし、かくて委奴は怡土郡にもあらず、怡土鄉にもあらず、其近隣なる奴國卽儺縣なり、金印の出所、卽ち古への奴國の中なり、志賀島恐らくは、奴國王墳墓の地なりしならん」、といへり、俄に批判し得ずと雖も、三宅氏の說恐らくは信ずべきが如し、左に其印を示す、

イドジヤウ　怡土城　所在筑前國怡土郡　起源沿革雷村城址村の四に在り、石壘今尙ほ存す、孝德天皇天平勝寶八年六月始めて之を築き、太宰大貳吉備眞備專ら其事を管す、天平神護元年三月更に太宰大貳佐伯今毛人をして築怡土城專知官となし、神護景雲二年二月に至りて成る（續紀）太宰管內志に云ふ、怡土城の跡は雷村の西にあり、石壘の石今も殘れり、又雷山西谷より北に流るゝ水あり、其に大なる石樋を作り、谷水を其樋內より下す、此水樋の內よりほとばしり出るさま世にめづらし、其水の落る所筒の如くなれば、筒の瀧と云ふ、樋上に城門を立てたりと云ふ、其礎今に殘れり云々」とあり、城の壓置明ならず、

イトヅツミノユミ　絲裝弓　弓の一種、麻糸にて卷たる弓を云ふ、貞丈雜記に、糸裝（イトヅツミ）の弓と云ふは、是れも軍弓なり、弓の竹の上皮をこそげて、ふとき針ほどのふとさの麻のより糸にて、うらはずより本はず迄すきまなく卷きつめるなり、糸の下には參漆を付けてまくなり（參漆はぜしめうるしにこむぎの粉を能くおし交るなり）總體を右の如く卷きて、糸の上をぜしめうるしにてぞつとぬり、能くからしてかれたる時麻のきれなどにてぬぐひてつやをぬきて、其の上をよしのうるしにて黑くぬり、能くからして後籐を卷くなり、籐は末弭本弭にせんだん卷かぶら籐日輪卷月輪卷あるべし（せんだん卷は、十文字に籐を卷きかさぬるを云ひ、かぶら籐はせんだん卷の上の方に横に一文字に卷かさぬるを云ひ、日輪卷はせんだん卷の下に横に一文字に卷かさぬるを云ふなり、右はうらはずの方なり、本はずの方にては月輪卷と云ふ名の替る計なり、月輪卷の次せんだん卷、其の次かぶら籐なり、籐の長さ末弭は長く、本弭長く短く卷くなり、（矢すりはにぎりの上の籐なり、引目たゝきはにぎりの下の籐なり）此の外のけしやう、籐は幾所も心まかせ成るべし、五所も七所も卷くべし（けしやう籐とは、かぶら籐、せんだん卷、日りん卷、月りん卷、矢すりの籐、引目たゝきの籐の外の籐を云

ふなり、けしやうに卷く心なり)何れも藤の下には、參うるしを付けて可レ卷、藤は白し、云々」といへり、

イトドコロ　絲所　大内裡式乾門内の南にあり、東西四十丈、南北十二丈、其門東に向ふ縫殿寮の別所、五月五日藥玉等を作る所なり、延喜式に、内藏寮見諸衛府所レ獻、菖蒲及雜彩時花、寮官率二藏部等一檢收附二絲所一と見えたり(大内裡圖考證)

イトノコホリ　伊都郡　所在紀伊國　起原沿革　書紀天武天皇八年の條に伊刀郡とあり。之を初見とす、後ち伊都に改む、續紀に、桓武天皇延曆廿四年五月伊都郡あり、和名抄に、神戸(カムベ)賀美(カミ)村主(スグリ)指理(イブリ)桑原(クワハラ)等の五郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イドノコホリ　怡土郡　所在筑前國　起原沿革　書紀、伊蘇、伊都、伊觀に、古事記伊斗に作る、孝謙天皇天平勝寶八年六月始めて怡土城を築く、後ち郡となり、皆怡土に作る、和名抄に、飽田(アクタ)託杜、大野(オホノ)長野(ナガノ)雲須(クモバル)長人、石田(イシダ)海部(アマ)等の七郷あり、明治二十九年三月志摩郡と合併し、糸島郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イトハギ　絲刈　矢の羽のくきを上下共に、白き絲糸にて卷きたるを云ふ、又色糸にて卷くも差支なし、糸は多く左より右よりの糸を用ふ(真丈雜記)

イトビン　絲鬢　江戸時代に、頂の髪を剃り下げ兩方の鬢を狹く殘して結びたるをいふ、好色一代男に、ケンボウと云ふ男邊、其頃は捕手居合はやりて世の風俗も糸鬢にしてくりさげ、二つぢ懸の警上臨殘して猶下九すにたらず、染分の眼帶セカイラ

イトマキノタチ　絲卷太刀　名義　糸にて柄を卷きたる太刀をいふ、武太刀にて軍陣に之を用ふ、刀銘問答に、糸卷太刀は鞘卷の太刀なりといひ、真丈雜記には、鞘卷といふは誤りなり、又陰の太刀といふも誤りにて糸にて卷きたるものをいふといへり　構造　真丈雜記に、糸卷太刀は、柄下金襴錦等にて卷きて卷糸は平組なり、金具皆赤銅ナ、ヨ地なり、カブト、金サルデあり、サルデに緒を通す黒皮なり、ウデヌキあるべし、日貫家の紋やきつけ、鐔赤銅にて金覆輪をかけ漆鎧なり、家の紋を金にて付くるなり、鞘黒塗家の紋を付くるなり、帶取の所鞘口より二ノ足まで柄にかけたる切れをかけて、其の上を柄と同じ糸にて渡り卷をするなり、セメカネ三所帶取は、啄木又はカンガウなり、タクボクの時は帶取足間にあたる所を黒皮にて縫ひくゝむなり、芝引モ、ヨセあり、是れを糸卷の太刀と云ふ也、武太刀にて軍陣にはく太刀也」、と見えたり、

イトマブミ　暇文　宮職を辭めんことを願ふ文、辭表に同じ、

イトメ　絲目　江戸時代、駿河國にて黄金を(小絲目)畳る稱呼、一朱の四分の一に當る、又小糸目と稱するは糸目の半に相當す、小判一兩六十目銀として算せば、糸目は九分三厘七毛五絲、小糸目は四分六厘八毛七絲五忽となる、而して絲目を凡錢百文に、小糸目を五十文に當てゝ算用せり、糸目と云ふは、糸といふ字の訓なり、此藥は字書に十絲爲レ糸と云義なり(古事類苑泉貨部)

イトラク　壹團樂　名義　唐樂、壹越調廿五曲中の一、一名壹關鼓、又還宮樂と稱す、新樂にて中曲なり　起原沿革　唐の段成式が酔に、一團鼓の語あれど、未だ樂中或曲名あるを聞かざれば信しがたし、

教訓鈔、體源鈔等に依れば、大戸清上樂を作り、三島武藏舞を作りし由見えたり、初め本曲唯笛譜のみを存し、久しく師傳を失ひけるが、堀河天皇の時、源基綱が獻ぜし樂曲目錄中に此曲名ありしかば、大神基政に勅して琵琶の譜に就て横笛に寫し吹かしめしより世に傳はるに至れり(禮樂志)

イトリノモノ　射取物　射藝の一種、鳥にても獸にても、引目ツントウ四目などの類を用ひず、征矢、雁股、尖矢、鏑矢の類にて射取るを云ふ(真丈雜記)

イトワツブ　絲割符　白糸割符(シライトワツブ)を見よ、

イトワツブシユクラウ　絲割符宿老　江戸時代、割符會所の役人なり、貞享二年始めて二人を置く、元文二年一人を增し扶持米を給す、シライトワツブ」參看(白糸割符考)

イトワツブニン　絲割符人　江戸時代の生糸商人を云ふ、白糸割符(シライトワツブ)を見よ、

井ナウ　維那　僧中の内外事を司り、衆僧を總べ治むるものをいふ、又編維とも云ふ、梵漢字の熟語、維は漢語、編維の意、卽ち總ぶるなり、那は梵語、羯磨陀那の略語、譯して悅衆と云ふ、又次第とも云ふ、事の次第を知るなり、又授事と譯す、陀那は授、羯磨は事の意、衆々の雜事を以て人に指授するなりと(祖庭事苑、南海寄歸傳、譚林象器箋)

イナガキウヂ　稲垣氏(志摩鳥羽)　姓は清和源氏、六孫王經基より出づ、經基の七子滿重の子重長を祖とす、重長初め伊勢に居り小田と稱す、後ち三河八名郡の御厨より伊勢神宮に神供を送る司る、曾て屬吏を督して鑿垣を結び、田間を繞りて其稻を護せしより、村人重長を重して稻垣君と云ふ、是より

小田を改めて稻垣氏と稱す、其子重時以降數代家傳詳かならず、三百餘年を經て重勝出つ、蓋し重時の苗裔なり、三代重賢牛窪に居し、牧野氏に從て甲軍と戰て敗死す、孫長茂德川家康に從て屢々功あり、慶長六年關ヶ原の戰功を以て、七千石を上野伊勢崎に、元和二年大阪役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を越後國藤井城に移さる、六年五千石加賜、三條城に移る、前封合せて二萬五千石、慶安四年大阪城番となり、三河刈谷城に移封、承應三年三月重昭三千石を重門に分封、寛文十一年九月槃田千五百石を從父重氏に分封、元祿九年重富若年寄の功にて五千石加賜、上總國大多喜城に移封、尋で下野國烏山城に移る、享保十年十月昭賢志摩國鳥羽城に移封せられ、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○源經基——滿重——重長——重時(以下數代系欠ク)

重勝——政重——重安——重賢——重宗——長茂

重綱——重昌——重昭——重富——昭賢——昭史

長以——長守——長剛——長明——長行——長敬

イナガキウヂ　稲垣氏(近江山上)　長茂の二男重大、元知元年大阪の役の功を以て四百石を上總國に賜はる、三年二千五百石加賜、寛永十二年三千石加賜、延寶四年重定二千石加賜、書院番に補せられ、叙爵安藝守と稱す、貞享二年若年寄と爲り五千石加賜、封を近江國に移され、山上に治む、前封合せて一萬三千三百石、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し、子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○重大——重定——重勝——定享——定計——定淳

定成——太篤——太清——太祥

イナガケシゲホ　稲懸茂穂　本居大平(モトヰオホヒラ)を見よ、

イナカヘジ　否不替　窪の名器の名、昔唐賈此器を齎し來る時、米千石を以て之を購はんとする者あり、賈いはく、否我不レ易と故に此名ありといふ、(歌舞品目)

井ナカマ　田舍間　屋敷地の歩數の定の稱呼、京目に對して方六尺を云ふ、京間(キヤウマ)に對しての稱、「キヤウマ」を見よ、

井ナカメ　田舍目　斤量の稱呼、京目に對しての稱、「キヤウメ」を見よ、

イナギ　稲置　名稱　イラキなりといふ、「イラ」は「イロ」、「イリ」と活きて親む義、伊良女、伊良郎といふ例なり、キは君にて、美稱なりと、又稻寸とも書す、キは「オキ」のオを省きしもの、稻を積み置く所なるを以て名づく、卽ち屯倉をいふ、倭訓栞に云、古へ公田の御倉なるにや、又邑長の號にて、後には姓にも所の名にも呼べりと、栗田寛云、屯倉の司にて、其事に預るを以て其長官を稻君といひしを、字にあてて稻置と書せしにて、美稱の意にあらずといへり　構造　書紀集解には、木を聯れ稻を積て柵となすとあり、卽ち稻を家の周圍に積み重ねて、矢防に備へたるものなり、姓序考に、粟苞を積重、厚く埴土を塗りて垣の如くせしものならんとは、少く附會説に近し　起原沿革　書紀垂仁天皇五年十一月の條に、皇后の兄狹穗彦不規か謀り發覺して八綱田をして攻めしむ、時に狹穗彦稻置を作りて防戰すとあり、是れ史に見えたる始めなり、雄略天皇十四年四月、根使主日根に稻城を作り、崇峻天皇二年七月、物部守屋大連稻城を造り之に仍るなどありて後世此稱なし(古事記、書紀)

イナサノコホリ　引佐郡　所在　遠江國　起原沿革　延喜式に始めて見ゆ、爾後變更なし、明治二十九年に至り、鹿玉の全郡、及び敷智郡の一部を合併す(郡名異同一覽、法令全書)

イナシロノジンジヤ　稲代神社　所在　大和國高市郡、今の常門村　祭神　豐受姫命　沿革　平

表と爲せり　天武天皇十二年八色の姓を定めし時、第八に稻置あるは職によりて戶に名付けられしなり(職官志、古事記傳、農政座右、氏族考)

イナギ　稲城　考證　上代の城(一)賀茂置淵に稻城とは、凡て稻を納め置く、城は垣をも固くし、溝を堀廻しなどして盜など入がたく、殊に固く構ふる物なる故に、其の稻藏に城の如くに、固く構へたるを云ふなり」、と云ひ(二)古事記傳に、必しも全く稻を藏る城の制にあらねども、只だ固く作れるを此如稱ならへりしなり」と云ひ(三)稻城築造考に、上古軍事の急あるに當りて、咄嗟の間に稻を多く家宅の周圍に積み重ねて垣となして敵の矢石を防ぐ要害としたるものなり、稻城とは、卽稻垣(イナガキ)の約言にて、稻圍の義なるべし、云々」といへり、第三説は從ふべきに似たり　構造　書紀集解には、木を聯れ稻を積て柵となすとあり、卽ち稻を家の周圍に積み重ねて、矢防に備へたるものなり、姓序考に、粟苞を積重、厚く埴土を塗りて垣の如くせしものならんとは、少く附會説に近し　起原沿革　書紀垂仁天皇五年十一月の條に、皇后の兄狹穗彦不規か謀り發覺して八綱田をして攻めしむ、時に狹穗彦稻置を作りて防戰すとあり、是れ史に見えたる始めなり、雄略天皇十四年四月、根使主日根に稻城を作り、崇峻天皇二年七月、物部守屋大連稻城を造り之に仍るなどありて後世此稱なし(古事記、書紀)

イナサノコホリ　引佐郡　所在　遠江國　起原沿革　延喜式に始めて見ゆ、爾後變更なし、明治二十九年に至り、鹿玉の全郡、及び敷智郡の一部を合併す(郡名異同一覽、法令全書)

イナシロノジンジヤ　稲代神社　所在　大和國高市郡、今の常門村　祭神　豐受姫命　沿革　平

城天皇大同元年大和地一戸を神封とし、淸和天皇貞觀元年正月從五位を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、所年月次新嘗の案上官幣に預る、凡九月十五日を以て例祭とす（神祇志料）

イナタダツグ　伊奈忠次　名稱 忠政とも書す　初め熊藏と名づく、備前守と稱す　系統 姓は源氏、滿快の曾孫爲公信濃國伊奈に住す、仍て氏と爲す、後世常基に至り三河國小島に移り德川廣忠に仕ふ、常基忠家を產む、忠家は忠次の父なり　事蹟 大正十八年豐臣秀吉、北條氏を征するや忠次家康に隨て富士川渡橋の事を司り功あり、北條氏亡びて後秀吉關東十萬石を家康に與ふ、家康忠次に命じ之を計算せしむ、忠次日ならずして能く之を處置す、家康賞して參河武藏の地一萬石を賜ひ、八州の貢稅を掌らしめ市川松戸房州三關の吏に補す、關東代官の始めなり、慶長五年功を賞し從五位下に叙し備前守に任ず、忠次關八州を巡檢し、田畝の界を正し、水路の便を計り、開墾收穫殆ど倍蓰す、世に忠次の檢地を稱して備前檢地と云ふ、其正しきを稱してなり、慶長十五年六月十三日卒す、年五十七、鴻巢勝願寺側に葬る（續尻、諸士略傳、事實文編）

イナタノジンジャ　稻田神社　所在 常陸國新治郡、今の茨城郡稻田村　系統 素盞嗚尊の妻奇稻田姬命を祀る、蓋し新治國造の祀る所也　沿革 醍醐天皇延喜の制、名神大社に預らしむ、後宇多天皇弘安二年神田凡十七町あり、毎年正月十五日、十一月中酉日を以て祭を行ふ（神祇志料）

イナヅマビシノモン　稻妻菱紋　紋所の名、稻妻の形を四角にして渦卷のまきたるさまに畫きたるものを稻妻の紋といふ、それを菱形になしたるを稻妻菱の紋といふ、山科、若王寺、松浦の諸氏之を用ふ、丸に稻妻菱を畫きたるものは、備中岡田の伊東氏用ふ（華族諸家傳、諸家紋鑑）

イナトミリウ　稻富流　稻富一夢直家の開きし砲術の一派、一夢流ともいふ、初め佐々木庄荷次郎といふもの入唐して砲術を學び、歸朝の後、稻富直時に傳ふ、直時の孫直家に至り、祖父傳來の祕術に加ふるに、自己の創意を以てし、研究苦心の末遂に一派を開きたり○直家は直秀の嫡子、伊賀守と稱し、入道して一夢齋と號す、細川忠興の家臣なり、慶長五年忠興の夫人に從うて大阪にありしが、石田三成が夫人を奪ひて人質にせんとするに及び、夫人は火を放ちて自盡し、家臣皆之に殉せしと雖も、直家獨り脫走して身を全くせしが故に、忠興大に怒りてこれを殺さんとす、直家卽ち井伊直政、德川忠吉等のもとに隱れしが、德川家康其技を惜み、忠興に諭して罪を宥さしめ、慶長十五年駿府城に召してこれを學ぶ、後ち尾張義直に仕へ子孫累世その家臣となる、十六年二月駿府に於て卒す（寬政重修諸家譜、武德編年集成、寬永諸家系圖傳、細川家記、武術流祖錄）

イナノコホリ　伊那郡　沿革 稱德天皇神護景雲二年六月始めて見ゆ、蓋し古の諏訪國の一部なり、和名抄に、輔衆、伴野（トモノ）、麻績（チミ）福智（フクチ）小村（チムラ）等の五郷あり、中世木曾郡と稱す、元祿の頃伊奈に作り、天保郷帳舊に復し、明治初年郡區編制の際上下に分ち二郡とす（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イナノミノウラベ　稻實卜部　大嘗會の時、悠紀の國へ遣はさるゝ卜部をいふ、大嘗會式に、八月上旬、中臣官差、宮主一人、卜部三人、發遣、「開國各二人、其一人號二稻實卜部一」と見えたり、

イナノミノキミ　稻實公　大嘗會の時の司の名、大嘗會式に、稻實公一人」、また拔穗者、卜部率二國郡司以下及雜色人等一、臨二田拔一之、先造酒兒、次稻實公、云々」と見えたり、

イナノミノヤ　稻實屋　大嘗會の時、神に供する稻を納め置く所、稻實院、稻實殿ともいふ、神祇官八神殿の傍に、臨時卜定して之を築く、其構造等は、貞觀儀式に、八神殿の南少東、高萱御倉一宇、其東橫三間、稻實殿一宇（北戸長二丈四尺、廣一丈二尺）云々、葺二蔀以二青草一、亦用二草一」、又、悠紀內院（主基內院倣之）、次始作二內院雜屋一云々、北掖、高萱片葺御倉一宇、其西橫三間稻實殿一宇（南戸長二丈四尺、廣一丈二尺、柱高八尺）云々、御贄屋者、構二黑木一用二萱葺一之、以二柴蔀一之、編二板爲一扉、稻實殿亦如之」と見え、延喜式に、其齋場者、分爲二內外兩院一、以二柴爲一籬、編二木爲一門、內院所造、八神殿一宇、稻實屋一宇（長二丈、廣八丈）とあるに因り、其一斑を窺ふに足るべし、

イナバイツテツ　稻葉一鐵　稻葉真通（イナバサダミチ）を見よ、

イナバウチ　稻葉氏（豐後臼杵）　姓は越智氏、河野通直より出づ、通直の六男通貞伊豫に生る、僧となり安藝安國寺に居す、河野氏の絕えんことを憤り、還俗して美濃國に至り土岐氏に屬す、時に厚見郡稻葉神社に祈り靈夢に感じて稻葉と改め、姓を藤原に易へ、池田郡白髮城に居す、後ち安八郡曾根村に築き居住す、三代貞通一鐵と號す、織田豐臣二氏に仕へて功あり、其子貞通德川家康に從ひ、慶長五年關ヶ原の役に功あり、豐後臼杵城主五萬石に封ぜらる、世々豐後に居し明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○通貞——通則——長通——一編天（貞通）——貞通——典通
- 一通——信通——景通——恒通——蕭通——泰通
- 弘通——雍通——尊通——幾通——覲通——久通
- 順通

イナバウチ　稻葉氏（山城淀）　姓は越智、舊林氏と稱す、越智玉澄二十六世河野通有より出づ、通有の第三子通種始めて拜志氏と稱す（後林と改む）世々伊豫國に居す、通種の子通任伊豫を去て美濃に居す、六世政長政秀を生む、其子政成（もと通政、又通成）稻葉一鐵の子重通の壻となる、是より稻葉氏を稱す、政成豐臣秀吉に仕へ五萬石に封ぜらる、後ち德川家康に仕へて功あり、寬永四年下野眞岡二萬石を賜ふ、其子正勝老中となり功あり、九年相模小田原四萬五千石加封、合せて八萬五千石を食む、正通の時漸次加封十四萬石に達す、元祿十四年正通、下總佐倉に移封、享保八年五月正知山城淀に移封、爾來世襲し明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、德川加除封錄、華族譜）

○政成——正勝——正則——正通——正知——正任
- 正恒——正親——正益——正弘——正誠——正備

- 正發——正守——正誼——正邦——正繩

イナバウチ　稻葉氏（安房館山）　稻葉正通の二男正貞、天和元年宗家正親三千石を分與す、明和六年正明側衆に補せられ、二千石を安房國に加賜せらる、天明五年遂に加封一萬四千石を領し、館山に治す、翌年三千石を削らる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜）

○正貞——正方——正福——正明——正武——正盛
- 正巳——正善

イナバサダミチ　稻葉真通　名稱 或長髮して一鐵似齋と號す、法名清光院、或は云ふ名は通以、字は六郎　系統 美濃の人、通則の季子　事蹟 幼にして僧となる、長ずるに及び、還俗して真通といふ、真通豪强、勇武絕倫、曾根城に居り、岐禮清水に移り、伊豫守と稱す、氏家安藤二氏と共に西美濃三人衆と稱せらる、初め齋藤氏に屬し永祿七年織田信長に歸す、元龜元年五月信長歸國の際土寇その路を遮る時に真通父子兵を森山に屯せしが、變を聞て馳せ來り擊つて之を破り、首を得ること一千二百餘級に及ぶ、六月信長德川家康と共に淺井朝倉氏と姉川に戰ふや、真通軍に從ひて奮戰し、長政の軍遂に潰ゆ、信長其功を賞し諱字を賜ふ因て長通と改む、天正元年七月信長將軍足利義昭を宇治に攻む、長通父子先登して之を拔く、八月長通朝倉義景を殺し、首を信長に獻ず、三年剃髮入道して一鐵似齋と稱す、信長卒するの後、豐臣秀吉に屬し、十三年三位法印に叙せらる、十六年十一月卒す、年七十三、信長曾て「一鐵武勇にして後患あらん」ことを慮り茶室に誘ひて將に殺さんとす、一鐵室に入る、三士ありて接伴し、一鐵に勸めて軸畫の贊を讀ましむ、一鐵文才あり、卽ち誦し擧る、伴士其意を問ふ、一鐵齋に說解す、信長壁を隔てゝ之を聞き、其雅情に感じ、遂に殺意を止め、一鐵に謝したりといふ（野史）

（貞通花押）

京都隣華院所藏（史料編纂掛蒐集）

イナバゼニ　因幡錢　錢貨の一種、延享元年因幡國鳥取にて鑄造する所のもの（新寬永錢譜）

イナバノクニ　因幡國　沿革 東は但馬、西は伯耆、南は播磨美作、北は海、東西凡十二里餘、南北凡十二里十八町餘、山陰道に屬す　形勢 瀕海一帶平沙萬回、港灣少なく、船舶碇泊の便に乏し、東南山嶽疊疊播磨美作に連り、中央沿河の地稍平濶なり　沿革 古事記傳に、記に此大國主神之兄弟八十神坐云々、其八十神各有欲レ婚二稻羽之八上比賣一之心」とある稻羽は、因幡國なり、彼國法美郡に稻羽郷あれば、是より出たる國名なるべし、名義は稻葉よりや出けむ」といへり、始めて雄略天皇紀に見ゆ、古へ國府は法美郡にあり、（今稻葉郷宮下村）建武中興の時伯耆守名和長年守護を兼ね、延元元年王事に死す、興國元年足利尊氏山名時氏を本國及び伯耆の守護とす、正平八年時氏歸順し、遂で復足利義詮に降り守護たる故の如し、三千氏冬に傳ふ、嘉吉三年氏冬の孫熙貴赤松の亂に死して嗣無し、宗家持豐の三子勝豐後を承け、高草郡布施城に治す、天文中其曾孫誠通鳥取に築て之に移る、既にして宗家祐豐（持豐の玄孫）と

隙を生じ兵を交へて敗死す、子幼なるを以て家臣和を祐豐に納る、祐豐弟豐定を遣はして國を監せしめ布施城に居る、豐定卒して子豐數代り立つ、永祿中家臣武田高信鳥取城に據て叛く、豐數之を伐つ克たず、元龜二年豐數卒し弟豐國立つ、天正二年尼子勝久と共に高信を誅す既にして毛利氏來り攻め、豐國出て秀吉に投ず（山名氏十二世凡二百六十一年豐國後德川氏に仕へ邑を但馬村岡に受く）其遺臣、毛利氏の將吉川經家を奉じて城守す、九年秀吉之を陷いれ悉く本國を定め、明年宮部繼潤を鳥取に（五萬石明年封を加へて二十萬石となす）龜井茲矩を鹿野に（一萬三千石）封す、慶長五年德川氏繼潤の子定行を陸奥に謫し、池田長吉を鳥取に（六萬五千石）山崎家盛を若櫻に（八東郡三萬五千石）封す、元和三年鳥取へ池田長幸（山崎家治）鹿野（龜井政矩）三藩を他國に徙して、池田光政を本國及び伯耆に封じ（三十二萬石）鳥取に治す、寛永中備前に徙り、其從弟光仲代て封を二國に受け、子仲澄清定を分封し凡て三藩、明治維新支封二藩を稱して鹿奴（舊鹿野）若櫻と云ふ、既にして改めて鹿奴と云ふ之を廢して鳥取に併す、

參考 古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書）

			六國史	延喜式	拾芥抄	古圖元祿帳（ヲ）寛知集（ヲ）天保郷帳（テ）	郡名考（ヲ）帳（ヲ）地誌提要郡區編制	明治沿革新郡區編制	
		巨濃	倭名鈔	巨濃石井	石井岩井	井岩井	岩井	岩井	岩美
邑美	法美								
同	法味								
上邑美	法美								
邑美	同								
同	同								

イナバヤマジヤウ 高草 同 高草 同 高草 同

物といふ【儀式】馬上畜目の矢を用ひ、犬を追射す、馬場は、弓杖七十杖四方、大小縄あり俱に繞らしむ輪狀を成す、小縄は馬場の正面に在り、徑弓杖一杖、大縄は其外に在り、長二十一尋(畢に縄と云ふは大縄を指す)其周圍に砂を敷く、是を鏑際(ケヅリギハ)と云ふ、射手は之に馬を乘入れ、縄に向ひて矢を注ぐ、時に犬放の者小縄の内に犬を入れ、檢見の報を待ちて犬を放つ、射法は、犬の小縄内より出て、將に縄を越えんとして、未だ越え訖らざる際に於て爲すを正式とす、されども矢所には賞と不賞とあり、矢所とは、犬に射中したる所を云ふ、之に弓手、押突(オシモヂリ)馬手、馬手切等の數稱あり、賞すべき所なければ、更に犬を鏑際の外に追ひて之を射る、是を外の犬と云ふ○犬は白犬にて百五十疋なり、其犬をかくには、藤又は縄にて筒をはめて縄を食切られぬ樣にす、二尋許を二に折りて折目を犬の首にかけて男結にし、寛に結ぶなり、是を首縄或は首玉とも云ふ、名所(ナドコロ)は、頭を物がしら、兩目の間の上を「ミケム」、背を「タカセナカ」、腹を「ミナシハラ」、尻を「ホソヂリ」後足の節を「カラスガシラ」或「ハリズネ」とも云ふ、又犬の頭足ほそ尾をば射ぬ法なり、【職員】射手、檢見、喚次、幣振、日記付、鬮振、犬放、河原者等あり、射手は上手中手下手に分つ、檢見は、射手の射樣優劣を定めて取捨を決す、尤重職とす、喚次は、檢見の告を得て其名を唱へ、日記付に報ず、幣振は喚次の聲に從ひ、幣を振りて日記付に知らす(幣を再拜と云ふ)日記付は、射手の姓名、及び射中の數卽ち矢數を錄す、鬮振は鬮を振りて射手に授けて次序を定む、河原者は、二百人各犬を牽き、及び雜事に從事す、犬放一人、又犬數は百五十匹、一度は十匹にて犬追物は十五遍なり、其白腦犬追物の一般なり、然通の追物も大同小異にて、鬮に代ふるに矢を以て す、之を矢代と云ふ【地名】牛追物に起因せりと云ふ、最初の所見は後堀河天皇寛喜元年とす(或は神功皇后三韓征服の時とし、源頼朝の時とし、或は寶朝將軍の時始まると云へど、共に確ならず)爾來盛に行はれしが、應仁の亂後中絶す、元和八年島津忠久之を再興して後世に行はる、詳しくは圖に就て參看(犬追物圖說、古事類苑武技部)

イヌガマ　犬鎌　犬追物の犬の首縄を切て放つ時に用ふる鎌を云ふ、犬放の人此鎌を腰にさして犬を引す(居て、內檢見の命によりて切放つなり(犬追物圖說)

イヌカミノコホリ　犬上郡　【所屬】近江國【地名】【原語】【出典】延喜式に始めて見ゆ、萬葉集狗上に作る、古へ犬上縣の地にて、景行天皇五十一年の紀に、犬上君あり、姓氏錄犬上朝臣、犬上縣主を載す、和名抄に、神戸(カムベ)田可(タカ)沼波、高宮(タカミヤ)澤田(アナタ)青根(アチネ)驛家の十一鄕あり、扶桑略記、白河天皇承暦三年三月の條に、犬上西郡あれば、當時東西兩郡に分れたりしを知るに足らん、寛和頃より舊に復し後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イヌガリ　犬狩　中古禁中にて犬を狩するを云ふ、藏人仰を承りて下知す、所衆瀧口弓箭を帶して所々に待居て犬を射るなり、所衆樣下に入て狩出す、犬狩を行ふには諸門を閉づ、物忌の時尤便ありと云ふ、鎌倉時代には召籠にて、衛士取夫樣下に入り狩出す、犬追物は是より出でしとも云ふ(禁祕御抄)

イヌクバウ　犬公方　德川五代將軍綱吉を いふ、初め將軍嗣子を養ひてより子なし、護持院の僧隆光曰く、是れ殺生の報なり、嗣を求めんとせば生物を愛し、殺生を禁ずべし、今將軍に成長なれば宜

く狗を愛すべしと、玆に於て綱吉天下に令して殺生を嚴禁し、特に犬を保護せしむ、因て此名あり○綱吉隆光の言を聞き、殺生の禁を立て狗を愛するの令を下す、狗狗狂犬と雖も之を杖つことを得ず、狗を傷ふて死する者、狗を殺して梟せらるゝ者あり、若し病狗あらば隣伍相互に告げ醫を延ひて治せしむ、又狗の子を生むあらば則ち官に告げ隣里更に之を守る、狗臥して路に當るあらば行人皆之を避く、凡そ殺生と狗を愛せざるとに因り刑せらるゝ者幾人なるを知らず、且つ刑せらるゝ者其身にのみ止まらず、他に及ぶものありて民の疾苦すること甚だし、後ち將軍狗衆くして殺傷止まらざるを患へ、城西三十里中野の地に一里四方の小屋を造り悉く都下の狗を聚めて之に移し、狗監一人、吏二人、狗奴數十人を置き養はしむ、狗一頭の糧一人半日の食を與ふ、其數凡そ數千頭、群狗相鬪し日夜吠聲數里に聞ゆといふ、「トクガハツナヨシ」參看(三王外記)

イヌクヒ　鬪犬　犬をくひ合する遊技を云ふ、增鏡に、相模守高時と云ふは(中略)朝夕好むことゝて犬くひ田樂などをぞ愛しける」、又太平記に、相模入道かゝる妖怪にも驚かず、益々奇物を愛することゝ止時なし、有時庭前に犬共集りて咬合ひけるを見て、此禪門(高時)面白の事に思て是を愛する事骨髓に入れり、則諸國へ相觸て或は正稅官物に募て犬を尋れ、或は權門高家に仰て、是を求めける間、國々の守護國司所々の一族大名、十疋二十疋飼立て鎌倉へ引進らす、肉に飽錦を衣たる奇犬、鎌倉中に充滿して四五千匹に及べり、月に十二度犬合(イヌアハセ)の日と定られしかば一族大名、膝を屈して見物す、時に兩陣の犬共を一二百匹づゝ放し合たりければ、入道へ進合て、上になり、下に成稅合(ナハセ)犬を勝かし、地を動かす(中略)云

々」と見えたり、

イヌノコ　犬子　小兒のおびゆる時行ふ陰陽家の呪術をいふ、小兒を抱きて夜中他行する時、紅脂を以て小兒の額に、犬と云ふ字を書けば狐狸の類小兒をおびやかす事なしと云ふ、イノコと云ふは、印の子の義にて、祇園に詣るに兒に厄祓寶珠の印を捺す是なり、又一說に、犬の來の義にて、犬來て邪を防ぎ正を守らしむるの呪ひなりとて、小兒の額に犬字を臙脂にて書くなりとも云へり、昔時は「アヤツコウド」とも云ふ、大府記に、康和五年八月二十七日、東宮遷ヲ御高松第ニ戌四刻御出、宗通卿御願奉レ書ニ犬字一、先日女房奉仕、爲房卿ノ子息顯隆卿日記には戌刻行啓、依レ可レ奉ニ書阿也都古人一事、以レ予爲ニ御使一被ニ申說一、とあり、又山城祇園社の守札も、イノコと云ふ、緒を以て小兒額に犬の字を印せしものと云ふ、一社祕訣の義ありと云ふ(眞丈雜記)

イヌバシリ　犬走　築地の外なる溝と築地との間に在る狹き空地をいふ、犬行(ケン)とも云ふ、廣さ五尺を定制とす、新六帖に、信實、崩れそふやぶれついちの犬はしり、ふまへどころもなき我が身かな」、保元物語に、犬ばしりに出でゝたゝかふなどあるも、御所の犬走を云ふなり、後世は城郭の墻にのみ其制遺れり(家屋雜考)

イヌハナシ　犬放　犬追物の時の役名、犬鎌にて犬の首縄を切て犬を放すことを掌る、多くは河原者なるが、將軍自ら行ふ時には、雜色、これを放つ、犬放は一人宛とす、常に河原者二百人計ありて、百五十人には百五十疋の犬を付け置き、五十人には縄際の掃除、竹垣戸の開閉、其外諸事に使ふ(射鏡、犬追物之式)

イヌハリコ　犬張子　犬の形せる箱をいふ、「イヌバコ」ともいふ、產屋に用ひ小兒の傍に置く、魔を退くる爲めなりといふ、眞丈雜記に云、小兒誕生の時、犬箱を作りて小兒のそばに置く事、犬の性は正直にして魔障を退る物なり、之に依て犬の形を作りて置くなり、禁裏にて紫宸殿清涼殿といふ御殿の御帳臺の中に狛犬を作り置かる、又は几帳の傍にも狛犬を置かる、御簾几帳のかたびらを風に吹き散らさせまじき爲のおさへに用ふる也、榮花物語に、几帳の中のこまいぬの目の光といふ事あり、又源氏物語枕草子にもあり、天子卽位の時承明門の左右に銅の狛犬を置かるゝなり、是皆魔を退るの意にて置かるゝ也、その用は門の扉を風にあほちせまじき爲のおさへにする也、犬ばりこを小兒の傍におくも狛犬の心なり(小兒の夢におそれてなく時、犬の子〳〵といひてまじなうも右の心なり)又婦人養草に、產衣をまづ此箱にきせ、初て其後子に著する、箱の內へは守り札、又は產舍にて用る白粉卷紙、または眉掃などを入るなり、此張子は、奈良の法華寺といふ尼寺より天下へ出すなり」といへり、

イヌヒキバウシ　犬牽帽子　犬飼の人々の冠ぶる帽子、安齋隨筆に、鷹飼綿帽子を著る事西宮記江家次第等に見えたり、犬牽帽子は、定家卿鷹三百首に、狩人のおそろしげにも見えつるは、ふるき松波しつるはゝきに」註にいふ、犬飼のぼうしを松波ぼうしと云ふなり、但しこしらへは不定物なりとなり、不レ知可レ尋とあり、犬牽帽子の體は、榮花物語の繪に見えたり、別の古畫にも見えたり」、といへり、

イヌビト　犬人　神代紀に、吾子孫八十連屬恒當爲ニ汝佩人一云ニ狗人(ワサビト)一」を見よ、

イヌフセギ　犬防　【名義】佛壇の前に立つる

ひくき格子、今日寺院に於て結果と稱せる、佛堂の內陣と拜殿とを境する三尺許の格子に、土居ありていづくにも立て置かれ得る樣に作りたるもの、犬防といひならへり【語源】もと寢殿の階前に立て、犬などの濫に上らぬ樣に爲せし埒(ラチ)をいひしが、中古に至り佛前の格子をいふことゝなれり、枕草子に、犬ふせきの中をみいれたる心地いみじくたふとく」、又更科日記に、清水にゐてこもりたる云々、御帳の方のいぬふせぎの內に」其他、大鏡宇治拾遺等の草子物語に見えたる所に據れば、皆佛前の格子となせり、其何故に之を稱するに至れるやは詳かならざれども、其形の同じきより呼び慣れたるものならんか○榮花物語に、犬防のさまを記して御前の方の犬防は、金の漆のやうに塗りて、ちがひめ毎に螺鈿の花形をすゑて、色々の玉を入れて、かみには、むら濃の組して綱を結ばせ給へり」と云へり(松屋筆記、大內裡圖考證、宮殿調度圖解)

イヌフチ　犬扶持　江戸時代に於て、江戸町人に課したる稅の一種、犬を飼養用の米を納めしむるをいふ、德川五代將軍綱吉、晚年迷信に陷りて、犬を飼養せし時其費用として、これを課したり、元祿九年五月より寶永六年正月まで上納す、每町玄米五斗六升宛の割合なる由にて、町々にては臨時の町入用として支出せしなるべし(江戸町課役)

イヌマネギ　犬招　小さき刀の小尻に穴をあけ、革を下緒ほどに細くたちてそのあなへ引通し、下緒の如く結び、結び餘りを三寸殘して切て下げ置くものをいふ、鞘卷(サヤマキ)參看、

イヌマル　犬丸　白河天皇御物の箙內名(樂家錄)

イヌヤマジヤウ　犬山城(乾山、乾峰)

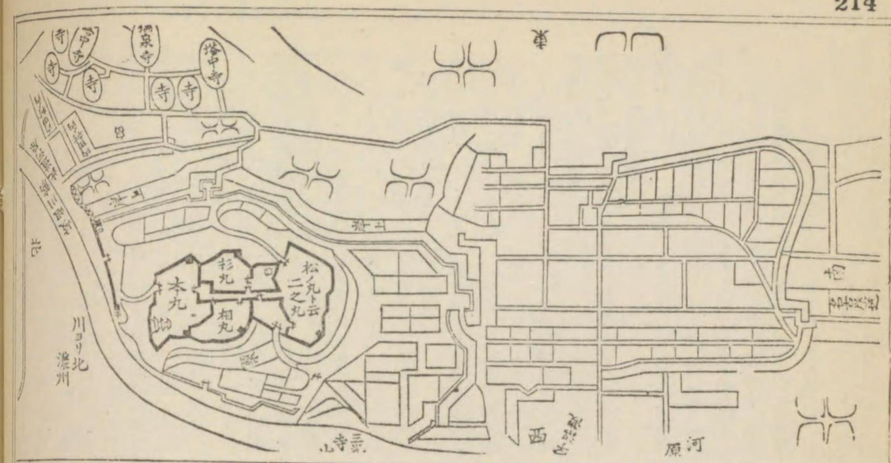

所在 尾張國丹波郡の北邊犬山村 **起源** 尾張人物志に、天文中斯波元勳始めてこれを築くといひ、尾陽候記亦同説なり、鑞尻に、犬山は中世以來妙法院門主の領なりしが、永享の末より斯波氏主領して家臣織田氏領之斯波元勳始て築城云々」とあるは從うべきに似たり、織田廣近始めて居城す、一説に延德の頃木の下村に築き、天文の頃三狐地に移す、又一説に小口村城を三狐地に移す、又慶長の頃乾山の城を白山に移すと云へり **沿革** 廣近以來、敏定、敏信、信安、信康、信清相繼て居住す、其後柘植與一城代となる、元龜の初、織田信長池田信輝に賜ふ、後ち信長末子信房之に據る、天正中織田信雄、中川定成を城主となす、其後池田信輝、加藤泰景、武田清利、土方雄久、長尾吉房、三好秀俊等相繼て城主たり、尋で石川光吉、豐臣秀吉に仕へて十二萬石に犬山城に封ぜられしが、慶長五年石田三成に黨して敗北す、慶長五年德川忠吉領し、小笠原吉次を二萬七千石に當城に封す、慶長十二年下總佐倉に移り、平岩親吉九萬石に封ぜらる、十六年封除ぜられ、十九年以後城代となる、元和三年成瀬隼人正正成三萬石に封ぜられて此城に治す、爾後子孫相繼て明治維新に至る（主圖合結記、尾張志、明治政覽）

イヌヤマ・ジヤウ　戌山城 **所在** 越前國大野郡犬山村の南 **起源沿革** 曆應元年新田氏の敗後、足利高經の五子斯波義重始めてこれを築き居城とす、三代義敏の時、此城を去り、子福氏代て居す、寛政五年朝倉敏景此城を奪ひ、弟經景を置く、天正三年織田信長越前國を平定せし後、金森長近に此城を賜ひ、移して龜山に築かしむ、大野城と稱す、うすホノヲヤウ見えたる古今類聚邑前國誌）

イヌヤマヤキ

大山燒　尾張國丹波郡犬山村に於て製造する所の陶器を云ふ、一に丸山と名づく、其地犬山城邊にあるを以て此名あり、文政年間始めて支那製の吳須及び赤色の描畫を模造し、又本邦乾山燒の風を摸す、今に至て仍然り（工藝志料）

イネツキウタ　稻春歌　大嘗會の時、神に供ふる稻を春く時にうたふ歌をいふ、悠紀主基の地名をよめり、新古今集に、大嘗會悠紀歌奉りけるに稻春歌、俊成、あふみのやさかたの稻をかけつみて道ある御代のはじめにぞつく」、と見えたり、

イネンガウ　巽年號　私年號（シネンガウ）を見よ、

イノウチウケイ　伊能忠敬 **名號** 字は子齊、東河と號し、三郎右衛門又は勘解由と稱す **系統** 神保貞恒の第三子、上總國武射郡小堤村に生る、後ち出でゝ伊能長由に養はれ、其家を繼ぐ **事蹟** 伊能氏は下總國香取郡佐原村の豪族たり、長由の時に至り、家産頗る衰ふ、忠敬嗣となるに及び、儉素を守り、奢侈を去り、朝夕黽勉し、やゝ産を復す、天明三年及び六年、兩度の關東大饑饉に際しては、私儲を開きて國里に賑貸し、近旁の村落亦その惠に與かる者多し、忠敬早くより星曆の學を好み、深奥を極むるに意ありしが、家道いまだ復せざるを以て因循すること數年、寛政六年決然として産を子景敬に委ね、江戸に來りて高橋作左衛門至時の門に入り、西洋曆法を學び發明する處多く、殊に測量の術に精通す、尋で幕命により、寛政十二年閏四月、北陸道及び蝦夷地方、東南の沿岸、享和元年三月、伊豆、相模、二總、常陸、陸奥、同六月、三越、佐渡、能登、駿河、遠江、三河尾張の海岸を測量し、文化元年地方各圖を集めて進呈す、九年賞として廩米を賜ひ、還でゝ敬手となし、日官に屬す、既にして又命を受し山陽、山陰、

西海、南海の四道、壹岐、對馬、十二年には伊豆七島及び箱根湖を測量し、尋で又江戸市内を測量し、十四年府内の圖成りて進呈す、後ち又命ありて、寓内輿地全圖、及び度數譜行程記を修定せり、文政四年九月卒、年七十七、下谷清島町源空寺に葬る、資性朴直精力人に過ぐ、明治十六年二月正四位を贈らる、**著書** 國郡畫夜時刻對數表、紀源術同用法、求割圓八線法、割圓八線表、記源法、地球測量術問答（墓碑、伊能忠敬傳）

井ノウヘウヂ　井上氏　姓は清和源氏、鎮守府將軍源頼信の三男頼秀より出づ、頼秀の子滿實、信濃國高井郡井上に住し井上三郎大夫と號す、子孫依て井上と稱す（系圖纂要）

○頼秀—滿實—光平—光長—清長—忠長
　　└經長—長基—長實—長敎—直國
　　└直正—正實—正眞—正長—正直—正行
　　└清之—之正—之房—庸名—康尾
　　└正信—正俊—正繼

井ノウヘウヂ　井上氏（上總鶴舞）　姓は清和源氏清秀より出づ、清秀實は安倍倉橋麿の後裔、參河の住人安倍定吉の子なり、清秀の母定吉に嫁し懷姙の後ち井上清宗（清宗は滿實より十八世の裔に當る）に嫁して男子を生む、即ち清秀なり、其子正就德川家に仕へて功あり、元和三年側用人となり一萬石を加賜す、九年十二月老中に補し、三萬五千石に遠江横須賀城に封ぜらる、正利の時正保二年六月常陸笠間城に移封、元祿五年六月正任美濃郡上城に治し、十年六月正峯丹波龜山城に移され、十五年三千石加賜常陸下館城に移さる、尋で笠間城に移る、享保三年三月一萬石加賜、前封合せて五萬三千石となる、四年三月正經陸奥平城に、寶曆六年十二月遠江濱松城に移封、文化十四年九月正甫陸奥棚倉城に、天保七年三月正春上野館林城に、弘化二年十一月遠江濱松城に移封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至り、上總鶴舞に移り六萬石を食み、華族に列し、子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○清秀—正就—正利—正任—正岑—正之
　　└正定—正甫—正春—正直—正英

井ノウヘウヂ　井上氏（下總高岡）　井上清秀の四男政重、寛永十七年六月一萬石に下總國高岡に治す、尋で一萬七千石となる、子孫相繼ぎて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○政重—政清—政敬—正鄰—正森—正國
　　└正紀—正瀧—正域—正和—正順—正言

井ノウヘウヂ　井上氏（常陸下妻）　正任の二男正長、元祿六年九月奚濃國三千石を分與す、十一年甲斐參議綱重の傅相に補ぜられ四千石加賜、叙爵遠江守と稱す、正德二年常陸國下妻に封す、前封合せて一萬石、子孫相繼て明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家譜、華族譜）

○正長—正敦—正辰—正意—正棠—正廣
　　└正建—正虛—正民—正儀—正誠—正信
　　└正雄—正巳

井ノウヘキンガ　井上金峨　**名號** 名は立元、又は文平、字は純卿、金峨、考槃翁、柳塘閑人の別號あり **事蹟** 折衷學派の祖、家代々醫を以て業とす、金峨に至り儒となる、江戸駒込に門戸を開き徒を導く、初め西條侯の文學川熊峯に就て伊藤氏の學を修め、又井上蘭臺に從て物氏の説を問ふ、後ち其非を悟り、盡く學びし處を廢して、別に一機軸を出す、則ち訓詁は漢唐の註疏を取捨し、義理は宗明の諸家を折衷す、其詞章亦護園の陋弊を排擊す、詩は中唐及び晩唐を取り、文は韓柳歐蘇等を推し、專ら流暢を主として拮屈の風を矯む、所謂折衷學是なり、以來此説を唱ふるもの相踵て起り、爲めに東都の學一變す、又兼ねて天文、相法、兵劍、弓馬、刀槍、鳥銃の術に通ぜざるはなしと、東叡山の宮に仕へて記室たり、天明四年六月十六日死す、年五十二 **門人** 山本信有、衣笠鳩陵、梅澤西郊、原狂齋、篠本竹室、岡部四溟、吉田笠墩、下田芳澤、八田華陽、多紀桂山、井上南臺、熊谷蕉山、菅東溟、龜田鵬齋、尼崎稱齋、菊池南溟、石川滄溟等其名高し **著書** 易學辨疑、尚書疑孔編、考槃堂漫錄、金峨文集、學庸古義、論語集説、毛詩選説、經義折衷、左傳筮説等尤も著し（先哲叢談、事實文編、儒學源流、慶長以來著述目錄）

井ノウヘリウ　井上流　井上外記正繼の創めたる砲術の一派、又外記流ともいふ○正繼は、播磨英賀城主井上九郎左衛門正信の孫、父を正俊といふ、初め酒井忠世に仕ふ、後ち秀忠將軍に仕へ千石を食む、稻富直賢と砲技上互に容れず、天保三年九月十日稻富と爭ひて之を殺し、己亦傷けられて死す（武術流祖錄）

井ノカミ　井神　井を守護する神にて、御井神（ミキノカミ）又水舍神（ミヅヤノカミ）ともゝふ、

井ノクマウヂ　猪隈氏　藤井氏（フヂキウゲ）を見よ、

井ノクマクワンバク　猪隈關白　近衛家

實（コノエイヘザネ）を見よ、

井ノクマドノ　猪隈殿（近衛家實（コノエイヘザネ）を見よ

井ノクマニフダウジユンダイジン　猪隈入道准大臣　猪　近衛兼教（コノエカネノリ）を見よ、

イノコシ　射遣　名義　中古、正月射禮の時に不參せる左右近衛、左右兵衛、左右衛門等が、射禮の翌日に、射を試みる儀式。儀式　射禮と同じく、建禮門に於て此事あり、兵部丞、名を唱へて射手を召し、六衛順次にこれを射る、正月には國忌ならば、三月に延引すること亦射禮と同じ。起原沿革　嵯峨天皇弘仁二年より始まる（建武年中行事、公事根源、江次第）

井ノコノイハヒ　猪子祝（玄猪）　名義　年中行事の一、十月の亥の日に、餅を食して萬病を掃ふ祝をいふ、其餅を亥子餅、亥日餅、玄猪餅、御まいり物、御なり切など、稱す、此日に祝することは、猪は子を多く生むが故に、子孫繁昌を祝するなりともいひ、また除利支天を祭りて邪を祈るなりとも稱すれども、政事要略、雜五行書、初學記等に、この日餅を食すれば、萬病を除き息災ならしむと見えたれば、かくの如き信仰に基きたる行事たるを知るべし。儀式　朝廷にては、餅を亥子形に造り、大豆小豆胡麻等七種の粉を合せて製し、内藏寮より奉るなり、建武年中行事に、十月ゐの子はくられうより まゐる、朝餉にてまいらす」東宮年中行事に「この月ゐのひごとに此を奉る、采女大盤所にまいりて、取り傳へ奉り上ぐ、又殿上にも据へたり」とあり、猶詳しきことは後水尾年中行事女房私記に見えたり就て見るべし。武家にては、室町時代には、鎌倉年中行事に、白餅、赤豆餅、黑餅、蕨餅に積みて、胡麻の粉、小豆粉、栗の粉、ふち高に紙をしき、三種の粉を三所に置きて、御前に置く也、松の木にてりうこのせ、いにうすを作りて柳の木にて杵を二本作り強飯を臼に入れ、三種の粉をかけてきれ二つをおしそろへ、右の手に取りて、女は命つぐつかさと三きれつゐて食ふべ食ふべし、男は命つぐ也」とあり、これ鎌倉管領家のことなれども、以て一斑を推し白強飯參る也」とあり、これ鎌倉管領家のことなれども、以て一斑を推知すべし、江戸時代にては十月初の亥の日、連枝、溜詰、譜代大名、萬石以上以下、布衣以上諸役人番士等、駿斗目長上下着用、夕七ツ半時（今の午後五時）登城、將軍大廣間に出御手づから餅を賜ふ、是を手かちん と稱す、五ツ時（今の八時頃）式畢りて退城す、此夜下乘所及び大手下馬所にて盛んに篝火を焚く、大奥にては夕刻より悉く戸を鎖し、御臺所の簾前に於て、諸役女

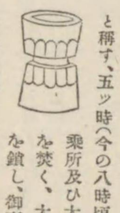

へ同樣の餅を賜ふ、三の間以下の女中へは老女より賜ふ、また民間にては、牡丹餅などを製してこれを祝ふ、この日より家々爐を開き巨燵を開き、諸家共に來客人に火鉢を出すこと一般の習慣なりき、なほ禁中にて用ひたる白杵は別圖の如し。起原沿革　起原詳かならざれとも、藏人式に見えたれば眞觀以前より行はれしこと明なり、武家にては鎌倉の時所見なきも、室町時代には幕府、鎌倉管領家共にこのことあり、江戸幕府またおなじ（古今要覽稿、貞丈雜記、幕府年中行事、德川盛世錄）

井ノヤマ・ジヤウ　亥山城　名義　越前國大野郡、土橋庄、大野城の東。起原沿革　此地古へ堀口氏政の據なり、文明三年朝倉經景、戌山城に居し、始めて此城を築く、天正二年本願寺の徒杉浦某兵を率ゐて此城を陷いれ、大野郡司となり此に居る、後も なくして織田氏の爲めに亡さる、織田氏原彥次郎正則を置く、天正十一年賤嶽の役、柴田氏に屬せるの故を以て亡され、城亦廢絕す（古今類聚越前國誌）

井ノヤマ・ジヤウ　猪山城　阿波國德島城を初め稱したる名。「トクシマ・ジヤウ」を見よ、

イノリノシ　祈禱師　王朝時代神佛に祈禱を爲す法師をいふ、榮花物語に、佛、神をたづねつゝ、いのりの師どもすゑさせたまふと見えたり。「キタウシ」參看、

イノリブギヤウ　祈奉行　職掌學　鎌倉室町幕府の職名、祈禱の事を司る。沿革　鎌倉時代には水旱、疾病、妖災の類の事ある時は、評定衆引付衆の内にて、其奉行を承り、陰陽家、及び佛家に命じて祈禱せしむ、臨時の職なり、室町時代に至りても臨時の職にして、貞和四年七月道場を評定所に設け、實相院僧正增基に命じ、海内靜謐を祈らしむ、三川入道行譜、安藝守成藤粟飯原某をして奉行として其事を管せしむ（武家名目抄、官制沿革略史）

イバ　射場　射藝を試みる場所、一に弓場と云ひ、又的場と云ふ○後世の制に依れば、長弓杖三十三杖（或二十六七杖）、廣一杖（一杖は七尺五寸許）榮（「アヅチ」參看）ありて的を懸く（「マト」參看）又挾物と稱して扇若くは沓の類を的に代ふ、的の後に的皮を張る的皮を堠と云ふ（「コウ」參看）其後に山形ありて矢の圍外に逸するを防ぐ、又射席あり、獸皮を以て之に充て射者の座とす、後世或は屏筵を用ひしことあり○堠の傍に在て、矢の中否を報するものを的申と云ひ、即ち司旌なり、的に中る事あらば鉦を叩き、堠に中る時は白旗を以て中る所を示し、鉦を撃つ、的申の爲に矢を防ぐに板を以て作る、之を「ヤ・ヅキ」と云ふ、射たる矢を拾ふ者を矢取、職射の時的を取て榮に立

つものを、的立と云ふ、賭射には刻籌あり、念人あり、矢塚あり、又的付（日記付）あり、的付は射手の勝負を錄するなり（古事類苑武技部）

井ハイ　位牌　名義　佛教にて死したる人の法名を書して、佛壇に安置するものをいふ、儒教の神主より轉ぜしもの、牌は籍なり、籍は簿書にて、死亡の年月日を記すを云ふ、又靈牌とも云ふ（下學集、和爾雅、壇窗抄）起原沿革　支那にては宋より始まるなり、我國に傳はりしは蓋し鎌倉時代ならん、空華日工集に、位牌古無、有也、自宋以來有之」とあり、又倭訓栞に、位牌の字、朱子語類に見えたり、天竺の制法にもなく、神主の古式にもあらず、今云ふ所の位牌の形は、宮殿又はほこらの體を摸せし物にて、神道の靈璽と號する物なりとも云へり、かゝればもと白木成るべし、或は明の會典に雲首の式あれば、儒制に據たりとも云へり、されば靈祝牌より事起りたるにや、紙牌、齊家寶要に見えたり、我邦中世以來、牌子の麗享あれども、當時の如く、家内に位牌を安ぜし事はなかりき、又祠堂の祭祀は儒法なれば神主もいかが覺え侍る、神道家に神體招禱の事あれど、家内に置事も見えず、一説に、位牌は牌位とも云ふ、もと公家の位ふだにて、へんと云ふ是なり、佛家に此名を借りて、亡者の神主に名づくる也ともいへり」、と見ゆ、

イハ井ウヂ　石井氏　姓は桓武平氏、西洞院家の支流平松權中納言時量の末子行豐始めて氏を稱す、行豐權中納言正二位となり、正徳三年薨ず、子孫相襲ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、華族譜）

○行豐——行康——行忠——行文——行宣（實第）——行弘
「行遠——行光——行知——行昌」

イハ井ノコホリ　磐井郡　沿革　陸中國和名抄に、文九、山田（ヤマタ）沙澤（マスサハ）仲村（ナカムラ）磐井（イハキ）磐本（イハモト）驛家の七郷あり、明治初年郡區編制の際東西磐井の兩郡とす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

井ハウ　位袍　名義　位色、當色の袍ともいふ、袍は朝服の表衣にて、其色一位より初位まで各定り、官人位によりて色の袍を着す、其袍を位袍と云ふ、また天皇の服御にて、黃櫨染を位袍とも稱せり、起原沿革　推古天皇十一年十二月始めて冠位を定めし時、冠を以て差等を附し服制なし、大化に至り七色十三階を定め、服制も冠によりて制を立つ、織繡兩冠は深紫（濃紫を云ふ）紫冠は淺紫（普通の紫、薄紫にあらず）錦冠は眞緋（濃緋を云ふ）青冠は紺、黑冠は綠なり、天武天皇十四年七月朝服の色を定め、明位淨位は並に朱華を着し、正位深紫、直位淺紫、勤位深綠、務位淺綠、追位深蒲萄、進位淺蒲萄と定む、文武天皇大寶元年の制、親王は深紫、諸王一位は深紫、二位以下五位以上は淺紫、諸臣の一位は深紫、二位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺綠、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黃なり、然るに近古何時の頃よりか、紫の染法を失ひ、三位以上の服色は黑樣となり、後には四位までも黑袍を着することゝなれり、因に云ふ、家人奴婢は櫟黑衣とも云ひ其實にて黑染にするなり、服色の一覽表は位階（キカイ）の條に掲げたり參看すべし、猶「ハウ」の條を見よ（冠位通考、官制沿革略史）

井ハウ　違方　王朝時代に於て、醫師が術を誤り、若くは藥法を違へたるの罪をいふ、法曹至要抄によれば、醫師の湯藥を和合し、藥名を區疏し、或は冷熱運驗を註し、井に針刺等を誤て今古の藥方本草の如くならずして人を殺す者は徒一年、又本方に違背し、詐て疾病を療し、財物を取る者は、盜を以て其罪を論ず」、とあり、

イハカセ　醫博士　職掌　宮内省典藥寮に隸屬して、諸藥方脈經を醫生等に教授する事を掌る、官位相當正七位下、唐名大醫博士と云ふ。起原沿革　持統天皇五年十二月に醫博士務大參德自珍あれども、其制明ならず、大寶令の時、一人を定め置く（令義解）

イハキウヂ　岩城氏（羽後秋田）　姓は平氏、桓武の皇子葛原親王四代の孫、鎮守府將軍繁盛より出づ、世々常陸に住す、八代成衡に至り常陸府中より始めて奥州岩城に移り、成衡の二子隆衡岩城左衛門大夫と稱し、始めて岩城を以て氏となす、隆衡より十三代重隆に至り勢漸く大となり、豐臣秀吉の時十二萬石を領せしが、慶長六年貞隆德川家康の爲めに岩城領を奪はれて江戸に居住し、元和二年八月信濃河中島一萬石に封ぜらる、其子吉隆、九年に出羽由利郡二萬石に移封、龜田城に居す、爾來世々相繼ぎ、明治維新に至り華族に列し、子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄、華族譜）

○繁衡——忠清——清隆——師隆——成衡——隆衡
「隆守——義衡——照衡——照義——朝義——常朝
清胤——隆忠——親隆——常隆——由隆——重隆
親隆——常隆——貞隆——吉隆——宣隆——重隆
景隆——秀隆——隆韶——隆恭——隆恕——隆喜
隆永——隆信——隆政——隆邦——隆彰——隆長」

イハキカヅラ 磐木縵 押木玉縵（オシキノタマカヅラ）を見よ、

イハキダヒラジヤウ 磐城平城 所在 磐城國磐前郡平町西北隅の高丘 沿革 慶長七年鳥居忠政七萬石に封ぜられ、元和八年九月内藤勝政之に治す、延享四年三月井上正經治す、寶暦六年五月安藤信成移り治す、五萬石に封ぜらる、文久三年事を以て二萬石を削らる、子孫相繼ぎて明治維新に至る（磐城志、德川加除封錄）

イハキノクニ 磐城國 領域 東は海、西は岩代羽前、南は下野常陸、北は陸前羽前に接し、東西凡廿二里、南北凡三十三里餘、東山道に屬す 形勢 山脈南に走りて下野に連り、又東に支出し常陸と界す、岩代と犬牙錯綜して阿武隈川之を串流す、地勢隆窪一ならず、磽确半に居り、瀕海一帶稍平坦、淶灣淺少廻漕に便ならず 沿革 昔時は陸奥國南部を稱す、元正天皇養老二年五月、陸奥國石城、標葉、行方、宇太、亘理、常陸國菊多郡を割きて石城國を置く、後ち又併せて陸奥國に入る、明治元年十二月陸奥國を分て五國となし、始めて本國を置き磐城と名づく、詳しくは陸奥國（ムツノクニ）を見るべし（地誌提要、國郡沿革考）

イハキノコホリ 磐城郡 所在 磐城國（古は陸奥國）起原沿革 古へ石城國と稱し、常陸國に屬す、後ち郡を建て陸奥に隸す、和名抄に、蒲津、丸部（マロベ）神城、荒川（アラカハ）和（ヤマト）磐城（イハキ）飯野、小高（ヲタカ）片俣（カタヨリ）白田、玉造（タマツクリ）檜葉（ナラノハ）等十二鄕あり、中世丸部、神城、荒川、和、飯野、小高六鄕を割て岩崎郡を建て、檜葉、白田二鄕を割て檜葉郡とし、蒲津は菊多郡に編入す、岩城系圖に、海道小太郎成衡除原清衡の女婿と成り本郡を領すと見えたり、明治二十九年三月本郡磐前及び檜葉一區域と共に合併して石城郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハキヤマノジンジヤ 岩木山神社 所在 陸奥國中津輕郡岩木村岩木山○岩城山權現と云ふ、今は國幣小社に列す 祭神 社說に、宇都志國玉命、多都比毘賣命、宇賀能賣命 起原沿革 傳に云ふ、白河天皇永保中岩城判官正氏京都に在り讒に逢ふて流さる、二子あり、姉を安壽、弟を津志王丸と云ふ、父を慕ひ母を伴ひ國を出て越後に至り、山角大夫に勾引せられ、母は佐渡に、二子は丹波に賣らる、山椒大夫之を買ひ奴婢となす、津志王丸逃れ寺院に隱れ難を免る、安壽は大夫に責殺さる、後ち津志王丸本領を安堵せられ、兩大夫を殺し仇を復す、其後ち土人兄弟の靈を祭りて岩木權現と稱すといへり、元祿中修復す、明治六年國幣小社となる、例祭九月一日（和漢三才圖會、東遊雜記、官國幣社一覽）

イハクスブネ 磐檪樟船 天磐檪樟船（アメノイハクスブネ）を見よ、

イハクニジヤウ 岩國城 所在 周防國玖珂郡岩國町の右岸横山村 沿革 岩國の地は弘治元年陶晴賢兵五萬八千人を引率し、毛利元就を攻めんとて著陣せしことあり、又永祿三年元就雲州退治として出陣ある時、小早川隆景吉川元春等此地に於て豐後の大友氏と戰ひしことあり、慶長五年に至り吉川廣家に此地六萬石を分與す、遂に城を築き之に居す、子孫相繼ぎて明治維新に至る（德川實紀、明治政覽）

イハクラウヂ 岩倉氏 姓は村上源氏、久我晴通の四男具堯、始めて岩倉と稱す、其岩倉に住するを以てなり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し公爵を授けらる（家譜、華族譜）

○具堯——具起——具詮——乘具——恒具
　　└尙具——廣雅——具選——具集（アヒ）——具慶（ヤス）
　　└具視——具綱——具定（公爵）
　　└具經——具明（子爵）

イハクラトモミ 岩倉具視 名義 幼名周丸、剃髮して友山と號す、又對鶴ともいふ 系統 堀川康親の二子、岩倉具慶養て子となす 事蹟 天保九年年十四、元服して昇殿を聽さる、安政四年從四位上に叙ぜられ侍從となる、人となり後遇沈鷙、夙に皇室の衰微を嘆き、同志の人と相謀り經營畫策する所多し、公武合體の說行はるゝや深く贊して和宮東下の擧となる、是が爲め佐幕黨の姦人なりとて、劾奏せられ終に勅勘を蒙り、采邑岩倉村に閑居す、然れど心中勤王の有志と計策する所あり、慶應三年三月入洛を許され、尋で勅勘を免さる、是より明治維新の大業を翼贊して功績尤顯著なり、明治二年權大納言に任じ正二位に進む、四年外務卿右大臣に任ぜられ特命全權大使となり、歐米諸國に使し翌年歸朝す、七年一月十四日退朝の時赤阪喰違に於て刺客の爲めに負傷す、十一年大勳位に叙ぜられ、十六年七月二十日薨す、年五十九、太政大臣を贈らる、品川海晏寺に葬る（系圖、履歷）

イハクラニフダウサキノナイダイジン 岩倉入道前内大臣 久我具實（コガトモザネ）を見よ、

イハクラノミサザキ 岩倉陵 冷泉天皇の中宮昌子内親王の陵、山城國愛宕郡岩倉村大字岩倉に在り、

イハクラノミヤ 岩倉宮 名稱 忠成王、廣御所宮と號す 關係 後醍醐天皇の第二皇子 事蹟 永久

役父帝の流に逢ふや、獨京都に留まる、弘安二年十二月十一日薨す、年五十九、母は從三位清季女、其子彦仁王、正三位右中將となり、姓源氏を賜はる（皇胤紹運錄）

イハサキ 岩崎 所在 羽後國秋田郡 沿革 慶長中佐竹氏此地を領し、元祿十四年に至り、義隆弟義長に秋田新田二萬石を分封し、此に陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る（愚案錄、武鑑、明治政覽）

イハサキノコホリ 岩崎郡 所在 磐城國（舊陸奥國）起原沿革 中世磐城郡の丸部（マロベ）神城、荒川、和（ヤマト）飯野、小高（ヲタカ）の六鄕を割きて本郡を置く、吾妻鏡文治五年八月の條に、岩崎渡見え、正保圖本郡を載す、寛文中磐前と改め、爾來之に從ふ、明治二十九年三月本郡磐城及び檜葉の一區域と共に合して石城郡に改まる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハサマタベヱ 岩佐又兵衛 浮世繪（ウキヨエ）を見よ、

イハシミヅノハウジヤウヱ 石清水放生會 名義 毎年八月十五日石清水八幡宮にて行ふ法會を云ふ、法會の當日に講ずる最勝王經の流水品に、長者子放池魚一の文あるを以て放生會と名づく 儀式 朝廷の諸節會に准じて、雅樂寮より樂人舞人を遣はし、又左右馬寮より十列馬各十疋を獻じ、當日奉幣使を立て、公卿已下參向す、宣命を內藏寮の使に給ふ、上卿以下着御の後、行幸の儀に准じ、衛府兵仗を帶し警蹕を以て神輿を迎ひ、公事根源に、早旦にあのはなを神輿くだらせ給ふ時は行幸の儀式にて、音樂の聲雲を止め、衣冠のよそほひ日にかゞやく、それにひきかへて還幸のありさま、神人法師原に至るまで、白杖をつきて、かへらぬ道におくり奉る儀式也」とあり 起源 宇佐宮より起て石清水に傳ふ、元正天皇養老四年九月八幡大菩薩の神力にて異敵を容易く退擊す、後ち託宣により放生會を行ふ、石清水にて行ひしは圓融天皇天延二年八月十五日にて勅して諸節會に准じて樂を奏せしむ 沿革 後三條天皇延久二年八月十四日勅して奉幣使を立て神輿の迎ひは行幸の儀に准じて兵仗を帶せしむ、爾來年々行はれしが、文明年間より戰亂にて中絕して行はれず、延寶七年に至り再興す○供奉職員は上卿、宰相、參議、近衛、諸衛、馬寮、官外記、御導師、威儀御馬、宣命、宣命上卿等なり（日本紀略、扶桑略記、古事談、年中行事祕抄、古事類苑神祇部）

イハシミヅノハチマングウ 石清水八幡宮 所在 山城國久世郡石清水山、今は綴喜郡男山鳩嶺○現今男山八幡宮と稱し官幣大社に列す、 名稱 八幡大神、大帶姫命、比咩大神 起原沿革 清和天皇貞觀元年大安寺の僧行敎の奏請により木工權允橘良基に勅し、宇佐宮に准じて六宇の神殿を造り、明年に至て御體を移奉る 沿革 貞觀七年四月和氣淸麻呂を勅使として懸榊御鞍を奉り、十一年十二月新羅の寇賊を所禱せしも、十八年八月紀御豐を神主とす、此後世々相繼ぐ、紀氏は行敎の族なるを以てなり、醍醐天皇延喜十六年幣帛使を遣し、馬十列を奉る、朱雀天皇天慶三年御封廿五戶を充て、賊の平ぐを賽す、後ち百九十餘烟に及ぶ、五年四月將門等を滅せし報賽に、神寶歌舞を奉て臨時祭を行ふ、石清水臨時祭（イハシミヅノリンジサイ）參看）此に始る、天祿二年東遊走馬を奉り、爾來每年三月中午日を祭日とす、圓融天皇天延三年二月臨時祭の供給は、內藏寮より奉仕せしむ、天元二年三月始めて行幸あり、踏歌を獻ず、後三條天皇延久二年八月放生會を行ふ、行幸に准じ、上卿以下六衛府馬寮神輿に扈從せしむ、此より放生會（イハシミヅノハウジヤウヱ）參看）恒例となる、每年八月十五日を祭日とす、白河天皇承保三年三月、願に依て行幸ありしより、每年三月行幸の定式となる、崇德天皇大治四年八月御前讀經を新に納む、保延六年寶壽廻廊寶藏悉く火す、二條天皇長寛元年二月所年穀奉幣、權中納言平清盛を勅使とす、公卿勅使之に始まる、後宇多天皇文永十一年十一月行幸して蒙古の寇賊を祈る、弘安四年六月龜山院行幸して神樂を行ひ、蒙古襲來を祈禱せしむ、七月神驗によりて賊船大風に漂碎す、建武五年七月燒失す、應安中造營す、永正五年又燒失、大永中造營、寛永二年德川家光造營す、現今の社殿是にて、特別保護建造物たり、明治四年に至り官幣大社に列す、神領は保元以後鎌倉時代に別宮、若しくは若宮として諸國に散在し（今諸國に八幡（ヤハタ）とあるもの是なり）極めて多かりしが、戰國以後武士に押領せられしもの多し、江戶時代、幕府より七千百四十四石餘を給はる、神職は紀氏にて行敎の一族なり、後世田中、善法寺、東竹等に分る○本宮は朝廷の崇敬特に重く我朝の大祖と云ひ、宗廟と稱す、又源義家此神を敬し奉り武勇を輝し、頼朝天下の權を握るに及て又崇重し、諸國に別宮を置きしより、源氏の武士皆氏神とし、到る所八幡社あるに至れり（二十一社記、神皇正統記、石清水八幡緣起、宮寺緣事抄、神祇志料、國史目錄）

イハシミヅノハチマングウブギヤウ 石清水八幡宮奉行 所在 室町幕府の職名、石清水八幡宮の大小事を管す 沿革 親應四年十一月布施彈正大夫入道を奉行とせしを始めとす、寶德中飯尾大和入道を停任せし以後再び置かず、社家

奉行より之を兼任す（花營三代記、康富記、武家名目抄）

イハシミヅノリンジサイ祭 石清水臨時

【名義】毎年三月石清水八幡宮にて行ふ臨時の祭を云ふ、八月の放生會に對して、三月臨時の祭なるを以て云ふ、後世之を南祭とも稱す、賀茂祭を北祭と云ふに對するなり【略式】二月中に祭使、奉行、舞人、陪從等を簡定し、中の辰の日試樂の事あり。天皇出御し、使以下參入す、此日祭祀に供する十列の御馬御覽あり、祭日は三月午日にて、三午ある時は中午日、二午の時は下午日を用ふ、當日は天皇清涼殿に出御し先づ御禊を行ひ、御幣を拜し給ふ、庭座に使以下、舞人陪從等に宴を賜ひ、舞御覽あり、式畢て使以下裝束を改め、列を正して社頭に參向す、宿院にて宴あり、其後更に衣服を改めて寶前に參進し、常帛を奉獻す、次に使舞殿に著き再拜宣命を讀み、之を社司に授け、社司又再拜して返祝を申す、次に御馬を牽きて舞殿を八回繞る、此間駿河舞、神樂あり、神樂畢りて舞人等馬場にて馬を馳せ、山城歌を歌ふ、此夜皆宿院に宿す、翌未の日使以下宿院を發して歸參す、之を還立と云ふ、天皇清涼殿に御し使以下を召し宴を賜ひ、舞御覽あること昨日の儀の如し【起原】朱雀天皇の朝に、平將門藤原純友亂を起し、時、祈願ありて祭祀を行はんと誓はせ給ふ、承平ぐの後天慶五年四月二十七日報賽の爲めに神寶歌舞を調進して臨時祭を行ひ給ふ、是れ此の祭の始めなり【沿革】圓融天皇の天祿二年三月八日先蹤を追ひて、祭祀を行ひしより、年中の恒例となり、毎年行ふ、神馬御覽は花山天皇の寛和元年には、祭の前一日に行ひ、其後には祭日前四日に行ひしが、後世多く試樂の日に行ふ、使は天慶五年には摂磨守を以て之に充てしが、圓融天皇以來は近衛中將、右馬頭、右兵衛督、大藏卿等を用ひたり、又御代始には、必ず公卿を以て使に充つ、後花園天皇永享四年より戰亂によりて中絶す、三百八十餘年を歴て、光格天皇文化十年に再興し給へり（扶桑略記、北山抄、江次第、年中行事祕抄、公事根源、古事類苑神祇部）

イハシロノクニ 岩代國

【稱號】東は磐城、西は越後、南は上野、下野、北は羽前、東西凡二十里餘、南北凡二十一里餘、東山道に屬す【形勢】陸羽の大山脈蜿蜒北より來り、一は西折して南に轉じ、羽越を界し、又爵積して上野下野に接す、一は南に走りて國中を貫き磐城に入り、その東は阿武隈北流して運漕を便にす【沿革】もと陸奥國に屬す、養老二年五月白河石背會津安積信夫の五郡を割きて石背國を置き、聖武天皇神龜中廢して陸奥に併せ、降りて明治元年始めて分置し、岩代と名づく、詳しくは、陸奥國（ムツノクニ）を見よ（地誌提要、國郡沿革考）

イハセキヤウデン 岩瀬京傳

【名義】通稱傳藏、名は醒、幼名は甚太郎、其居愛宕山の東に當るがゆゑに山東と號し、後ち庵字を加へて山東庵といふ、又京橋の際に居て傳藏と稱するを以て、又方の頭字を合して京傳と號し、屋號をも京屋と呼べり、なほ醒々老人の號あり、狂名は身輕の折助、齋名は北尾政演といふ【系譜】傳左衛門信明の長子、京山百樹の兄なり【事績】寶暦十一年八月十五日江戸深川に生る、少時放蕩にして、常に遊里に流連し、家にあること殆ど稀なりしが、性多才多藝なるより、最初畫家たらんとし、浮世繪を北尾重政に學びて政演と稱し、安永八年始めて草双紙の挿繪を描きしが、尋で自畫自作の草双紙一編かたき打故郷の錦」を著はして世に出すに及び、小說家としての新生涯に移り、天明二年に至り始めて山東京傳の名を用ひて、益々著作に勉め、兼れて自作の挿繪を描きしが、寛政の初年よりは、全く自畫することを廢し、純然たる作家として世に立つに至れり、京傳の著作せる處は、幾百種の多きに上り、草双紙、洒落本、滑稽本、繪入讀本等の凡てに亘りたれども、始めて奇才を現はしたるは蒟蒻本にして、其穿ちは遠く衆作家の上に出でたり、性繪に堪能なるが上に、模樣櫛取の趣向に富みたれば、草双紙の作は、文を讀まぬ前、まづ繪組にて人氣を取れり、繪入讀本は馬琴と競ひて數種出せしが（支那小說を、二人にて別々に飜案して出せるものあり）後に曲亭に及ばざるを知りて好古の學に志し、骨董集、奇跡考等を著はして、名を不朽に遺すに至れり、而して其著作中尤傑出せるは黄表紙に「心學早染草」とて善玉惡玉といふことを始めて書き出して大に行はれ、二編「人間一生胸算用」三編「堪忍袋緒〆善玉」あり、「江戸生浮氣蒲燒」には艷次郎といふ通言を流行せしめたり、蒟蒻本には「仕懸文庫」以下數十種あり、皆時好に投じ、「京傳の洒落本行はれて、勘當帳に付く者多くなりたり」といはるゝまで持て囃されたり、繪入讀本には稻妻表紙尤評判よく、不破名古屋のことは、これを基として歌舞伎狂言に作れり、されど京傳の離倫絶群の手腕は蒟蒻本の作にありといふべし、然るに寛政年間に、禁令を犯して洒落本を著はしたるより、忽ち官憲に觸れ、手錠五十日の刑に處せられたるに驚き、前車の覆轍を踏むまじと期して、爾來絶えて洒落本を作らず、多くは勸善懲惡の意を偶したるものを著作し、これより京傳の作は一變せり、而して當時にありては著者に對する報酬といふものなかりしが、京傳が寛政元年蔦屋重三郎に依頼して、「京傳が寛政元年蔦屋重三郎に依頼して、「京傳が寛政元年蔦屋重三郎に依頼して、「

郡とし、光仁天皇寶龜二年三月の條に、磐田郡とす元慶五年十月磐田郡を割て山香郡を置く、又後世北方の地を割き豐田郡を置く、和名抄に、飯賀、曾能（ソノ）山香（ヤマカ）入見（イルミ）小野（チノ）千栖（チカラ）高花（タカハナ）壬生（ミフ）野中（ノナカ）久米（クメ）小名、飯賀（恐らく重出）神戸（カムベ）豐國（トヨクニ）等の郷あり元慶五年十月、郡南沿海の地山名郡に入り僅に見附一驛を存す、明治二十九年三月、山名豐田及び長上の三郡の一區域を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハツ　衣鉢　「エハツ」を見よ、

イハツキジヤウ　岩槻城　所在地　武藏國埼玉郡岩槻町、東北に元荒川の流あり　起原　長祿元年太田道灌始めて築く　沿革　太永五年二月城主太田資頼、北條氏綱の爲めに攻陷されしが、享祿四年資頼之を復す、天文中太田三樂當城を守り、屢々北條氏康と戰ひしが、途に敗れて常陸に逃る、後ち北條氏政の次子氏房當城を守る、天正十八年豐臣秀吉小田原征服の時同じく之を陷いる、後ち德川家康此地を領するに及び、高力清長を此地に封す、慶長十四年三月悉く炎上す、元和五年青山忠俊、九年阿倍正次、延寶元年板倉重種、三年戸田忠昌、天和三年松平忠昭、元祿十年小笠原長重、正德元年永井尙敬等相次で封ぜられて此地に治す、寶曆六年五月大岡忠光二萬石（後ち加封三千石）に封ぜられ、子孫相繼ぎて明治維新に至る（諸城變遷錄、新編武藏國風土記稿、明治政覽）

イハツツジ　岩躑躅　葉の色目の名、夷紅（ヒベニ）に裏紫にて二月或は三月に之を着用す（藻鹽草、桃花藻葉）

イハテジヤウ　磐手城　所在地　陸前國玉造郡○舊名岩手澤と稱す　沿革　初め大崎家臣氏家彈正の居館、天正十九年德川家康葛西大崎黨を討しての歸路、荒廢を修め此館を築き、伊達政宗をして之に居らしむ、慶長七年政宗仙臺に移り、第八子宗泰をして此城に居らしめ、子孫相繼ぎ此に居す（奥羽觀跡聞老志）

イハテノコホリ　岩手郡（磐手）　所在地　陸奥國岩手郡とあるを始めとす、蓋し弘仁以後に建つる所なり、拾芥抄磐手に作り、吾妻鏡、寛知集、元祿帳等岩手に作り、爾來之に據る、後ち陸中國を建つるに及び其管區に隸す、明治沿革帳嚴手とし、地誌提要又岩手とす、明治九年郡區編成の時南北岩手の二郡とす、明治二十九年南北二郡を合して巖手と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イハドノ　射場殿　中古禁中に置かれて弓を射る御殿を云ふ、「ユバドノ」と訓ず、其條に就て見るべし、

イハドノクワンランダウ　岩殿觀音堂　所在地　相模國三浦郡久野谷村、古は岩殿村と稱す○關東札所の第二番　起原沿革　行基の開基にして、自作の像を安置せしが、後ち火災に罹り、今十一面觀音を置く、源頼朝以來代々將軍殊に信仰し、屢々參詣ありし事吾妻鏡に見えたり、寛喜二年十一月僧西願勸進して堂宇を再建す、後ち年を逐て衰頽せしが、德川家康關東入國の後ち、縣令長谷川七郎左衛門長綱堂宇を再興し、且つ申し請うて朱印五石を給はる、時に天正十九年十一月なり○境内に、熊野社、神明社等あり、別當岩殿寺は、海雲山護國院と號す、曹洞宗にして開山は行基なりと云ふ（新編相模國風土記稿）

イハトワケノジンジヤ　伊波止和氣神社　所在地　磐城國白河郡白河驛の口白坂、舊白河の東關山にありしを今の地に移して關山明神と云ふ　祭神　天太玉命の子天石戸別命（又の名櫛石窓神、豐石窓）　沿革　光仁天皇寶龜四年九月神封二戸を充て、仁明天皇承和十年九月從五位下を授く、後鳥羽天皇文治五年七月源頼朝白河關を越えて幣を奉り、藤原泰衡征伐を祈る（吾妻鏡、神祇志料）

イハナスノコホリ　磐梨郡（石无、石生）　所在地　備前國　沿革　古へ石无に作る、養老五年藤原郡に、稱德天皇天平神護二年和氣郡に屬す、桓武天皇延曆七年六月、和氣郡東大川西を割て磐梨郡を始めて置く、和名抄に、和氣（ワケ）石生（イハナス）那磨（ナマ）肩背（カタセ）磯名（イソナ）物部（モノベ）物理（モトロイ）等の郷あり、正保圖磐生に作る、寛文中磐梨に復す、後ち之に仍る、爾來變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

イハハジメ　射場始　名義　王朝時代に於て、毎年十月五日天皇弓場殿に出御ありて、公卿以下殿上人の賭弓を覽給ふ儀式をいふ、又弓場始と稱す　儀式　當日公卿以下殿上人束帶にて射る、懸物を設けて之を賞す、天皇弓殿に出御ありて御座に弓矢を置き、御射席を設く、群臣と共に親しく弓を射給の意なり（村上天皇天暦元年親射の外所見なし）服裝射具儀式等の詳しきことは、西宮記、北山抄、江次第、吉部秘訓抄等にあり、式日十月五日恒例なれども、或は十一月十二月に行ひ、期日も一定せざるが如し　起原沿革　起原詳かならず、醍醐天皇昌泰元年閏十月十日射場始始めて見ゆ、爾來年々行はれしかど、毎に射手に乏きに因りて廢絶す、貞治五年の年中行事

歟合に「名のみ聞く今日のまとゐの射席も今は昔としき忍ぶかな」とあれば、當時儀式の既に廢絶せしや明なり○典據は禮記月令に、孟冬天子乃命將帥講武習射御角力、とあるに出でたるものなるべし、武家時代に於ける弓場始は、王朝時代に於ける射禮に比すべき者にして、並に所謂射場始とは、性質を異にせり、弓場始の條に就きて見るべし（公事根源、古事類苑禮式部）

イハヒカタ　祝方　編纂　室町幕府の職名、室町幕府年中恒例の祝儀、又は臨時の大禮、其他、總で祝儀の規式行はるゝ時、將軍の前に供する盃酒、又は相伴衆其他の役人等に供する酒肴を調進することを掌る　起原沿革　康富記に見えしを始めとす、延德二年七月五日、義植將軍宣下の儀ありし時、大草公友例に循ひて饌饌を調理す、而して大草氏は庖丁の一流を傳ふる家なるを以て、代々此職を務む、後ち進士氏行松氏等時々任用せらる、進士氏は禮式の酒を掌るを世業とす（宗五大双紙、年中恒例記、武家名目抄）

イハヒドノマツリ　齋戸祭　毎年十一月鎭魂祭のなり、結びたる天皇、皇后及び皇太子の御魂緒を、十二月神祇官の齋院に於て鎭め奉る祭を云ふ、「イハヒド」は齋處の義なり、此祭は、吉日を擇びて行はる、延喜式祝詞に（前略）皇らが朝廷を常磐に堅磐に齋奉り、茂御世に幸へ奉給ひて、此十二月より始め來十二月に至るまでに、平けく御坐所御坐しめ給と、今年十二月某日齋ひ鎭奉にと申」と見え、中臣此事を行ふ、料物には、縑一匹、五色帛各一尺、絲一絇、綿一屯、倭文一尺、調布三端、庸布三段、木綿廉各二斤、米酒各一斗、鍛堅魚腊海藻各六斤、鹽二升、瓫水瓮各一口、坏八口、匏一柄、榊十把、食薦一枚を用ふ（延喜式）

イハヒヌシノカミ　齋主神　經津主神（フツヌシノカミ）を見よ、

イハヒノツヱ　祝杖　卯杖（ウダエ）を見よ、

イハヒノミヤ　齋宮　「サイグウ」を見よ、

イハヒビト　忌人　上代の職名、齋人といふもおなじ、天皇御親ら奉仕し賜ふ御神事を扶け奉る職、書紀神代卷に、時勅二道臣命一、今以高皇産靈尊一朕親作顯齋二用一汝爲二齋主一云々、顯齋此云二于圖詩怡破毘一とあり（古事記傳）

イハヒブギヤウ　祝奉行　編纂　室町幕府の職名、慶賀、禮儀、饗膳等饗應の事を掌る　起原沿革　足利義滿の時、應安五年十一月判始の儀に、佐々木高秀を祝總奉行とし、松田貞秀を（右筆にて）祝奉行として、宴を諸將に賜ふ、明德四年、義滿矢開の儀を行ひて、諸將を饗し、松田秀藤を饗方奉行となす、饗方奉行は、卽ち祝奉行なり、天文八年、義晴齒固の儀の時に、諏訪信濃守を以て祝奉行とす（武家名目抄）

イハヒベ　祝部　名義　古代日用または祭事等に、食料もしくは飲料等を入るゝに用ひたる土器の一種、齋瓮、忌瓮とも書す、祝部と書するは借字なり○按するに、古語にて「へ」といへるは、後世の瓮の類なり、故に記紀等みな瓮の字を「へ」と訓みたり、主として飲料を入れしが如く、素盞嗚尊が、出雲の簸ノ川上に至り、八岐の大蛇を斬りし時に、酒八甕を醸したること古事記に見え、なほ貞觀儀式にある大嘗會の用度に、瓮十日各受二一斗五升一とあるにて、これを推知すべし、而してその祭事に用ふるものは、特に齋瓮と稱したり、書紀に神武天皇が嚴瓮（イツベ）を丹生川に沈めて、神を祭りしこと見えたるもの、卽ちこれなり、蓋し齋ひ忌みて造り、また使用するよりの名にて、古く齋瓮と稱せるは、祭器に限りての名なり、なほ祭事に與る氏族を齋部、神物を納むる藏を齋藏、神に供する服を織る處を齋織殿と稱するがごとし、蓋し後世に至りては、祭器と日用品との區別なども立ち難きが故に、今日人類學上もしくは考古學上の術語としては、前記の如く定義し、文字も祝部と書すること普通となれり、要するに、祝部の意義に、轉化ありと知るべし、されば記紀に見えたる椀碗、平瓮、手抉、秀瓫の類も、今日所謂祝部と稱する

祝部土器

場合には、其中に含まれ居るものとす 起原沿革 右に述べたるが如く、神代より早く製造せられしを知るべし、後ち朝鮮との交通開くるに從ひ、其術も漸く進歩發達し、和泉國陶器荘、近江國鏡谷の如きは、其製造地として著名に、今日なほ遺物の多數に埋沒散布せるを見る、なほ詳しきことは燒物(ヤキモノ)の條に述べたれば、就きて見るべし 特徴 素燒なるもの多く、中には釉を施したるものもあれど、極めて稀なり○紋樣は簡單なるもののみにて、波狀線、螺線、直線、斜線等より成り、多くは器の外部に施したり、また内部に渦紋あるものあり、之は裝飾の爲めにはあらで、製造の際木片を以て内部より押したるにて、其形のつきたるなり、其樣式朝鮮製に似たるより、之を朝鮮土器と名づく(工藝志料、東京人類學會雜誌)

イハフネ 磐船 天磐船(アマノイハフネ)を見よ、

イハフネノコホリ 石船郡 所在 越後國 起原沿革 書紀孝德天皇の大化四年磐船の柵をおきしことあるを初見とす、延喜式、和名抄、拾芥抄共に石船とす、和名抄に、佐伯(サヘキ)山家(ヤマガ)利波坂井(サカキ)餘戸等の郷あり、足利時代上杉氏之を領せし頃、改めて瀬波郡となす、後ち舊に復す、元祿圖岩船に作り、後ち之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イハフネノサク 磐船柵 所在 越後國石船郡 起原沿革 孝德天皇大化四年始めて磐舟の柵を置き、以て蝦夷に備ふ、越後及び信濃の民を移して始めて柵戸を置く、後ち石船となし郡となる、(イハフネノコホリと參看(國郡沿革考)

イハフネノジンジヤ 岩船神社 所在 越後國岩船郡岩船町大字岩船 名勝 字摩志藤道命を祭れるなるべし 起原沿革 大化四年阿部比良夫が、往昔宇摩志摩遲命、天磐船に乘りて此地に降りし所とて、一小祠を建て之を祀る、蓋し饒速日命を誤れるなり、大同二年より嘉永五年に至るまで、社殿を造營すること八回に及べり、現今の本社は、明治五年村上藩臣にて修繕せしものなり、例祭は十月十九日、別に五月十九日に春季祭を、十一月十九日に秋季祭を行ふ(神祇志料、名勝地誌)

イハマツウヂ 岩松氏 姓は清和源氏、新田義兼の孫時兼より出づ、初め義兼の女來王御前、足利義純に嫁す、その嬭女たるを以て猪沼郷を讓る、曾て八幡祠を其地に祀る、傍に松樹あり故に岩松と稱す、義純二子を生む、長を時兼といふ、その生るゝや義純畠山氏を繼ぎ、時兼をして岩松氏を繼かしむ、嘉祿二年九月時兼岩松郷地頭と爲る、長子頼兼村田氏を稱し、四男經兼岩松氏を繼ぐ、滿純の時、上杉禪秀を援けて亂を起し、遂に勝たずして殺さる、子家純、將軍義教の命を受け、結城の亂に征討使となり參河守に任ぜらる(岩松系圖)

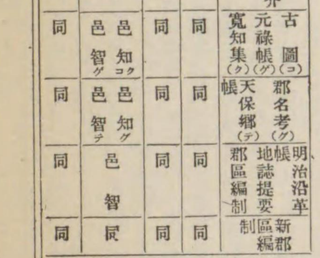

イハマデラ 岩間寺 所在 近江國滋賀郡石間村大字内畑の岩間山○岩間山正法寺と號す、西國巡禮十二番の札所なり 沿革 寺傳に云ふ、養老中僧泰澄の開基、元正天皇寺領八町四方を免稅とすと、續古事談に、越の人小大德と云ふ行人、十二年間行を修する所なり、日本第三の靈驗所とぞ、一は熊野、二は金峯山也、この大德をば泰澄法師とも云ふ、又金鎭法師と云ふ、越後古志郡の人也、白山に行ひて、次に此所に來れり、一樫手半の金銅の千手觀音を本尊にて、身をはなたず戴きまつりけると、此所の未申の方に桂木のありけるを切て、自手等身の千手觀音を作りて、此金銅の佛を籠たてまつりて置し之也」とあり、後ち三井寺の叡効律師此寺にて修行す、後一條天皇東宮の時に、瘧を祈りて癒え奉る、其後信增誓源等住して難行す、後世頽廢せしが、天正五年醍醐理性院の僧堯助之を再興す、背時は大伽藍にして、堂宇僧坊十數宇ありしが、今僅に觀音堂と五社權現等に過ぎず(古事談、元亨釋書、近江輿地誌略、近江名跡案内)

イハミヅデラ 岩水寺 所在 遠江國豐田郡岩水寺村○舊般若院と云ふ 沿革 初めは法相宗、興福寺の末寺、弘仁年中叡山の末寺となり、延喜以後東寺の末寺となる 起原沿革 神龜二年六月行基此地に佛像を安置し、堂宇を建つ、延暦中坂上田村麻呂東夷征服の時、地を寄せ山號を龍宮山、寺を龍池院と名付しが、後ち般若院と改む、天長中雷火に燒失し、鎌倉時代、北條時頼領地を沒收す、享德元年に至り、僧良全良堅等國中を勸進して堂宇を建立し、改めて岩水寺と稱す、永正十年八月復築營せしが、元龜中兵火に罹れり、江戸時代に朱印地四十三石を領す(遠江風土記傳)

イハミノオクラハイフキギン 石見御藏灰吹銀 石州銀(セキシウギン)を見よ、

イハミノギンザン 石見銀山 所在 石見國邇摩郡大森(舊名佐摩) 沿革 昔周防國主大内介弘幸、謀叛の時、周防水上山に祭れる北辰星守護神託宣して曰く、石州の仙之山に多く銀を出すと、是より銀峰大に盛んとなる、然るに其後足利直冬當國に攻入り、悉く銀を取り盡せり、大永六年大内義興、博多の神谷壽亨を招き再び山を開かしむ、天文二年博多より宗丹並に禪門慶壽といふ者來りて、銀を吹き初む、其後盛衰あり、慶長六年江戸幕府、石見國を毛利氏より收め、金山奉行大久保長安に支配せしめて盛んに之を採掘せしむ(石見銀山舊記、石州銀山紀聞)

イハミノクニ 石見國 編城 東は出雲、東南は備後、南は安藝周防、西は長門、西北は海、東西凡十一里、南北凡十三里、東北より西南に亘る、凡三十里、山陰道に屬す 形勢 山脈南方より來り國内に連亘し、嶂巒相望み、平坦の壤土少なく、江川其東北に貫流し、山陰第一の巨流たり、海濱低鹵運輸に便ならず 沿革 書紀齊明天皇三年の條に始めて見ゆ、國府は那賀郡に在り(下府村)仁明天皇承和十年美濃郡を分て鹿足郡を置き、凡て六郡あり、建久四年源頼朝佐々木定綱を以て守護とす、建仁二年藤原國兼守護に補し、子孫邑を國内に食む、是を益田三隅福屋三氏の祖となす、正平の初、三隅兼春遙に足利直冬に應じて高師直を討つ、師直其弟師泰をして來り攻め、克たずして去る、後ち直冬來奔して三隅氏に依る、十九年足利義詮大内弘世を守護とし、子義弘職を襲ぐ、應永中義弘誅死す、將軍義滿其守護を礪ふ、應仁の亂起るに及で、吉見(鹿足郡三本松)福屋(那賀郡本明城)三隅(同郡三隅城)益田(美濃郡益田城)諸氏各一方に據る、大永の初、大内義興尼子經久と本國を爭ひ、義興遂に吉見三隅等を降し、殆と全國を併す、天文十二年義興の子義隆尼子晴久を出雲に伐ち敗れ還る、晴久勝に乘じて侵入し、江川以東の地を略す、陶隆房大内義隆を弑するに及び、吉見正頼毛利元就に附し、隆房を討て之を滅し、正頼遂に元就に屬す、時に益田藤兼既に三隅兼隆を滅し、福屋隆兼と各自立を圖る、須佐城主本荘常光安濃郡に在り、獨尼子氏に附す、永祿の初、元就益田を降し福屋を滅し、終に本荘を降し、悉く全國を平定す、關ヶ原役後、德川氏毛利氏の地を削り、坂崎成正を津和野(舊三本松)に封す、元和三年罪ありて自殺し、龜井政矩之に代る(四萬三千石)五年古田重治を濱田に封す、後ち易封數氏、最後に松平齊厚封を受け(六萬千石)慶應中美作の鶴田に徙る、其餘郡邑代官を大森に置て之を治す、明治維新大森縣を置き、尋で濱田に徙し、又津和野藩を廢して濱田縣に合併す、明治九年八月島根縣に屬す 管郡 古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

古文書						
延喜式	郡名考(グ)	明治沿革	新郡區編制
倭名鈔(ヅ)	拾芥抄	古圖(コ)	郡名考(グ)	帳(グ)	地誌提要	區編制
安濃	安濃	同	同	同	同	同
邇摩	同	同	同	同	同	同
邑知	同	邑知(コク)	邑知(グ)	同	同	同
		邑智(グ)	邑智(テ)			
那賀	同	同	同	同	同	同
同	同	邑智	同	同	同	同

美濃	同	同	同	同	同
鹿足(カノアシ)	同	同	同	同	同
同(カノアシ)	同	同	同	同	同

イハミノコウヨウキレギン 石見公用切銀 石州銀(セキシウギン)を見よ、

イハミノチヤウギン 石見挺銀 石州銀(セキシウギン)を見よ、

イハミヤ 齋宮 「サイグウ」を見よ、

イハムラジヤウ 岩村城 所在 美濃國惠那郡岩村(遠山とも稱す)山上に在り○殿宇雲に聳へ谷川麓を廻りて關門霧に鎖す、敵軍此城を攻ふことあれば、忽ち風雨起り雲霧涌き遮るを以て、霧ヶ城と呼ぶといへり、城山の背を水晶山と云ふ 起原沿革 承の頃、村尾某加藤次景廉の援により、遠山庄の盜賊を討じ、民望を得、源頼朝兵を起すに及び之に從ひ武功あり、頼朝志を得るの後、此地を賜ひ當城を築くと云ふ、一説に、應仁の頃桐中將と云ふ殿上人、流遇し來りて此城を築く、因て桐ヶ城と名付く、子孫遠山と稱すともいへど信じがたし、承久三年景廉卒して廟内に葬り、靈を祀りて社を建つ、今の八幡社是なり、子孫世襲す、後醍醐天皇の時、城主遠山三郎といふ者王事に忠勤せしが、後ち城を捨て逃る、天正の初、遠山頼景あり、其後ち遠山内匠助は岩村修理と稱し、織田信長の叔母聟にて元龜三年卒す、養子御坊丸(實は信長の五男)家を襲ぎ在城す、天正元年三月武田の臣秋山晴近此城を陷いる、織田信忠兵を以て之を攻め、晴近を生虜す、天正三年河尻重能といふもの、信長より賜ひて在城す、十年三月森蘭丸當城に封ぜられ萬石を食む、豐臣秀吉の時、田丸具忠これを領せしが、慶長五年封を除かる、後ち

内藤信成、松平家乗、同乗壽等居城し、寛永十五年に至り、丹羽氏信二萬石を以て當城に封ぜられ、元祿十四年四代允音の時沒收せられ、松平乗壽の二男石川美作守乗政これに代り、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新撰美濃志、德川加除封錄)

イハムラタジヤウ　岩村田城　所在 信濃國佐久郡岩村田 沿革 元祿六年十一月内藤正勝一萬六千石に封ぜられ、此地を領す、享保七年に至り内藤正敬、新に岩村田館を建つ、寛延三年に至り地狹少なるを以て更に新館を建立す、子孫相繼ぎて之に治し、明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

イハヤ　石屋　太古、巨巖を穿ちて屋となすものを云ふ、天照大神、弟素盞嗚尊の無狀を憤り石屋に入て戸を閉て出で給はず、是を天の石屋と云ふ、また、伊都之尾羽張神は、常に石屋に住む、又天の石屋と云ふ、又大已貴命少彦名命並に石屋に住することあり、石見の志豆の石屋是なり、石屋後世或は伊波岐と云ふ(工藝志料)飜て按ずるに、石といふ詞は、神代に於て堅固の意に用ひられたれば、石屋といふもまた堅固なる家屋の義なるべし、蓋し眞實の岩窟としての意にも用ひたることあるはいふまでもなし、要するに、普通古代史に於て石屋といふ場合は、堅固なる家屋と解すること至當なるが如し、天石屋もまた此意にして、岩を圍み又は穿ちたるものにあらざるべきなり、

イハヤジヤウ　岩屋城　所在 筑前國御笠郡太宰府 起原沿革 元亀元年高橋三河守鑑種の始めて築く所なり、永祿十年毛利氏の大友氏と讎を生ずるや鑑種毛利氏に通ず、七月宗麟之を圍む、鑑種勢盡き、遂に城を以て降り、後ち出家して紹運と號す、天正六年宗麟日向に敗れて、九州大に亂る、筑前に

(好古類纂所載)

は岩屋、秋月、筑紫、鼎立せしが、天正十四年鑑種筑紫と和せしを以て、秋月氏薩摩の島津に結び、七月筑紫の一嶽城を攻め陷し、勢に乗じて岩屋城に迫る、紹運立花の援軍と共に死守して戰ひ、敵を殺す數多なり、然れど衆寡敵せず、終に自殺し、立花氏の諸氏皆之に殉す、城遂に陷る、秋月氏の部將代て之を守る、後ち豐臣秀吉九州征伐の時一戰にて敗れ、立花氏の有となる(筑前風土紀、太宰管内志)

イハユギ　磐靱　天磐靱(アマノイハユギ)を見よ、

イバラキノコホリ　茨城郡　古へ「ムバラキ」と云ふ、天保郷帳以來「イバラキ」と云ふ、「ムバラキノコホリ」を見よ、

井ハラサイカク　井原西鶴　名號 通稱平太夫、松壽軒、西鵬、鶴永、二萬翁、二萬堂等の號あり、法號仙皓西鶴といふ 事蹟 小説家にして俳人なり、寛永十九年大阪に生る、西山宗因に從て俳諧を學び、脅て住吉社頭にて一日に二萬三千句を吟じて二萬翁の稱を得、又戯作に最も名を轟せり、近松門左衛門、此の門に出づ、百年後滝澤馬琴その才に服し、大阪に出て西鶴の墓を吊し、徘徊去り能はざりしといふ、元祿六年八月十日死す、年五十二、大阪寺町誓願寺に葬る、西鶴能く當時の人情風俗を看、語氣服飾等を寫し、諷諧嘲謔の口氣を以て文章を巧みに弄す、只その作何れも卑猥なるを以て、後世識者の譏を免かれず、然れども當時是等の著書西鶴物と稱し世にもてはやさる 著書 好色一代男、同二代男、同三代男、男色大鑑、世間胸算用、彼岸櫻、西鶴織留等數十種(燕石襍志、俳諧奇人談、井原西鶴傳)

イハレノイケガミノミサザキ　磐余池上陵　用明天皇の御陵、大和國十市郡にあり、天皇崩御の時、此地に葬り、崇峻天皇四年河内磯長原陵に改葬す(書紀)

イハレノイケノベノナミツキノミヤ　磐余池邊雙槻宮　「イケノベノナミツキノミヤ」を見よ、

イハレノタマホノミヤ　磐余玉穗宮　名義 繼體天皇の皇居 所在 大和國十市郡(所在村名未詳) 沿革 天皇の二十年九月山城國乙訓宮より都を茲に遷さる、八年にして廢す(書紀、首府沿革論)

イハレノミカクリノミヤ　磐余甕栗宮　名義 清寧天皇の皇居 所在 大和國十市郡池内御厨子村 沿革 天皇の元年正月都し、五年にして廢す(書紀、首府沿革論)

イハレノヤマグチノジンジヤ　石余山口神社　所在 大和國十市郡安倍の長門邑○雙槻

神社ともいふ 祭神 所年祭山口神六座の一 沿革 聖武天皇天平二年神戸租稻八百十一束を以て祭神料に充て、平城天皇大同元年神封二戸を寄せ、清和天皇貞觀元年正月正五位下を授け九月風雨の御祈の爲めに幣使を奉り、醍醐天皇延喜の制大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る(神祇志料)

イハレノワカザクラノミヤ　磐余若櫻宮　名義 神功皇后及び履仲天皇の皇居 所在 大和國十市郡池田村 沿革 神功皇后攝政たりし時の都にて、攝政の三年正月磐余に都す、名づけて若櫻宮と云ふ、六十七年間にて廢す、履中天皇元年復都し、六年にして廢す(書紀、首府沿革論)

イヒシノコホリ　飯石郡　所在 出雲國 沿革 出雲風土記に、熊谷(クマタニ)村存す)三屋(ミトヤ)(三刀屋村あり)飯石(イヒシ)(神代中野等の地)多禰(タネ)(多根村あり)須佐(スサ)(朝原村等の地)波多(ハタ)(畑村あり)來島(キシマ)(村存す)の七郷あり、和名抄に、七郷の外賞原(カヤバラ)(村存す)田井(タヰ)(曾木村の邊)二郷を加へ九郷となす、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イヒダウチ　飯田氏　姓は清和源氏、其先は鎭守府將軍源頼義の弟頼清より出づ、頼清の三代村上顯清白川院藏人となり昇殿を聽さる、後ち事を以て信濃國に流さる、其子爲國の二男基國飯田に居するを以て、其子孫飯田氏と稱す(系圖纂要)

○基國——義基——義綱——頼秀——頼國——頼滿
　　└基滿——直基——頼直——直宗——昭珍——能直

イヒタカノコホリ　飯高郡　所在 伊勢 起原沿革 續紀聖武天皇天平十年九月の條に始めて見ゆ、古へ伊勢飯高君の居りし所にて、飯高國と稱せり、和名抄に、上枚(カムツヒラ)下枚(シモツヒラ)丹生(ニフ)英太(アカタ)立野(タチノ)勝宋、神戸(カムベ)の七郷あり、文治の頃南北兩郡となり、後世又合せて一郡とす、明治二十九年三月本郡飯野郡と共に廢して飯南郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イヒダジヤウ　飯田城　所在 信濃國伊奈郡飯田町、西方天龍川の平野を帶び、野足川城地の東を流れ南方松川あり、西方より流れて野足川と合し天龍川に入る ○長姫城、六本杉家山城とも稱す 起原沿革 鎌倉時代源頼朝の代官近藤周宗、今の飯田の脇、上飯田の地に居館を構へ住す、後ち小笠原真宗の孫坂西孫六郎宗滿居館を建つ、後ち今の飯田に移り築き長姫城(長姫城)と云ふ、應永中、飯田判官代基國之に居す、天文十六年十二月城主秋山晴近伊奈郡三千貫の地を奪うて、武田晴信に獻ず、後ち保科氏城代となりて治す、天正十年織田信長の時子信忠をしてこれを攻めしむ城陷る、信長因りて近臣毛利秀頼を城主となす、十三年七月豐臣秀頼、十萬石に封じ、後ち小慶長五年德川家康京極高知を八萬石に封ぜらる、笠原秀政(慶長六年二月五萬石)脇坂安元(元和三年六月五萬石)相次でこれを領し、寛文十一年閏六月堀親昌二萬石を以てこれに代り子孫相繼ぎて明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

イヒダテツゼニ　飯田鐵錢　江戸時代に於ける錢貨の一種、明和二年より同五年に至る間、甲斐國飯田にて鑄造する所、質は鐵にて徑八分、重一匁、二種あり(新寛永錢譜)

イヒトヨアラノミコト　飯豐青尊　名號 忍海飯豐青天皇とも申す 系譜 市邊押磐皇子の皇女、母は荑媛、弘計(顯宗天皇)億計(仁賢天皇)二皇子の皇姉 事蹟 清寧天皇、五年正月崩御の後、二皇子互に位を讓りて帝位につき給はず、茲に於て、鼎忍海角刺宮の朝に臨み、假に政を執らる、その歳十一月崩ず、年四十五、墓城地日丘陵に葬る、世に、攝政にあらずして卽位なりと論ずる史家あれども、證左未だ全からず、暫く舊傳に從ふ(書紀、皇胤紹運錄)

イヒトヨテンワウ　飯豐天皇　飯豐青尊(イヒトヨアラノミコト)を見よ、

イヒノ　飯野　所在 上總國周淮郡飯野宿 沿革 慶安元年保科正貞二萬石に封ぜられ、陣屋を置きて治む、子孫世襲して明治維新に至る(上總國誌、明治政覽)

イヒノノコホリ　飯野郡　所在 伊勢國 起原 天智天皇三年、多氣郡の四郷を割きて始めて之を置き、飯野高宮村に屯倉を建て、評督(コウノカミ)を置きて司らしむ 沿革 光孝天皇仁和五年三月勅して一代を限りて神宮に寄附し、宇多天皇寛平九年九月に至り、神郡に入れ永例となす、延喜式に、飯野郡の内、十一町六段神田其餘は封戸なりと見ゆ、和名抄に、乳熊(チクマ)兄國(エクニ)黑田(クロダ)長田(ナガタ)濟代(コイシロ)神戸(カムベ)等の六郷あり、其兄國郷は後世多氣郡に入る、又和名抄多氣郡なる櫛田郷は、本郡中央の地なれば、恐らく和名抄の誤か、明治二十九年三月本郡飯高郡と共に廢し、其地飯南郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イヒホノアマテルノジンジヤ　揖保天照神社　所在 播磨國揖保郡(揖東郡)上伊勢村 ○伊勢宮ともいふ 祭神 清和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列す、凡毎年九月二十二日祭を行ふ(神祇志料)

イヒホノコホリ　揖保郡(揖穗)　所在

播磨國 地原 安閑天皇二年五月越部屯倉を置く、即ち此地なり、後ち建て郡となす、續紀桓武天皇延曆七年十一月の條に始めて郡名見ゆ 沿革 書紀飯粒、阿宗君此地に住す、扶桑略記揖穗に作る、和名抄に、栗栖(クルス)香山(カコヤマ)越部(コシベ)林田(ハヤシダ)桑原(クハハラ)布施(フセ)上岡(カムツチカ)揖保(イヒホ)大市(オホチ)大田(オホタ)新田(ニヒタ)浦上(ウラカミ)小宅(コイヘ)廣山(ヒロヤマ)大宅(オホヤケ)石見(イハミ)中臣(ナカトミ)神戸(カムベ)等の郷あり、後世分れて、揖東、揖西二郡となり、正保圖之に仍り、寛文中併て揖保郡に復し、元祿圖また揖東揖西に分ち、以後之に仍る、明治二十九年再び揖東揖西二郡を合併して揖保郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イヒムロ　飯室　延曆寺(エンリヤクジ)を見よ、

イヒモリヤマ・ジヤウ　飯盛山城　所在 河内國北河内郡四條村大字北條の東なる山頂に城址あり、山背に室池あり、西方一帶沼澤の地なり、京都男山より河内和泉大阪に通ずる要路に當る、故を以て古來より兵戰の地となる 沿革 正平四年楠木正行山下の四條畷に北朝高師直と戰て敗死す(建武元年北條の餘孽之に據りしこと、河内名勝志五畿内志にあれど甚だしき誤謬なり)天文元年畠山氏の兵此に據る、管領細川晴元の爲めに陷いらる、永祿中三好長慶築きて之に移る、長慶の死後畠山氏の將遊佐信教攻めてこれを復す、後ち織田信長の略する所となる(河内名勝志、五畿内志、諸國廢城考)

イヒヤマ・ジヤウ　飯山城　所在 信濃國水内郡飯山町、千曲川の西岸 起原 天正五年上杉謙信始めてこれを築き、七年に成る、家臣、宮川清、上倉、小佐原、南條、中曾根、小境、北城、今井、額今戸等諸氏交々代て之を守る、十年三月森長一之を領し、十八年家臣等交代して守る、慶長五年德川家康の時更めて森氏に賜ふ、八年德川忠輝に賜ひ、家臣皆川廣照これを守る、十五年十二月堀直寄三萬石に、元和二年三月佐久間安次三萬石に封ぜらる、寛永十五年十月松平忠重(四萬石)寶永三年二月永井直敬(三萬二千石)八年三月青山幸侶(四萬八千石)等相次ぎて本城に治す、享保二年二月本多若狹守助芳三萬五千石に封ぜられ、子孫相繼で明治維新に至る(千曲眞砂、明治政覽)

イヒヨリヒコ　飯依比古　神代に讃岐國を司りし神の名(古事記)

イフ　夷俘　もと蝦夷人にて皇化に歸し、內地に住するものを云ふ、單に夷とも稱す、江次第抄に、或云夷俘、其屬在三陸奥出羽(後分二居諸國一)見二類聚國史風俗部一といひ、夷俘と俘囚とを同じとなすは誤なり、俘囚は、抄の如く王民の蝦夷に虐られたるものなれども、夷俘は夷人なり、弘仁二年十月征夷將軍文室綿麿に下し給へる勅に、蝦夷者依レ請須二移二配中國一、唯俘囚者思二量便宜一安二置當土一、勉加二教喻一、勿レ致二騷擾一、延曆十一年十一月甲寅紀古佐美等二陸奥俘爾散南公阿波蘇、宇漢米公隱賀、俘囚吉彌侯部荒島等於朝堂院一云々と二者列擧せるにても其別を證するに足れり、尙ほ夷を褒するには爵五等あり、爵盡きて位を叙す、俘には爵なし、又夷俘に夷長あり、俘囚に俘囚長あり、又夷の姓は膽澤公、遠膽澤公、爾散南公、大墓公、盤具公、宇漢米公、邵和利別公等あり(夷種もと姓なし、和銅三年四月陸奥蝦夷等請レ賜二君姓一、同年於編戶一詳レ之とあり、此頃よりのことなるべし)俘囚の姓には、吉彌侯部、道公、大俘部、伴部、丸子等、皆皇別神別の流、若くは其部曲の民なり、以て其異なれるを知るべし、然れども俘囚を單に俘と云ふを以て夷俘の夷と連記して夷俘となし、俘囚夷俘の概稱に用ふる事あり、續紀に、寶龜四年正月丁丑朔御二大極殿一受レ朝、文武百官及陸奥出羽夷俘各依レ儀拜賀」とある是れなり(俘囚夷俘辨)

イフ　揖　敬禮の一種、人に向ひ笏を把り、支體を前に傾くるをいふ、推讓の意なり、主として朝廷の儀禮に行ひたり、凡て列に就くにも揖し、列を離るゝにも揖し、座を起つにも揖し、座に着くにも揖し、殿に昇るにも揖し、殿を下るにも揖するなど、揖には許多の法ありて、極めて煩雜なれば、昔時は公卿辨官の作法はたゞ揖にありと稱して、大にこの法に力を盡したり、而して主客相揖するに、互に十數揖に及ぶものもありき、また立揖、座揖、深揖、閑揖等の別あり、立揖は立ちて揖するをいひ、座揖に座して揖するをいひ、深揖は兩手を以て笏を執り、腰を折りて俛伏するをいひ、閑揖とは腰を折るのみにて俛伏せざるをいふ、一に小揖とも稱す(古事類苑禮式部)

井フ　位封　諸王諸臣の三位已上に給ふ食封を云ふ、ジキフ」參看(令義解)

イフキデラ　伊吹寺　所在 近江國坂田郡伊吹山の南麓柏原驛より五十町以北○觀音護國寺と號す 起原 寶龜中三修沙門、光仁天皇の御願により伊吹山に四箇の梵刹を建立す、所謂觀音寺、彌高寺、太平寺、長尾寺等なり 沿革 元慶元年十二月勅して定額寺に列す、後醍醐天皇僧綱職の綸旨並に當國長岡庄鳥羽上郷を賜はる、貞和三年丁亥寺を今の地に移す、佐々木高氏の奇大原判官先祖追福の爲めに、應

永十年より毎歲法華千部の讀經を爲す、寄附の寺領日々倍增して堂舍宏大七堂伽藍の靈地たり、天正元年織田信長淺井を攻むる時、當時の伽藍を破壞し、横山に向ひ城を構へぬ、其後兵火にかゝりて、悉く燒失す、其後纔に再興す(名跡案內記、近江輿地誌略)

イフキノジンジヤ　伊吹神社　所在 近江國坂田郡伊吹山の麓伊吹村○伊吹大明神とも云ふ 沿革 霜速比古命の子多々美彥命、夷服岳神 沿革 文德天皇嘉祥三年十月從五位下清和天皇貞觀元年正月從五位上となり、九年四月神祇大祐大中臣朝臣常道を遣はして弓箭鈴鏡を奉り、陽成天皇元慶元年十二月從三位を授く(神祇志料)

イフキノヤ　息吹廼舍　平田篤胤(ヒラタアツタネ)を見よ、

イフキヤマ　伊吹山　所在 近江美濃の堺、坂田郡に屬す 形狀 海拔四千三百尺、西南の麓春照驛より登る、山腹に三所權現あり、山徑險峻岩石多し、絕頂を彌勒と名づく、方四町許常に疾風あり、彌勒の石像を安ず、頂を南下すれば阿彌陀峯あり、彌高寺觀音堂あり、太平寺は伊吹山の西麓にして、其北に伊吹神社あり、山中藥草多し、卽ち伊吹艾なり 沿革 景行天皇四十年日本武尊東征の歸路、此山に登り惡神を退治して病を得しゝ、史上に現る、平安京の時、七高山の一にて、江北の鎭山となす、寶龜四年僧安祥、光仁天皇の御願により佛宇を建立す、後ち佐々木氏信當國の守護となり、京極と稱し館を山腹に置き、江北殿と稱し、子孫世襲三百年の治所たり(名跡案內記、近江輿地誌略)

イフク　衣服　【太古】有史以前の風詳かならざれども、史家の案ずる處によれば、まづ下肢には褌を穿ち、次に體の上部に衣を被る、衣の長は短くして膝に至らず、袖は筒袖にして、行(ハヒ)は手頸を隱とす、襟は大抵左衽にして、上頸(盤領)あり垂頸あり、上頸襟は襟を緊く頸に纏らし、紐を以て結びたるものにして、其上に帶を結ぶ、帶は一周りの長さなる細き紐に過ぎず、男女すべて一樣の服を着して、未だ後世の如き差異を生ぜず、また游須比(オスヒ)といふものあり、男女共に面貌を隱さんが爲めの服と見ゆ、其狀詳かならざれども、後世の被衣(カツギキス)の如く、頭より被りて衣の上を掩ひ、下は禰まで垂るゝものなるべし、概するに當時は貴賤に關せず、肌膚を露はすことを忌み、常に衣服を以て身體に被ひたりき【上代】三韓との交通漸く開くるに及び、其影響を受けたることまた多く、

【(上代)】雄略天皇の朝には、朝服は彼の制に倣ひしが如し、足に穿つには、襪沓あり、然れども天皇が遺詔して、朝野の衣冠いまだ鮮麗ならざりしを恨み給ひしことあるを思へば、なほいまだ備はらざりしを知るべきなり、推古天皇の十一年に至り始めて冠位の制を定む、是より以前も冠といふものなきにあらざりしも、これを以て人の尊卑を別つの制なかりしを、此時より支那の制に倣ひて冠位の沙汰あり、各々當地の絁に着けたるものにして、翌十二年正月より此制を實行し給へり、其服は錦、紫、繡、織及び五色の綾羅を用ふ、かくて隋と交通せるより邦人は彼の文化を欽慕し、只管彼の風に模せんことを勉め、隋にては左衽を夷狄の風なりと卑下せしが、俄に右衽に改むるもの多かりき、またその十三年には、朝禮を改定して、諸王諸臣には、襠(ウヘモ)を着けしめられき、襠は褌の上に着くるものなり、孝德天皇大化三年、改めて七色十三階の冠を制す、一曰纖冠、服色深紫を用ふ、二曰錦冠、服色上に同じ、三曰紫冠、服色淺紫を用ふ、四曰錦冠、服色眞緋を用ふ、五曰青冠、服色綠を用ふ、六曰黑冠、服色綠を用ふ、七曰建武(服色見えず、綠などにや)天武天皇十三年、又爵位名號を改めて、階級を增加し、朝服の色を定む、淨位以上並に朱華、正位深紫、直位淺紫、勤位深綠、務位淺綠、追位深蒲萄、進位淺蒲萄とす、持統天皇四年、百官及び畿內有位者の上日を考へ、善最功能氏姓の大小を以て、冠位を量り授く、其朝服は淨大壹已下、廣貳已上黑紫、淨大參已下、廣肆已上赤紫、正八級赤紫、直八級緋、勤八級深綠、務八級淺綠、追八級深縹、進八級淺縹上下綺の帶白袴を通用す、其餘常の如し、文武天皇大寶元年始めて新令に依て改めて官位服色を制す、親王四品以上、諸王諸臣一位皆黑紫、諸王二位以下、諸臣三位以上赤紫、直冠上四階深緋、下四階淺緋、勤冠深綠、務冠淺綠、追冠深縹、進冠淺縹、皆漆冠なり、綺帶、白韈黑革舄、直冠以上皆白縛口袴、勤冠以下白麻裳、これ漢韓交通以來、彼の土の制にも斟酌して定められたるものにて、是に至りて備はれるなり、衣服令によるに、禮服、朝服、制服の三等あり、これ愈整ひたるものにして、禮服は大祀、大嘗及び元日に着し、五位以上の服なり、朝服は諸臣朝廷の公事に着し、制服は無位の官人、及び庶人が朝廷の公事に着するものなり、女子また三等の服あること男子に同じ、要するに此時代の先後に因りて差異あり、貴賤高下に從ひて等級ありと雖も、全體を一括していへば、體の上部には衣あり、下部には袴あり、共に細くして、後世の吾國の服よりは、却て現今の洋服に似たり、袴の上に裳を着け、また襠を着く、帶は多く高麗錦を用ふ、また組帶あり、いづれも幅甚だ窄くして組の如く、一重廻して前にて結びたり、また肩衣といふは、袖なくして肩ばかりに垂れたる略服なる

べく、袖付衣といふは、尋常の袖に、なほ一幅の袖を縫ひ添へたる美服なるべし、なほ襟は、もと左衽なりしを、推古天皇の頃より、朝廷の官人等は續々右衽に改めたれども、下級の細民はなほ舊來のまゝなりしが、養老三年令して、悉く天下の萬民をして衽を右にせしむ【奈良朝時代】に就きては、泰平打ち續くに(王朝時代)ことなし【平安朝時代】に入りては、泰平打ち續くに從ひ、人々容儀をつくろひ、衣服も漸く華美となり、衣服の種類も、前代に比して多くなりたり、まづ、男子の服裝よりいへば、親王以下諸臣の服する禮服には、玉冠、大袖、小袖、單、裳、表袴、大口、綬、玉佩、牙笏、劍、鞾等あり、天皇には袞龍の御衣あり、これ等は第一の禮服として、大祀大禮の外に着することなければ、使用の場合甚だ少し、通常の禮服として、天皇より諸臣に至るまで、公事朝拜の時に用ふるものを束帯とす、束帯には、最上に着するを袍といふ、縫腋闕腋の二種あり、其下に着するを下襲といふ、背後の裾長く地に曳くを常とす、裾と下襲との間に半臂を着ることあり、下襲の下に袙單を着る、而して下肢に着するものにては、最上なるを表袴といふ、其下に大口を穿つ、また小口の袴あり、頭には冠を被むる、武官は其兩側に緌をつけ、また纓を卷く、足には襪を穿ち、其上に履を用ふ、文官は笏をもち、武官は肩に、矢を挿したる胡籙を負ひ、手に弓を携ふ、また神事の時には、袍の上に小忌衣を着したり、なほ束帯を省略したるものに直衣あり、略服なり、之を着する時は下襲を省き、表袴の代に指貫の袴(半袴)を穿つ、其他狩衣、直垂、水干、小直衣等あり、女子の服裝には、唐衣、裳、表着、袖、袴、領巾、羅帶等あり、唐衣は表着の上に着用するものにして男子の袍に相當す、禮服なり、表着の下に袙を着る、袴は襲ねること二十餘枚に至るもあり、後ちは其數を五ツに定めたるがゆゑに五衣といふ、其下に打衣、單などを着る、體の下部には袙の下に袴を穿ち、後に表着の上に裳を着く、此外なほ小袿、細長、汗衫等あり、爾來京都公家の服裝は右に述べたるが如くにして江戸時代の末年まで大變せる所なし【鎌倉時代】武家にては、平生直垂また水干を着し、烏帽子を冠れり、侍郎等(鎌倉時代)などは、直垂、水干の袖長くして、動作に不便なるを厭ひ、これを省くもの少なからず、之を手無(デナシ)といへり、庶人は烏帽子、袴を着けたれども、直垂水干等を着ることなし、武家の婦人が家居の服裝も、男子の如く簡樸質素なりしが如し、また建長五年には、幕府新令を布きて、諸家女房の裝束を制し、五衣に練貫以下の過差を禁じたることあり【室町時代】武家の服には素襖あり、其名鎌倉の頃にはいまだ見えず、此期に至りて始めて之あり、略服なるがゆゑに、正式の時は之を脱ぎて直垂を着したり、素襖をまた上下といへども、一般に上下といふは、手無に袴を着けたるものにして、上下同色同紋なるをいひ、應仁以後(室町時代)武人の平服には允行はれたり、直垂は專ら武人の禮服なりしが、足利義滿治世の頃より、公家にも之を着用するに至れり、無位の武士は布直垂に家の紋を付け、之を革緒の直垂といふ、布直垂に家の紋を付することは、この時代の初より行はれ、後世之を大紋といへり、なほ戰國の頃よりは十德、羽織等をも生じたり、女子の服は詳かならざれども、武家にては禮式の時には、帶を結びたる上に小袖を打ちかけて着る、之を袿衣といひて、公家の五衣に當れり、後世「カイドリ」と稱す、帶は男帶の廣さ二寸ばかりあるを、左右を論ぜず、一方の脇にて片結に結びたり、されど前にて結ぶを正式とす【江戸時代】(江戸時代)此時代に於ける服制は、公武共幕府の制定せる所にして、公家のは慶長二十年に成りし禁中條目に之を規定せり、武家のは、元和二年に略ぼ整ひ、三代將軍德川家光の時に至りて、概ね規定せられたり、直垂狩衣等を以て正裝と爲すこと、なほ鎌倉室町の舊制に從へり、卽ち直垂は將軍以下、諸大名等侍從以上、三位以上、狩衣は同四位以上、大紋は五位諸大夫の服にして、五位諸大夫以下は布衣を用ふ、素襖は平士、及び國持大名、侍從以上の家臣の着用する所なり、其他長袴半袴等あり、大小名以下、將軍、世子も通じて禮服とす、上下は無地を正式となしゝに、後には小紋を用ひたり、なほ大禮には將軍諸大名等は衣冠束帶を用ふるの制なり、其他民間等に於ける衣服の變遷に就きては、到底記述するの繁に堪へざるがゆゑに凡て省略に從ふ、而して、衣服の各種類に關しては、各其條あり、就きて見るべし、冠(カンムリ)位階(キカイ)禮服(レイフク)朝服(テウフク)制服(セイフク)衣冠(イクワン)束帶(ソクタイ)十二單(ジフニヒトヘ)女房裝束(ニヨウバウシヤウゾク)參看(日本制度通、德川盛世錄、藤岡氏日本風俗史)

イフクイカヅチナルイカヅチヨシヌノオホクニスミタマノジンジヤ 氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社 所在 大和國高市郡今の飛鳥川の東雷土村雷岡に在り、もと吉野郡國栖村にあり、後ち波多郷稻淵山に移す○九頭明神とも云ふ 祭神 氣吹雷響雷神吉野大國栖御魂神(吉野大國栖御魂神は蓋し吉野國栖部の祖盤穗排別神なり) 沿革 清和天皇貞觀元年七月官社に預り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、新年月次新嘗の案上帶鳥に預る(神祇志料)

イフスキノコホリ 揖宿郡 所在 薩摩

國 沿革 和名抄に、揖宿郷あり、後ち揖宿氏之に居す、後世訛て指宿に作る、寛文中より揖宿に復舊す、明治二十九年三月頴娃、給黎の二郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

井フンシジン 位分資人 資人(シジン)を見よ、

イヘカカヘ 家抱 江戸時代、土地の風俗により祖先より代々召仕の者に、地所を付與して家來同樣に取扱ひたるものをいふ、諸國にて、門屋、庭子ともいひ、西國にては名子とも稱す、地方凡例錄に、百姓の譜第の下人なりといへり○明治五年八月家格を立て、取扱を異にすることを禁じ、其名を止む(法令全書)

イヘガラ 家柄 名義 筋目正しき家、並に家格をいふ 起原沿革 其起り詳かならずと雖も、古へ我國の風民族を重んじ家系を尊ぶより自ら胚胎せり、王朝時代藤原氏政權を執り攝關は必ず我家の有と爲し、其子孫は一定の官位に叙任せらるゝことゝなりてより、遂に攝家、清華、大臣羽林家などの家柄あるに至る、而して其家柄にあらざるものは、賢才ありと雖も一定の範圍より進むこと能はず、江戸時代に至り、殊に其制を立て諸侯の家に依りて官位の初叙、昇進を定め或は營中の諸所を別にし、或は園薄の制裁を立て、或は嫡子元服の時一字拜領の特典等あり、「カカク」參看(有職釋中抄、柳營祕鑑、武家覽要)

イヘシマノジンジヤ 家島神社 所在 播磨國揖保郡(今揖東郡)家島の宮浦○宮浦明神とも云ふ 起原沿革 仁明天皇承和七年六月官社に預り、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡七月三十日祭を行ふ(神祇志料)

イヘタダニツキ 家忠日記 巻数 無卷數、寫本七册、東京帝國大學にて刊行せる史料叢書に收む 内容 天正五年十月に起り、文祿三年九月に訖る、大凡十八年間の深淵の松平家忠の日記なり、家忠戰爭の餘暇自ら其見聞を筆記して備忘に備へしもの、當時列國の情狀、諸將の動靜より、德川氏君臣拮据經營の跡に至るまで、片言雙句皆實錄にて、其梗概を見るに足る、原本島原松平氏に藏す、今傳ふる所の者橫綴小本七册書體賞賞なり、明治三十一年大學に於て刊行す(家忠日記、家忠日記考)

イヘタダニツキゾウホツ井カ記增補追加 巻数 二十五卷、寫本廿五册 内容 松平家忠の戰爭の間筆記する所の者を見て、志を起し、治世に文を以て行ふ士道なりと、家忠の日記を本とし其說を敷衍し、十五年にして稿を脫す、文祿三年以上を增補、慶長元年以下を追加とす、寛文三年向陽林子序、五年仲秋發題、八年戊申宗家主殿頭忠房の跋あり、此書家忠の日記を基とすれども、體裁記述面目を異にし、行文片假名を用ひ、材を他書に取り、綴拾補足選擇の間眞僞混じ、誤るもの少からずと雖も、元和以來德川氏の創業を記述し、集めて大成するもの、此書を嚆矢とす 著者 松平家忠の孫忠冬、深淵松平の支流(家忠日記增補追加、家忠日記考)

イヘヅカサ 家司 「ケイシ」を見よ、

イヘデ 家出 不身上にて妻子を養育し難く、立退きて身を隱すをいふ、江戸時代の用語、凡て同居の者立退きし時は缺落にて、立退とは詞ばかりにて名目にあらず(地方凡例錄)

イヘヌシ 家主 「ヤヌシ」を見よ、

イヘノヲサ 家長 戸主に同じ、「コシユ」を見よ、

イヘノコ 家子 武門の庶子、及び分家一族等をいふ、王朝時代の末、豪族各地に興りて兵馬を蓄へ土地を領有する者多く、大なるを大名、小なるを小名等と稱し、其氏族蔓衍するに從ひ、本宗を號して總領といひ、旗類を家の子と稱すること、なれり(武家名目抄、俚言集覽)大條條記に、本領を持たる名代の人の奉公するを家の子といふ、一家の端なれども本領重代の名字懸る所なき人をば家の子といはず家人といふ」といひ、退耕抄に、昔將軍家御上洛の時、京師にて人のいひし說に、酒井雅樂頭は家子の第一、井伊掃部頭は郎等の第一といひし也、家族を家子、家從を郎等といふ也」とあり、

イヘノモン 家紋 「カモン」を見よ、

イヘモト 家元 江戸時代に於て、技藝の正統を傳へ來れる家をいふ、なほ本家といはんが如し、

イヘヤスノシテンワウ 家康四天王 德川家康肱股の臣、井伊直政(キイナホマサ)本多忠勝(ホンダタダカツ)榊原康政(サカキバラヤスマサ)酒井忠次(サカキタダツグ)の四人をいふ、詳しくは各人の傳を見よ、

イホトノミヤ 廬戸宮 黑田廬戸宮(クロダノイホトノミヤ)を見よ、

イホバラノコホリ 廬原郡 所在 駿河國 起原沿革 景行天皇紀に、阿倍廬原國とある地にして、廬原公、廬原國造等の居りし所なり、和名抄に、西奈(セナ)大井(オホヰ)河名(カハナ)廬原(イホバラ)蒲原(カムバラ)息津(オキツ)等の郷あり、元祿圖庵原に作り、以後皆之に仍る、天保郷帳「イバラ」と訓み、爾後「イバラ」「イホバラ」の兩訓を用ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イホリ 廬 假構の小屋をいふ、後ち專ら庵

室の意に用ひたり、倭訓栞に、日本紀及び和名抄に、營をよめり、軍營也、或は廬をよめり、田中を主とす、田のいほり、柴のいほり、谷のいほり、花のいほりなど訛によめり、萬葉集廬入とも書り、又野べにいほりてとよみ、曾丹集にも、いほりてをらんとよみたれば、軍中旅行農耕のかりそめわざを知るべし云々」といへり、

イホリテン　庵點　文句の肩書に施したる「丁の如き點をいふ、武者物語に、首帳にイホリ點を用ふる故に、人の名などに此の點をかくるは忌むべきものなりといへり、今其例を出せば左の如し、（俚言集覽）

討捕首註文之事
「首一　渡部兵左衛門　山田治部左衛門　討捕太刀下
「首一　名字官　名字官　鑓下
「山下助左衛門　名字官　生捕之
右の二色の點の内　云々（二色とは首一とぜる二ツをいふ）

イホリノノミヤ　廬入野宮　檜隈廬入野宮（ヒクマイホリノノミヤ）を見よ、

イマ井カネヒラ　今井兼平　名施　姓は中原、四郎と稱す　系統　信濃權守兼遠の子　事績　木曾義仲の兵を信濃に擧ぐるや、常に之に從ひて屢々軍功あり、兄樋口兼光、根井幸親、楯親忠と共に木曾の四天王と稱せらる、養和年間源行家、源頼朝と隙あり、來りて義仲に投ず、頼朝聞て大に怒り、使を遣はして行家を求め、且つ曰く行家を出すを欲せざれば、義高（義仲の子）を出して質とし、以て他意なきを表すべしと、義仲因りて諸將に謀る、兼平曰く、先づ大人義賢、源義平に害せられて露既に前に聞く、而して源頼朝主君に猜防なきこと能はず、よろしく早くこれを絶つべしと、義仲用ひずして、遂に義高を出して質と爲す、壽永二年平維盛大擧して來攻し越前國燧山城を陷いる、兼平卽ち兵六千を率ゐて越中に入り、平盛俊と般若野に戰ひて大に之を敗り、二千餘人を斬る、既にして義仲の法住寺殿を犯すや、兼平兵三百餘騎を率ゐ、瓦坂より進みて、火を宮殿に放ち、自から射て清原近業を斃す、源義經、同範頼等頼朝の命により來り討つに及び、之を勢多に拒ぐ、會々宇治橋守を失し敵京師に入るを聞き、殘兵を率ゐて歸落し、義仲に粟津に遇ふ、散兵を〻集り四五百騎を得たり、茲に於て再び東兵と戰ひ、義仲の兵死傷殆んど盡く、兼平自裁を義仲に勸め、單騎搏戰して追兵を遮り、義仲の既に死ぜるを見、刀を口に銜み馬より投じて死す（大日本史）

イマ井ソウキウ　今井宗久　名稱　名は久秀、彦左衛門と稱す、入道して宗久と號す　系統　佐々木氏の後裔、祖高宮信綱近江今江を領し、因て今井と改む（或は大和今井といふ）　事績　茶匠、初め茶道を武野紹鷗に學びて其の術を究め、遂に女婿となる、豐臣秀吉に仕へ、二千石を領す、當時千利休及び宗薫と共に茶家三宗匠と稱せらる（茶人系傳）

イマ井ソウケン　今井宗薫　名施系統　名は久綱、帶刀左衛門と稱す、入道して宗薫と號す、父を宗久といふ　事績　茶匠、父及び千利休と并せ三宗匠と稱せらる、豐臣秀吉に仕ふ、大藏法印に擬せらる、秀吉の薨後、德川家康の寵遇を受く、堺津住吉に住し三百石を領す、大阪の役起るに及び大阪の黨宗薫父子を惡み捕へて禁錮す、後ち織田有樂齋の爲めに救はれ德川氏に屬す、寛永四年四月十一日死す、年七十六（茶人系傳、茶人系譜）

イマエダリウ　今枝流　今枝左仲が創めたる劍術の一派○左仲は、相模國鎌倉に住し武藝を好み、諸流の奥旨を極め、これを綜合して、天保の頃遂に一派を立つ、此流の敎、足の運び甚だ難し、勝負するに上構、うけ構、はれ構などあり、當流の極意二刀にて紅葉重、新き位などいふあり（武術流祖錄、擊劍叢談）

イマヲジヤウ　今尾城　所在　美濃國安八郡今尾村　起原沿革　文明中齋藤氏の徒士中島重長始めて此地に築き住し、四代七十年に傳ふ、後ち高木無樂此城に移り、織田信長に從ひしが、尋で池田勝入の臣森寺、戸倉等之に居す、天正十五年市橋長勝二萬五千石を以て此地に封ぜられ、慶長五年石田三成の黨丸茂三郎兵衛を追討せる功により德川家康より一萬石を加增せらる、十三年伯耆矢橋に移り、元和五年尾張家の領地となり、國老竹腰山城守正信三萬石を領知し、此に館を構へて居住し、子孫相繼ぎて明治維新に至る（新撰美濃國志、濃陽志略、明治政鑑）

イマカガミ　今鏡　巻数　十巻　内容　大鏡の後を繼ぎて、後一條天皇萬壽三年より高倉天皇嘉應中に至る、十三代百四十餘年の天皇、及び道長の子頼通以下基房に至る藤原氏の紀傳を基とし、それに附隨せる種々の逸話等を和文にて記したる歷史なり、本書一名續世繼、又は小鏡といふ、今鏡と稱せるは、序文に「古をかゞみ今をかゞみるなどいふことにてあるに古もあまりなり今鏡とやいはまし又をさをさしげなる程よりも年も積りしもしらず、みめもさゝやかなるに小鏡とやつけまし」とあるにて明なり、續世繼とは、榮花物語を世繼物語といへるより稱し、小鏡も亦大鏡に對してつけたるものなり　事績　未だ詳かならず、黑川春村は、水鏡の作者中山内府忠親といひ、屋代弘賢は、源内大臣通親なるべしといふ、此書作りしは高倉天皇嘉應元年ならんといふ、碩鼠漫筆に、此書を作り出でしは、嘉應庚寅と序文に見えて論なけれど、實は前年の春などの程より書き初められしなるべし、其徵は、第八はら〳〵の御子の卷に宰相中將家政と聞えし御女待賢門院におはしましけるも、鳥羽院の御子生み奉り給へりし吉田の齋宮と申しき、それも失せ給ひて八九年にもやなり侍りぬらんとあるにて知らる、此齋宮は鳥羽院第三の皇女にて應保元年十月三日薨去の由、一代要記に見えたり、應保元年より九年の後は卽ち嘉應元年にあたれりといへり（今鏡、群書一覽、比古婆衣、碩鼠漫筆）

イマガハウヂ　今川氏　姓は清和源氏、足利義兼の孫吉良長氏の二男國氏より出づ、國氏長氏の隱居地を相續して、三河國幡豆郡今川庄に住居し、今川四郎と稱す、子孫依て今川氏と號す、九代氏親より國漸く大、其子義元武略あり、駿遠參を合併し、終に尾張を平呑せんと欲し、永祿三年兵を進めて桶狹間に至り、織田信長の爲めに殺され、今川氏大に衰ふ、其子氏眞信長に敵するを得ず、永祿十一年終に相模に奔る（今川記、系圖纂）

○國氏—基氏—頼基—頼貞（依無子國範氏）
國範—範氏—泰範—範政
貞世—貞臣—貞相—範將—貞廷—一秀—氏貞
氏俊—氏詮—正勝—清貞
氏廣
範忠—義忠—氏親—氏輝
義元—氏眞—範以—範英—範明—氏堯—氏睦
高久—高如—伊氏—範堺—信方

氏如—氏長—高美—言氏—高儁—氏繁—氏恒
範高—範信—範主—範彦—義泰—義彰
義用—義順—範叙

イマガハウヂザネ　今川氏眞　名稱　幼字五郎、入道して宗關といふ、法名仙巖院豐山榮公　系統　義元の長子　事績　永祿三年五月從五位下に叙し、治部大輔に任じ、上總介と改め、相伴衆に列す、父義元桶狹間に戰死するや、其封を襲ひ、漸く群小に親昵し荒淫度なし、國人畔き去るもの多し、十一年武田信玄兵を率ゐて來り犯し、諸城皆陷り、僅かに掛川、花澤、松枝等の數城を保つのみ、元龜元年正月信玄また來りて花澤城を圍む、氏眞卽ち妻孥を携へて小田原に奔り、北條氏康に據る、氏康之を品川におきて撫養す、氏康の子氏政、氏眞と隙あり、之を殺さんことを圖る、氏眞因て難を避けて德川家康に投ず、家康爲めに八百貫の地を給して好遇す、後ち畿甸に遊寓し、織田信長の盛大なるを欽艷してまた復讐の念なく、天正三年遂に遺寶千鳥香爐等を獻じ、京都相國寺に赴きて信長に謁す、人之を醜とす、四年遠州濱松に至る、家康憐みて之を駿河に納る、十年信長武田氏を亡ぼし駿河の地を家康に加封するや、割きて氏眞に與へんとす、信長聽かざるを以て議遂に止む、氏眞遂に食邑を失ふ、家康後に第を品川に給してこれにおく、慶長十九年十二月卒す、歲七十七、子孫世々幕府に仕へて高家となる（野史）

（氏眞花押）

（氏眞花押）

イマガハウヂチカ　今川氏親　名稱系統　五郎と稱す、義忠の子　事績　文明十二年父義忠戰死す、母に抱かれて山中に匿る、國土亂る、母令して曰く、孺子に背く者は皆我敵なりと、國人叛くなし、各黨を樹て拮抗す、足利政知其駿州の亂るゝを聞き、上杉政憲をして平鎭せしむ、遇々氏親の外舅伊勢長氏來り、其姉を訪ふて駿府に在り、以て兩方の將士に說き、和議成て長氏氏親母子を迎へ府第に入る、後ち氏親修理大夫に任じ上總介を兼ぬ、永正十三年兵を發し、大河内氏を安部山城に攻め之を拔く、終に遠江を併呑す、今川氏是より大なり（野史）

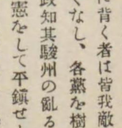
（氏親花押）

イマガハヱイコベン　今川永小判　名稱　室町時代に於て駿河國の領主今川の作りし金貨、宣秀卿記に、駿州金とあり、又駿河小判、永小判ともいふ　特徴　永四貫小判、永二貫小判の二種　性質　永四貫小判は一枚を以て永樂錢四貫文に相當す、故に此名あり、縱一寸九分、横一寸三分、重さ四匁五厘のものと、二匁八分五厘の摸造品とあり、永二貫小判は二貫文に相當し縱一寸二分五厘、横一寸二分五厘强、重さ二匁一分、金位孰も下なり○此金蓋し後人の僞作ならん、慶長の定を以て推考すれば、永四貫を以て金一兩に當べきにあらず、又金一兩重さ四匁餘に製すべき理なく、且つ今川の時、金作りし事を聞かざればなり（金銀圖錄）

イマガハオホザウシ　今川大双紙　巻数　二卷、群書類從四百十二卷に收む　内容　弓馬、其他の式禮作法等に就きて、詳說したるものなり、卽ち弓法次第、鷹の式體、太刀等の式體、躾式法、

陣具の式法、馬の式法、鞠の式法、食物の式法、歌道の事等を詳述せり 著者 今川了俊(今川大双紙)

イマガハキ　今川記 巻数 四巻、改定史籍集覽十三冊に收む 内容 富籠記とも稱す、今川氏歴代の記錄にて、始祖國氏より氏親に至るまでの事實を主とし、京都及び管領等の事につき、聞傳へし事狀を略記し、茶々丸敗死の所にて筆を止む、端書に、抑我等が父祖のいにしへ勿論人の數ならぬとも、元は京都に祇候し殿中に交はり番役等も勤仕せしが、中比所領につき遠江に下りし後は、京都もみだれ公方にもたび〳〵御沒落の御事なれば、をのづから奉公の望も絶しにや、此一二代は今川殿の被官と成て、在國せし也、さるから駿遠參州の事はよくしれる事なれば、見聞し事のたしかなるをば書のせ侍りかたりつたへておぼつかなき事は略之畢云々」とあるを見れば、以て其性質の一斑を知らるべし 著者 詳かならざれども、奥書に、右四卷を前代之聞記と云、是は駿州蒲原住人齋藤道齋七十餘歳時記之者也」とあり、然らば齋藤氏の著か(今川記)

イマガハサダヨ　今川貞世 名・號 左京亮及び伊豫守と稱す、剃髪して了俊といふ、法名海藏寺殿德翁了俊 系・統 範國の子 事・績 足利義詮に仕へ遠江の守護となる、正平十四年義詮に從ひて吉野行宮を犯し、翠で細川清氏に從ひて、官軍を東寺に拒ぐ、既にして事を以て清氏と隙あり、十六年清氏南朝に歸順し、楠正儀等と共に京師を犯す、貞世防戰して利なく、義詮に從ひて京外に奔る、幾干もなくしてまた義詮を奉じて京師を攻め、官軍を敗りて入洛す、後ち削髪して了俊と號す、建德二年鎮西探題となり、菊池武光、同武朝等と戰ひて、軍屢々利あらず、天授元年少貳冬資と筑後に戰ひて之を斃る、時に鎮西諸島の住民等騷亂に乘じて支那朝鮮の沿岸を犯すもの多し、高麗使を遣はして之を遏めんことを請ふ、貞世命じて捕虜數百人を還し、且つ其侵掠を禁ず、會々大内義弘反心あり、密に貞世を誘ふ、應ぜず、故を以て貞世を恨み、足利義滿に讒す、既にして足利滿兼の鎌倉に據りて反するや、義弘遥に之に應じ、滿兼の書を以て貞世を招く、貞世即ちその書を義滿に呈す、義滿愈に貞世を京に召還し、曾て讒を信じたるを謝してこれを慰藉す、貞世大に喜ぶ、時に

(貞世花押)

また貞世を義滿に讒するものあり、義滿やゝ之を信じ、急に命じて鎮西に歸らしむ、貞世の疑はれしを知り、また任所に赴かず、直に遠江に歸り、これより漸く義滿を恨む、義滿更に命じて近江に移居せしめしが、後ち其奮功を思ひ京師に召して其罪を宥す、貞世文字に通じ、和歌を好み、書畫を能くし、兼れて故實に明なり、應永廿七年八月卒す、年九十六 著書 羅太平記、落書抄、落書露顯、今川大双紙、九州合戰記、言塵抄、了俊壁書、家集(大日本史、今川家譜、扶桑名畫傳)

イマガハヨシモト　今川義元 名・號 法名天澤寺秀鋒宗哲 系・統 氏親の三子、兄氏輝子なきを以て、後を繼ぎ封を受く 事・績 初め僧となり、善德寺に住す、封を繼ぎ位に及び、從四位下治部大輔に任じ、駿河守を兼ぬ、天文十一年尾張を侵し、織田信秀と戰て之を敗る、廿二年參河を侵す、尋で武田信玄の援を得て、北條氏康と戰ふ、互に勝敗あり對軍二月に及び、遂に義元信玄氏康と善德寺に會盟し、信玄の女を氏康の子氏政に、義元の女を信玄の子義信に、氏康の女を義元の子氏真に聘す、弘治元年八月蠶江城を拔く、義元の兵日に盛んにして四隣慴伏す、三年織田氏の策に陷り、貧臣日下部政直を殺す、永祿二年勢に乘じて尾張の彊を徇ふ、德川家康此役糧食を督す、丸根鷲尾の諸城を拔く、義元意驕り中營を桶狹間に張り酣飲す、信長間道より其中堅を衝く、義元の麾下騷亂す、信長の士服部小平太薄擊し、毛利秀高後より鎗を以て刺し首を斬る(「チケハザマノタ、カヒ」參看)年四十二、餘衆大敗し、驍勇の士死するもの五百八十三人、夫卒二千五百餘人なり(野史)

(義元花押)

イマガハリウ　今川流 今川越前守義眞の創めたる劔術の一派○義眞は駿河今川氏の庶流たり、後ち奥州仙臺の茂木安左衛門といふ者此流の上手なりしといふ(撃劔叢談)

イマガハレウシユン　今川了俊 今川貞世(イマガハサダヨ)を見よ、

イマキ　今木(今支) 貴人の御湯に入り給ふ時、被び召す生の白絹の衣をいふ、「ユマキ」を見よ、

イマキウヂ　今城氏 姓は藤原、花山院家の分流の一、中山親綱の二男爲親より出づ、始め中山又冷泉と號す、三代定淳の時、今城に改む、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○爲親——爲尚——定淳——定經——定種——定興
定泰——定成——定章——定國——定時——磐麿
定政

イマクマノ
イマシヤウノシロ　今熊野　今庄城 所在地 越前國丹生郡條郷、鯖山の東北、今庄村 建置年 建置詳

かならず、延元元年法眼久經、九郎入道淨慶此城に據り、新田氏の兵楠山より金崎へ通ずる時を支へたりといふ、朝倉氏の時、魚住景同此城に居る、朝倉氏滅後、織田信長に屬し丹生村を受く、後ち富田長秀の爲めに欺かれ、父子共に亡ぶ(古今類聚越前國記)

イマゾノウヂ　今園氏 姓は藤原、勸修寺家の支流、芝山宮内大輔國典の二男國映始めて今園氏を稱す、國映初め奈良興福寺中賢聖院の住職たり、慶應四年四月復飾し、明治二年三月堂上格と爲り、八年三月華族に列し男爵を授けらる、今中賢聖院傳統の系を左に示す(華族譜)

○法印權大僧都興弘——律師興藝——僧都興算
┌權律師政兼——擬講興政——法印權大僧都政兼┐
└擬講勝慶——法印英兼——法印權大僧都英訓┘
法眼秀英——法印權大僧都榮學——法印大僧都長榮
國映——國貞

イマダイリ　今内裏 大内裏の燒亡して一時假りに移御し給ふ皇居を云ふ、今内裏にても、尚ほ大内裏の稱を用ひて、天皇のおはします所を清涼殿と云ひ、其他の殿舍宮門、皆本宮の稱號を用ひしが如し、一條天皇長保元年六月、内裏燒亡して小一條院へ移御せし間の事を、枕草子に書て、「小一條院をば今内裏とぞ云ふ、おはします殿は清涼殿にて、其北なる殿に(中宮は)おはします云々、今内裏の東を北の陣(朝平門を云ふ)とぞ云ふ」とあり

イマタチノコホリ　今立郡 所在 越前國 起源 嵯峨天皇弘仁十四年六月丹生郡九郷を割て之を建つ 沿革 和名抄に、芹川(セリカハ)大屋(オホヤノ酒井(サカキ)味眞(アヂマ)勝月(カツヘ)勝部(タヘベ)中山(ナカヤマ)船津(フナツ)曾博久(ソハク)等の郷あり、其後東西二郡に分れ、後ち減じて今南西郡、今北東郡と稱す、寛永中之を廢して舊に復す、寛永十一年の松平忠昌領知目錄に、今南西郡、今北東郡見え、正保圖今西郡今東郡あり、寛永變遷なし、(郡名異同一覽、國郡沿革考)

イマデガハ井ン　今出河院 名・號 藤原嬉子、出家佛性覺と號す 系・統 左大臣實雄の一女、母は從二位榮子 事・績 龜山天皇の皇后、後宇多天皇の御母、文應元年十二月女御代となり、十二月從三位に叙す、同月廿五日女御、弘長元年二月中宮となる、八月皇后宮となる、文永八年九月崩ず、年二十八、同日院號宣下あり(皇胤紹運錄、女院小傳)

イマデガハウヂ　今出川氏 姓は藤原、閑院家の分流、其祖は師輔公の十一男公季より出づ、公季五代公實の二子通季西園寺と稱す、其五代の孫實兼の四子兼季、今出川に居す、因て氏とす、公衡の弟なり、兼季菊を好み、其亭に多く菊花を栽培せしを以て、世俗に菊亭と號す、清華の一にて、大臣大將を極官とす、明治に至り華族に列し侯爵を授けらる(家譜、華族譜)

○兼季——實尹——公直——實直——公行——實富
┌教季——公興——季孝——公彦——晴季——季持┐
└經季——公規——伊季——公香——公詮——實興┘
誠季——公言——實種——尚季——公久——實順
┌脩季┐

イマデガハカネスエ　今出川兼季 名・號 菊亭入道と稱す 系・統 西園寺實兼の四男、今出川氏の祖 事・績 元亨二年八月右大臣に累進し、正慶元年十一月太政大臣に轉じ、翌年に之を罷む、曆應元年十二月出家、二年正月十六日薨す、年五十九(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

イマデガハキンオキ　今出川公興 名・號 もと公尚と云ふ、後法雲院と號す 系・統 教季の子 事・績 延德元年七月内大臣に進み三年に辭す、明應五年十二月右大臣に任じ、六年四月左大臣に轉ず、永正二年二月辭す、十一年二月四日薨す、六十九(公卿補任、大臣補任)

イマデガハキンナホ　今出川公直 名・號 今出川入道と號す、法名素懷 系・統 實尹の子 事・績 永和四年八月内大臣に歴任し、永德元年に辭す、應永元年三月右大臣と爲り尋で罷む、二年四月左大臣に任じまた辭す、同年六月出家、三年五月薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

イマデガハキンノリ　今出川公規 名・號 一林院と號す 系・統 經季の男、實は公信の二男 事・績 寛永十五年正月十二日誕生、天和三年正月累進して内大臣に至る、貞享元年十一月辭す、元祿五年十二月右大臣と爲り、六年八月罷む、十年十月廿六日薨す、年六十(公卿補任、大臣補任)

イマデガハキンヒコ　今出川公彦 名・號 上善院と號す、法名龍空 系・統 季孝の子、事・績 天文十二年七月内大臣に累進し、十四年六月右大臣に轉じ、十五年三月辭す、尋で左大臣と爲り十六年三月に罷む、永祿二年十一月出家、天正六年正月廿三日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

イマデガハキンユキ　今出川公行 名・號 後今出川前左大臣と稱す 系・統 實直の子、

事蹟 應永九年八月内大臣に至り、十年八月右大臣に轉じ、十八年四月左大臣と爲る、廿五年辭す、廿八年六月十三日薨す(公卿補任、大臣補任)

イマデガハクバウ　今出川公方　足利義視(アシカガヨシミ)を見よ、

イマデガハコレスエ　今出川伊季

名號 深修院と號す 系統 公規の子 事蹟 寶永五年正月累進して内大臣に至り、六年二月辭す、同年二月廿六日薨す、年五十(公卿補任、大臣補任)

イマデガハサキノウダイジン　今出川前右大臣　西園寺公顯(サイチンジキンアキ)を見よ、

イマデガハサキノナイダイジン　今出川前内大臣　西園寺實衡(サイチンジサネヒラ)を見よ、

イマデガハサネタネ　今出川實種

名號 後一林院と號す 系統 公言の子 事蹟 寛政十年十月内大臣に進み、十一年三月辭す、享和元年六月廿二日薨ず、年四十八(公卿補任、大臣補任)

イマデガハサネナホ　今出川實直

名號 後今出川前右大臣と號す 系統 實尹の子、兄公直の後を嗣ぐ 事蹟 應永元年十二月父の讓を受けて右大臣と爲る、二年三月に辭す、六月從一位に叙す、三年五月十五日薨ず、年五十五(公卿補任、大臣補任)

イマデガハダイジャウダイジン　今出川太政大臣　西園寺公經(サイチンジキンツネ)を見よ、

イマデガハツネスエ　今出川經季

名號 もと宣季と云ふ、照一院と號す 系統 季持の子 事蹟 慶安五年二月右大臣に累進し、同月九日薨ず、年五十九(公卿補任、大臣補任)

イマデガハドノ　今出川殿　所在 京都北小路の北、今出川の西、今は上京區今出川町○今出川第とも稱す 沿革 初め藤原實氏の第、菊亭と號す、建長元年龜山天皇此第に生る、應仁中足利義視此所に居住す、初め三條殿と稱す、應仁記に、三條殿は故大相國義敦公北政所、藤原御里なりと、又淨土殿は、本より御外戚なりければ、三條殿へ移らせ給ひて、今出川殿とぞ申しけると云ふ、將軍義政の弟義尋は、淨土寺の門主たりしが、寛正五年十二月二日還俗して名を義視と改め、此に居る、故に之を今出川殿と稱す」とあり(山州名跡志、山城名勝志)

イマデガハドノ　今出川殿　足利義視(アシカガヨシミ)西園寺公相(サイチンジキンスケ)の號、各條を見よ

イマデガハノニフダウサキノサダイジン　今出川入道前左大臣　今出川公直(イマデカハキンナホ)を見よ、

イマデガハノリスエ　今出川敦季

名號 法雲院と號す 系統 實富の子 事蹟 寛正六年九月累進して内大臣と爲り、七年に辭す、文明十二年三月右大臣に任じ翌年左大臣に轉ず、十四年十二月辭す、十五年薨ず、年五十九(公卿補任、大臣補任)

イマデガハハルスエ　今出川晴季

名號 本名實維泉光院と號す 事蹟 公彦の子 事蹟 天正七年正月内大臣に任ず、八年二月辭し、七月再任、十一月辭し、十三年四月右大臣に任ず、時に豐臣秀吉征夷大將軍を望み、前將軍足利義昭に議し其猶子たらんことを求む、義昭聽かず、始め晴季深く秀吉に結び密謀に與かる、茲に於て秀吉に謂ひて曰く、公宜しく關白に任ずべし、それ將軍は軍旅の帥、武弁の長のみ、關白は帝王の輔佐にして人臣の極なり、今公の偉烈を以て之に任ぜば、文武百僚皆蒲伏すべきなり、公既に藤原を冒稱す、關白を請ふも、何の不可かこれあらんと、秀吉大に喜びて之を請ふ、天皇憚ばず、而して廷議其威力を畏る、晴季奏して曰く、方今廷臣の此職に居るもの皆尸位のみ、秀吉をして之に任ぜしめば、卽ち名實相稱ふべしと、茲に於て二條昭實に諷して關白を辭せしめ、秀吉遂にこれに代る、文祿四年七月女婿豐臣秀次の故を以て貶して越後に謫せらる、慶長元年赦に遇ひて京師に歸り、三年十二月再び右大臣に任ず、八年正月、これを辭す、元和元年三月薨ず、歳七十九(大臣補任、野史)

(晴季花押)

イマドヤキ　今戸燒　名義 武藏國豐島郡今戸村(東京淺草區今戸)に於て製する陶器の名、沿革 其始詳かならず、口碑に云ふ、下總國千葉氏の族淺草石濱に居住せしが、天正中家門斷絶す、家臣數輩石濱或は今戸村に土着し、瓦及び土器を製りて業と爲す者十餘戸、貞享年間土器の工人白井半七、今戸に於て始めて點茶に用ふる土風爐を製し、又火鉢等の種々の瓦器を造る、世人是を今戸の土風爐師と稱す、尋で其地の工人是に倣ひ業を開く者漸く多し、享保年間二世白井半七、始めて瓦器に釉水を施し、樂燒と等しき者を製す、爾來工人又是に倣ひ業を開く者數十戸に及べり、食器多くして雜器は甚だ尠し、衆人之を呼で今戸燒と云ふ、初世より以下數世、土風爐及び樂燒を製す、其地の職業年序を經て漸盛なり、又婦女の製係る造る翫弄物あり、其製伏見人形に似て甚だ拙朴、而れども不精巧の所に奇作ありと曰く、公覽しく關白に任ずべし、それ將軍は軍旅の

間中條某土器神供の瓶子を製す、幕府命じて進ぜしむ、嘉永年間今戸の人、作根辨次郎點茶家に用ふる土風爐製作に頗る巧妙なり、當時の人上工と稱して之を賞す、明治に至り六世白井半七世業を襲ぎ、土風爐を作り又樂燒を能くす、最も名聲あり、又中條市太郎土器師中條某の二世の孫、業を襲ぎ土器及び神供の瓶子を作る、今上天皇江戸を以て東京と爲し遷御するに及で、始めて土器瓶子を宮中に調進す、爾後今に至て常に之を獻ず、其他の工人土器及び樂燒塑像を製する者多し、其戸數遂に四十に及ぶ、其地の工人業を營みて今日に至る(工藝志料)

イマバヤシノミサザキ　今林陵　後宇多天皇の皇后遊義門院姈子内親王の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨にあり(陵墓一覽)

イマハルジヤウ　今治城　所在 伊豫國越智郡今治市○昔入海にて馬越村の邊まで潮汐來往せしを、新に築き留たるより今治と名づく、もと今張と書す、治は墾の義なり 起原 慶長五年藤堂高虎伊豫國大洲の地に入部するや、七年六月今治市に城を築き九年に竣り今治城といふ 沿革 十三年高虎伊勢に移りたる後、藤堂宮内少輔之に治す、寛永十二年九月久松定房、伊勢長島より三萬石に封ぜられて移住す、子孫相繼ぎて明治維新に至る(愛媛面影、明治政覽)

イママ井リ　今良　主殿寮に屬する男女の下部、一度過ちありて良民より賤民となり、更に許されて良民に歸ぜられしものをいふ、延喜式に、凡今良男一百四十一人、女二百二十六人、並給三月粮」とあるものこれなり、また「ゴンラ」とも訓みたり、

イママミヤ　今宮　本社に對して分社を云ふ、日本紀畧長保三年五月九日の條に、「於二紫野一祭二疫神一、號二御靈會一、依二天下疾疫一也、京中上下多以集二會此社一、號二之今宮一」と見えたり、此外伊勢を分社せしを今伊勢と稱せしこと看聞御記に、八幡分社を今八幡と稱せしこと諸神記に、熊野分社を今熊野と稱せし事百練抄に見えたり、

イマミヤノ.ジンジヤ　今宮神社　所在 山城國愛宕郡紫野字東紫竹大門○紫野明神とも稱す 郷社なり 祭神 疫神、三座を祭る、和名抄に「ヤミノカミ」と云ひ、後世は「ヤグジン」といふ 起原 沿革 一條天皇正曆五年六月、疫神を船岡山に安置せしが、長保三年五月當時疫病流行し、神託あるを以て船岡の北、今の地に神殿三宇を建てゝ遷し、御靈會を行はれ今宮と號す、又紫野明神と云ふ、毎年五月九日内藏寮官僚を立て祭を行ふ、世に之を今宮祭と云ふ、近衛天皇久壽元年四月「ヤスレ」と號し、市中兒女笛鼓を擊鳴し、噪ぎて社に詣るを禁ず、後深草天皇正元元年五月疫病御所によりて、院廳より馬長を獻ず、後宇多天皇弘安二年五月從二位を授く、七年閏四月正一位を授く、「ヤスレ」祭は、後世三月十日に行ふ(山城名勝志、神祇志料)

イマミヤノマツリ　今宮祭　山城國紫野今宮神社に於て行ふ祭禮をいふ、今宮神社(イマミヤノジンジヤ)を見よ、

イマヤウ　今樣　名義 謠歌の名、轉じて歌曲にもいふ、野槌に曰く、白氏文集新樂府に、時勢粧と書て今やうすがたとよめり」とあり、文字の數定まらざるも、多くは七五七五と疊み、八句にて終る 起原 沿革 敏達天皇の世、土師連八島始めて之を歌ふ、赤衣を着て歌ふ、其聲甚だ絶妙、時人學びて之を翫ぶ、後ち廢る、山陰中納言再興して之を歌ふ、仍て今樣と號し、或は新樣と號す、其後村上天皇第十七の姫宮、東國青墓宿の長者として、今樣に堪能なり、天下の今樣は皆この餘流なりと云ふ、後朱雀天皇の頃より、漸く流行す、承安四年九月一日太上法皇(後白河)の御所に今樣合あり、堪能の輩三十人を撰び、十五箇夜の間毎夜一番雌雄を決す、師長資賢判者となる、十三日上皇今樣を歌ひしこと百練抄に見えたり、平清盛の妾祇王、祇女、佛御前等、源義經の妻靜又今樣に妙なり、其歌の一つを擧ぐれば「君を始めて見る時は千代も經ぬべし姫小松」、吉野山峰の白雲ふみわけて入りにし人の跡ぞこひしき」等の類なり(吾妻鏡、平家物語、倭訓栞、歌舞品目)

イマヤウアハセ　今樣合　名義 今樣を歌うて其優劣を判するを云ふ 起原 百練抄に、承安四年九月一日於二太上法皇御所一(法住寺殿)有二今樣合一、撰二定堪能輩三十人一、十五箇夜一番、被二決二雌雄一、師長資賢卿等、爲二判者一、十三日仙洞今樣合之次有二御遊一、上皇令二歌二今樣一給、希代之美談也」とあるは、書に見えたる始めとす、「イマヤウ」參看(合物考)

イマヤウイロ　今樣色　染色の名、紅梅の濃色を云ふ、衣に之を染め用ふ、源氏末摘花に、いまやういろの得ゆるすまじく」とあり、花鳥餘情に云、いまやう色とは、たとへばこき紅にもあらず、紅梅にもあらぬ中のいろにて、此頃いできたる色なれば、いまやういろといへる、大略ゆるし色と同じきなり、えゆるすまじくといふは、紅のこきかたなれば、禁色にわたるによりていへるなり」、壺井義知が源氏裝束抄註に云、此比出來たる色なれば、今樣色と云へるとの註心得がたし、是深紅は禁制なれば、今是程に聽るべしと樣色を賜たるを云へり、樣の字タメシとよめり云々」○襲の色目の名、表紅梅、裏濃紅梅なるもの、雜時の襲の色に用ふ、「カサネノイロメ」參看(重色目)

イマリヤキ 伊萬里燒 名義 肥前國西松浦郡より製出する陶器の總名 沿革 製出の始め詳かならず、傳說によれば、孝德天皇の時に創始したるものにして、當時の瓦器今尙ほ窒に存すといへり、其製たるや釉を施せる者なく、而かも頗る堅硬の瓦器なり、年序を經て其業漸く盛大となる、是を唐津燒といふ、後世に至て工人各發明し、窯を各所に開く、其窯は、卽ち有田窯、大河內窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、白石窯、三河內窯、甕山窯なり、又有田の分窯は、卽ち一ノ瀨、南河原、鷲房、外尾、黑牟田、廣瀨の六窯、合せて十六窯あり、有田窯より以下十五窯に於て製出する所の者を總稱して伊萬里燒といふ、燒物(ヤキモノ)參看(工藝志料)

イミ 忌 近親間に凶事ありし時、或期限の間、穢を憚りて謹慎するをいふ、いみ憚るの意、倭訓栞に「イム、齋、忌をよめり、敬しむるの古語なりといへり、よて神代紀に、畏の字をよめり、氣より出たる訓にや、マミムメモにてはたらけり、神代紀に、惡の字をよめるは忌みきらふよりなり」と見えたり、服忌(フクキ)參看、

イミガキ 齋垣 神社の周圍に廻らしたるをいふ、又略して「イガキ」とも云ふ、

イミキ 忌寸(伊美吉) 名義 尸(カバネ)の一種、齋君の義、もと此尸を負ひたる部屬は、齋部氏と共に齋藏のことを司るが故なり、支那朝鮮人にして歸化せるものに之を賜ふ 起原沿革 起原詳かならず、天武天皇十三年十月に、八色の姓を定めし時、第四を忌寸とし、秦、漢、文の諸氏に授く、文武天皇大寶二年九月、詔して甲子年(天智天皇三年)氏上を定むる時、載する所の氏にあらずして、姓を賜はらんとする者は、伊美吉以上は官に申さしめしことあり、淳仁天皇天平寶字三年十月、伊美吉を忌寸と改めしめ、八年九月坂上苅田麻呂を大忌寸となす 諸精 左の如し(拾芥抄、姓名錄抄、姓序考、氏族考)

淨山	高山	榮山	大津
大岡	高尾	山村	倭川原
清川	新長	當宗	石占
眞上	財田	河內	葛木
倉門部	國覓	大池邊	狩

大山 長國 眞榎 志賀

イミグシ 齋串 「イグシ」とよむ、同條を見よ、

イミクラ 齋藏 名義 神祇の祭に供する物を納め置く藏をいふ、齋み潔めたる藏の義也 起原沿革 神武天皇元年大和の橿原の宮成りし時、宮中に齋藏を造り、神物官物を納め置き、齋部氏之を掌る、履中天皇の時、齋藏の傍に更に內藏を建て「官物を分ち收む、孝德天皇大化元年に又齋藏內藏とを合併して內藏寮と爲す、「クラレウ」を見よ(古語拾遺、工藝志料)

イミコ 忌子 「イムコ」を見よ、

イミヅノコホリ 射水郡 所在 越中國 起原沿革 舊事紀に伊彌頭と書す、古圖泉に作る、光仁天皇寶龜十一年二月始めて郡名見ゆ、和名抄に、阿苅(アノ)宇納(ウナミ)古江(フルエ)三島(ミシマ)布西(フセ)伊(トモ)布師(ヌノシ)川口(カハグチ)櫛田(クシダ)塞口(セキグチ)等の鄕あり、明治二十九年三月、本郡の一部を割て氷見郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

イミヅノジンジヤ 射水神社 所在 越中國射水郡高岡定塚町○國幣中社に列す 諸精 二上神(蓋し伊彌頭國造の祖建內足尼命を祭る) 起原沿革 創建詳かならず、日傳に云ふ、本社は往古より同郡二上山麓二上村に在り、養老元年僧行基勸請を此地に創立し養老寺と號し、本社を鎭守となすと、光仁天皇寶龜十一年從五位下を授け、清和天皇貞觀元年正三位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、後ち降りて天正年間兵燹に罹りて烏有に歸し、後ち前田利長社殿を再興す、明治四年五月國幣中社に列し、八年九月今の地に遷す(神祇志料、官國幣社一覽、名勝誌)

イミナ 諱 名義 死者生前の名をいふ、轉じて廣く名の意に用ひ、また時として謚號の意にも用ふ、忌名の義、字諱に生曰ノ名、死曰ノ諱と見え、大鏡、榮華物語等には謚を「イミナ」と讀みたり 起原沿革 臣子が君父の死後、その生前の名を忌み憚りて用ひざりしより起る、支那にては早く周の代より始まりしも、我邦にては上古にこの事なし、後ち隋唐の交通開らくるに及び、彼に倣ひて諱の稱を用ひ、また之を避くるの制も始まりたり、書紀神武天皇の條に、諱彥火火出見とあり、雄略天皇紀、仁賢天皇紀にも諱の字見えたれども、いづれも追書なりと知るべし、君主の諱を避くるは古制なり、大化二年八月の詔に、王者之兒、相繼御レ寓、信知三時帝與二祖皇名一、不レ可レ忘二於世一、而以二王名一輕掛二川野一、呼レ名百姓、誠可レ畏焉、凡王者之號、將隨二日月一遠流、祖子之名、可レ共二天地一、長往如レ思故宣レ之、とあるは、史に見えたる初めとす、而して大寶令に至りて其制定まる、職員令治部省の條に、卿一人、掌二本姓諱事一と見え、義解に、諱諱避也、言皇祖以下名號、諱而避レ之也、とあり、之を實例に求むるに、元明天皇の和銅七年六月に、若帶日子の姓は國諱に觸るゝが故に、居地に因て改姓せしむ、蓋し成務天皇の諱稚足彥たるを以てなり、其他桓武天皇の延曆四年五月に、淸原天皇の諱白髮を避けて、白髮部を眞髮部と改め、

嶮峻天皇の弘仁十四年四月、淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴宿禰を伴宿禰とせるが如きも皆同じ、また右の如く姓氏地名を避たる外、年號、殿舍の稱號歌文の熟語等に至るまで、歷代天皇の御名を避けたること少しとせず、かく諱を避くることは本來天皇に限りたりしが、孝謙天皇の天平勝寶九年勅して、天皇及び皇后の御名を冒すことを禁じ、後世に及びては更に皇子、皇女、大臣、公卿、將軍、執權、老中等の名を避くることゝなりしが、明治六年太政官布告を以て、御名並に歷代の御諱を避くることを止め、尊で歷朝の諱號も熟字のまゝ用ふることを許可し、避諱の制全く廢す(古事紀傳、倭訓栞、四季草、古今要覽稿、本朝避諱之制)

イミヤウ 異名 其人の特徵、又は行爲等より、他より呼びなしたる異稱、弟姫が容姿秀麗にして、艷色衣を徹して晃くより、衣通姫といひ、源信が一條の北邊に住せるより、北邊の大臣といひしが如き、其一例なり、なほ藤原濟時が空拜の大將、藤原能俊が天變の少將、藤原親經が山逵の辨、德大寺實定が名なしの大將、八條長方が留守の中納言、良覺僧正が榎本僧正又に堀池僧正、渡邊半藏が鎗半藏と稱せられし等頗る多し(日本書紀、今昔物語、古事談、十訓抄、國名祕抄、源平盛衰記、徒然草、常山紀談)

井ン 尹 彈正臺の長官、「ダンジヤウダイ」の條の職員を見よ、

井ン 院 院に居し給へる上皇(若くは法皇)をいふ、一時に二人以上います時は、區別して、第一の上皇を一院又は本院、其次を中院、新上皇を新院と申す、院とは一區劃を爲せる家屋、卽ち四方築地等にて、隣接のなき一構をいふ、別業、寺等に院字を附したるは此意なり、院號(キンガウ)上皇(ジヤウワウ)法皇(ホフワウ)參看、

イン井 蔭位 「オンキ」を見よ、

インカ 印可 武藝に上達せる證として、其師より免許目錄等を與ふるをいふ、印可は禪語にて心の動せぬと云ふ理を敎へたるものなり、維摩經に、若能如是宴坐者佛所印可」とあり、是より出でしなん、昔時刀鎗の類を能くせし武士は、武邊一方にて、文事に通ぜざるより、禪僧を雇うて免許目錄を作らしたるを、後には其狀を卷物とせり、武士は事の當否を考へず、其場に臨で應ぜず、死するを第一とするを以て、心を鎭めて身命を捨て働くは、飯道に協ふと思はれて傳來せしならん(病間長語)

井ンガウ 院號 名義 居住せる院の名を以て、其人の名に負はせたるをいふ、轉じて居住せる所が院に非らざるも、なほ院字を付し、更に居所によらず、院名によらず、唯單に院字を付して其人を呼ぶをも、また院號と稱したり、要するに一種の人名の別稱なり 起原 嵯峨天皇讓位の後、嵯峨院に遷居し給ひ太上天皇と號す、これ院號の始めなり、一條天皇正曆三年九月皇太后詮子尼となり東三條院と號す、これ女院の始めなり、後一條天皇の萬壽三年正月皇太后彰子尼となり上東門院と號す、是門院號の始めなり、堀河天皇寬治七年正月白川天皇皇女媞子內親王出家し郁芳門院と號す、これ皇后院の始めなり、准母ならず單に皇女にて門院號を稱せしは、後白川の皇女觀子內親王の建久二年六月出家し宣陽門院と稱せしを始めとす、又臣下にて院號を稱せしは、一條天皇の時藤原兼家、病中出家して其館を寺として法興院と號す、これ攝政院號の始めなり 沿革 初めは位を遜れて別院に居せしを稱せしが、後一條天皇以後は、御在位中崩御なかりしも、猶ほ院と稱し來るに至る、室町時代以後は、院の下に殿を附して何々院殿と稱するに至る、以上述べし如く、天子の院號は別院より起るを以て、多くは地名を付け奉り、臣下は、寺院建立より起るを以て、佛寺の名を付せしが、後世に至りては上中下押なべて金錢を出し、僧俗に依賴して何々院と院號を稱し、地名寺號等によらず付くるに至る、「ニヨヰン」參看(後紀、女院小傳、和事始、貞丈雜記、年々隨筆)

井ンガウ 院豪 名義 字は一翁、敕して圓明佛演禪師と謚す 事精 壯より禪を慕ひ諸師に參訊す、寬元の初、宋に入り經山に上り佛鑑禪師に參す、歸りて上野の長樂寺に住す、文應の初、兀庵禪師來朝す、豪厲々請益す、佛光和尙渡來す、豪建長寺に至りて拜謁す、時に年七十に垂なんとす、印證を受け、長樂寺に歸りて大に玄化を闡く、弘安四年八月二十一日示寂(本朝高僧傳)

井ンガウサダメ 院號定 女院號の宣下を議定することを云ふ、親長記に、文明十三年七月二十六日院號定、仰曰以二後土御門院母儀准后藤原朝臣一可二奉稱一嘉樂門院、註に大炊御門信宗公女後花園院女」とあり、

井ンガク 韻學 音韻學(ガンキンガク)を見よ、

井ンカン 院勘 上皇若くは法皇より、譴責せらるゝを云ふ、皇帝記抄土御門天皇の條に、正治元年三月十九日高雄文覺上人依二院(後鳥羽)勘一配二流佐渡國一ことあり、

井ンキウキフ 院宮給 名義 太上皇、女院、及び太皇大后、皇太后、皇后の三宮に給はる年給(ネンキフ)參看)を云ふ、一條天皇長保二年中宮

を置くに及び、四宮となる、又院給とも院御給とも云ふ○院宮給の高は、爵、從五位一人、官、掾一人、目一人、史生三人を給ひ、又女爵も給ぜらる(東宮の給又之に同じ、但し女官なし)此外内官一人、助允兵衛尉近衛將監等の内を給ぜらる、又合冠合爵の特例あり 起原 三宮は、貞觀中より給ひし事三代實錄に見えたり、太上皇給は、光孝天皇の仁和中より、東宮給は、延喜頃より起りしなるべし、女院給は、正暦二年九月皇后藤原詮子出家して、東三條院の號を賜ひ、年官年爵を賜ひしに起る(江次第、除目抄大成抄、年給考)

インキフ　引級　引上げ援ける事を云ふ、吾妻鏡文治元年十二月六日の條に、右府(兼實)有レ引二級關東一依レ令レ露二中丹一被レ獻二二通書一云々、新編追加に、奉行人(中畧)所務相論之所、令レ引二級敵人一之間云々」とあり、

井ンキフ　院給　院宮給(キンキウキフ)を見よ、

井ンキャウカ　韻鏡家　音韻の學に達したる人をいふ、寛永の頃、韻鏡の註を作りし僧宥朔、延享の頃、磨光韻鏡を著はし學者に便を與へたる僧文雄、文政の頃、渓莫音圖を著はしたる大田全齋等の如きは皆韻鏡家なり、音韻學(オンキンガク)參看(日本教育史)

インキヨ　隱居 名義 家督を子に讓りて、世の事に關はらぬ人をいふ○故實拾要に、是諸家上代ノ時者、相二携山庄一去二塵境一不レ預二世間之事一、仍家督ノ人、一切令二支配一者也、於二家領一者、以二分一一爲二隱居之活計分一、於二臨時之所分一者、家之人不レ可レ知也、隱遁ノ人、雖レ爲二俗形一、僧婆塞之道理也、於二塵中一非レ可レ染レ心」と見えたり 起原沿革 皇極天皇位を御合弟(孝德)に讓り、皇祖母尊と稱し、其後持統、元明、元正三帝讓位ありて太上天皇の尊號を受く、是た讓位受禪と稱す、卽ち隱居家督の濫觴なり、隱居の字は、吾妻鏡元暦元年五月に見えしも潛匿の義なり、雜太平記に、我等(今川了俊)上意に叶て故殿(了俊の父範國)隱居のいとま申されて爲二跡續一召使はれし也」とある、實に隱居の始めなり、然れども其實に行はれし事は、鎌倉時代よりあり、新篇追加に、或及二老耄一、或依二病患一、以二所領所職一、讓二與子孫一、給二身暇一、令二遁世一者、普通之法也」と見えたり、江戸時代に至りても、尙ほ同じ、而して相續人は、父同樣に知行俸祿を賜はるの慣例となり、平民は、父の名を繼ぐな例となり、明治維新後憲法發布せられてより、天皇隱居せらるゝことなきに至る、又人民に於ては、明治三十一年民法制定後、隱居は滿六十歲以上にして、完全の能力を有する相續人が、相續の單純承認を爲したる場合の外、爲すことを得ざること、定まる(續日本紀、吾妻鏡、隱居論、相續編)

インキヨ　隱居　江戸時代に於ける公卿及び士人の閨刑、致仕退隱を命じ、食邑を其子孫に給するないふ、罪狀に因りて其食邑を削り、或は蟄居隱居、隱居差控など、稱するあり、蟄居隱居は隱居の上、其家祿を子孫に給し一室に籠め置くをいひ、隱居差控は、隱居の上謹慎して控へ居ることをいふ(德川政刑史料、古事類苑法律部)

インキヨ　隱居　江戸時代、牢屋内の囚人に設けたる役名、上座の御隱居、隅の御隱居ともいふ、金銀其他の物品を預る役なり(德川幕府刑事圖譜)

インキヨウテンワウ　允恭天皇 名義 仁德天皇の第四皇子、母は磐長姬、第十九代の天皇 事蹟 大和國遠飛鳥宮に都す、天皇姓氏の紛亂せるを糺ひ、氏族の詐冒を正さんとし、卽位の四年詔して、諸氏の人を味橿岳に會し、神に誓ひて湯を探らしむ、在位四十二年にして崩ず、壽八十、河内長野の陵に葬る(古事記、書紀、大日本史)

インキヨサシヒカヘ　隱居差控　江戸幕府の刑名、隱居(インキヨ)參看、

井ングワイクワン　員外官 名義 大寶令の制に規定せる以外に、臨時に定置せる職員ないふ、光仁天皇元年六月の詔に、惟王之置二百官一也、量レ材授レ能、職員有レ限、自レ茲厥後、事擬議、務稍繁、則量二劇宜一、仍置二員外一」とあり 起原 其始明ならず、京官にては、和銅四年十月式部員外少輔巨勢朝臣是人あり、地方官には、天平寶字元年七月日向員外掾藤原朝臣乙繩、太宰員外帥藤原豐成等史に見えし始めなり、而して地方官は、俸給配分を受くる爲めなるを以て、事務に預るを得ず 沿革 後世害多く、冗員增加し、徒に倉廩を糜費せしを以て、天應元年六月に至り、郡司軍毅を除く外、一切の內外文武員外官吏は盡く解却したり(續日本紀、國司制之變遷)

井ングワイコクジ　員外國司 名義 令制に規定せる以外に、定置せる國司をいふ、卽ち正國司の外なり、員外官(キングワイクワン)の條を參看せよ 起源 職務なし、員外地方官は、職務繁多なるが爲めにあらずして、所得卽ち公廨の配分を得る目的なるを以て、任國に赴き、國務を妨ぐるを禁したり 起原 其始明ならず、史に見えしは、天平寶字元年日向員外掾藤原乙繩、太宰員外帥藤原豐成を始めとす、次で次官の見えしは、天平寶字三年上總員外介田中多太麻呂となす 沿革 天平神護の頃には、往々任國に赴きて却て國務を妨ぐる者あるを以て、二年十月之を廢禁す、而して任命は年一年に增加し來

て、光仁天皇卽位の初めには僅に一年餘にして、十數人の員外介任命ありき、是れ蓋し在京文武官は祿薄く、國利厚きを以て之を望むもの多きに因るなり、玆に於て朝廷其煩と冗費とに堪へず、寶龜五年三月勅して歷任五年以上の者は一切解却し、秩滿ぜざる者は、五年に滿つる毎に解任せしむ、翌年六月諸國の員外國司悉く解却せしめたり、然るに其餘弊未だ全く止まず、寶龜十一年四月に、越後員外守上毛野稻人、上總員外介中臣馬主を任じたりき、桓武天皇天應元年六月に至ては郡司軍毅を除く外、一切の內官文武、員外官吏を悉く解却し畢れり(續日本紀、史學雜誌、國司制の變遷)

井ンケ　院家　廣狹の二義あり、廣義には、諸寺の諸院をいふ、假令ば、仁和寺の大教院、法金剛院、蓮華心院、東寺の最勝光院等の如し、狹義には、寺務の本院を退きて、別に一院を構へたるものを、法弟の繼承したる所をいふ、後ち寺格となる、坊官故實拙記に、寺務退二本院一別構二一院一、其遺跡相續之仁體也、仍可レ然英雄之息等入二其室一、大略同二寺務一、雖二院家一加二僧綱一列之座一也、於二官次一者、院家寺僧之差別、有二異論一歟、其身雖二貴種一、官無二差異一、故也」と見ゆ、倭訓栞に、門主の隱居所なりといへるは誤に似たり(雲上示正鑑)

インケイ　淫刑　淫(みだり)に行へる刑罰をいふ、後白河天皇保元元年、崇德上皇兵を徵し事を圖り給ひしに成らず、天皇藤原通憲の謀を用ひ、上皇の黨徒を招き降らしめて其首魁を斬り、源義朝をして其父爲義及び諸弟を殺さしめ、平清盛をして其叔父忠政を殺さしむ、諒闇中に行へるを以て、世に之を淫刑と稱せるが如きは、其一例なり(保元物語、百錬抄)

イムケノリデ　射向袖　鎧の左の袖をいふ、左の袖は、敵の射る方に向けて進む故に名づく、保元物語に、むねとの者共十六人からめ取てもともりいむけの袖に立たる矢共おりかけ云々、太平記に、射向の袖をさしかざし、或は射向の袖を敲て小跳進たりしなど見ゆ、

インケン　隱劔　「オンケン」と訓む、同條を見よ

インゲン　隱元 名義 諱は隆琦、隱元と號す、明國福州福清の人、姓は林氏 系統 父は德龍、母は龔氏 事蹟 明神宗萬曆二十年生る、家道貧、十歲學を止め、耕樵を業として母を養ふ、後ち南海の普陀山に至り、大士(觀音)を禮し、崇佛の心を起し、歸省母を養ひ、母世を去るの後、閩中の黃檗鑑源に投じて僧となる、精修して奧を極め遂に臨濟宗の正傳を得て經山寺費隱の後を受く、後光明天皇承應元年將軍家綱禪刹一宇を創建せんとす、長崎興福寺の僧逸然(古石)台命を奉じ、東渡して隱元を招聘す、隱元應諾し、三年七月來朝す、時に六十三、初め興福寺に開法し、次で崇福寺、普門寺等に說法す、萬治元年冬江戸に至り、家綱に謁して寵遇最も厚し、列侯群臣皆歸依するもの多し、終に家綱地を山城國宇治に賜ひ、寬文元年五月黃檗山萬福寺を創す、是れ本邦黃檗の始めとす、後水尾法皇深く是を信じ、三年勅して法要を問ふ、尋で法皇御香官幣を賜ひ、舍利殿を建て、又將軍家綱白馬二萬兩及び西域木等を賜ひ、堂宇を建てしむ、十三年四月大光普照國師の號を賜ふ、尋で寂す、年八十二 著書 黃錄三十卷、年譜二卷等(野史、佛教各宗綱要)

イムコ　忌子　大嘗會の時の司、又賀茂齋院に仕ふる女房をいふ、社司の女子を以て之に補す、延喜式相嘗祭に、勅使至レ社奉幣之後、於二社前一給二兩社(加茂上下)禰宜祝及忌子等祿一、同二四月祭例一」と見えたり、

イムコノゴハン　忌火御飯　「イムビノゴハン」に同じ、同條を見よ、

イムコヤ　忌火屋　「イムビヤ」に同じ、同條を見よ、

イムコヤメ　忌火屋女　大嘗會の時、忌火屋に仕事する女房をいふ、中務內侍日記に、大嘗會のいなみのおきな、いむこやめとかや、いろ〳〵のものゝさうぞくのきぬ云々」とあり

井ンサイ　院宰　監寺に同じ、「カンジ」を見よ、

井ンザン　院參　上皇、若くは法皇の御所に參上するをいふ(有職小說)

井ンザンシユウ　院參衆　院卽ち上皇、若くは法皇に仕ふる公家を云ふ(職原紀事)

インシ　淫祀 名義 祭るべき道理なくして、妄に祀りたる神をいふ、禮記に、凡祭有二其廢一之、莫二敢舉一也、有二其舉一之、莫二敢廢一之也、非二其所一祭而祭レ之、名曰二淫祀一、淫祀無レ福」と見えたり 起原沿革 皇極天皇三年七月、東國不盡河邊の人、大生部多、村里の人に虫を祭ることを勸めたること書紀に見えたれば、此頃より始まりしならん、聖武天皇天平二年

九月、詔して、安藝周防國人等妄に禍福を說き、死魂を妖祠することを禁ず、光仁天皇寶龜十一年十二月、無智の百姓巫覡と構合し、妄に淫祀を崇むことを禁ず、弘仁天皇大同二年九月、淫祀を禁斷し、若しこを崇む者あらば、遠國に配流せしむ、其後屢々禁斷の制國史に見ゆ、降りて江戸時代に至り、備前國に於て池田光政、封内の淫祠萬餘を毀ち、水戸に於ては、德川光圀寛文五年領内の淫祠三千八十八を除き、天保十四年、同齊昭亦淫祠を毀つ、然れど淫祀の斷絶を見ず（書紀、續日本紀、政事要略、芳烈祠堂記、烈公行實、鹽尻、草茅危言）

インシ　蔭子　「オンシ」を見よ、

井ンシ　院使　上皇（もしくは法皇）の御使を云ふ（職原紀事）

インジ　印璽　大寶の制、内印（ナイイン）外印（ゲイイン）の二種あり、これを印璽と云ふ、各條、並に印章（インシャウ）參看、

井ンジ　院司　名義　院中に置かるゝ職員を云ふ、又「キンノツカサ」とも、院家司とも云ふ　職員　別當、執事、年預、判官代、主典代、廳官、殿上人、藏人、北面、西面、召次所、仕所、別納所、御厨所、御服所、進物所（クモツドコロ）、文殿、武者所、御隨身所、御廐（別當、案主、舍人、居飼、車副、中間、力者（以上各條に委しく說明ぜり、參看すべし）

地名　嵯峨天皇位を避りて嵯峨に居す、仁明天皇承和中刑部大輔安倍安仁を上皇に侍せしめ、因て院別當となす、院司を置くの始めなり　沿革　村上天皇天曆元年、朱雀上皇の爲めに、主典代、仕所、御書所別當を置き、翌年判官代を定む、慕で左右近衛各五人をして、御隨身とす、後ち增して殿上人、藏人、廳官、召次所、別納所、御服所、御厨子所、進物所、文殿、所衆、武者所、御隨身所等を置く、白河上皇上下北面を置きて武士を充つ、御幸毎に弓矢を負ひ、車駕を護衛せしむ、上皇院中にあり政を爲す四十餘年、廳を院廳と云ひ、院宣、院廳下文を以て天下に號令し、院司始めて朝廷よりも重し、後鳥羽上皇西面武士を置く、材力絶倫武藝を善くする者を之に充て、以て北面と並ふ、拾芥抄には、なほ將曹府生番長近衛御厨等見えたり又女院の院司は、後一條天皇萬壽三年皇太后彰子出家して上東門院と號するや、皇太后職を改めて、別當、判官代、主典代を置く、其後太后の院司は、殆ど上皇と同じ、唯た所衆以下の職を置かず、別に侍所を置く（職原抄後附、職官志）

（仕院々司）

井ンシツ　院室　門主の隱遁して還俗せし寺を云ふ、後ち寺格となる、後土御門天皇第三皇子威德上院一品眞智法親王、梶井宮二品堯胤親王の御附弟となられ、聖德皇寺へ隱遁し給ひ、拔に還化あらせらる、依て菊桐の御紋院室の名目を永代給ふ、是れ院室の始めなり（雪上示正鑑）

インシャウ　印章　名義　文書の確信を保證するに用ふるもの　職員　文武天皇慶雲元年四月鍛冶司を設して、諸國の印を鍛さしむ、是れ諸國の所司印を用ふる始めならん、持統天皇の時始めて木印あり、令に官印の制あり、公式令に、天子神璽は踐祚の日の壽璽、他は寶として用ひずと見ゆ、内印は御書に、五位以上の位記、並に諸國に下す公文に之を印す、方三寸（穗井田忠友の說に、此れは天平尺にて、其一尺は曲尺九寸八分に當る、大寶三年七月の勅書の内印は、曲尺二寸二分、又藤井貞幹の說に、晉前尺にて一尺は今の曲尺七寸六分に當るとゝ）少納言其請進を掌る、外印は官印にて、女に「太政官印」と云ふ、方二寸半、六位以下の位記、並に太政官の文案に之を印す、少納言之を監視す、嵯峨天皇弘仁以來、藏人所を置かれしより、少納言監印の職藏人に遷る、諸司印は、八省、彈正臺、諸寮、諸司等の官人より上る公文、案筥に公牒の文書に印す、方二寸二分、諸國の印は、方二寸、京に上る公文及び案、調物に印す、以上の官印と爲す、家印は、孝謙天皇惠美押勝に家印を聽せしことあるを初見とす、方一寸五分、次で酒人親王の酒字印（東大寺文書）あり、延曆十五年二月百姓に馬牛印方二寸、廣一寸五分以下を用ふることを聽し、貞觀十年六月には家印の制を一寸五分と定む、又天平寶字中の東大寺文書に、生江息島、諭師池守が姓名の印を用ひ、調足麿が名印を用ひしは（家印にあらず）名印の始めなり、此時代は、概して文中一面に捺印したりしが、後世は畧して至要の部にのみ捺印することゝなり、明治維新の後、内印外印の稱を用ひず、然れども明治二年迄は、舊官位、新置官と並び行はれしを以て、舊官位の任叙は、舊式に依りて内印を用ひ、議定參與等の新置官には、辭令の體を以て捺印の制なし、元年二月三職八局の制を定め、總裁の印を鈐ぜり、「總裁之印」と刻し、方二寸二分、同四月三職八局を廢し、太政官を置くや、五月印を定め、太政官は二寸五分、諸官府、藩縣は二寸二分、諸司は二寸に分つ、太政官印は勅授官に、僧侶の在職若くは僧官に補し、紫衣參内を許し、禪師上人號を賜ふに用ふ、初め宮内省保管し、四年八月以後内史の掌官に屬し、傳へて内閣書記官に至る、行政官印は、奏授官に、判授官には所屬官印を捺す、指令公文には、初め行政官印、辨官印、互に用ひ、後ち正院印、史官印を用ふ、六年五月以後は專ら太政大臣の印を用ひたり、御璽は、一年七月職員令を廢し、官位相等の制を立つる日、用例を定め、勅任官記、物授位記、所司印（印司）（印國）（印家）（印名）（印官）

（印璽）

叡族相續等に捺す、後ち贈官位諡號の宣旨、及び外國使臣發遣、征討總督參軍を任ずる等の詔書に用ふ、時に臨て内閣書記官より、宮内官を經て、御璽下付を乞ひ、宮中にて捺す、御璽は、初め傳來の銅印を用ひしが、四年五月全權大使伊達宗城を清國に遣はすに際し、印文不明なるを以て、石印を刻す、此の時始めて國璽を制す、亦石材なり、「大日本國璽」と刻す、然るに字体曲雅ならざるを以て、七年七月兩璽とも金印に改鑄す、共に方三寸、篆文なり、國璽は條約書、國書、委任狀、證任狀、條約批准、内外人に與ふる勳記に用ひ、御璽は御親書に用ひ給ふ、

室町時代に至りて武家朱黑印起る、今川氏親の印最も古し、武田信玄、北條氏康之に次ぎ、尋で諸氏の印大に興る、氏親の印は、文字詳かならず、大さ方一寸餘、長享元年の文書に見ゆ、黑印なり、永正年間朱印に改む、其子氏輝の印は歸の字を刻す、方一寸、弟義元の印は、如律令と云ひ、方二寸餘、其子氏眞は之に沿り、別に名を刻するものあり、方一寸許、氏眞、氏實の二種あり、其部下小笠原、葛山氏皆名印あり、武田信虎の印は、正圓にして、信の字、二臥虎を鐫す、徑二寸餘、命祿元年（私年號）の文書に見ゆ、其の子晴信の印亦圓形にて、龍を刻す、大さ信虎に同じ、天文十一年之を造り、後ち數年毎に改彫すること二次、其一は龍首俯伏し、二は軒然として首を驤げ、三は鼎鼎天を指し、飛鷹の勢あり、其子勝賴この印を用ひ、別に獅子印を刻す、方一寸六分、北條氏康の印は、文を「祿壽應穩」と云ひ、方二寸二分、印額に虎を刻す、傳馬の印あり、常調の二字を刻す、方一寸五分餘、子孫鬱用す、子弟の一方に鐵する者亦印を用ふ、武藏鉢形の氏邦は「命利招福」と刻し、方一寸七分餘、氏照の印は、皷々小にして文字詳かならず、里見義弘の印は、里見の二字を刻し、方一寸八分、印額に鶴を著く、上杉輝虎の印は、地帝姥（勝軍地藏帝釋姥見の文の畧）三字を刻し、方一寸八分、印額に獅子を置く、鴿は八幡の神鳥、又龍虎獅子皆威武を視するなりと云ふ、織田信長の印は、「天下布武」と云ひ、楕圓形にして平底なり、大さ一寸八分餘、朱黑兩印あり、朱は公文に用ひ、黑は私書に用ふ、永祿十一年より用ふ、其子信孝の印は、「一劔平天下」の字を刻し、大さ布武の印に同じ、豐臣秀吉の印は、文字詳かならず、圓形にて、徑一寸餘、天正十一年より用ふ、海外と交通するに及び、通交の印を制す、豐臣の二字を刻し、方二寸の金印なり、是れ海外に印を用ふる始めなり、其子秀次の印は稍々大にして刻し、圓形徑一寸九分、元龜三年の文書に見ゆ、天正十二三年頃より「忠恕」の印を用ふ、楕圓形一寸七分、傳馬の印は、家康の二字を刻し、楕圓形、一寸八分、黑印は之に同じくして稍々小なり、外交の印は、「源家康弘忠恕」の六字を鐫す、方二寸九分、蓋し福德印は、今川氏に、傳馬印は、北條氏に、朱黑印は、織田氏に、外交印は、豐臣氏に倣ひしならん、此の時に當りて印章滋々興り、天下の諸侯これを用ふるもの多く、細川忠興、黑田長政の如きは洋字を以て印章を制するに至れり、元和以降漸次下流に及ぼし、終に上下一般に用ひらるゝに至る、小中村清矩ほ、公私貴賤一般に、實印を必ず姓名の下に捺す事ほ、德川時代元和より承應までの間にあるべし、是れは足利時代の頃、書畫の落款に印を用ふる事、流行せしを以て、武家にても然るべき人等の、文書の名字の下へ、捺印して左驗とせしかば、終に民間に及びて、字を知らざる者の慣となりて、一般に行はるゝに至りしなるべしと云へり（令義解、延喜式、類聚國史、江次第、類聚符宣抄、圖書寮記錄、小中村清矩「印章考」、田中義成氏「印章說」）

井ンシヤウ　院掌　院の廳の職員、院廳を管固する事を掌る、「キンノチヤウクワン」を見よ、

インジヤウ　印狀　江戸時代に、裁判上の事につきて、奉行より代官に照會する書狀などにいふ、評定所留役覺書に、一甲府勤番知行よりの出訴者、地頭より印狀を以、月番奉行え申來先例云々」とみえたり、

井ンシュ　院主　監寺に同じ、「カンツ」を見よ、

インシュクワツシュツ　隱首括出　「オンシュクワツシュツ」とよむ、同條を見よ、

インスキン　印子金　名義　鍛拔せし上等の金をいふ、極上々の金位を有し、二十五位以上のもの、一箇の重量百目或は百五匁目ありて、銀一貫四百目餘の値ありといふ、その形狀詳かならず、靜菴隨筆に印子といふものは舟形の物なりといへり　沿革　印子金は、吾邦に出來しものにあらず、支那より傳はれるものか、夢溪筆談に、壽州八公山の側なる土中及び溪澗の間より小金餅を得、上に篆文劉主の字あり、世に傳へて準南王の藥金となす、天下之を稱して印子金といふ」といへり、吾邦にては、慶長前後花印子、舟印子の名あり、又賞賜の用に充てしことあり、又太閤記に、慶長元年土佐カツラキ濱へ著岸せし南蠻船の荷物の内に、インス千五百内ヒカ三百」とあり、當代記に、慶長十二年、德川家康より印子一萬御誂云々」と見え、元和七年の文書に、褒美として印子給渡すべしとも見えたり、其後ち金座の常語に、道具にても、眞金のみに造れる印子といふに至れり○白石子雜記に據れば、唐繪又は寶

つくしと俗にいふ、桑雲八寶の掛物の紋に、如此のものあるは卽ちそれにて、たとへば、そのまま馬蹄のごとくなる形にて、四傍は高く、中は低くて、水まきといふ紋のごとくに細織なるあり、これは湧して傾くる時に、漸々凝るとき、自然に其紋をなすものと見ゆ、是舟印子ならん」といへり（金銀圖錄、古事類苑泉貨部）

井ンセイ　院政　名義　上皇、もしくは法皇が、院中に於て政を聽くをいふ　起原沿革　院政は後三條天皇に權輿す、天皇藤原氏の專橫を抑制せんと欲し、位を白河天皇に讓り、院に居て政を行はんとせしが、幾はくならず崩御し其意を果たさず、白河天皇先帝の志を繼ぎ、應德三年位を堀河天皇に讓り薙髮して法皇と稱し、鳥羽の離宮にありて政事を聽く、是を院政の始めとす、是より詔勅の外に院宣あり、天下の大事は院宣を以て之を決し、天皇は、唯改元、節會、叙任等の儀式を擧行するのみ、玆に於て院宣の重きこと詔勅に踰ゆ、法皇院政を聽くこと總て四十三年、崇德天皇大治四年崩御、鳥羽上皇之に代り院政を聽くこと前後二十八年、近衛天皇崩じて後白河天皇立つ、時に保元の亂あり、亂後、後白河天皇位を二條天皇に讓り、五朝の間院政を聽く、其間殆ど三十五年なり、是時に當り亂逆相踵ぎ、源平二氏交々征伐し、朝廷大に衰ふ、平氏の安德天皇を奉じて西奔するや、京師主なし、上皇卽ち高倉天皇の皇子を立て、踐祚せしむ、之を後鳥羽天皇とす、建久三年法皇崩ず、後ち後鳥羽天皇位を土御門天皇に讓り、正治元年より政を院中に聽くや、土御門順德兩帝を經て承久三年に至り、後鳥羽上皇政權の武門に歸したるを憤り、之を回復するの志あり、玆に於て順德天皇と謀り、位を仲恭天皇に傳へしむ、是時三上皇あり、後鳥羽上皇を本院、土御門上皇を中院、順德上皇を新院と云ふ、承久の役、事破れて三上皇皆海島に遷御す、仲恭天皇廢せられて後堀河天皇位に卽く、生父守貞親王太上天皇の尊號を受け、院政を聽く、二年にして崩ず、天皇在位十二年にして位を四條天皇に傳へ院政を聽く、四條天皇崩じて嗣なし、北條氏、卽ち土御門天皇の皇子を立つ、之を後嵯峨天皇とす、天皇在位四年にして院中に退き、政を聽くこと二十六年、崩後、龜山天皇專ら萬機を決す、天皇位を御宇多天皇に讓り、院政を聽く、十五年間、後ち御宇多後伏見兩上皇交々院政を聽く、南北朝より以來中絶す（北朝には行はる）降りて慶長十六年後陽成天皇位を後水尾天皇に讓り、政を聽く、院政復起る、後水尾天皇位を明正天皇に讓り、太上天皇と稱し明正、後光明、後西院三天皇の間院政を聽く五十二年、靈元天皇親政六年にして位を東山天皇に讓り、又政を院中に聽く、凡そ四十五年、東山天皇位を中御門天皇に讓り太上天皇と稱す、崩御の後、中御門天皇親政を行ふ、光格天皇閑院宮より入り大統を承け、親政三十七年の後、位を光仁天皇に讓り、仙洞に在りて政を聽くこと二十三年、天保十一年崩ず、玆に於て院政止む、今表を以て左に示す（平安通志）

院	帝王	年號	年數
白河	堀河	寛治元……嘉承二	廿一
	鳥羽	天仁元……保安四	十六
	崇德	大治元……同　四	六
鳥羽	崇德	大治五……永治元	十二
	近衛	康治元……久治二	十四
	後白河	保元元……同　二	十二
後白河	二條	平治元……永萬元	七
	六條	仁安元……同　三	三
	高倉	嘉應元……治承四	十二
	安德	養和元……壽永二	三
	後鳥羽	元暦元……建久三	九
後鳥羽	土御門	正治元……承元四	十二
	順德	建暦元……承久三	十一
後高倉（院守）		後堀河　貞應元……同　二	二
後嵯峨	後深草	寶治元……正元元	十三
	龜山	文應元……文永九	十三
龜山		後宇多　建治元……弘安十	十三
後深草		伏見　正應元……永仁六	十一
伏見		後伏見　正安元……同　三	三
後宇多		後二條　乾元元……德治二	六
伏見		花園　延慶元……文保元	十
後宇多		後醍醐　文保二……元亨元	三
後伏見		光厳　正慶元……同　二	二
後陽成		後水尾　慶長十七……元和三	六
後水尾		明正　寛永七……同二十	十四
		後光明　正保元……承應三	十一
		後西院　明暦元……寛文二	八
		靈元　寛文三……延寶八	十九
靈元		東山　元禄元……寶永六	廿二
		中御門　寶永七……享保十七	廿三
光格		仁孝　文政元……天保十一	廿三

インセイ・ジヤリ　引請閑梨　禪宗にて、得度の沙彌を引導して、行道を指揮するものをいふ（霹林象器箋）

インセイハ　印西派　吉田印西の創めたる弓術の一派○印西は近江の人、本姓は葛卷源八郎重氏といふ、弓術を吉田左近衛門業茂に學び、奥旨を極めて遂に一派を開く、妻は吉田重綱の女なり、因て妻の家の姓を繼ぎて、吉田一水軒印西と改む、初め豐臣秀吉に仕へ後ち德川家康、秀忠、家光に歷仕し、寛永十五年三月四日死す、年七十七、其子重信重好相繼で名あり、門人山口軍兵衛、伊丹半左衛門等著はる（武術流祖錄）

インセツ　印刷　名義　板にて文字を摺る事を云ふ　起原沿革　我邦にて印刷の最古きは、天平勝寶年間鑒眞和尙の律三大部を手自印板に開きしを始めとす、然れども現今に傳らず、現存中にては、孝謙天皇天平寶字八年東西小塔堂を作り、无垢淨光陀羅尼摺本を籠めし摺本を以て古しとす、之に次で著名なるは、文德天皇天安二年十一月十八日の跋ある山城高麗寺什物の款ある成唯識論とす、次で仁安二年康山寺開板の大般若經、華嚴經あり、此より佛書の印行せらる者多く、建久二年以下の板木今尙ほ興福寺の倉庫に藏する者多し、俗書の印行は、弘安板の孝經を初めとして、正中板の寒山子、詩人玉屑、德治板の楽分韻略、眞治板の元亨釋書、堺道祐の正平板論語、明德板の氏族大全等盛に刊行せらる、又鎌倉時代以來活字版（「クワツヅバン」參看）行はれ、江戸時代に至り、德川家康之を奬勵して、七種十餘萬の活字を足利學校に寄附して遺書を刊行せしむ、是より刊行盛にして遺書多く世に出づ、慶長十九年銅字二十萬字を作り、大藏一覽を開板せしむ、爾來印刷術漸次開け、元祿明和頃には盛に彩色摺行はる、次で本木昌三氏西洋印刷術の活字と、我組版とを折衷して、今の鉛制活版を創始す、卽ち嘉永五年闔和對譯辭書を印刷して、和闔に送りしを始めとす、本木氏の後を平野富二氏繼ぎ、東京に出て擴張を謀る（今の築地活版所卽ち是なり）明治七八年頃より新聞雜誌の發兌盛になりしより、漸次一般に行はれて、今日の隆盛を見るに至れり、尙ほ慶長以前の印本の世に著るゝものは左表に就て知るべし（和事始、印書考、柳菴隨筆、敎育史略、版本は國の寶、皇國古版沿革考、同補遺）

年號	書名
天平寶字	律三大部、陀羅尼
神護景雲	元垢淨光陀羅尼
天安	成唯識論
永觀	和漢經論摺本
永萬	藥師經
仁安	大般若經、華嚴經
建久	大般若經
建暦	攝擇集
建保	無量壽經
嘉禎	阿彌陀經、陀羅尼
貞應	大般若波羅密多經
寛元	法華經
文應	清見開唱和
弘安	孝經、法華經、僧心法要
正安	弘法大師諸來目錄、觀無量壽經
正和	虛堂新添
元亨	黑谷上人語燈錄
正中	詩人玉屑
暦應	首楞嚴義疏注經
嘉暦	園語錄、佛果老人心要
元德	慧昭語錄
貞和	雲臥紀談
貞治	元亨釋書、五燈會元禪林類聚、夢想國師語錄、法華經、寶門十規論（外三種）
應安	楽分韻略（外二種）
延文	景德傳燈錄、揭仲弘集（外二種）
文和	勅修清規
正平	論語集解
永和	新刊貞和集
至德	元亨釋書
嘉慶	五百注韓文眞樞會要、佛光國師語錄、
明德	論語、氏族大全
應永	古今韻會要、三國佛法傳通緣起、大燈國師語錄、同年譜、佛祖正法直傳、鐵翁語錄、拈華漫錄、蒙求（外四種）
永享	慧昭語錄
文明	楽分韻略
延德	慧昭語錄
大永	御成敗式目
享祿	聽書大全、御成敗式目、韵鏡、楽分韻略
天文	論語集解、難絶俗解、楽分韻略、暦代印略、
永祿	韻鏡、楽分韻略
天正	三教指揮
文祿	性靈集

インセツ井ンジユンダイジン　引接院准大臣　廣橋綱光（ヒロハシツナミツ）を云ふ、

井ンセン　院宣　院中の有司が、院旨を奉じて下知する文書を云ふ、白河天皇遜位の後、政を院中に聽きしより、院政始めて生じ、爾來勅書よりは院宣が重きを爲したる時代もありき、「キンセイ」參看、今左に後鳥羽天皇文治三年後白河法皇の院宣を掲げて一斑を示す、

被院宣爾、早離遁帝位、猶諧詢朝政、天下泰平、靡日不思、而七八年來、干戈蜂起、人皆苦軍旅、民都忘農桑、因玆諸國司泥課役、神事佛事多闕乏、誠知諸神鎭國之誓雖不疎、諸佛利生之願雖無邊、祭禮疎而答貶曾還、施供闕而効驗猶空、衰亂之漸、職而斯由、何況連々、變異天譴荐示、去々年秋、地大震動、每頃長之區分、彌思政道之克治、去今兩年、四海雖似無事、萬機未遑修德化俗之道、經國之術、不能獨治、宜懇衆知、彝跋納諫、舜旌進善、豈其不仰墓蔑、我朝弘仁貞觀之聖代、延喜天暦之明時、又據群賢久致雍熙、古何爲淳、今何爲薄、只依政敎之得失、實有國家之運亂者也、在官泰公之人、盡盡諫諍之情、宜遵嘉謨、具進讜言、兼又當時政

勝之中、若有不利於國者、同勅條貫、以備聽覽、縱雖可觸犯、勿有所隱、謀國之安、不在茲乎者、院宣如此仍言上如件、

三月四日　　右少辨親經奉

（玉葉所載）

井ンダイ　院代　盧無僧寺の住持をいふ、

インチ　隱地　「ガンチ」を見よ、

インチウチ　印地打　隊を分ちて互に石を抛ち、勝負を爭ふ遊戯をいふ、石打といふ詞の轉じたるものにして、印地は當て字なり（起原詳かならざれども、室町時代の末年に發生したるものゝ如し、蓋し戰國爭鬪の風を學びたるものなり、瓦礫雜考に、印地は大勢にて石抛つことなるべし、平家物語鼓判官の條に、公卿殿上人の召されける勢といふは、向へつぶて、いんぢ、いひがひなき土冠者原云々、また義經記、土佐房義經討手の條に、土佐が勢百騎、白河の印地五十人かたらひ云々とあり、このことはもと抛石より起りたるなり、その始は書紀に、推古天皇二十六年秋八月癸酉朔、高麗遣使貢方物、因以言、隋煬帝興三十萬衆、攻我、返之爲我所破、故貢獻俘虜真公普通二人、及鼓吹弩抛石之類、云々とあり（中略）抛石は軍器なりしを後世遊戯となれり」と見え、嬉遊笑覽また同説にして、いづれも之を以て起原としたれども非なり、抛石は武器にして術にあらざれば、印地打と關係なくまた向へつぶて、いんぢなどいふは、石を投ずる術にして、やがて其者の團隊をもいへるなるべし、なほこのことは保元物語にも、八丁礫のきやう一房のことあり、當時投石する一種の武術ありしことを知るべし、されど鎌倉時代の末年以後諸書に散見せる

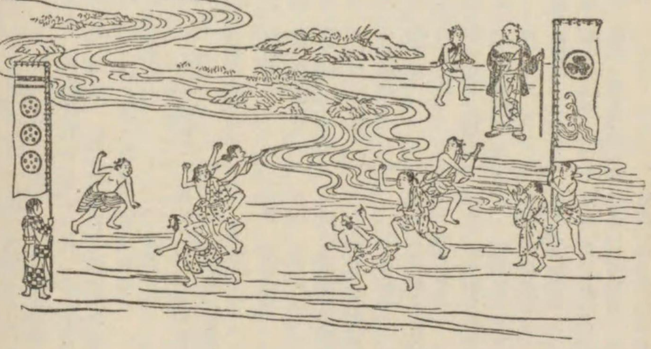

處なければ、恐らくは中絶したるものならん、然らばこれより幾百年後を距てたる室町時代に生じたる印地打を以て其遺風と見んは、當れりとはいふべからず、但し石打を印地打といふは、右に擧げたる書にも見えて古言なり、蓋し印地打は、戰鬪の狀を學びたる遊戯にして、殺伐の餘習に過ぎざるなり、もと童子間に專ら行はれしが、後に流行の季節にかゝはらざりしが後には端午卽ち五月の節句に行ひ、なほ大人もこれをなすことゝなりたり、年中行事大成に、古へ京師の兒童柳の小太刀を腰に横へ、頭巾を着し、山伏の體に擬へ、曉に及んで、鴨川の邊に出、各左右に別れて隊を成し、左右一同に礫を打合相戰ふ、是を印地打といふ云々、後には大人相混じ、甚しきに至りては眞劍を相接へ、傷損する者多し、於是寛永年中より一圓に停止せられ此事止みたれども云々」と見え、東照宮實紀附錄に、五月五日兒童の戯とて、隊を分ち石もて打あふを、俚諺にいんぢうちといふは、石打といふ詞のよこなまりしにて、ふるくより兒戯とせしは、全く戰國爭鬪の風、童部にもおしうつりしなるべし、君はまたいとけなくて、駿河の今川がもとにおはしける時、石打見そなはさんとて、近侍の者の肩に負れ、阿部川原に出ませしに、一隊は三百人あまり、一隊は百四五十人ばかりなり云々」とあるにてこの概略を知るべし、延享の時制禁せられしこと嬉遊笑覽に見ゆ、されど地方によりて、なほ後世まで其風を存したる所も多かりき、

インチヤリ　印地槍　穗に目貫穴をもまず、先をまげて目貫穴となしたる槍をいふ、印地は員數同じ物を多く造るに一々穴をもまんには、はか行かぬを以て斯く工夫なしたるなるべし（瓦礫雜考）

といふ詞の訛りたるにて數槍といふが如し、先を曲げて目貫穴となしたるも

インデン　隱田　「オンデン」と訓む、同條を見よ、

インド　印度　亞細亞洲の一國、身毒、竺旦、西域、臨帝亞、天竺とも稱す（起源詳）北はカフアリスタン、及び支那帝國に隣り、西は阿富汗及びペルキスタンと境を接し、南は印度洋に面し、東は支

那帝國暹羅國に界す、其面積凡百五十七萬四千四百五十萬方哩、北緯八度四分より三十六度に至り、東經六十六度より九十七度に達す（地理）好望海角を回りて、印度へ航路を發見したるは、西曆千四百九十八年（後土御門天皇明應七年）葡萄牙人始めとす、是より葡萄牙人海岸に於て次第に植民地を開くに至る、其後千七百年代の頃、和蘭人、英人、佛人、相踵で來り貿易場を開く、葡萄牙及び和蘭人の權力幾ばくならずして衰ふ、千六百十二年（後水尾天皇慶長十七年）英人始めて植民を爲せしに當りてや、彼千百四十五年デルヒに基礎を定めし「モガル」王朝、當に其權力の極度に達せしなり、然るに千七百七年（東山天皇寶永四年）「アウランゼブ」帝崩御の後、印度帝國は五裂の狀に陷り、混亂の際地方の副王等は、各其獨立を得んと務めたり、されば千八百年代の中頃に至りては、「モガル」帝の威は、帝國の內に行はれず、徒に虛器を擁して上に立つのみ、之と同時に英人は漸く勢力を印度に得て、佛人と優長を競ひ、各土侯と相提携して互に擠排を務めしが、千七百五十七年（桃園天皇寶曆七年）プラツセルの大戰以來、英人の勢力頓に盛んに、終に千七百六十五年には、ベンゴール及び中央印度に於て、英人最大なる權を振うに至る、南方印度にては、「マキソル」の君其獨立を守り固く屈せざりしが、千七百九十九年（光格天皇寛政十一年）セリンガパタム陷り、其獨立絶ゆ、其後マーラツタの戰爭起りしが、千八百十八年（仁孝天皇文政元年）終に征壓の功を了る、錫蘭島は、千七百九十六年和蘭人より一部を取り、土侯より他の部分を受けたり、アラカン及びテナセリムは、千八百二十五年緬甸人より之を取り、ペギユウは千八百五十二年に之を取り、ペナン、及びウエレスレキを勝ひしは、千七百八十六年の事にして、シンガポールを勝ひしは、千八百十九年、マラツカは元と蘭領なりしが、千八百二十五年英人之を得たり、斯くして英人の威東洋に振ひ、終に千八百七十七年（今上天皇明治十年）英王は印度女帝の稱號を取るに至る、緬甸の地は長く英領緬甸及び獨立緬甸と分れしが、千八百八十六年に於て獨立緬甸、亦英の管下に歸し、上緬甸の名稱を附せり（沒年）始めて我國に來りしは、天平八年（西曆七百三十六年）南天竺の僧菩提、唐の五臺山より轉じて來るを始めとす、延曆十八年（七百九十九年）皇裔人伊勢國に漂著す、貞觀四年平城天皇の皇子眞如法親王唐にいたり、進で印度に渡らんとし、七年長安を經て雲南より流沙を涉り、羅越國に入る（今の老撾）、此地に於て猛虎の爲めに咥まれて斃すと傳ふ、是より先、僧金剛三昧なる者、中天竺に入りしともいふ、爾來交通のこと詳かならず、天文十九年（千五百五十年）僧了西、印度に至り佛教を學び、兼て製革の法を受け來る、寛永の頃天竺德兵衛等の到りしは、暹羅國なり、それより以前、南蠻人との交通甚だしきを見る、或は其間に於て、印度との交通ありしやも未だ詳かならず（萬國地理、萬國歷史、采覽異言）

井ンノウチノメシツギドコロ　院內召次所　「キンノメシツギドコロ」を見よ、

井ンノウマヤ　院廐　「キンノミウマヤ」を見よ、

井ンノクモン　院公文　院中の職員にて、年貢の事を掌る

井ンノクラウド　院藏人　院に奉仕せる藏人をいふ、四位五位四人あり、非藏人は要津駈使（「エウジヤククシ」參看）にて、總て禁中の藏人非藏人に同じ、又所衆も呼げり（職原抄後附）

井ンノゴショ　院御所　上皇、若くは法皇の御居所を云ふ、又姑射の山、緣の洞、下居の宮、仙洞（セントウ）、仙院（センヰン）、洞中（トウチウ）、蟬洞（センドウ）、茨山（シヒヤマ）、芝砌（シバ）ともいふ、（有職小說、故實拾要）

井ンノゴフクドコロ　院御服所　上皇、若くは法皇の御裝束の事を掌る所、別當を置きて事を掌らしむ（拾芥抄、職原抄後附）

井ンノシツケン　院執權　（沒年）院中の政務を總攝するものを云ふ、別當の內より之に補す、（起原詳）白河法皇、伊勢平氏忠盛及び源義家の驍勇を愛して之を親近し、昇殿を聽して院の執權とす、これ院執權の始めなり、初めは別當の內專ら事を取扱ふ者を云ひしが、後には一の職掌となり、後深草院以後は、二人以上、多き時は六人に及びし事、洞院家記に見えたり、尙ほ「キンノベツタウ」參看すべし（拾芥抄、洞院家記）

井ンノシツジ　院執事　院別當に同じ、「キンノベツタウ」を見よ、

井ンノシユテンダイ　院主典代　院中の職員、錄事の官なり、院宣院中の政等を記錄する事を掌る、官人の中文筆に堪へたる人を以て之に補す、又藏人の出納を以て任ずることあり、二人以上七人の時あり、代字は、新增標注職原抄に、代字無二殊子細一、天子奉公之人、又兼二院判官、主典一也、然禁中官與二院家官一紛亂、故加二代字一、顯二院判官主典一也」とあるにて明なり（江次第、洞院家記）

井ンノシヨウデン　院昇殿　上皇、若くは法皇及び女院の御所に昇殿を許さるゝを云ふ、

井ンノセイメン　院西面　院中の職員、院の警衛を掌り、兼て盜賊を追捕す、西面武士の略稱、

又ニシガモとも云ふ、北面に對するなり、院御所の四面に伺候する故に名づく、武勇の輩を撰び之に任用す、後鳥羽院の時、始めて之を置く、承久記に、四面はこの院(後鳥羽)の御宇にはじまりぬ、又々關東へ仰せて、弓とりのよからんものを十人すぐりて參らせよとめされしかば、うけたまはると申して、津田筑後六郎、靜間若狭、兵衛彌五郎、筑井兵衛太郎、萩野三郎六人を參らせければ、上皇淺からずおぼしめしけり」とあり、承久三年以後廢す、

井ンノチヤウ　院廳　(名目抄)　上皇若くは法皇の政を行ふ所を云ふ、又女院にも院廳あり、廳は猶官廳或は役所と云ふが如し　(職員)　別當、執事、年預、判官代、主典代、官人あり、後深草院以後廳年二人を定め、後小松院以後大別當を置く　(起源沿革)　嵯峨天皇位を遜れて後に嵯峨院に居す、仁明天皇承和二年刑部大輔安倍安仁を上皇に侍ぜしめ、院の別當とす、是れ院廳の權與にして、白河天皇遜位の後、院に居りて政を聽き、天下に號令せしに始まる、又女院廳は、正暦二年九月十六日皇太后詮子出家して院號を給ひ、院司を置きしより始まる、(三代實錄、女院小傳、職原抄後附、名目抄)

(女院廳)

井ンノチヤウクワン　院廳官　公文、院掌等の總稱、又官人とも云ふ、六位の人を以て之に補す、公文は院廳の事を記し、太政官の史生の如し、院掌は官掌の如く、院廳の警固を掌る(名目抄、職原抄後附、標注職原抄)○車等の事を掌る、山丞記文治五年十二月十九日後白河法皇六條殿御移徙の條に、到二六條殿東四足門一放レ牛、廳官八人布衣平禮、引二入御車一立二御榻一云々、下御之後引出御車(今夜不レ撤二御車一裝束一差二召次一令二守護一之又黃牛昇立張榻廳官等著二衣冠一役レ之)云々」とあり、

井ンノチヤウノクダシブミ　院廳下文　院廳の旨を奉じて院廳の官人等連署して下す文書、首に院廳下とあり、別當判官主典代は必ず署判す廳官は時に應じて少きは五六人、多きは三四十人連署す、大概上下二段にして、上段は四位以上、下段は五位以下署するを一般の例とするが如し、左に一例を示す、

院廳下　丹波國吉富庄官等
　可早以當庄爲神護寺領等
右件庄內於字部鄕者、依源氏奪領、前左兵衛佐頼朝朝臣申請、所率寄彼寺也、至于新庄、有別御願、同所施入也、者以件鄕井庄可爲神護寺領之狀所仰如件、庄官等宜承知勿違失、故下、
元暦元年五月十九日　　主典代織部正兼皇后宮大屬大江朝臣(花押)
別當大納言兼皇后宮大夫藤原朝臣(花押)　判官代勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣(花押)
權大納言藤原朝臣(花押)　木工頭平朝臣(花押)
民部卿藤原朝臣(花押)　右衛門權佐藤原朝臣(花押)
權中納言兼左衛門督藤原朝臣(花押)　左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣(花押)
參議修理大夫藤原朝臣(花押)　右少辨平朝臣
參議左大辨兼近江權守藤原朝臣(花押)
大藏卿高階朝臣(花押)
右京大夫藤原朝臣(花押)
從三位平朝臣(花押)
左近衛權中將兼加賀權介源朝臣(花押)
造東大寺長官右中辨兼皇后宮亮藤原朝臣(花押)
式部權少輔藤原朝臣(花押)
權右中辨藤原朝臣(花押)
(神護寺文書)

井ンノチヤウノネンヨ　院廳年預　「ネンヨ」を見よ、

井ンノチヤウハジメ　院廳始　院廳官人を補せし後、吉日を撰びて事始を行ふを云ふ、洞院家記に、寛元四年二月十三日、今夜院廳始、院司堀川大納言具實、土御門大納言顯定、吉田中納言爲經、新宰相定嗣、着二殿上一(不レ居レ殿云々、代々居レ之歟、建久不レ居之由、見二資實記一之由、新宰相稱レ之云々、可レ尋)聽二吉書一各加二眞名一云々、次別當內藏頭惟忠朝臣、參河守房名朝臣、右少辨顯雅、右衛門尉藤原重

□各着座、有三献云々」と見えたり、

井ンノツカサ　院司　院司「キンジ」を見よ

井ンノツカヘドコロ　院仕所　院の召仕人の候する所を云ふ、雜々の御用を勤む(職原抄後

附、同大全、增注職原抄)

井ンノツクモドコロ　院進物所　上皇若くは法皇の朝夕の御膳を調進する所を云ふ、禁中の御厨子所に同じ、三中口傳に、膳所名事、大內名二御厨子所一、院中號二進物所一と見え、榮花物語玉のかざりの卷に、枇杷皇太后崩御の時、三條院進物所かれやすが、湯をわかして差上たる事見えたり、拾芥抄、職原抄後附に、進物所御厨子所と別々に掲げ、增注職原抄に、進物所は外來の進物を置く所、御厨子所は朝夕の御膳を調進する所と云へるはいかゞあらん、職員に預ありし事は、山丞記、吉記、文治五年十二月十九日の條に見えたり、

井ンノデンジヤウビト　院殿上人　院の昇殿を聽されしものを云ふ○御讓位記寛元四年正月二十九日の條に、殿上人四十五人被二仰下一云々、在位之時殿上人被二撰定一先例皆渡レ之、建久、被レ迫二彼例一歟云々」と見えたり、又女院にも殿上人あり、

井ンノテンリウ　院傳奏　(職員)　院中の職員、人々の請願等を取次き奏聞し、又院の旨をうけ傳へて下に達する事を掌る、多くは院司別當の中、納言參議辨官を以て之に補す、稀には北面の武士傳奏せし事あり　(起源沿革)　鳥羽院の時、北面武士季範季賴父子、院近く召仕はれ、傳奏する折もありけり」と、源平盛衰記に見えたれば、是より以前既に在りしなるべし、後白河院の時吉田經房を院傳奏とし、源賴朝天下の權を得るに及び、後白河法皇に奏請するに皆經房をして傳奏せしめたり、源平盛衰記に、吉田中納言經房卿なれば、其比は勘解由中納言と云き、廉直の性世に顯し、忠眞の譽隱なければ、源二位今度院奏しけるほど、大小事向後經房卿を以て、奏聞すべき由申されたり、平家の時も大事をば此卿に申合されき、故太政入道の、法皇を鳥羽殿に籠奉り、後院の傳奏置かれし時は、八條中納言長方と此大納言と二人なぞ別當には成ける云々」と見えたり、山槐記によれば、後院の別當は治承三年十二月にて、長方は參議、經房は左中辨なり、玉葉、吾妻鏡によれば、左大辨光長も又經房と共に院傳奏たりしが如し、是れ武家傳奏の起る始めなり、洞院家記には、院の別當の中一人、雜務傳奏、又雜事奉行たりし事見えたり、後宇多院の時には增して七人を置きしこと繼塵記に見えたり、

井ンノネンヨ　院年預　院中の職員、執事に次で院中の雜務を行ふ、又草に預とも云ふ、年預とは別に其職あるに非ず、公卿別當、四位別當、主典代より二人を撰びて、一年交替に專ら其事に預るを云ふ、玉葉に、公卿年預四位年預あるにて知らる、後深草院以後執事執權を區別するに及びて、總に職となり、別に年預二人院廳年預二人を置き、公卿を以て之に補し、院廳年預は四位以下を以て之に補す、後小松院の時まで此制行はる(洞院家記、河海抄)

井ンノハイレイ　院拜禮　毎年正月元旦院の御所にて行ふ朝賀の儀式を云ふ、其式は概ね小朝拜に同じ、白河天皇が延久五年正月一日、後三條上皇の御所へ朝賀せられしは史に見えたる始めなり、大府記に、一日辛巳、院拜禮、午刻諸卿以下參集、次垂二畫御座庇御簾一(五ヶ間)次御出(直衣御裝束也)次關白前太政大臣、次大臣右大臣井大中納言參議以上、一二列庭中、次殿上四位以下、別當判官代等、一列拜舞了之後從二上臈一次第退出」とあり、

井ンノハウグワンダイ　院判官代　院中の職員、廳內の事を糺判し、文案を署し、稽失を勘へる事を掌る、五位判官代、六位判官代あり、五位は五位藏人、六位は六位藏人を以て之に補す、大樂五人以上七人、其內六位判官代は藏人四人を以て補せらるる例なり、女院の判官代は之に準じて知るべし(江次第、洞院家記)

井ンノフドノ　院文殿　(職員)　院にて訴訟を決斷する所を云ふ、禁中の記錄所に同じ、百寮訓要抄に、院の御治世の時、諸人の訴訟を決斷せらるる所也」とあり、文殿はもと文書等を納めし所なり　(職員)　評定衆(或雜訴衆)開闔、職事、寄人等あり、公卿、諸儒及び才器の人を撰び用ふ、評定衆は大臣公卿等を補し、一ヶ月數回日次を定めて、參會議定せしこと、吉續記勘仲記に見えたり、增鏡秋のみやまの卷に、院の文殿議定所にうつされ評定衆などせう〳〵かはるもあり云々」と見えたり(拾芥抄、名目抄、職原抄後附、式目抄)

井ンノベチナフシヨ　院別納所　別納とは、拾芥抄に、大藏省納物割二十分之二爲二別納一」と見え、江次第一院雜事に、別納供二御飯一(勅子田地子)とあれば、院の供御米の事を掌りし所なるべし、

井ンノベツタウ　院別當　(職員)　院中の職員、院の諸事を總理する長官　(起源沿革)　承和中刑部大輔安倍安仁を、嵯峨上皇の別當となしゝを始めとす、其後增して公卿別當二三人となり、四位五位別當四人以上となる、其內公卿別當の內必ず一人は御厩別當となり、又專ら院中の事を取扱ふを執事とし、傳奏を掌るを雜務傳奏、又は雜事奉行とし、四位別當中一人を年預となす、後深草上皇以後後小松院までは、公卿別當を執事、執權年預、廳年預と分ち、四位五位の別當を置かず、執事の內一人は世々四園寺家の職となる、其後別當執事年預ありて執權を置かざりし事、又院廳に大別當を置きし事職原抄後附に見え

たり、執事、執權名を異にするも其實は同じ、葉黄記に、寛元四年正月二十九日、今日有二讓位事一、予補二院司一、可レ奉二行萬事一之由、兼有二勅定一、是可レ謂二執事一歟、然而先例或他人雖レ爲二執事一、器量之者一人又奉二執權一、今此儀也、以二不肖身一、應二此執權一、雖レ知二家之餘積一、太以過二涯分一云々」とあるにて明なり（洞院家記）

井ンノホイハジメ　院布衣始　太上天皇か尊號の後、始めて御烏帽子布衣を着せしめ給ふ儀式を云ふ、山槐記に、治承四年三月四日今日新院令レ着二始御烏帽子一給云々」、二十卷部類に、寛元四年二月十六日上皇着二御布衣一、白浮綾狩衣紫織物奴袴御立烏帽子云々」と見えたり（名目抄）

井ンノホクメン　院北面　職掌　院中の職員、院中を警衛する武士を云ふ、北面武士の略稱、又キタノガモテとも云ふ、院御所の北面に居する故に名づく、上下に分る、四位五位を上北面、六位を下北面と云ふ、地藏院白河院の時始めて置く、愚管抄に、此御時（白河）院中に上下の北面を置れて、上は諸大夫、下は衛府所司めが多く候へば、下北面御幸の後には、簾貫ひてつかうまつれり云々」と見え、又源平盛衰記にも此時始まりし事を云へり○北面を任ずる時を北面始と云ふ、洞院家記寛元四年二月二十一日の條に、院上下北面始也、上北面以二殿上北面二ヶ間一爲二其所一、下北面制、此築地有二五間屋一、以二件屋一爲二其所一、懸二紺垂布一、立二朱漆棄盤一（撤足）先殿日被レ注二下交名一、應相觸之、上北面左馬權頭以良朝臣、左京權大夫經朝朝臣、已上衣冠參入、書二着到一、退出、下北面二十人（此中五位友景、行範、宣季、盛長、重隆（已上三人五位尉也）殘十五人六位也、各被レ召二出代單一云々）參集北面（各束帶）有二三獻一云々」と見えたり、

井ンノミウマヤ　院御厩　職掌　院中の牛馬を總管する役所を云ふ、別當、案主、舍人、居

（御厩）倆等あり、別當は長官、概ね院の別當之を兼ぬ、後白河法皇の厩別當は、源義經藤原能保が務めし事、源平盛衰記、吾妻鏡等に見え、後深草院以後は、西園寺（案主）家代々此役を兼ねし事、洞院家記に見えたり、案主は、帳簿を主り、舍人（人舎）は厩馬の事を取扱ひ、居飼（居飼）は牛馬を飼ふ役なり（洞院家記、拾芥抄、名目抄、職原抄後附）

井ンノミズ井シンドコロ　院御隨身所　職掌　院の御幸の時、前後を警衛し、又院中を守護する御隨身には近衛府官人を以て之に充つ、近衛將曹二人、府生二人、番長二人（已上騎馬）近衛八人（已上步行）合せて十四人とす、後世は近衛六人となれり、御隨身を置かれし後、御隨身始あり、御隨身を召して饗を賜ふ、洞院家記に、寛元四年二月十三日今夜院御隨身所始也、左右將曹以下（褐衣、乘袴、番長、白狩袴、各帶二弓箭一）候二中門一、卽着所（先撤二弓箭一）行、饗机其後退出云々」と見えたり、

井ンノミヤスドコロ　院御息所　（ミヤスドコロ）を見よ、

井ンノムシヤドコロ　院武者所　院の御所を警衛する武士の伺候する所を云ふ、單に武者とも、所とも云へり、名目抄院中の條に、所司とあるは武者所の司を指すにやとあり、下北面の譜代の內、武畧あるものを用ふ、洞院家記に、北面侍所司兼補例同五位所司造酒正從五位上中原宗房（待賢門院廳年預）又應安四年三月二十七日北面始記に、源康衡（左衛門尉ふよし）と見え、又長門本平家物語文覺勸賞朝謀叛事の條に、文覺在俗の時、遠藤三郎もりとうとぞ云る、上西門院の衆にて、後には武者所に參りたりければ、遠藤武者とぞ云し、又同條祭中風入の段に、安藤右馬大夫右宗當職の時武者所にて候けるが云々」と見えたり、

井ンノメシツギドコロ　院召次所　院の召次の居る所を云ふ、山丞記、吉記には內召次所と云へり、召次は院中の雜事を務め、時を奏する事を掌る、又院御幸啓の時に供奉せし事、榮花物語、增鏡に見えたり、又御坪召次（召次）とも云ふ、平家物語に見ゆ、職原抄大全に、院中歌會時居御壺中、勤二仕硯水（召次）等一と見えたり、御坪の中に伺候する故に名づく、又召次長（召次長）あり、年勞のものを稱す（西宮記、增注職原抄）

イムハタドノ　齋機殿　齋み潔めたる機殿の義にて、神に奉る御衣を織る屋舍をいふ、神代紀に、齋服殿をよめり、

インバノコホリ　印幡郡　神名　下總國

起原沿革　古くは印波と書す、光仁天皇天應元年正月印幡郡あり、和名抄に、八代（ヤツシロ）印幡（インバ）言美、三宅（ミヤケ）長隈（ナガクマ）島矢（トリヤ）吉高、船穗（フナホ）亘理（ワタリ）村神（ムラカミ）餘戸の十一鄕あり、中世印東印西二郡に分ち、應長の頃疋名となる、江戸時代の初舊に復す、正保圖印旛に作り、今復舊に從ふ、地誌提要「イバ」とよむ、明治二十九年三月印旛郡及び下埴生郡を廢し、印旛郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

インバン　印判　印と判とは各異なれり、印とは印章を云ひ、判とは書判を云ふ、後世唯印の事をも印判といへり、「インシヤウ」「カキハン」參看、

イムビノゴハン　忌火御飯　毎年六月十一月十二月の朝日、早朝に內膳司より獻上する御飯を云ふ、火を忌む意、神事至る毎に、不淨の火を打かへ御飯を炊さて供ふる故にかく云ふ、四宮記に、六月一日早旦、供忌火御膳四種例盛器御菜用土器鮑

盤四種物御飯片坏」とあり、其原因は景行天皇の時に始まると云ふ（江次第、公事根源）

イムビヤ　忌火屋　伊勢神宮にて、忌火をきり出す屋をいふ、長二丈、廣九尺、高八尺の構造とす（大神宮儀式帳）

インブクモン　般富門　名稱　大內裡外郭門の一、西近衛の門とも稱す、西面の門にて四大宮大路に通ずる方の北端に在り、藻壁門の北に位す

起原沿革　桓武天皇延曆十三年宮城經營の時、尾張伊福部氏之を監營す、依てこの名あり、五間の戶三間の大さにして、門衛には右衛門府之を守る、長和四年八月、及び寛仁四年七月大風の爲めに顚倒せることあり（拾芥抄、大內裡圖考證）

インブクモン井ン　般富門院　名稱

系統　堯子、後白河天皇第一皇女、母は從三位成子、後鳥羽天皇の准母たり

事績　久壽三年四月內親王となり、卽日伊勢齋宮となる、保元三年八月退下、壽永元年八月皇后宮となり、文治三年六月院號を賜ふ、建久三年十一月出家、眞如理（或は眞如覺）と云ふ、建保四年四月崩ず、年七十、法金剛院東新御堂に葬る（女院小傳）

井ンフタギ　韻塞（掩韻）　詩句の韻字を塞ぎて、其文字を推當てゝ、勝負を爭ふ戲れをいふ、學舍發中の人々の遊びごとなりと云ふ、枕草子に、ゐんふたぎのあけとられたる」と見え、又源氏物語に、ゐんふたぎすべきに、集ども擇りいでゝこなたなるつしにつむべきことなどの給はせて」など見えたり、今左に一例を示す（河海抄、倭訓栞、醒睡記）

主人不相識　偶座爲林□　袞中自有□缺　韻字フサギ
莫漫愁沽酒

インブモン　般富門　「インブクモン」と年中行事後附、及び修明門院讓狀等に訓あり、同條を見よ、

インブモン井ン　般富門院　「インブクモンンキン」を見よ、

イムベ　齋部（忌部）　神祭を司り、或は、祭器を作りし部曲をいふ、其長を齋部首といふ、「イムベウヂ」を見よ、

イムベ　忌部　伊勢大神宮四姓の使の內、御幣帛の役をいふ、宣命詞に、大幣令二捧持一云々」とあり（地下諸役人記）

イムベウヂ　齋部氏　初め忌部氏と書す、高皇產靈尊の子天太玉命より出づ、姓に宿禰、連、首、造等あり、宿禰は右京に貫す、初め皇孫瓊々杵尊の中國に降むや、太玉命天兒屋根命と共に神籬を奉齋す、齋部氏の神事を掌る是より始まる、其孫天宮命祖業を修して名聲を墜さず、孝德天皇の時、小峯忌部首佐賀斯神官頭となる、天武天皇八年首色佛に連を賜ひ、十二年改めて宿禰となす、淳仁天皇の時、忌部首黑麻呂に連、同姓鹿麻呂を造となす、中世に至て忌部氏甚だ衰へ中臣氏獨盛なり、平城天皇の世忌部宿禰廣成發憤して古語拾遺を著はして之を上る、然れども子孫又復興する能はず、淸和天皇の時、神祇權大祐忌部宿禰高善、齋部と改む、二條天皇の時神祇大祐明友同小祐孝重に誣ひられ、沈淪數年、僅に中理し、氏長者となる、齋部氏益々衰ふ、後醍醐天皇の時、神祇權大副親重あり○初め太玉命率ゐる所の三神、天日鷲命は阿波忌部氏の祖、手置帆負命は讃岐忌部の祖、彦狹知命は紀伊忌部の祖となる、其中阿波忌部氏尤も著はる、後鳥羽天皇の時久家氏長者となる、世々木綿及び麻布を貢して大嘗會に供す、其裔に三木氏あり（書紀、古語拾遺、三代實錄、姓氏錄）

イムベデン　齋部殿（忌部）　大內裡の內神祇官八神殿の巽にある殿舍をいふ、祝殿、西屋、刀禰殿、祝部殿とも書す、一に宿所と名づく、東西二間南北一間、神殿の如く御簾を掛け、壁代を引き、濱床を立て、榊木を安す、又云ふ、祝部殿は、御巫等の宿所にて、後世御子等神殿と號し祈禱を致すの所なりと（大內裡圖考證）「ウンギクウン」參看

インベノジンジヤ　忌部神社　所在

阿波國麻殖郡德島（現今德島市富田浦町二軒屋町）

祭神　天日鷲命

起原沿革　仁明天皇嘉祥二年四月從五位下を授く、陽成天皇元慶七年十二月累進從四位下と爲る、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次新嘗の二祭に預る、明治四年五月國幣中社に列せられしかど、所在不分明の爲め、七年更に實檢して麻殖郡山崎村鎭座天日鷲神社なることを確め、七年十二月社號を復し、祭典を行ふ、祭日十月九日（神祇志料、官國幣社一覽）

イムベノヒロナリ　齋部廣成　正六位上に叙す（古語拾遺從五位下となす）齋部氏は中臣と共に世々祭祀に預る、寶龜中以來伊勢宮司、造伊勢宮、大嘗宮、其他殿祭、門祭、大神宮奉幣使等總ての大祀に、中臣氏獨り預りて、齋部氏預らず、其勢振はず、廣成深く神道の衰を憤り、齋部氏の頹を概き、慨然復古に志あり、適々平城天皇召して舊說を尋ねらる、廣成古語拾遺一卷を著はし、中臣、猿女、齋部諸姓の來歷を述べ、齋部氏又朝廷の大祀に預らん事を奏言す、時に大同二年二月十三日なり（古語拾遺、大日本史）

インベヤキ　因部燒　備前燒（ビゼンヤキ）を見よ、

インホ　蔭補　「オンホ」を見よ、

インボン　印本　印刷（インセツ）を見よ、

インメイモン　陰明門　「オンメイモン」を見よ、

インメイモン井ン　陰明門院　「オンメイモンキン」を見よ、

インヤウシ　陰陽師　「オンヤウシ」を見よ、

インヤウノタチ　陰陽太刀　衛府の太刀と、絲卷太刀とをいふ、王朝時代、朝廷武官の帶する野劔の太刀を、俗に衛府の太刀と云ふ、「エフ」の音、「ヤウ」と云ふに似たるを以て、陽と取り違へて、衛府の太刀を陽の太刀と云ひ習はしたり、又陽の太刀あらば陰の太刀もあるべしとて、絲卷の太刀を強て陰の太刀と云ひ習はしたるなり、陰陽の太刀、曾て古事に所見なし、江戸時代に江戸の人の云ひ習はしたる由、四季草に見えたり、

インヤク　印鑰　印は天皇の御正印を云ひ、鑰は諸司の藏の鑰をいふ（名目抄）

インレキ　陰暦　暦の一種、大陰暦の略稱「コヨミ」を見よ、

インロウ　印籠　印形印肉を入るゝ具、印形を入るゝ籠の意、後には專ら藥を入るゝ用に供し、終に禮服の時、腰に佩ぶるの具となる○小き匣、三重四重或は五重にて、上の底は下の子口（カブセブタ）蓋となる樣に作り、緒に貫きて腰に佩ぶ、秋草に云、印籠と云ふ物も、古も有し物なれども、腰に佩るにはあらず、大體三寸五分四方許の重箱なり、堆朱などにしたるもの也、是は異國より渡りたる物にて、唐人の印井に印肉を入る箱なり、又同じ樣なる丸き重箱もあり、是は藥籠とて異國にて煉藥を入るものなり、此二色共に此方にては違棚の飾などに置物なり、腰に佩るを名印籠と云て、藥を入るゝ所の用は藥籠なり、此物若し信長秀吉などの比、軍中の用意に、鎧の上帶に付る爲に作り出し物にて有べき歟、今も古き印籠に東山時代の蒔繪なりと云ふ物なし、心得がたきものなり、云々」安齋隨筆印籠藥籠の條に、飾は堆朱堆畫蝶鈿等種々あり、其形圓なるを藥籠と云ひ、四方なるを印籠と云ふと云へり、此他本朝世事談綺、同正誤、嬉遊笑覽にも印籠の事あれども異說なし、

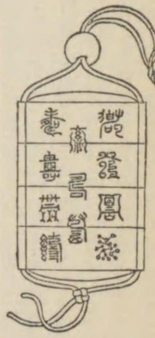

藏人所牒
應早進上鐵燈爐以下御年貢事
牒得件鑄物師等去月日解狀云號藏人所供御人鐵燈爐以下於御年貢可進上抑罷入供御人意趣者居住之所與福寺御領日置庄也依傍倒有限所當官物之外無他役被雜役免除兼又爲鐵賣買京中往反之間爲衛士井使廳下部等依被取夫觸事有煩仍爲遁件煩各賜短册諸國七道井京中町和泉河內兩國市津往反之間爲遁件役注子細言上如件者件燈爐尤以可爲公用依請且爲雜役免除且仰左衛門府井使廳諸國七道可令免除件役之狀所牒如件敢勿違失故牒
仁安二年正月日
別當左大臣兼左近衛大將藤原朝臣　出納明法生中原
頭左近衛權中將兼皇后宮權亮藤原朝臣　藏人左衛門權少尉菅原
權右中辨平朝臣　左兵衛權少尉藤原
左衛門權少尉藤原
防鴨河使左衛門權佐
勘解由次官藤原朝臣

イモカユ　薯預粥　山の芋の粥を云ふ、大醫等に用ひらる、和名抄に、薯預粥、崔禹錫食經云、千歲薯汁狀如二沸蜜一甘美、以二薯預一爲レ粉、和レ汁作レ粥、食レ之補二五臟一、和名以毛加由と見えたり、貞丈雜記に、北山記に云、雪見の肴の事、いもかゆと申物也、山のいもを油にてたつして肴にする也、其を箸ひとつにてさし食ふと云ふ儀なり、是は公家衆の說なり云々、雅亮裝束抄に云、大將あるじの事、大きやうの穩座とはことはてゝおほゆかにおりいて肴物とて、べちたかつきに折敷にしたるさかなくだものまいらせ、またいもかゆなどまいらせて云々」とあり、

イモノシ　鑄物師　「カナシ」銅鐵等の器具を鑄造する工人を云ふ、鑄師、いもし、鑄掛師ともいふ

とありて、鑄物のことは、早く神代よりありたれば、これを業とする工人も無論ありしなるべし、後ち崇峻天皇の元年三月に、百濟より鑪盤博士將德白、味淳の二人來れること見ゆ、此頃よりして漢土の技術我邦に入り、專で佛教の隆盛と共に益々發達し、遂に今日に至る、大寶の制大藏省に典鑄司を置き、金銀銅鐵を鑄造することを掌らしむ、平安朝の末年には、公用の爲めに鑄造するこを掌らしむ、藏人所の牒を與へて、雜役を免じ、且つ諸國往還の自由を許したり、六條天皇仁安二年の牒を前頁に示せば其一斑を知るべし（令義解、一話一言、東北院職人歌合註）

イモノツカサ　典鑄司　「職掌」大藏省の被官、金銀銅鐵を鑄造し、瑠璃を塗飾し、及び玉作工戸の戸口名籍を掌る「職員」正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、雜工部十人、使部十人、直丁一人、雜工戸「起原沿革」文武天皇大寶元年制定す、光仁天皇寶龜五年廢して內匠寮に合併す（令義解、官職祕抄後附、職官志）

イモン　衣紋　「エモン」を見よ、

イモンノツカサ　典鑄司　「イモノツカサ」を見よ、

イモンノハウ　異文袍　大臣家の人、大臣となりし以後着する袍を云ふ、地は龍斗地にて、裏は普通物なり、裝束抄に、異文と云は大臣になるまでは其家の例により輪違を用ひ、大臣になると異文と云ふ事あり、古の大臣になる家には、皆異文ありと云へり、其文は家々により異にす、卽ち左の如し、

九條家　篁內唐草
三條家　大龜甲
大炊御門家　龜甲
西園寺家　丁子唐草
洞院家　藤、鞠繪、藤丸
花山院家　輪違

又應永二年正月太政大臣足利義滿拜賀の時に桐竹を用ひ、廣幡家菊の折枝を用ひしと云ふ（裝束抄、三條裝束抄）

イヤジリ　幣（禮自利）　禮代、或は禮物とも云ふ、利は留志の約にて、禮のしるしと云ふ意なり、古事記安康記に、爲二其妹之禮物一令レ持二押木之玉綾一「貢獻」とあり（古事記傳）

イヤヒコノジンジヤ　彌彥神社　「所在」越後國西蒲原郡彌彥村彌彥山の麓○本國の一宮、現今國幣中社「祭神」天香山命「起原沿革」崇神天皇の時勅して社殿を草創せしめらると云ふ、天香山命、神武天皇の時此土に降臨し、賊を征討し民を水火塗炭の中より救ひ、田野を闢きて農桑の業を勸め、衣食を足らしめ、禮節を敎へ給ひ、其餘烈久しきに及べり、是を以て國人皆其德に感じ最も尊敬す、淳和天皇天長十年七月名神に預らしむ、本國旱疫ある毎に、此神よく雨を降らし病を救給ふを以てなり、承和九年十月從五位下を授け、貞觀三年八月從四位下を給ひ、延喜の制名神大社に列る、明治四年五月國幣中社に列す○末社に武奥、船山、草薙、今宮、勝、乙子等の神あり之を六王子といふ、社司二十戶、六人の老官あり、二月二十八日、五月十四日、十一月二十三日を祭日とす（伊夜比古神社記、神祇志料、官國幣社一覽）

イヨコザネ　伊豫小札　「コザネ」の一種、形、鉢付の小札の如くにて一文字に切り、其端を圓くせるもの、

イヨス　伊豫簾　伊豫國より作り出す簾をいふ（古來浮穴郡久萬山地方にて製作するもの最名あり）細莖の蘆を以て編む、昔時下樣の家田舍びたる所に用ひしと見え、源氏物語に、多くは賤しき所田舍めきたる家の所に見えたり（倭訓栞、安齋隨筆）

イヨノクニ　伊豫國　「領域」東は讃岐、東南は阿波、南は土佐、西北は海に至る、東西凡三十五里、南北凡十五里、狹き處五里、南海道に屬す「形狀」石鎚の山脈東南に連亘して土佐を界截し、支脈西北に走りて國中を橫貫す、北方に島嶼錯列して山陽に接し、西方灣曲參差し、西海道に對す「沿革」古事記に、伊豫之二名島見ゆれど、是阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國の總稱なり、古へ國府を越智郡に置く（今の古國分村）天慶中國掾藤原純友反して郡邑を刼掠す、朝廷小野好古を以て追捕使となし來り討じ、純友誅に伏す、治承の初國の豪族河野通淸高縄城（風早郡河野郷）に據り、平氏を拒て殺さる、子通信源頼朝に從ひ守護に補す、承久の役官軍に屬して封邑を失ひ、其少子通久僅に久米郡石井郷を領す、蒙古の役通久の孫通有戰功あり、落邑を復し對馬守に任ず、元弘の初通有の子通盛北條氏に附して敢封せらる、其族得能通綱、土居通增官軍に應じ、長門の探題北條時直を擊て之を破る、足利尊氏の反するや通盛之に屬して湯月城（溫泉郡）に據る、延元三年朝廷四條有賞を以て國守に任じ、大館氏明を守護に補し、世田城（桑村郡楠村）に居て四國を經略せしむ、得能土居二氏皆之に屬す、興國元年脇屋義助來りて國府に居り、南海の軍務を督す、俄にして卒し、尊氏の將細川頼春來り侵し世田城を陷れ氏明之に死し、得能土居の諸氏皆離散す、正平六年尊氏終に通盛を以て守護となす、十九年通盛の子通朝歸順して細川頼之と戰ひ敗死す、其子通堯筑前に奔り征西將軍懷良親王に從ひ、其援を乞て故封を復す、天授中通堯戰殁し、其子通能再び足利氏に降り因て守護に補す、應仁の亂通能の孫通直四軍に應ず、其再從弟通春港山（和氣郡三津濱）に據り東軍に屬す、茲に於て河野氏二派となる、永正中通直の子通宜通春の子通篤を逐ひ悉く其

地を併す、是より先西園寺氏世々宇和郡を領し松葉城に居り、宇都宮氏喜多郡大洲に據り、河野氏と地を爭ひ戰鬪止まず、天正中土佐の長曾我部元親來り侵し、宇都宮豐綱を逐ひ、河野通直（通宣曾孫）を降し悉く其地を併す、十三年豐臣氏南征し元親の侵地を削り、河野氏（通直）西園寺氏（公廣）の地を奪て小早川隆景に全國を賜ふ（三十五萬石）十五年之を筑前に徙し福島正則を湯月に（十壹萬石、後ち國府に徙る）加藤嘉明を松前に（六萬石）戸田勝隆を板島に封す、十八年正則を轉封し、國府を小川祐忠に七萬石を賜ふ、文祿中勝隆封を失ひ藤堂高虎代て板島七萬石に封ぜらる、慶長五年德川氏祐忠の封を奪ひ、之を高虎に加賜し（共に貳十萬石）徙て今治に治す、又加藤嘉明の邑を增し（貳十萬石）徙て松山に治す、十三年高虎を伊勢に徙し富田知勝を板島（拾貳萬石）に封じ明年脇坂安治を大洲に（六萬石、元和三年加藤貞泰之に代る）封す、十八年知勝罪ありて國除し、伊達秀宗之に代り（拾萬石）板島を改めて宇和島と稱す、寛永四年嘉明會津に徙り、松平忠知（蒲生氏）之に代り、十二年嗣なくして國除し、松平定行を松山（拾五萬石）に、松平定房を今治（三萬石）に、一柳直盛を西條（六萬八千石）に（後ち松平頼純之に代る）封す、直盛尋で二子直家を川江（貳萬八千石）に（寛永九年封を收めらる）三子直頼を小松（壹萬石）に分封す、其餘大洲の支封を新谷（壹萬石、加藤貞泰二男直泰）となし、宇和島の支封を吉田（三萬石、伊達秀宗の五男宗純）となす、凡て八藩、明治維新廢して松山宇和島二縣を置き、又改稱して石鐵神山と云ふ、尋で之を合併して愛媛縣を置く（地誌提要）古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考）

六國史	延喜式（エ）	倭名抄（ワ）	拾芥抄	古圖集	元祿帳（ケ）	寛知帳（ケ）	天保郷帳（ケ）	郡名考（ク）	明治沿革帳（ヘ）	地誌提要（イ）	郡區編制（タ）	新郡區編制
神野（神）	宇摩（ウ）	宇麻（エ）	宇麻	宇麻（コ）	宇摩（グ）	宇摩	宇摩	宇摩	同	同	同	同
新居	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
周敷	同	同	同	周敷（ク）	周敷（ク）	周布（ゲコ）	周布（シウフ）	周布（スフ）	同（ケチ）	同	同	周敷
桑村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	桑
小市（怒）	越智	同	越智（ゲク）	越智（コ）	越智	越智	同	同	同	同	同	越智
怒麻（怒）	野間	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	越智
風速（足速）	風早	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
別（怒）	和氣	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
湯（ユ 古右）	温泉	同	同	同	同	同	同（ウンセン）	同（ウンセン）	同（ウキナナ）	上浮穴（ウキナナ）	上浮穴	温泉（伊豫、下浮穴一郡、城合併）
久味（怒）	久米	同	同	同	同	同	浮穴ノ（ウキナナ）	浮穴ノ（ウキナナ）	下浮穴ノ（ウキナナ）	伊豫	伊豫	伊豫
伊豫	伊豫	伊豫	伊豫	伊豫	伊豫	伊豫	同	同	同	同	同	同
浮穴	浮穴	浮穴（ク）	浮名（ク）	浮名（ク）	浮名（ク）	浮名（ク）	浮穴（ウキナナ）	浮穴（ウキナナ）	同（ウキナナ）	上浮穴（ウキナナ）	上浮穴	西宇和（ク）
浮穴	浮名	浮穴（コ）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴（ク）	浮穴	西宇和
宇和（ヘ）	宇和	同	同	同	同	同	同	同	同（ヘ）	同（ヘ）	同（ヘ）	同（ヘ）
喜多（ヘ）	喜多	同	喜田	同	喜田（コ）	喜田（コ）	喜田（コ）	喜田（コ）	喜多（グ）	喜田	同	同

イヨノコホリ 伊豫郡（伊與） 所在 伊豫國 起源沿革 延喜式に始めて見えたり、拾芥抄、伊與に作る、和名抄に、神前（カムザキ）吾川（アカハ）石田（イシダ）齒田（チカダ）神戸（カムベ）餘戸等の郷あり、明治二十九年三月本郡の一部久米、風早、和氣の三郡と共に、温泉郡に合併し、其他の一部と下浮穴郡の一部とを以て本郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

イヨノフタナノシマ 伊豫二名島 大八洲の一、今の四國を云ふ、古事記に、次生二伊豫之二名島一、此島者身一而有二面四一、毎レ面有レ名、故伊豫國謂二愛比賣一、讃岐國謂二飯依比古一、粟國謂二大宜都比賣一、土佐國謂二建依引一」とあり、

イラシイネ 貸稻 名義 政府より人民に貸し付くる稻ないふ、窮民を恤む恩典に出づ、貸を邦訓「イラシ」といふ、成形圖說に「イラシ」とは、小なるを大にする調なりといへり 沿革 孝德天皇大化二年三月、屯田及び吉備島皇祖母處々の貸稻を罷めらるゝこと書紀にあるは、史に見えたる始めなるべし、されど其事詳かならず、天武天皇四年四月始めて百姓の貸富を分ち定め、中戸以下に貸與するの制を立つ、爾後歷世水旱疾疫、年穀不稔等の災害に罹り、民飢に苦むや、穀を發し、國司をして班給せしめ、以て此恩典を施せり、元慶以後貸借の事罷み、鎌倉室町の時、其制微するに足るものなし、江戸時代に至り、夫食、種子、農具、假屋等の代金を假貸せしむ（大日本租稅志）

イリアヤ 入綾 舞曲の一種、又入舞とも云ふ、舞樂の舞終りて將に入らんとする時、更に舞ふを入綾といふ、又舞ひながら入る事もあり、源氏類字抄に、舞に入あやとて更に取て返す事あり」と見えたり（歌舞品目）

イリエウヂ 入江氏 姓は藤原、御子左冷泉家の分流、其遠祖は道長公の男頼宗より出づ、藤谷爲賢の二男相尙始めて入江と稱す、新家の一、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家譜）

○相尙——相敬——相茂——家誠——相康——相永

爲逸——爲良——爲善（タル）——爲遂（ナル 本家藤谷家相續）——爲福

爲守

イリサク 入作 江戸時代に於て、他村より百姓の入り來りて耕作するものをいふ、「イレサク」と訓まば小作人のことをいふ、出作（デサク）參看（地方凡例錄）

イリタチ 入立 禁中台盤所に參入することを、聽さるゝ人を云ふ、或は籠中入立とも稱す、普通には入立を聽されし者は、必ず直衣を聽されて、直衣のまゝにて君前へも出づることを許さるゝなり（禁祕抄、禁祕抄階梯）十訓抄に、成範民部卿事ありて後めしかへされて、內裡に參られたりけるに、むかしは女房の入立にてありし人の、今はさしもなかりければ云々」とあり、

イリビヤクシヤウ 入百姓 江戸時代に於て他所より入り來りて耕作する者をいふ、

イリマヒ 入舞 入綾（イリアヤ）を見よ、

井リヤウ 違合 罪名、令に違ふをいふ、令に違ふものは、律に明文なきも罪す、違式も亦同じ、法曹至要抄に、雜律云、違令者笞五十、別式者、減二等、案之令有二禁制、律無二罪名一之者、謂二之違令一、又格式立ノ制謂二之違式一、共得二笞罪一矣」とあり、以留滿 葡萄牙語にて、兄弟の意

イルマン

井レイ井レイノリウ 違合 遣合奏 女院崩去の時、遣令を奏聞して、喪司擧哀素服を停止せらるゝことを乞ふを云ふ、遣令旨奏の意、中右記に、永長元年八月十六日晩夜、女院別當右近少將能俊朝臣參二左衛陣外一付、大外記定俊眞人被レ奏二遣令一、其詞云、前郁芳門院去七日崩給、依二遣令一任二葬司一、天下擧哀素服被二停止一者、大外記出二仗座一申、上卿江中納言令二藏人辨奏聞一聞食了」とあり、又禁祕抄に、寛治八年陽明門院御事、二月十日、奏二遣令一、廢朝固關依二上東門院三ケ日一也」とみえたり、

イレサク 入作 江戸時代、小作のことをいふ「コサク」、「イリサク」參看、

イレズミ 文身 刻物のことをいふ、「ホリモノ」を見よ、

イレズミ 入墨（黥） 起源沿革 皮膚に墨を黥する刑、江戸時代には、盜犯の者に行ふ附加刑とす、追放、敲等の正刑に屬す 起源沿革 慶仲天皇の時、阿墨連濱子、謀逆の罪により死に當れども、特に免して黥刑に行ひしことあり、これを初見とす、翠で雄略天皇の時、鳥官の禽、菟田人の狗に囓まれて死せしかば、天皇大に怒り、菟田人を捕へ、其面に黥せり、刑としての入墨の史に見えたるは右の二件のみにて、以後絕えて散見せず、大寶の律令、鎌倉室町時代にも亦此制なし、江戸時代に及び、八代將軍の時享保五年に劓刑に代へ、始めて此制を設く 起源沿革 江戸にては傳馬町の牢屋にてこれを行ふ、腕に廻して幅三分程二筋入墨し、墨乾くまで入牢せしめたり、

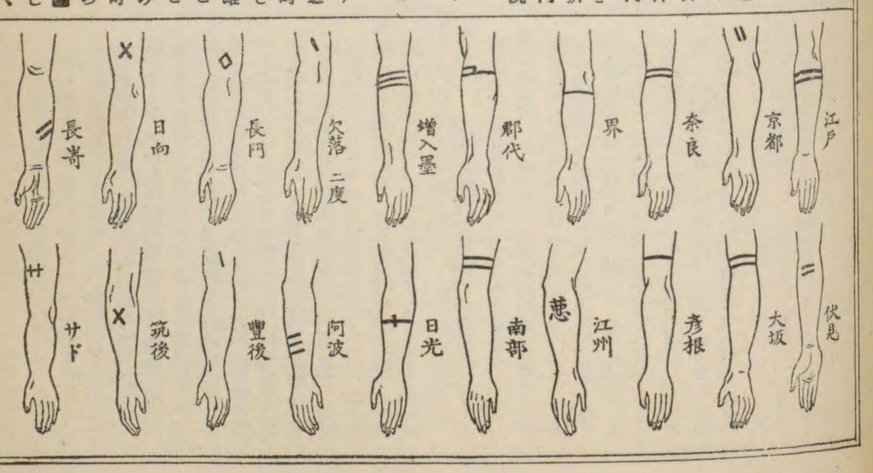

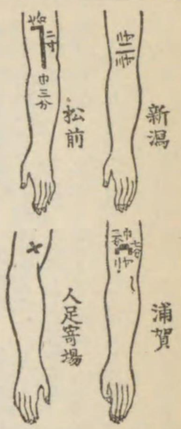

安永六年に至り增入墨の制を定め、最初の二筋と同じ大さの二筋を、更に加へて三筋と爲す、また諸國の幕府直轄地にて行へるものは、其刑多少づゝの相違あり、諸藩にても、多くは幕府にならひて腕に文刺せしも、阿波、肥前、筑前、藝州の如きは額に施したり、詳しくは圖に就きて見るべし（書紀、刑罰大祕錄、御定書百ヶ條、憲教類典、公案祕事、吉標紙、德川政刑史料）

【備考】（一）江戸、幅三分程二筋、引廻し筋間七分程アヶ（二）伏見、長一寸三分程、幅三分（三）京都、竪四寸、幅三分程（四）大阪、左肱上（幅五分程、二筋引廻し（五）奈良、幅三分（七）堺、幅三分程、一筋引廻（九）郡代、幅三分程（十）增入墨、有來の入墨の上に一筋宛增す、

イレヒモ　入紐　裝束の「スソ」にある横幅の所へ、通し入れたる紐をいふ、中世袍の襴の「ツマ」に入紐あり、後世の袍には領にのみ入紐あるなり、江次第內辨細記篇に、此日二省丞表衣禮放紐とあり、古今六帖に、紐草枕結ふとしけんよひ〳〵はとけざりきやは下のゝれひも云々」とあり（貞丈雜記）

イロ　倚廬　名義　天皇が喪に籠らせ給ふ御所を云ふ、御喪中は御精進にて假殿を造り皇居し給ふ、其本義は禮記喪服傳に、居二倚廬一、寢二苫枕一、塊哭晝夜無時云々、疏に、居二倚廬一、孝子所レ居在二門外東壁一、倚レ木爲レ廬」とみえたるに出づ　沿革　もと唐土の制なりしが、中古我國に傳はりて一の儀禮となる、國史に始めて見えたるは、文德實錄嘉祥三年三月仁明天皇崩御の時、皇太子殿を下りて宣陽殿東庭倚廬に御すとあるを始めとす、爾來行はる○倚廬の假殿は、常御殿より、板敷を下げて之を張り廻の簾を掛け、布の帽額總て諒闇の御裝束は麁末なる物を以て新調るなり、太刀の飾は黑塗、平絹鈍色にて總なし、重服の時は平絹鈍色の絹を帖も、尋常の平絹よりせばくすゝも、總井に緣なし、管別記後土御門天皇崩の條に、十二月

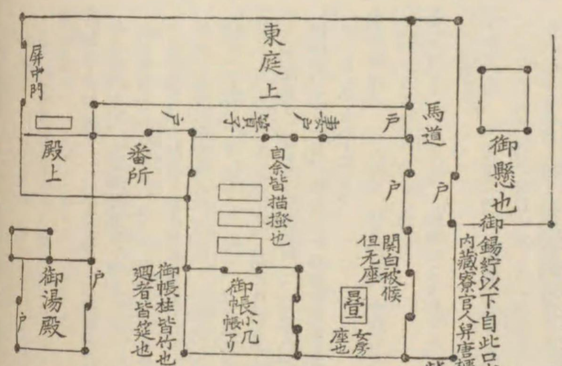

十一日辛卯、天晴今夜倚廬渡御也云々、倚廬御所以二對東妻一爲二其所一云々、竹御帳一間也、疊二帖敷之（疊緣墨染布也、濃鈍色歟）御帷布也（鈍色墨染也）天井以錦張之天井ふち竹也、以紙捻二結著一也、御帳東面與二南面一懸レ帳（以東面爲本面）御帳裡作二小几十一基一立之、帳樣同レ上、御帳東面前敷二薄疊三帖一爲二常御座一（緣同上）其餘者皆敷二廻猫撥一女房以下候二其上一（但女房床疊一帖南面方敷之也）四方墻壁皆張錦、天井同二御張天井一也、御帳中天井者出納之所役也、仍張之訖、竹のふち、竹の柱等は、御大二沙之一倚廬東第一間（南面）君臣共出入之口也、以二中間一爲二通路一懸レ帳（鈍色布也）以二西第三間（南面）爲二女房出入口一也、不懸レ帳、御膳等同自二此口一供御也、御座間後北方爲二番衆之所一、御湯殿並御樋等自二此所一爲二御通路一也、番所後方北一間爲二殿上一也」と見え、其一斑を知るべし、上に圖を示す、

イロ　喪衣（素韡、縗衣）　喪の時に着する白衣を云、運歩色葉集に、喪衣中陰之時着也」とあり、

イロイロ　色々　襲の色目の名、其襲の色、樣々にして一定せず、假字裝束抄に、色々薄色一ッ、崩黃一ッ、紅梅一ッ、裏山吹一ッ、裏濃蘇芳一ッ云々、同片假字附ノ傍注に、色々の重ね樣は樣々なり、必是一定ならず云々、女官飾抄に、色々五ッ薄色、紅梅、崩黃、蘇芳、山吹云云、とみえて、五重各其色譬りたらば何色にても色々と稱する事なり、但其中にも多くは假字抄女官飾抄の如き重ね樣を用ふるなるべし（裝束色葉）

イロイロヲドシ　色々威　威鎧の一種、五色井に間色なる、幾色にも集めて威したるをいふ、色の數、色の順共に定りなし、只色を事はさる樣に配置す、又肩も袖も區別も、一段毎に色を替へて威したるなりと、俗に段々威とも稱す、威（チトシ）參看八軍用記）

井ロク　位祿　名義　官人五位已上に給ふ祿を云ふ　沿革　大寶元年始めて制定す、京都にて之を給す、其差等左の如し、

正四位下絁十匹　綿十屯　布五十端　庸布三百六十常
從四位　絁八匹　綿八屯　布四十三端　庸布三百常
正五位　絁六匹　綿六屯　布三十六端　庸布二百四十常
從五位　絁四匹　綿四屯　布二十九端　庸布百八十常

沿革　慶雲三年四位祿を食封となす、元正天皇養老元年始めて五位に叙する時、祿の日に會へば給す、聖武天皇神龜五年外五位の位祿を定めて、內位の半を給し、女は三分一を給ふ、故無く一年缺勤せば給を停む、尋で諸國郡司隼人の外五位には皆當土にて給せしむ、稱德天皇天平寶字三年太宰府陸奥出羽官人の位祿同じく本土にて給し、畿內は內官に準じて京庫物を給す、桓武天皇延曆十一年位祿は自今大藏省に至て受け、若し至らざれば彈正臺之を糺さしむ、平城天皇大同二年四位食封を停めて位祿となす、三年是より先增して、正五位、絁八匹、綿八屯、絲二十六絇布四十八端庸布五十四段、從五位、絁六匹、綿六屯、絲二十絇、布三十六端、庸布四十段、外正五位、絁四匹、綿四屯、絲十三絇、布三十四端、庸布二十七段、外從五位、絁三匹、綿三屯、絲十絇、布十八端、庸布二十端となせしが、此時改めて令制神龜の格に復す、嵯峨天皇弘仁十一年日に依て給せしむ、尋で位祿を給ふ者、中務式部兵部の三省、給すべき人數を錄して、十一月十日太政官に申し、官總目を造て進奏し、符を大藏に下して二十二日に給す、身外國にあるもの、及び國司は當國正稅を以て給す、延喜の制二十七國を定めて年料を輸して別に租穀を納めしめて位祿に

（讀）充つ、之を禁國と云ふ、尋で二十五國となす（令義解、續紀、三代實錄、三代格、延喜式、食貨志）

井ロクサダメ　位祿定　名義　朝廷にて二月に吉日を撰び、奉公の勞によりて群臣百官に祿を賜ふ儀式を云ふ、或は三月行ふこともあり　沿革　一ノ上、陣の座に着きて位祿の申文を見る、大辨陣座に進て目錄を書す、所所申文、主稅寮別納租穀勘文一通、諸大夫命婦歷名各一卷、節會不參人の交名等を一々開見す、見了て目錄を留めて、殿上、辨、若くは藏人をして內覽に備ふ、聞食了て返し給ふ、次に禁國の文を給ひ、次に殿上分文を給ふ　起原　文武天皇大寶元年八月に、五位以下皆大藏省に至て祿を受くとあり、是れ祿を受くることの書に見えし始めなり（江次第、公事根源）

イロダカ　色高　江戸時代に於ける年貢の一種、荒蕪地又は山野池沼畔等に栽培せし有利の草木類に課稅し、其稅額により高を付し、村高に統合せるを總て色高と云ひ、野高、山高、桑高、楮高の如き種種の名稱あり、其唱方いろ〳〵ある故に色高といふ、蓋し色高と云ものは、定納不動の小物成（コモノナリ）參看）にして、古來村高に編入しつゝあるもの、又は諸藩領地、旗下知行所の村替、及び新知交付等の節、物成詰と唱へ、納稅の米は、一石を高二石に、永は一貫文を高五石に換へて、高內へ編入するものなり（舊幕縣治要畧）

イロドリケミ　色取檢見　江戸時代に於ける檢見法の一種、古き仕法にして詳かならず、享保中此法に倣ひて有毛取り始まりたれば、凡そ同樣なるを以て有毛檢見（アリケケミ參看）を色取檢見と稱せり○色取とは、田畠の善惡に從ひて租を取るを（原色）いふ（地方凡例錄）

イロナホシ　色直　名義　出產又は婚禮の畢りたる後、產婦、產兒、嫁、侍女等が、白小袖を脫して、色小袖に改むるをいふ　起原沿革　出產婚禮共色直しのことは早く王朝時代よりあれど、色直しといふ名目の生じたるは室町時代以後なるが如し、而して出產にありては、榮華物語及び諸記錄によれば、八日目に服を改めたれど、室町時代に至りては、六十日目（御產所日記）若くは百一日目（伊勢家祕書誕生之記）を用ひたり、また婚禮にては、王朝時代より室町時代へかけ主として四日目なりしも、後には五日目なりしこともありき（江家次第、玉葉、嫁迎記、禮容筆粹）江戸時代には之を略し、當日大禮畢る後、舅姑より出したる服に改むることゝなれり（古事類苑禮式部、藤岡著日本風俗史）

イロハ　伊呂波　假名（カナ）を見よ、

イロハグミマチビケシ　伊呂波組町火消　町火消（マチビケシ）を見よ、

イロハジル井セウ　伊呂波字類抄　沿革　もと世俗字類抄として上下二卷にて、天養久安頃の著作なるが、養和頃增補して三卷となり、標題も色波と改まり、後ち又增補して今傳はる所は十卷本なり、續群書類從に收めし世俗字類抄は、卽ち其原本なるべし、本朝書籍目錄に、四卷とあるは二卷を更に四卷にせしなるべし　內容　名物言語等を伊呂波順を以て集めて看覽の便にす、卽ち辭典の尤も古きものと云ふべし　類似書　內膳典膳橘忠兼の撰、十卷本に增補せしは、伴信友は壽永以後とし、黑川春村は洞院左大臣實照の增補なるべしと云ふ、猶本書の由來を明にする爲め、黑川氏の三卷本の跋を載す、自二天養比一至二于治承一三十餘年、補綴无レ隙、部類如レ織、更加二星點一訛謬雖レ多、愚昧難レ直、學者每レ見、可レ摺二

改之、抑誘二貢士有成入道一、詞字少々加二朱點一、爲二要文不レ遂也、件人久學二杏檀之風一、忍入二桑門之月一、積有レ勤、其說不レ信哉、仍爲二後見之不審一、粗所二注付一也、内膳典膳橘忠兼撰」とあり（碩鼠漫筆）

井ロリノマ 圍爐裏間 京都桂離宮内の居間、鎖の間、伺候の間ともいふ、古書院より樣た過ぎて此間に入る、内に一疊大の洪爐あり、故に其名あり、杉戸の表裏に、諫鼓と花籠との繪を畫く（安政遣幣誌、平安通志）○普通諸家にていふは、常に火を燒く所なり、應訓往來に、圍爐裏間云々者、蘆萱丹可二支度一也」と見えたり、

イワケゼニ 射分錢 射場始の時、射手に賜ふもの、卽ち賭物をいふ、錢十貫を机上に置き、六位藏人二人、之を舁きて無名門より出で、射場の巽角の柱邊に立て置く、内藏寮より之を獻ずるなり（西宮記、北山抄、江次第、雲圖抄）

イワシブイチキン 鰯分一金 江戸時代漁業者に課したる營業稅の一種、地方凡例錄に、鰯漁の時、其濱の役人立會ひて引上たる鰯を、何百何拾盃と計りて其日の相場を定む、是を水名相場と云（四斗樽にて山盛四盃入壹籠を壹盃と云ふ）此の相場の貳十分一を其浦方支配代官、領主、地頭へ運上として取立る也」とみえたり、

イワノジンジヤ 伊和神社 所在 播磨國宍粟郡神戸村、伊和（又神酒村）○當國の一宮、現今國幣小社 祭神 大己貴命 起原 大己貴命白山妙理權現と顯坐し、神功皇后三韓を攻め給ひし時、副將軍として隨伴し、歸國の後此に陣して外寇を防ぐを誓ふ、欽明天皇二十五年託宣により始めて神殿を築く 沿革 大同元年神戸十三戸を寄す、貞觀元年正月從四位下勳八等、元慶五年六月正四位下を授く、後に正一位を授けらる、延喜式名神大社となる、平治元年社殿燒亡す、仍て陣定あり、建長元年再燒亡す、仍て軒廊御卜伺議等あり、明治十八年五月國幣小社に列す（播磨鑑、神祇志料、官國幣社一覽）

う

ウアンゴ 雨安居 禪家にて行ふ安居の一、現今行はれ居る制度にては、四月十五日より八月十五日に至る間の安居をいふ、「アンゴ」參看、

ウイ 雨衣 雨降る時に著用する衣をいふ、「アマゴロモ」に同じ、同條を見よ、

ウ井ン 右院 名義 明治初年、政府の太政官の一院、左院に對していふ 職掌 當務の法案を草し、諸省の議事を審調することを掌る、諸省の長官及び、次官其任に當れり、事務章程に、右院は各省の長官當務の法を案じ、及び行政實際の利害を審議する所なり、凡當務の法案其主任の長官之を草して同官の商議に付すべし、同官商議して異論あれば、其異論の所以を書し、其奏書に付して、正院に上逢し裁決を乞ふべし、正院より下問する件は其主任の長官可否を草案し商議に付し、同官中異論あれば其異論の所以を書し、奏書に付して正院に上報すべし、太政官より各省に下して施行せしむる事件、其主任の長官之を受け、其利害を審考して、之を不可とする時は、同官に商議して之を覆奏し、又は三職の許可あれば正院に出席して可否を審辨するを得、また同院規則に、集會隔日、寄務他省に巡り、或は正院の決を取るべき件々は、第大小とゝなく右院の論議を經べき事」とあり、以て其職掌の一斑を知るへし 沿革 明治三年七月太政官の中に置き、八年四月廢せらる（法令全書）

ウ井ラウ 外郎 名義 透頂香（一名靈雲丹）といふ丸藥の別稱、又外郎藥、外郎透頂香ともいふ、其先支那人にて員外郎たる人の製し始めたるを以て名付く、「ウキ」は外の唐音なり 起原 家系によれば、祖先陳延祐は臺州の人、元の順宗帝に仕へ、官禮部員外郎に至る、應安元年歸化し筑前博多に住し、醫を善くす、其子大年宗奇、應永の初、將軍足利義滿の命に應じ、明に使し、透頂香の仙方を得て歸朝す、世人貴重し外郎の藥と呼ぶ、其子宇野定治、永正元年北條早雲の招に應じて小田原に來住す、世人小田原外郎と呼ぶと云ふ、なほ小田原記には、大覺禪師に從て來朝せりとあれど確ならず、其功能は同書に、「彼藥功能不レ勝レ計、第一に口中の臭氣を除き、睡眠を去り、命を延ると言上す」とあり、なほ現在發賣せるものにも、四時の瘴氣を拂ひ、百毒を解す云々とあれば蓋し寶丹に類せるものなるべし 沿革 北條氏綱諸役を免除し、武藏入間郡の代官とす、其子吉治の時氏康及び駿河の今川氏、甲斐の小山田氏之を保護して諸役を免除し、傳馬を給す、後ち子孫相繼で藥を傳へ、江戸時代には藩主稻葉氏、大久保氏等また之を保護するより、其名聲頗る高かりしかど、贋藥を製するもの多かりしを以て、寛永十九年、藩に「うるちう」と書したる假字文字の招牌を揭げ、藩主より屢々令を發して取締を嚴にしたることあり、遂に小田原の名物として數へらるゝに至り、連綿として今日に及ぶ（倭訓栞、貞丈雜記、新編相模國風土記稿）

ウイリアムアダムス 三浦安針（ミウラアンジンを見よ、

ウエキブギヤウ 植木奉行 江戸幕府の職名、城中又は別殿等諸植木の事を司る、定員詳かならず、百俵高、同心十五人之に附す、作事奉行の所管なり、天明の末廢す（明良帶錄、官制沿革略史）

ウエシジヤウ 羽衣石城（種石城） 所在 伯耆國東伯郡花見村字羽衣石○南條城とも稱す 沿革 世々南條氏の居城たり、天文九年尼子經久の奪ふ所となり、毛利元就に從つて復歸することを得たり、天正七年九月南條元續欵を豐臣秀吉に送りたりとて、毛利氏の破る所となる、尋で秀吉毛利氏に告げ羽衣石を復せしむ、元續の子忠成嗣ぎ四萬石に封ぜられしが、慶長五年關ヶ原役西軍に應じたるを以て沒收せらる（野史）

ウエジバン 活版 「クハツバン」を見よ、

ウエジフ 右衛士府 ウは略して「エヅフ」とよむ例なり、「エヅフ」を見よ、

ウエバウサウ 植疱瘡 種痘（シユトウ）を見よ、

ウエマツウヂ 植松氏 姓は村上源氏、其先は久我通光より出づ、十四代の孫權大納言千種有能の末子、雅永始めて植松と稱す、參議正三位に至り寶永四年薨ず、爾來子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、華族譜）

○雅永——雅孝——賞雅——幸雅——雅陳——文雅
　雅譜——雅恭——雅言——雅德——雅平

ウエムラウヂ 植村氏（大和高取） 姓は清和源氏、其先は美濃國住人土岐源三郎持益の後胤なり、明應の頃持益遠江國上村に居住せしを以て上村と名のる、後ち三河に移りて松平長親に仕ふ、爾來世々德川氏の家人となる、三代出羽守氏明德川家康の祖父清康の仇を報じ、後ちまた織田信秀の軍を破りて大功あり、天文廿一年容掛城に戰死す、子榮政孫家次共に家康に仕へて功あり、家次の子家政又家康に仕へ、大阪陣に軍功を立つ、寛永十八年大和國高取城に二萬五千石に封ぜらる、萬治元年七月家貞二千石を弟志摩守政春に分封す、文政九年十二月出羽守家長老中の功を以て五千石加賜ぜらる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、華族譜）

○持益——氏義——氏明——家存——家次——家政
　家貞——家言——家敬——家包——家道——家久
　家利——家長——家教——家貴——家興——家保
　家壺

ウエモンノチン 右衛門陣 月華門をいふ、「エモンノヂン」を見よ、

ウエモンフ 右衛門府 ウは略して「エモンフ」とよむ例なり、「エモンフ」を見よ、

ウラヅジヤウ 魚津城 所在 越中國下新川郡魚津町 起原沿革 建武二年名越時兼兵を擧げしとき、魚津の椎名孫八入道一城を築き之を保つ、永正二年鈴木國重居城、長尾爲景之を圍みて破る、天文二十三年板屋政廣此城に據る、上杉謙信再び之を攻めて陷れ、部將柿崎和泉長尾小四郎小笠原彥次郎等をして守らしむ、此後椎名泰種の陷いる所となりしが、元龜三年謙信又城を屠り、城代として有阪備中を置く、天正六年上杉景勝修築し、河田豐前吉江織部に守らしむ、十年織田信長、柴田勝家をして城を陷いれしむ、十五年より文祿四年に至る九年間新川郡は豐臣秀吉の領となり、前田利長への寄地たるを以て利長青山佐渡稻垣三右衛門を置く、慶長十五年三月富山火災に仍て利長假に在城す、同年八月高岡に徙城、又青山佐渡をして守らしむ、十七年佐渡卒し子長次繼で守る、長次元和元年に卒し其子正次繼で守り、此後廢城となる（三州志）

ウヲヌマノジンジヤ 魚沼神社 「イチヌマノジンジヤ」とよむを正しきとなす、同條を見よ、

ウカガヒカタ 伺方 江戸幕府下勘定所の役、勘定組頭の係りと爲す、地方凡例錄に、勝手向左方共定式臨時入用筋一式、郷帳幷諸色郷帳組除伺、小物成高懸の御伺、代官場所替、最寄替、諸引渡物伺、郷村引渡受取屆書、新田十分一渡、破船屆、其外流寄りたる品取上、屆書取計伺、船頭内借伺、類燒農具代拜借金銀銅鐵鉛硫黃明礬、炭薪柴の稼伺、夫食種貸年延伺、六尺給米石代伺、缺所取上田畑缺所物等御拂伺、高懸物免除伺、御立野萱場等拂伺、在方地役人御暇伺、同扶持方手形御代官幷手代在出御入用伺等、都て御入用に拘りたる事一切の係り也」とみえたり、

ウガク 右樂 狛樂の總稱、右方に用ふる樂の義、胡琴教錄に、右樂はことに細く、絃勝にひくべきなり」とあり（歌舞品目）

ウカノミタマ 宇迦之御魂 豐受姫命をいふ、「ウカ」は「ウケ」と通じ、食の義、御魂は恩（ミタマノフユ）賴の意にて、功德を稱へたる名、食物の御魂といふに同じ、神代紀に、倉稻魂を「ウガノミタマ」とよみ、古事記に、宇迦之御魂神と書り、大殿祭の祝詞に、豐宇氣姫命俗詞宇賀能美多麻と見ゆ、古事記傳に、和名抄に稻魂、和名宇介乃美太萬（ウケノミタマ）、俗云宇加乃美太萬とありて、「ウケノミタマ」とよめるは、誤なり」と云へり

（古事記傳、倭訓栞）

ウカヒ　鵜飼　「ウカ」を見よ、

ウカヒキチザヱモン　鵜飼吉左衛門　名・姓　名は廣邦　事・職　水戸の醫士、吉左衛門藩命を以て京師の留守居役たり、當時幕政姑息海内物議騷然、吉左衛門又大に憤り同志と共に王事に勤む、常に縉紳の間に入りて、遂に安政五年八月八日、公武合體攘夷決行の旨を賜ふ、乃ち子幸吉をして之を奉じ藩主に傳へしむ、齊昭大に喜び幕府に告げ、速に決行せんと欲す、幕府大に驚き之を奉還せしめ、京師の勤王家を捕ふ、吉左衛門又陪臣を以て勅書を要請し、幕府を措て大事を謀るに坐して、江戸に檻致せられ、六年八月二十七日江戸小塚原に斬らる（今日鈔、殉難詩草）

ウカヒギヨクセン　鵜飼玉川　名・姓　通稱　稱幾之助、後ち三二と改む　系・統　父を遠藤三郎兵衛母を鵜飼氏といふ、第四子、母の姓を冒す　事・職　府中藩の人、我邦に寫眞術を始めて傳ふ、初め横濱開港の際、米國人フーレマンに就て其術を受け、影眞堂と號し、江戸に於て之を擴む、後ち業を廢す、姓好古博聞強記墨識に富む、明治二十年五月十二日死す、年八十一、東京谷中に葬る（墓誌）

ウカヒシミ　鵜飼枝美　名・姓　通稱福三郎　事・職　豐後國岡藩の士、大扈從より累進して用人職となる、父祖の業を受け、山鹿流の軍學を講習す、巫、醫、浮屠、伶人の徒と雖も、其道を聞き、己が業に資す、兵書は一として讀まざるなし、後ち中富東山に就て諸家の總法を受け、益々武學に精進す、枝美、恒に吾國の武學者、皆海賊の法を知らざるを憂ひ、舟戰要領五鈔を著はし、軍艦の製造、機械の便より賊船の方出等を詳細に說明せり、後ち山鹿素行の齋藤水と交はり、家傳の八規秘法を受く、人となり方直、世を憂ひ、藩主執政に書を上つりて治道の要を論ず、天保六年死す、年五十八　著・書　仁政錄、公室陳法（續近世叢話）

ウカヒセキサイ　鵜飼石齋　名・姓　名は信之、字は子眞、心耕齋と號す、石齋は其通稱、私諡して眞節といふ　事・職　江戸の人、弱冠京都に遊び、紫を邦波活所に受く、居る數年、五經に精通し尤史學に長ず、終に塾を油小路に開き、諸生を教授す、後ち尼崎侯の招に應じて、尼崎に居る、十五年再び京師に歸る、山崎闇齋毛利貞齋等と名を均しくす、常に書肆の求に應じ諸書を校訂し、訓點を施し、翻刻し、以て儒生を益す、寛文四年七月二十一日死す、年四十九　著・書　和漢珍書考、編年小史、自省錄、古文後集諺解大成、運氣論句解等（先哲叢談續編、近代著述目錄）

ウカヒベ　鵜飼部　名・姓　上代、鵜を飼ひて魚を獲り、天皇に供へ奉ることを職としたる部族、單に鵜飼とも云ふ、又鵜使とも云ふ、長官を首と云ふ　起・原・沿・革　神武天皇紀に、有二作二梁取魚者一、天皇問之、對曰、臣是宇甘墻之子、此則阿太養鵜部始祖（アタノウカヒベ）と見えたり、又天皇の歌に、志麻部登理宇加比賀登母とあり、文武天皇大寶元年令を制定せし時、大膳職雜供戶の内に鵜飼あり（書紀、令義解、倭訓栞）

ウガヤフキアヘズノミコト　鸕鷀草葺不合尊　（ヒコナギサダケカガヤフキアヘズノミコト）を見よ、

ウカレメ　遊女　娼婦をいふ、遊女（イウヂヨ）を見よ、

ウギ　雨儀　雨天の際の朝儀をいふ、古へ朝廷にては儀式を中庭に行ふ、雨天の時に儀式を宮殿に移すこと、江文帶に、萬壽元年二月十一日早旦參内、先御禊、次使（左頭中將蹟基）率二舞人陪從等一、於二宿所一、聊進二盃飯一、次著二御剱座一、伴座依二降雨一用二雨儀一と見えたり、

ウキアナノコホリ　浮穴郡　旧・地　伊豫國　沿・革　古へ久米郡の分郡（時代詳かならず）にて大久米命の後裔浮穴直の住せし地なり、國郡沿革考に、大久目命の後、來目部久米郡に居る、浮穴直も亦其裔なれば、蓋し古の一郡にして、後ち之を分置せしならん」と云へり、和名抄に井門（井ノ〈）拜志（ハヤシ）荏原、出部（イツベ）等の四郷あり、正保圖、浮穴とす、元祿圖浮名（カケナ）とし、天保郷帳又浮穴に復す、明治九年上下浮穴二郡とす、明治二十九年三月下浮穴郡を溫泉伊豫の二郡に分割編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウキアナノミヤ　浮穴宮　片鹽浮穴宮（カタシホノウキアナノミヤ）を見よ、

ウキオキ　浮置　物事を決定せずに置くをいふ、江戸時代の用語、德川禁令考後槩に、差向例も無之儀に付、先出入は浮置（中略）一應此段奉伺候」とみえたり、

ウキシヨム　浮所務　定額外臨時の所務をいふ（田制篇）

ウキダヒデイヘ　宇喜多秀家　名・姓　本名家氏、法名尊光院秀月久祐（休復）居士　系・統　直家の子、姓は源氏、兒島高德より出づ、俗に浮田と書すは非なり、子を八郎と稱す、子孫八丈島に居住すと云ふ　事・職　天正十年に父卒す、年幼、豐臣秀吉取て子となし、美作國を授く、秀吉志を得る後、後五位下侍從に任じ備前守を兼ね、秀家と改む、後ち四國九州征伐の軍に從ふて功あり、十五年八月累進して左近衛中將參議從三位に至る、十八年小田原征伐に從ふ、文祿元年征明の役元帥となりて渡海す、二年正月明兵と戰ひ李有聲を斃し、李如松の大軍を敗る、秀吉書を與へて之れを褒す、三年五月權中納言に任ず、七月辭す、慶長二年朝鮮再征の師起るに及び、亦監軍となりて渡海す、七年石田三成等に擁せられて謀主となり、德川家康を倒さんとせしが、關ヶ原の戰に大敗し（セキガハラノタタカヒ、參看）進藤政次の爲めに助けられ、薩摩に遁れ、島津氏に據る、八年八月島津家久伏見に至り、秀家の來り隱るを告げ助命を乞ふ、家康死一等を減じ、十一年四月八丈島に流す、明暦元年十一月二十八日歿す、年八十三（野史）

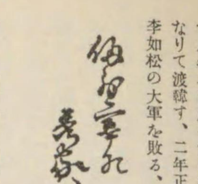

ウキミダウ　浮御堂　所・在　近江國滋賀郡堅田崎　起・原・沿・革　琵琶湖中に架せる一小閣にして、横川の惠心僧都之を創め、千體彌陀佛を安置す、後ち櫻町天皇の御世に至り、内旨に依り能舞臺を下賜せられ再興す、禪僧之を守り滿月寺と號す（近江輿地誌略）

ウキムシヤ　浮武者　戰爭の時に遊擊隊、或は遊軍となるべきものをいふ○高館草子に、「からめては、わしの尾かたをかくまゐ五郎源八兵衛ひろつな、備前の米四郎以上五騎にてひかへたり、辨慶は、うき武者にておふてのやぐちにはしりあがつていくさのげちをぞしたりける」と見え、又大友興廢記小牧の城攻の條に、まづとな攻に、鐵炮軍は石田佐渡守朝倉一白は東度足くちの大將なり、後藤大學は浮武者にてつゝかして周廻す」など見えたり、

ウキヤウ　右京　京都の朱雀大路より西を右京と云ふ、唐めかして長安といふ、早く衰頽せり、其政務を取る所を右京職と云ふ、尙ほ詳しきことは左京（サキヤウ）を見よ、

ウキヤウシキ　右京職　京職（キヤウシキ）を見よ、

ウキヤク　浮役　江戸時代年貢の外に、納むる海川の漁撈などの稅をいふ、古の調の遺か、小物成（コモノナリ）を見よ、

ウキヨヱ　浮世繪　名・義　繪畫の一種、時俗の姿態を描出するを以て名付く　起・原・沿・革　岩佐又兵衛勝以を創祖と爲す、勝以は攝津守菱木村重の遺子にして、天正七年織田氏の命に逆ふことありて、村重の自殺するや、當時年僅に二歲、乳母の懷に抱かれて京師に來り、本願寺の支院に隱れて世を送りしが、長ずるに及びて、織田信雄に仕へ、その後松平忠昌に招れて、越前の福井に入り、岩佐氏を冒せりといふ、この人土佐風の畫を學び、好みて當時の風俗畫をゑがきしかば、世にこれを浮世繪又兵衛と呼びなせり、寛永中三代將軍家光、其畫名をきゝて江戸に召し、長女千代姫の、尾張の光友に降嫁の裝具をゑがゝしめらる、慶安三年六月二十二日、江戸において歿す、其子源兵衛勝重、父に肖て畫をよくし、寛文中福井城の鶴の間、及び杉戸をゑがけりといふ、又兵衛勝以につきて、浮世繪を起しゝは、菱川師宣とす、師宣は安房平群郡保田町の人にて、俗稱を吉兵衛といひき、元來縫箔を以て業とし、上繪といふものより畫をかきならひしかど、天性畫に巧なりしかば、後ち江戸にいでゝ、只管又兵衛の筆意をならひて、別に一家をなせり、これを菱川派と云ふ、この人天和貞享の頃より、板刻の畫本數十部を著はし、皆世に行はる、印刷の畫を賞美すること菱川より起れり、後ち剝製して友竹と號す、正德四年八月二日、年七十七にて歿す、師宣につぎて宮川長春いづ、長春は尾張の人、元祿の末より江戸に來り、土佐風の畫を學びしが、後ち發明する所ありて、菱川派の畫を學び、つひに美人畫に妙を得て一派を開けり、これを宮川派といふ、寶暦二年十一月十三日歿す、年七十二、この際鳥居清信いでゝ、歌舞伎芝居の繪看板、丹繪の類を工夫し、又俳優の似顔をゑがきて一派（これを鳥居派といふ）をたてしかど、長春に比ぶれば、畫の品格下れり、享保十四年七月二十八日歿す、長春の弟子、勝川春水の門より勝川春章いづ、この人宮川派の畫を學ぶ傍ら、蕾谷につきて一蝶風の草畫を學び、つひに一派を開けり、これを勝川派といふ、當時錦繪の流行につれて、彫刻印刷巧緻を極めし際なりしを以て、微妙の筆をふるひて、美人俳優などをゑがき、これを印刷して、大にもてはやされき、寛政四年十二月八日歿す、其門より多く名材をいだせり、後世名を蠶せし葛飾北齋の如きも、其一人なり、長春、春章のあとをつぎて、享和中喜多川歌麿いづ、この人元狩野派よりいでゝ、後ち鳥山石燕（歌麿豐房）の門に入り、つひに一派を建つ、これを喜多川派（また歌麿派）といふ、當時一般に俳優の似顔流行せしかど、この人獨終身俳優の似顔をゑがかず、時俗を寫し、又美人をゑがきしのみ、文化元年五月錦繪のことよりして、奇禍を買ひ、一時入獄せし爲め大に身體を害し、二年五月三日歿す、年五十一、歌麿と殆ど同時に、歌川豐春（源川豐）あり、鳥山石燕豐房の門人にして、芝居の繪看板に長じ名聲現はる、又四洋畫法を參取して一派を開き一時流行す、是を歌川（源川歌）派

派といふ、（「ウタガハハ」參看）其の門人に歌川豐國いづ、豐國は一陽齋と號し、好みて俳優の似顔をかき、時流に投ぜし爲め大に用ひらる、玆に於て歌川派の浮世繪大に世に行はれ、門人も亦多かりき、文政八年正月七日歿す、年五十七、勝川春章の門人（北齋）葛飾北齋この間にありて、別に一旗幟を建つ、これを北齋派（「ホクサイハ」參看）といふ、この人春期の外辰齋、雷斗、戴斗、爲一などの數號ありしが、是等の號はいづれも門人に授けて、おのれ幾度も其號をかへたりといふ、この人初め狩野融川、住吉廣行などに就いて畫法を學び、傍ら司馬江漢に就いて、洋畫をも學びしかど、後ち勝川春章に就いて、專ら浮世繪風を習へり、されども又其門を脫し、俵屋宗理の後をつぎ、二世宗理と稱し、この頃より自重して錦繪をかゝず、品格よき畫題のみを撰みし爲め坊間の需要忽少くなりて、一時窮困せしが、其後北齋辰政と改稱し、更に和洋の古風に則り、諸名家の妙を萃め、洋畫の寫眞をも參へて、浮世繪中に一種の畫法を撰む、これ寛政十一年四十歳の時なり、それより文化文政に入りては、畫名一時に高くなりて大に用ひられ、其門に入るもの亦多かりき、嘉永二年四月十八日歿す、年九十、北齋と共に一派をたてゝ名を揚げしは、一立齋廣重なりとす、廣重は安藤德太郎とて幕府の小吏なりしが、天性畫を好み歌川豐廣が門に入りて、浮世繪を學びしが、後ち大に悟る所ありて、畫格を變じ、遂に一派を創意し、名所の眞景を寫すに妙を得たり、かの東海道五十三次、諸國百景、江戸百景などの錦繪是れなり、又草筆の畫譜數十部を板行し、皆世に行はる、安政五年九月六日歿す、年六十二、この後ち名工いでず、浮世繪端を又兵衛に開き、師宣、長春、歌麿、春章にて大成し、文化文政に至り豐國、北齋、廣重の如き名工一時に輩出して其盛を極む、これを要するに浮世繪は、錦繪の進歩につれて、發達したるもの故、江戸の外他においては、需要なき爲め名工いでず、全く江戸における一種の繪畫なりき、明治に至りては芳年、永濯、永洗、月耕、年方等著名なること普く人の知る處の如し（横井著日本繪畫史、歌川家列傳）

ウキヨブクロ 浮世囊 名義 絹を三角に縫ひて綿を入れ、上の角に糸をつけたる囊をいふ、幼き女子、針業を習ふ始めに、之を縫うて玩物とな す 絵原始絵 其始め詳かならず、大島求女が說に、昔は遊女と戯ふるゝを浮世ぐるひといひしなり、傾城の宅前には、柳を二本植て横手を結ひ、のれんをかけ、夫に遊女の名を書き、其下に浮世袋といふ物を自分の細工にて付しなり、是を世に浮世袋といひならはしたるなり」といへり、骨董集に、浮世袋は巾著の類なるべし、秋齋問語に云、昔太刀につけし火打袋を三角に縫ゆゑに、紙子に火打の名ありと、此說に據れば三角に縫ひたる火打袋もありしにや、浮世袋も三角に縫ひたる火打袋の遺製にて、浮世ぐるひする輩、之を專ら帶びたる故に、しか名づけたるならん」といへり、寛永發句帳に、はなゝの、苦ほうきよ袋かな（重政）又明暦頃の板なる沙金袋に、底たゝく浮世袋や年の暮（要四）」とも見えたり、後には禿などの持ちたるをば、浮世巾著と云へり、（骨董集、安齋隨筆、嬉遊笑覽）

ウキヨマタベヱ 浮世又兵衛 岩佐又兵衛をいふ、浮世繪（ウキヨエ）を見よ、

ウグヒスガヒ 鶯飼 名義 其始め詳かならず、三十二番職人歌合に、羽風だに花のためにはあたゝ鳥、おはば巣たちにいかゞあはせん」と見ゆ、足利義政將軍の頃甚だ流行して文正元年禁制の事齋藤親基日記に見ゆ、江戸時代に至り、元祿年間より流行し、天明より文化以後、諸侯富豪等盛に之を飼養す、將軍德川家治、及び家齊將軍の時、御小納戸の内に御鳥掛の役を置くに至れり（病間長語、俚言集覽）

ウグヒスリデ 鶯袖 小袖の脇を縫はぬもの、暖しき人の著る衣の一種、東小袖も同じといふ、鷹筑波に、梅鉢や鶯袖の紋所」狹衣に、鶯袖むくちぬべし妹をうらみて落る涙に」とあり（傳訓栞、俚言集覽）

ウグヒストヂ 鶯綴 册子の綴ぢ方の一種、先づ紙一帖の内一枚を取て二ツに折り穴を通し、其紙を又元の帖の上に遷し置き、其穴にならべて一帖へ錐を貫き、竹を削り尖らして偏の穴に、穴の數ほどに通し、疊に立るなり、扨上の穴を下の竹の尖りに刺なり、かくすれば折目よく揃ふものなりと云ふ、是を鶯綴と名づくるは、歌に、「宇佐も宮熊野も同じ神なれば伊勢住吉も同じ神々」とある句の上の、ウクイスの四文字なれば紙の上をよすると云ふを、神々をよするといふ意にて、ウクイストヂと云ふといふ、鶯は借字なり（俚言集覽）

ウクビヅクリ 鵜首作 一名、鵜作ともいふ、冠落とは刀劔の峯の方を帽子より少し下りて半程までをかき落したるをいふ（武家名目抄）

ウクワイキセウ 宇槐記抄 巻名 寫本三冊 内容 台記の抄錄なり、上册は久安元年より五年、中册は七年より仁平二年、下册は三年より久壽二年に至る、此内久安三年の四、九、十、十一、四年の五、六、十一、十二、五六年の三、四、五、六、冬、

仁平四年の六、十一、十二の月を欠き、多少の省略せし處あるが如し 内容 巻名 三條西公條の手抄する所、今前田侯爵家の所藏なり（歴世記錄考）

ウクワイザツセウ 宇槐雜抄 巻名 寫本一册 内容 台記の抄錄、豐明節會（保延三）叙位（仁平元）請印政（保延二）臨時祭（保延三）賀茂祭（保延二）大原祭（同上）行幸（保延二、三）拜賀（保延二）法事（保延二、三）親王宣下（保延五）藏人叙爵（保延二）觸穢請暇（仁平二）等の諸儀式を載す、宇槐記抄出の時、儀式のみを類聚せし者と云ふ 著者 三條西公條の手記なり（歴世記錄考）

ウクワン 存官 別に本官ある者にて、藏人所の衆を兼ねるを云ふ、藏人所衆の人數は二十人にて、有官一人を過ぐるを得ずといふ（禁秘抄、同樗栁、同釋義）

ウクワンジヤウ 右官掌 太政官の被官、官掌（クワンジヤウ）を見よ、

ウクワンベツタウ 右官別當 本官を有する人の、勸學院の別當を兼ねる者を云（江次第抄）

ウケヲ 受緒 籠の左の弦につくる緒をいふ、「エビラ」參看、

ウケオヒシンデン 請負新田 江戸時代商賈が請負ひて、開墾する田地をいふ、又村受ありて、村人協力して之を開墾するあり、各鍬下年期を定め、年期中は免租となす、貞享四年將軍綱吉町人請負の新田畑は、向後停止たるべき由を達せり（牧民金鑑、大日本租稅志）

ウケオリモノ 浮織物 浮文に同じ、「ウケモン」を見よ、

ウゲキ 羽檄 兵を募るときに、諸方に廻す記文をいふ、合類大節用集に、師古云、檄者以三木簡一爲書、長尺二寸、用徵レ兵也、有二急事一則加以二鳥羽一插レ之、示二疾速一也」と、史記陳稀傳に、吾以三羽檄一徵二天下兵一」とみえたり、

ウケサク 請作 江戸時代小作のことないふ、「コサク」を見よ、

ウケシヨ 請書 請文に同じ、「ウケブミ」を見よ、

ウケシヨ 請所 庄園の役所の名、鎌倉時代地頭が領家と約して其稅額を定め、鎌倉の證文を乞ひ、每年額に依て包納し、以て其土地年貫を支配する所を云ふ、吾妻鏡文治二年七月二十二日の條に、帥中納言奉書到來、新日吉領武藏國河越庄地頭對捍、去々年乃貫事取二庄官解狀一被レ下レ之、早可レ令レ尋二成敗之由被レ載レ之、去六月一日御敎書也、河肥事者請所也、但領主幼少之間、如二請料事一殊有二不法事一歟云々」と見え、建久三年十二月二十日の條にも、相模國吉田庄請所のこと見えたり、永仁七年二月幕府令して、幕府口入地の外は承久以後の請所は、自今以後本所の進止となさしむ、

ウケシヨウモン 請證文 江戸幕府訴訟上の文書名、原告及び被告の兩人より、裁判宣告に服する時、其を請合し爲めに納むる證文をいふ、尙ほ上ケ證文と稱するものあり、此請證文よりは詳かなるものなり、「アゲシヨウモン」參看、左に例を示す、

差上申一札之事

私共出入再應御吟味被遂候上銘々左之通被仰渡候

（何々之儀誰々不埒ニ付過料錢何程被仰付候

但過料錢ハ三日之内當御役所へ可指納旨被仰付候

ウケノミタマ 稲魂 （聞訟祕鑑）「ウカノミタマ」を見よ、

ウケバリ 浮張（受張） 冑の鉢裏にある洗革、又は布を云ふ、古代の冑は、鉢裏に紋章を貼付したりしが、鎌倉以降よりは、洗革などの一枚のものを浮けて張て打擊の力を直接に頭へ傳へざらしめたり、後には布縮緬等を糸にて差縫ひたるを用ふ、又一種堀河天皇の頃には、浮張の代りと見えて白布を十文字に交叉し、頂の邊にて結ひたるなり、上圖の如し。

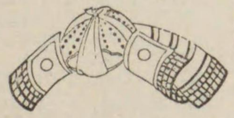

ウケヒ 宇氣比 名義 神祇に祈請して誓め其事の成否吉凶を知るを云ふ、又誓約、誓、所等の字をウケヒと云ふ、又盟を「ウカフ」とよむも同じ、共に請言の義、祈り誓ふを云ふ、卽ち上代の風俗なり、後世の起請の類なり 語源 京行天皇筑紫に幸して土蜘蛛を討たせ給ふ時、柏峽の大野にて大石を蹶て成否を試み、柏葉の如く輕く擧りたるを勝算としたることあり、神功皇后征韓の時、肥前玉島の小河にて

針を勾て鈎を作り、米粒を餌とし蜜の糸を綸（ツリイト）とし、此度勝利あらば河魚釣られよと祈給（ウケ）へば、細鱗魚を獲、又櫂日浦にて蜜を解き、男髮となり給ふ時、吉兆ならば髮自ら分れて二となれとの給ひ、海に入りて滌ぎしに、御髮自ら分れ、又香坂皇子忍熊皇子、神功皇后の歸朝を待ちて討たんと謀りし時、津國斗賀野に字氣比狩（祈狩とも書す）を爲し〻に、大猪出て、香坂皇子を咋ひ殺し〻事ありき（古事記、書紀、陽春廬雜考）

ウケブミ　請文　御教書奉書等の領承を申す文書をいふ、請書とも云ふ、又散狀とも云ふ、請文の書樣左の如し（沙汰未練書）

何國何所某申何所々領田畠等事、何月何日御教書案（又御奉書案とも、并何月日御使催促狀とも、又御施行とも）何月何日到來謹（畏とも）下預訖拜見仕候、抑何に事任ゝ被ニ仰下一之旨ゝ以參上（以ニ代官一）可ゝ令ニ言上一候以ニ此旨一（以ニ此趣一とも）可ゝ有ゝ洩ニ御披露一候、某（但某字普通には不書也）恐惶謹言、

何月何日（請文には年號不書也但依事書也）　某請文裏判

ウケメン　請免　江戸時代檢見法の一種、居檢見（ヰケミ）を見よ、

ウケムケ　有氣無氣（有卦無卦）　陰陽家にて人の生れたる支干（エト）に依り、五行の相生相剋をおして其年にあふべき吉凶などをいふこと、有氣に入れば、七年間吉事集り、無氣に入れば、五年間凶事多しといふ、五行大義に據れば、木は申に受氣し、酉に胎し、戌に養し、亥に生じ、子に沐浴し、丑に冠帶し、寅に臨官し、卯に王し、辰に衰へ、巳に病ひし、午に死し、未に葬る、胎より王まで七氣を王相の氣として之を有氣といひ、衰病以下を死殁の氣として之を無氣といふなりと見えたり（起原沿革）初め詳かならず、支那にて隋より以前に行はれ、早くより我邦に傳はれるが如し、初めは一年十二月にいひしが、唐の頃より一行禪師なる者、七年五年の說を出だしたりといふ、されど假名暦には江戸時代貞享よりなりといへり（古今要覽稿、如聞社話）

○支干より有氣無氣に入ること左の如し

木性人　○有氣入酉年八月酉日酉上刻
○有氣終辰年三月辰日卯下刻
●無氣入辰年三月辰日辰上刻
●無氣終酉年八月酉日申下刻

火性人　○有氣入子年十一月子日朝子四刻
○有氣終未年六月未日午下刻
●無氣入未年六月未日未上刻
●無氣終子年十一月子日夜子三刻

土水性人　○有氣入午年五月午日午上刻
○有氣終丑年十二月丑日子下刻
●無氣入丑年十二月丑日丑上刻
●無氣終午年五月午日巳下刻

金性人　○有氣入卯年二月卯日卯上刻
○有氣終戌年九月戌日酉下刻
●無氣入戌年九月戌日戌上刻
●無氣終卯年二月卯日寅下刻

ウゲンベリ　經綱緣　疊のへりの一種、白地に色々の糸を以て花類を織り付たる織物にて、疊の緣を作るを云ふ、是を經綱緣の疊と云ふ、伊勢貞丈云ふ、本字は、暈繝なり、繝は錦の名、色々の糸を以て文を織る、文形一定せず、暈はカサにて錦の文形の廻を同色にて濃、中、薄と重れて三重にへりを取りて織る色、日月の廻の暈の如くなるを以て暈繝錦と云ふ、天皇院の御座に此疊を敷く、海人藻芥に、帝王院經綱也、神社佛前半疊用ニ經綱緣一、此外更不可ゝ用云々」と見えたり、調度（テウド）挿繪の三を見よ（貞丈雜記）

ウケモチノカミ　保食神　豐受姫命の一名、寛宴獻に「宇介毛智（ウケモチ）の神の力は五種の穀物なぞ身よりなしたる」と見えたり、

ウケモン　浮文　綾の文を、糸を浮めて織りたるものを云ふ、又浮織（ウケオリ）とも云ふ、浮線綾と云ふも同じ、「フセンリヨウ」を見よ（貞丈雜記）

ウケヤマフイチキン　請山分一金　江戸時代に於ける納稅の一種、百姓等所持の山に大木等ありて、（持主村方のものども、願の上之を伐採せば、冥加として材木の内何十分の一を上納せしむるをいふ、分一金（フイチキン）參看（地方凡例錄）

ウケラ
ウゴク　威衣　「チドシキヌ」を見よ、
右獄　王朝時代に於ける囚獄の一、右京銅駝坊中御門北、堀川西に在るを以て、左獄に對してかく名づく、方四十丈、阿倍眞任、源義親等の首を梟木に梟せし所なりと云ふ（江談抄、山城名勝志）

ウゴノクニ　羽後國　もと出羽國、明治元年十二月七日、羽前羽後の二國に分たれて一國となり、八郡を管す、詳しくは出羽國（イデハノクニ）を見よ、

ウコンヱフ　右近衛府　名稱　ウは略して通常「コンエフ」とよむ　沿革　殿富門内の北、右兵衛府と相對し、東は圖書寮、北は正親司に隣す、職掌　起原沿革は、近衛府へコノエフ」を見よ、

ウコンニンギヤウ　右近人形　右近源左衛門といふ者が創作せる人形の一種、近世奇跡考に已往物語に、昔右近源左衛門と云者京師より下り三味線引一人、地うたひ一人にて藝する時、今のかつらなど云ものもなく黄色のふくさものにはそき糸を付け額にかぶりて月代をかくす云々、此源左衛門黄なるふくさものかぶりたる體を人形に木にても作り紙にても作りておびたゞしく賣る云々」と見えたり、

ウコンノダイフ　右近大夫　近衛將監の五位になりしを云ふ、「コノエシヤウゲン」を見よ、

ウコンノタチバナ　右近橘　平安内裡紫宸殿の坤にある橘をいふ、南階の右に在るを以て、右近橘といふ、左近櫻と相對す、日本後紀嵯峨天皇大同三年六月甲子の條に、禁中有ニ一株樹一凋枯經ゝ日、生意既盡、忽生ニ花葉一、鬱々可ゝ愛、因ゝ拔右近衛府奏獻、宴飲賜ゝ物有ゝ差」と見え、天暦御記に、大内裏秦川勝宅橘、本太太宅南殿前庭橘樹、依ニ舊跡一植ゝ之（中略）枝條不ゝ改及ニ天德之末一」とあり、天德三年十二月新に植ゑ換ふ、高一丈二尺、彈正尹親王東三條家の樹にて、勅によりて之を奉る、右近將監以下之を掘り植ゑたり、此後大火災毎に屢々栽ゑ換へ、里内裏に及びても亦之を植うる例となり、以て今日に至ると云ふ（日本紀略、大内裡圖考證、平安通志）

ウコンノチン　右近陣　月華門を云ふ、右近衛の陣此の門内にありし故に名づく（拾芥抄）

ウコンノツカサ　右近衛府　「コノエフ」を見よ、

ウコンノババ　右近馬場　右近衛府の馬場をいふ、山城國京都市上京區一條北大宮通に在り（今は北野社の東南にあたり南北に通ずる路）○古へ大内裡參候の近衛官人、毎年五月竝に走馬の行事ありしが故に名づく、類聚國史に據れば、承和六年仁明天皇北野に遊覽し給ひ、右近御馬埒にて近衛等の騎馬を覽られしこと見え、百錬抄に、寛和二年三月十日右近馬場可ゝ改ニ南北一之由宣下」と見えたり（大内裡圖考證、山州名跡志）

ウサイノオビ　爲犀帶　石帶の一種、烏犀角を用ふ、六位已下の人之を用ふ、石帶（イシノオビ）を見よ、

ウサウヂ　宇佐氏　神別、高皇産靈尊の孫宇佐都彦命より出づ、姓に公あり、園造あり、神武天皇の時宇佐都彦國造となる、元正天皇の時沙門法蓮の醫術を賞して三等以上の親に姓宇佐公を賜ふ、堀河天皇の時、備中少掾宇佐昌あり、其族なり、國造の裔宇佐八幡宮の祀に奉ず、聖武孝謙天皇の間、宇佐公池守始めて大宮司に補す、子孫世襲す、後ち姓を宿禰に改む、高倉天皇の時、大宮司公通從五位に叙し、更に朝臣と改む、其族に屋形氏あり（舊事紀、宇佐宮託宣集、氏族志）

ウサカノツエ　鵜坂杖　越中國婦負郡鵜坂神社の祭日に、神人祝詞を宣る時、一郷の女子に其年あへる男の數をいはせ、杖をもて女の尻を打つことあり、其杖をいふ、其杖は賢木のしもとなり、よて「しもとだち」の祭とも、「しりだち」の祭とも云ふ、俗には尻打の祭と云ふ（八雲御抄、倭訓栞、和漢三才圖會）

ウサギノアツモノ　兎羹　名義　江戸幕府に於て、正月元日の儀に、恒例として用ふる兎肉の吸物　沿革　嵯峨天皇弘仁二年日兩御所白木書院にて三家及び大廳下詰の者へ盃、兎の吸物及び吳服を賜ふ、此朝宿老少老城に登て政所へ出る前に厨の事司る輩膳手の司めく、右兎の羹もて出て御酒三獻を勸む、大日付の翌相伴て　起原　永享十一年、德川親氏、其父有親と共に上野新田より三河國松平郷に至る時、路信濃國林郷に寄り、林光政の許にて越年す、時に光政饗すべきものなきを以て、十二月二十九日自ら狩して兎一疋を獲、翌十二年正月朔日兎を吸物にして進む、其後武運の開きしより、代々の嘉例として之を行ふに至る（三河後風土記、幕朝年中行事說合）

ウサノギヤウカウヱ　宇佐行幸會　名義　宇佐神宮に於て、六年毎に一度、八箇所の神社を巡幸する祭事をいふ、巡狩の儀式ともいふ　延喜式　七月初午日を以て神服神寶を奉る、其儀、祝、權祝、及び神人等蓼形池に至り、御杖人に鷹を刈らしめ、之を奥に載せ下宮に至る、下宮は卽ち御炊殿なり、時に神官祓を行ひ、鷹を以て本社神前の梁上に安置し、鵜羽屋（新舍を設けて、御枕を造る所をいふ）を作り、大神氏其屋に籠り、鷹を以て枕を裝成して後ち、十一月初午日より八箇社を巡幸ありて、上宮東の御戸より御入内あれば、本の御體は西の御戸より、西大門の北の脇門より御出ありて、下宮に御座あるなり、下宮の御本體は、奈多より社司迎に參り、奈多宮に下座す、此行幸會は上古は七千五百貫にて執行せりと云ふ　起原　稱德天皇神護景雲元年閏十月十八日、神託あるによりて四箇年に一度、田笛、麋居、乙咋、大根川、郡瀬、泉、妻垣、小山田の八社を巡幸す、是れ始めなりと云ふ　沿革　嵯峨天皇弘仁二年より、改めて六年に一度是を行ふことゝなれり、其後中絶すること百五十餘年、元和二年細川忠興之を再興せしかども、大なる神事なるを以て其後又斷絶す（宇佐宮記、八幡宮本紀、宇佐宮應永御造營記、細川家記、古事類苑神祇部）

ウサノコホリ　宇佐郡　所在　豐前國

起原沿革　書紀乘狹、古事記宇沙に作る、乘狹に國造を置く、延喜式、和名抄宇佐となす、野應（ノマ）酒井（サカキ）葛原（クズハラ）封戸、向野（ムケノ）廣山（ヒロヤマ）垣田（カキタ）高家（タカヘ）深見（フカミ）辛島（カラシマ）等の諸郷あり、明治に至るまで變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウサノツカヒ　宇佐使　名義　天皇卽位、及び國家の大事災變等ある時、勅命により宇佐宮に使し、幣帛を獻りて之を告げ奉る使人をいふ、卽位を告ぐる時の奉幣使（一代一度の奉幣使）には、必ず和氣氏五位の人を以て之に充つ、是を宇佐・和氣使と云ふ、蓋し和氣氏は、其祖清麻神宮に使し、國家に大功ありしを以て、子孫相繼ぎ使命を奉ずることゝなりしなり　起原沿革　聖武天皇天平三年正月官幣を獻じて異國降伏を祈りしを始めとす、醍醐天皇昌泰元年八月藤原如道を宇佐宮に遣はせしより以來、三年毎に一度、恒例の使を發することゝなれり、後伏見天皇の頃より中絶せしが、櫻町天皇の寛保四年に至りて之を再興せり、宇佐使發遣の儀式は、西宮記江次第等に詳しく見えたり（拾芥抄、神祇志料、古事類苑神祇部）

ウサノミヤ　宇佐宮　所在　豐前國宇佐郡

宇佐町南宇佐、馬城の西北菱形山○今は宇佐神宮と稱し、官幣大社たり　祭神　三座あり、宇佐宮は廣幡八幡大神、比賣神社は、大神の后神、大帶姫廟神社は、息長帶姫命を祀る、比賣社中間に、宇佐宮其西に、大帶姫廟其東にあり、西を第一殿、中を第二殿、東を第三殿とす、三座並に鷹枕を霞形とす　起原　欽明天皇の世、馬城峯菱形池に神異の事あり、大神比義に託りて、我は豫田天皇廣幡八幡麻呂なり、我名を護國靈驗威力神通大自在王菩薩と敬へ給ひき、是より比義甚だ此神を敬し、辛島勝乙目と共に祝として仕へ、元明天皇和銅五年始めて鷺居瀧宮を建て、其後小山田社に遷し、元正天皇養老四年大神諸男等始めて菱形池の鷹を刈て枕を造り、神輿に載せて御體に准ふ、聖武天皇神龜四年神宮を菱形山に作り、因て廣幡八幡大神宮と名づく　沿革　天平三年大神田麻呂の奏に依て官幣に預り、十二年軍事を以て勅使を遣はし、神寶封戸二十戸を奉る、十八年天皇疾を祈る驗あり、卽ち三位に叙し封四百戸水田二十町を奉る、後ち神託により、陸奥國黃金を獻ぜしを以て、百二十兩を本社に奉納す、孝謙天皇天平勝寶元年大神に一品、比咩神に二品を授け、翌年兩神に封戸位田を寄す、稱德天皇神護景雲三年七月天皇僧道鏡を寵し、位を讓り給はんとせし時、和氣清麻呂を使して神託を受けしむ、神大に威靈を示し、天日嗣は皇孫命を立て、臣下の之を望むものは掃除せよと途に止む、光仁天皇天應中護國靈驗威力神通大菩薩の神號を奉り、嵯峨天皇弘仁十四年大神比咩社に准へて、新に大帶姫神社を造らしむ、凡三所として仕へ奉る事茲に始まる、（ウサノツカヒ參看）清和天皇貞觀十二年新羅海賊の事を祈らしむ、陽成天皇元慶四年十二月勅して三十三年毎に改造の制を定め、延喜の制名神大社に列す、後一條天皇治安元年疫災に逢ふ、翌年二月諸道勘文を召し、五日の殿朝を行ふ、萬壽四年改造し、高倉天皇治承二年十一月、三年一度の宇佐使を遣はし、元暦元年七月武士寶殿を毀ち神寶を竊む、文治元年宇佐使武士に追はれ、二年七月宇佐神を假殿に遷し、十月黃金神寶を神殿に納む、また宇佐宮には一代一度の大神寶使を遣はし、三年毎に使を立て幣を捧げ、三十年毎に太宰府をして神宮を改造し、國家大事には使を遣はして之を告げしめ、伊勢大神宮と並べ奉りて二所宗廟と稱奉れり、明治四年官幣大社に列す○祭日は、八月十六日、放生會は十五日にて養老四年に始まる（ウサノハウジヤウヱ參看）又行幸會を六年一度行ひ（ウサノギヤウカウヱ參看）七月初午日を以て神服神寶を奉る○神官に大小宮司あり、禰宜神主祝あり、弘仁中大神朝臣宇佐公二氏を宮司と定めたり（宇佐託宣集、太宰管内志、神祇志料、古事類苑神祇部、官國幣社一覽）

ウサノハウジヤウヱ　宇佐放生會

名義　宇佐神宮に於て、毎年三月三日、八月十五日、和間の濱にて行ふ放生會　儀式　宇佐宮託宣集に據れば、八月十四日大菩薩和間濱に遷御して頓宮に入り、二十五菩薩の舞樂あり、同夜六根懺悔の行法、傳戒乞願の儀式あり、十五日湖半滿の時、大菩薩浮殿に出御し導師以下勸行す、僧侶經文を唱誦する間に、生きたる鰒貝を放ち、海上に船を浮べ伎樂を奏す、御船會訖りて頓宮に還御す、とあり、總て此儀式は大なる神事にて費用多額を要すと云ふ　起原　元正天皇養老四年九月、大神放生を修むべき託宣ありしこと扶桑略記に見えたるを始めとす　沿革　聖武天皇神龜元年、年別に二度放生會を爲すべき託宣あり、越えて天平十六年放生會を行ひし後ち、年毎の執行絶えざりしに、德治二年執行ありしより應永二十七年まで百十餘年斷絶せり、後ち足利將軍再興せしと雖も、又中絶せしが、細川忠興國主たりし時、興立ありて元和四年及び五年兩度の執行あり、其後また斷絶す、（宇佐宮託宣集、古事類苑神祇部）

ウサノワケウチ　宇佐和氣氏　仁明天皇

天長十年四月和氣朝臣眞綱をして、宇佐宮に御幣帛を奉り、新に位に卽き給ふ事を告ぐ、眞綱は清麻呂の子なり、是より以後天子位に卽く時は、必ず和氣氏を以て使とす、因て宇佐和氣氏と稱す、蓋し是より先稱德天皇神護景雲三年七月和氣清麻呂宇佐宮に使して僧道鏡の天位に卽くを止めし功によるなり（宇佐宮託宣集、百錬抄）

ウサノワケヅカヒ　宇佐和氣使　宇佐使（ウサノツカヒ）を見よ、

ウシ　牛　名義　倭訓栞に、牛は、人の勞に代るを以て能を稱して、名とするなるべし、或は大肉の義と云へり、豐後詞には、大きなるをうしさなど云ふ、說文にも、牛を大物と見ゆ」とあり　沿革　神代紀一書保食神の殺されし條に、其神之頂化爲二牛馬一とあるは書に見えし始めなり、或は云ふ、應神天皇の時、三韓より傳來せしと云ふは誤なり、安閑天皇の世難波大隅島姫島に放つ、天武天皇四年四月牛馬を食する事を禁ず、聖武天皇十三年二月、又詔して牛馬屠殺を禁ず、桓武天皇延暦八年、令して牛馬の帳簿を進ぜしめ、十五年百姓私の牛馬印を定めしむ、明治に至り、肉食漸盛なり、又牛乳の事は別に出す　諸種　犢（シロキ）牛、犢牛（ブチウシ）、犗牛（カウセキ）、烏牛（クロウシ）赤牛、犁牛（又秤牛、牛色斑にして星の如きもの、和名抄に云、按に「ホシマダラ」と云ふと）裏門牛（黑牛にて頭尾白きもの、之を養へば主必ず凶禍を招くと云ふ）鹿斑牛、孝頭牛（頭上に白色あるもの、凶牛となす）黃旛牛（青牛にて、頭及び脚は黃、角白きもの、凶牛となす、和名抄に、黃牛「アメウシ」とあるは同物か）蕎脊牛（カウセキ）（黑牛にて、脊上に一條の白色あるもの、之を養へば主家豐に衣食足り、大吉なりといふ）白胸牛（黃牛にて胸に手掌大の白色あるもの、吉牛となす）龍門牛（牛角の間一尺程相去るもの、吉牛となす）牛中王（白牛にて頭黃のもの、吉牛となす）其他黃牛黃頷、青牛黃頷、黑牛黃頷、赤牛黃頷（就れも頷に一花黃あるもの）等ありて吉牛となす（古事記傳、和名抄、墨黃物色圖說）

ウシ井　宇林院　「ウリンキン」を誤て云ふ、同條を見よ、

ウシウタンダイ　羽州探題　職掌　出羽國を鎭撫して國務を行ふ　起原沿革　延文の初、斯波家筑出羽陸奥兩國を管せしも、未だ羽州探題の名なし、同三年八月家筑の子筑頼始めて探題職に補し、最上郡府中山形に入りて國事を行ふ、また出羽大將とも唱へたり、爾來子孫世襲して氏を最上と稱す、文明明應中より天下大に亂れ、群雄割據するに及び、威令遂に行はれず、天正中義光の時に至りて其職を失ふ（最上系圖、蜷川親元記、武家名目抄）

ウシオフモノ　牛追物　名義　騎射の一種、牛を追射するをいふ　作法　牛を追て射る樣は、さくりに乘て追ふ、追はれてなげかへり立向ふ所を、弓手へも馬手へも聞きて射る、射やうは弓手、馬手、おしもぢり、以下犬追物に同じ（「イヌオフモノ」參看）矢所はひらくびひらもゝのみにて胴中を射ざるなり　沿革　元は馬場を設けず、野飼の牛ある所にて射たりしなり、吾妻鏡養和二年四月五日の條に、今日卽被レ立二鳥居一、其後令レ還二給於金洗澤邊一、有二牛追物一とあり、治承四年六月五日牛追物を行ふ後、源頼朝命じて相廣の馬場を定めたれば、此時より後には馬場の設けありしならん、後變して犬追物となる（四季草）

ウシカヒ　牛飼　「ウシカヒワラハ」を見よ、

ウシカヒワラハ　牛飼童　牛車の牛を使ふ者、又牛飼とも云ふ、垂髮にて狩衣を著、鞭を持つ、年十七八九なるべし（勿論三十四十に至りても童と稱して、童の體を裝へり（安齋隨筆）

ウシキ　有職　僧の已講、內供、阿闍梨の總稱、僧綱の次に職分ある義、大鏡道長の傳顯信出家の條に、御さきに有職僧綱どものやむごとなきさふらふ云々」、十訓抄に、三井寺の覺讃僧正年高くなりて有職をゆるされざりけるが云々」とあり（二中歷、拾芥抄、百寮訓要抄別注）

ウシクジヤウ　牛久城　所在　常陸國河內郡牛久村　沿革　小田氏の支城、岡見彈正始めて築く、天正十八年彈正小田氏の先鋒となり、太田三樂と戰て敗死し牛久氏亡ぶ、江戶時代に至り、由良信濃守貞長を城主に封す、貞長死後本城墟となる、慶長十六年十二月山口重政一萬石に本城に封ぜらる、尋で五千石加封、十八年正月沒收せらる、寛永五年重政の三子弘隆四子重經、更に父の所領を分賜せられ、弘隆一萬石に、重經五千石を領す、是より子孫相繼ぎ明治維新に至る（由良系圖、藩翰譜、新編常陸國誌）

ウシグルマ　牛車　「ギツシヤ」を見よ、

ウシコンデイ　牛健丁　牛飼童をいふ、嬉遊笑覽に、平家物語に木曾義仲が牛こでいと云へりしこと見ゆ、こでいは、健丁なり、古畫を見るに、大髮なるもあれど頭はわらはなり、後世主水などは、立髮半髮なると同じ儀なり、八瀨の在所の男は、駕輿丁に出るとかや、その古風にて惣髮にて齒を染むるも有とぞ、其髮も下さまの者は頭髮を童の如く束れたるも多かるべし、されば京わらんべと云ふ諺は此故にも因りたらん」と云へり、

ウシコメモン　牛込門　名稱　江戶城外郭の門、麴町富士見町六丁目より、牛込神樂坂へ出づる口に在るを以て名づく、今の牛込見附は其跡なり、

沿革　寛永十三年蜂須賀忠英台命を受けて始めて之を築く、寛政四年七月火災後、多門を築かず○守衛には、勤番萬石以下三千石以上の者三年宛之を勤め、番士三人羽織袴著用せり、兵器は、鐵鎗五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ(御府内備考、殿居鑑、東京地理沿革誌)

ウシザキ　牛裂　室町時代の末年、戰國の頃、に行はれし刑罰の一種、牛に罪人の手と足とを縛りつけて引き裂かするをいふ、南曇寺興廢記に、泉州堺にて、ころばぬもの三人、内二人は磔罪、一人は牛割」と見え(ころぶとは、耶蘇教を轉宗するをいふ)また稽德編會津神公の條に、會津前の太守蒲生氏(秀行)の時、罪人を兩牛に跨からしめ、燒松(タイマツ)を以て兩牛の間に入るれば、牛驚き怒りて左右に開け罪人を引きさく、是を牛裂といふ、又齋藤政利も主君土岐頼藝を追出し、美濃を領し、小罪の者も或は牛裂或は釜煎にしたりといふ」とみえたり、

ウシシタオホバン　牛舌大判　名義　金銀尚古品の一、形狀牛の舌に似たるを以て此名あり　特製　面に(一)桐の極印と(二)梅鉢の極印せるものと(三)形の細長きものとあり(一)は縱三寸四分五厘弱横一寸九分、重十一匁八分(二)は(一)より形大なれども、詳かならず(三)は縱三寸三分强、横九分五厘、重九匁六分五厘、金位下、眞鍮の如し　沿革　此大判の創制を詳かにせず、加賀國の民間秋成の驛歌に、八島くどきと云ふあり、其句に、牛若ころして牛の舌、大判小判つかみ取り云々」と、然れば往時普通に用ひしものと見えたり、疑くは此金加賀の制ならんか(金銀圖錄、大日本貨幣史)

ウシマツリ　牛祭　山城國太秦(カウズマサ)にて、陰曆九月十二日に行ふ廣隆寺神の祭をいふ、暦倭神子に象る假面を被りて異裝し、牛に乘り、祠をめぐること、あり、因て名づく、また是に從ふ四天(各身高假面を被る)、壇上にて祭文を讀む、甚だ古雅なる式なり、原信儀都の始めて之を起しゝものなりといふ(一話一言、年中行事大全)

ウシンムシンノウタアハセ　歌合　有心無心　歌合の一種、頁なば無心とし、勝負は有心とせるより名付く、宇多天皇の時行ひしことあり(享子院有心無心歌合、古今集序注)

ウジヤウ　烏城　岡山城(チカヤマヅヤウ)を見よ、

ウシヤウグン　右將軍　騎兵大將軍(キヘイタイシヤウグン)を見よ、

ウシヤノオトド　牛屋大臣　藤原是公(フヂハラノコレキミ)を云ふ、

ウシヨ　羽書　羽檄(ウゲキ)を見よ、

ウシロミ　後見　名義　輔佐の義、人の後を監守する意にいへり、後に立つて助くる人、音を以てもよべり　沿革　鎌倉の時、執權の人を後見と稱す、但將軍執權次第に據れば、時頼政村までは執權連署、執權(見後項)も御後見と有て、それより後は執權をのみ御後見と記し、連署の人を合判加判など、注して、後見の稱を載せず、因て思ふに時頼政村の頃より後、後見と呼るゝは執權に限れる如くなりしと見えたり、これ世を經るに從ひ執權の威權增して、連署は等級を降さるゝ勢となり、自然に後見の名稱重くなれる故なるべし、室町時代に至り、先代の習慣にて管領の事を後見といふこと有りしかど、當時管領の外に、傳の職たるものをも後見といふこと出來たれば、管領にのみ限りる名稱にてはなかりしなり、江戸時代將軍幼冲或は篤疾なるを、三家三卿中より遺命或は勅旨を以て、德望ある人を擇び後見と爲す、家繼將軍疾篤きの時、吉宗入て後見となる、また十四代家茂將軍幼冲、職を襲ふ時、田安慶頼後見となる、慶頼退隱の後、一橋慶喜之に代る、もと此名稱、言辭の上に云ひならへる稱呼にて、正しき職名ならず、將軍家の外、大名諸家にも、大家小身の別なく、輔佐の人を唱へしなり、又一國一郡の主たる者、未だ幼弱にして、家務を攝するに堪へざる時は、一門同宗、若くは姻家に託して、家政を輔助せらるゝをも、後見といへり、或は主命によりて、若輩の者を指南の爲めに託せらるゝ武士をもいふ事あり(武家名目抄、倭訓栞、德川禁令考)

ウシロミショク　後見職　「ウシロミ」を見よ、

ウス　臼　名義　穀を舂く器を云ふ、倭訓栞に、打篤の義成るべし、スは物を入るより云ふ詞也」とあり　起原沿革　景行天皇の世、日本武尊を碓の上に置きしを以て、兄を大碓、日本武尊を小碓と稱せし事見えたれば、是より先既に在りしなり、應神天皇の世、横臼を以て酒を造りしこと見えたり、推古天皇十八年、高麗僧曇徵來つて、碾磨を造る、これ石磨の始めなり、天智天皇九年には、水車にてつく碓を造る、卽ち水碓なり　種類　横臼(形の低を云ふ)竪臼(形の高を云ふ)辛碓(萬葉集に見ゆ、杵に柄あるを云ふ、卽柄臼なり)堈碓(堈は甕なり、其制三才圖會に見ゆ)碓(スリウス)(或は磨と書す、竹を編み圓を作り、肉泥土を貯へ、竹木にて密齒を作り、穀を破て米を出すもの、俗に唐磨と云ふ)磨(ヘ)(或は石磨と書す、多くに攝津御影石を以て造る)等なり(古事記傳、倭訓栞)

ウズ　鬘　古へ冠の飾に插せしものをいふ、造

花などをも用ふ、後世のカンザシの起りなり、倭訓栞に、神代記に鬘字、推古紀には髻華の字をよみ萬葉集にうずの玉蔭とよみたり、後世の鈔頭花なるべしといへり、唐書に頂有二華蘭四披一といふも是なり」とあり○古事記傳に、景行天皇紀に字受爾佐勢とは、髻華に插せなり、髻華は、書紀推古卷に、十一年十二月始行二冠位一云々、並十二階、並以二當色絁一縫之、頂撮如レ甕而著レ緣焉、唯元日著二髻華一、髻華此云二于孺一、また十六年八月召二唐客於朝廷一云々、是時皇子諸王諸臣悉以二金髻華一著レ頭、また、十九年五月五日蘂二獵於菟田野一是日諸臣服色皆隨二冠色一、各著二髻華一、則大德小德、並用レ金、大仁小仁、用二豹尾一、大禮以下用二鳥尾一、孝德卷に、大化三年是歲制二七色一十三階之冠一云々、小錦冠以上之鈿、雜二金銀一爲レ之、大小青冠之鈿、以レ銀爲レ之、大小黑冠之鈿、以レ銅爲レ之、建武之冠無レ鈿也、萬葉集に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚山蔭、見者乏文、八十伴雄能島山爾、安可流橘、宇受爾指、云々など見えて、木草の枝を頭に插すを云ふ、後世に、插頭と云物、卽ち古の髻華なり、然るに右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀及び物の尾などを以て作りて插せるは、上代の物にはあらず、推古天皇の時、始めて制られたるにあらん、萬葉の歌によめるぞ古のさまなる」と見えたり、

ウズ　雲珠　唐鞍の鞦の打交ふ所に付くる飾をいふ、倭訓栞に、倭名鈔、鞍馬の具にうずあり、雲珠と書り、今いふ攫隱なりといへれど、飾抄に、据に雲形の圖ありて別物なり、伊勢御神寶の白馬形にも、雲珠は左右の鞦の上交結する處に据置る也といへり、車にも此具あること見えたれば、古へ牛にもかけしなるべし、鞍馬の山のうず櫻といへるも此より出といへり、髻華にさす櫻の義なるを、雲珠にいひかけたるなり、夫木集に、からくらや駒もかさゝぬ古里の庭もせにさくうずさくらかな、雲珠は唐鞍に限りたる事と見ゆしといへり、

ウスアラ　薄青　織色の名、經の白に、緯の青なるものをいふ○襲の色目の名、表は黃背に、裏は青、又は白なるものをいふ(四三條裝束抄、胡曹抄、雁衣抄)

ウス井ジヤウ　臼井城　所在　下總國印旛郡臼井田町の西北山上に舊址あり　起原沿革　長元元年千葉常兼の三男臼井常康始めて此地に據り、源頼義に從て屢々戰功あり、子孫世々鎌倉に仕ふ、祐胤の時蕭墻の禍あり、其子行胤久しく他郷に流浪す、後ち足利尊氏に從て軍功あり、興胤と改名し本城を復す、爾後尙胤、冬胤等を經て後胤の時、文明十一年太田道灌一萬騎を率ゐて本城を攻む、後胤禦ぎ守ること六ヶ月、終に道灌の兵を破り、其弟圖書を殺す、三代久胤、幼にして族胤眞の爲めに奪はる、永祿四年上杉謙信之を攻めて克たず、天正十八年小田原北條滅亡の後、德川家康酒井忠次をして此城を收めしむ、慶長十九年忠勝封ぜらるゝ後ち火災に罹り廢城となる、今猶太田圖書の墓、支砦の址、謙信一夜城等存す(下總舊事記、千葉縣地誌略)

ウスイロ　薄色　染色の名、薄紫のことをいふ、又は二藍の色の薄きなりともいへり○織色の名、たて紫、よこ白なるものをいふ○襲の色目の名、表は薄綠の赤ばみたるに、裏の濃き薄色なるをいふ(四三條裝束抄、胡曹抄、源氏裝束抄)

ウスガネノカブト　薄金甲　源氏相傳の名甲、源義家之を着用せり、後ち木曾義仲に傳はる(後三年記、源平盛衰記)

ウスガネノヨロヒ　薄金鎧　鎧の札を薄鐵にて作りたる鎧をいふ、源氏相傳の鎧、源義家より源爲朝に、更に新田義眞に傳來せしこと後三年記、源平盛衰記等に見えたり、其威の赤色なるは、保元物語に、六條判官ためよし、はりきぬの直垂に、うすかれといふひおどしの鎧に云々」と見え、梅松論に、此時義眞重代の薄金といふ赤威の鎧を山王に奉り云々」とあるに因れば、其色凡そ推知せらるべし、

ウスギ　薄黃　襲の色目の名、裏表ともに薄紺なるものを云ふ(重の色目)

ウスキジヤウ　臼杵城　所在　豐後國海部郡臼杵廣橋　沿革　古へ大友氏の臣入田宗鑑の築く所、後ち大友氏の臣臼杵鎮續の居る所、天正十年鎮續の子鎮則、城を島津氏に明け渡す、慶長五年鎮則、城を黑田長政に明け渡す、元和元年城を廢す、

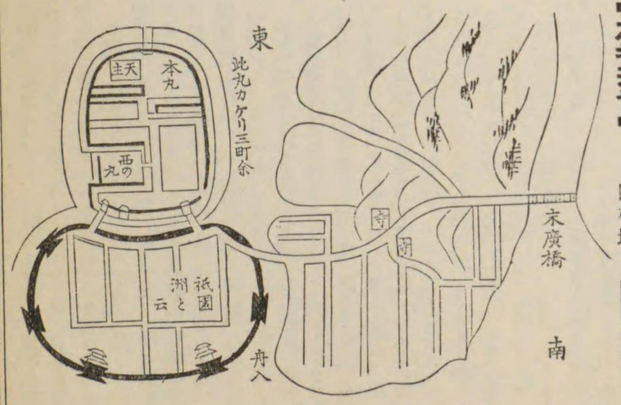

郡臼杵町(臼杵はもと丹生郷の内なりしが、後ち臼杵庄を置き、建久中一條氏の領となる)**起原沿革** 永祿中大友宗麟の築く所にして、又丹生島城とも云ふ、九州軍記に、大友義鎮は能直二十代の嫡孫にして、九州鼎立の其一足の武將たり、永祿八年の頃干戈靜なりしかば、洛陽大德寺の悟雲叟を招き寄せ、剃髪して休庵宗麟居士と戒名し、臼杵丹生島に夾城を築き、閑に住れける云々」と見えたり、後ち大友氏亡び、文祿二年太田飛驒守重正三萬五千石に封ぜらる、重正征韓の役に從ひ罪あり、封を除かる、慶長五年關ヶ原の役太田氏西軍に屬したるの故を以て亡び、五年稻葉貞通五萬石に封ぜられて此に治す、其後子孫相繼ぎて明治維新に至る(豐後國誌、德川加除封錄、主圖合結記)

ウスギヌ

ウスキノコホリ　薄帛　「ウスモノ」を見よ、

起原沿革 延喜式に郡名始めて見えたり、和名抄に、日上(ヒカミ)智保(チホ)英多(エタ)刈田の四郷あり、現今に至るまで變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウスキヒ　淺緋　染色の名、緋の色の薄きを云ふ、袍を此色にて染め五位の人着用す、染料は、綾一疋に、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤を用ふ、緋(ヒ)參看(延喜式、裝束圖式)

ウスクモノヨロヒ　薄雲鎧　平氏相傳の鎧の名(異制庭訓往來)

ウスケシムラサキ　薄滅紫　染色の名、紫にて、うすくそめたる色、絲一絇に、紫草一斤、灰一升、薪三斤を用ふ(延喜式)

ウスザクラモエギ　薄櫻崩黃　襲の色目の名、經事抄には、表は薄青にて裏は櫻色なるものをいひ、高倉家記には、表の青にて裏の蘇芳なるをいへり、

ウスズミノカミ　薄墨紙　紙の一種、宿紙(スクシ)と引合紙(ヒキアハセカミ)とを云ふ、此兩紙の色うす黑き紙なるを以て名づく「スクシ」、「ヒキアハセカミ」を見よ、

ウスズミノリンシ　薄墨綸旨　薄墨の紙即ち宿紙(或は紙屋紙とも云ふ)に、書したる綸旨をいふ、雍州府志に、古へ內裡禁中の反故を取て紙屋之を漉返す、凡職事辨官此紙を取て口宣案を書く、世人其案紙の色に依て、薄墨の綸旨と云ふ、中古までは、紙甚だ少なかりし故に、禁中にても漉返を用ひらる、其古例により、後世も宿紙に認むなり云々」とあり、

ウスダタミ　薄疊　うすきたゝみをいふ、又薄緣とも云ふ、古(春夏に用ふ○齋宮式に、緣端帖(タヽミ)十帖、已上秋冬料、春夏料亦如是、但爲薄帖」と見え、儀訓栞に、大嘗會式に薄疊とみゆ、又うすべりといふ、薄緣の義、三義一統に見えたり、古へのたゝみは是成るべし、韓子に禹王蔣席を作り緣(ヘリ)と見えたれば緣の飾を加へたる始め成べしといへり、凉簟といふも是なり」といへり、

ウスチリヂノケン　薄塵地釼　心裏服を着る時、公卿等の用ふる飾の太刀を云ふ、紫革にて、銀の金物、いづれも無文なり(餝抄、裝束拾要抄、裝束圖式)

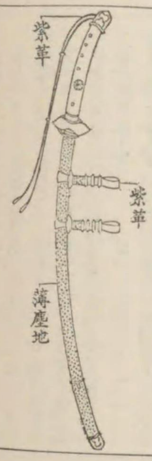

ウズノタマガケ　髻華玉蔭　髻華にかけたるひかげかづらのことをいふ、髻華(ウズ)參看、

ウスハナザクラ　薄花櫻　襲の色目、正月頃着用す、表白、裏紅なるを云ふ(重の色目)

ウスハナダ　淺縹　袍の色、縹の薄きを云ふ、初位の人着す、染るに帛一疋に藍半圍、薪三十斤を用ふ(西三條裝束抄、裝束圖式)

ウスヒタウゲ　碓氷峠　**所在** 信濃上野の國境にて、佐久郡と、碓氷郡とに跨る、碓氷坂、碓氷山、碓氷、臼井、碓井、笛吹、眷居等とも書きたり **沿革** 景行天皇四十年東夷叛す、「日本武尊之を征服し、武藏國より西碓日坂に至り登る、時に弟橘姫を追懷し、東南を望み嘆て曰く、吾嬬者耶と、是よりり山東諸國を吾嬬國と云ふ、萬葉集に「ひなくもりうすひのさかをこえしだにいもがこひしくわすらえぬかも」とあり、源賴光四天王の一人碓氷荒太郎貞光も、此山中に生長して毒蛇を退治す、宇留夫山の東北、表白山の三蛇跡は舊跡にて、山巓に熊野神社あり(信陽雜記、上野國志)

ウスビタヒ　薄額　**名義** 冠の磯(縁の低きもの)を、薄く作りたるを云ふ **着用** もとは、少年淺官の人の料なりしが、後世は大方十五歳まで薄額を用ひ、其以後は厚額を用ひたり、桃花紫葉に、近來十五歳までほうす額、十六歳以後は厚額を用ふ、舊記を考ふれば、若年淺官の人は十六歳以後も猶薄額を用ふべきよし見えたり、京極關白(師實)は卅歳左大臣の時厚額を用ひ給へり、延久三年の事なり、後二條殿(師通)は、卅二歳內大臣の時是を用ひ給へり、寛治七年事也、宇治左府(賴長)十八歳是も內大臣の時始めて厚額を用ひ給へりとあり、冠(カムリ)の項圖參看、

ウスヒノコホリ　碓氷郡　**所在** 上野國 **起原沿革** 景行天皇四十年の條に、碓日の字見えたり、後ち碓氷に作る、孝謙天皇天平勝寶元年五月に、碓氷郡の名始めて見ゆ、和名抄に、飽馬(アキマ)石馬(イシマ)坂本(サカモト)磯邊(イソベ)石井(イハキ)野後(ノジリ)驛家、浮囚等の郷あり、後世片岡郡の若田郷本郡に入る、爾來現今に至るまで變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウスヒノセキ　碓氷關　上野國碓氷峠に在りて、江戸時代此地中仙道の樞要なる所を以て關を設く、

ウスベウ　護田鳥尾(鷹)　箭羽の一種、眞羽の薄くして黑き所の少きを云ふ、本はをすめと云ふ、をすめ鳥と云ふ鳥の羽に似たる故に云ふ、

をすめ鳥は、護田鳥のことなり、後ち云ひ誤りて「ウスベウ」と云ふ、源平盛衰記に、護田鳥尾と書きて、うすべうとよめり、和名抄に、鳩一名は澤虞卽護田鳥也、倭名は於須賀止里(オスカトリ)とあり、をすめとりは、關東にてみなくち鳥、又みなくちまぶりとも云ふ、田の水口に居て小魚など喰ふ鳥、五位鷺に似たる鳥なり○うすべうの羽は別圖の如し、眞羽の古圖にみえたり、今は白き羽をうすべうと云ふはあやまりなり(本朝軍器考、貞丈雜記、四季草、儀訓栞)

ウスミドリ　淺緑　染色の名、緑のうすきを云ふ、袍を此色にて染め七位の人着用す、染るに、帛一疋に藍半圍、黃蘗大二斤、薪六十斤、或は云ふ三十斤を用ふと(西三條裝束抄、裝束圖式)

ウスミドリ　薄緑　名飯の名、中宮進源朝長の帶用せしもの、武家名目抄に、平治の亂中宮進朝長の帶きし太刀も治承四年畠山重忠がはきし太刀も薄緑と云たる、思ふに朝長美濃青墓にて死し、義朝尾張の內海にて亡びし後、此太刀展轉して畠山に渡れるなるべし、然るに飯卷には本は膝丸蜘蛛切今は吼丸とあるを義經に渡りて薄緑と改め其後曾我兄弟に渡りしと云ふ、是れ又附會の妄說なり」とあり、

ウスムラサキ　淺紫　染色の名、薄き紫を云ふ、袍を此色にて染め二位三位の人着用す、染めるに綾一疋に、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤を用ふ(四三條裝束抄、裝束圖式)

ウスメ　碓女(春女)　上代祭祀の時、洗米をつく女を云ふ、書紀春女と書す、或はツキメと訓む、古事記傳に、此役は先づ和名抄祭祀具に、粢餅(漢語鈔云、粢、之度岐)祭餅也、糇米(漢語鈔云、加之與禰、淨米也)糒米離騷經注云、精米所二以享一神也、和名久萬之禰とある、粢米は今云ふ白餅(シロモチ)糀米(カショネ)、精米(クスシ)は、古の洗米なり、然れば上代にも、殿に此等の物を奠して其米を舂く女なるべし」と云へり、今も伊勢上總地方にて、人死ぬれば庭に多く白を立て、殊更に米を舂くは蓋し此等の遺風なるべし、

ウスモエギ　薄萠黃　染色の名、薄きもえぎたいふ○襲の色目の名、表は薄青にて、裏少く濃き薄青なるものをいふ(雅亮裝束抄)

ウスモノ　羅　羅の總稱、うすく織りたるものをいふ、「ウスハタ」、「アギズシ」、「ウスギヌ」ともいふ、また一種「シヽラギ」といふものあり、皺文ある」を以て名づく **起原沿革** 仲哀天皇九年新羅始めて羅を獻ず、外邦の羅始めて本邦に入る、爾來工人外邦の製に倣ひ、羅、紗、及び數(シボ)を織る、醍醐天皇延喜五年制して尾張、參河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、播磨、紀伊、阿波、伊豫十一國は、其製する所の羅を以て調貢と爲さしむ、其羅は、鼠跡羅、縠羅、藻羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、既にして諸國羅を織ること漸繁し、遂に業を廢す、而して織部司及び京師の工人のみ之を織出せり、正平年間大內弘世、京師の織工を周防山口に招き、羅及び紗を織らしむ、元中年間和泉堺にてまた之を製す、應仁亂後、其業遂に廢す、天正年間支那の織工堺に來り、明樣(ミンヤウ)の紗、紋紗、金紋紗を織り、且つ法を織工に傳ふ、既にして京師の織業また起る、其製また明樣(ミンヤウ)に倣ふ、本邦に於て明樣の羅、紗を織ること茲に始まる、元文三年京師の織工上野桐生に來てこの法を傳ふ、東國に於ける製茲に始まる、其業孰も營みて今に至る(工藝志料)

ウスヤウ　薄樣　染色の名、上のかたは濃く、下の方漸々薄くなりたるものをいふ(四季色目)

ウスヤナギ　薄柳　襲の色目の名、薄き萠黃のしらばみたるものをいふ、凶服に之を用ふ(雅亮裝束抄)

ウゼンノクニ　羽前國　もと出羽國、明治元年十二月七日羽前羽後の二國に分たれ、一國となり、四郡を管す、詳しくは出羽國(イデハノクニ)を見よ、

ウリカヘノジンジ　鷸替神事　毎年正月、太宰府と武藏國龜井戸の天滿宮等に於て行ふ式、太宰府は、太宰府略記に、正月七日の夜酉の刻頃參詣の老若だちつどひ來て、木にて作りたる、うそを鳥を調へ、相互に袖にかくしうそかへんと罵りて、雙方よりとりかへる事なり」といへり、雞波の天滿宮には、文政二年太宰府に習ひ、此神事を執行す、江戸龜井戸天滿宮にては、文政三年より始め、二十四、

二十五の兩日の日中之を行ふ、後ち衆人互に取替ゆることを禁じ、近傍に鬻ぐ所の鶯を購ひ、神前に至り、神官より別に備へあるものと替へ得ることゝなれり○俗説に、鶯替は、これまでの惡事もうそとなり、吉にとりかへんとの義なりともいひ、又一年中つきし虚言を、神前に納めて罪を滅すなりともいへど、信ずるに足らず（嬉遊笑覽、三養雜記、東都歳時記）

ウタ　歌　名義　うたふの義、また和歌、和詩とも云ふ、支那の詩に對するの稱　起原沿革　伊弉諾、伊弉册二神の、アナニエヤ、エヤトコ、エヤトメの唱歌に始まる、神武天皇以後、文字未だ一定せず、奈良朝に至り、長歌短歌二種となる、此頃までは專ら口に唱へしを以て、風調の佳なるを貴ぶ、平安朝以後は、長歌衰へて短歌獨り盛なり、且つ此より以降は、口に唱ふること稀にて、意趣の巧妙を主とし、題を設けて作ること行はれ、題意に違ふを傍題落第とし、之を斥く、又後には、四病八病の説を立て、制詞禁忌等の法を設く、近古に至り、歌道傳授と稱し、祕事口訣を後繼の徒に傳ふること起る、卽ち歌學なり、師弟の傳統は、能因が伊豆守藤原長能に師事し、藤原俊成が、藤原基俊の弟子となり、鴨長明が、俊惠法師に從ひしに始まる、父子の統は、藤原經信顯季等に起る、皆共に久しからず、俊成の統盛にして鎌倉時代藤原爲家の時、爲氏（二條家）爲兼、爲相（冷泉家）の三子の流に分れ、互に相爭ひしが、爲氏爲兼の統早く絶えて、冷泉家の一流のみ獨り榮え、後ち又更に上下冷泉の二流に分る、其他飛鳥井、烏丸、中院、三條西等の諸家あり、何も歌道の宗匠にして門戸を張り、子弟を教授す、江戸時代に至り、僧契沖、賀茂眞淵等出でゝ萬葉等の古書によりて説を立て、二條冷泉家の法を斥けたり、茲に至り作歌に古體今體の別を生ず、猶富士谷成章の歌袋に、六運と題し上世、中古、中頃、近古、おとつせ、今世とに分ちて歌の沿革を論じたり、就て見るべし　種類　長歌（ナガカヘシ）、反歌（ハンカ）、短歌（タンカ）、旋頭歌（セドウカ）、混本歌（コンポンカ）、廻文（クワイブンカ）、隱題（インダイカ）、雙本歌（ソウホンカ）、片歌（ヘンカ）、折句歌（セックカ）、沓冠（クツカムリ）折句歌（セックカムリ）、俳諧歌等あり、各條に述べたり、就て見るべし（文藝類纂、古事類苑文學部）

ウタアハセ　歌合　名義　人數を左右に分ちて各歌を詠じて其優劣を判し、勝負を定むるものをいふ、双方の歌人を方人（ナガカヘシ）といひ、共に頭人、讀師、講師、籌刺、判者あり　起原沿革　朝廷の式は、天皇刻限に出御御倚子に著御あり、次に念人、公卿召に依り孫廂に著す、次に奏上す、次に左員刺具籌子に立ち、次に左方の文臺を舁き、次に員刺具籌子に立ち、次に召に依り燈を供し講師前て切る、次に員刺進み兼て殿上童圓座を敷く、次に左右參上し、次に左右講師參る、次に判者次に勝方念人、公卿已下前庭に於て拜す、次に管絃あり、次に公卿に禄あり、次に入御あり、總て歌人其事を處理し、讀師は番の次第に順ひ其歌を取りて講師に示し、講師は之を朗吟し、一番の畢る毎に、判者は優劣を判定し、籌刺は籌を物に刺し、勝負を明にし、最後に其籌を合算して全番の勝負を定む、番數は五番七番のもの、六百番千五番等の者あり、凡て第一番の左歌祝の意の歌は負しなり、先づ第一番には左の歌を吟じ、二番以後は負方の歌を先とす、判者は堪能老練の人を撰び、判詞極めて簡單なりしが、後には巧を弄し、奇を求め、一種の文をなし、或は歌或は漢文を以てす、又判詞は直に席上にて加へしが、後には大概後日に記すことゝなれり、個人間の歌合は、右にて類推すべし、起原沿革　何時頃より始まりしか詳かならず、在民部卿（在原行平）家歌合、仁和中將御息所歌合、陽成院歌合等を最も奪しとし、次で宇多天皇の御世に后宮歌合あり、醍醐天皇の世に有心無心歌合及び亭子院歌合あり、其後中絶せしが村上天皇の天德四年三月清涼殿にて之を行ひしより以來、公私共に世に行はれ良辰佳節毎に此事あり　種類　自歌合、有心無心歌合、老若歌合、男女歌合、男歌合、詩歌合、諸社歌合、影供歌合、年中行事歌合、職人歌合、物合歌合、非類歌合、調度歌合等あり（八雲御抄、袋草子、倭訓栞、玉勝間）

ウタイシ　右大史　史（シ）を見よ、

ウタイジン　右大臣　種類　太政官の長官にして、天皇を輔佐し、天下の大政を行ふ、左大臣の次位にあり、左大臣障ある時、諸公事を奉行すること左大臣に同じ、左大臣闕白たる時與奪によりて一ノ上となる、唐名右府、（ウサダイジン）及び「ダイジン」參看）　起原沿革　皇極天皇四年六月始めて左右大臣を置き、蘇我倉山田石川麿を右大臣となす、淳仁天皇天平寶字二年藤原仲麿官を改めし時、右大臣を改めて大保となす、八年仲麿誅せらるゝに及びて舊に復す、源頼朝兵馬の權を得るに及で、有名無實となる、後世は攝政家清華の人に限りて此官に任ずることゝなれり、明治維新の後も舊に從ひて之をおきたれども、實權は參議各省卿の手に歸したれば、單に名譽職たるが如き姿を呈せしが、明治十八年十二月官制大改革の際、太政官と共に之を廢す（ダジヤウカクフン、參看（令義解、續紀、三代實録、職原抄、百寮訓要抄、官職秘鈔、明治政史）

ウタイ・シヤウ　右大將　右近衛の大將を云ふ、近衛府（コノエフ）を見よ、

ウタイベン　右大辨　種類　太政官に屬して兵部、刑部、大藏、宮内の四省を管す、其他職掌は左大辨に同じ（ウサダイベン）參看）其下に右中辨右少辨あり、右大辨を助けて事を行ふ　起原　文武天皇大寶元年始めて制定す、辨官（ベンクワン）參看（職原抄、百寮訓要抄、官職雜儀）

ウタウラ　歌占　名義　占の一種、歌を以て吉凶を判ずる占をいふ　起原沿革　起原詳かならず、古事談に、惠心僧都金峰山に正しき巫女ありと聞て、只一人令向給ひて心中の祈願うちなへとありければ、歌占に十萬億の國々は海山隔て遠けれど心の道だになほければ、つとめていたるどこそきけと占ひたりければ啼泣して歸給ふ云々」、とあれば、古は占ひ相したる處を、歌にて言ひあらはしたるを歌占といへるが如し、江戸時代には、無心にて百人一首の双紙を繕さ、其開きたる場所にある歌にて吉凶を判じたり（梅園日記、嬉遊笑覽）

ウタエ　歌繪　戲畫の一體、歌の意によりて畫きたる繪をいふ、又は歌詩の意に採り、其歌詩の全部、又其一部の文字を書き交へたるものをもいふ、一説に、延喜の頃より屏風などに歌の意を繪にかき、傍に歌を書きたるが始めにて、後には歌中の字を草木水石に畫きたる故に、葦手繪に似たるを以て、五月雨記に、兩種を同じ物と云ひ誤るに至れりといふ、尤も古く書に見えたるは、後撰和歌集離別の部に、みちの國へまかりける人に屬てうしうたゑにかゝせ侍りける」とあるを始めとす、明月記に、建久九年二月二十五日、自殿（冥經）仰云、竹爾雪降古歌、少々可注進、予蒙此仰之後（中略）崇德院百首、堀川局、子、並千載集二首書之持參、召御前有仰事等（中略）是引物繪に被書竹雪了、爲歌繪所被來也」とみえたり、歌繪と葦手繪と別なること、源氏物語に、あしでうたゑを思ひ〳〵にかけとのたまへば、みな心々にいとむべかめり」とあるにて知らる、「アシデ」參看、

ウタヲ　歌男　雅樂寮に屬し、舞樂の時歌を（ウタヒノ）うたふ男をいふ、女をは歌女といふ、令義解に、歌師四人（掌教歌人歌女、二人掌臨時取有聲音堪供奉者教之）歌人三十人歌女一百人云々」と見えたり、續紀文武天皇十四年九月詔に、凡諸歌男、歌女笛吹者、卽傳己子孫、令習歌曲」とあり、

ウタガキ　歌垣　名義　男女相會し、唱歌に和して舞蹈するをいふ、歌嬉會（カガヒ）ともいふ、又歌場とも書す、其意義數説あり（一）倭訓栞に、歌へる人の亜べるを垣といふ、友垣の言の意、蹈歌と同義なるべし」といひ（二）釋日本紀に、歌場は男女集會して行へり、卽ち攝津の歌垣山、常陸の筑波嶺、肥前の杵島岳等は尤も著名なるものにて、春秋二季諸國の男女飲食物、琴瑟等を齎らし、互に手を携へて登り歌舞、樂食、歌舞音曲を盡して歸去す、萬葉集登筑波嶺（爲)耀歌日作歌に、「鷲の住む、筑波の山の、もにきつの、其のつ上に、いざなひて、乙女男の、往き集ひかゝふ耀歌に、他妻に吾もあはなん、吾妻に人も言問へ、此山を牛掃く神の、初めよりいさめぬわざぞ、今日のみは、目くしもなみそ、事も咎むな」、反歌、男神に雲立のぼり時雨降り沾れ通るとも吾れ歸へらめや」とあり、能く歌垣の狀態をいひつくせり、國史に見えたるは、武烈天皇太子たりし時、眞鳥大臣の男鮪と、物部麁鹿火の女影媛を爭ひし時に、歌場に立ち歌を以てせしを始めとす、聖武天皇天平六年二月、天皇朱雀門に歌垣を覽す、男女二百四十餘人、五品以上風流あり者皆交る、其中正四位下長田王以下諸王四人を頭となし、本末を以て唱歌し、雜波、儀部、淺茅原、廣瀨、八裳刺等の曲の音を爲す、都人士をして縱覽せしめ、歡を極めて罷む、歌垣せし男女に祿を賜ふ、稱德天皇寶龜元年三月また歌垣を行ひしことあり、葛井氏以下六氏の男女二百三十人、青摺細布衣を着け、紅の長紐を垂れ、男女相並び、列を分ち、徐に進て古歌を謠ふ（其一は乙女等に男立添ひ、蹈鳴らす、西の部は萬世の宮）歌曲毎に秋を擧げて節を爲す、時に詔して五位以上、內舍人、女孺たして歌垣の中に列せしむ、歌垣の人に商布、綿を賜ふ、この頃は朝廷より行ひ、專ら華麗を極めて實の歌垣にあらず、古の歌垣の狀をまねびて爲し、一種の風流藝なる事古事記傳に云へり、寶龜以後史上に散見せず、後世諸國の盆踊は、此の歌垣より變じ來れる風俗なりと傳ふ（萬葉集、常陸風土記、肥前風土記、攝津風土記、古事記傳、如闇社話、陽春廬雜考）

ウタガシラ　歌頭　歌舞音樂の時、發聲の

者をいふ、續紀天平勝寶三年正月の條に、天皇御二大極殿南院一、宴二百官一、主典已上、賜レ祿有レ差、踏歌歌頭、女孺、忍海伊太須、錦部河内並授二外從五位下一、とみえたり、

ウタガハクニサダ　歌川國貞　名號　姓は角田、通稱庄藏、屋號龜田屋、一雄齋國貞と號し、また五渡亭、香蝶樓、月波樓、富翌山人、富眺庵、梅園、梅戸、一蝶等の別號あり、後年初代豐國の跡をつぎて、一陽齋豐國と稱す　系統　五橋亭琴雷（本名未詳）の子　事蹟　天明六年武藏葛飾郡四葛西村に生る、幼より浮世繪を好み、師に就かずして美人俳優を描くに筆力老成にして、尋常畫家の及ぶ處にあらず、後ち初代豐國の門に入りし時、豐國其始めて畫きしものを見て才筆に驚きしといへり、平生藝娼妓相撲俳優の古實を研究して繪畫の趣向に工夫を凝らし、特に俳優の似顔は豐國につぎて佳作の聞え高し、また團扇繪に妙なり、而して稗史合卷物の密畫に至りては、其技倆他に比ぶるものなく、一家獨特の妙技ありき、天保十五年師の跡をつぎて、二世豐國といふ、弘化二年薙髮して官造と改稱し、柳島に退隱し、元治元年十二月十五日歿す、年七十九、龜戸村光明寺に葬る、門人頗る多し、「ウタガハハ」參看（浮世繪類考、浮世畫人傳）

ウタガハクニヨシ　歌川國芳　名號　姓は井草、後ち井原氏を冒す、通稱孫三郎、一勇齋國芳、または朝樓樓と稱す　系統　吉右衛門の子　事蹟　十二歲の時、未だ師に就かずして、鍾馗提劍圖を描きしに、筆勢勇烈、畫才の蓋ふべからざるものあり、初め磯川春英が畫風を學び、後に初代豐國の門に入る、また同門國直の風を慕ひ、三氏の筆意を得て、（これに俳畫の長所を取り、初井相折衷して別に一家を爲し、尤名將勇士を描くに巧みなるを以て著はる、特に文政の末年に出板したる水滸傳中豪傑百八人の錦繪は、其傑作として名あり、天保十四年源頼光土蜘蛛の精に惱まさるゝ怪異の圖を、錦繪として世に出したるに、政府の誹毀するの寓意ありとて罪科に處せられ、板木も沒收せられたり、晩年中風に罹りて業を廢し、文久元年三月五日歿す、年六十五、江戸淺草八軒町大仙寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世畫人傳）

ウタガハトヨクニ　歌川豐國　名號　姓は倉橋、通稱熊吉、一陽齋豐國と號す　系統　五郎兵衛の子　事蹟　歌川豐春の門に入りて浮世繪を學び、出藍の譽あり、後ち一蝶、玉山、春英の畫風を折衷して歌川派に調和し、美人、俳優を畫くに妙を得て名聲都鄙に藉甚たり、歌川派の畫風世に行はるゝに至れるは、實に豐國入神の妙筆による、文政八年正月七日歿す、年五十七、江戸三田聖坂功運寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世畫人傳）

ウタガハトヨハル　歌川豐春　名號　通稱但馬屋庄次郎、一龍齋豐春と號す　事蹟　歌川派の始祖、豐後國臼杵の人、初は京師に出て、鵜澤探鯨を師とし、後ち江戸に來り、石川豐信の門に入り、當時の風俗を畫く、遂に一派を開く、また操芝居土佐結城兩座の看板を畫き、意匠を凝らし、彩色を巧にし大に好評を得たり、寛政の頃日光山修復の際には、彼地にありて町繪職人頭となり、門人等を率ゐて廟内の彩色に從事す、晩年浮世繪を多く綿繪にかき出したり、文化十一年正月十二日歿す、年七十八、江戸下谷廣徳寺前光明寺に葬る、「ウタガハハ」參看（浮世繪類考、浮世畫人傳）

ウタガハハ　歌川派　歌川豐春の創めたる浮世繪の一派、其門人豐國に至りて大成す、其傳統は左の如し、尚ほ「ウキヨエ」を參看せよ、

○歌川豐春
- 同豐國 ― 二世豐國 ― 三世豐國
- 同豐廣
- 子 同豐信
- 安藤廣重
- 歌川國芳 ― 歌川芳藤
- 月岡芳年
- 同國重
- 同國長
- 水野年方
- 同國安
- 豐原國周 ― 橋本周延
- 同國直
- 同國信
- 同國虎
- 同國宗
- 同國照
- 同國房
- 貞虎
- 貞鶴
- 貞秀
- 貞幸
- 貞房
- 貞景

ウタガハヒロシゲ　歌川廣重　名號　姓は安藤、通稱德太郎、後ちに十兵衛また德兵衛と改む、一立齋廣重と號す　事蹟　世々幕府の小吏なり、はじめ初代豐國の門に入らんとしたるも、謝絶せられ、更に豐廣の門に入りて浮世繪を學び、大に畫格を礪案して遂に廣重流を創意し、名所の眞景を描くに妙を得たり、東海道五十三次、諸國百景、江戸百景の綿繪の如き最も世に行はれ、また草筆の畫譜類數部を板行す、天保年間剃髮し、安政五年九月六日歿す、年六十二、江戸淺草松山町東岳寺に葬る（浮世畫人傳）

ウタガルタ　歌牌（骨牌）　名義　歌句を書したるかるたをいふ、かるたは佛語なり（カルタと參

看）　異名　歌貝（ウタガイと參看）の趣向とかるたの趣向とを交へて、江戸時代の初世に好事者が案出せるものなるべし、此稱既に元祿頃の書に見えたれば、其以前よりありしことを知るべし、されど多くは小倉百人一首の歌にて、稀に古今集の歌、伊勢物語の歌など書きたるもあれど、知る人少し（貞丈雜記、歌かるた考、朝野年中行事）

ウタクワイ　宴　歌會　「ウタノクワイ」を見よ、

ウタゲ　さかもりのことをいふ、饗應に同じ、書紀に、うたげと訓るは拍上の義にて、手をうち遊ぶよりいへるなり、弘計天皇の室壽し給ふにも掌手（タナツコロモ）撰亮（ウチアゲタマヘ）拍上賜とあり、酒醋をたけなはと云ふも、うたげなかばの約まりしなりと、尙ほ酒宴して手を拍つことうつぼ物語、榮花物語等に見えたり、饗應（キヤウオウ）參看、

ウタゲンジ　宇多源氏　宇多天皇の第九皇子敦實親王より出づ、其子雅信、重信、寛信に姓源氏を賜ふ、雅信從一位左大臣となり、輦車牛車を聽さる、時中時方二人を生む、時中は大納言となり、其子孫多く顯官たり、八世の孫經實權中納言となる（庭田家の祖）經信の弟信有又權中納言たり、是を綾小路家の祖となす、時方左兵衛佐となる、六代仲章文章博士となり、鎌倉に在りて公曉の爲めに殺さる、仲章の弟仲兼皇后宮大進從四位上となる、其裔五辻氏と稱す、又雅信の孫參議扶義の子成賴鎭守府將軍となる、後ち近江佐々木庄に居し、佐々木を稱す、子孫蕃衍す（尊卑分脈、氏族志）今其氏族左の如し、尙ほ詳しくは各氏の條を見よ、

庭田　大原　綾小路　六角　京極
五辻　佐々木

ウタザイモン　歌祭文　小唄に祭文を取り交へたるものをいふ、中古の說教淨瑠璃の一變せしものなりといふ、昔山伏錫杖をふりたてゝ祭文をよみしが、中古より三味線に代へ、それに合せて唱ふに至る（聲曲類纂）

ウタザハブシ　歌澤節　歌澤大和大掾の創めたる端唄の歌曲をいふ、歌澤は笹本彦太郎といひ、笹丸と號す、幕府の旗本なり、幼より小唄を好み、長じて芝山金藏等と謀り、安政二年小唄の一流を創む、四年六月受領して大和大掾となる、本所割下水に住す、萬延元年二月七日死す、年六十三（聲曲類纂、名人忌辰錄）

○歌澤笹丸 ― 二世笹丸（家義）
- 歌澤芝金（後ち佐大夫） ― 三世芝金（孫兵衛）
- 歌澤相模大夫（吉右衛門）かね ― 小唄政壽齋

ウタダシ　歌出　歌曲の初めに、本拍子の一人歌を發するを云ふ、續世繼に、きさいの宮の御方にて、管絃の殿上人どもめして、よもすがら、あそばせ給ければ、おほとのもおはしまして詠つかまつれと、おほせられければ、このおとゝの中將なりけるときに、太公望が周文にあへると、いだし給へりけるこそ、御聲もうつくしう、みかど一の□□□人の事にて其よしあるこそ、いうにきこえ侍りける云々とあり、

ウタヅカサ　雅樂寮

ウタヅカサノモン　ウカカモン）を見よ、

ウタデンワウ　宇多天皇　名號　御名は定省、亭子院と號す、法名空現金剛覺、世に寛平法皇と稱す　系統　光孝天皇第七子、御母は皇后班子、第五十九代の天皇　事蹟　貞觀九年五月誕生、元慶中元服侍從となる、時に王侍從と稱す、八年於源氏を賜ふ、仁和三年八月光孝天皇不豫太政大臣藤原基經天皇を立つることを奏請す、帝大に喜び、急に召して左に基經の手、右に宇多天皇の手を取り泣て曰く、大臣補助の功多し汝敢て忘るゝなかれと、詔して親王と爲し、立て皇太子とす、尋で帝崩御、宣耀殿に踐祚す、在位十年、改元二、寛平九年七月位を皇太子敦仁に讓り東三條院に居す、昌泰元年朱雀院に移る、二年十月仁和寺に出家す、三歸十善戒を僧益信に受け益々佛法を尊信す、東寺に灌頂し法を仁和寺に傳ふ、仁和寺御室天皇を推して宗祖とす、承平元年七月仁和寺に崩ず、年六十五、大内山に葬る、宇多院又亭子院と稱す、天皇、院と稱して尊號を省く茲に始まる、天皇性畫を好み、意を丹青に盡す、曾て畫工を召し殿周以來名臣の畫像を紫宸殿の障子に畫かしめ賢聖障子（「ケンセイノシヤウジ」參看）と號す（大日本史）

ウタドコロ　歌所　和歌所を云ふ、「ワカドコロ」を見よ、

ウタネンブツ　歌念佛　鉦鼓に合せて念佛を唱ふる僧侶、初め凡俗の者を誘導する爲め、おもしろく、なかしく念佛に節をつけ唱へしより始まる、元祿の頃より行はれ、享保の末に至り衰滅せり、人倫訓蒙圖彙に、僧形にて笠を冠り鉦鼓を頸にかけてたゝく狀を描けり（聲曲類纂）

ウタノ井ン　宇多院　所在　山城國葛野郡、土御門の北、木辻の東、東の洞院に當る○仙洞御所の一　沿革　宇多法皇の御所なりしが、後ち刑部卿源湛此に居す、文永中、後宇多法皇又此に造營ありて衣笠殿と稱す、「キヌカサドノ」參看（山城名勝志）

ウタノクワイ　歌會　名義　歌を詠じて之を披講する集會を云ふ　類義　（一）讀師、座中第一の

學者にて且つ高位高齢具備する人を定む、其職掌は、披講の和歌を檢閲し、講師の讀上を監督す、故に式中最重役なり(二)講師、其時適當の人物を定め詠進の和歌を讀上せしむ(三)講頌、講師の讀上し和歌を更に節付して謠ふ役、通例五人或は七人とす、其中の一人を發聲と稱し、他を助音と稱す、近來は發聲を一の役名とし、助音を講頌人と唱ふる由なり、發聲人は、第一句を獨吟し、第二句より助音一同に連吟す、其音調は、甲、乙及び乙ノ甲、乙ノ乙と四種ありとか、綾小路家冷泉家等其家々の傳あるなり(四)題者、當座の歌題を選びて出すもの、多く點者にて兼ぬ(五)點者、當座の詠歌に點するもの、參會者各々二首を賦し、これを詠草に書して點を乞ふ、其合點の歌を淨書して當座詠進の和歌とす、此點者は、歌道の先達に限る者なれば常には先達とのみ呼びて吟場の上座に座す(六)所役、此式の使令に充つる者にて、文臺、燈臺、料紙、硯箱の配付などの取扱役なり○披講式と當座式とあり、披講式とは、兼題の歌を讀み上ぐる式、當座式とは題詠を賦する式をいふ、各々異なる所あり、且つ時と場所とに因りて異なれども、今作歌故實によれば、まづ文臺を横座の前に置きて講師座し、左方に讀師座す(夜に入れば切燈臺を兩方におく)人々懷紙を文臺に置く、下臈より先づ置きて上座の人は順に上に置く、讀師中程より二に之を分ち、下に重ねたる下臈の歌より順に文臺の上に置く、講師之をよむに曲なしに一句々々によむなり、臣下は三遍、攝家は五遍、主上は七遍なり、連衆はよみ上の時會釋して聽く、發聲は講し終りて節をつけて、うたうなりといへり○又序者あり其日の事を序し、歌題に會以前係題を出すを兼題、會の席上に出すを當座と云ふ、當座に多くの題を設けて人毎に探り取るを探題と云ふ、右に述べたるは、朝家に就きてなれど、其他も之にて類推すべし **起原沿革** 其起り詳かならず、古は只相會して歌を詠ぜしが、歌道の盛なるに及び、自ら席上の法式を設くるに至れり、而して其式に中殿歌會、代始の歌會、月次歌會、法樂歌會等あり、後世に至り毎年正月歌會始あり(八雲御抄、袋草紙、古事類苑文學部)

宇多郡 **所在** 磐城國(舊陸奥國)**起原沿革** 書紀に優嗜雲と書し、舊事紀に浮田とあるもの蓋し此地なるべし、元正天皇養老二年五月宇太等の六郡を以て石城國を置く、後ち又陸奥國に屬す、和名抄に、長伴(ナガトモ)高階(タカハシ)仲村(ナカムラ)飯豐(イヒトヨ)等の郷あり、戰國の際より、伊達相馬二氏之を分領す、依て或は二郡となすものあり、五十四郡考に、今分爲三郡、其南者俗呼云三宇乃太と云へり、又五十四郡考宇太となす、正保元禄圖以後皆宇多に作る、明治二十九年三月行方郡と合併して相馬郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウタノコホリ **沿革** 古へ菟田縣の地なり、又猛田縣とも云ふ、神武天皇戊午年六月東征の師、菟田下縣に至る、天皇兄猾を誅し、弟猾を猛田縣主と稱す、皇極天皇三年三月菟田郡始めて見ゆ、和名抄に、漆部(ヌルベ)伊福(イフク)涙坂(ナムサカ)多氣(タケ)笠間(カサマ)等の五郷あり、菅家文草、雨多縣に作る、後世笠間郷城上郡に入る、又多氣郷一時山邊郡に隷したる事あり、正保古圖宇多に作る、元禄以後宇陀に復し現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウダノホフシ 宇陀法師 和琴の名器、寛平宇多法皇の愛重せしなり以て其名あり(給芳抄、雅

源抄)

ウタノミクマリノジンジャ 宇太水分神社 **所在** 大和國宇陀郡下井足村○墨坂神とも稱す **案詩** 天之水分神、國之水分神 **沿革** 崇神天皇の御世、神教に從て赤盾八枚赤矛八竿を以て墨坂神を祀りき、平城天皇大同元年神封一戸を充て奉り、清和天皇貞觀元年正月正五位下を授け、九月幣使を差して雨風を祈り給ひ、醍醐天皇延喜の制大社に列り、新年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣に預る、卽ち祈年祭水分四神の一なり、祭日六月十八日九月二十一日に行ふ(神祇志料)

ウタヒ 謠 **名義** 猿樂、能の時に用ふる歌詞なりといふ、古は謡とも書す、和漢三才圖會に、謡齊聲而歌也、不レ用二絲竹一、相和、徒歌曰レ謡」と見えたり、歌ふといふ動詞を名詞になしたる詞なり **起原沿革** 室町時代に始まる、日本文學史に、足利義滿の時、結崎次郎なる者能を得、觀阿彌と稱し從來の猿樂及田樂等の舞曲を折衷し新曲を案出して之と共に謠曲を興す、其節譜は今樣等の歌ひぶりと平家物語とを酌酌して時好に適すべき樣作りたるものならん」といへり、然れど新井白石の俳優考に據ればもと元の雜劇にして、室町時代の頃入宋したる僧の、我邦に傳へしもの、如し、當時尚ほ猿樂と稱し之を式樂と定め、盛に行はれ其技大に進み、足利義政の時、既に觀世、金春、寶生、金剛の四流起り、春日四座の太夫と稱せらる、而して將軍家に最も用ひられたるは觀世なりしといふ、豐臣秀吉の時、甚だ此道を好み、自らも亦常に爲せり、此時金剛の弟子喜多七太夫、秀吉に抱へられて一家を興し、五座となる、德川氏に至りては、天正二年正月德川家康濱松に於て、謠初(ウタヒハジメ)(後世)を行ひしより、代々正月三日に

謠初式を行ひ、其他、將軍宣下の國、勅使饗應等の時の式樂として之を行ひたりき、明和年間、觀世元章從來の謠曲を改正したりしも、未だ行はれずして止む **所在** 觀世、寶生、金剛、金春、喜多の五流にして、觀世寶生を上掛謠と稱へ、其他を下掛謠と稱へて謠本を別つに至れり○謠本は觀世二百五番、寶生二百十番、今春百三十番、金剛二百十七番、喜多流二百二番あり、流派に因り文句、節曲、番組、題名等總て些少の相違あり、謠曲文は、謠目錄によれば、觀阿彌等之を作るとなせり、然れど是れ作曲者にして、別に文を作りし者あり、世に傳へいふ、江口山姥等は一休和尚の作といひ、源氏供養は河上神主の作と稱へ、卒塔婆小町は寶性院宿快の作とし、高砂兼平などは僧正徹の作なりと、而して謠曲の新作は室町時代の中頃最も盛なり、芳野詣、高野參詣、明智討、柴田、北條などの新作豐臣秀吉の時に出づ、江戸時代には極めて其數少しといふ○謠抄と稱し、謠曲百番を註釋したるものあり、卷數二十卷著者未詳なれども、村田了阿が、梅村載筆を引きての說に據れば、豐臣秀次、五山の僧徒に命じ相國寺の慈照院に於て撰定せしめたるが如し、殊に、熊野の謠曲を註釋せし所に、文祿を去ること幾年との詞あるを以て見れば、當時代の著はしたる者なり○今寶生流の謠本の題名を示せば左の如し(日本教育史、日本文學史、謠曲通解)

【內百番】

高砂　田村　熊野　班女
鵜飼　雜波　兼平　千手
卒都婆小町　船辨慶　老松　頼政
井筒　鉢木　羽衣　白樂天
實盛　玉葛　柏崎　融
養老　清經　采女　葵乃上
(以上)(以下)
竹生島　朝長　鵜飼　熊野
三井寺　阿漕　志賀　鵜
大原御幸　梅か枝　紅葉狩　蟻通
忠度　橋貴妃　木賊　藤戸
玉井　景清　杜若　興塚
當麻　賀茂　松風　俊寛
西行櫻　善願寺　八島　吳服
鵺　櫻川　海士　東岸居士
鞍馬天狗　定家　猩々　蟬丸
龍田　敦盛　夕顔　隅田川
善知鳥　春日龍神　船橋　江口
花筐　源氏供養　山姥　通盛
富士太鼓　小鹽　芦刈　檜垣
是界　天鼓　通小町　芭蕉
右近　女郎花　關寺小町　二人靜
浮舟　三輪　安宅　東北
錦木　雲林院　白髭　盛久
佛原　道成寺　唐船　邯鄲
殺生石　野乃宮　百萬　自然居士

【外百十番】

放生川　籠太鼓　藤　籠
國栖　和布刈　望月　源太夫
小袖曾我　輪藏　半蔀　住吉詣
高野物狂　大江山　野守　氷室
熊坂　吉野靜　小鍛冶　豐干
鵺　春榮　陀羅尼落葉　碪
車僧　寢覺　弱法師　羅生門
夜討曾我　須磨源氏　大佛供養　西王母
六浦　六浦　伏見　松山鏡
俊成忠則　歌占　草紙洗　檜
松尾　石橋　松虫　葛城
楊辨慶　放下僧
竹ノ雪　金札　知章　籠法
胡蝶　鷺　弓八幡　竹生島
項羽　島追　大會　志賀
岩船　求塚　藍染川　紅葉狩
錘馬　生田敦盛　源待　木賊
大社　巴　小督　蟻通
鐵輪　調伏曾我　道明寺　藤戸
綾ノ鼓　常陸帶　七騎落　景清
雨月　花月　絃上　當麻
空蟬　檀風　照君　賀茂
浦島　枕慈童　三笑　俊寛
舍利　土蜘　祇王　忠則
卷絹　谷行　東方朔　正尊
加茂物狂　張良　烏帽子折　嵐山
藤榮　雲雀山　咸陽宮　雷電
皇帝　忠信　鶴龍田　飛雲
關原興市　大蛇　千引　草薙
錦戸　禪師曾我
三山　經政　九世戸　一角仙人
滿仲　小督　七騎落　繪馬
紘上　三笑　祇王　正尊
東方朔　嵐山　鳥帽子折　烏帽子折
咸陽宮　雷電　鶴龍田　飛雲
千引　草薙

ウタビクニ 歌比丘尼 **名義** 歌を唱して佛教を勸進せる比丘尼、又勸進比丘尼、繪解比丘尼ともいふ **起原沿革** 起原詳かならざれど、江戸時代の初めより起りしなるべし、東海道名所記に、いつの頃か、比丘尼の伊勢熊野に詣で〜行を勤めしに、その弟子皆伊勢熊野に參る、此故に熊野比丘尼と名づく、その中に聲よく歌をうたひける尼のありて、うたうて勸進しけり、その弟子また歌うたひけり、また熊野の繪と名づけて、地ごく極樂すべて六道のあり樣を繪にかきて、繪ときをいたし、おくふかくおはします女房達は、寺にまうで談義なんどもきくことなければ、後世をしらぬ人の爲に、比丘尼は許されて、佛法を勸めたりけるなり、いつの間にかとなへ失なふて、熊野伊勢にまうつれども行をもせず(中略)繪

ときをもしらず歌をかんようとす云々」とあるにて其大要を知るべし、佛教を勸進するより勸進比丘尼、地獄極樂の繪卷を開きて、繪解して佛法を勸めたるより繪解比丘尼と稱せるなり、さるを萬治年間頃よりやゝ變じて、勸進、繪解等の如く、たゞ歌のみうたふことゝなり、更に下りては一種の淫賣婦と化したり(近世奇跡考、骨董集、嬉遊笑覽)

ウタヒゾメ　謠初　名義　江戸幕府年中行事の一、正月三日に行ふ恒式　儀式　三日の夜七ツ半時、三家庶流譜代の大小名出仕して本丸の大廣間に出座し國主外樣の中にも、例ある限りは此席に列なり、將軍亦出座あり、三家の方々に土器を賜ひ順流れて著座の面々に及ぶ、中少將侍從の輩は、殊に召出して土器を賜ふ、出仕の大小名布衣の輩に至るまで、みな御流を賜ふ、其間能樂師(觀世今春は每年、寶生喜多は隔年、但し時世によろ)等素袍侍烏帽子にて三ノ間の椽側に伺候し、將軍の御盃に三獻つぐを相圖に觀世大夫四海波の小謠をうたふ、それより老松、東北、高砂等の囃子あり、事終て觀世を初め三座の者に吳服一重を賜ひ、他の役者には折紙を賜ふ、頓て是を着て三人打つれ弓矢の立合を舞ふ、事はて、後將軍自ら肩衣を脫ぎ、之を座首の觀世に取らせ給ふ、宿老是を取傳へて觀世に與ふ、此時三家初め列座の諸大名一同に皆肩衣を太夫へ遣す、將軍入御の後三家の方々宿老に一禮あり、著座の人々各群り立て壽を延べて退出す是にて式終るなり　起原沿革　室町幕府の時、正月四日觀世の一曲を厩にて謠はしめし時、服を賜ひしより起れり、豐臣氏に至り、正月二日に之を行へり、江戸幕府にては、天正二年正月二日に、家康遠江國濱松に於て謠初を爲してより每年の慣例となる、永禄二年正月二日、將軍家觀世座の

ウタヒビ——ウタブ

忌日に當るを以て三日に改む、文久二年閏八月二十二日に之を廢す(兩朝時令、幕府年中行事、幕朝年中行事歌合、續德川實紀、德川盛世錄)

ウタビト　歌人　文武天皇大寶元年令制定の時に置く、治部省雅樂寮屬官にて卅人あり(令義解)

ウタヒメ　歌女　治部省の雅樂寮に屬して百人あり、樂の時歌をうたふ女を云ふ、延暦二十四年十二月、五十人の中三十人を減ず、是より先五十人を減ぜしも、史籍闕て其時明ならず(令義解、職官志)

ウタブクロ　歌囊　名義　柱にかけ置きて詠草を入るゝ用になしたる袋をいふ　構造　長さ一尺折返し二寸五分、總しめ一尺二寸五分、横八寸三分折返し五分づゝ、みな糊付にて切らずに付くるなり、奉書二枚重ね、返し裏より水引を通し、前にて結ぶ、歌袋考に據れば、總長一尺二寸、折返シ一寸九分、底の折返シ三分、裏の中にて紙を合せ糊付三分、水引長さ二尺五分二筋引通し前方にて結ぶといへり、昔は錦などにても製せしにや、江記に、匡房卿の歌袋大和錦にて製せられし由見えたり、當時公家衆いづれも大奮紙にて製す、もとはみちのく紙にて作りたるを本法となす、爲顯卿の、「いたづらに啼くや蛙の歌袋、おろかなる身に思ひ入りはやし」といふ、古歌を裏に書くものなりといふ○歌袋考に、歌袋は、俗故袋銀の歌

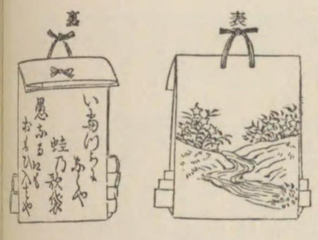

ウタマ——ウチ

によらせ給ひて、後水尾院の御製作ありしと申傳へたり、但し爲顯の歌は夫木集蛙の題に入て、歌袋とは蛙の啼く時喉のふくるゝ所をいひしなり、云々」と見えたり(柰蘿輻湊、玉石雜誌、安齋隨筆)

ウタマヒドコロ　歌舞所　雅樂寮を云ふ、萬葉集に、冬十二月十二日歌舞所之諸王臣子等、集二葛井連廣成家一宴歌」とあり、「ガガクレウ」を見よ、

ウタマヒノツカサ　雅樂寮　「ガガクレウ」を見よ、

ウタマロハ　歌麿派　喜多川歌麿の創めたる浮世繪の一派、「ウキヨエ」を見よ、

ウタリノコホリ　鵜足郡(宇足)　所在　讃岐國　起原沿革　舊阿野郡に屬す、後ち分郡となる、桓武天皇延暦二十一年九月、始めて郡名見ゆ、本朝靈異記鵜垂と書す、和名抄に、長尾(ナガヲ)小川(チガハ)井上(キノヘ)栗隈(クリクマ)坂本(サカモト)川津(カハツ)二村(フタムラ)津野(ツノ)等の郷あり、正保圖宇足に作る、元祿圖以後鵜足となす、明治三十二年三月阿野郡と合併して綾歌郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウタレウ　雅樂寮　「ガガクレウ」を見よ、

ウタロンギ　歌論議　歌の可否善惡につきて互に論じ議することを云ふ、天台の論議より出づ、大鏡に、この大納言殿(藤原行成)よろづにとゝのひ給へるを和歌のかたやすこしおくれ給へりけむ、殿上にうたろぎといふことゝいでてきて云々」と見えたり、

ウチ　内　内裡の事を云ふ、內裡、大內、禁裏、禁中、禁闕、禁廷、朝廷など云ふも皆同じ事なり、鳳闕とも九重とも云ふ、後ち轉じて主上をも申す(有職小說、同補中抄、眞丈雜記)然れども、主上を申すこと、宮禁の闕にのみ行はれ、殿上人門に出で行はれざりし

にや、源平盛衰記に、主上の御沙汰し進らする人もなし、云々、斯りければ御舟へ矢の參ること降雨の如し、信濃聲を高して是は內の渡らせ給なり、如何にかく狼藉仕るぞと宣ければ、木曾は、國主を內と申し進らすことなど知らざりける問、內とは己等が妻を云ぞと心得て內とは妻が事にや、女とても處をや置べき、只皆射殺せと下知しければ、いとど矢をぞ進らせける」とみえたり、

ウチ　氏　名義　內の義、卽ち同宗一家の意、中臣、齋部、藤原、源、平の類是なり(左傳疏に氏猶ヲ家也とあり)古史往々氏姓を通用して氏を姓と云ひ、氏姓を連れて姓とも氏とも云ふ、賜姓爲二藤原氏一、又倭直、栗隈首等三十八氏等の類なり、尙ほ姓(カバネ)の條參看すべし　起原沿革　氏を命ずることは、既に太古に始まる、神武天皇元を建てし以後、人衆蕃衍本末分れ、族類漸繁し、仍て朝廷其職事住所功業等につきて、氏を命じ稱を立て、臣職に供せしむ、允恭天皇の時、探湯せしめて諸氏の氏姓の混亂詐冒を正す、後ち又戶籍を正し、氏族志鈔を修め、官には治部省ありて本姓繼嗣婚媚を掌り、族制を明にするの制、歷朝絕ゆることなし、天皇には氏なし、桓武天皇より後ち皇子皇孫に姓を賜ふ、皆源氏平氏を以てす、平氏に桓武以下四流、源氏に嵯峨以下十四流あり(「ゲンジ」、「ヘイシ」參看)後深草の皇子久明親王に源氏を賜ひし以後史に見えず　種類沿革　大小氏あり、大氏は宗家、小氏は支流、例へば阿倍氏は大氏、其別の阿倍志斐氏阿倍間人氏は、小氏なるが如し、大小氏に各隸民あり、是を部曲又は品部、民部等と稱す、諸氏其數多きを以て百八十部と云ふ、其部曲を率ゐる長を氏ノ上(ウヂノカミ)參看)と云ふ(古事記傳、倭訓栞、姓序考、氏族考)

ウチアゲ　打揚　江戸時代に用ひたる駕籠の一種、身分の重き者之を用ふといふ、人々乘り降りする時に簾を打揚ぐるより此名あり(乘物考)

ウチイタ　打板　牛車に乘り降りする爲めに、車寄の板敷より車に渡す板を云ふ、其日記承久三年三月二十三日の條に、次參御車一次捧御車一仍內府余進二車寄一先寄先引二掛打板一卽引二下敷高麗端帖一枚打板上卽立二屏風几帳一次姫君乘車云々」とあり、

ウチイタ　打板　廊中の打橋など渡したる處にある步板、極めて輕便なる一枚板の假橋なり(家屋雜考)

ウチアツ　打出　古へ麤の下より、女官が衣を引出すを云ふ、儀式の時に之を行ふ、桃園藥葉に、康和二年七月十七日東三條にて大饗を行ふ時、女房袖を出し、紅綾一重、二藍織物表著、朽葉織物唐衣等なるよし見え、又嘉祿二年四月七日、此日、大臣召也、嬉殿南庇西第三間、東庇南四間打出あり、瑤寥紅打引倍木、朽葉表著、藍紅唐衣永久の例なるよしも見えたり、雅亮抄に、うちでのしやう、つれのごとし、ごせちどころのうちでには、うはぎなし、うらぎめの上にかちきぬにてあるなり」といへり、

ウチエダ　打枝　嫁入の時、廣蓋にのせたる小袖のおさへに用ふる金物をいふ、うちおきとも云ふ、金銀にて花がたなど色々に作りたる物なり、花の枝を金銀を打ちて作るゆゑうち枝と云ふ、又おさへにおく物故に打おきとも云ふ、橘の折枝などもあり(嫁入記、眞丈雜記)

ウチオキ　打置　打枝(ウチエダ)といふものに同じ、

ウチオキノモノ　打置物　地文を浮織にしたるものを云ふ(眞丈雜記)

ウチカケ　裲襠　武官の儀式の時に、袍の上に著る衣服をいふ、胸と背とにあて、著る袖なき衣なり、故に兩當の字を用ふ、舞樂及び競馬などに用ふ、

ウチカケ　打掛　女の表衣の上に、うちかけて着る小袖を云ふ、眞丈雜記に、今も京大阪などの人は、うちかけと云ひ、江戸の人はかいどりと云ふ、かいどりと云ふ事も古き書に見えたれども(つれづれ草にあり)かいどりすがたなどと云ふは、かのうちかけのつまを取りたるを云ふなり、小つまをかい取るなどと云ふも同じ詞、地下の女のうちかけするは公家にて女房の小うちきと云ふものをうちかけたる體をまなぶものなり」、といへり、

ウチカケスアフ　打掛素襖　素襖のスソを袴の內へ入れず、羽織を着る如く打ちかけて着るを云ふ、禮なき裝束と爲す(眞丈雜記)

ウチカケヨロヒ　挂甲　「ケイカフ」を見よ、

ウチカタ　內方　人の妻を云ひしが、後には下さまのみに限れる事となれり、貧乏歌集の上に、延長四年清貫民部卿六十の賀つれすけの中納言內方ぜられける云々」、又權記天延二年閏十二月二十七日の條に、申時許高遠少將內方□乳後死去、是權中納言朝成第三女也云々、正暦四年二月記にも、修理大夫內方自二夜半一有二惱氣一

已入滅云々」と見えたり(碩鼠漫筆)

ウチカタナ　打刀　鐔を入れたる長き刀を云ふ、又ツバ刀とも云ふ、貞丈雜記に、貞順故實に云く、打刀は鞘を青漆、覆輪は金なり是本式なり、かうがい裏さし有り云々、然ればさし裏の方に算計指したるなり、然れば小刀と算兩品さす事は本儀になき事なり」とあり、製法は定りなく、人に依て長短あれど、二尺八九寸に限れり、鎌倉時代より見ゆ、吾妻鏡に、上總五郎兵衛一尺の打刀を帶せしこと見えたり、初めは武家の人々も、常に腰刀をのみ指して、太刀打刀は從者に持たせたりしが、應仁以後世靜ならず、戰亂打續きしを以て、天文中の頃より大小と名付け、腰差に鐔を入れ打刀を添へ帶する事となり、織田豐臣氏の頃專ら行はれ、遂に其風俗江戸時代に殘り、武家は更なり皇家とて打刀を指ろゝに至れり(本朝軍器考、軍用記、貞丈雜記、武家名目抄、青標帯)

ウチカバネ　氏姓　氏と姓とのことをいふ、氏は源、平、藤原、橘等をいひ、姓は、臣、連、眞人、朝臣等をいふ、詳しくは「カバネ」、又は「カバネ」を參看すべし、

ウチカブト　内冑　冑の眉庇より内の方をいふ、冑の内といふ義、別に内冑といふ物あるにあらず、

ウチガミ　打紙(擣紙)　紙の一種、大高檀紙を云ふ、好古日錄に、大高檀紙の鬱は、板に付て乾かさず、繩にかけて干し、皺のよりたるを、朝露にあてゝ少し打たる故に皺文あり、此事塞鶴嘶餘に詳なり」、とあり、天平勝寶三年四月五日の東大寺正倉院文書に五十三人打紙所」と見えたり、

ウチガミ　氏神　氏の祖神を云ふ、ウヂカミ　又は「ウヂノカミ」と云ひ、之を祀れる社を「ウヂノヤシロ」と云ふ○中臣氏は、其祖天兒屋命を祭り、忌部氏は其祖天太玉命を祭りて氏神となぜるの類是なり、されど又是より一轉して其祖神ならざるも、殊なる由緒ある神を廣く氏神と稱せるものあり、即ち藤原氏は春日神社の外に、鹿島香取の二宮をも其氏神となせるが如き、其他尾張氏の熱田宮、橘氏の梅宮、源平兩氏の平野社等に於けるが如き亦此類なり　**参考**　史上に見えたるは、舊事紀に、崇神天皇の時物部氏が石上宮を崇めて其氏神と爲せるを始めとす、光仁天皇の朝藤原良繼の病みし時、其氏神鹿島香取の二宮に朝廷より神階を上せて爲めに之を禱り給ひ、淳和天皇貞觀九年伴氏の氏神を官社に列せらるゝことあり、此後、陽成光孝宇多醍醐の四天皇の朝、氏神に斯る特典に預るもの多し、然れど多くは皇家の外戚若くは其族類の祖神のみ、此時氏神の祭祀も猶碧に仍りて盛に行ひしかば、皇家も亦甚だ之を嘉みし、或は社地を賜ひて春秋祭祀の費に充てしめ、或は祭田を賜ひて氏人五位以上の者は特に官しめ、而して其祭時に當りては氏人の事を聽し、又正税を賜符を待たずして京外に出づる事を聽し、又正税を賜ひて之が旅行の資に當つるが如きことあり、後世に及び、其祖先の神にもあらず、又其氏族に由緒なきものを尊崇して氏神と稱し、更に一轉して各地の産土神を以て其氏神と爲し、其地に生るゝものを以て氏子と稱するに至れり、産土神(ウブスナノカミ)參看(古事類苑神祇部)

ウチキ　袿　**参考**　婦人の上衣、打ち掛けて着る服なれば名づく、又上に着る故に上着と云ふ、もし三領または五領七領と打重れたるを總稱す、又重の上着のみを袿とも云ひ、下の重袿を唯袿と許りも云ひ、上下通して御衣(オンゾ)とも云へり、裝束圖解に、紫式部ノ日記御湯殿の儀式の條に、まうのぼる人々を見れば、色ゆるされたるは織物のから衣同じうちきどもなれば、云々、左衛門の内侍御佩刀執る、青色の無紋のから衣、すそごの裳、比禮裙帶は、浮線綾を櫨萩に染めたり、うはぎは菊のいつへ云々、辨の内侍はしるしの御箱、紅にえび染めの織物のうちき、裳唐衣は、さきのに同じ云々、又同書行幸の時の條に、橘の三位は青色の唐衣、から綾の黃なる、菊のうちきそうはぎなんめる、とも見え、又枕草子積善寺供養の段に、皇后宮の御裝ひを書きたてゝ、几帳のこなたに出でさせ給へり、まだ唐の御衣(オンゾ)も奉りながら、おはしますぞ忝なき、いみじき紅の御衣(打衣也)よろしからんや(通例の色ならんや否非常にうるはしの意)中に唐綾の柳の御衣(重れ也)えび染めの五重の御衣(上着なり)に赤色のからの御衣(唐衣也)云々などとも見えたり、是れらの文にて、單に上衣のみを袿とも云ひたること、唐衣、上衣下衣、おし通して御衣と稱へしこと知るべし、なほ上衣の下なる重袿のことを、唯うちきとばかりも稱へしことは、是れも紫式部日記御湯殿の條に、少しおとなびたる(女房)は、かたはらいたかるべき事はせで、唯えならぬ三重五重のうちきに、うはぎは織物、無紋のから衣すくよかにして、重れには綾のうす物をしたる人もあり、と見えたるにて知るべし、うちきは即ち重袿なり、下の句に、重れには綾のうす物を云々とあるも、袿のことなれど、同じ詞の重なるが、噂きよかられば、下の方を重れとかきかへたるにて、實は同じ物なり、かゝる例假名文の草子物語などに多く見えたり、又上に着るを上着、下に重れるを袿と、明らかに書きわけたるは、古記別記久安六年正月十九日の條に、御乳母二人

が料の裝束を記して、一具(辨奥侍)葡萄染織物唐衣朽木織物表着、紅ノ打衣、裏濃、紅梅ノ袿、五領云々、一具(大納言三位)朽木織物唐衣、紅梅織物表着、紅ノ打衣、紫匂ノ袿五領、云々」などあるにて知るべし　**参考**　打衣と單とを下に重ねる例にて、其重襲は次第に上を短くす、常は婦人の上衣にて、祝儀式日等晴の日には、此上に唐衣裳を襲用するなり(裝束甲冑圖解)

ウチキヌ　打衣　**名義**　砧にて打ちて艶を出だしたる衣、女の服に用ふ、後世板引(イタビキ)參看)に替りても古來の名を襲用して打と云ふ　**参考**　紅の綾を打ちて表着の下、袿の上に重れて、晴の時用ひ、通例は略す、女官師抄に、打衣事、紅の綾を打ちて重れられ候、雜人は濃打なり、ひきつくらふ時重れられ候、常には單ばかりを重ねるなり、又單の上に打衣を重ねる事も云ふ、又單の上に濃打衣を重ねる事もあり」とあり、又打衣は、衣の丈より六七寸短き由、雅亮裝束抄に見えたり○增鏡さしぐし段に、中宮は(永福門院藤原鐘子)濃き紅梅の十二の御衣に同じ色の御單紅の打ちたる、萠黃の御表着云々」とある「紅の打たる」は即ち打衣なり、江戸幕府正德年間に至りては、略して著けざりしが如し、裝束要領抄後附に、五つ衣の上に重れられしが、今の世には見えず」と見えたり、後世再び復興せられて、式正の御裝束には、打衣を用ひらる、但し一說には單の上、襲の衣の下に着するもいふ說あれども、表着の下に着くるを正とす、寸法衣よりも少し小さければ外には見えず(女房師抄、淺深祕抄、裝束要領抄)

ウチクビ　打首　江戸時代の刑名、斬罪をいふ、首をうちとる意、「ザンザイ」を見よ、

ウチクモリ　内曇(打曇、裏陰)　紙の一種、島の子の上下に青紫の雲狀を抄きなせる者にて、俗に雲紙と稱す、尺素往來に、以内曇(一本裏陰)黑流等單尺懷紙」とあり、又古人の遺書に、往々錢大或は無忠子大の青雲を紙上に點ぜしものあり、これを俗に飛雲と稱す、又斜に紙上に横たはれるあり、多く青色のみなり、或は紫あること好古日錄に云へり、今も越前の名産にて小雲、内白雲、端雲等の名目あり、其麤なるは攝津名勝の産なり(貞丈雜記、倭訓栞、文藝類纂)

ウチクラ　内藏　**名義**　天皇の供進の物を納め置く所、「ウチックラ」とも訓めり　**起原沿革**　神功皇后の時、齋藏の倫に設け總ての官物を納め置き諸物の出納を司らしむ、令制には齋藏と合せて内藏寮と爲す(書紀、古語拾遺、令義解)「クラレウ」參看

ウチクラウヂ　内藏氏　蕃別、都賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌寸等あり、右京に貫す、履中雄略の二朝内藏大藏を建て、諸國調絹を納め、東西文氏をして其簿を勘錄せしむ、姓を内藏大藏二氏となす、仁明天皇の時左京の人大外記内藏忌寸秀嗣以下男女十二人を内藏宿禰に改む、文德天皇の時内匠少屬忌寸國成に内藏朝臣を賜ふ、圓融天皇の時、右少史高安連佐忠内藏朝臣に改めんことを請ふ、高安氏實は漢劉秀の後なり(姓氏錄、氏族志)

ウチクルワ　内廓　城の第二廓をいふ、外廓に對しての稱、

ウチコ　氏子　祖先を祭れる氏神に對して、其族人をいふ、又氏人とも稱す、後には産土神をさして氏神とし其地に産るゝ人を氏子といふに至る○兩留別志に、神社に地をさかひて、こゝまでは此神の氏子なりといふば、神封の地なるべし、後には封戶なき神にも其まれをしていへるは誰が許したるにや、鳳世には人も神も心まゝに地を領ずるなるべし、されども神いくさなきはいかにぞや」といへり、又嬉遊笑覽に、氏子とは、藤原氏の春日社、橘氏の梅宮に於けるが如く、其祖神を氏神とし、その子孫なれば氏子といふなり、土地をもていふものは産土の神なり、神名帳に宇夫須那神社とあるもその義なり、氏子を古は氏人といへり、風雅集に、三笠山その氏人の數なればさしてはなだすや神はみるらん」と見えたり、

ウチサクラダモン　内櫻田門　江戸城内門の一、櫻田口の門にして、前に外櫻田門あるに對して名づく、一に桔梗門と稱す、「キキャウモン」を見よ、

ウチザムラヒ　内侍　武士の詰所、遠侍に對していふ稱、「サムラヒ」を見よ(家屋雜考)

ウチシフ井モノガタリ　宇治拾遺物語　**参考**　十五卷、國史大系十七に收む　**内容**　八九百年以前の書にて、雜話を記したり、當時勅選の歷史も止み、其時弊を知り難きに、この書、當時の人情風俗を其まゝに寫し出したれば、文學書として貴きのみならず、歷史考究上得難き良書にて、今昔物語の拾遺なり、其書の成れる緣由は、普通刊本に委しければ其に讓る、刊本の序に云、「世に宇治大納言物語といふもの有、此大納言は隆國といふ人なり、四の宮殿の孫、後賢大納言の第二の男なり、年高うなりてはつさをわびていとまを申て、五月より八月までは平等院一切經藏の南の山きはに、南泉坊といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納言とはきこえけり、もとゝりをゆひわけて、おかしげなる姿にて、むしろをいたにしきてすゝみゐはべりて、大なるうちはをもてあふがせなどして、往來のもの申たかきいやしきをいはずよびあつめ、昔物語をさせて我はう

ちにそひふして、語るにしたがひておほきなる双紙にかゝれけり、天竺の事もあり、大唐の事もあり、日本の事もあり、其がうちに貴事も有、哀なる事も有、きたなき事もあり、少々はそちものがたりも有、利口なることもあり、さまゝ〳〵なり、世の人これをけうじ見る、十五帖なり、その正本は傳はりて侍從後真といひし人のもとにぞ有ける、いかになりにけるにか、その後にさかしき人々書入たる間、物語おほくなれり、大納言より後の事書入たる本もあるにこそ、さるほどに今の世に又物語かきいれたる出來れり、大納言の物語にもれたるを拾集め、又その後の事など書集めたるなるべし、名を宇治拾遺のものがたりといふ、宇治に殘れるを拾ふとつけたるにや、又侍從を拾遺といへば、宇治拾遺物語といへるにや、差別しりがたし、覺束なし」とあり、群書一覽に、按するに此序に大納言の物語といへるは、今の今昔物語の事なるべし、伴蒿溪云宇治拾遺は古風なるものにて、これは大和物語の一變とおぼゆ、今昔物語は此もとなれども、おのれはまだ古本をみず、印行の本は井澤長秀が年を經てところ〴〵あらためしよしなれば、其時文章をもげぢかくしるせしにや、拾遺するもやゝ詞いまめきたり云々」といへり○今の刊本萬治二年出來す

ウチシナイシンワウ　有智子内親王　系統　嵯峨天皇の第九の皇女、或は第八皇女となす誤なり、母は宮子高階河子　事績　弘仁九年賀茂齋院となる、賀茂齋院莊に始まる、内親王史漢に涉り、兼て文を善くす、十四年二月嵯峨天皇山莊に幸し、文人に命じ詩を賦す、内親王韻を探て塘光行蒼を得たり、即ち筆を執て寂々齋莊水樹裏の詩を賦す、時に年十七、天皇大に褒賞し位三品を授く、又御製の詩を賜ふ、墓で封百戸を賜ふ、天長八年職を辭して嵯峨四莊に居す、仁明天皇即位の後二品に叙す、承和元年伯耆荒廢田百二十町を賜ふ、十年十月薨ず、年四十一、賦する所の詩は經國集にあり（齋院記、類聚國史、續後紀）

ウチステ　打捨　戰國時代に打首を稱する詞、加越闘爭記に、印牧彌六左衛門何とかしたりけん、生捕となりて引出されたり（中略）弓取程の者を打捨にする法やある、腹を切らんと云て脇指を請ふ、即脇指を出しければ、腹十文字にかき切、鵝をつかんで四方へなげて早々といへば、太刀取頓て頭を打落す」とみえたり、

ウチダウチ　内田氏（下總小見川）　姓は藤原、工藤次郎左衛門尉高景より出づ、高景八代の孫勝間田遠江守正利、遠江國勝間田郷内田郷を領す、因て勝間田氏と稱す、今川氏に屬し菊川城に戰死す、其子正之舊領内田及び駿河瀬名等を領して内田に居住す、依て氏を改稱す、今川氏眞亡び德川家康に仕ふ、曾孫正信奥小姓より進で信濃守となり五千石を加賜せらる、享保九年九月正倫封除かれ、其子正親下總國小見川一萬石に封ぜらる、爾來世襲して明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖纂要、家譜、華族譜）

○正利——正之——正成——正世——正信——正衆
正勝——正偏——正親——正美——正貞——正純
正肥——正容——正道——正德——正繩——正學

ウチタカリウ　氏隆流　上泉流（カミイヅミリウ）を見よ、

ウチツオミ
ウチツクニ　内臣　「ナイシン」を見よ、中國　畿内をいへる古語、書紀、

樂神天皇紀に、畿内、景行天皇紀に中區、仁德天皇紀に封畿を孰も「ウチツクニ」と訓めり、天皇のおはします周圍の國をいふなり、畿内（キナイ）參看、

ウチツクラ　内藏　「ウチクラ」を見よ、

ウチツケシヨ　打付書　武家書狀の表書に、脇付をせざるを云ふ、下輩に遣はす書狀は打付書にするといふ（貞丈雜記）

ウチツミカド　閤門　禁裏の内門を云ふ、又内裏をもいふ、又「ウチツミカド」といふ、

ウチツミヤ　後宮　皇后の宮のことをいふ、書紀には、掖庭を訓めり、

ウチツミヤケ　内官家　名義　内の官家の意、屯家は天子の御料地を云ふ、内は海外國ながら内ツ國の御料地と云ふ意、又渡屯家と云ふ、渡は海にて海外の義、即ち海表外鎭將駐在の役所を云ふ　關係　三韓を鎭撫して執政を掌る　起原沿革　崇神天皇の世、鹽垂津彦任那に赴き鎭守す、之を宰、また吉と稱す、仲哀天皇八年神功皇后三韓を征服し始めて内官家を四國に置きて海表の藩屏となす、鎭守の官を宰、又鎭守將軍と云ふ、後に任那にありて事を取るものを國司と云ふ、又安羅の役所を日本府と云ひ、諸國の官司を統括す、鎭將を行軍元帥と云ふ、役人を卿、執事、大臣とも云ふ、雄略天皇二十一年百濟亡びて官家同じく滅す、尋で之を復す、宣化天皇以後三韓の勢漸く強く、欽明天皇二十三年正月新羅任那の官家を打滅す（神功皇后建置より三百十三年）日本府隨て亡ぶ、天智天皇二年新羅唐兵を借りて高麗百濟を攻め、二月終に百濟滅び隨て官家滅し、軍卒歸朝して我勢力全く跡を三韓に絶つ（書紀、姓氏錄、古事記傳）

ウチヅノタチ　打出太刀　金銀の飾したる

太刀をいふ、真丈雜記に、甘露寺職人歌合の節打の繪の調に、なんりやうにてウチイデヲロキとあるウチイデは金銀を打のばすこと〻聞えたり、然れば金銀をのべたる太刀を云べし」といへり○今昔物語に、太郎助ものくひをはりて高枕にねゐる枕上に打出の太刀おきたり、傍に弓、籙、鎧甲あり」と見えたるものは、要心に出だし置く太刀の如し、

ウチデラ　氏寺　氏神と同じく諸族の一門が歸依する寺院をいふ、藤原氏は興福寺、法成寺、和氣氏は神護寺を氏寺とするが如し、大鏡に、御ざうの氏寺にておかれたるを、六代勝事記に、自今以後は藤氏の興福寺を氏寺とせる如く、平家は延暦寺を氏寺として云々」古今著聞集に、渡邊に往年の堂あり、藥師堂とぞいふなる、源三左衛門かけるか先祖の氏寺也」など見えたり、

ウチデラノサンガ　氏寺參賀　藤原氏の氏寺即ち興福寺法成寺の僧徒等、藤原氏に大慶事ある時、祝賀を申述ぶるを云ふ、此時饗祿を賜ふ、玉葉文治三年正月十三日の條に詳しく見えたり、

ウチドノ　打殿　裝束の衣をうつ所をいふ、源氏物語に、こゝかしこのうちどのよりまゐれる物ども御らんじくらべて、こき、あかきなどをまゝ〳〵えらせ給ひ」と見えたり○古へは裝束衣のつやを出すに、砧にて打ちたるものなり、後には板引にかへたり（裝束抄）

ウチドノ　宇治殿（リミチ）を見よ、藤原賴通（フヂハラノヨ

ウチトリ　内取　相撲節會の前に練習の爲め、相撲を取らしむるを云ふ、中殿の儀、或は仁壽殿にて行はる、又里第にて便宜行ふことあり、日本諸手船に内取召合、前日召ス左右相撲人、試ニ各方役一互不レ令レ

興（敵手）合ス猶ヲ對ニ召合之時一、則謂ヲ之撥相撲ス故曰ニ内取也、今之地取即此」とあり、内取に二あり、御前内取（即内府）とは、節會の二日前に相撲人を宮廷に召し、先づ左方をして互に相撲せしめ、次に右方をして互に相撲せしめて御覽に供するを云ふ、府内取（即内府）とは、節會の數日前より、左右近衛府各相撲所を開始して、互に其方の相撲人をして相撲せしむるを云ふ○靈圖抄に、藏人監臨御裝束許也、各方將一向所ニ致ニ沙汰一也、東南北三方二重引レ幔、其次第、先左大將候ニ殿上一以ニ職事一取ニ天氣一次主上出御、職事告ニ其由一次大將召ニ次將一、仰ヲ相撲人可ニ參上一之由一次各參進、次次將取レ奏出ニ於幔一、參上奏覽之、次相撲長出立、次最手以下練、次任ニ交名一、各出レ右、以レ之可レ知レ之」とある（四宮記、江次第、北山抄）

ウチナシ　打梨　裝束の柔なるを云ふ、打梨、ナシはナヤシの略語なり（倭訓栞、安齋隨筆）昔時は專ら柔なる裝束のみなりしが、鳥羽天皇禮容を好まず冠裝束等強張りたるものを用ひ給ひしより、一般に強張りたるもの儀式に用ひられ、柔なるは表立ちたる服に用ふること稀なるに至れり、玉葉、明月記等に屢々見えたり

ウチナラシ　磬　樂器の名、常に「ケイ」といふ、所在　山城國京都市上京區の東北附近○平安京大内裡の地を四南及び朱雀野村の東北附近○平安京大内裡の地を いふ、此土地廣平なりしを以て此名あり　沿革　治承元年大内裡炎上の後、全く荒野と變じ京師事あるごとに常に兵馬の街となれり、太平記に、新田義貞東寺を襲ふ時軍を二路に分ち内野と鴨磧より進むことを見え、續神皇正統記に、明德二年山名氏清叛きて八幡より洛中へ攻入りしを、將軍義滿内野に逆へ擊ちて破りしこと見ゆ、天正十三年豐臣秀吉其東方に聚

樂第を奥す、是に因て今尚ほ聚樂組聚樂邇の稱あり、慶長中德川氏二條城を築く時、また内野の東南隅之に入ると云ふ（山城名勝志）

ウチノ井ヤノツカサ　内禮司　「ナイライシ」を見よ、

ウチノウマヤノツカサ　内厩寮　「ナイキウレウ」を見よ、

ウチノラサ　氏長　氏の上、氏の長者といふに同じ、氏上（ウヂノカミ）を見よ、

ウチノオトド　内大臣　「ナイダイジン」を見よ、

ウチノオホマヘツキミ　内大臣　「ナイダイジン」を見よ、

ウチノカシハデノツカサ　内膳司　「ナイセンシ」を見よ、

ウチノカニモリノツカサ　内掃部司　名義　又「ウチノカモリノツカサ」と云ふ　關係　宮内省の被官、供御の菜、及び疾疫席薦簀蓆苫の鋪設及び蒲團蓙等の事を掌る　編員　正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、掃部三十人、使部十人、直丁一人、驅使丁四十人　起原沿革　文武天皇大寶元年定め置く、嵯峨天皇弘仁十一年掃部司に合併す（令義解、令集解）

ウチノカミ　氏上　名義　氏中の宗長にして、常に其同族を率ゐて朝家に奉仕し、專ら祖神の祭祀氏人の叙爵等を掌る、一に氏長と云ひ、又氏宗と稱す、後に謂ゆる氏長者にして、之を「ウヂノカミ」と云ひ、「ウチノヲサ」と云ひ、舊には又「ウヂノコノカミ」とも云へり　起原沿革　國史に始めて見えたるは、天智天皇の朝氏上等の事を定め其大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ひ、伴造等の氏上に

は楯弓矢を賜ひたる時とす、然れども中臣系圖に載する所の延喜本系帳には、欽明天皇の時既に常盤大連を以て氏上と稱せしことあれば、其由て來る所も亦甚だ遠きを知るべし、天武天皇の朝勅して天下の萬姓を改め分ちて八等と爲し、各賜ふに大小刀を以てし、以て大小氏上の別を明にし、又百僚に詔して、正月の節、特に氏上を拜することを得しむ、氏上を待遇するの法始めて玆に見えたり、大寶の制凡氏宗の繼嗣は必ず勅を待て後定めしめしが、藤原氏世々政權を握るに及び、攝關たるもの常に宣旨を待たずして氏長者と稱し、私に氏印を授受せしかば、遂に近衛天皇の朝に至り、藤原忠實其子忠通の氏長者を奪ひて之を其次子頼長に與へ、以て天下の大亂を釀せり、此時に當りて、古に謂ゆる諸氏の長者なるもの漸く衰替して、其存するもの僅に十の二三に過ぎず、名家右族の中には、或は其名を有するものありと雖も、而も甚だ顯はれず、是を以て其氏爵の如き、王氏は第一親王に依り、橘氏は藤原氏に頼り、纔に薦擧に預ることを得るのみ、氏長者(ウヂノチャウジャ)參看(職原抄校本別記、古事類苑姓名部)

ウヂノカモリノツカサ 内掃部司 「ウチノカニモリノツカサ」を見よ。

ウヂノキヨ 氏擧 毎年正月縣召除目の時、氏の長者、其氏人の任官を申請ふを云ふ、除目大成抄に、氏擧の例あり、就て見るべし、

ウヂノクスリノツカサ 内藥司 「ナイヤクシ」を見よ、

ウヂノクラウド 氏藏人 其氏族に於ける六位の藏人の第三等なるを云ふ、例へば清藏人、藤藏人と云ふ類、後世人の名に春藏、源藏、平藏等と呼ぶは、皆此稱の轉じたるものなり、

ウヂノクラノツカサ 内藏寮 「クラレウ」を見よ、

ウヂノクワンバク 宇治關白 藤原頼通

ウヂノゴショドコロ 内御書所 名稱 唐名によりて祕書閣とも芸閣とも云ふ、菅原在良朝臣集に、夏夜於祕書閣「同詠雨中早苗「和歌」」と見え、明月記に、建仁二年八月二十日近日可レ有芸閣作文等こ仲記に、弘安七年三月十日近日可レ有芸閣作文等こ屢々見えたり、芸閣とは龜裂典略に、芸香辟蠹故藏書蓋稱芸蓋、閣稱芸閣、とあるより出づ 所在 承香殿の東片廂の廊、廣さ東西四間 職掌 禁密の文書を掌る所、又臨時に詩を作り、歌をよみし事あり、又學生を試驗せし事もあり 職員 長官を別當と云ふ、大別當、六位別當の二人あり、其下に覆勘、開闔、所衆あり 起原沿革 弘仁六年正月制定して内記外記をして御所文書の事を預らしむ、延喜の時勅して別當開闔所衆等を置きて之を掌らしむ、又紀貫之等に勅し、この所にて古今和歌集を撰ばしめらる、寛弘二年七月内御書所の衆二員欠く、因て弓場殿にて學生九人を試み、其中藤原公政、中原長國、藤原雅任を芸閣に直せしむ、兵範記仁安三年十二月十七日内御所始ありし事詳しく見えたり(日本紀略、古今和歌集、江次第、有職抄、大内裡圖考證)

ウヂノコホリ 宇智郡 沿革 吉野の分地なるべし、舊阿陀と云ふ、神武紀戊戌年八月の條に見えたり、續紀文武天皇二年宇治郡に幸せしこと始めて見えたり、又同書に、宇智、または有智に作る、延喜式、和名抄宇智とす、阿陀、賀美(カミ)那珂(ナカ)資母(シモ)の四郷あり、正保圖又字治とし、元祿以後宇智に復し、現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ウヂノコホリ 宇治郡 所在 山城國 起原 沿革 書紀英道に作る、神功皇后攝政元年三月の條に始めて見えたり、然れども郡の名なし、和名抄に、八郷あり、大國(オホクニ)賀美(カミ)問屋(トカノヤ)餘戸、小野(チノ)山科(ヤマシナ)小栗(チクルス)宇治(ウヂ)等なり、爾來變革なし、近代東北隅大谷追分等を、近江大津町に、南界宇治郷の地を久世郡宇治町に屬せしむ(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ウヂノサダイジン 宇治左大臣 藤原頼長(フヂハラノヨリナガ)を見よ、

ウヂノシヤク 氏爵 毎年正月六日の叙位に、王、源、藤、橘諸氏の長者より、其氏人の叙爵を申請ふを云ふ、標註職原抄に、四氏ともにたゞ一人宛なり、こはその氏々の内にて、未だ五位に進まぬ者、先祖五位以上連綿の由を記して、五位の爵を給ほらんことを請ふなり、さるは王氏にも二世、三世、四世等の別あり、源氏にも嵯峨、清和、宇多等の別あり、藤氏にも東、北、京、式の別あり、此内にても、又清和の御後の源氏に六位三人、嵯峨の御後五人、南家のうちに二人、式家の内に四人など多少あるべし、されどこれらほゞ五位に叙するにはあらず、譬へば今年藤氏の巡、式家にあたれば、六位四人より氏爵の狀を捧げて五位に叙せんことを請ふ、これを長者ことゝく覽て、その内理にかなへるを一人免す、源氏も今年の巡嵯峨御後にあたれば、六位五人より氏爵の狀を捧ゐて、長者の執行ふこと藤氏の如し、王氏も今年の巡三世にあたればかく、四世にあたればかくといふ定めありて、三氏共に長者の擧なり、たゞ橘氏のみ袁徴の後擧すべき公卿なきゆゑに是定といふものを宣旨にて仰らるゝと云へり、猶是定は王氏

等にもあり、

ウヂノシルシ 氏印 氏上の證憑として朝廷より賜ふ武器を云ふ、天智天皇三年二月大氏の氏上に大刀、小氏の氏上に小刀、伴造等の氏上に楯弓矢を賜ふ、天武天皇の朝天下萬姓を八等とし、各大小刀を賜ふて大小氏を明にす、古語拾遺に、至二淨御原朝一(天武)改二天下萬姓一、而分爲二八等一、唯序二當年之勢一、不レ本二天降之績一、其二曰二朝臣一、以賜二中臣氏一、命以二太刀一、三曰二宿禰一、以賜二齋部氏一、命以二小刀一」とあり(書紀、標註職原抄)

ウヂノシルスツカサ 内記 「ナイキ」を見よ、

ウヂノスケ 氏助 氏上の副を云ふ、續紀文武天皇二年九月一日の條に、麻績豐足を氏上とし、無冠大贄を助とし、服部連佐射を氏上とし、無冠功子を助となせしこと見えたり、「ウヂノカミ」參看、

ウヂノリメモノノツカサ 内染司 「ナイセンシ」を見よ、

ウヂノタクミノツカサ 内匠寮 「タクミレウ」を見よ、

ウヂノチヤウジヤ 氏長者 名稱 其氏に於ける宗家(オヤ)總領をいふ、氏ノ長、氏ノ上に同じ、氏長の者といふ義の轉じたるなり 起原沿革 初め氏ノ長、或は氏ノ上と稱したりしが、後ちに氏長者といふに至る、又はじめは單に宗家總領の稱呼に過ぎざりしが、後世轉じて、特に長者の宣旨を賜はりて後ちこを稱することゝなれり、其史に見えたるは、後紀に、桓武天皇延曆十八年十二月、勅天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、若元出二于貴族之別一者、宜取二宗中長者一申レ之、とあるを始めとす、尋で類聚國史平城天皇大同元年十月壬申勅、凡貢二氏女一、事明二令條一、皆限二冊已下十三已上一、今須二氏之長者擇二氏中嫡正女一貢レ之、と見えたり、然るに、選官の制盛となり、格勸の勞臨時の功によりては、宗中の長者を越えて拔擢せらるゝ者あるに至りてより、自らこの二に過ぎず、室町時代に及び殆ど跡を絶ち、僅に藤原氏の攝關、源氏の征夷大將軍となる者のみこを稱せしが、德川氏を經て明治の維新に際し、二職の停廢と共に永く其名を絶つに至る、氏上(ウヂノカミ)參看(標註職原抄、古事類苑姓名部)

ウヂノチヤツボ 宇治茶壺 名稱 江戸時代に、山城國宇治の製茶家より毎年將軍家へ進獻する新茶を納めたる壺をいふ 起原沿革 寛永九年始めて此事あり、初め德川家光、諸大名が己が威勢に服從するや否を試ん爲めに、茶壺に威勢を持せて通行せしに、故障なきより吉例として毎年之を行ふに至る、先づ江戸城中坊主二人、茶壺を齎し徒士頭一人走衆を具して道路を警衛し、六月土用五十日前に發程し、宇治に至て名茶を求め、詰め終れば之を京都愛宕山に一百日納めて再び下山し、江戸に遞る、路次の公私領皆馬夫を出して饗應す、途にて行旅の士民之に遭へば、敬禮を行はざるを得ずといふ、家繼將軍の時、承應元年より愛宕山に納むることを止め、木曾路を下向し、土用一兩日前甲斐谷村に納め、護送の人皆江戸に歸り、秋に至て更に赴き之を江戸に致す、吉宗將軍の時、其費用多きを聞き、護送者の饗應、徒士の警衛を廢し、二條城在番の大番一人を添へしむ、元文三年より直に江戸に遞ること、爲し、富士見櫓の上層に納むるに至る○茶壺は、將軍家の名器福海、寅申、志賀、埋木、日暮虹、旅衣、藤溜、袖狹、太郎五郎の内三つゞ順番に持來り、茶壺は、御茶壺庫

として別に建たる庫内に入れ、茶を詰て湯氣を取る爲め凡一週日程留め置き、嚴重に警衛し、二壺は、雨上林家にて詰め、一壺は、御物茶師九家にて年々交替に詰め來れり、茶壺一筒に付、大判金一枚づゝを賜ふ、故に之を大判詰ともいふ、諸大名も一壺に大判金一枚づゝ出せしといふ(一話一言、德川實紀、製茶沿革考)

ウヂノツハモノノクラノツカサ 内兵庫司 「ウチノヒヤウゴノツカサ」を見よ、

ウヂノノタタカヒ 内野戰 明德亂(メイトクノラン)を見よ、

ウヂノハカ 宇智墓 光仁天皇の皇后井上内親王の墓、山城國宇治郡坂合村大字大野にあり○兆域東西十町、南北七町守戸一烟(延喜式、陵墓一覽)

ウヂノハカ 宇治墓 山城國宇治郡宇治村大字菟道に在り○兆域東西十二町南北十二町守戸三烟あり(延喜式、陵墓一覽)

ウヂノババ 内馬場 大内裡武德殿の前の馬場を云ふ、北山抄に、四月十二日内馬場造事(若止二五月節一、宣旨下二所司一)と見え、延喜式左右衛門の條に、凡、内馬場埒料楮二百四十荷、葛二十荷、其用途並充二府物一、自二四月十二日一始掃除並造レ埒」と見えたり、

ウヂノヒヤウゴノツカサ 内兵庫司 名稱 「ウチノツハモノ、クラノツカサ」とよむ 職掌 兵庫頭に准じて儀仗戎器の事を掌る 職員 正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人 起原沿革 文武天皇大寶元年始めて制定す、桓武天皇延曆十四年使部を六人となす、平城天皇大同三年左右兵庫寮に合併す(令義解、令集解、三代格)

ウチノマ　宇治間　江戸幕府江戸城大奥の居間の名、嫡男若くは嫡女の住む部屋、御上ノ間ともいふ、二十五疊敷あり、襖に宇治茶摘の圖を畫く故に名づく、江戸城（エドジヤウ）　狩繪大奥の圖參看（千代田城大奥）

ウチノミカド　内御門　天皇を申す、源氏物語若菜の卷に見ゆ、

ウヂノミササギ　宇治陵　山城國宇治郡宇治村大字木幡に在り○左の方々の御陵なり（陵墓一覽）

醍醐天皇養母皇大夫人藤原溫子　村上天皇皇后藤原安子
醍醐天皇皇后藤原穩子　圓融天皇皇后藤原遵子
圓融天皇皇后藤原遵子　花山天皇御母贈皇太后藤原懿子
花山天皇御母贈皇太后藤原懿子　一條天皇中宮上東門院彰子
一條天皇御母東三條院詮子　三條天皇御母贈皇太后藤原超子
三條天皇皇后藤原妍子　三條天皇中宮藤原妍子
後一條天皇皇后藤原威子　後冷泉天皇御母藤原嬉子
後冷泉天皇皇后藤原歡子　後冷泉天皇皇中宮藤原寛子
白河天皇御母贈皇太后藤原茂子　鳥羽天皇御母贈皇太后藤原苡子
後朱雀天皇女御准三后藤原生子

ウチノミヤウブ　内命婦　婦人の五位以上にて宮仕するを云ふ、外命婦に對していふ、「ミヤウブ」を見よ、

ウチノメシツギドコロ　内召次所　「キンノメシツギドコロ」を見よ、

ウチノモノノベ　内物部　上代天皇に仕へ奉り、禁廷を護護せる武人をいふ、神武天皇國土經營の後、橿原宮に政事を聽斷す、饒速日尊の子可美眞手命、内物部を率ゐて殿内に宿衛す、後世の近衛將官なり、物部（モノノベ）參看、

ウチノヤスミノドノ　内安殿　安殿に内外南北の別あり、故に名づけしと云ふ、天武天皇紀に、十年春正月辛未朔丁丑、天皇御二向小殿一而宴之、是日親王諸王引二入内安殿一、諸臣皆侍二于外安殿一、共置酒以賜樂、と見えたり、通證に云ふ、内安殿疑くは小安殿ならんと、小安殿は大極殿の後房を云ふ、

ウチノヤツコ　氏奴　上代に於て知行所の民なりへる詞、「カキノタミ」ともよむ、書紀安閑天皇の紀に、部曲の、ことをよめり、

ウチノリグウ　宇治離宮　山城國宇治郡（今久世郡）宇治町、離宮社是なり　起原沿革　應神天皇の時に造營す、天皇崩御の後、太子菟道稚郎子位を兄大鷦鷯に讓り宮を修造して之に居す、大山守皇子兵を擧げて菟道宮を襲ふ、太子兄と共に之を拒ぎ大山守を討殺す、皇位三年を空ふすれども、兄の志奪うべからざるを以て、太子終に此宮に於て自殺したまふ、後世薨去の事を悲み稚郎子及び菟宮主矢河枝媛を祭り、宇治若宮といふ、延喜式宇治神社といふ、後世離宮八幡といふ、治承三年離宮明神に神位を授く、崇德天皇長承二年宇治郷の民私に離宮祭を行ふ、後鳥羽天皇文治二年又離宮祭あり（書紀、扶桑略記、山城名勝志）

ウチノワカイラツコ　菟道稚郎子　系統沿革　應神天皇の皇子、母は皇妃宮主宅媛　事蹟　幼より阿直岐及び王仁に學び博く典籍に通ず、應神天皇の二十八年高麗王の上表文中に、高麗王敬二日本國一、とあるを見て、大に其無禮を責め、其表を裂棄す、四十年正月立二皇太子一となる、明年應神天皇崩ず、太子位を兄仁德天皇に讓り、仁德帝も亦太子に遜り、位を空しうする事三年、太子遂に皇兄の志の奪うべからざるを知り自盡し給ふ、菟道山上に葬る（書紀大日本史）

ウチハ　團扇　名義　撲羽の義、蚊蠅を撲拂ふ意　起原沿革　初め唐より渡り來りたるが如し、未だ其初を詳かにせず、嬉遊笑覽に、びらう團扇、寶龜八年五月癸酉賜二渤海王一書云々、檳榔扇十枚至宜領之、とあり、蒲葵のうちはなり、古へ扇とあるみな團扇なり、職員令に、主殿寮頭一人、掌二供御輿輦蓋徹扇一云々、義解云、扇團扇也、とあるが如し、と云へり、是によりて見れば古くより傳はりしが如し、降りて榮花、空穗等の物語にも見え、源平盛衰記には蒲團扇見えたり、江戸時代眞享元祿の頃大に流行し、女は内に居るも外に出づるも、皆團扇を用ふ、後ち年を經るに從ひ種々の團扇を製作するに至れり　種類　軍配團扇（ゲンバイウチハ　參看）奈良團扇（奈良に製す）判じ物團扇、造團扇（柿造を塗りて作る）深草團扇（京都深草にて造る）あじろ團扇（網代にあみたるもの）絹團扇（絹にて張りたるもの）等あり（嬉遊笑覽）

ウチバカマ　打袴　女官晴の時著くる袴、板引（イタビキ）になしたるものをいふ、童女は晴の時打袴の上に表袴を著くといへり、表紅平絹板引裏も紅なり（裝束記、裝束集成）

ウチハシ　打橋（ホウドノハシ）　假にかけたる板橋をいふ、家屋雜考に、廊中の土間へ跨橋の如き板橋を渡すを云ふ、是は何處へも移し用ふべき爲なれば、ウツシハシの義なり、「ウツシ」の約チなれば此名ありといへり」といふ、神代紀に、打橋を造る、こと見ゆ、源氏物語にうちはしだつものをみちにてなんかよひ侍る」とぞ　字治橋　名義　山城國宇治郡と久

世郡との郡界（今は久世郡宇治町）を流る、宇治河に架す　起原沿革　上古は渡船なりしを、孝德天皇大化二年道登和尚始めて之を作る、延曆十七年五月之を修造す、此所は要害の地なるを以て、源平の戰、承久の役、南北戰爭の時など爭點の地となる　構造　初造の時、長八十三間、今時の欄より上流二町餘に在り、橋の中央南の欄干に廣一間許り張出し三之間と云ふ延喜式に、敷板近江國十枚、丹波八枚長各三丈廣一尺三寸、厚八寸の事と見ゆ（山城名勝志、山州名跡志）

ウチバシノヒ　宇治橋碑　名義　宇治橋を作りたる由を記せる石碑、宇治橋の東西放生院常光寺と稱する橋寺の境内に在り　沿革　初め石碑の斷片を得たりしを、寛政の末頃、京師の好事家宇治の茶師等と謀り、斷碑を繼ぎて橋寺に建つといふ、其碑の文筆意空海の筆勢の如し、延曆十七年に橋を再建せしを以て其時に建てし碑文ならんかといふ、道の幸に、幅一尺ばかり長一尺五寸餘、文字は四字づゝつゝきて二段三行あり」と見えたり、世に道登道昭二人の作といへる說あり、其碑文左の如し（見聞雜記、山城名勝志）

○碑文

浚浚横流　其疾如箭　脩脩征人　倚騎成市　欲赴重深　人馬亡命　從古至今　莫知抗革
世有釋子　名曰道登　出自山尻　憲滿之家　大化二季　丙午之歲　攜立此橋　濟度人畜
卽因微善　爰發大願　結　因此橋　成果彼岸　法界衆生　普同此願　夢寃空中　導其昔緣
以上二十七字は斷碑の眞蹟、以下は繼ぎ足して建つるもの

○西宮記に、諸社遷宮事、凡氏社事、氏人承行云々」と見え、堀川次郎に、杉村にしめひきかけて氏人のひかるばかりにみがく玉かき」など見えたり（古史徵、倭訓栞）

ウヂブミ　氏文　氏の出自の由緒を初めて、代々の事蹟を主として書きたるもの、後の系圖に同じ、政治要略、本朝月令等に引ける高橋氏文、文車遠響に引ける丹生祝氏文あり、神宮雜例集、嘉歷二年左辨下二伊勢大神宮司一書に、神部等が氏文、源平盛衰記横田河原軍事の時氏文よまんと思ひけるが云々」、夫木集文の部、もの、ふの八十氏文はかた〳〵に行わかれたる跡ぞ見えける」など見えたり（古史徵、倭訓栞）

ウチフミ

ウチマキ　打蒔　散米（サンマイ）を見よ、

ウチミダリバコ　内亂匣　名義　化粧道具或は手拭などを入る、箱、和名抄に、巾箱者、盛二手巾一之器也、俗云打亂匣、」花鳥餘情に、打亂匣の蓋の上にて髮をけづる時に、打亂するをも名づくるにや云々」といひ、元服の時櫛雜具等を入る、筥にて、硯蓋の如く絹にて包むといへり、源氏物語に、内みだりの箱御ぐしの箱、香壺の箱、さし櫛の箱の心葉とあり　類聚雜要鈔に、打亂宮長一尺一寸五分、廣九寸五分、深四寸、折角蒔繪螺鈿口に白錫を置く云々」とみえ、雅亮裝束抄によれば、古へ蓋ありしも後世はなしと云ふ、調度（テウド）の挿繪第一圖參看、

ウチミリウ　打身流　打身佐内の創めたる槍術の一派○佐内は、何時頃の人なるか詳かならず、富田牛生につきて富田流の槍術を學び、遂に一流を開く、末流諸州に岳り（武術流譜錄）

ウチムカヒブミ　打向文　高貴の人の前にて認むる書狀をいふ、後宮名目に、うちむかひ文と申侍るは、上の仰ことにても、さらぬ主君の申させられ侍るも、其前につめさむらひて、案じふみなども物せて、つかふまつる文也」と見えたり、

ウチムキ　内向　矢を弓につがひて、羽表我身の方へむきたるを云ふ、外向と云ふは、羽表我むかふ方の外へ向きたるを云ふ、眞丈雜記に、内向外向と云ふ事、的矢に云ふ事なり、一手なる故なり、外向をば甲矢（ハヤ）に射るなり、内向をば乙矢（オトヤ）に射るなり、外向は陽なり、内向は陰なり、陽の矢を先にして陰の矢を後にする志なり（内向外向は的矢など一手ある矢の事なり、内向の事を前向ともいふ、狩詞記に見ゆ」と見えたり、

ウチンド　内向　職掌　伊勢神宮の職員、禰宜の下に屬し、物忌父及び小内人等を率ゐて宿直し、或は神饌を調ふる等の事を掌る、大神宮に殊に親しく仕奉るよしの稱なるべしと玉勝間にいへり　職員　大内人、小内人ありて其職掌を冠して某内人といふ、皇太神宮儀式帳に據れば、大内人三人、小内人十三人、御巫内人、日祈内人、玉串内人、笠縫内人、宇治内人、御笥作内人、忌鍛冶内人、陶器作内人、馬飼内人の名あり、止由氣宮儀式帳に據れば、大内人三人、小内人五人、御巫内人、木綿作内人、忌鍛冶内人、馬飼内人、笠縫内人の名あり、延喜式に、大神宮大内人四人、小内人九人、度會宮大内人四人、小内人八人、朝野群載に、尙ほ山向内人、御鹽湯内人、鎗取内人、御廉内人、宮掌内人の名見ゆ○伊勢神

宮の外尾張の熱田神宮（大内人一人、守部宿禰）紀伊の國前宮（大内人二人、檜内人二人、内人六人あり）にも内人あり 起原治革 垂仁天皇二十五年伊勢度會郡に天照大神鎮座し給ひし時より其名あり、大神宮諸雜事記に、奉二鎮座一既畢、卽神代祝大中臣遠祖天見屋根命神、禰宜荒木田遠祖天見通命神也、宇治土公遠祖大田命神、當土乃土神也、然而爲二玉串大内人一、卽與二荒木田禰宜一相並供二奉於祭庭一之例也」と見えたり（皇太神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳、延喜式、紀伊名所圖會、倭訓栞、古事類苑神祇部）

ウチメ　宇治目　江戸時代に行はれたる量目の一種、山城國宇治に於て茶を量るに之を用ふといふ、二百目を一斤と爲す（地方新書）

ウチメ　氏女　名義 諸氏より朝廷に貢する女を云ふ、氏長者、氏中の女端正なるを擇びて貢す、年十三以上卅以下を限る、稱呼は某の氏女と氏をかけて唱ふるなり 起原治革 文武天皇大寶元年始めて制定す、平城天皇大同元年十月勅して十三已上の徒、心神移り易く、進退定まらざるを以て、三十已上四十以下配偶なき者を貢ぜしむ、延喜式に、凡采女無二故不一上一百廿日已上者解任云々、其解任之代、以二當郡氏女一補一之」とあり（令義解、類聚國史、如園社話）

ウチモノ　打物　打ち鍛ひたる長刀、刀、槍等の武器の總名、或は云ふ手に持ちて人を擊つべき兵器なる故に名づくと、後世には專ら薙刀をいふ、平家物語に、うちものゝさやを、はづいてと書けるは薙刀の如く聞え、太平記に、打物して自餘の輩に見物させん、といひしは正しく薙刀をさしていへり、又鎧長刀の打物ともあり、室町物語に、打物ぬいでといへるは太刀打刀の類にて、義殘後覺、羽尾記等に見えしは、全く鋒刀を云へるが如し○之を武家出御の時從者に持たすることは、室町時代に始まりし事、宗五大双紙に其由見えたり、江戸時代將軍家の打物は正式の時、紋散しの蒔繪にて袋なし、龜井坊とかいふもの猛田彦の面を冠りこれを持つといふ、蓋し足利氏よりの例なり、又平常持用の打物は、木地柄なし、諸家にては、打物は容易に之を持つこと能はず、祖先以來、家格に依りて持するを得るものは、三家、三卿、加賀、越前、薩摩、仙臺、津山、長州、藝州、因州、備前、米澤、喜連川等、及び三家の庶流にて、高須、西條、府中、守山、溜詰にて、會津、高松等なりしが、元祿の頃より、種々の事由を以て、熊本、宗、佐賀、濱田、忍、德島、秋田、松平左兵衛、姫路、盛岡、松江、津、久留米、高知等の諸家許さる、又井伊家は世田谷豪德寺へ參詣し、及び失火の節に限り、松平下總、松平隱岐、立花左近の三家は失火の節に打物を持つ事を許されたり（武家名目抄、武家儀從）

ウチモノ　打物　鐘鼓の通稱なり、新儀式に、承香殿西廉下、不二立一鼓所、打物皆在二其間一」とみえたり、

ウチヤマ・ジヤウ　内山城　地名 信濃國佐久郡 起原治革 昔時平賀氏の本城、或はいふ、永正十七年、大井美作守玄岑之に住すと、武田氏之を攻取るの後、飯富兵部虎昌之を戍る、天文十七年六月上杉景虎八千餘騎の兵を以て來り圍む、虎昌僅に八百餘人を以て之を拒ぐ、景虎拔く能はず、永祿八年三月武田義信と共に逆意あり、謀顯れ自殺す、小山田六左衛門城主となる、天正十一年二月德川家康依田柴田等をして内山城を攻む、城主小山田氏逃亡して、城遂に陷る（千曲之眞砂）

ウチヤマ・ジヤウ　内山城　地名 筑前國御笠郡有知山 起原治革 太宰少貳武藤氏代々の居城たり、建武三年、城主頼尚南朝の臣菊池武敏と戰て敗れ、城爲めに陷る、應安七年三月足利義滿菊池を討たんとして太宰府に著す、此時頼尚に肥前を賜ふ、嘉吉元年少貳嘉頼、赤松氏の亂に黨せしを以て、足利氏大内持世に命じて之を討ぜしむ、嘉頼終に勝たず對馬に走る、子彌頼跡をつき、應仁元年對馬の兵を率ゐて本國を復せんと謀りて、又大内氏の爲めに敗らる、文明元年教頼の子頼忠、對馬國主宗貞國及び山鹿秋月原田等の助を得て、太宰府を攻め本國を復す、後ち暴虐無道の故を以て國人皆喜ばず、大内氏此機に乘じて又城を奪ふ、頼忠肥前に逃る、龍造寺に捕へられて少貳氏全く亡ぶ（九州治亂記、筑前續風土記、太宰管内志）

ウチユウ・ジヤウ　右中將　右近衛府の次官、右近衛中將の略、職掌左中將に同じ、「コノエフ」を見よ、

ウチユウベン　右中辨　職掌右大辨に同じ、右大辨（ウダイベン）及び辨官（ベンクワン）の條を見よ、

ウチヨリアヒ　内寄合　「ナイヨリアヒ」と讀むを正しとす、同條を見よ、

ウチロンギ　内論義　名義 御齋會結願の日、卽ち正月十四日大極殿にて（物忌の時は南殿にて行ふ）問者講師等御前にて論義するを云ふ、内裡にて論義する故に名づく 起原 稱德天皇神護景雲四年始めて之を行ふ、「ミサイエ」參看（拾芥抄、江次第、公事根源）

ウチタシ・ジヤウ　打渡狀　知行を拜領したる人へ、其地所を引渡したりと云ふ證據の狀、其例左の如し（貞丈雜記）

打渡

陸奥國岩城郡中平窪上田彦四郎入道跡事

右彼所者飯野八幡宮御寄進狀之旨伊賀三郎左衛門尉盛光代官打渡之畢、仍渡狀如件

康永四年七月廿七日　出羽權守親胤判

奥州岩城殿

ウヅエ　卯杖　名義 正月初の卯日、色々の木を五尺三寸に切りて、一株或は二株、又は三株づつ結びて、諸衛府より朝廷に奉るものを云ふ、卯日に進る故に卯杖と名づく、或は剛卯杖、御杖、初卯杖、祝杖とも云ふ、是れ精魅を逐ひ、惡鬼を拂ふ意なりと云ふ、剛卯杖の事は、漢書王莽傳に、正月剛卯金刀之利、服虔曰、剛卯以二正月卯日一作佩之、長三寸廣一寸四方、或用一玉或用一金、或用一桃著二革帶一佩之、今有玉在者、銘二其一面一曰二正月剛卯一」と見えしより出づ、禁中の外伊勢にて内外宮に奉り、賀茂社にて在家へおくり、熱田祭に卯杖舞ありと云ふ 樣式 公事根源に、作物所より洲濱を造物にして、其上に岩ほの中に、御生氣の方の獸を作りて、卯杖にあはしむ、たとへば、生氣東にあらば兎、南にあらば馬なるべし、鑓鉾所にみかる、延喜式に正月卯日、兵衛督以下參て、卯杖を奏する儀あり云々」猶詳しきことは内裏式延喜式江次第に見えたり 起原治革 持統天皇三年正月に大學寮より卯杖を獻ぜしを始めとす、文德天皇仁壽二年正月より以後、諸衛府より卯杖を獻ずること、なる、桓武年中行事正月七日の條に、卯杖の奏のこと見えたれば此頃まで行はれしこと明なれども、爾後廢絶詳かならず（内裏式、公事根源、江次第）

ウヅキ　卯月　四月を云ふ、卯の花の盛り月なるを以て名づくと、或は云ふ、卯の花なわけ種を下すこと盛なるを以て、うゑ月を略せしなりと、或は產月にて之を略したるなりと、既に播きたる百のたなつ物みな發するを以て或は移し植ゑ、或は培養すること胎内の兒の產出するを育つるが如きを以て名づくといひ、諸說定まらず（眞暦考、月の異名考、古今要覽稿）

ウヅザマノホフ　烏蕁沙麽法　名義 烏蕁沙麽明王（四臂あり清淨を主る）を本尊として、敬愛增益を祈る法をいふ、此法に加持瓶水あり、陀羅尼集經に、若見二死尸一婦人產生、大蓄產生、血完流處見二如一此等種々穢一時、卽結誦解一穢、印兒卽得二清淨一、所汙兒法悉有二効驗一、若不一然者令二人失一驗、反被二殊害一」とあり 起原治革 天曆四年冷泉天皇御誕生の時、慈惠僧正九條師輔の請により、變成男子の爲め始めて之を修す、是より皇后宮皇妃御產の時修ぜらる、承曆三年堀川天皇誕生の時、座主良眞、元永二年崇德天皇誕生の時座主仁豪七日此法を修す、保延仁平平治御產の時相實法印之を修す（諸法要略記、皇年代略記）

ウツシオホミ　現大身　天皇を尊びて申す詞、古事記傳に、宇都志意美は現大身なりと師の云れたる如し（大は御と云むがごとし）、書紀に此時此大神の御答へに現人之神と申し給へると同じことなり（現人神とは、顯れて人の體なる神と云ふことなを、是と御身の現しく見え賜へるを申し給へるなり、書紀神代卷に、顯見蒼生此を云宇都志枳阿鳥比等久佐なり、大とは尊みて申し給へるなり」とみえたり、

ウツシクラ　移鞍　移馬の飾に用ふる鞍の名、また移とのみもいふ、本朝軍器考に、唐鞍を寫す意といひ、飾馬考に、石清水社司、長濱尙次の說を引て、移は摹寫の義にあらず、字書に、徙也又延也と有て、彼より此に引ばへて移す義也、原神に進給へる十列の牽馬を、直に乘尻に移す時、置く馬具なるゆゑに此名あり、（中略）按に、移は車の乘替の義也といふ說、また廢し難きに似たり云々」といへり○和名抄鞍の條に、俗に唐鞍、移鞍、結鞍等の名ありとみえたるが、既に當時よりありたるもの〻如し、尙ほ空穗物語、源氏物語等にも見ゆ、吾妻鏡建久六年三月の條に、十列之移鞍、寄進之、また建保六年六月の條に、九鐶彫弓御裝束、御隨身裝束移鞍等也、是皆自二仙洞被一調下一」と見え、百練抄にも、將軍家被二行一大神宮臨時祭舞人裝束巳下移鞍等被二調下一」とあり、もと比鞍は、勅祭の一具行幸の近衛司を使として　神社に十

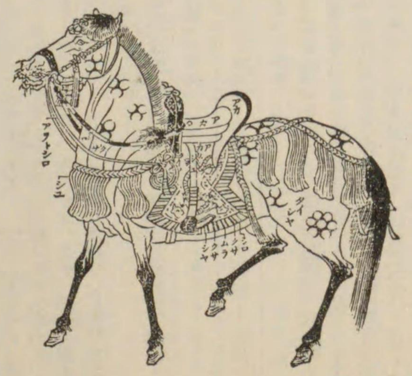
アヲウシロ
シリ
アヲ
カハ
ムナガイ
ムナカハ
ムナヒラ
ムナヒラ
ムナヒラ

列を進め給ふ時に、用ふる馬具なり、此鞍に、平文移及び黒移の二種あり、平文移鞍は、殿上人の乗用とし、鈴を附け鐙鞲を用ひ、黒移鞍は、隨身の乗具にて、鈴及び鞲を用ひずといふ、「クラ」參看（和名抄、古今要覽稿、飾馬考）

ウツシドノ 遷殿 新に神璽を奉じ、または本宮に遷さんとする前に、假にその神體を安置しおく場所をいふ、

ウツシブミ 移文 移（イ）を見よ

ウツタヘヲサダムルツカサ 刑部省

「ゲウブシャウ」を見よ、

ウヅチ 卯槌 別名 正月初の卯の日の祝に用ふる小さき槌をいふ、此日槌を持てば邪氣を拂ふといふ事あるに因て、絲所より内裏に奉るを、畫の御帳の四隅の角の柱に懸らるゝなり、又臣下の家にても相おくることあり 製作 其形、漢の代に佩びし蒯卯を摸せしものなりと云ふ、其始め詳かならず、其製作の精しきことは傳はらざれども、大凡は槌は

桃材を用ひて長さ三寸、廣さ一寸に造る、是服虔の說によりて時行尺を用ふるなり、組絲は五色を用ひ長さ五尺ばかりにて十筋か十五筋垂るべし、江次第に、絲所進三卯槌、其料絲卯槌御机組、亜縫二腰數（料十兩二分（白三年一請多河絲）、結ノ組ノ料七兩二分（丹波絲）已上申二請納殿二藏人取ル之結二付畫御帳二懸二角柱二副二立細木二爲ル柱、隨木出五尺五寸許可ノ用二桃木二、又四方可ノ削、近代丸也、矢觜云々、とみえたるにて知るべし（貞丈雜記、卯槌考）

ウツナ——ウツノ

ウツナカジマゼニ 宇津中島錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寛永通寶の一にて、徑八分五厘、重さ九分、及び徑八分强の二樣あり、元文元年紀伊國宇津中ノ島にて鑄造す、故に此名あり、（新寛永錢譜）

ウツノタチ 烏頭太刀 名義 太刀の柄頭に、銀にて鴛の頭を作り付けたる者を云ふ 沿革 古へは鴛飼之を佩く、江次第大臣大饗の條に、鴛飼烏頭太刀とあり、應經辨疑論、野行事次第篇に、隨身錦帽子折烏帽子上著也、水干下濃袴烏頭太刀帶二猪皮尻鞘二入云々」と見えたり、熊野神宮神寶の中に、烏頭太刀圖あり、柄頭は鳳凰の首に似て、鐔はリンガなりと云ふ（貞丈雜記）

ウツノミヤウチ 宇都宮氏 姓は藤原、粟田關白道兼より出づ、家傳にいふ、道兼三代宗圓、後冷泉天皇天喜元年安倍貞任宗任叛す、源頼義義家謀を受けて之を討す、時に道兼三代の孫宗圓石山寺座主たり、下野國宇都宮に下向して祈禱す、後ち貞任討平の後、功を以て下野國守護職となり、宇都宮座主と號す、是れ宇都宮氏の祖なりと、其孫朝綱、後白河院北面となり、後ち源頼朝に仕ふ、宇都宮檢校と稱す、子孫此號を襲ふ、七代公綱南北朝の時、足利尊氏に黨し、功を以て下野、常陸、伊豫、越後、伊賀等を兼ね領す、興綱尚綱の時に至りて屢々北條氏と戰ひ、且又内亂ありて勢衰ふ、廣綱の時に至りて佐竹氏と共に北條氏政と戰ふ、其子國綱又北條氏と相攻む、天正十八年小田原城陷るに及びて、豐臣秀吉に隨ひ、慶長三年小西行長に從て朝鮮を征伐す、秀吉薨去の後德川家康に隨ふ、關ヶ原の戰佐竹氏と共に上杉氏に從ふ、爲めに封除かれ、慶長二十年江戸幾章に敗して子孫又勢なし、一族盛綱、山鹿、奥佐等に分る（尊卑分脈、宇都宮系圖）

○道兼——兼隆——兼仲——宗圓——宗綱——朝綱
　業綱——頼綱——泰綱——景綱——貞綱——公綱
　氏綱——基綱——滿綱——持綱——等綱——明綱
　正綱——成綱——忠綱——興綱——尚綱——廣綱
　國綱——義綱——隆綱
　朝末——春房
○宗房——信房——景房——信景——道房——頼房
　冬綱——家綱——直綱——盛綱——尚直——盛直
　秀房——奥房——正房——長房——鎮房——朝房

ウツノミヤジヤウ 宇都宮城 所在 下野國河内郡宇都宮市、奥羽街道の要衝に當る○此地は、和名抄池邊郷の地にて、二荒山神社別號宇都宮より轉ずしと云ふ（宇都宮は、示親太郎宮とも稱し、豐城入彦命を祀る） 沿革 藤原道兼の曾孫宗圓、源頼義陸奥征伐の時、本郡新里郷に至り調伏を祈る、逆徒鎮定の後康平五年下野守護となり、此地に城を築きて居住すと云ふ、子孫二十七代に傳へて關東の豪族たりしが、國綱の時慶長二年豐臣秀吉の爲めに没收せられ、淺野長政代りて本城に治す、後ち藤堂秀行十二萬石に封ぜらる、慶長六年會津に

移り奥平家昌代り治す、元和五年十月本多正純之に封ぜられ、八年四月除封、奥平忠昌來り治す、爾で松平忠弘（寛文八年八月）本多忠英（天和元年七月）奥平昌章（貞享二年六月）阿部正邦（元祿十年二月）戸田忠真（寛永七年閏八月）松平忠祇（寛永二年七月）等相次

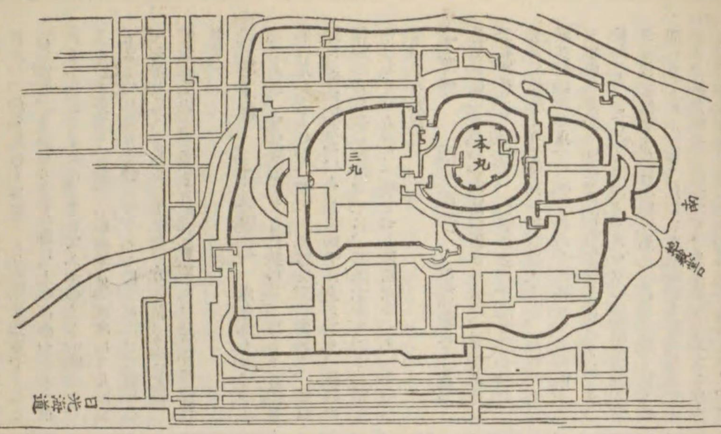

で本城に治す、安永三年六月戸田忠寛十二萬石に封ぜられ、慶應元年正月忠廣二萬七千餘石を削られ、陸奥棚倉城に移さる、三月舊に復して本城に封ぜられ、以て明治維新に至る（藩翰譜、下野國志、德川加除封錄、明治政覽）

ウツブシイロ 空紫色 染色の名、凶服の色にて卽ちニビ色なり、是は五倍子に少し鐵醬（オハグロ）を加へて染れば薄黑くなるなり、染色は替れども色はニビ色となる、五倍子は白膠木（ヌルデ、又はカツノキとも云ふ）の枝に生じてフシと云ふ、フシは皮の空虛なり、中のウツロなる故ウツフシと云ふ、ヌルデをフシ柴と云ふも五倍子の生ずる故なりと云ふ（安齋隨筆）

ウツボ 空穗 名義 矢を入るゝ具、箙と書す、ウツボの集合字なり、或は羽壺と書く、其中を空にして外に毛皮を付たる形、物の穗に似たるを以て「ウツボ」と云ふと、或は其制壺胡籙に類して矢を羽ながら盛るべき道具なるを以て羽壺と稱ふといふは誤なり 起源沿革 忠高聞書に、もとはかまとと云ふ

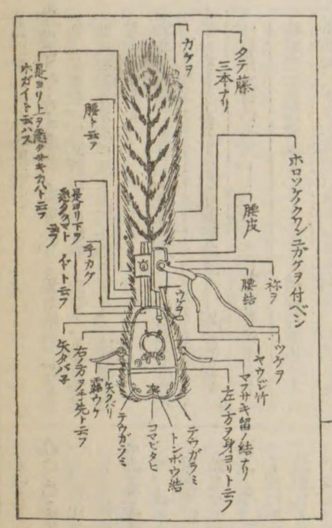

所許ありしな、矢の數を人に知らしむる樣、穗を作り加へしものなりと、其始め源義家造り始めしと云へど確かならず、古今著聞集後三年繪詞等に見えたれば、堀河天皇頃より出來しものならん、其形は古は穗と云ふ所細かりしが、後には別圖の如くに變ず、「ウツボ」に矢をさす事九筋十一筋を常法とす、足利義政の時に至り、空穗の制にて特に大く矢を多く盛る樣に造りし者を生ず、之を土俵空穗と云ふ、形土俵の如き形なる故名づく、蜷川道標の創造せしを以て道標ウツボなりといふは誤なり、此ものは實用にはあらざるべし、華飾のものなり、豐臣秀吉異風を好まれて佩びしこと見えたり（四季草、軍用紀、空穗次第）

ウツボカモン 空勘文 女官叙位の時に、叙位すべき人なくして、たゞ名目のみを附けて存し置く申文をいふ（羽倉考）

ウツボゴロモ 空衣 上代の服、倭訓栞に今の素絹此意にやといへり、

ウツボノコ 空穗子 空穗の内へ小太刀を入るゝ事を云ふ、的出張記に、うつぼの子と申すは、當流のは（小笠原流なさす）太刀を申すなり、祕事なり」と云へり、

ウツボノミ 空穗身 空穗に差す征矢を云ふ、征矢の時は「オットリ」の節を揃へ、空穗の身の時は「スクフシ」を揃ふる違あり、故に略儀には節を塗るにも、空穗の身の時は「スクフシ」を塗り、征矢の時は「オットリ」の節計塗る事あり、是は一段の略儀なりと弓馬故實に見えたり（貞丈雜記）

ウツボバシラ 空柱 雨水をうくる箱のトヒをいふ、其形柱の如く

なるを以て稱す、「ウツボ」とは、中の空なるを云ふ、夏山雜談に、空柱と云ふは、殿上の前に在り、御殿の屋根のつま〳〵のゆき合にて雨水のもるゝ處なきゆゑに、柱を穴にして其内より雨水の落るやうにしたるなり、」といへり、夫木集に、しのびおつるうつぼばしらにかくる樋は、もるてふ水のくちや流れむ、とよめる是なり、大鏡に、花山院は風流者にこそおはしましげれ云々、昔はやう〳〵にてあはひに樋かけてぞ侍りし」と見え、又年中行事の畫、又御齋會圖、信貴山緣起などの古き繪にも見えたり（倭訓栞、嬉遊笑覽）

ウツボブネ　獨木刳舟　木を丸くうつろにしたる船、古代吾國にても此製あり、恐らくは蝦夷等に用ひしものか、現に大阪博物館に陳列す、倭訓栞に、獨木刳舟をいふ、星槎勝覽に見えたり、元祿中朝鮮の舟東國に漂著せしに、其船大木を二つに割てそれをくりよせて一艘とせし獨船なるべし」といへり、「フネ」參看、

ウヅマサ　禹豆麻佐　蕃族、秦氏より出づ、其先は秦の始皇の子扶蘇の裔孫弓月君、應神天皇十三年百濟より歸化す、仁德天皇の世姓波陀を賜ひ、諸國に分置し養蠶織絹の事に從はしむ、雄略天皇の朝其裔秦酒公九十二部一萬八千六百七十人の長として調物を捻挍せしむ、其絹綿朝廷に充積せるにより、姓を「ウヅマサ」と賜ふ、「ウヅマサ」は禹都母利麻佐、本盈積之貌也と書紀の註に見え、庭中に埋り益すの義なりと云ふ、依て始めて大藏を建て秦氏を主當となす、是大藏省の起源なり、又其居住の地なる山城國葛野郡常盤村の南、山内村の靈を太秦と稱す、酒の裔孫川勝、聖德太子に仕へ、佛法を興隆し、太秦の地に廣隆寺を建つ、秦氏（ハタウヂ）參看（姓氏錄、山城名勝志、陽春廬雜考）

ウヅマサウヂ　太秦氏　姓は藤原、櫻井供秀二男供親、奈良興福寺慈尊院に住職す、男供康明治八年三月華族に列し男爵を授けらる、左に慈尊院傳統の系を示す、

○法印權大僧都專英——僧都後圓——尊寬善行房」
└法印清乘——僧都辨弘——僧都寶乘——權律師俊慶」
└法印權大僧都長英——長尹榮賢房」
└法印權大僧都俊英——權律師尊海」
└法印權大僧都尊憲——法印大僧都尊賀——法印智興」
└擬講眞賀——供親——供康

ウヅマサデラ　太秦寺　廣隆寺の一名、「タワリウジ」を見よ、

ウヅミネジヤウ　宇津峯城　磐城國田村郡谷田川村栃木村と石川郡鹽田村小倉村に跨る　興國中北畠顯信の居城、興國二年十一月常陸の關大寶伊佐の諸城陷り、守永親王宇津峯へ逃れ北畠親房吉野に還る、顯信親王を奉じて足利氏を討す、五年四月石塔秀慶の子佐馬助義元國中の凶徒を率ゐて宇津峯を攻む、正平二年結城顯朝賊將吉良貞家の命に從て宇津峯を攻む、九月に至りて官軍力盡き城陷り、守永親王顯信逃れて出羽に走る、今猶其城址存す、峯の最頂方二十間許平坦にて南西北三面懸崖なり、此の中央に東西十五間許南北十間許方形に高さ六尺許の土手を築きたる樹形あり、其内を千溜と云ふ（伊達行朝勤王事歷）

ウヅミモン　捫門　家屋の裏手に設けたる小さき門をいふ、兵庫記に、その夜も忍びて捫門より

でゆきしに」と見えたり、

ウヅラガミ　鶉紙　紙の一種、又鶉切とも云ふ、紙を日に透かして見れば、鶉の形見ゆる紙を云ふ（真丈雜記）

ウヅラギヌ　鶉衣　短きつぎ〳〵の著物にて、賤き人の著るものなり、書言故事に、言「衣敝」鶉衣百結、荀子に、千夏之衣懸結如鶉」、と見えたり、卽ちやぶれ衣をさしていへり、

ウヅラノメカバノヤ　鶉目樺矢　櫻のあま皮にてはぎし矢を云ふ、櫻のあま皮の色は鶉の羽に似たる故にしか云ふ、吾妻鏡建久元年九月十八日の條に、俣野矢卽「之」の無文染羽、以二鶉目樺一擬之、藤口卷也」とみえたり、

ウヅロヒギク　移菊　暈の色目の名、秋着用す、物具裝束抄は、表薄紫裏青といひ、藻鹽草は、表紫裏白し或は黃也といへり、表は菊花の移へる色なれば、紫、中紫、薄紫の中何れと定め難きも、裏は青なるをよしとす、

ウデカウ　腕膏　江戸時代、膏藥を賣りあるく商人をいふ、腕に小刀をさして傷をつくり、其傷に膏藥を塗りつけて效能をとなへつゝ商ふより此名起れり（嬉遊笑覽）

ウテノツカヒ　討手使　追討使のことをいふ、今うつてといへり、大和物語に、野大貳すみともがさわぎの時、うてのつかひにさゝれて少將にてくだりけり」と見えたり、「ツキタウシ」參看、

ウドジヤウ　宇土城　肥後國宇土郡　文明中村上武顯始めて城を築き、子孫相繼で領す、豐臣秀吉西征の時此地を得て小西行長を十萬石に封じ、宇土城主となす、慶長五年九

月關ヶ原の役、石田三成に黨して敗れ、四散となりて死す、慶長十七年城を石橋村に移して築く、寬永九年細川越中守忠利三萬石に封ぜられ、爾來子孫世襲して明治維新に至る（太宰管内志、肥後志略）

ウドネリ　内舍人　衛掌　帶刀して朝廷に宿衛し、雜使に從事し、天皇行幸には左右前後に供奉して警護す、又摭政關白に隨身を賜ふ時、内舍人を給す、唐名通事舍人と云ふ、卽ち殿上童の官なり、中務省に屬し、初位以上の子孫、性識聰敏儀容觀るべき者を撰で之に充つ、六位上　起原　上代は舍人と云ふ、左右親近の官なり、文武天皇大寶元年始めて内舍人九十人を定め置く　沿革　平城天皇大同三年減定して闈司に代て事を奏せしめ、又監物主計と諸司雜物を出納す、嵯峨天皇弘仁二年内舍人の奏を停め、闈司をして舊によりて事を奏せしむ、近衛天皇久安中六十人と改め定む、後ち增して百人に過ぐ、延喜以後其家の子を補すること絕え、臨時内給成功等を以て、諸家の士之に任ず、途に凡卑の官となる、又内舍人の内坂東の據三人を任ず、是東海東山は驍勇の者多く、弓馬に馴るゝを以て、東夷逆亂の時相繼がしむる用意なり、後世源内藤内平内の如く内を付けて稱するは、源平藤等の諸氏にて内舍人たる者を云ふなり、例へば天野藤内遠景と云ふが如し（令義解、類聚國史、江次第、職官應抄、職原抄、百寮訓要抄、除目抄、職官志）

ウドノコホリ　有度郡　沿革　駿河國　起原　延喜式に始めて見ゆ、和名抄に、内屋（ウツノヤ）眞壁（マカベ）他田（チサダ）新居（ニヒキ）託美（タクミ）晉女（アナミ）、會星（アツホシ）等の七郷あり、永正年間有東郡と云ふ、正保圖烏渡に作り、元祿圖有渡となす、郡名考有度となし、天保鄕帳以後有渡となす、明治廿九年安倍郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウドノコホリ　宇土郡　沿革　肥後國　起原　延喜式に三代實錄に、郡名見ゆ、和名抄に、諫染（カソメ）櫻井（サクラヰ）林原（ハヤシハラ）大宅（オホヤケ）等の郷あり、後世天草郡波多郷本郡に入る、（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウドノジングウ　鵜戸神宮　所在　日向國南那珂郡鵜戸村宮浦○鵜鵜草葺不合尊　沿革　此地、鸕鷀草葺不合尊降誕の處なるを以て、崇神天皇の御世、海濱に宮を立て之を祭るといふ、後世伊東氏宮殿を造營す、明治七年三月官幣小社に列し、神社を神宮と改めしむ、二十八年十月官幣大社に昇格す、祭日二月一日に行ふ（一宮巡詣記、官社祭神考證、官國幣社一覽、法令全書）

ウドノハカ　宇度墓　垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彥命の御墓、和泉國泉南郡淡輪村大字淡輪に在り、兆域東西三町、南北三町、守戶二烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウドンゲ　優曇華　梵語、稀有の花の意、法華經文に據れば、優曇華とは靈瑞をいふ、三千年に一たび現はれ、現はるれば金輪王出づと見え、無量壽經註には、如二世間有二優曇樹一、但有レ實無レ有レ華也、天下有レ佛、乃有レ華出耳とあり、吾妻鏡に、日本にては芭蕉の花をウドンゲと云ふ由見ゆ○又一種小虫の卵を云ふ、草木の枝上、又屋内器物上にも著く、長さ四五分、細くして白糸の和く尖に白き小卵有て花苞の如し、此虫は一種ぜうしばちに似て虻類なり、（增補俚言集覽）

ウナ井　髫髮　王朝時代に、十二三才までの男女を稱する詞、頂居の義、當時小兒は髫髮にて、髮をあげれば項にある意なるべし、新撰字鏡に、髫髮至レ肩垂見宇奈井」とあり、又擯紀に、弱見を「ウナキゴ」とよめり、又「ウナキチトメ」と云ふも同じ、（倭訓栞、比古婆衣）

ウナカミノコホリ　海上郡　沿革　上總國　起原　上代上菟上國造の地なり、天菩比命の子建比良鳥命は卽ち國造の祖なり、後ち上總海上郡となる、和名抄に、佐三（サヽム）稻庭（イナハ）大野（オホノ）山田（ヤマダ）倉橋（クラハシ）櫛良（フクラ）島穴（シマアナ）馬野（ムマノ）等の八郷あり、鎌倉時代に、海南海北郡の稱あり、また鎌倉八幡宮文書建武二年十月廿三日三浦介平高經の寄進狀に、眞野郡あり、蓋し郷名を濫稱せしならん、後ち市原郡に合併す、其時代を詳かにせず、正保以後の圖所見なきを見れば、其以前既に廢せしならん（郡名異同一覽、國郡沿革考、上總志論）

ウナカミノコホリ　海上郡　郡衙　下總國　起原　上代下菟上國造の地なり、後ち郡となる、大化五年郡の北一里を割て、常陸國鹿島郡に隸す（「カシマノコホリ」參看）万葉集に、下總防人助、下海上郡下海上國造他田日奉直得大理見えたり、和名抄に、大倉（オホクラ）城上（シキノカミ）麻績（チウミ）布方（ヌノカタ）輕部（カルベ）神代（カミシロ）編玉（アミタマ）小野（チノ）石田（イシダ）橘川、横根（ヨコネ）三前（ミサキ）三宅（ミヤケ）船水（フナキ）等の十五郷あり、後ち西境の大倉、城上、麻績、布方、輕部、神代、編玉、小野、石田の九郷皆香取郡に入る、爾來現今に至る（郡名異同一覽、國郡沿革考、下總舊事紀）

ウナガミノミヤ　波上宮　新編　琉球國那覇若狹町村○波上權現とも稱す、今は官幣小社に列

す（名義解）速玉男尊、伊弉册尊、事解男尊（一に云、熊野大神）（起源沿革）創建詳かならず、文武天皇慶雲二年四月、是より先諸國采女田一旦停めしを茲に至て舊に復す、延喜の制、采女を貢する郡に、養田三町を置き、郡司主帳已上をして作らしめ、雇稻を割て個料に充て、殘る所の米を春て、輕物に交易し其主に送らしめ、運賃は稻内を用ひ、驛遠路費多き所も二町の内を割くことなからしむ（延喜式、田制篇）

ウネメノツカサ　采女司（解説）宮内省の被官、諸國貢する采女等を檢挍する事を掌る（職員）正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下（采女朝臣を令史となす）史生二人、采部六人、使部十二人、直丁一人（起源沿革）上代采女臣世々長官として采女の事を掌る、舒明記に、采女臣摩禮志、孝德紀に采女臣使主麿あり、文武天皇大寶元年制して司を置きて宮内省に屬せしむ、平城天皇大同三年詔して、本司を雜殿寮に合併す、嵯峨天皇弘仁三年又復す（令義解、令集解、延喜式、職官志）

ウネメノヒレデン　采女肩巾田　「ウネメデンレを見よ、

ウノシヤウ　鵜匠　鵜飼をいふ、永祿七年織田信長美濃國長良川の鵜飼を鵜匠と改稱し、鷹匠と等しく待遇し、一戸に祿米十俵宛を與ふ、慶長八年家康鵜匠二十一戸に給米料を授く、文化五年更に祿米百二十石金五百三十二兩二分を給與し、大に奬勵す、此の時鵜匠減じて十二戸となる、明治維新の際從來の待遇を廢し、更に川漁取締役を命じ、一人に二人扶持の廩米を給す、明治四年に至りて之を廢す、明治二十三年長良川筋三箇所宮内省の御鵜場となりてより、鵜匠等は宮内省主猟局に隸屬す（長良川鵜飼記）

ウノハナ　卯花　染色の名、狩衣、下襲、衣等

今の化粧料といふが如し、又采女肩巾田とも、采女養田ともいふ（起源沿革）始め詳かならず、文武天皇慶雲二年四月、是より先諸國采女田一旦停めしを茲に至て舊に復す、延喜の制、采女を貢する郡に、養田三町を置き、郡司主帳已上をして作らしめ、雇稻を割て個料に充て、殘る所の米を春て、輕物に交易し其主に送らしめ、運賃は稻内を用ひ、驛遠路費多き所も二町の内を割くことなからしむ（延喜式、田制篇）

ウネメノヒレデン　采女肩巾田　「ウネメデンレを見よ、

ウノシヤウ　鵜匠　鵜飼をいふ、永祿七年織田信長美濃國長良川の鵜飼を鵜匠と改稱し、鷹匠と等しく待遇し、一戸に祿米十俵宛を與ふ、慶長八年家康鵜匠二十一戸に給米料を授く、文化五年更に祿米百二十石金五百三十二兩二分を給與し、大に奬勵す、此の時鵜匠減じて十二戸となる、明治維新の際從來の待遇を廢し、更に川漁取締役を命じ、一人に二人扶持の廩米を給す、明治四年に至りて之を廢す、明治二十三年長良川筋三箇所宮内省の御鵜場となりてより、鵜匠等は宮内省主猟局に隸屬す（長良川鵜飼記）

ウノハナ　卯花　染色の名、狩衣、下襲、衣等なれば此色にて染め、四月頃著用す、表白く裏青なり、物具裝束抄に、柳卯花同襲云々、桃花葉裏に、卯花同ノ柳云々、物具抄一本に、卯花面裏共に薄青云々、藻鹽草に、卯花の衣、表裏白し、或は表白く裏青もあり云々、とありて一定せざれども、卯花柳に同じく表白裏青なること、諸抄に載たる所枚擧すべからず、然るに表裏共に薄青と云ふは異說なるべし、卯花と云ふ名に據れば、表は白かるべき事なり、又表裏共に白しと云ふも、白重と差別なきに似たれば、唯多分に從つて、表白裏青を用ふべし○襲の色目の名、假字裝束抄に、卯花表皆白くて、裏白きに黃なる一つ青き濃き薄き二つ云々、案ずるに、狩衣下襲衣等には、卯花と柳と全く同じけれども、女房の重にては少し差別ありと見えたり（裝束色葉）

ウノハナヅドシノヨロヒ　卯花威鎧　鎧の一種、白糸と朽黃糸とにて威したる鎧、白は花の色、朽黃は葉の色にて、卯の花の咲きたる樣なるを以て名づく、上は白糸を用ひ、袖草摺の下の方を朽黃にて威すなり、或は上半分を白、下半分を朽黃にしたるもあり、或は白と朽黃と一段毎に交へて威したるもあり（是を段威といふ）、或は上を白とし、下は次第に薄藍、朽黃、濃藍など下ほど濃くしたるもあり、其制異なれども皆卯花威なり、又卯花威の袖草摺の要を取りたるを卯花裝取鎧と云ふ（「チドシ」參看（軍用記、本朝軍器考））

ウノマル　鵜丸　名劔の名、保元物語新院被召爲義餘に、鵜丸と名付らるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成て御遊のついでに、鵜を使はせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えて、鵜が二三尺許なる物をかづき上ては落し、がづき上ては落し、度々しければ人々怪みを爲しけるに、四五度に迄に喰ひて上りたるを見れば、長覆輪の太刀なり、是天下の珍寶たるべしとて、鵜の丸と名付られて御祕藏ありけり、鳥羽院ヘ傳はらせ給ひける故院（鳥羽）久しく新院（崇德）被ゞ進たりしを今爲義にぞたまはりける」と見えたり、後ち源範頼之を鎌倉に得て、佩平ぐの後鎌倉に至る（吾妻鏡）

ウバイ　優婆夷　梵語、又鄔波斯迦と云ふ、在家の女五戒を持するもの、優婆塞（ウバソク）參看、

ウハウ　右方　左舞（ザブ）を見よ、

ウハオビ　上帶　鎧の上に結ぶ帶を云ふ、軍用記に、鎧の上帶の事、白き布なり、長さ一丈三尺七寸二分なり、但鎧の胴の太き細きによりて、長くも短くもよろしき程にはからふべし、白布を能くもみ柔かにして、一幅を五重に折くけて用ふべし、二重廻りて片わなる結びと、わなと端と取合せ、三つ折の如く組みておしかゞ置くべし、結びめは前にあるべし、又云胴に二重まわしてとびあがりなからしむればよくしまるなりしとあり、

ウハオビ　上帶　軀の上に結ぶ帶を云ふ、真丈雜記に、軀に矢をもりて負ふ時は、かぶきになりて、軀うちかへりてかたぶく物なり、依ゞ之上帶をすれば、軀打かへる事なし、上帶は長一丈の組緒を二に折りて軀の後より當てゝ、わなの方を五寸程出して軀のつるの付際に單に結びつけて、今一方のつるにも其の餘りを單に結び付けて、其の緒を後に廻して、弓手より前へ廻して、五寸許のわなをば、右の腰脇へ取りて、弓手より廻したる緒を、一寸ぢわなへ入れて、右脇にてかたわなに結びて、結あまりをいくつもわなへくゝらせて、三ツ打ちにしておくなり、初上帶を二ツに折る時、緒の端を片方は一尺許短くして軀に結付くるなり、公家の隨身は、白布を細く疊み

特旨を以て京都舊闕の神嘉殿内侍所を移造す、櫃原宮と號す、官幣社に列す（書紀、首府沿革論）

ウネビノヤマグチノジンジヤ　畝火山口神社（所在）大和國高市郡、今の畝火、山本、大谷三村の堺に在り、昔畝火の山腹に在りしを後山頂に移祭り畝火明神といふ（名義）所年祭山口神六座の一（沿革）平城天皇大同元年神封一戸を充奉り、清和天皇貞觀元年正月正五位下を授け、九月雨風の御祈に使を遣はし幣を奉り、醍醐天皇延喜の制大社に列り所年月次新嘗の案上官幣及所雨の幣に預る、凡十月二十二日祭を行ふ（神祇志料）

ウネビヤマ　畝傍山（所在）畝傍村の中央に特起す（事蹟）此地の東南は即ち神武天皇國土を經營の後、皇都を定め賜ひし地なり、山上に畝火山口坐神社あり、北に神八井耳命、南に安寧天皇、懿德天皇の御陵あり（書紀、大和志）

ウネビヤマノウシトラノミサザキ　畝傍山東北陵　神武天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字洞に在り、兆域東西一町、南北二町、守戸五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネビヤマノヒツジサルノミホド井ノヘ　畝傍山西南御陰井上陵　畝傍山東南櫃原地に在り、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネビヤマノミナミマサゴタニノヘノミサザキ　畝傍山南纖沙谿上陵　懿德天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字池尻に在り、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟あり（延喜式、陵墓一覽）

ウネベ　采女　「ウネメ」に同じ、同條を見よ、

ウネベノツカサ　采部司　齋宮寮十二司の一（「サイグウレウ」を見よ、

ウネメ　采女（名義）古事記に、婇と書す、宇禰辨と訓す、古事記傳に、辨は部にて女の意に非ず、常に貢と唱ふるは音便に云ふなり、「ウネベ」は宇那宜辨の切にて、婇は主に御饌に奉仕して項に領布を掛る故に饌部と云ひ、山田以文は氏女の意と云ひ、大塚嘉樹はウナキメ（垂髮で未婚の女を云ふ）の意と云へり、婇は采女の二字を一に合せたる字なり、又采女の出典は、後漢書皇后紀論に見えたり、同書に、置三美人、宮人、采女、三等、並无爵秩、歲時賞賜充給而已、漢法常因二八月算民、遣中大與、被庭丞及相工、於洛陽鄉中、閱視良家童女年十三以上二十以下姿色端麗合法相者、載還後宮、擇親可否、乃用登御、所以明慎、聽納、詳求淑哲、とあり（職掌）後宮の官女、天皇に侍御し飯饌の事を掌る（起源沿革）仁德天皇四十年に采女磐坂媛あり、是れ書に見えたる始めにして、是より先既に在りしなるべし、履中紀、雄略紀等に采女をして諸王に酒を賜ひしことあれば、專ら至尊に侍御して食事を掌りしなるべし、孝德天皇大化二年勅して、郡領以上の姉妹子女の形容端正なるを貢せしめ、一百戸を以て采女一人の料とす、庸布庸米皆次丁に准ず、文武天皇大寶元年の令制に至りて中務省をして奏せしめ采女司に掌る、水司に六人、膳司に六十人を置き、飯饌を專らにせしむ、年十六以上三十以下を限る、後世に至り漸く廢絶して、陪膳は村上天皇應和中より内侍司の奥侍之を勤め、只だ髮上采女の名稱のみありき（書紀、續紀、令義解、令集解、古事記傳、禁祕抄）

ウネメデン　采女田（起源沿革）采女に班給する田にて、本論田なり、未詳の間は輪地子田なり、

て、上帶にする事もあり」とあり（布衣記、貞丈雜記）

ウハギ　表著　女官の服にて、鬘の上に着るものを云ふ、又「ウチキ」とも云ふ、袿（ウチキ）參看、

ウハザシノヤ　上指矢　矢を箙に配りさす時、二十五矢さしたる中、鏑矢二本を箙の上（表）にさすを云ふ、貞丈雜記に、箙にかりまたを上にさすを云ふ、上といへばとて箙の正面の上にさせば征矢をぬく妨になるなり、さし所あり、左の圖にさし所見えたり」とあり（圖下に出す）永正家中竹馬記に、上指とは、征矢にかぶら差そふるを、うはざしと云ふなり云々」と見え、弓法私書に、二十五矢の時ならでは、上指をさゝずと見えたり、若し上指さゝぬ時は中指をもさすべからず」とあり、「エビラ」參看、

前向とは、羽の内向の矢を云ふ前向とある所には内向の矢をさす也、外向とある所には外向の矢をさす也、是れは廻りはかりの事也、中は内向外向を定めず、

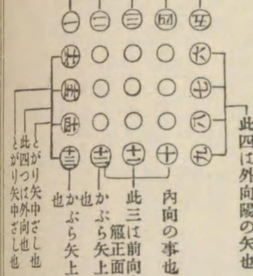

ウハザシブクロ　上差袋　名義　衣服を入る〻袋を云ふ、上差ある袋なる故に名づく○糸を以て碁盤の目の如く竪横に地を差すを上差と云ふ、物を入る〻故、破れぬ樣上差をするなり、又夜具を入る〻上差袋を宿直袋と云ふ　製法　袋の口は組糸にてつがり（かゞりの事）之に組緒を通してクゝりにす、女房方故實に、男の上差つがりの數三十三、女房は二十二か三十あるべく候、とあるは、大概を云へるにて袋の大小によるべし、袋の總體に上差を縱横に十文字に針目二切計宛に表裏にさす、地は絹布織物を問はず、色定まらず、多くは表裏同色なり○書札雜問はず、上差袋へ圓座を入れて御持候事、是は御小袖をもませじと云ふ

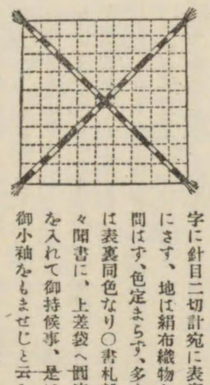

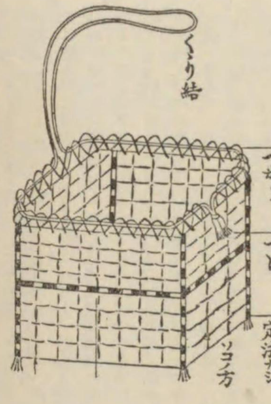

故實也、女房衆は無之事也」とあり、三議一統に、包み持の事、三ヶ條小袖入りたる包みの事なり、その外屬疊紙上下小袖者は申に不及候侍程の者の持に緒の結際の搭を右に提て持也、小法師中間は包の首を提げて左に持つべし、雜色力者は緒を右にて取り、左に裏なか〻へ持べし、或は遠き所は打かづく也」とあり、猶女房は飾粧道具其外手箱に入れて、上差袋に入れて供に持たしむ、緒の結び樣長きはもろわな短きはかたわなに結ぶ一定の法なし○源平盛衰記に、黑丸と云ふ御中間に表差したる袋を持せて御所を出しまゐらろ云々」と見えたれば古くよりありしものなるべし、其形別圖の如し（貞丈雜記）

ウハシキ　鞍褥　「クラシキ」に同じ、同條を見よ、

ウバリク　優婆塞　梵語、又鄔波索迦と云ふ、譯譯して善男と云ふ、在家の男にて五戒八戒俗人稱之、亦云ニ清信士ニとあり、饒譯名義集に、優婆塞優婆夷、肇曰義名ニ信士男信士女ニ淨名疏云、此云ニ清淨士清淨女ニ亦云ニ善宿男善宿女ニ雖レ在ニ居家ニ持ニ五戒ニ男女不レ同レ宿、故云ニ善宿ニと見えたり、

ウバリクノミヤ　優婆塞宮　入道の宮を云ふ、入道親王（ニフダウシンワウ）を見よ、

ウハダノミサザキ　宇波多陵　桓武天皇の皇后（藤原百川の女旅子）の御墓、山城國乙訓郡大枝村塚原の東北字宇波止にあり、兆域東西四町、南一町、北三町、守戶五烟あり、現今の區域三百五十餘坪あり（延喜式、陵墓一覽、平安通志）

ウバツカ　右幕下　右近衛大將の居所、轉じて其人を指すに用ふ、幕府（バクフ）參看、源頼朝右大將となり天下の權を取り光も著名なるを以て、鎌倉時代に於て右大將家、或は右幕下と稱するものは、多く頼朝を云へり、

ウハテ　上手　石帶の名所、イシノナヒとを見よ、

ウハナリウチ　後妻打（嫉妬）　妻を離別して間もなく後妻を迎へし時、前妻が嫉人の同志を集め、器仗を携へ新妻の宅へ打入るを云ふ、或は嫉

妬と書す、「ウハナリ」は後妻を云ふ古語、嫉も後妻の意なり、又相當打（アヒ）とも云ふ、室町時代の末年より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる風俗なり、骨董集に昔々物語を引て、室町家の比のならはしにや相當打と云へる事ありしとなん、うはなり打とも云ひけるよし、妻を離別して後の妻を迎ふるに、其仕方によりて、前妻したしき女どもを頼み、相當打を催し、先づ前に後の妻の方へ使を遣して、某の日某の時相當打に往べき由を言ひやり、其日に至れば、前妻を始めとして、從ふ女ども、各しなひやうのものを持ちて、後妻の方へ往きて、臺所より入て打廻る、後妻の方にも、親しき女を頼み置て、打れじと用意す、さて互に爭ふ時、前妻後妻の媒妁せし者の妻と、侍女郎になりし女と、双方の中に入り、あつかひなだめてかへらすなり、互に男を交ふる事はせざりしと、なん云々」と見えたり（窓雜之記、骨董集）

上文　今いふ上書のことなり、書物手紙等の題を云ふ、孝德紀に、題を訓めり、即ち今の外題を云ふ、隆信集に、文のうはがきにもかきてやりなどせしほどに」伊勢物語に、うはがきにむさしあぶみと書きて」とあり、

ウハマイトリ　上米取　江戸時代における敢稅の一種、品物より取立つる稅をいふ、三養雜記に、往古は住吉神領の中はいふに及ばず、船路步路によらず諸國の年貢の上分米を當社へ調進することありといへり、上分米といふは、運上米といふが如し、俗に上米取といふは、これより出たる謎なり、之は口米といひてたとへば百石積みたる一俵を取り、三俵つみたる駄荷にても幾升取といふが如く、その物につきて歩米をとることなり」といへり、慶長八年十月、德川家康、下り船上米は十分の二を取り下すべしと制定し、元和二年德川秀忠巡書の上米は百石に銀六匁づゝ某々兩人之を敢むべしと令せり（大日本租稅志）

ウハミ　褶　男子は袴の上に着し、女子は唐裳の上に着する裝束、書紀には「ヒラヒ」と訓み、梁塵抄には「シヒラ」と訓みたり、又上裳ともいふ、衣服令の義解に、謂褶者所ニ以加ニ袴上ニ故俗云ニ袴褶ニ也」と見えたり（東帶色目）

ウバラノコホリ　菟原郡　所在　攝津國　地原沿革　萬葉集に、菟名負（ウナヒ）とあるは此地なるべし、續紀神護景雲三年始めて郡名見ゆ、伊勢物語に、「ムハラ」と訓す、和名抄に、賀美（カミ）葦原（アシハラ）布敷（ヌノシキ）津守（ツモリ）天城（アマキ）雀美（カカミ）佐才、住吉等の八郷あり、拾芥抄兎原に作り、天保郷帳菟原に復す、明治二十九年武庫郡に合併して廢せらる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ウヒカウブリ　初冠　元服のことをいふ、始めて冠を著くる意、伊勢物語に、むかしをとこうひかうぶりしてならの京かすがのさとにしらふしして狩にいにけり」と見えたり、元服（ゲンブク）參看、

ウビタヒノウマ　戴星馬　馬の一種、額に白毛ある馬をいふ、「ホシヒタイ」ともいへり、爾雅に、駒顙白顛、註戴星馬也、號、額有ニ白毛ニ易震爲ニ的顙ニとあり（驪黃物色圖說）

ウヒヂン　初陣　若年の者始めて軍に臨むをいふ○中國治亂記に、大内義長は、初陣に石州の吉見大藏大輔正頼を責らるゝに已に長州境にて合戰に及けるゝ、又甲陽軍鑑に、甘利藤藏は父備前守に劣らぬ武篇の人にて其年十月の御陣より望て初陣を仕り笛吹峠にての合戰、十三歳にて、能武者を討て高名仕る、大方武田家の侍衆は大小ともに十六歳を初陣と

定められる云々」と見えたり、

ウヒヤウエ　右兵衛　兵衛府（ヒヤウエフ）を見よ、

ウヒヤウエノヂン　右兵衛陣　陰明門の一名、「オンメイモン」を見よ、

ウフ　右府　右大臣の唐名、「ウダイシン」を見よ、

ウブ　右舞　左舞（サブ）を見よ、

ウブキ　産衣　うぶぎぬの略、王朝時代には、貴族等は小兒誕生の時、陰陽頭に尋ねて小兒の性に合ひたる吉き色を染めて着せしむる法なり、若し其法なき時は白と空色（淺黄色）とを用ふ、江戸時代には、浴後湯上りとて生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしめたり、男は左より着せ、女は右より袖を通さするなりといへり、而して産衣なる名目は、室町時代、義教將軍の頃より始めて書に見えたり（貞丈雜記、藤岡氏日本風俗史）

ウブギノイハヒ　産衣祝　小兒、産衣を始めて着する祝をいふ、著衣始に同じ「チヤクエハジメ」を見よ、

ウブギノヨロヒ　産衣鎧　源氏相傳の鎧、源太産衣とも云ふ、參考平治物語に、此産衣は源氏重代の武具の中に、殊に祕藏の重寶也、八幡殿の幼名を源太とぞ申けろ、二歳の時院より進らせよ御覽ぜんと仰を蒙り給ひて、態と鎧を威し袖に居てぞ見參に入られけろ、さて源太か産衣とは付られける、胸板に天照太神正八幡大菩薩と鑄つけ進らせ、左右の袖には藤の花咲かゝりたる樣な威せるなり」とあり、後ち源頼朝に傳はる、

ウブスナ　本居（産生、産土）　其人の生れたる在所をいふ、後世轉じて鎮守の神をもいへり、意義に數説あり（一）神道名目類聚抄は、産砂の義にて、梅宮神社の砂を産の守とするよりいふといひ（二）神祇稱號考は、産住場にて産出てやがて住場なればいふにやといひ（三）産須那社古傳抄は、爲ノ産根（スウネ）といふ事にて萬物を生産せしむる根本神と申す義なりといへり○貞丈雜記に、うぶすなと云ふは人々の生れたる在所の鎮守の神をいふ、然れども是れはうぶすなの神といふべし、神の字を添へて云ふべき事なり、其のわけはうぶすなと云ふは、人々の産れたる在所の事なり、日本紀卷二十二推古天皇三十二年十月の紀に、大臣遣二阿曇連（闕名）阿倍臣摩侶二臣一令レ奏二于天皇一、曰、葛城縣者元臣之本居也、故因二其縣一爲二姓名一、とあり、本居はもとのなりところにて産れたる處を云ふ、うぶは産なり、すなは土（スナ）なり、然れば本居神と神の字をそへていふべし、うぶすなと計にては神の事にあらず」とあり、

ウブスナノカミ　産土神　名義　其人の産生ぜる土地を守護する神の稱、「ウブシナノカミ」「ウブスナ」「ウブガミ」「ウヂガミ」ともいふ　起源沿革　始めて物に見えたるは、塵劫抄に、尾張國風土記に云、葉栗郡若栗郷字夫須那の社あり、應入姫（景行天皇の御世の人）誕生産屋の地なり故に此號ありと云々」とあるを初めとす、三代實錄に、清和天皇の朝讃岐國宇夫志那神に神階を給ひしこと見え、後世に及び産土神を氏神と混じ其地に生るゝ者を産子、又は氏子と稱するに至る、氏神（ウヂガミ）本居（ウブスナ）參看、

ウブダナ　産棚　産所に作る棚を云ふ、伊勢家經書誕生之記に、産所に産棚有、白木にて三重に棚を可二作一、寸尺不レ定、胡粉にて塗りて、雲母にて松竹鶴亀を書也、上の段に大なるヒサク程の曲物（貞丈云、大方高五寸五分、徑五寸）五、ふたなし、胡粉にて塗り、雲母にて松竹鶴亀を繪に書、湯を少づゝ入三社の神、氏神産の神に供レ之、中の棚にはおしたけ十二、閼有年は十三置也、さし渡三寸、高三寸五分程にして、かづらゝゝに（貞丈云カツラとは細く高く筋を付るなり、細き輪を入るをカツラと云ふ）胡粉をぬり、雲母にて松竹鶴亀を繪書、湯を少づゝ入置、是も神に供する湯也、上の段には桶の前にすゞにしめをはる、又は桶一づゝにもしめをはるなり、下の棚には何も不レ置、此棚北向には不レ置、一七夜の後は取也、上の棚、中の棚の湯を、ウブ湯に少づゝむめ合て、度々兒にあびせ申すなり」とあり、今左に圖を示す、

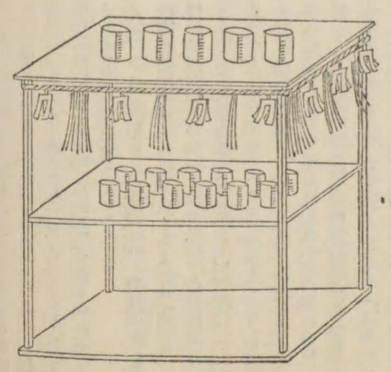

ウフノテラ　有封寺　封戸を有する寺を云ふ、舒明天皇十一年厩戸皇子建つる寺を百濟河上に選し、百濟大寺と號し、封戸三百戸墾田等を寄す、天

武天皇五年大官大寺と改め、朱鳥元年封七百戸を賜ふ、聖武天皇深く佛法を崇信し諸寺に封戸を寄する多し、天平五年元興寺に一千七百戸、藥師寺に五百戸、十年に興福寺に一千五十戸、法隆寺に二百戸を寄せ、尋で孝謙稱德の朝を經て封戸を諸寺に寄する益々多し、

ウフノヤシロ　有封社　名義　封戸又は封戸田を有する神社を云ふ、封は封戸にて、神戸は卽ち神社に隸する封戸なり、後世には封戸田と云ふ、（式目抄）起源沿革　崇神天皇七年神地神戸を定めたれば、此時より有封の社は起りしならん、常陸國鹿島社は本封八戸なりしを、孝德天皇の世五十戸を加へ、天武天皇の世九戸を加奉したる事、常陸風土記に見え、天平十二年封二十戸を宇佐八幡宮に、十八年三位に叙し封四百戸を寄せ、天平勝寶二年二月一品に充て、封八百戸を賜ふ事多し、弘仁三年五月三日勅して、有封社は神戸百姓を以て修造せしめ、無封社は禰宜、祝等をして修理せしむ、貞觀十六年六月勅して、大社封戸を以て小社を修理せしめたりき（書紀、續紀、三代格）鎌倉時代中葉以降、武家神領をも押領して、封戸も有名無實となるに至れり、

ウブヤ　産屋　名義　産所を云ふ、産屋の義、仁德紀允恭紀に、産殿と書けり　起源沿革　古事記、伊邪那美命伊邪那岐命問答の條に、皆一日立二千五百産屋一と見えたるを始めとす、總て古代には出産する時には、別に産屋を立つる風習なり、後世産前他所に移るも遵し是が遺風なるべし、王朝時代に至りて其式漸く備はる、今皇室の御産につき、其概概を述ぶ、後宮の例は、懷孕三四ヶ月の後ち奏して里亭に退出し、萱で著帶の儀あり（「チヤクタイ」參看）既に産期に臨みては陰陽師若くは僧侶を召して、祓禊所禱等の事を行はしめ、或は屋上より甑を轉ばす等の儀あり、出産後近衛將をして御劔を新誕の皇子に賜ふ、而して皇女にも賜ひし事は、三條天皇の皇女禎子内親王より始まる、又産所の飾裝、調度等の一般は、後水尾院宸記に、御寄掛、腰掛一つ、御厚疊二疊、御かたたか一でう、御疊十二疊、いづれも白縁、御屏風、松竹鶴亀しろゑ、ふかべりなし、御押桶一つ、いしろゑ、御きくとうだいしろゑ、御ゑなおけ木ち一つ、御あまがつ一つ、御ゆどのの御どうく、いづれもまげ物」とあるにて推知すべし（古事記、儀訓類、古事類苑禮式部）

ウブヤシナヒ　産養　名義　出産後三日目、五日目、七日目に、その親類咎族より、産婦の衣裳、嬰兒の襁褓、井に屯食椀飯等を、産家に贈りて祝意を表し賀宴を開くをいふ　起源沿革　産養といふ詞の見えたるは、紫式部日記に、三日にならせ給ふ夜は、宮つかさの大夫よりはじめて御うぶやしなひつかふまつる」とあるを始めとす、されど其事實が、これより以前既に早く存したりしことはいふまでもなし、鎌倉時代以後も三夜五夜七夜の祝あり、室町時代には將軍家にては三夜の祝は政所、五夜の祝は管領、七夜の祝は三職の沙汰する處なりき、江戸時代には單に七夜の祝のみを存し、三夜、五夜の如きは祝はざりき、されど産養の稱は王朝時代に限られしが如く（鎌倉のはじめにかけて）鎌倉以後にも有に遙べたるが如く、三夜五夜七夜等の祝儀あれども、所謂産養とは同一として見るべからざるに似たり（慶事集、藤岡氏日本風俗史、古事類苑禮式部）○今左に紫式部日記續卷に載せたる所の圖を掲げて、王朝時代に於ける産養を示す、

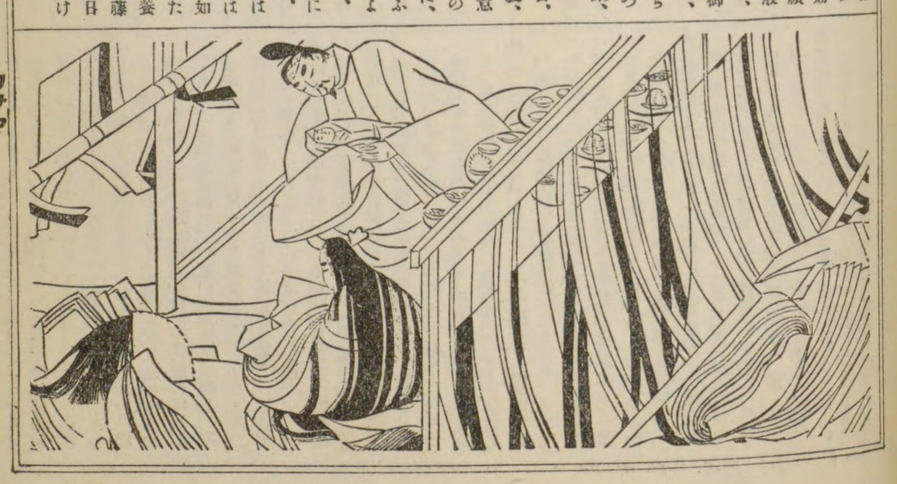

ウヘ　上　天子の稱なり、蔡邕獨斷に、上者尊位所レ在也、大史令司馬遷記レ事、當レ言レ帝、則依違但言レ上、不二敢漢讀言一尊號一、尊レ王之義也」と見ゆ、日本後紀桓武天皇延暦二十三年十月の條に、行二幸和泉國一、其夕至二難波行宮一、乙巳、上御レ舟泛レ江」とあり○後には轉じて公卿の妻室をもいふ、住吉物語には、中納言うへ二人をかけてうかよび給ひけると云へり、又殿上なうへとも云ふ、武家時代となりては、臣下より其君主人を指して上とも稱したり、太平記長崎次郎高重最後合戰の條に、高重歸參て勸申さん程は無二左右一御自害候な、上の御在命の間、今一度快く敵の中へ懸入、思程の合戰して冥途の御伴申さん云々」とみえたれば古きよりのことなるべし（武家名目抄）

ウヘ　笠　魚を捕る器具、竹にて造る、ヤナの類なり、和名抄に、野王按、笙捕レ魚竹筒也、筒取レ魚竹器、宇倍」とあり、山川の水の早く落る所に伏せ置きて魚を取るものなり、

ウヘザウシ　上雜仕　雜役に駈使する女官の名、女御入内五節等の時に之を置く、雅亮装束抄に、一の所の五せつには、わらは二人、しもつかひ四人、うへざうし二人、ひすまし二人あり、うへざうしはいつゝあこめにうちぎぬひとへはりはかま云々」と見えたり、

ウヘサネカツ　上眞葛　系統　狛近眞の三子、初め野田氏と稱す、後ち今姓に改む　事蹟　南都樂家上氏の始祖、樂を父に受け、笛儛に堪能なり、狛氏祕曲の嫡流を襲ひ名聲尤も高し、仁治二年左衛門少志となり、寛元二年從五位上に叙し、正嘉中右近將監に進み、正應元年五月二十日卒す、年五十七（上氏家傳）

ウヘサマ　上樣　天皇を呼び奉る詞、後には宮、將軍等をもしか云ひ、又陛下は鎌倉管領をいひしことあり、天皇には、太平記後醍醐天皇潛幸船上の條に、上樣にはまだ知し召れ候はずや」、宮には、同書金崎城落る事の條に、一の宮の御前に參て合戰の樣は、今は曩迄と覺え候、上樣の御事は縱令敵の中へ御出候とも云々」、將軍には、同書直冬蜂起將軍進發の條に、將軍（足利尊氏）此注進に驚て、扨も誰をか討手に下べしと、執事武藏守に問給ひければ、師直遠國の亂を鎭んが爲には、末々の御一族乃至師直なんどこそ、罷下べきにて候へ共、是はいかにも上樣の自ら御下候て御退治なくては云々」と見え、又快元僧都記に、天文六年下云小弓上樣（足利義明）者古河公方高基樣御連枝也云々」と見えたり（武家名目抄）

ウヘスギアキサダ　上杉顯定　名稱　幼名四郎法名海龍寺皓峰可淳　系統　房顯の養子、同族なる、顯定の二子、山内七代の主　事蹟　氏部大輔伊豫守となり、房顯卒して嗣なし、長尾昌賢顯定を越後より迎へて房顯の妹に配し、立て嗣となす、第を小田原に築きて居り、尋で關東管領に補す、時に扇谷定正管領と稱し、足利成氏の子政氏を鎌倉に擁立し威權稍々振ふ、文明三年三月成氏伊豆を徇ふ、顯定其後路を斷て之を破る、昌賢卒し、長尾忠景之に代る、昌賢の子景春忠景と善からず、九年正月兵を擧げて叛し、顯定及び其義子憲房を五十子の營に襲ふ、顯定利を失して上野に逃る、定正之を聞き顯定を救ひ、景春を討つ、十八年二月定正また政氏を擁し、實卷原に顯定と戰ふ、長享二年二月顯定兵數千を以て定正を攻む、克たず、六月須賀原に戰ひ、また敗れ、士卒死する者七百餘人、十一月又高見原に戰て定正を走らす、永正六年二月初め顯房の弟房能越後府内城にあり、長尾爲景兵を起して房能を雨滝に殺す、國人多く之に屬す、琵琶獄城主宇佐美定行國人を募り、上杉定實を奉じて弔合戰す、顯定計を聞き、憲房と共に越後に入り、爲景を伐て之を破り、越中西濱に走らす、顯定郡邑を徇へ爲景黨の所領を沒收す、七年土寇起り、信濃の高梨政盛を擁し、爲景を援く、顯定憲房と共に爲景及び土寇と長森原に戰ひ、爲景を破る、既にして政盛來り救ふ、顯定軍潰え、奮戰して死す、時に年五十七（野史）

（押花定顯）

ウヘスギアキフサ　上杉顯房　名稱　通稱　法名文明道光　系統　扇谷持朝の子　事蹟　修理大夫彈正少弼となる、父持朝の卒する時、年尚ほ弱少、太田道眞執事たり、康正元年正月顯房夜須に走る、結城成朝を率ゐて來り攻むと聞き、士卒皆走る、獨り小山田定賴其子藤朝從ふ、敵來り圍む、顯房藤朝防ぎ戰ふ、遂に創を蒙り、火を放て自殺す、年二十一（野史）

ウヘスギアキヨシ　上杉顯能　系統　山内重能の長子　事蹟　修理亮民部大輔となる、正平五年足利尊氏弟直義と和を講ずるや、高師直、師泰に從ひて京師に歸る、顯能其父の讐なるを以て、之を路に要殺す、尊氏大に怒り之を誅せんとす、直義之を救ひ、其死を免して流す（上杉系圖、大日本史）

ウヘスギウヂ　上杉氏（羽前米澤）　姓は藤原、内大臣高藤より出づ、十三代の裔重房建長四年後嵯峨の皇子宗尊親王に從て鎌倉に下向す、丹波何鹿郡上杉庄を賜ひ、左衛門督に任ず、是より子孫上杉氏と稱し、關東に住して武家となる、子修理亮賴重に二子あり、長を重顯と云ふ、家を嗣がず、子孫扇ヶ谷に居するを以て扇ヶ谷上杉と稱す（系次に出す）三子兵庫頭憲房武略あり家を繼ぎ總家たり、

（尚由）子孫山内又は佐介ヶ谷に居するを以て、山内上杉と稱し、又佐介と號す、其子安房守憲顯足利尊氏に仕へて伊豆上野越後三州の守護に任じ、詫間氏を併せ、尋で基氏鎌倉管領となるに及び、執事となり、勢奪盛なり、二子憲藤の子朝房尊氏に從ひ功あり、信濃守護越後國衙を領す、重能の子能憲と共に京都に至り、高師直一族を滅して叔父重能の仇を報じ、能憲と同じく、鎌倉管領となる、之を越後流と稱す、憲藤の二子朝宗の流を犬懸と云ふ、上總國を領す（系次に出す）越後家は京師に仕へ、族望又大なり、文明以後扇ヶ谷定正、賢臣太田道灌を用ひ、勢ひ大にして殆ど宗家を凌ぐ、世に山内と共に兩管領と稱し、又兩上杉と云ふ、後ち山内顯定の爲めに定正道灌を殺す、是より兩家相爭て連年絕えず、永正以後北條氏の起るに及びて頻に攻め破られ勢漸く衰ふ、天文七年七月山内憲政、扇ヶ谷朝定相共に北條氏康と河越城に戰て利あらず、朝定戰死して扇ヶ谷亡び、憲政上野平井城に居す、永祿元年九月北條氏に抗する能はず終に管領職及び上杉系圖等を長尾景虎に讓る、景虎一世の英傑武略に長じ加賀、能登、越前、越中、若狹、飛驒、信濃、上野、武藏、相模等の地を略す、嗣なく兄の子景勝封を繼ぎ、天正十四年參内龍顏を拜す、後ち豐臣秀吉に從ひ會津百二十萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に敵せしを以て六年封を削られ、羽前米澤城三十萬石を領す、世々封を襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる（家譜、系圖、華族諸家傳）

○重房——頼重——憲房——憲顯——憲方——憲定
　憲基——憲實——憲忠——房顯——顯定——憲房
　憲政——輝虎——景勝——定勝——綱勝——綱憲

（越後流）（犬懸）

○憲藤——朝房——房方
　朝宗——氏憲——持房（氏朝ノ養子ナル）——教房——政藤
　　氏朝——持房——教房——政藤
　　氏憲——憲顯——憲定
　吉憲——宗憲——宗房——重定——治憲——治廣
　齊定——齊憲——茂憲（尚由忠）

【扇ヶ谷流】

○重顯——朝定——顯房
　定正——朝良

【犬懸流】

○憲藤——朝房——房方
　朝宗——氏憲——持房（氏朝ノ養子ナル）——教房——政藤
　　氏朝——教朝
　　氏憲——憲顯——憲定
　　氏朝——持房——教房——政藤

【越後上杉】

○憲將——憲榮——房方
　朝方——房朝——房定——房能——定實
　清方——房實——定明——定憲——頼房——政繁——義春

ウヘスギウヂノリ　上杉氏憲　名稱　法名禪秀傑山　系統　朝宗の子　事蹟　左衛門佐に任ず、應永九年管領足利滿兼の命に依て、伊達政宗を伐つ、十七年滿兼子持氏管領職を襲ふに及び、氏憲執事となる、既にして同族憲基と權を爭ひ、持氏が憲基を助くるの故を以て大に不平を抱き、十八年職を辭し、二十三年遂に兵を擧げ成らずして敗死す、上杉禪秀の亂ヘウ（スギゼンシウノラン）參看（野史）

ウヘスギカゲカツ　上杉景勝　名稱　初名禪秀傑山の養ふ所となる　事蹟　常に謙信に從ひて軍功あり、謙信臨終後事を議するや、越後越中の半を景勝に與へ、義子景虎（北條氏康の子）に能登佐渡を與ふ、謙信死する後、爾人相爭ひ景勝遂に景虎を殺して其邑を併す、是時に當り織田信長北國を略ぜんとし、柴田勝家佐久間信盛を加賀越前に遣はす、景勝之と屢々戰ふ、信長薨後、秀吉の招により京師に朝す、從四位下左近衛權少將兼彈正大弼に叙任せらる、幾干もなくして歸り、越後を平げ、奥羽を略す、十六年四月參議正四位下となる、十八年小田原征伐に從ひ、毎戰功あり、征明の役、那古耶の行營に從ふ、文祿三年從三位權中納言となる、慶長二年六月大老に列し、翌年正月會津に封ぜられ、百二十萬石を食む、秀吉の薨後石田三成と議し德川家康を倒さんと圖り、東西同時に兵を擧げんことを約し、因て關ヶ原の戰あり、戰終るの後欺を德川氏に納る、家康命じて其封を削り、米澤に移して三十萬石に封す、大阪冬の役家康に從ひて功あり、夏の陣には命により京師を守護せり、元和九年三月薨ず、年六十九（野史）

（押花勝景）

ウヘスギカゲトラ　上杉景虎　名稱　小字三郎初名氏秀　系統　北條氏康の七子　事蹟　幼にして姿儀光も美なり、初め今川氏眞の策に陷り武田信玄の養子となる、十年信玄氏眞と絕つに及び小田原に歸り、本氏に復す、後ち氏康の上杉輝虎と和し、氏秀を輝虎の養子となす、元龜元年三月越後に行き輝虎の故名を繼ぎて景虎と稱し、長尾政景の女に配し、春日城に居す、輝虎姉夫政景の孤を養ひて景勝と稱す、輝虎の病むや、景勝常に侍す、其死するや卽ち牙城に據て景虎を拒ぐ、茲に於て臣庶相分屬して鬪ふ、景虎利あらず、上杉憲政の北河館に據る、天正七年武田勝頼景勝を援け景虎を攻む、北條氏政兵を出して景虎を援く、然れども景虎の軍遂に敗れ

て北河館に自殺す、年二十八（上杉年譜、野史）

ウヘスギカゲトラ　上杉景虎　上杉輝虎

（ウヘスギテルトラ）を見よ、

ウヘスギキヨカタ　上杉清方　名號　兵庫頭と稱す　系統　房方の五子　事蹟　永享十一年兄憲實に代て管領家執事となる、十二年正月足利持氏の遺孤を今泉城（相模）に伐つ、三月結城氏朝持氏の遺子春王安王を擁し結城城に據て叛す、將軍義教憲實をして之を伐たしむ、憲實固辭す、清方兵を頒ち持朝と共に鎌倉を發す、七月結城を圍む、城固くして拔けず、嘉吉元年四月諸將に令して曰く、幕府の令を受けてこの孤城を攻め、未だ成功する能はざるは疎放なり、何ぞや宜しく力を盡し一舉之を拔くべしと、會々氏朝の弟山内氏義出降り、且つ内應の者ありて火を放つ、清方命じて急に攻擊し、城遂に陷る、後ち京より歸國するの途にありて殺さる（野史）

ウヘスギケンシン　上杉謙信　上杉輝虎

（ウヘスギテルトラ）を見よ、

ウヘスギサダマサ　上杉定正　名號　一に定政に作る、修理大夫と稱す、法名護國院大通範了と號す　系統　鎌倉執事持朝の四子、扇ヶ谷六代の主　事蹟　文明九年族顯定を援けて長尾景春と戰ふ、十年正月景春と和し、太田道灌に擁せられて河越に還る、十八年足利政氏を擁し、族顯定と實卷原に戰ふ、賢臣道灌事を行ひ勢日に大なり、定正の嬖臣知宇地主馬助、曾我右衛門佐等之をそれたみ道灌を讒す、定正之を信じ道灌を殺す、或は云ふ、定正顯定に欺かれて道灌を殺すと、是より國政振はず、長享元年成氏に訴き顯定と戰ひ大に勝つ、然れども國人叛する者日に多し、延徳二年成武に謀り鉢形城に據り、成氏を怪視し、由良を併谷せんと欲す、明應二年十月北條早雲と兵を併せて顯定と挑む、戰爭中馬より落ちて卒す、年五十二、諸將驚き潰走す、朝夷散卒を聚めて歸る（野史）

ウヘスギシゲフサ　上杉重房　上杉氏（ウヘスギサダ）を見よ、

ウヘスギシゲヨシ　上杉重能　名號　法名報恩寺道宏秀峯　系統　兵庫守憲房の養子、勸修寺別當宮津入道道兒の子　事蹟　伊豆守となる、一番引頭伊豆守護となる、元弘の亂に北條高時足利尊氏をして京師を犯さしむるや、尊氏心歸順に傾く、重能細川和氏と詔書を示して之を贊成す、後ち尊氏の叛するや、從て京師に入り、官軍を出雲路に拒ぐ、利あらず、尊氏の西海道より上り、京師を犯し東寺に據るや、新田義貞來りて戰を挑む、尊氏戰はんとす、重能諫めて止む、重能常に高師直兄弟の權を妬み除かんとす、直義に勸めて師直を除かしむ、直義之に從ふ、既にして軍敗る、尊氏依て重能を越前に流し、師直に謝す、師直潛に人をして殺さしむ、時に貞和五年十月なり（大日本史）

ウヘスギゼンシウノラン　上杉禪秀亂　上杉氏憲基族顯定と共に拒ぎ戰ふ、衆寡敵せず、持氏藤澤に逃れ氏定自殺し、憲基越後に走る、持氏又伊豆に逃れ、尋で駿河に奔りて今川範忠に依り、急を京師に告ぐ、將軍義持書を下して關東將士をして、持氏を救はしむ、憲基兵を越後に擧げ、武藏の諸將之に應す　系統　二十四年正月氏憲婿岩松持國と武藏の兵を攻む、勝たず、持氏今川等の兵を以て鎌倉を復す、滿隆、滿仲、氏憲等皆自殺し、持國擒せらる、氏憲時に薙髮して禪秀と號す、因て禪秀の亂と云ふ、二十九年佐竹を擊て之を斬り、小栗滿重宇都宮持綱又叛して結城に據る、持氏攻めて之を斬る、京師の援軍駿河に至る、事平ぐを聞て歸る、持氏凱旋して武藏に至る、義持氏憲の孤子を養ふを聞き、之を恐み四上せんとす、僧服西堂百方和解す、事止む、持氏乃ち鎌倉に還る（續本朝通鑑、野史）

ウヘスギテルトラ　上杉輝虎　名號　本名景虎、小字は猿松丸、又虎千代、十一歳出家して宗心房と改め、天文十二年八月元服して景虎と改む、廿一年薙髮して不識庵謙信と號す　系統　越後人、長尾爲景の第三子、後ち上杉氏を冒す　事蹟　七歳僧となり、豐年城に歸る、十一歳出て四方に巡遊し、叡山に於て宇佐美定行に逢ひ兵法を學ぶ、天文十二年定行を軍師とし、兵一千餘人を募りて歸國し、姑夫政景を破り、兵力日に盛、衆悉く服す、終に越後を徇へ加賀能登越中佐渡に兵を出す、此時甲斐の武田信玄兵威強盛、村上義清之と戰ひ屢々破れ、終に國を失ひ越後に至り、輝虎に援を乞ふ、輝虎固より弱を援け、强を挫くの慨あり、之を以て請を許し、十六年三條根小屋を拔き守を置き、精兵八千を率ゐて信濃に入り、信玄と戰ふ、十八年四月又海野平に戰ふ、二十年八月上杉憲政北條氏康に逐はれて、越後に來り、管領職と族稱錦旗系圖とを輝虎に讓り、復讐を托す、輝虎之を許し、因て上杉氏を冒し、越後守と稱す、二十二年閏正月將軍足利義輝使を遣はし、東國を領せしむ、是を以て謙信連年北條氏と兵を構ふ、永祿四年謙信、關白藤原前久父子を護送して上洛し、將軍に謁す、將軍義輝偏諱を授け（此時はじめて輝虎と改名す）關東管領に補し、錦直垂、朱麾、文書等を賜ひ、相伴衆に加へ、從四位下彈正大弼に任ず、尋で輝虎禁闕に參し、天盃御劔を賜はる、歸國の後信玄と大に川中島に戰ふ、十一年北條氏康と和し、氏康の子を養て子となし景虎と名づく、元龜元年又信玄と川中島に戰ふ、天正五年是より先信玄既に死し、織田信長辭を卑うし、禮を厚うし、謙信に事へ、陰に上杉氏の諸將を招て、款を己に送らしむ、九月謙信叛者を討す、信長、柴田勝家前田利家等の五將を遣はし、四萬八千に將とし來り援けしむ、己れ亦潛に來

上杉伯爵家所藏（史料編纂掛蒐集）

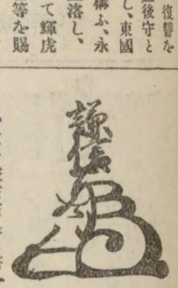

（輝虎卿押花）

る、尋で謙信信長に書を送りて明春三月十五日を期して合戰し、北人の技倆を比せんとす、十月謙信歸國、檄を傳へて管内入國の兵を集め、期するに三月を以てす、六年三月北陸の兵、檄に應じて雲集す、京畿大に震ふ、謙信自ら臨て兵を簡閲し約を申べ將に發せんとす、發するに先ち二日病起り、三日遂に卒す、年四十九、法名心光と號す、謙信武事に因て佛に侯事し、每歳法會を修めて以て冥助を祈り、終世素食し、婦女を淫せず、常に戒を持するを以て嗣子なし、兄の子を養ひて子とす（野史）

ウヘスギトモオキ　上杉朝興　名號　一に朝義に作る、修理大夫と稱す　系統　父を朝寧と云ふ、子朝定あり　事蹟　江戸城に居す、永正十四年北條早雲三浦道寸を新井城に攻む、朝興道寸の爲めに早雲と戰て敗る、大永四年室老太田資秀等叛て小田原に通ず、北條氏綱來り攻む、朝興出て品川に戰て敗る、享祿三年夏氏康と多摩川の端小澤原に戰て亦敗る、天文六年四月病んで床に在り、遺託して云く、我氏綱父子と接戰十四回に及ぶ、戰へば必敗らるを以て辱とす、歿後供養を爲す莫れ、唯北條氏を征して國家を鎭めよと、終に卒す、年五十（松陰夜話、野史）

ウヘスギトモフサ　上杉朝房　名號　幼名三郎幸松丸、法名縵宗院眞相道眞　系統　兵庫頭憲房の孫、父を憲藤と云ふ、藏人中務少輔を歷て彈正少弼に至り、延元元年足利尊氏に屬し、淡路川に戰ひ、水に溺れて死す　事蹟　父の死するや朝房時に年十四、家臣石川入道慧道朝房兄弟を擁し、鎌倉に入る、左馬助と稱す、後ち信濃越後を領し、越後守護となる、彈正少弼と改む、文中二年將軍義滿九州を伐つ、朝房を召して京師の留衛とす、延德二年二月四條に卒すと云ふ（上杉系圖、野史）

ウヘスギノリアキ　上杉憲顯　名號　國清寺と號す、晩年伊豆に國清寺を建つるを以て名づく　系統　憲房の子　事蹟　足利尊氏の叛するや、兄重能と共に、足利直義に從ひて京師に入る、尊氏の筑紫に走るに當り、途より憲顯を石見に遣はす、既にして尊氏の再擧して闕を犯すに及び、憲顯石見の兵を以て進み、備後に會して共に入京す、既にして足利義詮を擁して鎌倉にありしが、北畠顯家の來攻に遇ひて大敗し、義詮を奉し、鎌倉を捨てゝ出て走る、正平四年足利基氏關東管領となるや、高師冬と共に、擯ばれて執事となりて之を輔く、初め兄重能、高師直に殺されしを以て、憲顯深く師直師冬の兄弟を憎み、之を圖るの意あり、幾干もなくして直義の南朝に歸順するに及び、兵を擧げて應じ途に師冬を殺す、明年また直義に從ひ、尊氏と薩埵山に戰ひて敗れ信濃に走る、後ち新田義宗に從ひ、屢々尊氏の兵と戰ふ、基氏舊勳を思ひ、憲顯を諭して其罪を宥し、再び授くるに越後守護を以てす、尋で執事となる、基氏卒するに及び、其子氏滿を助けて東國を鎭し、執事たること舊の如し、正平二十三年卒す、年六十三（大日本史）

（憲顯押花）

ウヘスギノリカタ　上杉憲方　名號　薙

髮して道合と云ひ修理大夫と稱す、法名明月院天樹道合【系統】姓は藤原氏、贈太政大臣高藤十二世の孫、重房、丹波の上杉莊を領す依て氏とす、是を憲方の高祖父と爲す、父を憲顯と云ふ、憲方は五男なり、始めて鎌倉山ノ内に居せしを以て山内氏と稱す【事蹟】右京亮安房守に任ず、天授五年征旗を賜ひ土岐の族を美濃に擊つ、四月兄憲春に代て鎌倉管領足利氏滿の執事となる、弘和元年六月氏滿小山義政を擊つ、道合同族朝宗木戸範季と先鋒となり、小山城を攻む、年を越えて平ぐ、元中九年四月疾病に罹り執事を辭す、康永元年十月卒す、年六十（野史）

（憲方）（押花）

ウヘスギノリザネ　上杉憲實

【名稱】字は四郎、剃髮して高徳長棟菴主と號し、又雲洞菴と號す【系統】房方の男、或は房定の子と稱す、山内家四代の主【事蹟】應永廿六年鎌倉の執事憲基の後を繼て執事となり安房守となる、永享八年十二月信濃守護小笠原政康、村上植清と封疆を論ず、持氏之を裁す、憲實諫めて之を止む、持氏聞かず、翌年村上氏を援け憲實を除かんとす、讒濫人心洶々、持氏憲實の第に入りて和解す、永享十年三月是より先持氏約して將軍義持の子となる、義教將軍となるに及び、大に失望し、且又義教を輕蔑し命を奉ぜず、六月嫡子賢王丸に冠し義久と名づく、慶に託して憲實を殺さんとす、憲實病と稱して出でず、變を京都に上り、終に上野に奔る、持氏一色氏をして征伐せしむ、憲實分陪磧に防ぎ、持氏の軍を破る、持氏稱名寺に入りて髮を削る、憲實之を永安寺に徙す、永享十一年京軍上杉持房今川範政鎌倉に入る、憲實使を以て持氏の死を宥めんことを乞ふ、義政聞かず翌年持氏自殺し、憲實東國を管す（アシカガモチウヂ參看）後ち弟清方に管領職を讓り、剃髮して清淨光寺に入る、十二月伊豆國清寺に匿る、文安四年八月將軍義政召せども應ぜず、足利成氏亦召せども應ぜず、弟道悅と諸州を巡錫し、長門深川大寧寺に居す、寛正七年閏三月六日卒す、憲實鎌倉に在るや、禮儀を厚うし、足利學校を再興し、田園を寄せ、書籍を異邦に求めて納む、當時兵馬倥偬兵亂相次ぎて學業廢せしに、其廢を繼ぐは實に憲實の力なり（上杉憲實家譜、野史）

（憲實）（押花）

（右文故事附錄所載）

ウヘスギノリタダ　上杉憲忠

【名稱】字龍若丸、元服して右京亮と稱す【系統】憲實の子、山内家五代の主【事蹟】父の國清寺に遁るゝや、伊豆御山に潛む、長尾昌賢父を案め、文安四年請して持氏の子永壽を奉じて元服せしめ、成氏と名づけ管領に復す、又憲忠に元服を加へて成氏の執事となす、上杉持朝の女を娶る、昌賢之を翼戴し代つて事を執る、其擧や敢且つ漫、衆庶穩ならず、訟獄日に續ぐ、成氏憲忠を誡むるも聽かず、享德三年十二月結城成朝、武田信長、里見義實等、成氏の命を受けて憲忠を四御門の第に襲ふ、憲忠禦ぐ能はず竟に戰死す、年二十二（野史）

ウヘスギノリトモ　上杉敎朝

【名稱】法名常進大勝と號す【系統】禪秀の四子、母は武田氏、幼にして常陸大掾の養子となる【事蹟】治部大輔伊豆守となる、父自殺する時、潛に逃れて京都に奔る、康正二年十二月丹波より山東に赴き、足利政知の執事となる、寛正二年五月五畿七道疫病流行す、敎朝また疫を患ひ、心身腦悶し、發熱狂亂自ら刀を抽き、腹を剖て死す、年五十四（野史）

ウヘスギノリフサ　上杉憲房

【名稱】幼字五郎、長じて兵庫頭と稱す、法名龍洞院大成道憲と號す【系統】周晟の子、山内顯定の養子となる、山内家八代の主【事蹟】永正七年顯定の、長尾爲景等と戰ひて敗死するや、憲房又國を保つ事能はず、退いて平井城を保つ、時に長尾意玄叛して爲景に應じ、北條早雲亦之を援く、八月憲房使を京師に馳せて爲景を伐たんとを乞ふ、永正九年六月長尾景長憲實を迎へて顯定の嗣と爲し、管領と稱し平井城に居す、大永四年族朝興北條氏綱と戰ひ、河越に敗走す、憲房怒りて鉢形にいたり、兵を擧げて江戸城を復せんとす、會々疾に罹り、四月平井邸に卒す、年五十九（野史）

（憲房）（押花）

ウヘスギノリマサ　上杉憲政

【名稱】初

字は八郎、入道して立山光遠と云ふ【系統】憲房の子、山内家九代の主【事蹟】享祿三年長尾景盛等に擁せられ鎌倉管領となる、時に年八歲氏部大輔と稱す、上野平井城に居す、放縱度なし、奢を極め、飲色を好み佞邪路に當る、是年北條氏康年十六、出でゝ府中に在り、憲政氏康を見るに、庸劣を以てし、兵を出して品川神奈川府中等に戰ふ事八年、每戰皆敗る、加ふるに嬖臣菅野憲賴上原兵庫權を專にし、奢規を廢し、奢侈日に盛にして、國人益々叛く、長尾意玄太田三樂壓々諫むれども聞かず、天文七年北條氏康河越城を攻めて之を拔き、松山城を陷いれ、族綱成をして河越を守らしむ、憲政始めて驚き關東八州の兵を募り河越を攻めしむ、七月氏康急に柏原の營を襲ふ、憲政敗走す、十二年四月扇ヶ谷朝定と共に大擧して河越城を圍む、足利成氏兩上杉氏を援く、氏康伴て晴氏に說くに成を行ひ、以て城中の衆命を救はんことを以てす、成氏聽かず、乞ふこと再三に及ぶ、兩上杉の軍之を聞て意弛む、玆に於て氏康二十日の夜陰蒙に乘じ、砂窪を襲ふ、憲政大敗して平井城に歸る、十五年十月二嬖臣の勸により無名の師を起して、武田信玄を擊たんとし、碓氷嶺に次す、是亦信玄の爲めに破られて還る、二十年春氏康兵を出して武藏上野の境神流川に屯す、三樂之を途に阻む、軍潰えて平井城に退く、七月氏康の兵勢益々張り、兵を擁して將に平井城を攻めんとす、憲政驚愕爲す所を知らず、計を三樂に問ふ、三樂曰く巨室の傾くは智力の扶くる能はず、越の長尾景虎に據るに如くなしと、衆皆騰落ち依違して果さず、時に巷說起り、四民騷擾し、老幼阡に奔り、婦女陌に泣く、憲政遂に軍を促す、現兵五百に過ぎず、憲政途に越後に赴き、管領職綸旨系圖錦幢を景虎に渡り猶子たるを約す、景虎よりて族を上杉と稱し、憲政を春日山に迎へて厚遇し、厨食三百貫を寄す、憲政入道して餘命を春日山に送る、景虎卒する後、嗣子景虎景勝相職ふ、景虎走りて憲政の館に入る、憲政出でゝ和解せんとす、會々銃丸に中て卒す、時に天正七年三月十八日、年五十七、或は云ふ、景勝憲政を霧澤に殺すと（野史）

ウヘスギハルノリ　上杉治憲

【名稱】小字は直丸、彈正大弼と稱す、老後鷹山と號す、法名元德院文心【系統】重宣の養子、實は秋月種美の二男なり【事蹟】出羽國米澤城主、明和三年從四位下に叙し、彈正大弼と稱し、四年四月家をつぎ、十二月侍從に進み、天明五年二月致仕し越前守と改む、平素學を好み、紀平洲、瀧長愷等を招き、講讀を聞く、城下に興讓館を建て、俊秀の士二十人を擇びて教導せしむ、せしめ、上足十人を擢でゝ、郷里に派して教導せしむ、又武道を怠らず、武館を設け、師九十人を撰び、日系圖錦幢を景虎に渡り猶子たるを約す、景虎よりて學を好み、紀平洲、瀧長愷等を招き、講讀を聞く、城下に興讓館を建て、俊秀の士二十人を擇びて教導せしむ、せしめ、上足十人を擢でゝ、郷里に派して教導せしむ、又武道を怠らず、武館を設け、師九十人を撰び、日を期して教へ、武技を練修せしむ、又藉田法を學び、田一町餘を定め、親ら泥中に入りて鋤耕し、農民を奬勵す、又時々親ら國中を巡視し、孝子ある每に田園を給して賑恤す、玆に於て庶民皆其德に化し、農園を勵み、孝悌を勤め、囹圄空に至ると云ふ、文政五年三月卒す、年七十七（德川實紀、野史）

（上杉伯爵家所藏（史料編纂掛蒐集））

ウヘスギフサアキ　上杉房顯

【名稱】法名を大光院清巖道純と號す【系統】憲實の子、山内家六代の主【事蹟】兵部少輔從五位下となる、享德三年兄憲忠の足利成氏に殺さるゝや、長尾昌賢に立てられて關東の管領となり、而して成氏征伐の御教書を請ひ、成氏と抗衡す、康正元年成氏と戰つて潰ゆ、長康四年十二月亦成氏と戰ふ、寛正元年亦戰つて諸師の戰功を京師に報ず、四月將軍義政諸師を賞す、文正元年二月十二日五十子の陣營に病死す、年三十二（野史）

（房顯）（押花）

ウヘスギモチトモ　上杉持朝

【名稱】雍髮して道朝と號す、法名廣感院【系統】山内の族持定の子、扇谷氏定の後を繼ぐ、扇谷三代の主【事蹟】修理大夫となる永享の亂上杉憲實に黨す、足利成氏立に及び、入道して子顯房に讓り河越に退く、享德三年上杉憲忠の成氏の害に逢ふや、道朝顯房長尾昌賢と共に島河原に、成氏と戰ふて破る、長祿元年四月河越城を築く、後ち顯房と共に足利政知を擁して屢々成氏と戰ふ、此時山内家の勢盛大、昌賢之を援けたり、然るに賢才智謀ある太田道灌扇谷に屬し、兵威大に張り謀を通ずる者多し、終に兩上杉と隙を生ず、寛正三年將軍義政、政知（堀越御所）及び兩上杉に命じて成氏を擊たしむ、玆に至りて東國諸城主二心を懷き、道朝亦成氏に通ず

（持朝）（押花）

と聞き義政依て論書を政知及び上杉房定に寄せ且つ道朝多年の軍事を慰勞し、伊勢貞親をして討平の旨を告げしむ、文正二年九月卒す、年五十二(野史)

ウヘダアキナリ　上田秋成　名號 通稱東作、號を餘齋、無鵲居士と云ふ、又平生數々其居を變るを以て鵲の屋と稱す 系統 大阪妓女の子、四歳の時孤となる、後ち姻家上田氏に養はる 事蹟 秋成養家の業を恥ぢ、遂に家什を鬻で書籍に換へ、醫を以て業とす、後ち火災に逢ひ資を失ひ京都に移り南禪寺に住す、博聞强記、眼を過れば誦す、故に書籍を蓄へずといふ、又加藤宇萬技に從ひ和學を學び、歌文に長す、興至れば、一日數十百篇を成す、名聲大に振ふ、曾て大阪長柄に住みし時、盜壁を穿ちて入る、秋成思へらく、吾意を得たり、風を入るゝに宜しとて、愈と爲し盜窓と名づく、秋成人と爲り狷介人と合はず、小澤蘆庵、伴高蹊等の友あるのみ、後年老衰刪修に堪へずとし、其著萬葉集訓詁及び筆記八十餘卷を廢井の中に湮めしむ、又茶器を好み、自ら風鹿茶甌等を製す、後世粟田口窯の創造に係はる、又豫め葬所を南禪寺梅樹の下に設け、棺を作り寺僧に托し、平生著す所の書、及び藏書を寺中に納め、長柄に餘年を送り、六年九月歿す、年七十八 著書 冠辭考、續紹萬葉集見安、同補注、靈語通、古今集打聽、藤簍册子、雨月物語、くせ物語等(古學小傳、續近世叢談)

ウヘダジヤウ　上田城　所在 信濃國小縣郡上田字前山○西南千曲川に突出し、下尼淵と稱す、之に依て尼か淵の城、又伊勢崎城とも云ふ 起原 沿革 清和天皇の皇子貞保親王の皇子菊宮信濃守となりて此地に居し、子孫相繼で住し、終に海野氏を稱す、後醍醐二年三月海野幸氏幸義仲の子義隆を援く、源頼朝其忠義に感じ舊領を與ふ、九代の末裔幸義に至て漸く衰へ、村上義清武威盛なり、天文七年に至て小縣に於て戰て大敗して死す、幸義の子眞田義隆、武田氏に仕へて上田城を復す、後ち眞田信幸豐臣秀吉に仕へて功あり、後ち德川家康に仕へ九萬石に封ぜられ、上田城及び沼田城を賜ふ、元和八年八月加恩四萬石、上田城を轉じて松代城に移り、十二月仙石兵部少輔忠政代りて本城に封ぜらる、三代にして寛永三年松平忠周本城に移る、爾來子孫世襲して明治維新に至る(千曲眞砂、信陽雜記)

ウヘダリウ　上田流　上田威之の創めたる入木道の一派○威之、字は淳父、止々齋、半九窩の號あり、通稱利兵衛、賀茂の祠官岡本保孝に就き書を學び一家をなす、文政九年十一月廿六日に死す、年七十二(墨定便覽)

ウヘダリウ　上田流　上田重秀の創めたる馬術の一派○重秀は但馬守と稱し、細川康政に從ひ、大坪流の奥義を研めて遂に一流を始む、子孫其業を繼ぎて家聲を落さず、門人加藤重正最も傑出す、(武藝小傳、武術流祖錄)

○齋藤好玄(大坪流中興)——細川康政——上田重秀——同　重國
　同　重時——同　安重——同　重昌

ウヘノウヂ　上野氏　姓は清和源氏、足利氏の一族、足利泰氏の六男義有、三河國碧海郡上野に住し上野律師と云ふ、依りて氏となす、孫頼兼石見國三隅庄、武藏國差扇等の地を受け、石見但馬丹後の守護となる(系圖纂要)

○義有——貞遠——義遠——義勝
　——頼弊——頼景——滿景——持頼——尚長

ウヘノヲヂ

ウヘノヲヂ　上野公園　所在 武藏國東京府東京市下谷區 沿革 上野は舊忍が岡と稱す、古くより其名見えたり、江戸砂子に、忍が岡は當山(東叡山)の總名なり、又上野と云は、此地始は藤堂和泉守殿やしき也、藤堂家の城伊賀國上野の地に似たるより上野と呼ぶ」といへり、然れども永祿二年小田原北條家分限帳に、上野の地名見ゆれば、古くより唱へ來れるなり、寛永四年此地に東叡山寛永寺(クワンエイジ)參看)を建立してより、同時の地内となる、明治元年王政復古の際、彰義隊此地に屯して官軍と戰ひ遂に兵燹に罹り、堂宇烏有に歸して荒廢す、明治六年此地を公園となし、博物館及び圖書館等を設置し、漸次年を追うて今日の形勢に至れり(江戸名所圖會、武江年表、東京地誌沿革考)

ウヘノジンジヤ　宇倍神社　所在 因幡國岩美郡國府村宮下○本國の一宮、現今國幣中社たり 沿革 武内宿禰命(神祇志料に、神名帳頭注に武内宿禰を祭るといへども、引所の風土記文體は、他風土記の文に似ず其說疑ふべし、故に之を取らず、又本社祠官傳說によれば、素盞嗚尊族類の神を祭るに似たれど、少し矛盾の說ありて詳かならず、是れ稻葉國造の祖彦坐王の兄彦多都彦命を祀れるにあらん」といへり 沿革 孝德天皇大化四年社壇を作る、仁明天皇嘉祥元年七月從五位下を授け官社に預らしむ、清

ウヘノヲヂ　上野之戰　東叡山の戰(トウエイザンノタカカヒ)を見よ、

ウヘノハカマ　上判官　藏人にて掃部寮使尉を兼ねたる者を云ふ、

ウヘノヲヂ　表袴　名義 束帶の時、大口の上に着くる袴を云ふ、卽ち上への袴の義なり、又白袴と云ふ 着用 夏冬共に表白裏紅打の平絹と定まれり、(或に板引、又張りて着くることあり)縮線綾(アヤ)地、窠文(クワ)(第一圖)は天皇及び童子之を用ひ、公卿(三位以上)壯年の人及び禁色を聽されし人常に之を着す、晴の時は浮文、常は堅文なり、中年以上は八藤丸紋の堅織物(第二圖)を用ひ、十五歳以前は裏濃打なり、四位以下白張の平絹にて裏は同じく紅な

和天皇貞觀四年五月正五位下を加へ、帶で從三位に叙せらる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、天正九年豐臣秀吉毛利氏征討の際社殿兵燹に罹る、江戸時代に、領主池田光政社領三十石を加增寄進し、當郡の代官岡山九右衛門尉再び社殿を建立す、明治四年五月國幣中社に列す、祭日毎年三月及び八月の二十一日とす、神職伊部氏世々相繼ぐ(因幡志、因幡民談、一宮記、神祇志料)

ウヘノジヤウ　上野城　所在 伊賀國阿拜郡上野 起原 沿革 中世小田郷に屬す、伊賀川の東服部川の南の高地にて形勝の地なり、天正年間北畠の臣滝川雄利こゝに營す、文祿中筒井定次築城して居す、定次伊賀守羽柴姓を賜はる、後ち定次豁度なく、家臣中坊飛驒と爭訟あり、爲めに封土を沒收せらる、時に慶長十三年なり、同年藤堂高虎に與ふ、高虎城代を置きて之を鎭す、寛永十一年渡邊數馬其仇河合某を擊つ、劔客荒木又右衛門數馬を援けて其志を成す、明治の初に至り廢城となる(三國地誌)

ウヘノノタタカヒ　上野之戰　東叡山の戰(トウエイザンノタカカヒ)を見よ、

ウヘノハウグワン　上判官　藏人にて掃部寮使尉を兼ねたる者を云ふ、

ウヘノハカマ　表袴　名義 束帶の時、大口の上に着くる袴を云ふ、卽ち上への袴の義なり、又白袴と云ふ 着用 夏冬共に表白裏紅打の平絹と定まれり、(或に板引、又張りて着くることあり)縮線綾(アヤ)地、窠文(クワ)(第一圖)は天皇及び童子之を用ひ、公卿(三位以上)壯年の人及び禁色を聽されし人常に之を着す、晴の時は浮文、常は堅文なり、中年以上は八藤丸紋の堅織物(第二圖)を用ひ、十五歳以前は裏濃打なり、四位以下白張の平絹にて裏は同じく紅な

(第一圖)

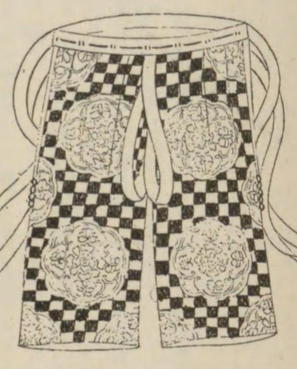

(第二圖)

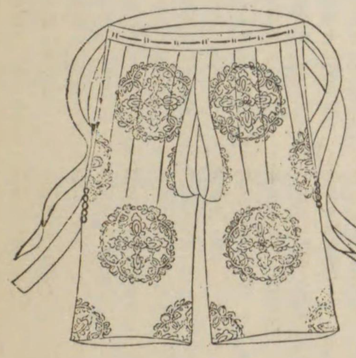

り、着樣は、袷を表袴の中へ入て、其後袴の右の腰を、左の腦より後へぬき廻し、右の脚少し前の方まで片釣にむすび、餘りを殿の中へ入るゝなり、闕腋の時は必ず後、縫腋は只前にて結ぶなり、又唐裝束の時、唐錦の表袴、崩木の表袴等各者例あれども略す 沿革 大寶令の制白袴と云ひ、後ち袙袴と云ふ、其始めて見えしは本朝文粹にありしこと壺井氏の說に見えたり(西宮記、裝束拾要抄、裝束圖式、裝束集成)

ウヘノミツボネ　上御局　内裡の局の名、二あり、一は藤壺上御局(フヂツボノ)、是は夜御殿の北、女御更衣參上の所、一は、弘徽殿上御局(コキデン)、是は天皇の出御し給ひ、女御更衣の參上する所なり、孰も涼殿の一間にて、廣さ二間に一間、萩戸を隔てゝ相對し東は弘徽殿上御局、西は藤壺上御局(御手水間、御湯殿上はその西に在り)となす、光孝天皇の朝始めて之を開かれたりといふ(禁祕抄、同階梯、大内裡圖考證)

ウヘハラマキ　上腹卷　腹卷(ハラマキ)を見よ、

ウヘビト　上人　殿上人を云ふ、四位五位の昇殿を聽されたる人なり、源氏物語に、うへびとと見えたり(儀訓類)

ウベンクワン　右辨官　「ベンクワン」を見よ、

ウヘムラハクアウ　上村白鷗　孝名 通稱 真燒を稱は八兵衛、尾張國知多郡常滑村の人 事蹟 よくし高尚なる茶器酒器の類を製して名あり、其眞燒を製するや指頭と筆とを用ひ敬て纖巧にならず、故に其製品筆致を殘して自ら妙を得たり、白鷗和歌を好み屢々京師に遊ぶ、また茶器酒器の外、好みて動物を作り、頗る密にして生動の勢ありしといふ、天保

信孝——量忠

ウヘノヲノコ　上男子　殿上人を云ふ、古今和集秋の上に、秋たつるうへのをのこども、鴨の川原に川遊遙けるともにまかりてよめる、云々」と見えたり、

ウヘノキヌ　袍　表の衣の義、「ハウ」を見よ、

ウヘノコウエン　上野公園　所在 武藏國東京府東京市下谷區 沿革 上野は舊忍が岡(シノブガオカ)と稱す、古くより其名見えたり、江戸砂子に、忍が岡は當山(東叡山)の總名なり、又上野と云は、此地始は藤堂和泉守殿やしき也、藤堂家の城伊賀國上野の地に似たるより上野と呼ぶ」といへり、然れども永祿二年小田原北條家分限帳に、上野の地名見ゆれば、古くより唱へ來れるなり、寛永四年此地に東叡山寛永寺(クワンエイジ)參看)を建立してより、同時の地内となる、明治元年王政復古の際、彰義隊此地に屯して官軍と戰ひ遂に兵燹に罹り、堂宇烏有に歸して荒廢す、明治六年此地を公園となし、博物館及び圖書館等を設置し、漸次年を追うて今日の形勢に至れり(江戸名所圖會、武江年表、東京地誌沿革考)

ウベノジンジヤ　宇倍神社　所在 因幡國岩美郡國府村宮下○本國の一宮、現今國幣中社たり 沿革 武内宿禰命(神祇志料に、神名帳頭注に武内宿禰を祭るといへども、引所の風土記文體は、他風土記の文に似ず其說疑ふべし、故に之を取らず、又本社祠官傳說によれば、素盞嗚尊族類の神を祭るに似たれど、少し矛盾の說ありて詳かならず、是れ稻葉國造の祖彦坐王の兄彦多都彦命を祀れるにあらん」といへり 沿革 孝德天皇大化四年社壇を作る、仁明天皇嘉祥元年七月從五位下を授け官社に預らしむ、清

三年四月三日歿す（工藝鏡）

ウヘワラハ 上童　東豎子の女官の名、女孺上品の女房を云ふ、女房官品に、これらは國名よせある名などをつく也、さぶらふ名などあるべし」とあり、

ウマ 馬　**名義** 獸の名、倭訓栞に稱美の名なるべしといふ、一説に、胡馬の音、國華合記集にも馬を胡馬と書ぜるは、武備志に牛を胡水と書ぜるが如くなるやとも云へり、南留別志に、ウマはマの字音に、毋音の添はれたる者と云へるは、從ふべし、村上天皇以後には、多くはムマと訓す、和名抄に見えたり **起原沿革** 史に見えたるは、神代紀保食神の頂化して牛馬となること見えしを始めとす、仙覺萬葉集註釋に、應神天皇の時、百濟より奉りしより、吾國はじめて牛馬ありと爲すは誤なり、又古事記裏書にも、日本決擇日記、今案保食神已死、其神之頂、化爲二牛馬一、髮雜者云、倭國無二牛馬一事見二書傳一、故應神天皇之世、百濟進二牛馬一、自二此而後一、倭國有二牛馬一、若本自有二牛馬一者、古先君臣寧杖策徒步乎」と見えたり、天武天皇四年馬を食する事を禁す、十三年二月軍馬に使用する詔あり、元正天皇養老二年三月詔して馬を畜ふの制を定めて、親王大臣二十疋、諸王諸臣三位以上十二疋、四位六疋、五位四疋、六位以下庶人に至る三疋以上を過るを得ず、聖武天皇天平十三年二月馬を屠殺するを禁じ、桓武天皇延暦十五年十月貢馬の年齒を定め、嵯峨天皇弘仁元年五月猥りに牧馬に乘ることを禁ぜしむ、猶、貢馬（コツバ）牧馬（ボクバ）參看すべし **種類** 毛色に就ては左の如し、

青毛（ハダカ）（鋼、青驪）
鼠毛（ネズミ）（驪）
黴毛（カビ）（驪）
黑栗毛（ハシバミ）（泥驪）
青黑（アヲクロ）（騮）
白茶毛（シラチャ）（白驪）
黑葦毛（ヨシ）（駒）
青鬣毛（ヤドリ）（駒油馬）
山鳥葦毛（アカガ）（赤驄）
柑子赤毛（カグ）（騂）
鹿毛（カノ）（驪）
赤鹿毛（コハクカケ）（赤驪）
紛芳鹿毛（シリウ）（紛芳驪）
黑栗毛（アシハナカガ）（紫驪）
葦花赤毛（ハシバ、桃華馬）
赤毛糟毛（ハナ）（驊油馬）
鹿毛糟毛（クロ）（驪）
鹿毛雲雀（ハシ）（驪）
鹿毛糟毛（クロ）（驪油馬）
栗毛糟毛（ヒハリ）（騮油馬）
赤月毛（クチビル）（緒黃馬）
唇黑月毛（クチビル）（駿）
黑川原毛（シラ）（沙驪）
斑川原毛（ハダカ）（斑驪）
月毛糟毛（ツキ）（騮）
月毛糟毛（ツキ）（騮油馬）
黑毛（カスガ）（驪）
糟毛（カスガ）（油馬）
片佐目（カタ）（驪）

○斑毛馬に就ては左の如し、

戴（ウヒタイ）星馬（ホシツキノウマ）（顧、驪、月題）落星馬
駹（ハウ）（黑馬にて面白、和訓「クロケノチモテ、ヒタイシロし）

玉鼻尖（鼻の先き白きもの、和訓「ハナサキシロノウマし）

（黑身にて、白鼠、和訓「クロケシロタテガミし）
駹（ハウ）（駹馬にて腹白、和訓「ハラシロカゲし）
騮（ハウ）（騮馬にて腹白、和訓「マタシロノクロゲし）
尾花葦毛（ヲバナ）（黃驪）
青雲雀（アヲクモヒバリ）（騅驪）
葦毛雲雀（アシカ）（驪）
赤毛雲雀（アカガ）（驪）
山鳥赤毛（ヤマドリ）（赤驪）
黑鹿毛（クロカノ）（騂、烏驪）
白鹿毛（シラカノ）（驪）
栗毛（クリ）（驪）
雲雀毛（ヒバリ）（驪）
赤毛雲雀（アカガ）（騂驪）
斑鹿毛雲雀（ハダラカノヒバリ）（斑驪驪）
口黑鹿毛雲雀（クチクロカノ）（斑驪）
赤栗毛（アカクリ）（黃驪）
月毛（ツキ）（駿、緒白馬）
斑月毛（ハダラツキ）（斑駿、虎月毛）
川原毛（カハラ）（駿）
白川原毛（シラ）（白驪）
月毛雲雀（ツキ）（驪）
川原毛雲雀（カハラ）（驪）
黑毛雲雀（クロ）（驪）
佐目（サメ）（駿、環眼馬）
駿（タン）（脚の脛蓋膝下白、和訓「リウノケシロノウマし）
五明（四足、及び鼻白、和訓「ヒタイトヨツシロノウマし）
騏（ソ）（四足白、和訓「アシフチ」又「ヨツシロし）
三明（三足白、和訓「ミツアシシロし）
首（爪白、和訓「ヨツノツメシロ」踏雪馬とも書す、蹄白くして雪を踏むに似たるを以てなり、又騮ともいふ）
啓（キ）（前右の足白、和訓「マヘノミギアシシロし）
騎（キ）（前左の足白、和訓「マヘノヒダリアシシロし）
驥（ジヤウ）（後右の足白、和訓「ウシロノミギアシシロし）
羣足（ヒユウ）（後左の足白、和訓「ウシロノヒダリアシシロし）
騏（ロ）（眼尾白、和訓「チジロノウマし）
駿（アノモト）（尾の本白、和訓「チモトシロし）
驥（ケツ）（尻の白、和訓「ケツシロし）
又、斑毛にて凶馬のもの左の如し、
虎頭（ケン）（黑色にて全耳白、和訓「ミミシロノクロゲし）
鮮（ケン）（白額にして、唇まで白きもの、驊、俞樞、溫驒、徹齒、的吻、的盧とも書す、奴之に乘れば里に死し、主之に乘れば棄市せらるゝといふ、和訓「クチニイルサクし）
流鼻繡頂（ニシキナガレサク）
銀鬃玉頂、小台星（シロタテガミノウマ」又「シロイタダキノウマし）
耳白腰花（ミ、コシシロノウマ）
白首黑身（カシラシロノクロゲ）
黃馬白喙（クチバシシロノヒバリ）
白馬黑斑（クロタテガミノシラカハラケ）
蹄黑面白（チモテシロノクメクロンキゲ）
白帶鼠（ヒダリノヒバラシロ）
被盧溫路（ナカレサクノイチシロ）

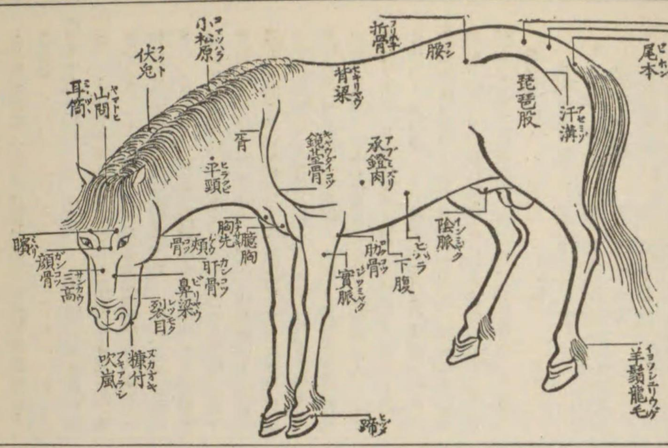

騏（ヘ）（家傳書曰、鈎尾在尾根）
騏（ニ）（明）（マヘノアシフタツシロ）
駒（ヘ）（ウシロノアシフタツシロ）
前陰白駁（サヤフチ）
騮（馬の脊凹曲したるをいふ、「セタチし）
又、旋毛のもの左の如し、
壽星（ヒタイツムジ）（シモキノツムジ）（家傳書曰、壽門在鳥間穿上）
壽星（ヒタイツムジ）（シモキノツムジ）（療馬集曰、壽旋、項門高過眼、家傳書曰、壽星在眉間、欲不偏不倚、過眼者最善）
醫旋（フラカマツムジ）（虎鈐經曰、後眼前近低處毛逆者、能行五百里、）
家傳書曰、醫旋、在眼之後近前處者走、）
腺（ハセツクツムジ）花（療馬集曰、腹垂腺小生逆毛、已上骨毛皆是駿）
乘（アブノ）鐙（ナツブ）（家傳書曰、乘鐙、在鐙貼之先無鬪車馬）
飛（カキワケツムジ）龍（虎鈐經曰、逆毛起腕上者六百里、」家傳書曰、旋毛在腕名飛龍、善走）（以上駿馬善旋毛）
陽（ミアケツムジ）仙（家傳書曰、旋毛在眼箱上者名陽仙、壽若旋毛逆下而覆於眼者駑不汗滴入眼）
滯（カウフリノラト、メツムジ）纓（家傳書曰、滯纓左結喉主官祿）
印（ラホムナカキウケツムジ）綬（又「マヘゲレツナキノツムジ」虎鈐經曰、從前膊到喉中有逆毛者名印綬、能行千里兼益主也）
葬（ナミキリノツムジ）槽（家傳書曰、葬槽、在鬐骨下、能游水、一名乘波）
宜（チフサノツムジ）乘（一名官府馬、安驥集曰、腹下陰前兩邊生逆毛入腹帶者千里）（以上驪馬善旋毛）
滴（ムマノナミダノツムジ）涙（一名死泣、承泣、虎鈐經曰、目下有橫毛者名死泣）
鍈（フエカラミノツムジ）喉（アヲウキヲシルスツムジ）
讖（アヲウキヲシルスツムジ）危（虎鈐經曰、從前膊外從項去、到腋腮有逆毛者毛病不利主）
腋（ウナシノシタノツムジ）蛇（虎鈐經曰、毛旋在項者毛病不利主也）
鈎（ヒキノツムジ）尾（家傳書曰、鈎尾在尾根）
滅（ヨツヒトツノツムジ）陽（留獲疏云、旋毛在肘後者、名滅陽）（以上駿馬惡旋毛）
目（マジリシタノツムジ）圓（虎鈐經曰、腮上有旋毛者、名目圓、毛病不可利主也）
裏（ムナカキツクシノツムジ）門（家傳書曰、裏門在鳥間穿上）
穿（カーナカノツムジ）鬃（家傳書曰、穿鬃在鬃中）
風（ナーダノツムジ）淚（家傳書曰、風淚在髻中）
挾（シカバネハサムツムジ）屍（一名、冀方、虎鈐經曰、腋下有回毛者名挾屍）（又、七裏之旋）
後裏門（シリツムジ）（以上驊馬惡旋毛）
听（クチヲハリラヒニナクツムジ）哭（家傳書曰、聽哭在耳根間惡事）
銜（クワカラーツムジ）禍（虎鈐經曰、旋毛在吻後者名銜禍、毛病不利主也）
頁（シカバネタツムジ）屍（一名閑廣、又駝屍、又閉門之旋、虎鈐經曰、鞍下有廻毛者、名頁屍）
帶（ヤツブクツムジ）劔（家傳書曰、帶劔在左脇下、主刀劔之災）
弓（ケツヒノツムジ）矢（家傳書曰、弓矢在百會邊、云々）
拖（モヒヒクツムジ）裹（俗曰、猿登之旋、家傳書曰、拖裹在烏頭上髀後）（以上宿駿惡旋毛）

○馬の丈は四尺を定尺とし、其上を一寸餘を一寸、二寸餘を二寸と云ふ、以下是に准じて知るべし、四寸より七寸までは（ヨキ、イツキ、ムキ、ナ、キと云ふ、九寸に餘るを長（タケ）に剩ると云ひ、四尺に足らぬを駒とし、三尺九寸を長（タケ）カヘリ一寸と云ひ、馬の肩の通に尺サシを立てミユミの嫩の所に横に木を當て、寸を取る、馬は十二月にて生れ、年は齒を以て別つ **名所** 別圖によりて知るべし、尙ほ、明治十九年二月の法令全書にて外貌の名稱を定む、卽ち、頭、項部、耳、眼、口、顋、鼻、腮、頸、蹇甲、背、腰、臀、尾、臀角、胸前、肋、脇、腹、脇、生殖器、肛門、肩胛、

臂、肘、膝、管狀部、脛、球狀部、繫繩部、蹄、腿、烏頭等とす（古事記、書紀、古事記傳、和漢三才圖會、貞丈雜記、大坪流馬術給圖書、驪黃物色圖說、法令全書）

ウマアヅカリ　馬預　解釋　江戸幕府の職名、六所の官馬の調習、其他大名旗本に下賜の馬、幕府領の牧より取來る野駒の餌立、仙臺駒寄入方等、一切厩馬の事を掌る。職員　諏訪部、曲木二氏の世職にして三員あり、二百俵高役料十五人扶持、若年寄の支配にて燒火間詰とす、其下に馬乘各三人附隷す、五十俵高三人扶持、馬方四人、高二百俵役料十人扶持を給し、若年寄の支配にて燒火間詰とす、大武、岩波の二氏世襲し、又馬術に優なる者新に補する事あり、其下に、見習四人、附屬す、十五人扶持を給す、其他馬醫三人二百俵高（桑島氏の世襲）爪髮役四人、二十俵二人扶持、馬飼小頭十五俵二人扶持、馬飼五十人、十俵二人扶持等あり（吏徵、明良帶錄、武鑑）○諸大名其他より獻する馬代金銀は皆厩方に集めて馬の飼料に充るなり、故に馬屋方は至て富裕なりしと云ひ傳ふ、天保末年勘定方の書留に、左の如く見えたり、

御馬方

諏訪部鎌五郎　御預馬六十一疋
村松　萬藏　同　四十五疋内
曲木　又六郎　同　二十七疋
蟇見七左衛門　同　二十七疋
（御本丸五疋
（西丸四十疋

右御馬御定高一疋に付大豆一日一升五合ツヽ、月々請取

ウマカタ　馬方　江戸時代、厩の事を掌る役人をいふ、馬預（ウマアヅカリ）參看○又駄馬を掌りて世話を爲す者をもいふ、

ウマガダケンジヤウ　馬岳城　地名辭書　賀前國京都郡大谷村（元祿時代まで馬嶽村と稱す）地名辭書　朱雀天皇天慶五年源經基山上に城を築て馬嶽と稱す　沿革考　太宰大貳公賴の子筑前守昌賴此城に居す、一族相繼で六代之を守る、仁平元年源爲朝豐後より來り攻めて當城を奪ふ、其後草野權守家仁居して三代繼ぐ、元暦元年豐後緒方氏平氏に叛て此城に據る、鎌倉時代鎭西探題を置くに及びて、其管轄に歸し、城番を置く、建武の亂少貳氏攻めて之を取る、其後菊池氏攻め取り、又大友氏、長野氏、規矩氏互に此城を爭ふ、眞和の年新田上野介義基西征將軍に從ひて、父子三代居城す、永享三年菊池氏の有となり、後ち大内氏に攻め取らる、明應九年より以來大内大友兩氏兵を交へ互に當城を奪ひ、終に大内の有に歸す、天文二十年大内義隆滅び、其臣陶晴賢宇都宮正房に守らしむ、永祿四年大友氏に奪はれ、天正八年九月龍造寺信周之に據り、十五年黑田氏の有となり、慶長五年細川忠興に歸し、元和元年破却して廢城となる（鎭西要略、太宰管内志、豐前志）

ウマカタノシヤウジ　馬形障子　名義　禁中清涼殿内の渡殿の北邊、朝餉の前に立てたる布障子を云ふ、表には馬を畫き、裏に打毬を畫く、又波爾馬と云ふ、禁秘抄に北方副三高欄二立三布障子二間（立柱打付）畫三打毬、向三下戸二横、女官戸より路を通て立三馬形障子二（號三波爾馬）也」とあり　起源　古今著聞集に渡殿にはれ馬よせ馬の障子を立て、又おなじ渡殿の北邊朝餉の前に馬形の障子侍り（中略）これ皆何の御時よりと云事をしらず、由緒かたゝおぼつかなし、閑院に大内を移されて後、よせ馬の障子（中略）など沙汰なかりけるを、四條院御時西園寺相國霧門修理せられける時、頭中將實季朝臣申送て立られたり、いと興ある事也此障子の繪本

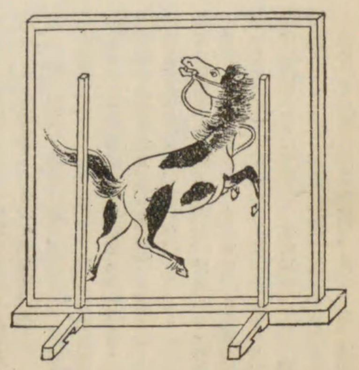
裏

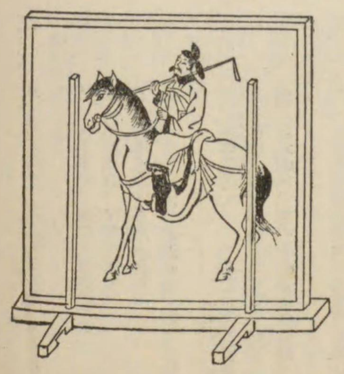
表

ども鴨井殿の御倉に安侍なる、建長造内裏の時、繪所預前加賀守有房給本を持ざりければ、取出してかゝせられけり、昔彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜々離れて、萩戸の萩を喰ひければ、勅定ありて、其馬をつなぎたるていを書きなされたりける時、離れず成にけりと、申傳へ侍るは誠なりける事にや」とあり、文中右記天永三年十月十九日の條に、見廻所々之處、朝干餉壺、布障子皆畫三馬形、里亭多相二具打毬」也、仍餌可レ令二具三打毬一之由下知、繪師師信真則畫圖了、令三立替一」とあるにて一斑を知るべし、猶寛政造内裏の時の障子は表裏共布張にて、へりなし、一面零駕（束方表）一面打毬（四方裏々上兩面共墨繪）高惣計六尺許、幅六尺、臺木鼻ノ出左右共二寸、押木黑塗見付三寸見込二寸、臺黑塗長六尺四寸、幅六寸八分、セイ四寸、横足より出一尺二寸、同足長二尺、幅六寸八分、セイ五寸五分ありと云ふ（禁腋祕抄、江次第、山槐記、風國見聞圖說、馬形障子考）

ウマカヒ　馬飼　馬を養ひ、且つ扱かふ人をいふ、和名抄に、園人、（无末加比）、養馬者也」とみえたり、古事記仲哀、及び安康天皇の條に、馬甘、履仲紀に、飼部、雄略紀に、典馬を孰も「ウマカヒ」と訓めり、其部屬を稱して馬飼部と云ふ、

ウマカヒベ　馬飼部　「ウマカヒ」を見よ、

ウマケンジヤウ　馬獻上　江戸時代、八月朔日に、江戸幕府より朝廷に馬を獻ずる儀式をいふ、詳しくは八朔（ハツサク）の條を見よ、

ウマサカノミヤ　厩坂宮　名義　舒明天皇の皇居　調査　大和國高市郡、村名詳かならず　起源　舒明天皇十二年四月天皇伊豫より至りて此に都し、同年十月百濟宮に徙り給ふに及びて廢す、凡七箇月間の皇居たり（書紀　首府沿革論）

ウマザシ　馬差　江戸時代、宿驛にて人馬の役を宛つる宿役人を云ふ、

ウマシマデノミコト　可美眞手命　名義　系統　父は櫛玉饒速日命、母は長髓彦の妹三炊屋媛、鳥見白庭山に居給ひ、足尼（スクネ）と號す　事績　初め長髓彦、命を神人と思惟し、奉じて君とす、神武天皇東征に及び、長髓彦兵を構へて歸順せず、命、父饒速日命と長髓彦を殺し、衆を師ゐて歸服す、元年正月神武天皇位に卽く、時に命天瑞寶を奉じ、神肩（カタ）を竪て以て齋す、又布都主の神劍を殿内に奉じ、十寶を藏めて天皇の爲めに鎭祭す、天皇大に喜び詔して、殿内に宿侍せしむ、因て足尼と號す、足尼の號茲に始まる、天皇已に殿に御するに及び、命、内物部を率ゐて儀衛を殿にすと、實に物部氏の遠祖なり（古事記、書紀、大日本史）

ウマジルシ　馬印（記旗）　名義　將帥が軍に臨める時、馬側に建て其居所を示す標をいふ、製作一ならざれど、後世多くは纛の制行はれしが如く、又單に纛と稱すること一般に行はれたり、なほ印の字は標、注、驗とも書す　起源沿革　其起り詳かならず、

○豐臣氏の千瓢

甲陽軍鑑は、天文の頃既に始まれりといひ、信長記は、元龜の頃より始まれりとあり、また出陣圖書に據れば、天文の前大永の頃より、專ら用ひたるが如し、要するに北條五代記に、氏康の馬印のことあり、其死去は元龜元年なれば、元龜以前既に馬印ありしこと明なり、されば武家名目抄に、文龜永正の頃に始めて大名諸家にて作り出たゝりと云へるは從ふべきに似たり、蓋し是も古の將軍の纛旗、隊長の隊旗などいひし類にて、始めは其制旌旗に同じかりしに、

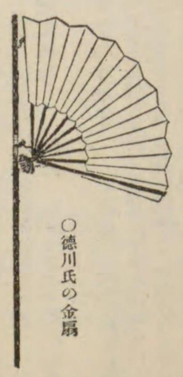
○德川氏の金扇

日々新なる製出來て終に異樣の物多くなるに至れるなり　參考　今其一二を示せば、千生瓢簞（豐臣秀吉の馬標）金の扇（德川家康）傘（織田信長）輪貫、大文字、芭蕉、芭蕉串、天蓋、三階笠、團扇、挑燈、熊の棒等あり（貞丈雜記、本朝軍器考、武家名目抄、馬標揃武鑑）

ウマジルシモチ　馬印持　解釋　江戸幕府の職名、馬印を持つを職とす、人品は中間より下れる所役なれども、主將の側に侍するを以て、身壯に才賢の人を撰びてこの職となす、旗奉行の被管にして小者の掌る所なり　沿革　織田豐臣氏の時より馬印持ありしも正しき職名にあらず、江戸時代に至り一の職名となりて此職を設く、板坂卜齋記に、慶長五年九月四日三島廣間へ渡御候て、馬印は熱田へ持て行待候へと上意、馬印に奉行もなく御馬印持候御小人もちて熱田へ行云々」とあり（武家名目抄）

ウマゾヒ　馬副　公卿等の乘馬に附き副ひ往く從者を云ふ、行幸、行啓、祭使などの時、公卿之を召具す、服裝及び人數に付き、物具裝束抄に、馬副事、（行幸行啓并一員御幸之時、公卿召具之、祭使召具之）冠（卷纓）綾、褐衣、袴、祖、（結構時宥之）單

（同前）布帶、素經巾、舌地（近代只菜客）」又馬副人數事、大臣十人、大納言八人、中納言六人、參議四人、祭使八人（常事也）」と見え、又管見記に、康治元年信範記云御禊節下、內大臣殿馬副十人、紺布、褐衣（袖端着村濃平組）濃蘇芳、張袒、白袴、卷纐冠（無文厚額）老懸、布帶、菜經巾」とあり○榮花物語に、ことどれり、御うまぞひまでしつくさせたまふ」玉葉文治三年十一月七日石清水行幸の條に、馬副張口殿上人陪從等少々在二余（藤原兼實）前一、仍以二隨身一仰レ可レ在二余後一之由、追入二了於陣頭一、上腐隨身騎馬下萬在二馬副後一、馬副猶引レ口也」とあり、

ウマゾヒ　馬添　【職掌】至町幕府の職名、將軍の傍にありて扶持するこを掌る、騎馬の馬添、歩行の馬添へありて、歩行の方は格勤衆之を勤む【起原沿革】其始めは鎌倉時代より起りしなるべけれども詳かならず、花營三代記に、應永二十九年十一月三日、御奉高山寺御成、則御影御拜見了云々、御カゴ小林小玉郎御鰹持、高橋四郎御馬添歩行也」と見えたり、人數時によりて一定せず（武家名目抄）

ウマダシ　馬出　馬場の本を云ふ、馬場（ババ）參看、

ウマヅカサノモン　馬司門（馬寮門）　談天門をいふ、「ダンテンモン」を見よ、

ウマノカネ　馬印　【名義】馬の琵琶股（馬の後足の形琵琶に似たるを以て名づく、又ひらもゝとも云ふ）の外に、押したる燒金の印を云ふ【起原沿革】大寶令の時之を定む、馬牛の子の二歳なるを、每年九月其牧のある國の國司牧長と共に牧に行きて、官字の印を以て、左股上に印す、後ち官印あるを御物の馬として上るなり、後世に及びても色々の燒印を押して馬の品位を分つ、源平盛衰記に、是は陸奥國七の戸立の馬鹿笛を金燒にあてたれば云々」、尺素往來に、黑毛瓦毛者水姓之馬、俱自二奥州閇伊郡一到來、其印鹿笛（カネ）者北方、飛雀者南方、此內羽折雀、小雀、殊可レ有二御賞翫一候、其外菟、下二、遠雁、交文字、引兩、丸等者、纔以二一疋之畜一可レ擇二六龍之德一候、大輪違者產間立、菟下一萬者、御所御牧候、別可レ有二御祕藏一乎」とあり、其圖の一二を左に示す（貞丈雜記）

ウマノコホリ　宇摩郡　【關係】伊豫國【起原沿革】稱德天皇神護景雲元年十月始めて郡名見えたり、延喜式宇麻とし、和名抄宇摩に作る、山田（ヤマダ）山口（ヤマグチ）津根（ツネ）御井（ミヰ）餘戸等の五郷あり、拾芥抄宇麻とす、元祿圖以後宇摩となし、現今に至る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ウマノツカサ　右馬寮　「メレウ」を見よ、

ウマノツカサ　主馬署　「シユメノツカサ」を見よ、

ウマノリバオリ　馬乘羽織　馬に乘る時著る羽織をいふ、後を「アウサギ」にしたるもの○嬉遊笑覽に、今俗にぶつさきはふりといふ物を、已れさきに陣羽織の類なりと思ひしは非なり、こは馬に乘るために作りたるにて猶道服なり、鷹筑波に、馬のりこそは多く見えけれ、直之が付句に、袖なしの道服の背をあけすぎてとあり、背をあくるを今も馬のりをあくといふ、馬のりをあくること通鑑綱目集覽曰、馬周上議、請禰袖繻襈、爲二士人上馬服一開レ胯者、名二缺袴形一庶人服レ之、卽今四襈形、釋文之襈衣裾分也云々と見ゆ」とあり、羽織（ハオリ）參看、

ウマノリバカマ　馬乘袴　馬乘用の袴を云ふ、貞丈雜記に、馬乘袴と云ふ物古はなき物なり、古は馬のる時は、常の袴のそばを取り、前こしにおしはさみて乘りしなり、是れを小もゝだちと云ふ、日記に見えたり」とあり、八水隨筆に據れば、馬乘袴は十番仕立とて腰の下へ紙を入て仕立るも同享保元文の頃よりなり」と見えたり、袴（ハカマ）參看、

ウマノリハジメ　馬乘初　「ヒメハジメ」を見よ、

ウマバデン　馬場殿　「ババデン」を見よ、

ウマビト　良人（貴人）　可美人の義にて高貴の人を云ふ、顯宗天皇紀に、君子謂神を訓み、欽明天皇紀に、良家をよめり（倭訓栞、萬葉集古義）

ウママハリ　馬廻　「ウママハリゲミ」を見よ、

ウママハリグミ　馬廻組　【關係】武家の職名、將帥の馬側に扈從する騎馬の平侍を云ふ、家によりて小姓組とも云ふ【起原沿革】始めは單に馬の傍に供する武士を馬廻と云ふ、梅松論に、尊氏此陣にふまへば、先陣の勢力を得て戰べし、若合戰利なくば馬廻りの武士共を召具て云々」、太平記矢切關從に、義貞は策てより馬廻に勝れたる奈を云々」と見えた

り、機田豐臣時代より、凡人品を分て組を創し、漸く職名となれり、其頭を馬廻組頭と稱す、江戸幕府また之にならひ、馬廻組を置く（武家名目抄）

ウマメシヅメ　馬召初　江戸幕府恒例の一、正月の初旬將軍吹上、若くは奥の馬場に出て、馬に乘り初むるをいふ、小納戸の上首、馬を引て憲方に向へば將軍之に乘り初むるなり、事終て後ち厩の司等に祿を賜ふる（幕朝年中行事歌合）

ウマヤ　驛　「エキ」を見よ、

ウマヤ　厩　馬を飼ひ置く所を云ふ、禁中には左右馬寮ありて厩馬の事を掌る、上皇には院御厩あり、別當案主以下の官人を置き厩馬の事を掌らしむ、又攝政關白家にも之に倣ひて設く、然れども共に其細詳かならず、蓋し古は乘用引出物等に馬を用ひしを以て、上皇並に攝關家には多く馬を飼ひしと見え、後白河法皇の六條殿には十三間餘の厩を建てし事、山丞記、吉大記に見え、榮花物語つるのはやしの卷道長の遺領處分の條に、「又世中の六十餘國の上馬これなむいかなる〳〵と奉り集めたるも、殿ばら受領のくだり儕達などにもわかたせ給て、のこりいみじとおぼしめすをゐりをかせ給へりける馬、御厩のくはへて百匹ばかりぞさふらひける」とあり、故を以て厩の別當は頗る勢力あり、且つ厩を尊びて御厩と云へり、馬寮（メレウ）院御厩（キンノミウマヤ）は別條に述べたれば、こゝには攝關家の厩と、武家の厩とを述ぶべし、

【攝關家御厩】厩馬の事を掌る役を厩の司とし、長官には別當二人あり、上御厩別當、下御厩別當と云ひ、五位六位の人を以て之に補し、別當の下に預、案主、舍人、居飼等の役人あり、攝政關白になりし時に是等の職員を定め補し、吉日を選びて厩馬を覽る儀式、を厩始と云ふ、玉葉文治二年三月二十四日の條に、此日依二吉日一始見二厩馬一、頭弁光長相二具馬九疋一、參上（別當長房依二所勞一不參云々）卽進二解文一（季長朝臣傳二申之一）依二隨身等遲參一、營相待、參集之後見レ之、光長朗臣在二前渠下一、厩別當國行在二砌下一、行事其外藏人五位等、指候二中門邊一、定例也、先上腐三疋、忠武、渠次、頼武、室各一疋、狩一度可レ引レ之、而庭狹之間、同時難二列置一、仍先見二三疋一、各乘レ之三匹打廻之後、依二仰下一、引出了、更下腐三疋又引二三疋一、見了如レ始、更又引二三疋一（下腐再率レ之、上腐候二中門南邊樹陰一）其後忠武、渠次等渡二南庭一、見レ之、渠次誠優美也、忠武又隨分無二過失一（忠武縹上下款冬衣、渠次白襖薄色衣也）事畢、右番長渠助參上、又渡レ庭見レ之」とあり、

【國司厩】別當、舍人等ありて厩馬の事を掌る、別當は勢力ありし事今昔物語吾妻鏡に見え、又修理大夫藤原顯季が播磨守たりし時、平清盛の祖正盛が厩別當たりし事見えたり、吾妻鏡に、下總國厩別當の事見え、陸奥國厩には國司厩佃及び厩舍人等の給田畠ありし事見えたり、

【武家厩】武家は弓馬を業とするを以て必ず厩あり、厩を掌る人を厩奉行と稱す、厩の制は三光院內府記に、武士は守護たるに依て弓馬を以て業とす、故に面向必ず厩を立つ、二間三間は諸人の通法、五間七間以上は分國の多少により其員あり、細川家は十三箇國拜領するに依り、十三間の厩

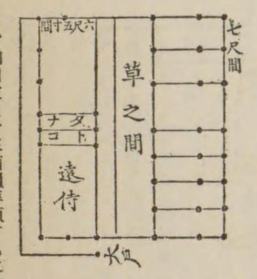

を立つ由見ゆ、後には七間厩とは、高貴の家の正式の作方の如くなれり、本朝軍器考に、昔馬寮の御厩の事は知らず、武家の厩の制、古は定れる法ぞありける、其中一の厩、二の厩などいふあり、さし入る口のわきをば一の厩といひ、奥のとまりを二の厩といふ、厩は、ほしと奥とを上等とす、凡厩に七の懸物といふあり、馬杙（ウマクシ）、馬刷、竹刀、打刀、爪打槌、勒通繩、藥筒をいふ也、是等の物も各定れる法量ある也、此外剪刀、燒印、粥袋、櫛、剉薙等の類猶多し云々」と見えたり○厩の內に侍（サムラヒ）とて客人の從者など集

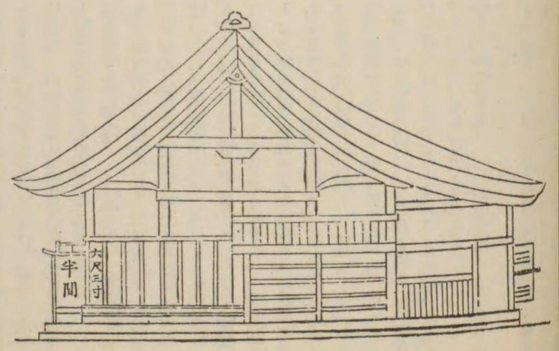

る處あり、遠侍といふ、又草之間などいふ所あり、こはいはゆる七間厩なり、今厩地割圖（京都將軍御所繪圖）を別圖に示せば、就て見るべし（家屋雜考）

ウマヤカタブギヤウ　厩方奉行　識學　室町幕府の職名、厩奉行の命を奉じて厩の事を扱ふ　起源　文正元年三月十七日加治左京亮を厩方奉行と爲せしを始めとす、卽ち小別當の類なり（武家名目抄）

ウマヤザムラヒ　厩侍　武家の邸宅に於て、遠侍の如く人々の接へ居る一ツの室を云ふ（武家名目抄）

ウマヤドノワウジ　厩戸皇子　聖德太子（シヤウトクタイシ）を見よ、

ウマヤノアンズ　厩案主　厩の文案を掌るものを云ふ、上皇及び攝政關白等の御厩には皆之を置く、「ウマヤ」を參看、

ウマヤノカミ　厩神　生馬及び保馬の兩神を云ふ、諸社根元記に、生馬神（天德三年三月二十九日正三位）坐左馬寮、保馬神（延喜三年三月五日從五位下）坐右馬寮、とあり、又扶桑略記昌泰四年七月二日の條にも、左馬寮乾角御坐、從五位下上馬神被ㇾ加二階一、と見えたり、日本紀神代卷に、保倉神の頭より牛馬化生する事あり、生馬保馬は蓋し此神の異名か（眞文雜記）

ウマヤノトネリ　厩舍人　馬の口取などをつとむる者、厩の中間をいふ、院及び攝政關白等の御厩には必ず之を置きたりき、「ウマヤ」を參看、

ウマヤノベツタウ　厩別當　厩の長官を云ふ、上皇の厩及び攝政關白等の厩には必ず之を置く、上下厩に各別當ありしこと、台記玉葉等に見えたり、「ウマヤ」を參看、

ウマヤバシジヤウ　厩橋城　所在　上野國東群馬郡前橋市字詞輪町の西、利根川の沿岸

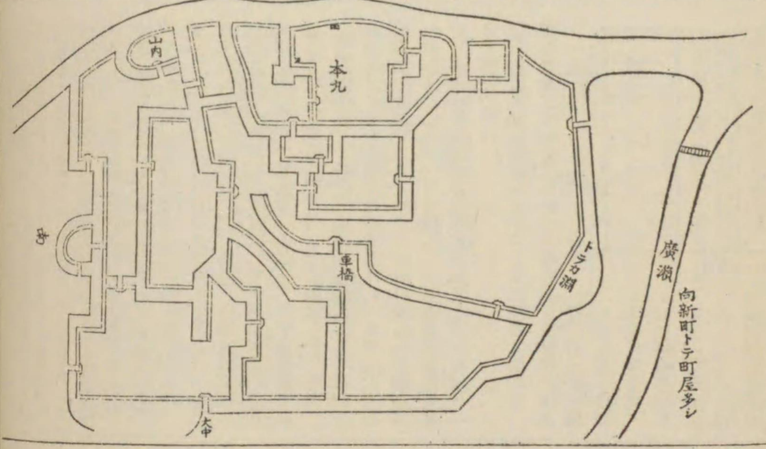

起源沿革　長尾宗賢始めて之を築く、初め平井城の上杉氏に屬し、天文以後北條氏に隸す、永祿二年上杉謙信之を陷いれて同族憲政を置き、部將長尾謙忠をして守らしむ、天正六年謙信死してより後、武田勝頼に歸す、十年武田氏亡びるに及び織田信長の臣瀧川一益關東管領として此城に住せしが、信長弑せらるるの後尾張に歸り、爾來再び北條氏に屬す、十八年德川家康北條氏の故封を襲ふや、平岩親吉を以て城主とす、慶長六年二月酒井忠重之に代り（三萬五千石）九世を經て寛延二年姫路に移封し、松平朝矩之に封ぜられ、二十年を經て川越に移りしより以後廢城となり改めて陣屋となす、慶應三年松平直克再築して移住し、明治維新に至り遂に廢す（關東八州古戰錄、上野國志、主圖合結記）

ウマヤブギヤウ　厩奉行　起源沿革　武家の職名、專ら厩馬の事を司る、又厩別當とも稱す　起源　鎌倉幕府にては、文治五年十二月源頼朝奥州征服の後、上馬を撰び厩十五ヶ間を立て、梶原景時を別當となす、是れ武家厩の司を置く始めなり、沿革　正治二年正月景時叛して誅せられし後、三浦義村厩奉行となし爾來將軍毎に代々之を置く、室町幕府に至りては別當とも奉行とも稱す、應安四年十一月伊勢入道貞繼を以て厩奉行に補せしを始めとす、爾來伊勢氏の世襲職となる、後ち厩奉行の下に厩方奉行を置く、これ別當下司にて、小別當と云ふの類なるべし、江戸時代には馬預（ウマアヅカリ）あり、就きて見るべし（吾妻鏡、伊勢家譜、武家名目抄）

ウマヤベツタウ　厩別當　「ウマヤノベツタウ」を見よ、

ウマユミ　馬射　射藝の一種、馬に乘りて弓を射るを云ふ、延喜式に騎射、和名抄に馬射をウマユミとよふ、皇極紀には馬的と書けり、詳しき事は騎射（キシヤ）を見よ（倭訓栞、眞文雜記）

ウマヨロヒ　馬甲　馬具の一種、馬につける甲をいふ、古今要覽稿に、馬甲は軍防令に私家に有することを得ずとあれば、大寶以前より有しことは明なり、さだめて西土の物をうつされしならん、其制作いかなりしや古物の存するなければ考ふるによしなし、それより後延喜の比はいかゞ有しにや式には見えず、一ノ谷合戰の時蒲冠者の楯をかさね、馬に甲をきすべしと宣ひしこと（源平盛衰記）、鹿葉城の軍の時畑六郎左衛門時能が、馬にくさりの甲をかけたり（太平記）とある、及び、内野合戰の時一色左京大夫が金銀の馬鎧をかけたる（明德記）などを含すれば、治承元年の比よりして、曆應明德の頃までも、合戰の場には用たりしこと論なし、然るに享德の比に至ては、合戰の場ならでも稀にこれをかけし人もありけるにや、不及二合戰一前馬甲かくること前にこれなしと、海老名季高はいへり、とみえたり、今古今要覽稿所載の佐橋左源太佳榮家織馬甲を別圖に示す、

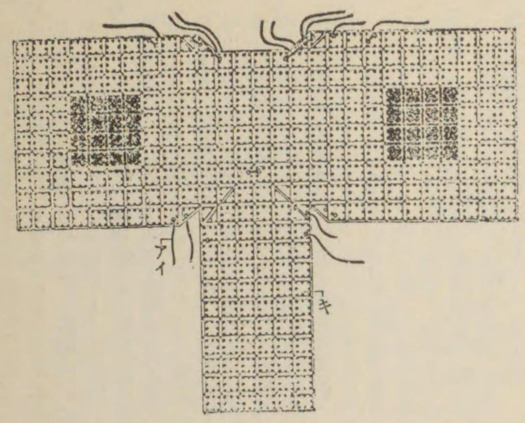

ウマレウ　馬料　「メレウ」を見よ、

ウマレウ　右馬寮　馬寮（メレウ）を見よ、

ウマレウデン　右馬寮田　名義　寮中の雜用に充てん爲めに、諸國の墾田等を割き置きたる公田を云ふ、不輸租田なり　沿革　平城天皇大同三年十月之を置く、水田二百四十五町五段三百二十四歩、大和國廿四町一段百三十五歩、信濃國百八十四町五段二百五十三歩、越前國三十五町八段二百九十六歩、播磨國一町百五十三歩、陸田十七町一段百八十歩、大和國二町五段、山城國十四町六段百八十歩を右馬寮に充つ（三代格、延喜式、田制篇）

ウミアリノクラ　海有鞍　海の有る鞍を云ふ、「クラ」の名所を見よ、

ウミコク　海石　海高（ウミダカ）を見よ、

ウミダカ　海高　名義　江戸時代に於ける納稅の一種、漁獵ある海、又は川の邊に在る村を、石高に結びて稅を納めしむるを云ふ、海石ともいふ、場所により本高と同樣水帳に載せて年貫及び高の懸物を納むるもあり、又水帳に載せずして村高の外に、海高幾許と記して役金を納むるもあり、古より如何なる原因にて、高に入れしか詳かならず　起源沿革　德川氏江戸に入りし後、起りたるものゝ如し、到め漁獵及び海草等の收獲高を計り、金銀何程を收得ある濱方には、米或は金銀何程を納むべしと定め、田地同樣に高に結びたるものと見ゆ、中頃より海川を高に結ぶこと止み、從永或は運上と稱して稅を納むることなれり（地方凡例錄）

ウミナシノクラ　海無鞍　海の無き鞍を云ふ、「クラ」の名所を見よ、

ウンカク　雲客　四位五位の殿上人を云ふ、月卿に對す、殿上を雲の上と云ふに譬ふる心なり（故實拾要、職原記事、有職小說）源平盛衰記平家榮昌得長壽院導師の條に、其日に臨て、一人、三公、公相、雲客、洛中邊土の賞賜、上下參集り、聽聞結緣しけり云々」、長門本平家物語に、男女雲客皆參給へり云々」と見えたり、

ウンカク　雲鶴　鞄の文を云ふ、卽ち雲飛鶴鞄を云ふ、親王（東に伏見宮）之を用ふ、攝家も太閤の時之を着用す、夏冬共に用ふ（裝束圖式、倭訓栞）

ウンカク　雲閣　內御書所を云ふ、「ウチノゴショドコロ」を見よ、

ウンガン井ンサキノナイダイジン　雲嚴院前內大臣　德大寺公維（トクダイジキンツナ）を云ふ、

ウンキヤク　運脚　古へ調庸を運ぶ人夫をいふ、民部式に、單に脚とも書せり、令義解に、若調庸未受本國、問、有二身死一者、其物却還、其運脚均出二庸調之家一、と見え、運脚を、「ハコブヨボロ」とよめり、「ヨボロ」は、今いふ人夫の如きものなり、元明天皇和銅五年十月の詔に、始めて見えたり、

ウンキヤクダイ　雲脚臺　禁裏及び院中へ捧ぐる物を載する臺を云ふ、雲脚とは、足を雲形にくり立たる物なり、總て禁裏、院中へ捧ぐる物の臺は、雲脚に彫物なりと云ふ（故實拾要、安齋隨筆）

ウンクワウ井ン　雲光院　所在　武藏國江

戸澤川○山號龍德山、光體寺とも稱す、江戸四箇寺の、宗旨浄土宗、本尊阿彌陀如來 起原沿革 慶長中阿茶局の開基、還蓮社往興上人湖呑和尚を開山とす、もと柳原堤の南に在りて光殿寺と號す、天和二年火災に罹り、三年今の地に移り再建す、寺領五十石(江戸名所圖會)

ウンケイ　運慶 名譜 或は雲慶に作る、世に備中法印といふ 系統 康慶の子 事蹟 定朝以來の名匠、佛菩薩の像に玉を以て眼に入るゝことを始む、後ち東寺大佛師職に補せらる、文治中藤原基衡平泉寺に安置する爲め丈六の藥師十二神將を運慶に注文せしに、運慶上中下三品を示しゝかば、基衡其中品を以てす、後ちまた鎌倉將軍の命により、鎌倉に下りて大倉新御堂及び持佛堂の佛像を造り名聲益々揚る、

(京都六波羅密寺所藏之木像)

運慶彫刻中、東寺南大門二王、東方金剛、東大寺四天、辰巳方多門天(高二丈五尺)東福寺山門、十六羅漢、邸面獅子脇大、大津千體、能登千體、石山千體(紀伊國高野山の奥に在り)等最も世に聞ゆ、運慶の子湛慶、康運、慶辨、康勝、運賀、運助父に從て彫刻をよくせり、中に湛慶尤も勝れたり(工藝鏡)

ウンゲンベリ　雲綱緣 「ウゲンベリ」とよむ、同條を見よ、

ウンコクケン　雲谷軒 雪舟の號、「セッシウ」を見よ、

ウンコクトウガン　雲谷等顏 名譜 姓は源氏、治平と稱す、一に治兵衛に作る、肥前の人 事蹟 天正頃の人、初め畫法を狩野松榮に學ぶ、後ち楊門に入りて雪舟の畫風を學ぶ、水墨淡彩を以て花鳥山水人物を畫く、氣韻頗る高く筆意また雪舟の風趣あり、遂に一家を爲す、雲谷は、卽ち雪舟の住せし寺名にて、等顏雪舟三代目を繼ぎ、此寺に住し、雲谷を氏とす、曾て毛利輝元雪舟の筆法を傳ふる者を求む、等顏之に應じて其名大に著はる(扶桑畫人傳、扶桑名畫傳)

ウンコクハ　雲谷派 僧雪舟の創めたる繪畫の一派、雪舟晩年周防國山口なる天花山下の雲谷寺に住し、雲谷と號し、又雲谷軒とも稱したるよりしかいふ、其系統は左の如し「セッシウ」參看(横井著日本繪畫史)

○雪舟
- 秋月
  - 等碩
  - 等薩
- 宗淵
- 周耕
- 周德
- 楊月
- 道安
- 楊門
  - 等顏
    - 運歛 名譜 字は元春、別に、泊如と號す、姓は藤原、大阪の人 事蹟 京都眞言宗智積院の住僧、初め神泉寺に入る、尋で安樂壽院の賴運に隨て瑜伽を受く、後ち智積院日樂僧正に謁す、是より講肆に登り千里駒の稱あり、研究甚夜博く內外に涉る、遂に賴運より佛性戒及び灌頂を受く、運死後元壽僧正に宗門祕訣を、醍醐寬濟大僧正に諸尊密軌を受く、慶安二年尾張長久寺に往く、承應二年智積院際長僧正召して第一座となす、衆請により性寶集を講ず、明暦元年江戸圓福寺を帝す、寬文中隆長の後を繼ぐ、五年將軍家綱に謁し、智積院の食邑を加賜せらる、六年八月後陽成天皇の因忌に、太上天皇大覺寺法親王に宣し、敕に勅して法筵を披庭に啓き、三密具舍の敎義を論ず、義虎十餘員を索も、互に相問難す、敵輙く之を破る、釋論啓蒙百ケ條並に或問四十卷を述ぶ、敵前後印可を授る者凡四千五百人と云ふ、天和三年退隱す、六年九月五日病を以て寂す、年八十 著書 給綱集、開蒙編、卽心義章、谷響集、資鑰纂解、瑞林集等二百餘卷(續東國高僧傳)

ウンジヤウ　運上 名義 課稅の一種、江戸幕府の時工商等の營業、若くは輸出入の貿易品などに課したる稅、定率あるものを運上といひ、上に頭ひて納むるものを冥加(又加)といふ、故に運上或は冥加といふも同樣なれど、只少く意味の異なるのみ 沿革 何時頃より始まりしか詳かならず、三代實錄に、運賊料と見え、又吾妻鏡、雜筆往來、以呂波字類抄などに、運上とあるは公物を京都へ運送し上する事にて、後世の運上とは異なれり、鎌倉室町の代、山手、河手、津料、關手、棟別段錢などいへるものゝ遺風にて、室町時代の末、永祿の頃運上の名目出づ、江戸時代に至り雜稅の一として之を徵收す、明治元年運上等一切金納となし、五年何々稅何免許稅と稱せしめて、運上冥加の名目廢せらる 用法 品目に因りて異なれ

ども、今一二の名目を擧ぐれば、市場、問屋、油船、水車、魚漁、鐵鎗、鳥札、帆別、紙漉炭竈等の名あり(地方凡例錄、松屋筆記、舊幕雜治要略、大日本租稅志)

ウンジヤウカタ　運上方 江戸幕府の職名、下勘定所の一分科にて、諸物品商賈等の抽分稅の取上、又は免除增減等に管することを掌る、分一、冥加などいふものも、悉く此の科にて取扱ふなり、金銀銅鐵山、これも運上に同じきを以て、運上方にてこれを取扱ふなり(地方凡例錄、德川氏官制)

ウンジヤウシヨ　運上所 東京運上所(トウキヤウウンジヤウショ)を見よ、

ウンヅセウ　雲圖抄 卷數 無卷數、二册、 內容 朝廷年中の行事公事部に收む、上卷には、正月より十二月までの行事を記したるものにて、上卷には、正月より十二月までの行事を記して委しくその圖を示し、下卷は裏書にて、御藥次第、女叙位次第、御齋會內論義次第、賭弓次第、除目事、季御讀經事、灌佛次第、御神樂次第、最勝講次第、弓場始次第等を記せり、奥書に、此書者、故都護納言爲二藏人頭一時、故右金吾被二鈔出一云々、件草傳在二此家一、而去年依二不意事一、文籍紛失之間、已爲二其中一、雖レ爲二才幹不官之身一、猶有二愚忠奉公之思一、彼正本金吾御自書、傳在二故前納言(朝隆)之許一、仍所レ借二請侍中左司郎一(朝方)也、寫二圖書一、銘、于レ時永曆最初之年無射上旬之候也、近代識者之家、以レ之爲二明鏡一云々、爲二規模一而已、末葉左監門員外將軍兼長秋內給事、藤原爲親在判」とあり 著者 中納言藤原顯隆、その弟重隆に命じて鈔出せしものなり(雲圖抄)

ウンテイ　雲梯 紫宸殿北庇の東階をいふ、廣橋家記、寶治元、公事談義、民部殿御記曰、號二雲梯一何所哉事(南殿)北庇東階(公卿休所妻戸內)歟」と見えたり、

ウンテイ　芸亭　石上宅嗣の建てたる文庫の名、文庫考に、公卿諸家の文庫にて人の縱覽を許し今の圖書館の濫觴ともいふべきものは、石上宅嗣が芸亭をもて始とす、宅嗣は光仁天皇の天應元年六月大納言正三位兼式部卿にて薨じたる人なり、續日本紀卷三十六の傳に曰く、捨二其舊宅一以爲二阿閦寺一、寺內一隅特置二外典之院一、名曰二芸亭一、如有二好學之徒一欲二就閱一者恣聽之、仍記二條式一以貽二於後一、其略曰、內外兩門本爲二二體一、漸極似異、善誘不殊、僕捨レ家爲レ寺歸心久矣、爲レ助二內典一、加二置外書一、地是伽藍、事須二禁戒一、庶以同志一入者、無二滯空有一、兼忘二物我一、異代來者超出塵勞、歸二於覺地一矣、其院今見存焉とあり、日本後紀卷二十四賀陽豐年が傳には、石上朝臣宅嗣禮待周厚、風二芸亭院一、數年之間、博究二群書一、中朝群彥、皆以爲釋道融御船王之不若也とあれば、たゞ書籍の縱覽を許しゝのみにもあらず、碩儒を屈請して講說のこともありしなり、殊に慈擧といふべし、延曆の末年までは院尙存すとあれば、創造以來數十年の間繼續しけるにや、されど拾芥抄其他に阿閦寺の名さへ見えざれば、中古の末には既に廢絕したるなり、元和の比、林羅山が記に、宅嗣が芸亭は名をだにも聞かずと嘆かれしもことわりなりけり」と見えたり、

ウンノクチ・シヤウ　海野口城 所在 信濃國南佐久郡南牧村字海ノ口 沿革 村上氏所屬にして、平賀源心之に居住す、天文五年十一月武田左衛門督信虎兵八千餘を以て來り攻む、城兵能く防ぎ拔く能はず、時に歲末吹雪堪へ難し、依て圍を解て歸る、武田信玄時に十六歲、初陣三百人を以て殿を爲す、其夜途中より俄に師を返し攻討する急なり、城兵備なく平賀入道源心力戰して死す、是より武田氏の有に歸す、小宮山丹後昌友城代として之を守る、廢絕の年代詳かならず(千曲眞砂)

ウンメイデン　溫明殿 大內裡綾綺殿の東、宣陽門の內に在り、別殿ともいふ、綾綺殿の中央より土渡廊を以て殿の東廂に通じ、又殿の中央に馬道ありて、宣陽門內に通ず、東階の下、隔つるに立蔀を以てす、本殿の廣さ九間四面なり(或は七間四面)南北榮あり、南北九間、東西二間を身舍とし、馬道を以て之を隔つ、南部は賢所卽ち內侍所にて、神鏡を奉安する所なり(「ナイシドコロ」參看)東方一間を東廂とす、額は西廂の中央に在り、高一尺九寸、廣一尺二寸なりと云ふ○殿名の出所は、蓋し鏡の名に由れるならん、漢書霍光傳、光之襲賜二東園溫明一、服虔註、以二東園一出レ鏡之所一、予恐溫明鏡名也」と七修類稿に見えたり(拾芥抄、大內裡圖考證、古事類苑帝王部)

ウンヤウカン　雲揚艦 軍艦の名、明治四年十一月山口縣より獻ず、初め雲揚丸といひしが五年二月雲揚艦と改稱す、九年七月航海の節破壞す(法令全書)

ウンリウ井ン　雲龍院 所在 山城國京都府下京區今熊野町 宗旨 律宗、泉涌寺の別院にして別格本寺なり、本尊藥師如來 起原沿革 僧聖皐律院を創建して龍華院と號し、後ち改めて雲龍院と稱す、聖皐は後光殿、圓融、後小松三帝の戒師たり、叡信甚だ厚く、後小松天皇先皇道孝のため堂宇を再建し、兩帝の宸像を安置し、康應元年四月如法經會を修し道薦せらる、爾來恒例の勅會となる、應仁の兵火に殿堂燒失し、文龜元年二月御黑戶殿を賜ひ、兩帝の尊像尊牌を安ぜられ、如法殿と名づく、寬永十六年如法殿を改修す、現境內三千四百十八坪、康應年間朝廷播磨國伊川莊及び丹波國日置莊を寄せらる、德川氏に至り六十石餘に改む、諸國の末寺三ケ寺あり(平

安通志）

ウメ　梅　染色の名、狩衣、下襲、衣等なば此色にて染め用ふ、表白に裏蘇芳なるもの、狩衣は、幼少の人正月に之を用ひ、下襲は、正二三月の晴の時に着用し、時には十一、十二月の時に用ふることあり、衣は、二藍又は濃綾の狩衣を着る時に之を用ふ○襲の色目の名、表白に裏蘇芳なり、着用の時は前に同じ（物具裝束抄、桃花蕊葉、飾抄、裝束色葉）

ウメガサネ　梅重　染色の名、狩衣、衣等なば此色にて染め用ふ、表濃紅に裏紅梅なるもの、狩衣は正月に着用し、衣は梅及び紅梅の着用時に同じ○襲の色目の名、假字裝束抄に、上白き紅梅匂ひて紅一ッ濃蘇芳云々といひ、同片假字附には、上紅梅なるも、赤色なるもありとみえたり、五節の時より春に至る間着用す（藻彌草、桃花蕊葉、重色目）

ウメゾノウヂ　梅園氏　姓は藤原氏、西園寺公經より出づ、三代公相二子實俊橋本と稱す、其八代左中將實勝の二男實清始めて梅園と稱す、明暦三年正月正三位となり、寛文二年薨す、世々子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（尊卑分脈、知諸拙記、華族譜）

○實清——友清——季保——實邦——久季——實繩
○季通——英通——通條——通仲——通賢——通同
○行通——通修——通善——通治

ウメタニウヂ　梅溪氏　姓は村上源氏、久我中將通世の男季通より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（知諸拙記、系圖、華族譜）

ウメヅノオトド　梅津大臣　近衛基實（コノエモトザネ）を見よ、

ウメヅノセツシヤウ　梅津攝政　近衛基實（コノエモトザネ）を見よ、

ウメツボ　梅壺　宮中の凝花舍を云ふ、中庭の坪に梅樹ある故に梅壺と云ふ、「ギヨウケシヤ」を見よ、

ウメツボノニヨウゴ　梅壺女御　源基子（ミナモトノモトコ）を云ふ、

ウメノミヤノジンジヤ　梅宮神社　所在 山城國葛野郡西梅津村、初め相樂郡椟山圓提寺にあり○今は官幣中社に列す　祭神 酒解神、酒解子神、大若子神、小若子神の四座、橘氏の祖神　起原 後聖武天皇の皇后藤原安宿媛、及び藤原武智麻呂の妻牟漏女王の姉妹相繼ぎて之を祀り、屢々其所在を轉ず、仁明天皇嘉祥中、母后橘嘉智子其氏神たるを以て、相樂より今の地に移して祭る、承和十年名神に預り、貞觀元年正四位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次新嘗祈年案上の幣に預り、十一年正三位となり、承和仁壽の間官祠とせられ、治承四年正一位となる、文明六年八月兵燹に罹る、元祿十三年七月大に修造す、明治四年五月官幣中社に列す、祭日四月三日、初め四月十一月の上酉日を用ふ、○攝社に、三石、市杵島社、幸神、護王社、愛宕社、天王社等、末社に二條西大宮及び山城國井手寺内等あり（山城名勝志、神祇志料、官國幣社一覽）

ウメノミヤノマツリ　梅宮祭　名義 山城國梅宮神社に於て、毎年四月十一月の上酉日に行ふ祭事　起原 祭日には必ず橘氏五位一人を赤幣使として遣はす、また人を定めて神主とす、藤原氏の執柄たる人、橘氏の是定たりし後は、其家より幣帛神馬を奉獻す、凡其祭儀、辨官以下神宮の行事所に就て事を行ふ、上卿參入座に著く、山人南門の外に候し、御琴師御神兒等之を迎へ、酒肴を高机に盛て門内にあり、互に相向ふ、山人二人列立て神を鎭る祠を申す、訖て御神兒二人賢木を受て座に復り、琴歌各聲を發す、時に御神兒舞を舞ひ、内侍神饌を供へ、山人薪を庭中に立つ、上卿大藏丞を喚て木綿綬を賜ひ、訖て群官及び神主みな座に就き、左右の馬を東舍の前に引き列ぬ、神主起て再拜し、群官も再拜す、神主祝詞了り、上卿以下拍手三段、馬寮允各一人御馬を走らし、山人庭火を燎き、御神兒、山人、神主、神祇、侍從、内舍人、大舍人皆次を以て倭舞す、辨宣く、御飯堅らかに給へ、宮内稱唯して出づ、又進立て申さく、御飯たからかに給了ぬ、群上卿以下皆退出すといふ　起原 詳かならざれども仁明天皇承和の頃より始まる　沿革 陽成天皇元慶三年十一月祭を停め、八年四月又更に之を行ひ、宇多天皇寛平中に祭を停め、一條天皇寛和二年十一月御願に依て舊規に復し、明年より式日を用ひしも、爾來歴朝相承けて變更なし（三代實錄、公事根源、江家次第、神祇志料）

ウメバチコバン　梅鉢小判　名義 江戸時代加賀國にて用ひたる金貨の名、面に梅鉢の紋の極印あり、故に此名あり　性質 金と銀との二種あり、金は、縱二寸五分五厘强、横一寸四分强、重四匁四分、慶長の年鑄造す、銀は、重三匁八分、及び四匁三分の二種あり、製作の年詳かならず（金銀圖錄、大日本貨幣史）

ウメバチノモン　梅鉢紋　紋所の名、梅の花をあふむけにして、上より見たる形に畫きたる紋なりと云ふ、菅原氏の世より出でたる人之を紋所とす、

卽ち、高辻、東坊城、唐橋、清岡、桑原、前田、久松氏等之を用ふ、尙ほ、北島、及び相良氏も之を紋所とす○家紋集說に、海錄云、梅バチといふ紋の名義詳ならず、加州家（前田氏）にては、バチは太鼓の撥にて其を梅の花の如くになしたればやがて梅バチとは云ふ（加州文學大島氏說）舞樂の太鼓の撥には||○如此

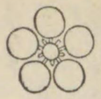

梅バチはかくかけるが本樣なり、又 ⁂ かくのごときをも今梅鉢といへど然らず、是は六曜日と今もいへり、諸侯方などに此紋あるも、上へ書上には皆六曜の星とかけるよし（三好鹿城話）云々」といへり、梅鉢の紋上圖の如し、

ウメムラギン　梅村銀　名義 金銀尙古品の一、表に梅村の極印あるを以て此名あり　性質 其性質使用等詳かならず、重八分（金銀圖錄）

ウメワウチオホバン　梅輪内大判　名義 加賀國にて鑄造の金貨　性質 (一)天正の時鑄造のもの(二)慶長の時鑄造のもの、二種あり(一)は未だ詳かならず(二)は、縱五寸一分五厘弱、横三寸一分、重さ詳かならず、面は、丸の内に五曜星の紋を上に、其下に、慶長八の三字を右に、五月極の三字を左に、壹兩の文字を中央に書し、其下に用介の字と花押とを刻す　沿革 鑄造の年月詳かならず、天正十二年前田氏、其臣奥村某の戰功を賞し、書及び物を賜ひ、黄金七兩を添へしが、其黄金字の註に、毎錠有梅輪内紋と記せり、是所謂第一の梅輪内大判なるか、この年前田氏の封内能登羽咋郡寶達山の金礦開けたれば、其礦の金を以て鑄造せるならん、第二は、極印にあるが如く、慶長八年五月の鑄造か（金銀圖錄、大日本貨幣史）

ウモノコホリ　羽茂郡　所在 佐渡國巳原郡

ウムラギン　有文巡方帶　名義 紋の一、表に梅村の極印あるを以て此名あり　性質 其性質使用等詳かならず、重八分（金銀圖錄）

ウヤムヤノセキ　有也無也關　所在 陸前國柴田郡川崎村大字今宿の西、羽前の國境卽ち笹谷峠の西　沿革 古へ關山と稱す、今猶古關と云ふ、相傳ふ、古へ關山に山鬼あり、旅客を捕へて食とす、時に山中一雙鳥あり「ウヤ」或は「ムヤ」となき、旅客をして害を逃れしむ、是れ觀音の化と、觀音は項上東奥山仙住寺にあり、所謂關山無也の觀音なり、本尊は僧行基の作と傳ふ、文治五年八月十五日伊達大木戸の戰ひ破れて主將國衡逃れて出羽にゆかんと欲し、大關山を越ゆ（觀迹聞老志、封内風土記）

ウヤムヤノセキ　有也無也關　前國柴田郡川崎村大字今宿の西、羽前の國境卽ち笹谷峠の西　沿革 古へ關山と稱す、今猶古關と云ふ、相傳ふ、古へ關山に山鬼あり「ウヤ」或は「ムヤ」となき、旅客を捕へて食とす、時に山中一雙鳥あり「ウヤ」或の化と、觀音は項上東奥山仙住寺にあり、所謂關山無也の觀音なり、本尊は僧行基の作と傳ふ、文治五年八月十五日伊達大木戸の戰ひ破れて主將國衡逃れて出羽にゆかんと欲し、大關山を越ゆ（觀迹聞老志、封内風土記）

ウモンジユンハウノオビ　有文冠　名義 紋の有る冠を云ふ、卽ち小菱形の紋ある羅を以て張る、後世は羅織なきを以て菱の紋を綴ぢ付たり　着用 五位以上の人之を用ふ、今に、五位已上皂羅頭巾（頭巾は冠なり）賦役令の義解に、羅縫之屬、縫有邪文者也」とあり、

ウモンマルトモノオビ　有文丸鞆帶　石帶の一種、「イシノオビ」を見よ、

ウモンノカンムリ　有文冠　石帶の一種、「イシノオビ」を見よ、

ウモンノセキ　有也無也關　所在 陸前國柴田郡川崎村大字今宿の西、羽前の國境卽ち笹谷峠の西　沿革 古へ關山と稱す、今猶古關と云ふ、相傳ふ、古へ關山に山鬼あり「ウヤ」或は「ムヤ」となき、旅客を捕へて食とす、時に山中一雙鳥あり「ウヤ」或の化と、觀音は項上東奥山仙住寺にあり、所謂關山無也の觀音なり、本尊は僧行基の作と傳ふ、文治五年八月十五日伊達大木戸の戰ひ破れて主將國衡逃れて出羽にゆかんと欲し、大關山を越ゆ（觀迹聞老志、封内風土記）

ウラ　占　名義 表の意にて、表に見はれぬ心の義、また「ウラナヒ」とも訓す、卽ち占合の義なり　起原 伊非諸伊非册の二神が夫婦となりて、初めに蛭子を生み、次に淡島を生みしも、意に滿ださりしかば、高天原に昇りて其事を天神に白し、天神は太占（フトマニ）を以て之を卜し、其然る所以を知りしこと古事記に見えたれば、當時既に卜法のありしことを知るべし　沿革 神功皇后三韓征服の後、中臣烏賊津使主始めて龜卜の法を傳ふ、これより太占は衰へたるが如きも、地方には、なほ後世まで其法行はれたり、下りて繼體天皇の時、五經博士段揚爾百濟より來りて易を傳へしかば、茲に於て蓍を以て筮するの事あり、また大寶令の制、中務省に陰陽寮あり、卜筮のことを司り、なほ別に宿曜師あり、二十八宿九曜の行度を以て占ふ（「スクエウシ」參看）而して中古以來、朝廷には、卜と占との二種を用ひ、卜は神祇官に行ひ、卜部氏之を司る、占は陰陽寮にて行へり（「ウラベ」「オンヤウレウ」參看）而して八卦を以て占ふことは弘法大師空海に始まると傳說すれど信じがたし、要するに平安朝以後陰陽宿曜の二道盛に行はれ、事大小となくこれによりて卜すること行はれたれど、朝廷の大事には、龜卜を用ひ、吉田家の家業となりたり、江戸時代に入りては、周易の研究進歩すると共に、占もこれに據り、所謂賣卜者といふものを生じ、易によりて卜するが故に、易者ともいへり　種類 太占（フトマニ）龜卜（カメウラ、又はキボク）足占（アシウラ）歌占（ウタウラ）辻占（ツジウラ）等あり、孰れも主として平安朝時代に行はれたり、詳しくは各條に就きて見るべし、此外前に述べたる陰陽宿曜二道師の卜法幷に算術によりて卜するの法あり、算術によりて卜を爲すものを算置といへり（和漢三才圖會、嬉

遊笑覽、正卜陽考、陽春廬雜考、日本教育史）

ウラウチノオホグチ　裏打大口　「オホグチ」を見よ、

ウラウチノヒタタレ　裏打直垂　裏を付たる直垂を云ふ、中古は公卿等用ひしも、武家時代には專ら武士のみ用ひたり○真丈雜記に、條々聞書に云く、裏打は只あさぎに紋をぬひめ付に白く付けたるが能く紋由、古より申傳へ候、又彈正判官の人は地を黑く紋に蝶を付けられ候、裏腰あかし（裏腰とは裏と腰とを云ふなり）餘の官の人はきべからず、常の裏打は腰ぜいこと、うらすゞしのきぬなるべし、裏打はひも菊綴も常のごとく紫革にすあふのひもより少し廣かるべし、菊とち同大なるはわろし、又云く大雜裏打の時（大かたびら用ふる時と、うら打の時となり）繻子のきやはんをすべし云々、常照盤草に云く、うら打の紋の事は家々の紋付け候方も候、大略松竹鶴龜などを付け候、異相なる紋などは不レ付候、色はあさぎにて候、又其の外の色をも被用候つゆひもの付け樣も同前、袖の下に三四寸つゆをむすびさげ候、革は大略紫革にて候」とあり、

ウラウメ　裏梅　染色の名、下襲、半臂等なば此色にて染め用ふ、表白に裏蘇芳なるもの、裝束色葉に、案するに是他の抄に所謂梅也、唯飾抄には是を裏梅と稱す、蓋梅は裏梅一重梅等の通稱なれども、專に梅と稱するは裏梅の事なると見えたり」といへり○襲の色目の名、表は白に、裏は紅なるものないふ、

ウラガキ（）裏書　古書の紙の裏面に表の本文に漏れたる事、或は勘物等を書きたるを云ふ、或は經文、文書等にもあり、是れ古は紙少なく、慣費かりしによるなるべし、又書札にもいへり、倭訓栞に、野槌を引て、昔の本は厚紙にて卷本なるが故に、注釋の文は、勘文を其裏に書て看るをもて裏書といふと見えたり、古（紙のすくなかりし世の風俗なるべし、今とち本になりし後は、そのうち書を本文の次に書出せし物多かり」といへり（真丈雜記、安齋隨筆）

ウラガキ　裏書　江戸時代、訴訟文書の裏面に判決文、或は出廷期日などを記したるをいふ、寺社並に寺社門前關八州の外、私領、關八州の内にても、寺社領より御府内に關したる訴訟には、月番寺社奉行裏書し、江戸町中より御府内に關したるものは、月番の町奉行、關八州御料、私領、關八州の外御領より御府内に關したるものは、月番勘定奉行、孰も裏書を爲すといふ、目安裏書（メヤスウラガキ）七日裏書（ナヌカウラガキ）三十日裏書（サンジフニチウラガキ）十判裏書（ジフハンウラガキ）等の種目あり、各條參看すべし（御定書百箇條、古事類苑法律部）

ウラカタ　古狀　龜卜を行ひし時、龜の甲の割れて生じたる縱横の龜裂をいふ、これによりて吉凶を卜するなり、又卜兆とも云ふ、かたは象の義なり、令義解に、卜者灼レ龜也、兆者灼レ龜縱横之文也」と云へり、「キボク」參看、

ウラカタ　裏方　公卿方の御簾中を云ふ、御裏御殿とも云ふ（武家名目抄）江戸時代には本願寺門主の室に此稱を用ひ、また御裏樣ともいへり、更に按するに、此稱を用ひ、また御裏樣ともいへり、更に女子、總領なり、此方へと申て、隆家の内方を御座敷へ御呼候て云々」と見えたれば、戰國時代には、武家の妻室をも一般に稱したるものなるべきか、また古くは「カチカタ」と訓したるものにや、暫く記して疑を存す、

ウラカタキ　裏形木　裝束の裏に、模樣を付るをいふ、召具の雜色、隨身、舍人、牛飼等これを着用す、永昌記に、嘉祥二年四月十七日賀茂祭雜色薄香裏形木袴欵冬打」人車記應保三年二月十六日に、舍人童牛飼裝束裏形木云々」とあり、此外、吉記、玉葉、山槐記等にも見えたるが、是等は一日晴の風流を盡しいものならん（蜻蛉錄）

ウラガネ　裏曲　名義曲尺の裏にある尺度の稱、其一尺は表の一尺四寸一分四厘二毛一絲にあたる、又「マスノツルガネ」とも云ふ（語彙）其始め詳かならざれども、算法の鈎股弦より出でしものなり、專ら匠工の用ふるものにて、その使用法は數學類集に、按するに裏がれ一尺にてすじかへに有所は、方面の寸は表の曲尺にて一尺有る也、裏曲にてすじかへに九寸九分ある所は、表の曲尺にて九寸九分方面有る也、椽頰など、二方へ廻りて有る所の隅のすじかへ、或は屋根の方形の角に登り梁など云ふもの、皆此形を持て裏曲の方を帶びたり、其外方面へ鐵矩尺を以て寸尺を見んとしても、物の障りて得叶はざる時には、其所のすじかへの所を、彼うちがれにてすを定めて、方面の寸尺を知る也、是は算法にて鈎股弦と云章術ありて、去より出して斜徑の定法を一四一四二と

斜徑の圖
マスノツルガネ

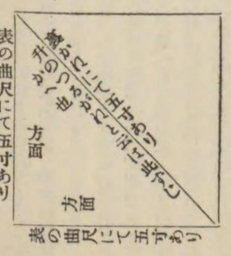

定め置、初學者を導引きて、習ひ學ぶに心安くせん爲也、匠工は算法は知らざる者故、右の形ある事を伐り刻み作るとき彼裏表の尺にて業を爲すなり」とあり、一例を圖にて出す、

ウラガブギヤウ　浦賀奉行　職掌江戸幕府の職名、相模國浦賀港に出入の船舶、大阪より奥羽に送り及び奥羽より大阪へ廻船の米穀諸荷物を監査することを掌る、又近邊在町の公事訴訟を取扱ふ職員奉行は老中の所管にして二千石高、役料千石たり、席次は芙蓉間詰とす、其下に兩組各支配組頭ありて高百五十俵、役料二百俵、役金百兩を給す、席は燒火間とす、又一組に與力十四騎、同心五十人附隸す沿革初め伊豆下田に於て當職の事を行ひ、下田奉行と稱す、享保五年十二月關を此處に移してより、浦賀奉行と稱し、始めて一人を置く、もと下田奉行堀隆岐守を以て之に充つ、文政二年より二人となす、天保十三年一たび一人役となし、弘化元年再び兩人となす、安政の初亞米利加船の來りしより此職最も要劇となり、格式を重くして又五位に叙し、長崎奉行の上に列するに至れり（吏徵、明良帶錄、官中祕策）

ウラガブギヤウシハイクミガシラ　浦賀奉行支配組頭　江戸幕府の職名、浦賀奉行の下に屬して、組の者を支配し、浦賀地方の政務を掌る「ウラガブギヤウ」參看、

ウラクシ　卜串　大嘗會の時、悠紀主基の國郡卜定の名を書きたる紙を云ふ（儀制栞）

ウラクハ　有樂派　織田有樂齋（長益）が創めたる茶道の一派、千利休よりいづ、「オダナカマス」を見よ、

○織田有樂—同道八—同可休—織田貞置（貞置派の祖）

ウラゴノスハウ　裏濃蘇芳　襲の色目の名、表はうすき蘇芳にて、裏は、こき蘇芳のものなり（雅亮裝束抄）

ウラザシ　裏指　副子として、腰刀のさし裏にさし添へたる小刀をいふ、笄はさし表にさし、小刀はうらにさす故に名づく（武家名目抄）

ウラシ　陰陽師　「オンヤウシ」を見よ、

ウラジヤク　裏尺　尺度の名、「ウラガネ」に同じ、同條を見よ、

ウラシヨウモン　浦證文　江戸時代、米穀貨物を運漕する際、通航の浦港に於て風浪の難易、倭奴の減否等を證する書狀をいふ、延寶元年三月の達に、城米船積の際、桝橋綱碇糧米水薪諸道具等、海上使用の品物を積載せ檢査を受け私物を隱し積むべからず、若し風濤にて滯船し、糧米不足の時は之を買ひ、其浦より證書を取るべし、云々」と見えたり（大日本租稅志）

ウラジロレンカ　裏白連歌　毎年正月北野にて行ふ連歌を云ふ、懷紙入折にて表ばかりに書くゆゑしか名づく、寒川入道筆記に、北野裏白の事、毎年正月三日に必執行の連歌也、此元來執筆誤て一の折の裏をかゝずして、二の面にうつり候、その誤を改めず、餘の折をも、面てばかりにかきて以上八枚に書ゝ之也、是を裏白と云ふ、此外說ありと雖ども之を略す、云々」と見えたり（雍州府志、俚言集覽）

ウラツキノカミシモ　裏付上下　裏を付けたる上下（カミシモ）をいふ、表は麻上下同樣にて、地合は龍紋の小紋、裏は茶丸甲斐絹の類を用ふ、また縞にて裏付きしを通し上下ともいふ、普通の者とは異なりて一般に行はれず、寶曆三年十二月令して小紋と縞との差別なきに至らしも（禮典錄）○四季草に、是は古の裏打の直垂より出たる物なり、宗五記に、ひたゝれの染やうは、公家のめし候ひたゝれは、黑もふたへ物も能候、武家の着候うち打は、たゞあさぎに紋をぬひめ付に（今世きり付紋と云ふ）白く付たるが能候と、古より申傳候云々、是直垂に裏を付るをいふなり、今世肩衾にうらを付るは此准擬なり」と見えた、また瀨田問答に、裏付上下並に色のかはりたる肩衣を着し候事、いつ頃より始まれるや、享保の頃よりなど申傳へ候は實說に候哉、答、裏付上下始め數年糺し候へども、慥成說を不レ得候、凡大猷公の御代かと被レ存候、享保の頃と申候も、理なき事には無レ之、當時繼かたきぬ抔と申候て、夏かたきぬに裏付用ひ候は、有德公の御代享保のはじめ被ニ仰出一用ひ候事のよし」と見え、青標紙に、裏付上下、古へは都て麻上下を着せしものなるが、慶有院樣御代寛文の頃、夜分など寒氣をふせぐ爲に着したるもの也、其後平生是を用ふるやうになれり」などみえたり、「カミシモ」參看、

ウラツジウチ　裏辻氏　姓は藤原氏、西園寺公經より出づ、三代實兼の子實明正親町氏を稱す、十一代季康の次男季福始めて裏辻氏と稱す（本は裏築地）參議從三位に至り、寛永二十一年九月薨ず、世々相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（知譜拙記、華族譜）

○季福（トミ）—實泉—季盛—公親—實本—公理

實和（アヒ）—公周（カネ）—實孚（コト）—公愛（初季忠）公本（モト）（元名以緒）

彦太郎

ウラナヒ　卜　「ウラ」を見よ、

ウラニハノカミ　卜庭神　占部神（ウラベノカミ）を見よ、

ウラノシツキノカタナ　裏熨斗付刀
「ノシツキノカタナ」を見よ、

ウラノツカサ　陰陽師寮「オンヤウレウ」を見よ、

ウラハズ　末弭　弓の弭の末を云ふ、即ち上の方の弭なり、ウラは末なり、固とうらなども云へり、猶「ユミ」の名所の條を見よ(倭訓栞、貞丈雜記、四季草)

ウラハン　裏判　文書の裏に捺したる花押を云ふ、多くは上書などの謹上ぜる狀に用ふ、吾妻鏡に、頼朝裏御判とあるも多く奏狀なり、書判(カキハン)參看(松屋筆記)

ウラフウ　裏封　鎌倉時代裁判の時、訴論人三問三答の訴陳の後、訴陳狀の正文を奉行所に返進し、兩方共に奉行所に於て訴陳狀を次第して一卷に繼ぎ合せて、端目毎に各裏判を捺すを云ふ、訴論人の身分守護地頭などの正員と代官となる時は、正員は上に印し、代官は下に印す、代官と代官とならば互に上下を打違へて捺すを法とす、裏を封じて後、之を奉行に進ずるなり(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

ウラベ　卜部　【延喜式】神祇官に屬し、御體御卜等を行ふ【起源沿革】害命の裔中臣烏賊津使主より出づ、使主祇より帰へたる太占の卜事を以て仕へ、神功皇后征韓の功業成りし後、使主、命を奉じて百濟に至り其國を治め、對馬に還り留りて子を生み、卜事を傳へたり、其子孫依て卜部となり、其國に住居し或は上番して神祇官に仕ふ、文武天皇大寶元年制定して卜部二十人を置く(令義解、陽春廬雜考)

ウラベウヂ　卜部氏　天兒屋根命十二世の孫太玉命天孫に仕ふ、命、亦齋耳命と謂ふ、龜卜の術に達し、神武天皇の時、命、亦齋耳命と謂ふ、龜卜の術に達し、神武天皇に仕ふ、後、卜部氏を賜ひ、子孫をして之を行はしむ、神功皇后の代眞根子命三韓に使し、歸て壹岐に留り住す、故に子孫を壹岐氏とも稱す、顯宗天皇の代五世忍見命壹岐より山城國歌荒州田地に遷居す、八世益業松尾社權禰となる、子孫代々同社祝となる、曾孫平麿もと業基と云ふ、占卜の術に逢す、松尾社祝、月讀社禰宜、平野社預を兼れ、神祇大祐丹波介となり、卜部宿禰を賜はる、子孫平野社預となる、曾孫兼延平野吉田兩社預となる、子兼忠平野吉田梅宮等の社務長となる、其子兼親同じく吉田社預となる、爾來子孫吉田社務を世襲す、兼親の第兼國平野社務となり、兼親の二男兼季梅宮社務となる、共に子孫世襲す、十一世兼熙北朝後圓融天皇に仕へて、右京權大夫となり、昇殿を許さる、兄神祇權大副兼繁及び族人兼遠等五人奏請して姓を朝臣に改む、家號を室町と稱す、後ちに吉田と改む、爾來吉田を以て氏とす、子孫相繼き明治に至り、華族に列し、子爵を賜はる、一族に萩原、錦織、藤井氏あり、華族に列す、各條參看すべし(家譜)○一説に眞根子命の子孫蕃衍して壹岐卜部兩氏に分れ、壹岐對馬山城伊豆等の諸國に居住し、皆上番して神祇官に仕へ、龜卜の事を掌る、卜部は神代より龜卜を掌る故に名づくと、又一説に、天兒屋根命八世兄勝命、弟勝命二人、崇神天皇の時武藏國に下向し、多摩郡に住して阿伎留大神を齋祀る、其孫殖坂命、景行天皇の御代卜部を掌り、子孫武藏伊豆兩國に住居す、十七世卜部宮守の男業基伊豆國より出て、神祇官に供奉し、卜術優長なるを以て、遣唐使につきて唐に赴き、歸朝して大史に任じ、齊衡三年卜部宿禰を賜ひ、平際と改む、其曾孫兼延吉田社預を兼ねと云へり(氏族志、華族通覽)家系は、大雷臣命より平麿に至る卜部系圖に家譜と異なる點あり、茲に左に示す、

○大雷臣命(跨耳命)——大小橋命——阿麻毗舍卿
- 眞人大連——賀麻大夫——黑田大連——常磐大連
- 可多能祐大連——國子大連——國足——意美麿
- 清麿——諸魚——治麿——平麿(卜部系圖)

○大雷臣命——眞根子命——大田彦命——酒人命
- 神奴子命——忍見命——太富命——十握命
- 若彦(卜部伊吉宿禰)——乙等——綱田——古麿——宅麿
- 益麿——益業——業氏——宅基——平麿——豐宗
- 好眞——兼延——兼忠——兼親——兼政——兼俊
- 兼康——兼眞
- 兼茂——兼直——兼藤——兼益——兼夏——兼豐
- 兼名——兼顯——兼好
- 兼熙(號三室町、後爲吉田)——兼敦——兼富
- 兼右(一に兼名)——兼倶——兼致——兼滿——兼右
- 兼見——兼治——兼英——兼起——兼敬——兼章
- 兼從(萩原祖)
- 兼延——良俱——良連——良長——良熙
- 良義(家譜)

【梅宮系】
○兼季(卜部宿禰祖)——兼經——兼仲——仲遠——仲通
- 仲季——仲會——仲貫——仲茂——仲在——仲貴
- 仲秀——仲有(家譜)

ウラベノカタヤキ　卜部肩燒　上代卜占の一種、鹿の肩骨を燒き、其火坼の種類によつて吉凶を卜するをいふ、卜部氏が、この事を掌りしよりしかいふ、詳しくは卜占(フトマニ)の條を見よ、

ウラベノカミ　卜部神　天皇の御體を卜ふ時、祀る太詔戸命(フトノリトノクシマチノ)、久慈眞智命の二神をいふ、之を卜庭神ともいふ、桓武天皇平安城遷都の後、京中の坐神として、四條坊門坊城の西に久慈眞智神を、春日の南室町の西に太詔戸命を祀る、凡六月十二月神祇官卜部等を率ゐて御體を卜ふ、一日より齋戒を始め、九日に卜終り、十日に至て之を奏す、其始終の日に卜部神、二座を祭る、夏冬二季御卜の式あり、孝德天皇の朝に始まる、其儀は、所司預、太政官に申し、官之を諸司に告げ、中臣二人、宮主一人、卜部八人並に明衣を給ひ、十日平旦、預奏文を執て、延政門外に候ふ、神祇其奏案を執て大臣に進む、大臣殿に昇る時、宮內官入て奏し、出て神祇官を召す、官稱唯して、伯と副と共に案を昇入て庭中に置く、勅曰參來、伯稱唯して共に案を殿上簀子敷の上に置く、中臣卽ち版に就き自餘は退出、內侍奏文を奉る、天皇御覽じて勅曰參來、中臣稱唯し、殿座に就き、奏案を披き、微聲に奏す、時に奏の隨に行へと詔ふ、大臣及び中臣稱唯して退出、終て神祇官、案を昇て出づ(古語拾遺、延喜式、神祇志料)

ウラベノケンコウ　卜部兼好　吉田兼好(ヨシダケンコウ)を見よ、

ウラボン(　)　盂蘭盆供　【名義】父母の壽命及び七世の祖父母の冥福を願らんが爲めに、佛並に十方僧解制自恣の時期に於て供養するをいふ、供の字は讀まざること故實たり、また盂蘭盆會、盆とも稱す、又精靈祭ともいふ、盂蘭盆は梵語、譯して救倒懸の苦を救はんが爲めに行ふ供養にて、盂蘭盆經に、釋迦の弟子目連が雨安居の期滿つるの日、佛及び僧衆の安息自恣の日を擇んで、其亡母が餓鬼の苦を免れしめんが爲めに、盂蘭盆供養を設けしことあるに基けるなり【起源】齊明天皇三年七月に、須彌山を飛鳥寺の西に作り、且つ盂蘭盆會を設けしことを史に見えたる始めとす【沿革】聖武天皇天平寶字五年七月六日、始めて大膳をして盂蘭盆の供養を備へしめしより以後恒例の公事となりしが如く、朝廷には此月十四日、內藏寮盆供を供へ、晝御座の南の間に菅圓座一枚を敷き、主上茲にて御拜あり、但幼主の時は此事なし、室町時代には、十四日より十六日までの三日間を盂蘭盆會とし、幕府にては將軍家より禁裏に燈籠を奉る、此間新米の飯を蓮葉に包みて食ふ、大草家の調進する處なり、民間にては十五日に精靈祭を行ひ、洛東淨土寺の山上に薪を燃きて大文字を點ず、江戸時代には、十三日より十六日までを盂蘭盆とし、まづ十二日に、草市また盆市とて、精靈祭に用ふる魂棚、飾物を商ひ、十三日には貴賤共に、精靈棚を設け、其棚には眞菰を敷き、正面の左右に竹を立て、柱となし、上に繩もて素麵を波形に飾り、飯器を公卿塞(三方塞也)に載せ、茶菓香華を供し、切子燈籠に點火し、僧を招きて誦經せしめ、祖先の靈を祭る、此夜麻穰を燎くは迎火とて、精靈を迎ふるの意なり、十五日は中元と稱し(正月十五日を上元、十月十五日を下元とす)上下荷飯、剌鯖を時食とす、十六日夜また麻穰を燒く、精靈を送り歸すの意なり(公事根源、盂蘭盆考、諸國年中行事、日本風俗史)

ウラマツミツヨ　裏松光世　【名稱】法名

ウラモンキツテバン　裏門切手番　【沿革】江戸幕府の職名、江戸城裏門通行の切手を改むることを掌る【職員】番頭六人あり六組となる、留守居の支配たり、高四百俵、一組に同心二十人隸屬す、席次燒火間詰とす【起源沿革】寛永十四年九月始めて七人を置き、同心各十人を附す、天和二年四月役料二百俵を廢す(吏徵)

ウラモンキツテバンガシラ　裏門切手番頭　江戸幕府の職名、「ウラモンキツテバン」を

桑門國禪

櫃中納言益光の男、母は、兼敬の女【誕生】元文元年十一月十一日京都に生る、學を好み有職故實に精通し、世に稱せらる、延享四年從五位下に叙せられ、寶暦五年正五位下に進み、八年四月右少辨より左少辨に轉じ氏院別當となる、當時竹內式部京都にありて廢に垂加流の神道を唱へ、皇室の尊嚴を說きしが、公卿の就きて學ぶ者多し、光世亦相往來せしが、終に幕府の忌む所となり、永く蟄居の身となる、時に寶暦八年七月とす、天明八年內裏炎上して老中松平定信造營の事を掌りしが、光世の有職家たるを聞き、就いて問ふ所ありしに、其著大內裡圖考證を以て示せしかば、定信大に歎賞し、奏して其蟄居を解き、參內の恩命を蒙り、內裏造營の事に關して種々御下問に奉答せりといふ、寛政二年秋內裏竣工して天皇還幸あり、九年著書を獻ず、朝廷これを賞して終身金幣を賜ひき、十年七月剃髮固辭と號す、文化元年七月二十六日卒す、年六十九、明治二十四年十二月朝廷更に從四位を贈りて、其功を追賞し給ふ【著書】大內裡圖考證、蟄居中の著なり(故實叢書)

ウラモンキツテバン　裏門切手番　【職員】櫃中納言益光の男、母は、兼敬の女【誕生】番頭六人あり六組となる、留守居の支配たり、高四百俵、一組に同心二十人隸屬す、席次燒火間詰とす【起源沿革】寛永十四年九月始めて七人を置き、同心各十人を附す、天和二年四月役料二百俵を廢す(吏徵)

見よ、

ウラヤスノクニ　浦安國　我國の佳稱、浦は裏にて心安の義なるべし、神武紀に、伊弉諾尊、目ニ此國ニ曰、日本者浦安國、細戈千足國云々」とみえたり

ウラヤナギ　裏柳　鬱の色目の名、表は白、裏は萠黄なるをいふ（色千種）

ウラヤマブキ　裏山吹　染色の名、狩衣、下襲、和、衣、袴等をば此色にて染め二三月頃着用す、其名一定せず、宸輪裝束抄は、面黄朽葉裏青」物具裝束抄は、面黄裏萠木、或は紅桃花薬葉及び遊遙院裝束抄は、表黄裏紅」となし、荷田在滿は、裏山吹と云名は、裏濃山吹裏倍（ウラヤマブキ）の山吹など云べきの略名歟、然あらば表黄裏濃山吹と云ふ說義に近しと」いへり

○鬱の色目の名、表皆黄にして、裏は濃山吹をいふ（假字裝束抄、雅亮裝束抄、裝束色葉）

ウリケン　賣券　賣買券（バイバイケン）を見よ、

ウリフタモツ　瓜生保　名稱　判官と稱す、越前の人事蹟　建武二年官軍に屬し、名越時兼を攻めて功あり、延元元年新田義貞金崎に居す、弟義助子義顯を遣はし近國の兵を募る、保、時に杣山城に在り、軍食を供し糜穀を充つ、足利尊氏天皇に迫りて降を乞ひ新田義貞を討つの詔を請うや、保誘はれて尊氏に隨ひ、足利高經高師泰等と金崎城を圍む、會々弟義鑑源琳等兵を擧げて義治を奉ず、茲に於て宇都宮泰藤天野政直等と共に譌て逃れ、出て杣山に還り、諸弟と共に義治を擁し、旗を飽旗嗣前に擧ぐ、高師泰來り攻む、保泰藤等と討て之を殲す、高經懼れ退て新善光寺城に次す、保行て又之を破る、明年春保諸弟と金崎城を援ふ、黑見時成將たり、今川頼貞の兵に拠せられ、時成保義鑑等と奮戰して死す（大日本史）

ウリン井ン　雲林院　佛寺　山城國愛宕郡大宮村大德寺の南、舟岡の東は卽ち舊址なり　史蹟　天台宗、千手觀音を本尊とす　起源沿革　初は紫野院と云ふ、淳和天皇の離宮なり、淳和天皇天長六年此に幸す、九年四月又幸し院名を改めて雲林亭となす、其後仁明天皇第七皇子常康親王居住す、後ち親王出家するに及び、貞觀十一年院を捨て寺となす、卽ち宇林院なり、後ち訛りて「ウジキ」と云ふ、光孝天皇仁和二年僧正遍照請うて勅許を得、元慶寺別院となし、勾當を置き、毎年三月一日金光明經を講ず、村上天皇天曆七年勅して多寶塔八基を奉造す、應和三年五佛像を安置す、世々尊敬せらる、後醍醐天皇の世に及び、已に荒廢して其地を大德寺に入れたりき（類聚國史、三代實錄、山城名勝志）

ウリン井ンウヂ　雲林院氏　姓は藤原、工藤祐長より出づ、其子祐廣延應元年伊勢安濃津長野庄に居し、其子祐藤、文永中長野城を築き居す、依て長野氏と稱す、祐藤の四男祐高、元弘中雲林院城を築き居す、依て氏を稱す（系圖纂要）

○祐高——祐盛——祐氏——持行——敎祐——光晴——祐清——植清——祐基——祐光——藤高——高祐

ウリン井ンノミヤ　雲林院宮　常康親王（ツネヤスシンワウ）を見よ、

ウリンケ　羽林家　其官大中納言參議等を先途とし、近衛中少將を兼ぬる公卿の家柄をいふ、近衛の唐名羽林家たるによりてしかいふ、近衛の官は、中少將に留り、大將に至るを得ざるものとす、此家柄を有するは左の二十五家なり（光榮一覽、職原鈔抄、有職袖中抄、類例略要集）

四辻　中山　飛鳥井　冷泉　六條　阿野　清水谷　姉小路　綾小路　庭田　松木　持明院　滋野井　川鯰　水無瀨　園　難波　白川　四條　鷲尾　山科　西大路　油小路

ウリンテイ　雲林亭　雲林院（ウリンキン）を見よ、

ウルサンノタタカヒ　蔚山戰　戰場　蔚山は朝鮮慶尙道南岸西生浦の北、二日程に在り、地勢要衝、釜山より慶尙道に經廻して、京城に通ずる路に當れり　起源　豐臣秀吉再び征韓の擧あるや、諸將相議して、加藤清正を蔚山の地に置き、且つ其城を修繕せしむ、既にして清正水路の諸城築を修めん爲めに、西生浦に往き、機張に至り、其士加藤安政を留めて其兵及び毛利秀元の兵をして修築せしむ、明軍之を知らず、清正蔚山に在りと爲し、慶長二年十二月二十日（明の神宗萬曆二十五年十二月二十一日）明將楊鎬麻貴李如梅李芳春高策等四萬餘の兵を慶州に會し、伴て和を求め、大兵忽ち城に向ふ、明將麻貴部下の將をして蔚山の南島山の甑城、及び彦陽梁山等に據り、水陸釜山の交通を斷たしむ、明高策の兵彦陽に至らざるに先ち、小西行長等已に茲に在り、明日を以て蔚山に入らんとす、二十一日明大兵の爲めに圍まれ、僅に蔚山に入る、安政行長相謀り、使を機張に馳せ、危急を告ぐ　戰況　二十二日明軍輕騎城に迫る、城兵奮戰突出す、夜城兵三寨を兩山の間に築く、楊鎬の兵、新寨の第三第二を陷れ、第一に及ばんとす、鎬如梅の至らざるを以て、命じて兵を收む、二十五日明軍大擧城を攻めんとす、黎明清正五百人を率ゐ、輕輜を馳せて城に入る、明兵寨より威名を恐れ遽る能はず、尋で安政五百を以て突出奮戰す、明軍多く士卒を失ふ、是より明軍首を妄に攻めず、因て相議し、城中水糧に乏し、蚤ながらこれを困むるに如かず

と、兵を分ち圍むこと十晝夜、城中大に困み血を混じ且つ臭穢したる濠水を飲みて渴を醫す、また紙を嚙み、壁土を食し、牛馬を食ふ、猶足らず、凍餒枯疲す、清正之を憂ひ、計を以て師を綏うす　結果　慶長三年正月秀元、黑田長政梁山より馳せて、西生浦に來り、釜山諸將の赴援を促し、蔚山に向ふ、立花宗茂又韓兵を破り來援す、韓將李德馨誤り報じて、我兵數萬海上より至るとし、鎬大に驚き走る、長政、宗茂と共に追擊す、五月敵兵再び蔚山を圍む、擊て之を走らす、八月又蔚山に薄近し、喊聲を發して來り攻む、竟に克たず、九月明將麻貴、牛伯英等と共に險に據り、我が糧稻を掠め、島山を攻む、城兵伏を設け、伴り退き、貴を空壘中に窘む、明兵大に敗れ、貴僅に身を以て免る（朝鮮物語、文祿役）

ウルシ　漆　名義　宇留は潤にて潤澤あるを云ふ、宇留志とは其物を施し潤澤光彩あらしむる稱なり、倭訓栞に、塗汁の義、又「ウルハシキ」の義にやと云へり　沿革　孝安天皇の時、三見宿禰あり、漆部連の祖なりと云ふ、此頃より用ひ初めしか、景行天皇の初め日本武尊宇陀の阿貴山に獵して漆の木を求め出づと、以呂波字類抄に見ゆ、蓋し孝安天皇以後漆部ありて其業に從事し、漆部連これを督す、天武天皇の時に至り赤漆を用ふ、これより後色漆あり、大寶の制大藏省の下に漆部司ありて漆の事を掌る、漆器（シツキ）參看（天孫本紀、書紀、和名抄、東大寺獻物帳、倭訓栞）

ウルシヱ　漆繪　名義　漆を以て塗りたる器物に、他色の漆を以て、各種の畫を描きたるものを云ふ　起源沿革　其始め詳かならず、延喜五年醍醐天皇制して朝廷に於て、齋會を修する時の器具を定めて、漆畫の花盤十六口と爲す、漆畫の書に見えたる始めなり、延長年間、藏器に漆畫作ることを好み、これを漆畫の唐櫛匣と云ふ、高倉天皇の御宇、陸奥南部の工人、漆畫を製す、これを南部椀と云ふ、其製たるや、黑漆の上に、或は赤、或は青、或は黃なる漆を以て、花鳥等を畫き、頗る風致あるものなり、これより後、京師及び諸國往々漆畫の器物を出す（大和の吉野郡より出す所の吉野椀、吉野盆等は皆漆畫の器なり）元祿年間、江戸の漆工勘七と云ふものあり、漆を以て器物に畫く、殊に能く波文を作る、故に自稱して青海勘七といふ、是を青海漆畫と云ふ、明治初年、東京の人柴田是眞蒔畫の名工なり、而して漆畫の新意を創し、紙及び帛に畫く甚だ風致あり、時人これを是眞漆繪と云ふ、近世に至りては海內の諸國、大抵漆器を製せざるなく、而して、これが漆畫を作らざるなし、各地の工人各業を傳へて今日に至る、「シツキ」參看（工藝志料）

（是眞漆繪）（青海漆繪）

ウルシカタヤクシヨ　油漆方役所　江戸時代漆及び油のことを掌る所、下勘定所の內に在り、地方凡例錄に、勘定方の條にあらず、漆油奉行出席、油方手代相詰、諸番所其外渡油切手差出す、漆方も、是又渡方等取計ひ、御代官にはかゝり合等無之役所なり」といへり、

ウルシハギ　漆刱　矢の羽のくきの下を、白き片糸にて卷き、其上を漆にて塗りたるものをいふ、（眞丈雜記）○又一種漆刱とは當の矢羽は膠にて刱き、糸にて卷き、其上を漆にて塗れども、鏑などは膠の代りに漆を用ふ、之をも漆刱といふ、

ウルシブギヤウ　油漆奉行　名義　油の字を訓まず、「ウルシブギヤウ」とよむ　職務　江戸幕府の職名、幕府の料地より納むる漆を收め、又各署支給の燈油を掌る、延享三年より神寶方を兼ぬ（神寶方とは日光其他神社佛寺又は殿屋の器物等を掌るなり）又錢錢の時は其事に關す、多くは遠國に在勤して功勞ありし者を以てこれに補す　職務　奉行の外各手代十二人、同心四人之に隸屬す、勘定奉行之を支配す、燒火間詰となす　沿革　正保二年四月始めて二人を置く、元祿八年八月より三人となし、爾後增減あり、享保十八年五月在職手當を十人扶持、役高を百俵と定む、延享四年四月役料百俵となし在職手當を罷む（吏徵、明良帶錄、官中祕策）

ウルシベノツカサ　漆部司　「ヌルベノツカサ」と訓む、同條を見よ、

ウルフヅキ　閏月　古は「ノチノツキ」とよめり、閏は潤餘の義なり、古今要覽稿に詳しく見えたるが、其要を摘めば、閏月を「ウルフツキ」とよめるは、皇國にては後世の事なり、古は「ノチノツキ」とよめり、書紀仲哀天皇紀に、元年、閏十一月（ノチシモツキ）とみえたるを始めとせり、敏達天皇の十一年にあたり、二月に閏あり、潤月を用ひて「ノチ」とよめり、西土にては、秦漢よりして、閏を以て後のそれの月といへり、卽ち秦二世二年後九月とみえたり　書紀民、閏月を記せる所あまたあれど、敏達紀持統紀のみ潤の字を以て塡めり、持統紀には、閏月ある毎に、皆潤の字を書たり、思ふに、此頃よりして「ウルフ」とよみならひしなるべし、古今の和歌集に、うるふ月とみえたれば、其前より用ひたりし事知らる」といへり、陰暦にては、三年毎に一月餘りの月を置きて、日月の運行を合はすることあり、其餘りの月をば閏月といふなり、なほ、閏年（ウルフドシ）を見よ、

ウルフドシ　閏年　閏月のある年をいふ、和漢名數に云、一年之日數、期三百六十五日四分日之一、篤信謂期者周一年也、四分日之一者謂三時也、

一期内二十四氣必有三三百六十五日三時一是每期之日數、雖レ遇二置レ閏年一亦同、蓋自二今年立春之初日一至二來年立春之前一日一、必有三三百六十五日三時一也、若夫自二元日一至二除日一、一年之日數、只有三三百五十餘日一、除二期日數一、尚闕二十一日弱一、故積二三歲一而後置二閏月一、所レ以補二年日之不足一而及二期日之有餘一也、五歲再閏、十有九年而七閏、氣朔分齊、無二餘闕一」と、又云、閏月數、書經大全、金氏曰、前閏距二後閏一、亦三十三箇月、數內大月多、則過數、而閏三十四箇月者有レ之、大月少、則不レ及レ數、亦閏三十二箇月者亦有レ之」と、以て大陰暦の閏を知るべし、太陽暦となりてより、四年每に、二月を閏月と定め、日數を二十九日と爲す、

ウルマノシマ　迂陵島　新羅の地名、今の朝鮮に屬する鬱陵島これなり、琉球といへる說なり、本朝麗藻下に、代レ迂陵島感二皇恩一」人〻詩、源爲憲（中略）高麗蕃徒之中、有二新羅國迂陵島人忻競悅之者一、其文不レ優頗知二詩篇一（下略）」とありて、この迂陵島は、「ウルマノシマ」とはよびなせるなり、又、公任卿家集に、しらきのうるまの島人きて、こゝの人の云ふ事も聞しらず、ときかせ給ひてかへりこと聞えざりける人に、云々」とあるを見ても知らるべし（答問雜考、栗里先生雜著）

ウレヘブミ　愁文　訴狀を云ふ、續古事談に、平城天皇の比までは、朝政し給ひけり、四方の訴人さうなく內裡へ參り集りて、高き机の上にうれへぶみの箱と云ふ物を置れたりければ、申文を此箱入と見えたり」とあり、鎌倉以後の訴訟文の體は、別に「ソヅヤツ」の條に出せば、就て見るべし、

ウロコガタノモン　鱗形紋　紋所の名、三ツ鱗形の紋を云ふ、北條氏之を用ふ、太平記時政獲島卷獨の條に、鎌倉草創の始、北條四郎時政獲島に參籠して子孫繁昌を祈りけり、三七日に當ける夜、赤き袴に柳裏の衣着たる女房の端嚴美麗なるが、忽焉として時政が前に來て告て曰く、汝が前生は箱根法師也、六十六部の法華經を書寫して、六十六ヶ國の靈地に奉納したりし善根に因て、再び此土に生る事を得たり、去ば子孫永く日本の主と成て、榮花に可レ誇、但其擧動遠所あらば、七代を不レ可レ過、吾所レ言不審あらば、國々に納し所の靈地を見よと、云捨て歸給ふ、其姿を見れば、さしも嚴しかりつる女房、忽に伏、長二十丈許の大蛇と成て、海中に入にけり、其跡を見るに大なる鱗を三つ落せり、時政所願成就しぬと喜で、則彼鱗を取て旗の紋にぞ押たりける、今の三鱗形の紋是也」とあり、後世北條氏の一族、之を家紋と爲す○丸に三鱗（丸の中にふがきたるもの）は、平野氏家紋に用ふ、

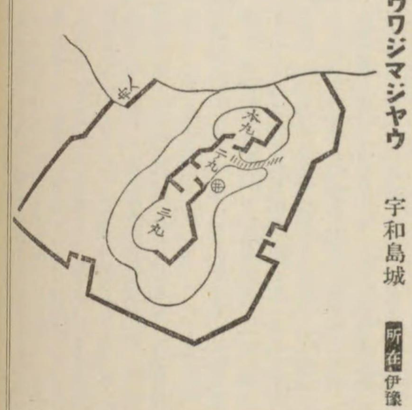

ウワジマジャウ　宇和島城　所在伊豫國宇和郡宇和島町　起原爲名板島と稱し、西園寺氏の領邑たり、愛媛面影に、宇和島城は、海岸に臨み、遠く望めば風景殊にめでたし、昔は板島と稱す、西園寺殿の連枝宣久之に居り、永祿の頃板島來村西郷に高六千六百石餘を知行せり、世に板島殿と稱す」、とみえたり　沿革　天正十五年豐臣秀吉戸田勝隆を七萬石に封じ、文祿中除封し、藤堂高虎之に代る、慶長十三年十二月富田信濃守信勝十二萬石に移封し、十八年に除封す、十九年十二月伊達政宗の男秀宗十萬石に封ぜられ本城に治す、子孫相襲ぎて明治維新に至る（主圖合結記、德川加除封錄、明治政鑒）

ウワノコホリ　宇和郡　所在伊豫國　起原沿革　書紀持統天皇五年七月の條に始らて見えたり、和名抄に、石野（イハノ）石城（イハキ）三間（ミマ）立間（タチマ）等の郷あり、明治十三年郡區編制の時東西南北宇和郡の四となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

エ

エアハセ　繪合　繪畫（クワイグワ）を見よ、名義　人數を左右に分ち双方より繪卷を出して其優劣を爭ふ遊戲、判者を設くるなど、總べて歌合（ウタアハセ）の如し　起原沿革　源氏物語繪合卷に、物語繪はこまやかに、かつ、なつかしさまさるめるを、梅つぼの御方は古の物語名高くゆゑある限り、こき殿は其比世にめづらしくをかしき限りを撰りて書かせ給へればうち見るめのいまめかしき、はなやかさは、いとこよなくまされり、う

への女房なども、よしあるかざりこれはかれはなどさだめあへるを此頃のことにすめり」と見えたれば、後一條天皇の頃は盛に行はれしなるべし、永承五年四月正子內親王女房十人づゝ分けて合せし事、正子內親王繪合、今鏡、著聞集に見えたり、後世には武家ももてはやし事、吾妻鏡建暦二年十一月八日の條に詳しく見えたり（倭訓栞、競物名彙）

エイ　纓　名義　冠の後に垂れたる羅（ウスモノ）、又燕尾（ツバメオ）とも稱す、蓋し其形に因りて名づく　着用　有文（小菱形）は五位以上、無文は六位以下之を用ふ、天皇は巾子より上に、臣下は巾子より高からざる樣に之を爲す　沿革　もとは磐の根を冠の絹と同じく幅狹き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置きたるものなりふ、中古以來は兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む樣に作れり　種類　(一)立纓（リフエイ）、纓の上に向ひしもの、天皇之を用ひ給ふ、(二)垂纓（スヰエイ）、纓を挽めて後に垂たるもの、(三)卷纓（クワンエイ）、纓の端を內になる樣に卷き、黑漆の夾木にて挾みたるもの、武官大將以下五位以上、闕腋を着け弓箭を帶ぶる時に之を用ふ、(四)柏（カシハバサミ）挾、非常警固の時に臨時に檜扇を折りて用ふ、白木にて夾む故に名づく、纓の末を外になる樣に挽め疊みて、巾子のたけの程を夾むなり、又急用の御使等に文官用ふる時あり、(五)細纓、幅の狹きもの、後には織物を用ひず、鯨のヒゲを用ひ輪にして挾み置く、六位以下の武官并に六位藏人之を用ふ、(六)縄纓、纓を縄にて作りたるもの、二筋にて、一筋は墨布縄なり、天皇諒闇の時に着御、又臣下も重喪の時之を着す（和名抄、江次第、飾抄、二條裝束抄、裝束温故抄、同拾要抄、冠帽圖會）

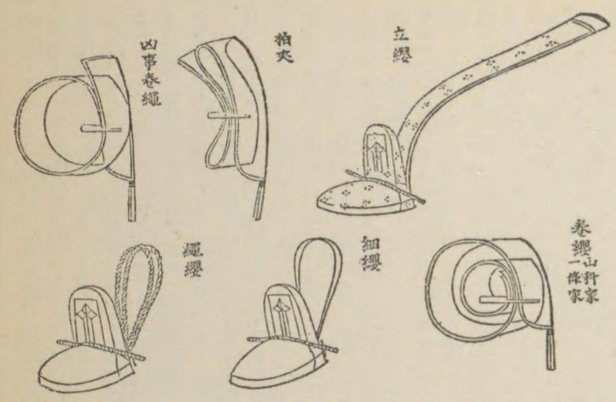

エイ　穎　稻の穗、江家次第に、本穎刈レ本謂二之穎一」といへり、穎をこきたるを穀と稱す、蓋し其形に因りて名づく　着用　有文（小菱形）は五位以上、無文は六位以下之を用ふ、天皇は巾子より上に、臣下は巾子より高からざる樣に之を爲す　沿革　もとは磐の根を冠の絹と同じく幅狹き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置きたるものなりふ、中古以來は兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む樣に作れり　種類　(一)立纓（リフエイ）、纓の上に向ひしもの、天皇之を用ひ給ふ、(二)垂纓（スヰエイ）、纓を挽めて後に垂たるもの、(三)卷纓（クワンエイ）、纓の端を內になる樣に卷き、黑漆の夾木にて挾みたるもの、武官大將以下五位以上、闕腋を着け弓箭を帶ぶる時に之を用ふ、(四)柏（カシハバサミ）挾、非常警固の時に臨時に檜扇を折りて用ふ、白木にて夾む故に名づく、纓の末を外になる樣に挽め疊みて、巾子のたけの程を夾むなり、又急用の御使等に文官用ふる時あり、(五)細纓、幅の狹きもの、後には織物を用ひず、鯨のヒゲを用ひ輪にして挾み置く、六位以下の武官并に六位藏人之を用ふ、(六)縄纓、纓を縄にて作りたるもの、二筋にて、一筋は墨布縄なり、天皇諒闇の時に着御、又臣下も重喪の時之を着す（和名抄、江次第、飾抄、二條裝束抄、裝束温故抄、同拾要抄、冠帽圖會）

エイ　稲　稻の穗、江家次第に、本穎刈レ本謂二之穎一」といへり、穎をこきたるを穀と稱す、蓋し其形に因りて名づく　着用　有文（小菱形）は五位以上、無文は六位以下之を用ふ、天皇は巾子より上に、臣下は巾子より高からざる樣に之を爲す　沿革　もとは磐の根を冠の絹と同じく幅狹き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置きたるものなりふ、中古以來は兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む樣に作れり　種類　(一)立纓（リフエイ）、纓の上に向ひしもの、天皇之を用ひ給ふ、(二)垂纓（スヰエイ）、纓を挽めて後に垂たるもの、(三)卷纓（クワンエイ）、纓の端を內になる樣に卷き、黑漆の夾木にて挾みたるもの、武官大將以下五位以上、闕腋を着け弓箭を帶ぶる時に之を用ふ、(四)柏（カシハバサミ）挾、非常警固の時に臨時に檜扇を折りて用ふ、白木にて夾む故に名づく、纓の末を外になる樣に挽め疊みて、巾子のたけの程を夾むなり、又急用の御使等に文官用ふる時あり、(五)細纓、幅の狹きもの、後には織物を用ひず、鯨のヒゲを用ひ輪にして挾み置く、六位以下の武官并に六位藏人之を用ふ、(六)縄纓、纓を縄にて作りたるもの、二筋にて、一筋は墨布縄なり、天皇諒闇の時に着御、又臣下も重喪の時之を着す（和名抄、江次第、飾抄、二條裝束抄、裝束温故抄、同拾要抄、冠帽圖會）

エイ　永　永樂錢の略稱、江戸時代には轉じて金の異名となれり、然れど諸國一般の唱にはあらず、伊勢國より以東幕領にての名稱なり（私領及び町人百姓等は金銀錢の字を用ひて永の字を用ひず）地方凡例錄に、幕領にて之を用ひるは算法の仕易きためなり、金にては金何百何十何匁何分、銀何匁何分何厘と、一分より下は銀にてつけ、夫にまた相場の錢をつけ、三日に爲すべき手數を要するを以てなり、永にては、永何百何十貫何百何十何文と一口にて濟み、二百五十文より下の端は、時の相場の錢を附くるのみの便あり、諸勘定に金を永と書くは慶長を始めとす、後世永樂錢廢れし後も、其名遺りて金の異名となれるなり云々」といへり、永錢（エイセン）參看、

エイアヅケ　永預　江戸幕府の時、行ひし刑名、預の一、終身他家に禁しめ置きて敎さゃるを云ふ、是に大名永預と、親類永預とあり、預（アヅケ）參看、

エイアンモン　永安門　內裡內郭十二門の一、右廂門とも稱す、內裡の南、承明門の西廊四間の所に在り、土門兩扉にて草書の額（高さ一尺五寸五分、廣さ九寸）を揭ぐ○此所にて射禮の例あり、本朝世紀に、長德元年十月三日左右衞門府、築二堺開一永安門一云々」と見えたり（拾芥抄、有職抄、大內裡圖考證）

エイアンモン井ン　永安門院　名號　後嵯峨天皇の第二皇女、母は內大臣信清の女　事蹟　建長三年十一月內親王となり、十二月准三宮、同日院號宣下あり、五年八月出家して尼と爲る、弘安二年十一月二十一日崩ず、年六十四（皇胤紹運錄、女院小傳）

エイアレバヒキ　永荒場引　荒場引（アレ

パヒキ)を見よ、

エイエン 永延 一條天皇御宇の年號、寛和三年四月五日、代始を以て改元す、二年を經て永祚と改む、出典詳かならず、

エイエン 永緣(永園) 卷數 花林院權僧正と號す、又初音僧正ともいふ 系統 式部丞藤原永相の子、母は遠江國守大江公資の女 事蹟 興福寺の僧、九歳の時父を失ひ、母と共に南都に入り一乘院の賴眞法師に從學す、四十にして維摩講師の謚を受け、後ち七大寺を勾當して每に車に乘りて宮中に入るを許さる、又和歌をよくし初音僧正と呼ばゝる、是れ「聞くたびに珍らしければ時鳥いつも初音の心地こそすれ」と詠じたるを以て名あり、保安二年興福寺別當に任じ、天治二年四月寂す、年七十八(元亨釋書、東國高僧傳)

エイエンラク 榮圓樂 白濱(ハウヒン)を見よ、

エイカ 榮家 名家の義、本朝世紀天慶元年十月二十四日の條に、自二政上一(ヲヽ)特有レ仰、召二諸榮家井當時秀才一、或參入候二內記所一、或申二可レ參之由一、又雖レ非二榮家一內記參入候一局者、可レ召二預此座一之由被レ定云々」と見えたり、名家(メイカ)參看、

エイカウ井ンゾウナイダイジン 永孝院贈內大臣 日野秀光(ヒノヒデミツ)を見よ、

エイカンブシ 永閑節 虎屋源大夫の門人 虎屋永閑の始めたる淨瑠璃の節ないふ○永閑一に大薩摩と稱す、淨瑠璃に工にして別に機軸を出す、貞享の頃より永閑節と稱して行はる、奚服町及び境町に操座を興行す、門人に小源大夫、大源大夫、桑屋庄助等あり(聲曲類纂)

エイカモン 永嘉門 大內裡八省院二十五門の一、應天門の西面、朝集堂の南に在り、東西に廊ありて十一間の正中に位す、北山抄に應天門四披門に作る、朝賀及び卽位の時は、彈正等此門と長樂門とより出入すといふ、顯には、敍行中將の書を揭ぐ(拾芥抄、北山抄、大內裡抄、大內裡圖考證)

エイカモン井ン 永嘉門院 名號 瑞子、出家して妙法智と號す 系統 中務卿宗尊親王の女、母は大納言通具の孫女、平真子の女房 事蹟 叙品親王宣下なく、正安四年正月直に准三宮となる、同日院號宣下、元亨四年七月出家、嘉曆四年八月崩ず、年五十八(皇胤紹運錄、女院小傳)

エイキウ 永久 鳥羽天皇御宇の年號、天永四年七月十三日改元、五年を經て元永と改む、出典詳かならず、

エイキャウ 永亨 年號、正長二年九月五日改元、後花園天皇御宇の二年を經て嘉吉と改元す 出典 後漢書に、能立二魏々之功一、傳二于子孫一、永亨二無窮之祚一とあるに據る、文章博士菅原在豐之を勘進す(元總抄)

エイキャウキ 永亨記 卷數 內容 後花園天皇の永享八年より長祿元年に至る二十餘年間の戰記、足利持氏と上杉憲實との確執より延て關東の爭亂となりし事、北條早雲伊豆に起り小田原を略せし事を叙す 著者 詳かならず(永享記)

エイキャウゴウキ 永享後記 卷數 寫本一卷、史籍集覽十二冊に收む 內容 後花園天皇の永享の末年、關東の將軍、管領の不和より遂に持氏義久の滅亡に至る事より、同天皇の康正元年十月岡部羽黑原合戰の顚末に至る迄、永享記の後をつぎて記るしたるものなり 著者 詳かならず(永享後記)

エイキャウノラン 永享亂 足利持氏の亂をいふ、「アシカガモチウヂ」を見よ、

エイキヨク 鄧曲 名義 樂曲の名、明詠の一名、宋玉が賦の客歌ニ鄧中一の文に取る、文選鮑明遠蕪月城西鮮中詩の句に、蜀琴抽二白雪一、鄧曲發二陽春一とあり、李善の注に、客歌ニ鄧中一、故曰ニ鄧曲一也と見えたり 起原 我邦にては、承安中僧明空なる者、鄧曲幾要十八卷を撰す、吾妻鏡壽永三年十一月六日の條に、於二鶴岡八幡宮一有二神樂一、武衛奏給、御神樂以後入二御別當坊一依レ奉二請也、別當自二京都一招二請兒童一(號總持王)去比下著、是鄧曲達者也、以レ之爲二媒介一、所二勸二申盃酒一也、垂髮吹二横笛一、梶原平次付レ之、又唱歌島山次郎歌二今樣一、武衛入レ興給、及レ晚令レ還給」とあり(歌舞品目)

エイクワウジ 永光寺 所在 能登國鹿島郡餘喜村大字酒井 宗旨 曹洞宗 起原沿革 瑩山紹瑾和尙の開山とす、應長元年郡人溢野信直の妻の棄捨によりて創建す、後醍醐、後村上、光明、後土御門の天皇より綸旨と共に寺領を賜はり、建武文明年間には堂塔僧坊棟を列ぬ、天正中兵燹に罹り五老峰の一閣のみを殘して盡く燒盡す(三州志)

エイクワダウ 盈科堂 舊古河藩の學校 所在 下總國古河城內總町に在り、後ち大手門前片町に移る 沿革 享保八年七月土井利實肥前國松浦郡唐津城に始めて建設す、寶曆十二年九月下總古河に移封して茲に移す(日本教育史資料)

エイクワン 永觀 圓融天皇御宇の年號、天元六年四月十五日改元、天災に因てなり、二年を經て寛和と改む、

エイクワンダウ 永觀堂 禪林寺(センリンジ)を見よ、

エイグワモノガタリ 榮花物語 卷數 刊本四十卷、系圖一卷、寫本四十卷、史籍集覽本十六册、文學全書本、是を約めて三册とす、國史大系十五の卷の內に收む、別に繪入本九卷あり 內容 宇多天皇に筆を起し、堀河天皇寛治六年に至る迄、大內に起りし君臣の事を記せり、題して物語と稱すれども、世の作物語と異にして、當時の事實を詳記したる國文の歷史なり、大鏡に世續とし、增鏡の序に「また世續とか四十帖の草子にて延喜より堀河の先帝までは少しこまやかなる云々」とあるを初めとして、古き書物には皆世續と稱し、書籍目錄も又世續と云へり、然るに、何つの頃よりか、題號の如く稱するに至れり、群書一覽に、此物語は興自太政大臣藤原道長榮華の事を主としてかきたれば、かく名づけたるならんと云へり、又世繼物語とも云ふとぞ 著者 詳書籍目錄に、藤原爲業の作とす、世に赤染衞門と云ひ傳へたれども確證なし、安藤爲章は榮花物語考を著はし、四十帖に渡りて一々考證し、赤染家集、紫式部日記等に考へ合して、赤染の作にあらずと斷定して、堀河院より後の男子の手に出て、古き實錄、又は、赤染、紫以下諸才女の日記、家集などより拔集め、女の筆にまれびて作れる者とせり、猶詳しき事は同書を見よ(榮花物語考、群書一覽、比古婆衣)

エイゲンジ 永源寺 所在 近江國愛智郡高野村○瑞石山と號す、又飯高山とも號し山上寺ともいふ 宗旨 臨濟宗、永源寺派の本山 起原沿革 佐々木氏賴伽藍を建立し、熊原を寺領とし、僧寂室(圓應國師)を入寺せしむ、時に康安元年とす、明應四年鎌倉圓覺寺の上に班せしむ、後奈良天皇の時嵯峨天龍寺に準せしめらる、其後永緣の亂に零落せしが、一經和尙入りて中興す、寛永中東福門院再び造營し、此寺に住せしといふ(近江輿地誌略、溫故錄)

エイゲンジハ 永源寺派 臨濟宗の一派、寂室元光禪師を祖とす、元光(ゲンクワウ)禪宗(センシュウ)臨濟宗(リンザイシュウ)を見よ、

エイコサク 永小作 小作の一種、江戸時代自分所持の田畑を年季定めずに小作を爲さしむるをいふ、地方凡例錄に、永小作と云ふは、質地の小作にては無之、自分所持の田畑年季無之、數十年小作いたさせるをいふ、永小作は地主にて謂はれなく地面取上、外の者へ作さしむる儀難成、若し小作米滯り、地主より訴出れば、小作米は吟味の上定法の通り濟方申付、小作は前々の通り爲致、然ども年貢滯り不埒の筋有之歟、又は何ぞ格別不埒の仔細有之ば地面取上げ、地主へ相渡す、小作定米證米は別に譬る事なく、尤も永小作の田地小作人方にて質入、又は別人に小作に渡す事禁制也、當時は永小作と申儀少く、十箇年より長年季には不致也」といへり、

エイコバン 永小判 今川永小判(イマガハエイコバン)を見よ、

エイサイ 榮西 名稱 明庵と號す 系統 備中國吉備津宮の人、姓は賀陽氏、薩摩守眞政の曾孫 事蹟 八歳俱舍論二論を讀む、聰敏群兒に過ぐ、十一歳郡の安養寺に投じ、十四歳落髮し、叡山の戒壇に登り顯密二宗を學で蘊奧を極む、仁安三年四月宋國明州に入る、年二十八、當時二百年來絕えたる航海求道を爲す、榮西又印度に赴かんと欲して果さず、在宋半年にして歸る、文治三年復入宋し、天台山萬年寺虛庵に師事して衣法を承嗣す、止まること數年、後鳥羽天皇建久二年歸朝し肥前平戶に禪刹を創建し禪規を行ふ、次で京師に入り盛に佛心宗を唱ふ(リンザイシュウと參看)編素多く疑ふて將に宜遂せられんとす、西、興禪護國論を著す、論者悉く風靡し事解く、建久三年筑前香椎神宮の側に報恩寺を建つ、六年博多に聖福寺を創す、此春天台山の菩提樹を東大寺に栽ゑ、建仁二年將軍源賴家地を京師に賜ふて建仁寺を立つ、三年倘書省台密禪三宗を置く、元久三年官寺に上す、是より先天皇勅して紫衣を賜ふ、建永元年東大寺の幹事となり、建保元年僧正となる、二年相模に移り壽福寺を創建す、三年微疾あり七月五日壽福寺に於て寂す、年七十五、謚法長樂寺榮朝な首として十人あり、世に化期の近づくを知り、暮時な辭し歸京して建仁寺に入る、六月晦布薩終て告て曰く、七月五日は我終期なりと、天皇使を遣はして問候す、果して寂すと云へるは誤なり 著書 興禪護國論、一代經論總釋、日本佛法中興願文、不二門論、三部經開題等あり(吾妻鏡、元亨釋書、龍門夜話、(佛敎各宗綱要)

エイサマ 永樣 書狀の宛て名に附する樣の字の作りなり、永の字の如くに書したるをいふ、貴人に送る時此體を用ひたり、

エイザン 瑩山 紹瑾(セウキン)を見よ、

エイサンジ 榮山寺 所在 大和國宇治郡宇智村大字子島 ○今梅室院と號す ○本尊藥師如來 起原沿革 役小角の開始せる所にして、養老三年藤原武智麿の建立する所なり、藤原氏の氏寺にして武智麿一百町を寄せて寺領とせしを始めとし、累代藤氏の崇敬厚く、所領頗る多く、吉野金峯山寺、紀伊高野山と屢々爭ひありき、後世漸次衰頹して、今は僅に金堂、八角堂、求聞持堂の二三を存するのみ○八角堂(八角圓堂)は一方一間五尺、天平中武智麿の子右大臣仲麿の創立する所、天井柱等當時の彩繪存するものあり、特別保護建造物とす、又古鐘あり、天下の絕品

とす、山城國深草道澄寺より移したるもの、銘文は小野道風の書と云ふ、寶物に後小松天皇震筆の贊ある武智麿の畫像あり○寺後七丁餘の山上に武智麿の墳墓あり(大和國名所圖會、大和巡、榮山寺文書、高野山文書、名勝地誌)

エイザンジャク　叡山尺　尺の一種、叡山に藏する古尺、傳へて南山法尺ともいふ、曲尺七寸六分强、背に山門僧墨定於寶乘院寫とありて叡山の律尺なり(本朝度量權衡攷、古今要覽稿)

エイザンノサンモンゼキ　叡山三門跡　青蓮院、妙法院、梶井殿(梨本)を云ふ、堀河院の皇子最雲法親王梶井に居して始めて天台座主となり、後鳥羽天皇の皇子青蓮院道覺法親王之に補す、後白河法皇曾て妙法院に居る、後高倉院の皇子尊性法親王其後任となりて天台座主に補す、故に梶井、青蓮、妙法な叡山の三門跡と云ふ(門跡傳、天台座主記)

エイジギン　永字銀　名義 江戸時代に於ける銀貨の一種、性質 縱三寸二分、横一寸、重四十七匁八分、貨率は凡そ百分中銀四十、銅六十なり、鑄造の總額五千八百三十六貫目 起原沿革 寶永七年三月改鑄す、享保七年に至て通用を停む(金銀圖錄、大日本貨幣史)

エイジコバン　永字小判　陸奥國にて鑄造の小判、一名秀衡小判といふ、「ヒデヒラコバン」を見よ、

エイジシンクワン　盈進館　舊小久保藩の學校 所在 上總國天羽郡小久保村舊藩地郡內 起原沿革 明治二年、藩主田沼意尊之を創立し學事を擴張す 參考書 地坪三百七十坪餘、建坪五十八坪餘(日本故實考古資料)

エイシヤウ　永正　年號、文龜四年二月三十日改元、甲子革命に因てなり、十七年を經て大永と改む 出典 易緯に、永正三其道、咸定とあるに據る、式部大輔菅原長直之を勘進す(元祿抄)

エイジヤウカン　營城監　名義 王朝時代に於て、築城のことを掌りし臨時の官 起原沿革 稱德天皇天平寶字八年、佐伯宿禰今毛人を以て始めて之に任ず、光仁天皇寶龜三年築紫營大津城監を置き、水城を修理するが爲めに、怡土城を築き、水城を修理する官を置く、又陸奥諸城を造るむ、怡土城專知官、修理水城專知官を置く、又陸奥諸城を造る爲めに、贈澤城使、志波城使を置く(續紀、職官志)

エイシヤウキ　永正記　卷數 寫本二卷 群書類從に收む 內容 神事に關する制規、即ち上卷には服假、闕腰、禁忌、火物等の三十六箇條、下卷には、神明遣勅幷朝家憲章及び兩宮規範、往昔の例、中古の趨、當時の儀凡百二十箇條を記す、名義は、後柏原天皇の永正十年二月九日に記したるを以て永正記と名づく、奥書に、右件意趣者、爲興神道荒廢之家、改神家衰滅之道、雖備三忠於神明、致孝於先祖、勉字守長既今著顯宜之二座、蒙榮爵之四品、剩迄及三年歸五十、感天道、慈眛文字烏焉馬之相違多々、不可及三他見、唯偏當家丁角童子等之相副于闕竹馬、爲令引三乘心於我道而已」と見えたり 參考書 詳かならず(永正記)

エイシヤウキ　永昌記　卷數 無卷數、寫本 內容 神事に關する記、著者の官位 沿革 長治二年(四月)嘉承元年(四、五月)天永元年(三、六月)二年(四、五月)二年(四、七、九、十、十二月)保安三年(十二月)天治元年(夏)大治元年(春)四年(七、閏七月)の九年間の日記にて、朝廷の行事、叙任、結政、改元、省試、御產、大葬、禁中修法等頗る其儀を詳叙す 參考書 參議藤原爲隆(永昌記、歷代記錄考)

エイシヤク　榮爵　五位を云ふ、樂所補任保延元年の條に、右近將監忠方五位正月四日朝覲行幸榮爵胡飲酒賞」と見え、今昔物語二十七に、東の方より、榮爵尋れて買はんと思ひて、京に上りたる者ありけり云々」とあり、

エイシヨウ　永承　名義 後冷泉天皇御宇の年號、寬德三年四月十四日改元、御代始を以てなり、七年を經て天喜と改む 出典 尙書に、永承三天祥」とあるに據る、博士定親朝臣之を勘進す(元祿抄)

エイシヨウ　榮乘　後藤榮乘(ゴトウエイショウ)を見よ、

エイシヨウジ　永勝寺　所在 相模國鎌倉郡下倉田村○龍臥山祥瑞院と號す、初長延寺と號す、後ち今名に改む 宗旨 淨土眞宗、本尊彌陀、又聖德太子の像を安置す 沿革 昔時は天台宗の古刹なりしが、親鸞關東化益の時、住僧眞宗に歸依して改宗す、親鸞關府津の道場より、當寺に來往すること七年(安貞二年より文曆元年に至る間)京に歸る後高弟菩薩住す、依て菩薩を開山と稱し、長延寺と號す、後年武田信玄當寺の僧を招して甲斐に寺を建て、同く長延寺と唱へ、兼住せしむ、後ち今の寺號となす、後年德川家康の夫人、聖德太子自作の腹龍彌陀等を覽て、紋章を縫へる戸帳二懸及び銀五錠を賜ひしと云ふ(新編相模國風土記稿)

エイシヨウジ　英勝寺　所在 相模國鎌倉郡扇ヶ谷村太田道灌の舊跡○東光山と號す 宗旨 淨土宗、尼寺なり、本尊阿彌陀 起原 水戸中納言頼房の母桂昌院禪尼の創立なり、禪尼初め德川家康に仕へ、恩寵を蒙る、後去の後薙髮して尼となり、寬永十一年六月、この地を賜り、禪尼菩提の爲めに念佛の道場を創め、頼房の女(玉峰清因)を開山初祖とす 沿革 寬永十五年十一月當國三浦郡池子村の地四百二十石を賜ふ、二十年八月三代將軍家光執奏し、勅額を下し賜ひ、且つ常紫衣の宣旨を賜ふ○佛殿の後に英勝禪尼の墓、及び祠堂あり(新編相模國風土記稿)

エイセン　永錢(穎錢)　穀、穎にかへて納る錢をいふ、唐土にて云ふ稅錢のことなり、後ち轉じて永樂錢の略稱となる、農政座右に、藥王院文書に、穎錢とありて永樂錢以前より其名見ゆ、古へ租法に稻納穎納の二種ありて、和名抄に、某國本稻幾束雜稻幾束、某國本穎幾束雜穎幾束とあり、後ち一般に穎收となり、終に田地の高を幾貫文といふ名起るに至る、今の(德川氏の時)永錢は、一貫文を金一兩の代りに用ゆ、是慶長十三年の定に、永樂一貫文は鏹四貫文宛たるべしとあるに因てなり、金何兩といふべきを、永何貫と云へるのみなり」とみえたり、貞丈雜記に、知行高百石を永十貫文と古定めし也、此永と云ふは永樂錢也とあり、「エイラクセン」參看、

エイセン井ン　永仙院　足利晴氏(アシカガハルウヂ)を見よ、

エイセンジ　永宣旨　名義 僧官の中、永久其官に限り上奏を經すして、直に任命する事を得る一種の特權を附與せらる、許可の宣旨を云 起原 其始め詳かならず、光明天皇の康永元年六月東寺に賜ひしは、書に見えたる始めなり、其文左の如し、

永宣旨　權律師

當寺講堂仁王經法事

早任レ被ニ申請一、以ニ定額凡僧一箇一、永代可レ爲ニ權律師一、守ニ其闕一、不レ經ニ上奏一、宣補任一者、院宣如レ此、

仍執達如レ件

康永元年六月二十九日　右衞門督判

謹上東寺僧正御房

沿革 江戸時代に至りては、永宣旨を以て任命する者多し、仁和寺、大覺寺、勸修寺等皆許され、又延曆寺、金剛峯寺、日光東叡山等の如き寺格の高き者は、律師のみならず、權大僧都にして永宣旨にて補任することを許されたり、明治二年九月これを廢す(僧侶官位考)

エイソ　永祚　名義 一條天皇御宇の年號、永延三年八月八日改元、彗星地震等に因てなり、二年にして正曆と改む 出典 尙書に、永承三天祚」とあるに據る(元祿抄)

エイソン　叡尊　名號 思圓上人と云ふ、後伏見天皇正安二年閏七月、興正菩薩の號を贈らる 系統 姓は源氏、父の名詳かならず、大和國箕曰郷にて生る 事蹟 律宗西大寺中興の祖、建保五年東大寺にて剃髮し、醍醐寺に入りて宗教を學ぶ、元仁元年春高野山に登りて教を受く、嘉禎元年春西大寺に移住す、此時に當て律學大に衰ふ、尊是より先、その衰頽せるを嘆き、復興を圖るの志あり、二年九月同志四人と共に大乘の三聚道受の法に依り、自誓受戒す、即ち朝日近事戒、二日受勤策戒、四日大忍芻戒を行ふ、本朝菩薩戒行の始めなり、爾來盛に戒法を弘め、四律五論、三大五部研究ざるはなし、寬元三年和泉家原寺に別受壇を行ひ、又法華寺に文殊沙彌尼戒を授く、建長元年法華寺に慈善等大比丘尼戒を授く、茲に至て七衆皆備り、戒學再び興る、龜山上皇之を聞き、詔して宮中に入れ菩薩大戒を受く、后妃公侯戒を受くる者多し、正應三年八月二十五日西大寺に寂す、歲九十、夏臘五十四(元亨釋書、興正菩薩傳)

エイダイ　永代　江戸時代、時の通用錢を永樂錢に積りて換算せるをいふ、開田次筆に、おもへかゝりたる算用に、永代といふ錢積りあり、何事とも知らず永錢と覺えてとりあつかふとなん、然るに白石手簡に、永樂積りのことに候とあり、永樂錢にては、何錢が今の通用錢何程に充るといふこと成るべし」といへり、

エイダカ　永高　名義 田畑の收穫を永樂錢にて積りたる高をいふ、永別、永積、永盛ともいふ、貫高或は石高に對しての詞、後の根取(ネトリ)といふものに同じ 起原沿革 天正の初年北條氏康關東に下知して他錢を用ひず永樂錢のみを通用せしめしにより、分錢(錢を以て段歩の高となすをいふ)は皆永樂錢にて納むることゝなり、途に永高の稱あるに至れりといふ、而して田畑段別に永樂錢の納め高をつけ其貫數を合せて永高と唱へ、一村の高に用ひたり、然れど當時永高とて別に檢地せしにあらず、上中下田一段に永何程と夫々に永高を極め、其永納の合計を以て一村の高とす、故に永高も土地の位に從ひ高下あり、一貫文の地所も廣狹ありて定數なし、是を永別、永盛(永盛)など云ふ、又永高一貫文は粗五石を納め、畑方は永樂錢にて納む、關東、東海道諸國に於て主に之を用ふ、天正の時、石直(コクナホシ)の後、慶長九年より關東にて鏹錢をも通用し永樂錢にて計算するものなれば、鏹錢にえらびて永幾貫と稱せり、十一年十二月永樂錢停止後、田畑の錢納永一貫文も、鏹四貫文に當れる米納となりて、永錢と通用錢との別を生じ、田畑の段別にも舊の永錢納高なれば永高と稱へて、一村の高に用ふるは、鏹錢四倍に當る永樂錢を以て計算したる年貢の合計高をいふなり、後世も之に准

じて畑成高、山成高を計算するにも此永錢を用ふ、なほ農政座右に、永高は、永樂錢渡來以前よりあり、永は穎にて田の穎稻(ヨエイに參看)より出でたるものなりと見えたり(田圃類說、地方凡例錄、田制篇)

エイチ　永治　名義　崇德天皇御宇の年號、保延七年七月十日改元、二年にして康治と改む　出典　魏文典論に、禮樂興に於上、頌聲作に於下、永治に長德、興に年豐、とあるに據る、權中納言藤原實光之を勘進す(元祕抄)

エイチヤウ　永長　名義　堀河天皇御宇の年號、嘉保三年十二月十七日改元、天變地災に因てなり、二年にして承德と改む　出典　後漢書に、熹に國永長、爲に後代法に、とあるに據る、江中納言維時之を勘進す(元祕抄)

エイチユウ　營中　將軍の居所內をいふ、營は陣屋を云ふ、顧會に、軍壘曰に營と見えたり、卽ち營中は柳營中にて陣中の事を云へるが、將軍と云ふ職掌によりて平常の居所の內を稱することゝなれり、吾妻鏡に、養和元年十二月七日御台所御懺、仍營中上下群集に、文治四年七月四日信濃守遠元鍾愛息女郎參に營中に、可に爲に若君御介錯に、之由被に定仰に云々に、と見えたり(武家名目抄)

エイチユウシ　營厨司　令外の官、建設の年代詳かならず、聖武天皇天平元年四月廢す(續紀)

エイチユウノツメシヨ　營中詰所　名義　江戸城中に於て諸大名及び諸役人等登城の時、詰めゐる表向の居間をいふ、江戸城中の溜所なり　沿革　家綱將軍明暦以後、各自の詰所を定め、其居間毎に於て互に交はらしむ、且つ又互々の席順となす、詰所は左の如し(柳營節錄)

大廣間下　溜間　大廣間　柳間　帝鑑間　雁間　菊間　竹間　松間　芙蓉間　燒火間　桔梗間　中間　山吹間　躑躅間　御納戸前　連歌間　土圭間　檜間

尙ほ詳しくは各條、及び江戸城(エドジヤウ)の挿繪見るべし、

エイツミ　永積　永高(エイダカ)を見よ、

エイデン　營田　名義　王朝時代に於て、官府より營作せしむる田地、若くは私費を以て開墾すとは、國衙より壯丁を使役して公田を營作せしめ、地子若くは租を納め、其餘を以て國衙の用に充つるなり、私營田とは、荒廢の地或は空閑の地を官に請うて私に營作するものをいふ、卽ち墾田なり　地原　沿革　軍防令に、東邊北邊西邊に緣れる諸郡の人民は、皆城堡の內に於て安置し、其營田の所には唯庄舍を設け、農時に至て營作に堪ふる者出でゝ庄田に就くこと見え、嵯峨天皇弘仁十四年二月、小野峯守の上表により太宰府管內諸國に始めて營田を置きを倘らしめ、百姓の調庸の輸貢を闕かしめず、且つ窮亡飢餓を免れしむ、文德天皇齊衡二年十月田を營むに堪へざる國あらば、狀を具して申請せしむ、光孝天皇仁和元年二月、信濃國に乘田三十町を以て、國府の佃を營するを許す、是より此國の營田始まる、(令義解、三代格、三代實錄、延喜式、田制篇、大日本租稅志)

エイトク　永德　後圓融天皇御宇の年號、康曆三年二月二十四日改元、三年を經て至德と改む、後ち一年は後小松天皇の御宇に係る、出典詳かならず、永仁に　名義　崇德天皇御宇の年號、出典見天皇御宇の年號、

エイニン　永仁　正歷六年八月五日改元、六年を經て正安と改む、出典　晉書に、永載仁風、永撫無外とあるに據る、大藏卿在嗣之を勘進す(元祕抄)

エイネイダウ　永寧堂　大內裡八省院十二堂の一、次の東の堂ともいふ、卯酉の堂なり、古本拾芥抄に、「エウニヤウ」と訓めり、延祿堂の東、修式堂の南九丈五尺、會昌門の西廊を去る四丈二尺の西北に在り、長さ七間○朝堂の座者は、大學の司にて、東西の端を以て上と爲し、長官次官は前行し、判官主典は中行し、史生は後行して著座す(大內裡圖考證)

エイフクジ　叡福寺　所在　河內國石川郡(今南河內郡)磯長村○科長山と號す、俗に遊川の勝軍寺を下太子と云ふに對し、上太子と云ふ、聖德太子の影像を置く、故に聖靈院と云ふ、又石川寺、轉法輪寺、磯長寺、御廟寺とも云ふ　宗旨　古義眞言宗、本尊如意輪觀音　起原沿革　推古天皇の代聖德太子建立する所なり、後ち幾多の盛衰ありしが、慶長八年豐臣秀賴之を再興す、今の堂舍是なり、寺域七千八百二十三坪、本堂は中央にあり、その北に太子堂、東に阿彌陀堂、大師廟、四南に多寶塔あり、境內の北一段高き處に廟あり、御墓山と云ふ、中央は聖德太子の母穴穗部間人皇后、東は太子、西は太子妃膳臣の女を藏む、是を三骨一廟と號す、その外境內に忍性上人、良觀上人、願蓮上人等の塔、碼磑の碑、大乘木等あり、廟中には太子二十句の碑文あり、廟の周圍には結界石あり、其數四百九十基あり○四方尼院は寺內南上段の地にあり、寬永中蓮譽壽性尼僧の中興なりと云ふ○仙人獄南林寺は西方院の南、觀福寺舊講堂の址にあり、天正二年兵燹に罹り廢絕せしが、後水尾上皇之に歸依し、勅幸の時修造し給ひ、寺號を南林寺と賜ふ、寶物に光子內親王の畫き給へる上

皇の御影等あり(傳燈開基記、河內名所圖會、河內志、名勝地誌、地名辭書)

エイフクジ　永福寺　所在　相模國鎌倉郡二階堂村○土俗光堂或は山堂と唱ふ　起原　文治五年源賴朝陸奥大長壽院の二階堂に擬し、當所に二階堂を建立し、三堂山永福寺と號す、建久三年十一月營作の功成り政子參詣す、爾で賴朝參詣供養を行ふ　沿革　建久四年後白河法皇の爲め千僧供養ありし時、當寺其一にあり、五年奉行人を置き、建仁三年一切經會を行ふ、元久元年右京進仲業當寺の公文職となる、建曆元年十月宋本一切經の供養あり、源實朝之に臨む、後ち實朝屢々當寺に渡御す、寬喜三年總門燒失す、四年十一月藤原賴經參詣す、嘉禎三年賴經書寫の法華經を納む、建長三年十月又燒失す、元弘三年北條高時亡びし後、新田義貞足利義詮と俱に暫く逗留す、建武二年足利尊氏同直義と共に當寺にありて賞罰を行ふ、至德二年十二月地藏僧正道快當寺の別當に補す、應永十二年十二月燒失す、鎌倉管領足利成氏の時、每年正月評定始に當寺の事を記す、享德以後全く頹廢す、今左に別當の系統を示す(吾妻鏡、新編相模國風土記稿、諸寺別當次第)

○文覺――性我(武藏房阿闍梨)――廣幸(三位僧都)
　└經玄(美作國阿闍梨)――遍曜(四條房阿闍梨)――榮西(宋上人)
　└行曾――良瑜(安祥僧正)――道慶(御室戶大僧正)
　└丁心(般若房法印)――良基(綱殿僧正)――良源
　└房喜(法勝房法印)――盛朝(勝法印)――公朝(隨江法印)
　└覺乘(大武藏僧正)――行讚(內大臣權僧正)――親玄(太政大臣大僧正)
　└道承(二條前內大臣)――賴守(左大臣大僧正)――澄祖(大夫藏法印)
　└道承(二條前內大臣)――覺雄(左大臣大僧正)
　└道快(太政大臣河大僧正)――賴印(鶴岡別當大僧正)

エイフクモン　永福門　大內裡八省院、外席門の一、拾芥抄に、之を西廂門、小右記に西掖門に作る北面の門にて昭慶門の西に在り(大內裡圖考證)

エイフクモン井ン　永福門院　名稱　藤原鐘子、出家して眞如源と號す　系統　太政大臣藤原實兼の女、母は內大臣源通成の女從三位に叙す、六月女院宣下、正和五年六月尼となる、康永元年五月七日崩す、年七十二(皇胤紹運錄、女院小傳)

エイヘイジ　永平寺　所在　越前國吉田郡志比谷村大字志比○吉祥山と號す　宗旨　禪宗曹洞宗　起原沿革　後嵯峨天皇寬元元年越前守護波多野義重の草創にて、曹洞宗の始祖道元の開基とす、始め大佛寺と號し後ち今名に改む、道元始め、宇治に興聖寺を創建し、住すること十年、波多野義重道元の道風を崇仰し、後嵯峨天皇の初め領地越前國志比郷の山嶽を獻じて懇請す、師曰く、吾が師天童如淨禪師の鄕貫は越上なり、吾越の名を聞くも猶墓ふと、終に越に赴く、義重自ら奉行して伽藍を立て、歲を踰て落成す、吉祥の地なるを以て吉祥山永平寺と號す、永平は後漢明帝の年號にして　佛法の支那に弘まりしは此時なるを以てなり、後嵯峨天皇勅し、永平寺を勅願道場となす、　れ東邦曹洞宗寺院の起原とす、正親町天皇天正二年十八世祚玖禪師に至て　一山皆賊火の爲めに燒亡す、柴田氏本州に封ぜらるゝに至て祚玖永平寺を再興し、山上より山下に移し、山門法堂僧堂佛殿廚庫大庫裏大方丈等舊の如く造立す、舊寺蹟は大佛寺蹟と呼ぶ、元和元年江戶幕府より永平寺法度を設け、曹洞宗總本山の規模を立つ○塔頭に、地藏院、嶺梅院、長壽院、隆昌院、承陽院あり、花谷村に多福菴、吉峯村に今吉峰寺あり、共に二世禪師の隱居地とす○國寶として、紙本墨書後圓融院宸翰、高祖嗣書の二幅あり今歷代を左に示す(元亨釋書、古今類聚越前國志、佛家人名辭書、國寶目錄)

○道元(希玄)――懷奘(孤雲)――義介(徹通)――義演――義雲
　└墨希――以一――宋吾――永智
　└祖機――了鑑――建綱――建撕――光周
　└宗綠――以貫――祚棟――祚玖――門鑑
　└宗奕――祚天――秀察――龍札――良頓
　└良義――英峻(徹翁)――門淦――御洲(愚堂)――智堂(光明)
　└尊海(月洲)――愚門(大丁)――徹翁(山谷)――高邨(機巧)――晃全(旅菴)
　└本祝(徹翁)――天梁(白牛)――巖柳(線谷)――則地(永天)――喝玄(大愚)
　└雄禪(義堂)――圓月(江西)――密巖(央元)――越宗(大梁)――湛海(寶山)
　└良須(編山)――童元(天倫)――台明(欣山)――國元(大拙)――卽中(玄道)
　└惠源(密宗)――宣峰(掃雪)――爲戒(傳屋)――卍海(傳宗)――大因(線庵)
　└雲居(無庵)――禹隣(旅菴)――大信(道場)――眺宗(鐵磨)――童龍(弘法)
　└密雲(禪僧)――雪鴻(傳燈)――琢宗(傳山)――悟由(大拙)

エイベツ　永別　江戶時代相模國鎌倉に於て取扱ふ租率、永別百文を、高一斗八升七合に當つるなり、是は代官成瀨五左衞門の作法にて、大數を見合

せて取置きし法なりといふ、永別一貫文の田地坪數定りなし、一貫文にて八百坪、七百五十坪、七百坪もあるなり（地方塔穢集）

エイホ　永保　名義 白河天皇御宇の年號、承暦五年二月十日改元、辛酉凶年に因てなり、三年を經て應保と改む 出典 尚書に、欽崇二天道、永保二天命、又、惟王子々孫々永二保民人」とあるに據る、文章博士行家之を勘進す（元祕抄）

エイホジ　永保寺　所在 美濃國可兒郡長瀬村虎溪山○虎溪山と號す、又古溪山、巨溪山に作る 起原沿革 花園天皇正和中僧疎石（夢窓國師）創建する所、新撰美濃志に、夢窓足利尊氏の命を以て開基し、貞和二年光嚴院の勅願所となるとあり、正和は尊氏將軍たるの前二十年なり、尊氏天龍寺を建つるに及びて、疎石を尊重せしを以て前住永保寺をも尊氏の開基と誤りしなるべし、

エイマン　永萬　名義 二條天皇御宇の年號、長寛三年六月五日改元、御不豫に因てなり、二年にして仁安と改む 出典 漢書に、依微自至、壽考無二疆、雍容垂拱、永萬年、とあるに據る、左小辨兼文章博士中宮大進藤原俊經之を勘進す（元祕抄）

エイモリ　永盛　永高（エイダカ）を見よ、

エイヤウモン　永陽門　大内裡八省二十五門の一、北山抄に東掖門に作り、古本拾芥抄に、謂之昭訓門、東南道門、若龍樓東、北面の門にて東隣を以て蒼龍樓に接す（大内裡圖考證）

エイユウケ　英雄家　榮格の一稱、清嚴の一名、中陵、閑陵、尊山院を、英雄三家といふ、清嚴「セイゲン」參看

エイラウ　永牢　江戸幕府の刑名、終身牢内に禁錮することをいふ、罪主人に仇を爲し、或は寺院の女犯者（領内に島なき時）など等にこの刑を處せらる（御仕置裁許帳、類例祕錄、古事類苑法律部）

エイラクセン　永樂錢　名義 錢貨の一種、明國の永樂中に鑄造せしを以て此名あり、永錢、永錢、永樂通寶、又單に永とも云ふ 性質 銅にて造る、重量に一匁一分と八分とのものあり） 起原沿革 明の永樂九年（我應永十八年）之を鑄造す、我國に渡來せしは何頃なるか詳かならず、傳に云ふ、應永の頃（十年と稱すれども、永樂錢鑄造前の時なれば誤なり、また二十年の誤りといふ說あれど、未だ詳かならず）鎌倉管領足利滿兼の時、相模國三浦崎に唐船漂著し、船中多く唐錢を積む、滿兼之を取り關東に通用すと、これ吾國に入りし始めか、其後品質の善良なるより一般に行はれ、寛正の頃より文明年間に至る間、足利義政屢々書を送り永樂錢を求めて國用となす、義政寛正五年明の禮部官に贈りし書中に、永樂年間（我應永年間にて寛正五年より四十年前なり）多給銅錢、近無二此學、故公庫索然、何以利」民とあるに因れば、其頃永樂錢の渡來せしことを知る、天正の初頃北條氏康關東にて永樂錢のみを用ふることいなし、經錢を除去す、是に因て、關東には鐚錢、白ら廢れ京都にのみ行はるゝに至る、豐臣氏の頃、專ら永樂金銀錢を鑄造し、軍役賞賜の用に備へたりと云ふ、慶長九年正月令して鑄錢四色を以て永錢一に代へ、一般に通用せしむ、然れど錢の善惡を爭ひ、賣買を妨ぐることなす、或年鑄司家の命にて近衛家の揭名爐を寫して賞司殿下より陶釣軒の號を贈らる、これ京師永樂燒の始めなり、其後保全の子孫この法を加賀江沼郡、三河岡崎に傳へて今猶其造風を製するものありといふ（地方ヤキモノ參看、工藝志料、工藝雜纂）

エイラクツウハウ　永樂通寶　名義 銅錢貨幣の一種、永樂通寶の文字ある故に此名あり 性質 金銀の二種あり、金貨を永樂金錢、銀貨を永樂銀錢ともいふ、金貨には、徑八分、重一匁一分強、及び徑八分強、重一匁の二種あり、銀貨は、徑八分強、重一匁一分とす 沿革 何時代に鑄造せしか詳かならざれども、天正の頃に鑄造せしものゝ如し、蓋し永樂錢甚だ多く本朝に輸入せしにより、永樂通寶といふこと極めて能く人の耳目に慣れし故、この名を用ひしなり、永樂錢（エイラクセン）貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

エイラクホゼン　永樂保全　永樂燒（エイラクヤキ）を見よ、

エイラクヤキ　永樂燒　名義 京燒の一種、支那永樂中の磁器に摸して作れるが故に名づく 起原沿革 京師の工人善五郎某といふもの土風爐を作るを以て業と爲す、其子孫相繼で九世に至る、代々善五郎を以て通稱と爲す、十世善五郎了全の子保全土風爐を作るの餘暇、始めて磁器を作り、和漢の古器を摸造すること頗る精妙に至る、また赤色釉を塗り、その上に金粉を以て、古代の彩紋を描くものあり、これは明の永樂年間に、製せし所の磁器の金襴樣と稱するものに基づきたる者なり、文政中紀伊國主德川齊順に聘せられて陶器を製す、これを世に紀州の御庭燒（御庭燒）と云ふ、齊順深く之を愛し、永樂の銀印を賞與す、爾來永樂を以て氏となし、且つ以て磁器の名と爲し永樂金襴樣と云ふ、之を永樂燒の第一世となす、或年鑄司家の命にて近衛家の揭名爐を寫して賞司殿下より陶釣軒の號を贈らる、これ京師永樂燒の始めなり、其後保全の子孫この法を加賀江沼郡、三河岡崎に傳へて今猶其造風を製するものありといふ（地方ヤキモノ參看、工藝志料、工藝雜纂）

エイリヤク　永曆　名義 二條天皇御宇の年號、平治二年正月十一日改元、二年にして應保と改む 出典 漢書に、馳淳化於絜元、永二曆代而太平、宋祖曰、曆數也、又曆日」、續漢書律曆志に、黃帝造歷、歷與曆同」とあるに據る、式部大輔兼石見守藤原永範之を勘進す（元祕別錄）

エイリヨ　叡慮　天皇の御心を云ふ、叡旨、天氣、風銜、などとも云ひ、書紀に冲襟を「ミコヽロノウチ」と訓す、義同し、說文に、叡深明也、尚書注云聖也」とあり（有職袖中抄、有職小說）

エイロク　永祿　名義 正親町天皇御宇の年號、弘治四年二月二十八日改元、代始を以てなり、十二年を經て元龜と改む 出典 群書治要に、保世持二家、永全二福祿一者也」とあるに據る、菅原朝臣長雅之を勘進す（元祕抄）

エイワ　永和　名義 後圓融天皇御宇の年號、應安八年二月二十七日改元、代始を以てなり、四年を經て康曆と改む 出典 尚書に、詩言二志、歌永二言、聲依二永、律和二聲云々、神人以和」、藝文類聚に、九功六義之興、依二永和一聲之制、志由二興作、情以二詞宣」、とあるに據る、權中納言藤原忠光之を勘進す（元祕抄）

エウエキ　徭役　人民課役の日數の外に服役するをいふ、雜徭（ザツエウ）を見よ、

エウガイノイタ　要害板　兜の眞庇と鉢とを接合する所の內面にあつるものをいふ、薄き鐵にて板の如く作る、「カブト」參看、

エウキヤク　要脚　錢を云ふ、僥倖に因てなり、白玉蟾詩、腰下有二錢三百足、要是腰の本字なれば腰脚歟」といへり、宗五大双紙に、又私にて要脚を持て出候て遣候事も候それは五百足、三百足百足などの時の事也、千足とも候へば折紙に書て遣候云々」と見えたり、

エウキヤクヤク　要脚役　室町幕府の職名、金錢の事を掌る、永正十五年畠山順光亭御成記に、要脚萬疋舞台に積」之此役者之事、一番伊勢備中、二番伊勢兵庫助、三番伊勢因幡守、四番伊勢又次郎、五番右京亮、六番伊勢與一、七番伊勢六郎左衛門尉以上七人勤之也」と見えたり、

エウゲキレウ　要劇料　名義 王朝時代に於て、劇務ある官職を帶ぶる者に、特に賜ふ料をいふ、米錢を以てこに宛つ、官位に准じて多少差あり 起原沿革 元正天皇養老三年始めて判官に要劇料を賜ふ、大同三年九月普く衆司に賜ふ、明年職事四位以下初位以上要劇料を定め錢を停めて米を給ふ、人別日に二升、但し觀察使は此例に預らず、嵯峨天皇弘仁三年勅して米を停めて錢に復す、前月の料を每月四日官に申し、太政官より宮內省に下し、十三日に給ふ、陽成天皇の世、國用多く倉庫欠乏せしを以て外庫の物を以て賜ふ、尋で諸國正稅不足不動盡きしを以て、元慶五年官田を割て永く其料に充つ、明年其法を改めて太政官中務省等以下七司は米を給ひ、大舍人、內藏、圖書、縫殿、內匠寮等三十九司に官田を充つ、八省彈正尹二府大將四府督及び皇子の官に在るもの公廨兼職は並に給せず、八年山城河內攝津等の官田を以て主稅寮要劇番上料となし、京庫を留む、爾來官田を以て要劇料に充つる事年々に增加す、延喜の制闕官及び仕へざる官人の要劇料を以て司中の小破雜用に充てしむ（三代格、延喜式、食貨志）

エウゲツ　要月　農事の多忙なる月をいふ、閑月に對しての稱、賦役令に、凡差料、先富强、後貧弱、先多丁、後少丁、其分番上役者、家有二兼丁一者、要月、家貧單身者閑月」、又若要月者、不レ得二過三三十日」と見えたり、

エウコ　膠　「グレノツヾ」とよむ、同條を見よ、

エウコシ　膠鼓師　雅樂寮の役名、膠鼓生を教ふることを掌る（令義解）

エウジウ　遙授　遙任に同じ、「エウニン」を見よ、

エウジウノクワン　遙授官　遙任の官をいふ、「エウニン」を見よ、

エウシユツ　妖術　怪しきことを行ふ術、安齋圖筆に、幻術亦妖術ともいふ、今俗にいふ覺法使ひ、又外法つかひ、又イヅナツカヒといふ者なり、是れ正法に非らず、邪術を行ひて人の眼をかすめ惑はす術なり、唐にては仙術と號して道士といふ者ども之を行ふなり、亦佛敎にても幻術をかりて佛法を飾りて奇妙不測を設けて人に見せて、佛力と號して人を歸伏せしむることあり、近年占者も妖術を行ひて、古の奇妙と稱するもあり、神道者の中にも妖術を以て奇妙をあらはし神力と號するもあり、何れの道にも奇怪の事をするは皆妖術なり、巫女（いちこ、このことなり）のクチヨセ、サヽバタキなど云ふ事も妖術なり、人の心に思ふ事を探り知りて、人の心に應じたることを云ひ出すなり、妖術は鬼を使ふ術ありて師より傳へ受くるなり、鬼を使ふとは狐の類の獸を使ふ事なり云々」といへり、

エウセキクシ　要籍駈仕　中古以來禁中殿上にて駈り立て使はる者をいふ○令に、凡職事官云々、父母舍人侍者解官、其應二侍人才用一、灼然要籍駈使者、令二帶官侍一、又職原抄藏人の條に、爲二要籍駈使一六位中其家子令二候二殿上一、謂之非藏人」と見え、秉燭談に、要籍とは、唐人の語、亦官名にもあり、

通鑑唐の德宗紀に、要籍謝導とあり、註に要籍官は唐の時節度衙前之職、又曰節度使之腹心也、朱泚王武俊の相王たる要籍を改めて承令といふ、又通鑑に都不二要籍一と、註に云、要者須二其用一、籍者借二其力一と之にて要籍の字義明なり、畢竟用ひかるといふことにて何かの役に立つといふ、今時の用人といふ、或は役に立つ人などいふが如し、日本にて昔は事の役に使ふことを要籍駈使といふ、駈使とは、かり使ふことなり、今に駈使丁の賤職あり」といひ、安齋隨筆に、壺井氏の説要籍は殿上の日給といふ簡也、又仙籍とも云へり、駈使は走り使ふことなり云々、眞丈按に右説誤なり、本文竹冠の籍字を用、又任の字を用ふ此文に依て壺井が説誤れり、公式令義解要籍駈使の四字見えたり、艸冠の籍字を用、又使字を用ひたり、要字は小補韻會云、禮樂記に要二其節奏一、注猶レ會也とあり、是アツマルの義なり、藉字は字彙に狼藉草不編離亂也、又漢書に、名稱藉甚、猶レ云二狼藉一、甚盛なりとあり、是物の雜り亂れたる也、要藉駈使と連ねいふは、さまざまの公事の集り會て雜り亂れたるに、關しに駈り立て使ふることをいふなり」といへり、

エウダイジサキノウダイジン　前右大臣　瑞臺寺大炊御門家孝（オホヒミカドイヘタカ）を見よ、

エウニン　遙任　名義　其身京都にありて地方官を帶するを云ふ、大寶令の制、地方官は一定の任期間其地に赴任して事務を取るべきを、遙任は實際其地に赴かず、遙に京都にありて、親王又は朝官たる人の國司を兼ね、公廨の配分にのみ預る故に名づく、また遙授ともいひ、其官に就きては遙授官とも云ふ 起 原治革 朝官を以て地方官を兼ねしは、天平三年十月、大納言藤原武智麿兼太宰帥となり、赴任せず帥の得分のみを得しこと見えたり、是等は遙授の始めなり、天平寶字元年六月、紫微少弼巨勢朝臣堺麿の下總國を兼ねしは遙任國司の始めなり、天長三年九月親王を以て國守とし上總常陸上野を任國となす、是を大守と號す、身京師に居して公廨の配分を受く、是れ公然遙任の法を定めし始めなり、爾後年給の法行はれしより遙授の官益々盛となり、參議、二三位中將、少納言等は、必ず權守を兼ね、辨官近衛中少將は、介權介を兼ね、其他の朝官又多く國司を兼ぬるに至れり、是を以て國衙は所謂留守所の名目となり、國司は掾名介となり、名國司となるに至る（續紀、三代格、國司制變遷）

エウニン　要人　用人に同じ、ヨウニンを見よ、

エウニヤウダウ　永寧堂　「エイネイダウ」を見よ、

エウハイ　遙拜　名義　離隔せる場所ある對者に向ひて遙に拜禮するをいふ、其場所を遙拜所といふ、神道名目類聚抄に、遠境の神社を詣でずして爰より拜するを云」と見え、晉書に、漢儀祭二天于雲陽一、儀祭二地于汾陽一、在二別宮遙拜一、不レ謁二壇所一、と見ゆ、儀制令に、神宮の諸末社の地方も遙かなる所多ければ、別宮遙拜書紀、天武天皇元年六月の條に、且於二朝明郡迩太川邊一、遙二拜天照大神一（タカミムスビ）とあり、望拜は、即ち遙拜のことにて、是に見えたる始めなるべし、延喜式に、凡齋內親王在京、潔齋三年、即每朔日、著二木綿鬘一、參入齋殿、遙二拜大神一とあり、降りて明治四年三月神武天皇祭典に遙拜式を左の如く定められたり、「府、藩、縣、鄕中淸淨の地を擇み、大和の方に向ひ、新鑿を敷き、高机一脚を置き、机上御玉串を安し（玉串は榊の小枝に白紙の四垂を付く）掛麻久毛畏支神武天皇乃御前乎、遙爾拜美奉留と拜辭を述ぶ、官員禮服著用順次嚴重に拜禮すべし、右式畢て玉串を燒却すべし、地方は鄕、村、氏神、神職へ遙拜式申渡し、氏子の者をして大和の方に向ひ遙拜せしむべし、云々」

エウン　慧雲　名號　字は山叟、正和四年佛智禪師と謚す 系統 姓は丹治氏、母は平氏、武藏飯澤の人 事蹟 十七にして祝髮し、十九にして京に入り聖一國師に從ひて單傳の旨を扣く、正嘉二年宋に入り斷橋倫和尙に參す、又方菴圻、淸虛心に請益す、文永五年歸朝し、筑の承天寺に出世し、尋で太宰府の崇福寺に遷る、陸奥の檀越その道望を聞きて勝滿寺を創めて之を請す、又東昌寺を建て以て權せしむ、雲奥州に在ること十年、東方の緇素翕然として風に靡く、永仁三年薩原忠敎、雲を請して東福寺に請す、龜山上皇其德を欽ひて幸駕して法を聽く、正安三年初秋遷化す、年七十、臘五十三（本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳）

エウン井ン　惠雲院　近衞稙家（コノエタネイ）を見よ、

エウヨ　腰輿　名義　手にて腰の邊まで擡げ行く輿を云ふ、故に又太古之と稱す、手輿の義なり、藥注和名抄に、按胡三省注通鑒梁紀二云、腰輿今人擧レ之、其高至レ腰、海錄碎事引二決疑要錄一云、腰輿以手挽レ之、別二於肩輿一、是所二以訓一太古之一也、とあり 沿革 王朝時代には大嘗會御禊の日、河原頓宮より腰輿にめすを本式とす、齋王伊勢へ上下の時も之を用ふ、其外、內裏炎燒或は地震等に因り俄に他所へ遷御の時にも用ひ、無事の時には乘せざる例なりと有職抄に云へり、然れども簡單輕便なるを以て、上皇

も之を用ひ、王臣高僧も亦用ひしこと、日記物語等に屢々見えたり 構造 延喜式に、桁長一丈四尺、廣二尺九寸、脚高五寸、桁脚新簀子二枚、平帖東柱新步板一枚、鳥居高欄新檜榻一材と見えたり、コシの挿繪を參看せよ（眞觀儀式、江次第、朝野群載、有職抄、輿車圖考）

エカ　會下　禪宗僧の一寺を持たずして學寮に居る僧侶をいふ（眞丈雜記）

エカウ井ン　廻向院　所在 武藏國東京本所區○昔は諸宗山無緣寺といひ、今は國豐山廻向院といふ 宗旨 淨土宗、本尊阿彌陀如來 起 原沿革 明暦三年春江戸大火の時、燒死する者男女數萬人、保科正之將軍代拜として增上寺に詣でし時、道傍に燒死者の橫ばるを見、歸城の後老中等と謀り、死屍を一處に埋葬し、將軍の德化を衆人に及ぼさんとて町奉行に達し、稼多彈左衞門、車善七等の手下を役し、官より舟と扶持米とを下だし、五七日の間に屍體を集め、牛島新田に埋葬し、六十間四方の塚を築き、無緣塚といふ、乃ち亡魂追福の爲め、增上寺貴屋大和尙をして一宇の梵刹を創基せしめらる、これ當院の創めなり、然れど未だ住持なかりしが、小石川智香寺の信譽自心上人、當寺に移住し、第二世にて開山と稱す、依て上人彼塚の上に堂宇を建て一の念佛道場と爲す、萬治年間牢死及び刑死者の爲め、更に三佛堂を本堂の右に築き幽魂を吊ふ、天和二年火災にかゝり地を今の所に移し、第三世喚靈和尙一宇を再建す、終に今日に至れり（江戸名所圖會、武藏鑑）

エカウフミ　回向文　法事の時、勤の終りに唱ふる願文を云ふ、修せし法事の功德をば、一切衆生に回施（タムケ）する願文なればかく云ふ、回向とは、天台止觀に、回二衆善一向二菩提一云々、大乘義章に、言二回向一者、回己善法一有レ所二趣向一故名二回向一云々、と見えたり、法事を行ひ追善供養してこれを菩提に向ひしむる是皆回向なり、各宗通じての回向文は、願以二此功德一普及二於一切一我等與二衆生一皆共成二佛道一、なれども、淨土宗にては、願以二此功德一平等施二一切一、同發二菩提心一往二生安樂國一、の偈文を唱ふ、是を唱へしむるには殊に聲善き僧を撰ばしむ、榮花物語に、御念佛果て〻聲よき僧の回向申したるを、いみじうたうときに云々、と見えたり、

エカキベ　畫部　職掌 中務省の被官、畫工司の下に屬し、繪畫の事を掌る 起 原沿革 雄略天皇七年、百濟に勅して才伎を獻ぜしむ、畫部因斯羅我あり、崇峻天皇の時百濟より畫工白加を貢す、文武天皇大寶元年、畫工司畫部三十人を置く、嵯峨天皇大同三年畫工司の廢官と共に廢せらる（書紀、令義解、類聚國史）

エカク　慧鶴　自曙（ハクイン）を見よ、

エガク　慧琴　唐の補陀落山寺の開祖、齊衡の初、橘太后の詔を奉じ幣を齎して入唐し、靈池寺の齊安禪師に謁し、太后の聘を通じ、義空長老を得て歸る、又支那に入り五臺に登り、觀世音の像に感じ、大中十二年像を奉じ歸國せんとし船補陀の濱海を過ぐ、時に石上に附著して進まず、舟人載物の重きとなし、諸物を上ぐれども動かず、像の出づるに及びて浮ぶ、寺像を此地に棄去るに忍びず、止まりて廬を結び像を奉ず、後ち終に補陀落山寺と號し禪刹の名藍となる（元亨釋書）

エカタ　繪方　江戸幕府の職名、繪師（エシ）參看、

エガノゴホリ　英賀郡　「アガノコホリ」と訓む、同條を見よ、

エガノナガノノキタノミサザキ　惠我長野北陵　允恭天皇の御陵、河內國志紀郡國府村に在り○兆域東西三町、南北二町、陵戶一烟、守戶四烟（延喜式、陵墓一覽）

エガノナガノノニシノミサザキ　惠我長野西陵　仲哀天皇の御陵、河內國丹南郡岡村に在り○兆域東西二町、南北二町、陵戶一烟、守戶四烟（延喜式、陵墓一覽）

エガノモフシノヲカノミサザキ　惠我藻伏崗陵　應神天皇の御陵、河內國古市郡譽田村に在り○兆域東西五町、南北五町、陵戶二烟、守戶三烟（延喜式、陵墓一覽）

エガノヒト　垣下人　「エンガノザ」を見よ、

エガハ　畫草　染草の一種、繪を畫くに用ひる草にて、種々の文あり、其文に依て名を附け、何々の畫草といふ、天平草、正平草、牡丹獅子文草、不動尊像文草、獅子圓文草、獅子面文草、飛禽圓文草、窠の文草、雷公風伯文草、鳩文草、雲珠文草、龍文草、鸞文章、彪文章、鴛鴦文章、錦章、錦文赤草、細文赤草、細文藍草、菖蒲文章、齒梁章等の繪樣あるものは、皆畫草なり（草究圖考）

エガハヒデタツ　江川英龍　名號 字は九淵、通稱は太郎左衞門、坦庵と號す 系統 英毅の三子 事蹟 世々伊豆國韮山の代官たり、文政七年代官見習となり、天保六年五月父歿するに及び、其職を襲ひて代官となる、時恰も十一代將軍德川家齊の治世の末年にして、天下驕奢に耽り、風俗の解體せること甚しきを見、慨然として匡正の志あり、先づ自ら節儉を守りて模範を示し、以て士民を導きしかば、管內の風儀大に革り、治蹟亦頗る見るべきものありき、此時に際し外船の我海岸に來るもの漸く多

きを加へ、海防のことは夙に志士の憂ふる處なりしが、英龍も早くよりこれに注目し、天保八年正月はじめて伊豆國防禦策を幕府に建議し、尋でまた「ポーランド」の事實に就きて上書したり、六月、外船近海に現るゝを以て屬吏幷に家人を率ゐて下田に赴きしが、十年の春、豆相房總の沿岸、外寇防禦に充つべき地方を巡視すべきの命を蒙り、目付鳥居耀藏に從ひて其途に上りしも、常に耀藏と意見を異にし、議毎に諧はず、歸りて後ち防禦策を上り、四月外國事情及び伊豆國警備策を上書し、又鯨漁の諸問に答ふ、而して耀藏の爲めに忌まれしを以て、其讒禍に觸れんことを恐れ、幾干もなくして病と稱し韮山に籠居す、十二年高島秋帆の門に入り砲術を研究し、技藝日に進む、既にして秋帆の、耀藏の讒に遇ひて幽囚せらるゝや、百方救解せんことを圖り、殆と寢食を忘る、嘉永六年に至り特敕の命あり、且つ命じて英龍の手附と爲す、英龍喜びて之を迎へ、遇するこゝいまだ師弟の禮を缺かざりき、是より先天保十二年幕府に廩申して始めて銃砲を鑄造す、韮山に於て砲を鑄するは、實にこれを以て嚆矢と爲す、十三年九月砲術教授の爲め、教場を開く、佐久間象山、川路聖謨、木戸孝允、橋本左内等其門に出づ、十月また他の依頼に應じて銃砲を鑄るの許可を得、爾來年々列藩の大砲を鑄造せること多し、十四年擢られて鐵砲方兼勤を命ぜられ、且つ專ら西洋火術を師範し、組の者は勿論、門人共を教授し、速に熟練者を養成すべく、因て公務繁多の時のみ韮山に赴き、他は在府すべきの命あり、弘化元年鐵砲方兼勤を免す、嘉永六年ペルリの渡來するや、勘定吟味役格となり、海防の議に與り、幕で若年寄本多越中守に隨行し、武相房總の沿岸を巡視す、八月品川砲臺の築造、大小砲鑄造を監督すべきの命あり、はじめ砲を鑄造するや小反射爐を築きしも、形小にして鎔解意の如くならざりしが、嘉永六年に至り伊豆國田方郡中村に大反射爐を築き、其摸規を擴張せり、安政元年再び鐵砲方兼帶を命ぜらる、十二月下田附近海嘯あり、會々碇舶せる魯艦沈沒し、伊豆戸田村に於て、新船製造の擧あるや、幕命により之が諸費諸拂其他一切の事務を擔當せり、當時英龍寒疾に罹りしも推して公務を處理せしが、江戸よりの徵狀來るに會し、更に苦痛を忍びて出府せるを以て、之が爲め病勢劇を加へ、翌二年正月十六日江戸本所の居邸に歿す、年五十五（坦庵江川先生傳）

エガラテンジン　荏柄天神　國鎌倉郡二階堂村○荏柄山と號す　祭神　本社中央に菅公束帶の座像を置き、右方に天拜山祈誓の立像、左方に十一面觀音の像を置く、清輝筆　勸請の年代明らかず、源頼朝の幕府を造營するや、當社を鬼門の鎮神とす、建仁二年九月、將軍源頼家菅公三百年忌の祭事を行ひ、大江廣元奉幣使となる、弘安四年惟康親王當社を造營す、鎌倉管領足利成氏の時は每歲正月二十一日當社に參詣す、寳德三年九月成氏國家安寧の祈禱を命ず、享德四年六月今川範忠成氏追討として鎌倉に亂入し神社佛寺を燒拂ふ、天文十七年北條氏當所に關を設け、關錢を取りて社料に宛つ、永祿四年里見義弘の軍此關門を破り小田原の地に入る、天正十八年七月豐臣秀吉參詣す、翌年朱印を賜ふ、慶長十二年修造あり、元和七年德川秀忠當社に參す、寛文八年金子材木を給して本末社別當坊を修造す、元祿十年、元文元年、寳暦三年、天明元年等にも修造ありて今日に及ぶ（鎌倉志、新編相模國風土記稿）

エキ　驛　名義論　驛路の驛馬驛船のある所を云ふ、之をウマヤと云ふ、之に陸驛、水驛あり、江戸時代には宿といふ　起驛沿革　孝德天皇の大化二年畿內の諸國に驛馬傳馬を置きしことあれば、當時既に驛のありしを知るべし、文武天皇大寶の令制には、之を諸國に置き、大中小路の諸道三十里每に一驛を置き驛每に驛長あり、馬船等のことを管す、厩牧令に、凡諸道須レ置レ驛者、每三卅里一置二一驛一、若地勢阻險、及無二水草一處、隨レ便安置、不レ限二里數一其乘具及鞍笠等各准二所レ置馬數一備レ之」、凡水驛不レ配レ馬處、量二閑繁一、驛別置二船四隻以下二隻以上一、隨レ船配レ丁、驛長准二陸路一置」とあり、又驛田を置き、其收穫を以て驛一切の費用に充つ、和銅四年正月始めて郵亭驛、山城岡田驛、山本驛、河內楠葉驛、攝津大原驛、殖村驛、伊賀新家驛を置く、養老三年石城に十一驛　七年因幡に四驛を加へ置く、寳龜七年飛驛に下留驛を置く、延曆十五年陸奥伊治城と玉造塞との間に一驛、明年土佐に吾椅舟川二驛、廿三年薩摩國に櫟野驛、陸奥國斯波城と膽澤郡との間に一驛を新に置き、尋で栗原郡に三驛を置く、また山城山科の驛を止めて近江驛馬の數を加ふ、廿四年下總四驛、大同三年但馬三驛、能登六驛を廢す、弘仁二年陸奥十驛を廢して更に長有高野の二驛を置き常陸に通ず、紀伊三驛を廢し、翌年萩原驛を復す、尋で常陸一驛、河內五驛を廢し小田雄薩田後三驛を置く、延喜の制、驛傳馬牛牧等皆兵部省に屬し、其數を定むること別表に示すが如し、鎌倉幕府に至り、海道宿驛の法を定む、文治元年使者の上京するものの爲めに、駿河以西は櫛門莊領と雖も傳馬を課したり、當時驛傳を馳する者を稱して飛脚と稱す、鎌倉より京都に至り七日を定めとし、急報には三日を限れり、弘長元年是より先幕府百姓の煩を以て驛長を廢せしが並に至りて家人等の不便に

より之を復す、建武中興に至り驛法を定めしが、幾干もなくして天下亂れて驛法全く壞れたり、江戸時代に至り、官道を修め里程を正し、宿驛を置き、地子を免じ金穀等を給與す、當時東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道を五街道と稱し、支街道に北國路、中國路、長州路、伊勢路、水戸街道等あり、又驛路のことは奈良屋市右衛門、樽屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬駄馬は、皆この二人の發する所の傳符を以て之を出さしむ、尋で寛永十二年武家諸法度を定めて、諸國道路橋梁を修め、驛馬舟楫を備へしめ、萬治二年始めて道中奉行をおきて宿驛のことを管せしめ、大目付勘定奉行をして兼任せしむ、後ち元祿年間五街道宿驛の近傍一二里の諸村に傳役を課し、定助郷と名づけ、又五六里以上十里以內の諸村に課するものを加助郷と名づけ、宿驛助成の傳馬役夫を出さしむるに至る、なほ水驛（スイエキ）驛家（エキカ）驛起稻（エキキタウ）驛子（エキシ）驛船（エキセン）驛長（エキチヤウ）驛田（エキテン）驛馬（エキバ）驛鈴（エキレイ）驛路（エキロ）傳馬（テンマ）五街道（ゴカイダウ）の諸條を參看すべし（驛遞志稿、日本商業史、食貨志）今延喜式によりて表を製して參考に供す、但し驛により、驛馬の外傳馬を出す所あり、今便宜により、併せて左に示す、

驛	驛馬	驛	驛馬	驛	驛馬
【山城】		【攝津】			
山崎	二〇	草野	三	須磨	三
【河內】		葉屋	三		
楠葉	七	【伊勢】		東海道	
津積	七	鈴鹿	二〇	河曲	一〇
【和泉】		大前	五	蘇濱	五
日部	七	呼吸	七	朝明	一〇
市村	八	飯高	八	榎撫	一〇
度會	八	【志摩】		磯部	四
鳴部	四	【張】		新溝	一〇
馬津	一〇	榛谷	五	安侯	二〇
兩村	一〇	曾爾	五	河內	二
【參河】		田後	二	小田	二
鳥羽	一〇	雄薩	二		
渡津	一〇	【近江】		東山道	
【遠江】		勢多	二〇	岡田	二〇
猪鼻	一〇	栗原	一〇	甲賀	二〇
口摩	一〇	横尾	一〇	篠原	一五
初倉	一〇			清水	一五
【駿河】				横川	一五
小川	一〇	横田	一〇	穴太	五
息津	一〇	蒲原	一〇	和爾（五傳馬）	七
長倉	一〇	横走（五傳馬）	二〇	鞭結（四傳馬）	七
【甲斐】				【美濃】	
水市	五	河口	五	不破	三
加吉	五			大野	六
【相模】				方縣	六
坂本	三	小總	三	各務	六
箕輪	三	濱田	三	可兒	八
【武藏】				土岐	一〇
店屋	一〇	小高	一〇	大井	一〇
大井	一〇	豐島	一〇	坂本	二〇
【安房】				武儀	四
白濱	五	川上	五	加茂	四
【上總】				【飛驛】	
大前	五	蘇濱（フナハマ）	五	下留	五
島穴	五	天羽	五	上留	五
【下總】				石浦	一〇
井上	一〇	浮島	五	【信濃】	
河曲	五	酒津	一〇	青瓦（イカラ）	一〇
於賦	一〇			宮田（カミ）	一〇
【常陸】				覺志（シ）	一〇
榛谷	五	安侯（アゴ）	二〇	賢錐	一〇
曾爾	五	河內	二	深澤	一〇
田後	二	小田	二	錦織	一五
雄薩	二			浦野	一五
【近江】		東山道		亘理	一〇
勢多	二〇	岡田	二〇	清水	一〇
甲賀	二〇	篠原（トコ）	一五	麻續	五
清水	一五	鳥籠（アルム）	一五	亘理	五
横川	一五	穴太	五	沼邊	五
和爾（五傳馬）	七	三尾	七	【上野】	
鞭結（四傳馬）	七			坂本	一五
【美濃】				群馬	一〇
不破	三	大野	六	新田	一〇
方縣	六	各務	六	【下野】	
可兒	八	土岐	一〇	足利	一〇
大井	一〇	坂本	二〇	田部	一〇
武儀	四	加茂	四	勢多	二〇
【飛驛】				岡田	二〇
下留	五	上留	五	篠原	一五
石浦	五			鳥籠（アルム）	一五
【信濃】				穴太	五
阿知	一〇	青瓦（イカラ）	一〇	三尾	七
賢錐	一〇	宮田（カミ）	一〇		
深澤	一〇	覺志（シ）	一〇		
錦織	一五	浦野	一五		
亘理	一〇	清水	一〇		
長倉	一五	麻續	五		
【若狹】		北陸道			
彌美	五	濃飯	五		
【越前】					
松原	五	鹿蒜	五		
濟羅	五	丹生	五		
朝津	五	阿味	五		
足羽	五	三尾	五		
【加賀】					
朝倉	五	湖津	五		
安宅	五	比樂	五		
田上	五	深見	五		
横山	五				
【能登】					
撰才	五	越蘇（エソ）	五		
【越中】					
坂本	五	川合	五		
亘理	五	白城	五		
磐瀨	五	水橋	五		
布勢	五	佐味	八		
【越後】					
滄海	八	鵜石	五		
名立	五	水門	五		
佐味	五	三島	五		
多大	五	大家	五		
伊神	二	渡戸（寿二傳）			
【佐渡】					
最上（五傳馬）	五	村山	一〇		
野後（三傳馬）	一〇	遊翼（一傳馬）	三		
佐藝（一〇傳馬）	一〇	遊佐	一〇		
蛸方（モツカタ）	三	由理（六傳馬）	三		
白谷（三傳馬）	七	飯海	一〇		
秋田	一〇				
【丹波】		山陰道			
大枝	八	野口	八		
小野	八	長柄	八		

星角 八 佐治 八
日出 五 前浪 五
【丹後】
匂金 五
【但馬】
粟鹿 八 郡々 八
養耆 八 山前 五
面沼 八 射添 八
春野 五
【因幡】
山埼 八 佐尉 八
敷見 八 柏尾 八
【伯耆】
笏賀 五 松原 五
清水 五 和奈 五
相見 五
【出雲】
野城 五 熊田 五
宍道 五 狭結 五
多伎 五 千酌 五
【石見】
波禰 五 託農 五
樟道 五 江東 五
江西 五 伊甘 五
【播磨】 山陽道
明石 四〇 賀古 四〇
草上 三〇 大市 三〇
布勢 三〇 高田 三〇
野磨 三〇 越部 五
中川 五
【備前】

坂長 二 珂磨 二〇
高月 二〇 津高 一四
【備中】
津眴 二〇 河邊 二〇
小田 二〇 後月 二〇
【備後】
安那 二〇 品治 二〇
者波 二〇
【安藝】
眞良 二〇 梨葉 二〇
都宇 二〇 宇鹿 二〇
附口 二〇 木綿 二〇
大山 二〇 荒山 二〇
安藝 二〇 伴部 二〇
大町 二〇 種箆 二〇
濃唉 二〇 遠管 二〇
【周防】
石國 二〇 野口 二〇
周防 二〇 生屋 二〇
平野 二〇 勝間 二〇
八千 二〇 賀寶 二〇
【長門】
阿潭 二〇 厚狹 二〇
埴生 二〇 宅賀 二〇
臨門 二〇 阿津 二〇
鹿野 三 意福 三
田字 三 三隅 三
參美 三 塡田 三
阿武 三 宅佐 三
小川 三
【紀伊】 南海道

荻原 八 賀太 八
【淡路】
由良 五 大野 五
福良 五
【阿波】
石濃 五 郡領 五
【讃岐】
刈田 四 松本 四
三谿 四 河内 四
甕井 四 梓田 四
【伊豫】
大岡 五 山背 五
近井 五 新居 五
周敷 五 越智 五
【土佐】
頭驛 五 吾椅 五
舟川 五
【筑前】 西海道
獨見 一五 夜久 一五
島門 一三 津日 一三
席打 一五 夷守 一五
美野 一五 久爾 一〇
佐尉 五 深江 五
比菩 五 額田 五
石瀬 五 長丘 五
把伎 五 廣瀬 五
隈埼 五 伏見 五
綱別 五
【筑後】
御井 五 葛野 五
狩道（八瑞馬） 五

【豐前】
社埼 一五 到津 一五
田河 五 多米 五
刈田 五 築城 五
下毛 五 宇佐 五
安覆 五
【豐後】
小野 一〇 荒田 五
石井 五 直入 五
三重 五 丹生 五
高坂 五 長湯 五
由布 五
【肥前】
基肆（傳馬一〇） 切山 五
佐嘉 五 高來 五
磐氷 五 大村 五
賀周 五 逢鹿 五
登望 五 杵島 五
鹽田 五 新分 五
船越 五 山田 五
野鳥 五
【肥後】
大水（傳馬五） 江田（傳馬五） 五
坂本 五 三重 五
鮫高 五 高原（傳馬五） 五
贄養（傳馬五） 球磨（傳馬五） 五
長埼 五 豐向（傳馬五） 五
高屋 五 片野（傳馬五） 五
朽網（傳馬五） 五 佐職（傳馬五） 五
水俣（傳馬五） 五 仁主 五
【大隅】

蒲生 五 大水 五
【薩隅】
市來（傳馬五） 五 英爾（傳馬五） 五
納津（傳馬五） 五 田後（傳馬五） 五
櫟野 五 高來 五
【日向】
長井（傳馬五） 五 川邊（傳馬五） 五
刈田（傳馬五） 五 美爾（傳馬五） 五

去飛（傳馬五） 五 兒湯（傳馬五） 五
當磨 五 石田 五
教麻 五 敦賀 五
亞椰 五 野後 五
夷守 五 眞砥 五
水俣 五 島津 五
【壹岐】
優通 五

エキカ

驛家 名義 驛馬、驛船、傳馬等を取扱ふ家を云ふ、驛戸とも稱す 起源沿革 孝德天皇大化二年畿内に驛馬傳馬を置きしことあれば、當時既に驛家のありしを知るべし、文武天皇大寶元年の令制には諸國に驛を置き、驛家の内、家口富みて事に幹なるものを撰み、各驛に驛長一人をおき、事務を總管せしめたり、而して驛には驛田あり、其收穫を以て驛家等の費用に宛つ、天平寶字二年に至り驛家の田租を免除せらる、鎌倉時代猶驛家あり、皆驛長を長者と呼び、同じく驛馬の事を總務せしめたりき、而して長者は室町の初に至り猶存せしが、戰國以後中絶す、江戸時代に至り、驛の制度整頓し、驛家は地子を免除せられたり、元和元年には旅人驛家に投じて宿する事を許し、薪柴を用ひざる者三文も出だすに及ばざる事を定めたり、後ち幕府獻上の宇治茶を幕府に致すに、定賃錢を以て遞送せしを以て、驛路の迷惑多きを以て之を禁ぜしも、猶護送の單官權を藉り暴行せしを以て、驛家をして直に暴行を訴へ出づる事を許さしむ、明治元年驛傳の法を改め、驛家助郷の課役を平等にし、其高に應じて人馬を出ださしむ、「エキ」、「エキヤ」參看（驛遞志稿）

エキキタウ 驛起稻 名義 驛田の收穫を云ふ、驛家一切の費用に充つ、驛子の給料又は驛馬購買及び飼料に供ふ 起源沿革 大寶二年二月始めて諸國驛起稻の數を記して辨官に送らしむ、天平六年正月諸國に命じ、雜色官稻を驛起稻を除く外、悉く正稅に混合せしむ、十一年六月に至り悉く正稅に混じ、正稅中より支給す、延喜式には、修理驛家料、驛子糧料の雜稻の目あり、この帳簿を驛起稻帳といふ、續紀に、和同二年令ニ諸國上ニ驛起稻帳一とあり（續紀、延喜式）

驛の圖（驛遞志稿所載）

エキコ 驛戸 驛家に同じ、「エキカ」參看、

エキシ 驛子 驛馬を扱ふ驛夫をいふ、また驛丁ともいふ、驛長に屬す、令義解公式令に、謂驛子騎レ馬爲ニ先行者一と見えたり○大寶令制定の時、公式令に、親王及一位、驛鈴十尅、傳符三十尅、三位以上驛鈴八尅、傳符二十尅云々、皆數外、別給ニ驛子一人一と見え、文德天皇齊衡二年正月二十八日の太政官符に、右得ニ美濃國解一�、惠奈郡坂本驛與ニ信濃國阿智驛一、相去七十四里、一驛之程猶倍ニ數驛一、驛子負レ荷常困ニ遞送一、寒節之中道死者衆、朝廷悲ニ之殊降ニ恩貸一、永免ニ件驛子租調一、又去承和十一年擧レ郡給ニ三年之復一、頗雖レ施ニ無限之恩一、徒費ニ公家一、曾無レ所レ息、今檢ニ彼郡課丁一、惣二百九十六人也、就レ中二百十五人爲ニ驛子一、八十一人輸ニ調庸一、比ニ之諸郡一、衰弊尤甚、望請擇ニ諸郡司之中富豪恪勤者一、募以ニ五位一、期ニ三年內一、令レ治ニ件郡一と見えたり、其後屢々驛子の調庸等を免ずることあり、詳しくは大日本史食貨志を參看すべし（令義解、三代格、食貨志）

エキセン 驛船 名義 水驛に備へ、官使の往來に便にしたる船舶をいふ 起源沿革 文武天皇大寶元年制定して繁閑を量て驛別に船四隻以下二隻以

上を置き、船に隨て驛丁を置かしむ、驛長は陸路に准じて置き、船舶を掌らしむ、廢絶詳かならず、「スイエキ」「エキし參看（令義解）

エキチヤウ　驛長　名義　驛の長を云ふ　輯解　驛馬驛船の事を掌る　地原　沿革　文武天皇大寶元年之を制定す、驛戸内富有の者にて事に堪へたる者一人を選び置く、令に、凡驛各置長一人、取二驛戸内家口富幹事者一爲レ之、一置以後、悉令二長仕一、若有二死老病及家貧不レ堪レ任者一、立替、其替代之日、馬及鞍具欠闕並徵二前人一、若緣邊之處、被二蕃賊抄掠一、非二力制一者、不レ用二此令一ことあり、水驛の長又之に准す、土屋敷と稱するもの、多くは皆驛長居住の地なり、鎌倉時代に驛長百姓を苦ましむるを以て一旦廢せしが、弘長二年二月又之を復す、室町時代に又長者あり、建武四年五月の駿河與津文書に、與津宿長者殿とあり、又康永二年八月の文書にも、駿河國長者中と見え、小島口遊にも、文和二年九月尊氏垂井の長者が家を旅宿にせしこと見えたり、應仁大亂の後往々廢せられし如くなるが、江戸時代本陣といふ者の内に、昔の長者の後にて驛路の役を勤め來りし者あり（牧嘉孝）

エキテイ　掖庭　後宮婦人の居る所をいふ、漢書百官公卿表に、武帝更に永巷を名づけて掖庭となす趣見えたり、

エキテン　易田　名義　土地薄瘠にして毎年耕作種植するに堪へず、隔年に耕種するの田地を云ふ、不輸租田なり、後世之を片荒田と云ふ　地原　沿革　大寶令に、若し易田を口分田に給授するときは、普通の田より倍して之を給すべきこと見え、令集解に、其上田一歳を休はしむる者を一易とす、中田二歳を休はしむるものを再易とす、下田は三歳を休易せしむ、故に班田の特倍給するなりといへり、嵯峨天皇弘仁十二年六月河内國交野丹比兩郡課丁の口分を易田として倍給すること又淳和天皇天長四年六月和泉國地勢境堺にして良田少きの故を以て大鳥和泉日根の三郡に易田を置くこと、孰も三代格、政事要略等に見えたり（田制篇、大日本租税志）

（片荒田）

（敷屋敷）

エキデン　驛田　名義　諸國驛戸の用途に充てしむる田地をいふ、不輸租田なり　地原　沿革　大寶令制定の時始めて之を定む、大路は四町、中路は三町、小路は二町とし、驛によりて差等あり、天平寶字二年八月當年諸國驛傳戸の田租を免す、寶龜四年二月、是より先播磨國申す、飾磨郡革上驛戸の便田は官符に依て四天王寺に施捨し、更に遙に比郡の田を以て其驛戸に授く、驛戸疲弊甚し、茲に於て更に驛戸に班給す、弘仁十三年正月藤原緒繼の奏言に因り驛戸近側の好田を擇て給す、承和六年六月自今三年を限り東海東山山陽三道の驛戸の田租を免す、天曆十年七月詔して又東海、東山、山陽三道驛戸の田租を免す（令義解、田制篇、大日本租税志）

エキヌ　繪衣　采女が上に着る服の名、表白練にて雲に椿花を彩色す、裏は朽黄生絹なり、女房裝束（ニヨウバウシヤウゾク）の圖を參看すべし（禁裡御裝束記、織紋圖會）

エキバ　驛馬　名義　官使の公用にて、諸國に赴くもの、爲めに各驛に備へ置く馬を云ふ、之を「ハヤウマ」と云ふ、又約して「ハユマ」とも云ふ、早馬の義、傳馬も早馬と云へども驛馬と別なり　地原　沿革　大化二年正月始めて諸國に之を置く（是より以前、欽明天皇三十二年四月天皇崩殁不豫、皇太子向レ外不レ在、驛馬召到云々、又、推古天皇十一年二月、來目皇子薨二於筑紫一、仍驛使以奏上云々、又、皇極天皇元年正月、百濟使人大仁阿曇連比羅夫從二筑紫一乘二驛馬一來言、云々等書紀に見えたれども追記にて後世の驛馬にあらざるべし）大寶の制、郵驛の馬牛は兵馬司之を掌り、諸國は國守、西海道は太宰府之を管す、諸道を大中小路に分ち、大路の驛には馬二十疋、中路には十四、小路には五四を置き、使稀なる處には國司量て、必しも數に滿たしめず、筋骨強壯の馬を以て之に充つ、毎馬中中戸をして倶はしめ、若し闕失あらば、驛稻を以て買ひ補はしむ、毎年國司之を檢して、乘用に堪へざるものは、便によりて之を賣り、更に買ひ替へしむ、驛傳馬に乘るには本司より太政官に奏して、之を給はるなり、驛傳馬に乘り前所に至て替ふべくは、騰過することを得ず、官人出て使するに至る所皆官物を用ひ、位に准じて供給す、驛馬も亦之に准ぜり、幾干もなくして、諸國驛馬を牧飼せず、瘠爛疲瘦あり、乘用するに堪へず、加ふるに國司驛長等任意に乘用し、使者往來を延滯ならしむ、故を以て天平神護元年勅して之を禁ぜしむ、延曆八年太宰府管内の馬牛數年帳を進めず、或は帳を進むるも誤脱多きを以て、府官人を責めて法の如くならしむ大同二年太宰府の請により大路の驛馬を減省して十五匹を定となし、三百四十匹を減ず、是れ貢物牛減せしを以てなり、天長九年勅して、長門驛家十一、馬五十五匹、要路にあらず、公費徒に多きを以て、驛毎に減じて三匹とし、自餘は鑄錢料錫駄に充てしむ、承和五年諸使憲法を顧みず、兆外に驛馬に乘用し、或は令に違て騰過し、或は法に乖きて駄を重くするを以て、毎驛郡司をして主當し、國司次官以上一人專當せしむ、貞觀中再び令して、國司督察せざるものは解任せしめたり、延喜式を制定するに及び、驛傳馬は皆兵部省之を管し、驛馬の數を定む、畿内

四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百六十五匹、東山道八國八十六驛八百三十一匹、北陸道七國三十九驛一百九十餘匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹、山陽道七國五十七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛百十四、西海道九國一島九十七驛六百五匹とす、又驛馬を分て上中下三等とし其價法諸國各異なる、陸奥上馬直稻六百束、中馬五百束、下馬三百束、佐渡尤も賤し、上馬二百束、中馬百五十束、下馬百二十束とす、源平以後鎌倉の初めに至る迄驛馬のこと史料欠けて考ふるべきなし、嘉禎元年鎌倉驛使を以て急を告ぐるもの、路次の馬を奪ひ、恣に乘用して民憂を爲すを以て、之を止めて毎驛に驛馬二匹を置き其用に充てしむ、弘長元年上下使者及び物を運ぶ夫等、法に違ひ數匹を發し人民を苦ましむるを以て之を禁ず、建武中興の時驛馬を百姓に課することを止め、皆領主に課し民弊を救ふ、既にして天下亂れ驛法皆壞るに至れり、「エキ」參看（食貨志）

エキモン　掖門　正門の傍の小門をいふ、漢書成帝紀註に、掖門在二兩旁一、若二人之臂掖一云々」と見え、字典に、宮闕の小門を左右の掖門といふ由見ゆ、大内裡にての掖門の大略を左に示す（大内裡圖考證）

場所　掖門

大極殿	東	宣光　詔訓
	西	西華　壽成　光範
昭慶門	東西	嘉喜　永福
宣化門	南北	通陽　感化
東朝集堂	長位	含耀
南朝集堂	南	長樂
西朝集堂	乾位	章義
	南	永嘉
會昌門	東	章德
	西	興禮
白虎樓	西	慶儀
章善門	南北	顯親　敬法
豐樂殿	東廊	青綺
	西廊	白綺
栖霞樓	南廊	逢春
霽景樓	南	承秋
儀風門	東廊	高陽
	西廊	喜樂
豐樂門	東垣	禮成
	西垣	崇賢
豐樂院	東垣	陽祿　含利　開明
	西垣	福成　吉德　陽德

エギヤウジ　會行事　延曆寺大會の奉行を云ふ、もと舍利會奉行綱所輩これを勤む、また法事奉行とも云ふ（僧官雜例集）

エキレイ　驛鈴　名義　古へ官使諸國へ向ふ時に賜はる驛路の鈴をいふ、其を振り鳴して驛馬を徵發する證と爲すものなり、茅窓漫錄に、驛馬の轡頭に付る鈴をいふなりといへり　地原　沿革　世に鹿島日隈の兩神社に傳ふる驛路の鈴は、神代より相傳はると稱すれども明ならず、孝德天皇大化二年正月改新の詔に、諸國に驛馬傳馬を置き、鈴契を造り山河を定むる由見えたれば、當時よりありしこと明なり、大寶元年驛鈴の制を定む、公式令に、凡給二驛傳馬一、皆依二鈴傳符兵數一、親王及一位、驛鈴十兵、傳符三十兵、三位以上驛鈴八兵、傳符二十兵、四位驛鈴六兵、傳符十二兵、五位驛鈴五兵、傳符十兵、八位以上驛鈴三兵、傳符四兵、初位以下驛鈴二兵、傳符三兵、皆數外別給二驛子一人一其驛鈴傳符還到二日之內遂納一と見え、又諸國に驛鈴を給するの數は、太宰府に二十口、三關及び陸奥國は各四口、大上國（按するに延喜式に、大和、河内、武藏、上總、下總、常陸、近江、上野、播磨、肥後を大國と稱し、山城、攝津、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、相模、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、安芸、周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、豐前、豐後、以上を上國と稱す）は三口、中下國（安房、若狭、能登、佐渡、丹後、石見、長門、土佐、日向、大隅、薩摩を中國と稱し、和泉、伊賀、志摩、伊豆、飛驒、隱岐、淡路、壹岐、對馬を下國と稱す）は二口となす、又在京諸司事ありて驛馬に乘るべき者、皆本司の太政官に申て之を奏し給はるなり（太政官式に據れば、內外諸司申す所の庶務は、左右辨官先之を勘へて太政官に申す、若驛鈴傳符を請進する者あらば、辨官其色目を錄入し以て少納言に牒送す、少納言之を請進し訖るの狀を記入し辨官に牒すといふ）天平四年九月諸國節度使に驛鈴各二口を給す、天平十二年九月驛鈴二口を鎮西府に給す、降て嘉承元年十二月平正盛、源義親を討つに因て驛鈴を給すること源平盛衰記に見えたり、後世終に絕え、江戸時代には幕府の證文を以て傳馬の宿繼を爲すに至れり○其形現存するもの種々あり、常陸國鹿島郡に正等寺の什物といへるは、第一圖の如く耳目口鼻具はりて皆隱起し、菊邊幅の處に破目あり、長一尺一分、兆數ともいふべき筋を彫りたるもの、又第二圖の如き集古十種所載佐竹家藏のもの、第三圖の如き高橋圖南摹本の六稜なるもの、或は隱岐國造家藏といふ第四圖の如きもの、或は蘗齋抄所載の

第一圖

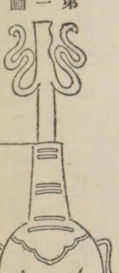

此筋上中下合テ五是兆數歟

六稜(第五圖)等のものあり(續紀、令義解、茅窗漫錄、好古小錄、驛路鈴考、柳庵隨筆)

第二圖

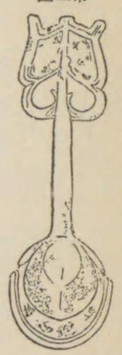

第三圖

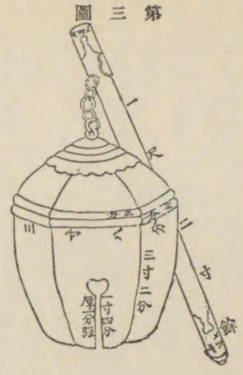

第四圖

第四圖側面

第五圖

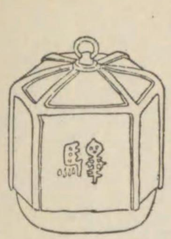

エキロ 驛路 國道をいふ、國道には宿驛の設あるによりて名付く、「ウマヤダ」とよむ、孝德天皇の大化改新の時、驛傳の制を定め、文武天皇大寶元年驛路を大中小の三に分ち、京都太宰府に通ずる道、卽ち山陽道を大路とし、東海東山兩道を中路とし、其餘は小路となす、元明天皇和銅四年諸國に郵亭驛を置き、六年郡司に令して旅客の便を與へしめ、元正天皇養老二年兵部省にて驛遞の事を司らしむ、聖武天皇天平九年陸奥より出羽國まで直路一百六十里を通ず、淳仁天皇天平寶字三年五畿七道驛路の兩傍に菓樹を植ゑしむ、平城天皇大同元年作路司を置き、道路を修理せしむ、源頼朝幕府を開くの後、要所要所に新驛を設け、驛の人夫を定めて、大宿八人、小宿二人となす、龜山天皇弘長三年宗尊親王上洛の時、夫役を諸國に課す、是後世の助郷課役の濫觴なり、後醍醐天皇建武元年往還の行程を近國十日、中國二十日、遠國五十日とし、諸人上洛の行程を近國七日、中國十五日、遠國二十日とす、室町時代戰亂絶えざりしを以て驛政大に亂る(大内政弘大友義鎭長曾我部元親の如く一地方には道路に意を用ひし事あり き)正親町天皇天正二年織田信長使者を四方に遣はして里程を定め、大路を幅三間半、小路を三間とし、兩傍に松と柳とを植ゑしむ、後陽成天皇慶長九年德川家康東海、東山、北陸三道の路を修め、塚を三十六町毎に築き一里塚とし、西南諸道又之に准ぜしむ、十六年東海道の木賃を定む、元和元年三度飛脚出て、萬治二年道中泰行を置き、驛務を主宰せしめ、翌年諸侯參勤交代の人馬を定め、靈元天皇寛文三年三都往復の飛脚屋起り、東山天皇元祿九年江戸傳馬の時限を定む、桃園天皇寶暦十二年東海、東山、日光、奥羽、甲州諸道に樹を植ゑ、其他本支諸道悉く樹を植ゑ道路を修理せしむ、孝明天皇嘉永四年諸侯の本陣に宿する制を定む、又往還の旅人遞夫等の路次にて喫煙するを禁ず、慶應三年各驛の助郷課役を解き、一人毎に錢七百文、賫食三百文を拂はしむること、定めたり、「エキ」參看(日本驛傳沿革考、牧斎考)

エキロノスズ 驛路鈴 驛鈴のことない ふ、「エキレイ」を見よ、

エグチノキミ 江口君 山城國江口に居る遊女をいふ、江口は平安朝時代の末年より、鎌倉時代の初にかけて、狹斜の地として有名なりき、遊女記に、山城國與度津浮三巨川、西行一日、謂二之河陽一、往二返於山陽南海西海三道一之者、莫不レ遑二此路一、江河南北、邑々處々、分流向二河内國一、謂二之江口一、(中略)比門連戶、人家無レ絶、娼女成レ群、棹二扁舟一、看二撿船一、以薦二枕席一云々」と見えたるにて、其一斑を推知すべし、「イウヂヨ」參看、

エクワウ 慧光 日眞(ニッシン)を見よ、

エクワン 慧灌 高麗國の人、三論宗の開祖、隋に入りて嘉祥吉藏三論の旨を受け、推古天皇三十三年正月我邦に來る、勅して元興寺に住せしむ、僧正と爲る、河内に井上寺を創立し、三論宗を弘む(元亨釋書)

エケイ 惠瓊 名義 幼字竹若、剃髮して頼藏主といひ、後ち惠瓊と改む、字は瑤甫 事蹟 安藝國沼田郡に生る、十一歲にして京都東福寺に入りて僧となり、名を頼藏主といふ、慧辯學を好み、また頼るオ略あり、博讀諳誦衆に超ゆ、後ち長老となりて南禪寺に遷り、錄司に補し紫衣を聽るさる、尋で安藝に遷さ安國寺を營みて、これに居る、性甚だ武事を嗜む、毛利元就其辯才を愛惜し、眷遇殊に渥く、屢々國政を議す、天正十年豐臣秀吉の高松城を攻むるや、屢々彼我の陣中に來往し、遂に輝元をして秀吉と和を行はしむ、羇來常に秀吉の幕下に候し、暇あれば儒佛及び弓馬の事を談す、並に於て佛門を去りて

武人となる、慶長五年關ヶ原の戰の時、石田三成に黨し、兵を率ゐて南宮山に陣す、戰敗るゝに及び、遁れて鞍馬月性院に隱れ、更に出でゝ七條道場に潛匿す、奥平信昌之を探知し、人を遣はして捕へしむ、惠瓊脫走し東寺に至りて遂に縛せらる、同十月德川家康命じて斬に處し、首を三條川原に梟す(野史)

エゲタシキビキ 江桁敷引 江戸時代、租を減除する法の一、土手敷引ともいふ、用惡水、堀等の濱岸に小堤を築き、其敷地の租を除くをいふ、引(ヒキ)參看(地方凡例錄、大日本租稅志)

エゲン 慧源 足利直義(アシカガタダヨシ)を見よ、

エゲン 慧玄 名義 關山と號す、後奈良天皇勅して本有圓成國師と謚し、尋で後西院、東山、桃園、光格、孝明の五帝、佛心寔照、大定聖慈、光德勝妙、自性天眞、放無量光の諡號を累賜す 系統 姓は源氏、信濃高梨高家の子 事蹟 京都妙心寺の開山、幼にして巨福寺の廣嚴菴に抵りて、東傳啓和尙を禮して、薙染嚴具す、後ち京師に上り、大德寺に入り、大燈國師に參し、左右に親炙して、唱酬機に契ふ、後醍醐天皇、一日大燈に詔して宮に入らしめ法要を問はんとす、大燈會々不安、玄に命じて詔に赴かしむ、奏對旨に稱ふ、元德二年、美濃伊深山に入り、紳菴を盤結して、跡を晦し光を韜み、聖胎を長養す、花園上皇洛西離宮を改めて梵刹となし、正法山妙心寺となし、强いて起たしめて、開山第一世となす、上皇丈室の後に別に玉鳳院を開きて、晨昏入室參扣し給ふ、玄威儀禮典に拘らず、唯尚上の一著を以て四來を接得す、一日裝束項笠して、授翁弼(藤原藤房)に告げて曰く、我今行脚し去らんと、相携へて風水泉の邊に至りて、出世の顚末を立談して、泊然として逝化す、皆に後先龜天皇延文五年十二月十二日なり、享齡八十有四、坐夏六十四、玄法令嚴峻にして最も印可を重んず、故に嗣法の弟子授翁弼一人あるのみ(本朝高僧傳、扶桑禪林僧寶傳、龍門夜話、佛教各宗綱要)

エコヨミ 繪暦 暦の一種、繪入りたる暦をいふ、「コヨミ」參看、

エザウシ 繪雙紙 名義 草紙の間に、繪畫を加へたるものをいふ、卽ち繪のある草紙にて、昔物語等を繪につゞり詞を書き加へたるものなり 起原 沿革 江戸時代に始まり、盛に行はれたり、然れど、昔の繪卷物等は、後の繪雙紙なり、嬉遊笑覽に、源氏(ほたる)なが雨例の年よりいたくして、はるゝかたなくつれ〴〵なれば御かた〴〵繪もの語などすさびにてあかしくらし給ふ云々、この下にこまの、物語、うつぼの物語の畫のことゞも見えたり、古は物語も畫にかき、翫とせしもの、今も稀にその繪卷物傳はれるもあり、實錄もあれど、多くは戲作なり、また繪合の爲に作りたるも多し、諸寺の緣起なども同じさまなるは、兒女子にも見やすからしめんがためなり(中略)南蠻老人語りけるは、昔の繪雙紙は唐かみ表紙にて土佐淨瑠璃、本文は金平などの本にてありしを、享保の頃より鱗形屋にて朋黃の表紙を付、鳥居流の繪本を出す、是靑本の始なり云々」といへり、後ち種々の色表紙本出でて世に行はる、草雙紙(クサザウシ)參看、

エザシ 餌差 職掌 江戸幕府の職名、鷹の餌鳥を捕ふることを掌る、鷹匠の部下に屬し、十人あり 沿革 何時頃より起りしか詳かならず、然れど慶長の頃より鷹匠あるを見れば、同時よりありしか、寛文七年九月、鷹匠頭に命じて、餌差札の墨印を改め、札なき者には餌差たることを禁ぜしむ、享保五年十月餌差取扱方を達し、居屋敷、中屋敷等へ謫り次第入らしめ、又餌鳥以外に捕ふれば遠慮なく申出さしめ、且つ餌差に物を給し馳走がましきことを禁す、享保六年十二月餌差屋の者取扱方を令し、向後餌差共悖井弟甥迄者、弟子餌差と唱、脇差さゝせ候、其外の弟子は、屋の者と唱候て、餌差札にも誰屋の者と書記し、脇差さゝせ不申筈に候、則屋之者腰札之寫書記し相廻候間、在々にて札致吟味、屋之者脇差さし候か、又者我儘之儀於有之は、捕置可申出候、先逢而も相觸候通、不埒之者候得ば申出筈に候處、唯今迄無之儀に候、自今者右之趣急度相守り屋之者は勿論御餌差井弟子に至迄我儘仕候者候はゞ早々可申出候、若其通に致置、外よりきこゑ候はゝ可爲曲事事」といへり(德川禁令考)

エサシノコホリ 江刺郡 所在 陸奥國 起原沿革 仁明天皇承和八年始めて見えたり、和名抄に、大井(オホキ)信農(シナノ)甲斐(カヒ)橋井等の鄕あり、正保圖江差に作り、元祿圖又江刺に復す、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エシ 畫師 職掌 中務省の被官、畫工司の部屬にて繪事彩色を掌る 起原沿革 天智天皇の御世大岡忌寸惠尊繪才に巧なり、姓を倭畫師と賜ふ、孝謙天皇の時河内畫師あり、推古天皇十二年九月始めて黃書畫師山城畫師を定む、文武天皇大寶元年中務省の下に四人の畫師を置く、平城天皇大同三年畫工司を內匠寮に併せ、後ち繪所となるに及びて其名亡ぶ、「エドコロ」參看(書紀、令義解、職官志)

エシ 繪師 職掌 江戸幕府の職名、繪畫の事を掌る、狩野、土佐の兩流ありて二十人あり 起原沿革 狩野氏は、慶長中守信(探幽)召されて畫所となり、法

印に叙す(法印、法眼に昇る者は某院と號す)子孫相繼で世襲し、醫師、或は同朋頭に准ず、見參以上となり、一族數家に分れて、悉く藏人に列す、見參以上の家祿は、二百石二十人扶持より、百十石十五人扶持までの差あり、其他は率れ五人扶持なり、土佐は、元祿二年、住吉廣澄より藏人に加はる、爾來住吉(十人)板谷(五人)の兩家世襲す、享保二年より若年寄の所管たり、狩野派(カノウハ)住吉派(スミヨシハ)參看(官制沿革略史)

エジ　衛士　職掌 各國軍團兵士の、每年交替上京して、禁闕を守護する者を云ふ、令義解に、凡兵士向京者名三衛士」とあり、左右衛士府の掌る處にして、桓武天皇延曆の年諸宮城門、八省院、大極殿及び各省等に分布し、以て非常に備へしむ○軍防令に據れば、衛士の京に向日には皆國司をして自ら部領せしめ、之を中分して一は上番し一は下番せしむ、下る日每には、當府にて弓馬を教習し刀槍を弄せしめ、奪を發ち石を拋たしめ午時に至て放還す、別勅にあらざれば雜使を得ず、下る日と雖も轍く三十里外に私行することを得ず、其上番の年は重役なりと雖も下る限に在らず、衛士は父母兄弟併せ遣はすことを得ず、若し祖父母老疾にて侍すべきに、家に兼丁なくば衛士となることを免ぜらる 起源沿革 文武天皇大寶元年之を制定す、桓武天皇延曆二十四年人員を左右衛士府各六百人となし、各省に百人宛を分配し以て非常に備へしむ、後世軍團の制破れし後は、左右衛士各四人あり、諸公事の時雜事を務む、卽ち諸社奉幣の時、幣を持ちゆき、又は神馬を曳き、庭火を炬き、御殿掃除の時、御所洗を奉仕し、祈始め、御修法、節分等の雜物等皆勤仕す(令義解、續紀、軍團制、防人徵發考)

エジキ　會式　佛事を云ふ、會は御齋會最勝會大勝會等の會にて、式は儀式の式なり、卽ち朝廷の法會を初め諸寺の佛事は皆之を會式と云ふ、

エジフ　衛士府　名稱 後ちに衛門府と改む、宮門(內門)を守る近衛に對して、宮城門(外門)を守る故に「トノエ」とも云ふ、左右あり 所在 左衛士府は鷹司の南、近衛の北東、大宮の東、猪熊の西、右衛士府は近衛の南、大宮の西、宮城內の陣は、左は建春門、右は宜秋門 職掌 宮掖を禁衛し、隊仗を檢校し、衛士を差配し、所部を巡檢し、禮儀兵仗を正し、車駕出入の先驅後殿の事等を掌る、衛門を合せて後ち、京都の非違を糺し、隼人の門籍門榜等を掌る 職員 督、左右各一人正五位上(後ち從四位下)中納言、參議非參議の人兼任す、又之を「カウ」とよみ尊みて「カウドノ」と云ふ、佐、各一人從五位下(後ち從五位上)五位殿上人のうち之に任ず、權介一人(令制なし)名家譜第の人を撰任す、掾非違使佐に任ぜられ、巖人に昇るを得、大尉、各二人從六位下(後ち從六位上)少尉、各二人正七位上、六位諸大夫、井に侍の內を撰任す、杜氏通典に、尉とは上より下を安する意、武官の通稱なりと云へり、後世成功により武士等任ぜらるる者多く、二十人若くは二十五人以上となれり、大志各二人正八位上、少志各二人從八位上、醫師各二人正八位下、門部各二百人、物部各三十人、使部各十人、直丁各三人、衛士各六百人(ヱジ參看) 起源沿革 文武天皇大寶元年制定す、但し衛士の數不定、桓武天皇延曆二十四年六百人と定む、平城天皇大同三年七月衛門府を廢して、本府に併せ、諸門禁衛及び門籍門榜等の事を併せ行はしむ、衛士府主帥各六十人を廢し、門部各一百人を置き、衛士を減じて五百人とす、唯叙貧の名歷年已に久し、全廢すべからず、仍て左右叙貧府と云ふ、嵯峨天皇弘仁二年十一月大伴眞木麿等の奏により、左右衛士府を改めて、左右衛門府と云ふ、宇多天皇寬平三年員外舍人百人を定む、延喜の制府生各四人、醫師各一人、門部各六十六人とし、其他は舊制に依る、又佐尉志府生各一人火長九人京中の非違を檢挍す、當時衛門の職內外非違を檢察し、兼て追捕の事を行ふ、後ち檢非違使の權甚だ盛なるに及て、衛門兵衛皆其職を失ふ(續紀、令義解、三代格、延喜式、職原抄)

エジマヤキセキ　江島屋其磧　名號 名は市郎右衛門、屋號を江島屋といふ 事蹟 世々京都の商賈なり、寬文七年生る、若年の時放蕩を盡し遂に產を傾けしが、文才あるを以て筆を小說に染め、京都の書肆八文字屋自笑(八右衛門)の依賴に應じ、浮世草紙、役者評判記等を著はし、皆世に行はる、はじめ寶永七年頃より、其著書には皆自己の名を現はさずして自笑の名を署せしがゆゑ、世人自笑あるを知りて、其磧が其作者たるを知らず、名付けて八文字屋物といふ、實は多く其磧の著はす處なり、後ち其磧これを悔い、八文字屋と分離して、其子に江島屋市郎右衛門の名を讓りて、書肆を開かしめ、これより其磧の名を署したり、然れども經驗に乏しかりしがゆゑ書肆は損耗に終り、享保九年頃に至り廢業したれども、其磧の名聲は爾來却て高くなれり、元文元年六月歿す、年七十 著書 傾城歌三味線、曲三味線、色三味線、契情禁短氣、役者目利講等數十種あり(列傳體小說史)

エシン井ンソウヅ　惠心院僧都　源信(ゲンシン)を見よ、

エシヤイウル　會赦猶流　王朝時代に於ける流刑の一、蠱毒を造蓄する者は、赦に會ふと雖も、同居家人及び教唆せし人まで亦遠流し、四等の尊屬(祖父母)を、仮て左右叙貧府と云ふ、

從父兄姉、異父兄姉を殺し、及び無道せしものは、赦に會ふと雖も猶近流する事を云ふ、「ルケイ」參看(律疏名例、拾芥抄)

エスゴログ　繪雙六　繪入の雙六を云ふ、還魂紙料に、繪雙六と云ふもの、漢土には古くよりあれども、本朝には古き書に見えず、淨土雙六と云ふものぞ繪雙六の初めなるべき、淨土雙六(ジヤウドスゴロク)參看)繪雙六にて古きは道中雙六なり、近松門左衛門作丹波與作、(久安四年作)の道中雙六の條に、これこそ五十三次を居ながら步む膝栗毛、馬はいしい道中雙六、南無諸佛分身と出た六字を六角に、きざむ櫻木云々」とあり、爾後種々の繪雙六出で文政の頃松羅館の耽奇會に出品せしにても已に二十八種に及べりと云ふ、「スゴロク」參看、

エゾ　蝦夷　人種 敎說あり(一)日本固有の土人にして王化東漸するに從ひ漸次逐はれて、渡島國に移り、今の蝦夷人は其遺孽なりと(二)上代蝦夷島の土人、我邦の北邊に渡り住せるなりと(三)蝦夷人の容貌魁岸骨格雄偉なる、恐らくは白晳人種なるべしと(四)或は一種の土人なりと 風俗 上代の風は書紀に男女皆文身椎結、冬は穴居し、夏は出て樓に居す、五穀蠶桑なく、鳥獸を射て食となし、羽皮を衣とす、人となり勇悍强暴能く射、常に矢を髻中に藏し、好て劫盜を爲し、趨捷飛ぶが如く、君長なし、と見えたるにて之を知るべし、爾來と雖もさしたる進步なく、今日なほ野蠻の風ある事普く人の知る處の如し 起源 古代「エミシ」といひ、中古以來「エゾ」といふ、景行天皇二十五年、武內宿禰東方の風土を巡察す、二十七年歸りて奏す、東方日高見國あり、土地沃壤にして曠し、是を蝦夷と云ふ、擊て取るべしと、是れ書に見えたる始めなり、四十年東蝦夷叛す、日本武尊之を征服す、是蝦夷を征する始めなり、 沿革 五十六年東山道の蝦夷叛す、御諸別王之を征服す、仁德天皇五十四年田道蝦夷を討じて伊寺水門に敗死す、清寧天皇四年蝦夷內附す、欽明天皇九年上毛野形名將軍となり討ず、皇極天皇元年蝦夷數千內附し、饗を朝廷にて賜ふ、齊明天皇四年春阿倍比羅夫舟師百八十艘を率ゐ渟代津(シリクヒ)輕二郡の郡領を定め置き渡島に至り蝦夷を征して歸る、五年比羅夫又舟師百八十艘を以て征し、齶田渟代蝦夷二十人を召し、酒食を賜ひ、進て肉入籠(シヽリ)に至り後方蹄羊を政所とし、郡領を置く、終に進て齶慎を攻て歸る、天智文武持統の三朝歸順するもの多し、固て之を優遇す、元明天皇和銅二年陸奧越後の蝦夷猖獗なり、巨勢麻呂を陸奧鎭東將軍、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍とし、之を征服す、元正天皇養老四年陸奧蝦夷叛して按察使上毛野廣人を殺す、多治比縣守を持節征夷將軍、下毛野石代を副將軍、阿倍駿河を持節鎭狄將軍として之を征す、聖武天皇神龜元年陸奧海道蝦夷叛す、藤原宇合持節大將軍として蝦夷を、小野牛養を鎭狄將軍として出羽を鎭す、此時より鎭所を置き、多賀柵を置き鎭撫に尤も力を盡す、爲めに地を開き蝦夷歸降する者多し、光仁天皇寶龜五年秋蝦夷邊に冦す、鎭守將軍大伴駿河麿之を討平す、坂東八國に勅して兵を出さしむ、七年兵四千を以て之を征す、賊勢猖獗八年出羽蝦夷叛して國兵破れ、十一年陸奧蝦夷叛す、兵三千を發して之を討す、夷俘上治郡領伊治呰麿叛て按察使參議廣純を殺し、諸塞を陷れ進て多賀城に入り府庫を燒く、三月中納言藤原繼繩を征東大使、安倍家麿を出羽鎭狄將軍とし大軍を以て征す、功なし、依て藤原小黑麿を持節征東大使として兵三千を率ゐて之を討す、鎭守副將軍百濟俊哲等と共に奮戰し、失ふ所の諸塞を復す、桓武天皇延曆七年多賀城に料食を蓄へ紀古佐美を征東大使とし、五萬二千餘人を發して之を征す、期年に及びて功なく師を還す、依て大伴弟麿を征夷大將軍となす、十三年弟麿大に賊軍を破る、十九年陸奧出羽按察使坂上田村麿諸國の蝦夷を撫挍す、二十年征夷大將軍田村麿蝦夷を敗り、窮追して閉伊村に至り、其巢窟を掃除す、二十一年田村麿に命じて膽澤城を築き、鎭守府を之に移す、翌年又志波城を築く、諸國浮浪の民を移して膽澤城志波城等を守らし、又、嵯峨天皇弘仁二年春陸奧爾薩體幣伊二村蝦夷叛す、按察使文室綿麿鎭守將軍佐伯耳麿二萬六千人を以て之を征す、出羽守大伴今人賊の不意に出て大に之を破る、夏、綿麿を征夷將軍、今人を副とし賊を討す、勅して國の安危この一擧にあり將軍等之を勉めよと、冬に至り綿麿等兵を分て四道並進み直に賊巢を衝き窮討して盡く之を滅す、天皇勅して綿麿以下の功を賞す、淸和天皇貞觀十七年出羽言、渡島蝦夷叛し舟船を發し秋田飽海二郡の民を殺略すと、乃ち牧宰に詔し討て之を平ぐ、陽成天皇元慶二年春出羽夷俘叛す、出羽守藤原興世鎭兵を以て防ぐ利あらず、終に秋田城燒失せらる、時に藤原保則を權守となし之を討ぜしむ、六月鎭守將軍小野春風をして赴き討ぜしむ、保則春風力を協せ、從はざる者は誅し、降附するものは慰撫す、茲に於て蝦夷の叛漸く稀なり、後冷泉天皇天喜四年陸奧俘囚安倍頼時眞任叛し(ゼンクネンノタダカヒ參看)自河天皇永保三年出羽俘囚淸原武衡叛す(ゴサンネンノタダカヒ參看)事平ぐの後、又蝦夷の憂なし、後鳥羽天皇文治五年、藤原泰衡の源頼朝の爲めに亡さるゝや、其將士往々夷地に逃竄

する者あり、その海を渡り島中に入るを以ての故に、後人之を渡嶽と云ふ、此時に當り、安藤季信津輕の守護と爲り、蝦夷を管す、四條天皇文暦二年七月、鎌倉幕府兇徒を捕て蝦夷に流す、後世謂ふ所の諸館主は皆その族なり、南北朝の初、安藤の族安東貞季代て津輕を領し、藤崎に居る、正長元年貞季の孫教季、南部守行に逐はれ、嘉吉三年松前に到り、島民を撫綏す、これを下國氏と爲す、後花園天皇享德三年若狹の人武田信廣此地に來る、長祿元年酋長胡奢冤允亂を爲す、諸館主擊て之を平ぐ、武田信廣功あり上國の蠣崎季繁の女婿となり、壘を天河に築き勝山と號し之に居る、後柏原天皇永正十年蝦夷叛して諸館を陷いれ、下國氏亡ぶ、信廣の子光廣舟百八十艘を以て天河より松前に來り、大館の壘に入り、改めて德山と名づけ、子高廣をして勝山を守らしむ、天正十八年豐臣氏東征後、光廣の曾孫慶廣に蝦夷及び松前を統轄せしむ、慶長十一年德山館を重修して福山と改名し、氏を松前と改む、後光明天皇寛文九年志毘茶里の酋長亂を作し、松前氏之を平ぐ、後櫻町天皇明和二年露西亞始めて羅處和、石沒石利二島に至り、三年擇捉に至り、得撫島に留住す、是より先延享寛延の間露西亞羅處和以北の諸島を蹂食し、此に至て又其以南を奪ふ、四年幕府吏を遣り蝦夷を巡視せしむ、光格天皇寛政元年東部國後の「マメキリ」等亂を作し、松前兵を遣り之を平ぐ、二年松前氏高橋寛光を唐太に遣り商館を建る地を相せしむ、四年幕府最上常矩を唐太に至らしむ、是歲露西亞漂客幸大夫等を護送して根室に至る、十年幕府使を遣はし蝦夷を巡察せしめ、露西亞の蝦夷諸島を蹂食し、松前藩小にして力制すること能はざるを以て、之が處置を講ぜしむ、十一年正月更蝦夷地浦河より知床に至るまで七年を限て幕府假に之を措置す、享和二年七月遂に之を收て政廳を箱館に規め、戸川安倫羽太正養を以て奉行と爲す、文化三年九月露西亞唐太に寇す、爾來屢々露西亞との關係絶えず（カラフトジケン」參看）四年三月又西蝦夷の地を收め松前氏を陸奥梁川に移封し、政廳を松前に遷し、松前奉行を置き、全島を總管す、六年六月唐太を改めて北蝦夷と名づく、仁孝天皇文政四年十二月更に東西蝦夷地を松前章廣に付す、孝明天皇嘉永六年露西亞北蝦夷の境界を定め交易を通ぜんことを請ふ、安政元年箱館近傍の地を收む、二年東西蝦夷地を收め箱館奉行に隷し、松前宗廣に邑を內地に賜ひ、福山城に居らしむ、六年六月箱館港を開き互市を許す、明治元年四月函館裁判所を置き、同年五月函館府を建て清水谷公孝を知府事と爲す、八月松前德廣厚澤部の館に新城を築き十月移て之に居り、館藩と稱す、是月德川氏脫走の徒函館に據る、二年五月官軍擊て之を平ぐ、六月鍋島直正を蝦夷開拓總督に任じ、七月函館府を廢して縣を置き、尋で縣を改めて開拓使を置く、八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分て十一國八十六郡と爲し、省府藩士族寺院の支配を定む、樺太の稱は舊に仍る、九月舊函館裁判所を開拓使出張所と爲し、十一月治所を札幌に經營す、三年二月開拓使を分て別に樺太開拓使を置く、四年六月札幌開拓使廳を開き、函館根室を以て出張開拓使廳と爲し、各郡に出張所を設く、七月館藩を廢し館縣と爲す、尋で又また廢し、弘前縣に併せ、十一月改めて青森縣を置き之に隷す、五年九月全道を六郡に分ち、札幌使廳を本廳と稱し全道を管轄す、八年五月樺太州を露西亞に讓り久里留諸島を千島國に屬し、得撫新知占守三郡を置く、九月北海道大小區畫を定む、大區三十、小區百六十、十二年七月大小區畫を廢し更に郡區を置く、十五年二月開拓使を廢し札幌函館根室の三縣を置く、尋で北海道廳を置きて全道を管し、其下に札幌、函館、檜山、瀞部、岩內、小樽、空知、上川、增毛、宗谷、網走、室蘭、浦河、釧路、河西、根室の十六支廳を設け現今に至れり（書紀、續紀、類聚國史、古事記傳、北海道志、法令全書）

國	郡（自明治二年至五年沿革表）
石狩	札幌　石狩　樺戸　雨龍　上川　厚田　夕張　空知　濱益
後志	小樽　高島　餘市　古平　美國　積丹　古宇　磯谷　壽都　島牧　岩內　久遠　歌棄　瀘棚　奥尻　太櫓
渡島	爾志　檜山　津輕　福島　上磯　龜田　茅部
膽振	山越　虻田　有珠　室蘭　白老　勇拂　千歲　幌別
日高	沙流　新冠　浦河　様似
十勝	廣尾　當縁　河東　上川　河西　十勝　中川
釧路	白糠　釧路　足寄　網尻　厚岸　川上　阿寒
根室	花咲　根室　野付　標津　目梨
千島	國後　擇捉　紗那　蘂取

北見	網走　紋別　枝幸
宗谷	禮文　利尻
天鹽	天鹽　増毛
中川	上川　苫前　留萌

エリクワンリヤウ　蝦夷管領　職掌　管を津輕に設けて、奥羽、及び渡島（今の北海道を云ふ）の蝦夷を鎭撫す、又蝦夷代官とも稱す　起原沿革　王朝の時、鎭守府將軍、及び秋田城介等其任たりしに源頼朝兵權を執りてより、此等の官職廢れ、北條義時執權たりし時、安藤五郎を津輕に居らしめて、蝦夷を管領せしめ、貢稅を徵納し、民夷の叛亂に備ふ、蝦夷服屬し、呼びて日本將軍と云ふ、元亨中、其裔孫五郎三郎季久、同族たる又太郎季長と所領の地を爭ひて訟をなす、長崎高資、雙方より賄賂を納れ、久じく決せず、是より先元應中より、出羽の蝦夷蜂起す、茲に至り、雙方に黨與して亂をなす、嘉曆元年、工藤祐貞を征討使として下向せしむ、擊ちて季長を虜にす、三年に至り、漸く兵を息む、江戸時代には蝦夷奉行（後に箱館奉行）あり（武家名目抄、官制沿革略史）

エリダイクワン　蝦夷代官　蝦夷管領（エゾクワンリヤウ）を見よ、

エリノコホリ　惠蘇郡　所在　備後國　起原沿革　風土記又惠宗に作る、延喜式に始めて見えたり、和名抄に、惠蘇（エソ）春部（カスカベ）刑部（オサカベ）の郷あり、明治三十一年六月奴可、三上と合して比婆郡と爲る（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

エリブギヤウ　蝦夷奉行　職掌　江戸幕府の職名、蝦夷の事務を掌る　起原沿革　享和二年七月戸川安倫、羽太正養を蝦夷奉行として蝦夷地の專ら掌らしむ、是始めなり、尋で同年五月改めて箱館奉行と稱す（エゾ參看、ハコダテブギヤウ參看）

エタ　穢多　名義　穢多は餌取の轉語、屠者の和名抄、今昔物語等に餌取の事見えたるにて明なり、享保四年江戸淺草の長吏彈左衛門の差出したる由緒書には、彈左衛門の祖先は源頼朝の時長吏以下の支配を命ぜられし由を云へども全く信を置き難し、穢多の文字の見えたるは、師守記に、貞治元年十二月六日、今日西井被ゝ掘ゝ之、鳥目一連賜ゝ穢多一畢」とあるを始めとす、久米邦武氏の說に、穢多村長吏、皮作、犬神人等と同類にて、共に不淨を取捨て掃除を爲し、斃牛馬等をも取扱ふより、皮作りを業とするなりと、又昔時は穢多非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く泒別高下を爭うて、別類の如く言習はしたるなり」と、江戸時代には、穢多と非人とは別にて、穢多を支配する者を彈左衛門といひ淺草に居る、非人頭を善七、松右衛門の二人とす、善七は淺草に、松右衛門は品川に居り、並に非人小屋頭といふ、並に彈左衛門の指揮に從ふ、彈左衛門の支配する所は府下並に關八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥を合せて十二箇國に亘り、其國の穢多は悉く同人の約束に從ふ、幕府命ずる所あらんとするには彈左衛門に令して普く之を傳へしむ、十二箇國外の諸國の穢多非人にも亦各其長あり、或は長吏と稱し、或は單に小屋頭などゝ稱す、寛政十二年八月彈左衛門の書上に據れば、其支配の戸數は、總計七千七百二十軒、內二百三十二軒（外に猿飼十五軒）彈左衛門構內、七百三十四軒府下各所の小屋（淺草、品川、深川、代々木村、木下川村等五所）五千四百三十二軒（外猿飼四十六軒）關八州十二箇國の分なり、江戸幕府の時穢多は平民となること能はず、非人は初め平民なりしが、後の一旦非人となれるなれば非人頭の證明を得て平民

するにより、穢多と賤まれたるなりと、何れも確かならず、されど古くよりありし事は疑に赤すが如く、和名抄、今昔物語等に餌取の事見えたるにて明なり、享保四年江戸淺草の長吏彈左衛門の差出したる由緒書には、彈左衛門の祖先は源頼朝の時長吏以下の支配を命ぜられし由を云へども全く信を置き難し、穢多の文字の見えたるは、師守記に、貞治元年十二月六日、今日西井被ゝ掘ゝ之、鳥目一連賜ゝ穢多一畢」とあるを始めとす、久米邦武氏の說に、穢多村長吏、皮作、犬神人等と同類にて、共に不淨を取捨て掃除を爲し、斃牛馬等をも取扱ふより、皮作りを業とするなりと、又昔時は穢多非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く泒別高下を爭うて、別類の如く言習はしたるなり」と、江戸時代には、穢多と非人とは別にて、穢多を支配する者を彈左衛門といひ淺草に居る、非人頭を善七、松右衛門の二人とす、善七は淺草に、松右衛門は品川に居り、並に非人小屋頭といふ、並に彈左衛門の指揮に從ふ、彈左衛門の支配する所は府下並に關八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥を合せて十二箇國に亘り、其國の穢多は悉く同人の約束に從ふ、幕府命ずる所あらんとするには彈左衛門に令して普く之を傳へしむ、十二箇國外の諸國の穢多非人にも亦各其長あり、或は長吏と稱し、或は單に小屋頭などゝ稱す、寛政十二年八月彈左衛門の書上に據れば、其支配の戸數は、總計七千七百二十軒、內二百三十二軒（外に猿飼十五軒）彈左衛門構內、七百三十四軒府下各所の小屋（淺草、品川、深川、代々木村、木下川村等五所）五千四百三十二軒（外猿飼四十六軒）關八州十二箇國の分なり、江戸幕府の時穢多は平民となること能はず、非人は初め平民なりしが、後の一旦非人となれるなれば非人頭の證明を得て平民